宇治市地域防災計画

一般対策編

令和８年３月

宇治市防災会議

第1編 総　則

第1章 計画の方針……1
第1節 計画の目的……1
第2節 計画の考え方……2
第3節 計画の修正……2
第4節 計画の周知徹底……2
第5節 計画の運用と円滑化……3
第2章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱……4
第1節 宇治市……4
第2節 京都府……5
第3節 指定地方行政機関……6
第4節 自衛隊……6
第5節 指定公共機関及び公共的団体等……6
第3章 宇治市の地理的概況と災害の記録……10
第1節 地理的概況……10
第2節 災害の記録……11

第2編 災害予防計画

第1章 計画の方針……12
第1節 計画の方針……12
第2章 災害に強い宇治市づくり……13
第1節 水害の予防……13
第2節 林地災害の防止……16
第3節 造成地・急傾斜地災害の予防……16
第4節 土砂災害対策……18
第5節 農業用施設の防災……21
第6節 道路防災……22
第7節 ライフライン施設等の整備……23
第8節 建築物災害の予防……25
第9節 火災の防止……26
第 10 節 文化財の災害の予防……27
第3章 災害の予防、災害応急対策への備え……29
第1節 災害危険箇所の調査等……29
第2節 災害通信網、施設の整備……29
第3節 職員に対する防災教育……30
第4節 道路交通の安全対策……31
第5節 医療救護体制の整備……32
第6節 保健福祉施設等の防災体制の充実強化……33
第7節 学校等の防災対策……33
第8節 防災営農対策……34

第9節　資器材等の点検整備 36
第 10 節　水防上必要な諸活動等の要綱及び水防 36
第 11 節　広域応援体制の整備・各種団体との協定 38
第 12 節　避難路の整備 38
第 13 節　避難対策 39
第4章　市民及び事業者の防災行動力の向上 40
第1節　市民の防災意識の向上と防災訓練の実施 40
第2節　学校における防災教育 42
第3節　事業所防災体制の充実強化 42
第4節　家庭での防災対策の推進 43
第5節　災害ボランティアの育成 43
第6節　観光客保護・帰宅困難者対策計画 44
第7節　地区防災計画策定の推進 45
第5章　風水害等に関する調査研究 46
第1節　洪水に対する調査研究 46
第2節　土砂災害に対する調査研究 46
第3節　避難等の安全確保に関する調査研究 46

第3編　災害応急対策計画

第1章　計画の方針 47
第1節　計画の方針 47
第2章　組　織 48
第1節　宇治市の防災組織等 48
第2節　本部設置前の災害警戒体制 48
第3節　災害対策本部の設置 49
第4節　災害対策本部の運用及び任務分担等 50
第5節　本部の閉鎖 51
第6節　災害対策本部の標識等 51
第7節　他の機関の活動体制 51
第3章　動　員 52
第1節　災害警戒本部の動員 52
第2節　災害対策本部の動員 52
第4章　水防上必要な活動 55
第1節　水防組織 55
第2節　重要水防区域 57
第3節　水防警報等の種類及び内容、通信方法 57
第4節　水防体制 62
第5節　水防上必要な対応及び措置 63
第5章　情報の収集・伝達 67
第1節　予報及び警報の伝達組織と周知方法 67
第2節　通信系統 72
第3節　災害情報及び被害状況の収集・報告 72
第4節　災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準 74

第5節　非常無線通信等の利用 74
第6章　広報・広聴活動計画 76
第1節　広報活動 76
第2節　広聴活動 79
第7章　災害救助法の適用 81
第1節　災害救助法の適用基準 81
第2節　活動計画 82
第8章　交通規制及び災害警備活動 84
第1節　交通規制 84
第2節　災害警備活動 85
第9章　消防対策 86
第1節　消防署の活動態勢 86
第2節　消防活動 86
第3節　消火栓以外の消防水利の活用 87
第4節　応援要請 87
第 10 章　応援要請計画 88
第1節　他の地方公共団体等への応援要請 88
第2節　関係協力機関への連絡及び要請 89
第3節　自衛隊災害派遣要請計画 89
第4節　受入に向け必要な業務や体制の確立 91
第 11 章　避難誘導計画 92
第1節　避難指示等の発令 92
第2節　警戒区域の設定 96
第3節　避難の方法 97
第4節　学校等の集団避難計画 98
第5節　火災に対する避難計画 98
第6節　洪水浸水想定区域内の地下施設及び要配慮者利用施設の避難計画 98
第7節　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画 98
第 12 章　避難収容対策計画 99
第1節　避難所の開設 99
第2節　避難所の運営 100
第 13 章　特に配慮を必要とする人達の安全確保 102
第1節　高齢者、障害のある人達への配慮 102
第2節　女性・乳幼児等への配慮 103
第3節　外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画 103
第4節　避難行動要支援者の支援 104
第 14 章　被災者救出 106
第1節　救助・救出の対象 106
第2節　救助・救出の方法 106
第3節　関係機関への協力要請 107
第4節　災害救助法による救出 107
第5節　惨事ストレス対策 107
第 15 章　医療助産 108
第1節　実施責任者 108

第2節　医療及び助産の対象者 108
第3節　初動医療体制 108
第4節　後方医療体制 109
第5節　助産 109
第6節　医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法 109
第7節　医療品等の調達 109
第8節　避難者の健康対策 109
第9節　心のケア 109
第 16 章　給　水 111
第1節　実施責任者 111
第2節　給水の方法 111
第3節　災害救助法による飲料水の供給 112
第4節　市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数 112
第 17 章　食料供給 113
第1節　食料供給の方法 113
第2節　給食に必要な米穀の確保 113
第3節　乾パン等の調達 114
第4節　その他の食品の調達 114
第5節　輸　送 114
第6節　炊き出しの計画 115
第7節　災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準 115
第 18 章　生活必需品その他物資供給 116
第1節　物資の調達等 116
第2節　災害救助法適用の場合の措置 116
第3節　災害救助法が適用されない場合の措置 117
第4節　市内の物資の主な販売業者 117
第5節　物資の輸送、配給方法と配給場所 117
第6節　災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準 117
第 19 章　障害物の除去 119
第1節　道路上の障害物除去 119
第2節　住宅関係の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準） 119
第 20 章　輸　送 121
第1節　実施責任者 121
第2節　輸送及び移送の方法 121
第3節　輸送力の確保 121
第4節　輸送力確保についての協力要請 122
第5節　航空機等による輸送、移送 123
第6節　緊急輸送車両の取り扱い 123
第7節　災害救助法による輸送基準 123
第8節　公用自動車等（市有車両）の現況 124
第 21 章　ライフライン施設等の応急復旧対策 125
第1節　電気施設 125
第2節　上水道施設 126
第3節　下水道施設 126

第4節　ガス施設 127
第5節　通信施設 128
第 22 章　公共施設等の応急復旧対策 130
第1節　公共建築物 130
第2節　公共土木施設 131
第3節　鉄道施設 132
第4節　放送施設 132
第5節　金融機関 132
第 23 章　災害ボランティアセンターとの連携 133
第1節　災害ボランティアセンターの災害時体制への移行要請 133
第2節　災害ボランティアセンターの運営 133
第 24 章　労務供給 134
第1節　ボランティアの受け入れ 134
第2節　作業員等の雇用 134
第3節　災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準 135
第 25 章　災害廃棄物処理に対する対策 136
第1節　災害廃棄物等の収集運搬、処理処分 136
第2節　処理施設等の現況 137
第 26 章　防疫活動 138
第1節　実施責任者 138
第2節　防疫班の編成可能班数 138
第3節　防疫の実施基準 139
第4節　家畜伝染性疾病の予防 139
第 27 章　行方不明者の捜索、遺体の取扱い 140
第1節　捜索の実施 140
第2節　遺体の収容処理 140
第3節　身元不明者に対する措置 141
第4節　遺体の火葬 142
第5節　遺体の埋火葬 143
第6節　災害救助法による基準 143
第 28 章　応急仮設住宅及び住宅の応急修理 145
第1節　被災住宅の応急修理 145
第2節　公営住宅等へのあっせん 145
第3節　応急仮設住宅建設と供与 146
第4節　応急仮設住宅の運営管理 147
第 29 章　文教対策 148
第1節　情報の収集・伝達 148
第2節　施設・設備の緊急点検等 148
第3節　学校等における安全対策 149
第4節　教育に関する応急措置 149
第5節　学校等における保健衛生及び危険物等の保安 151
第6節　被災者の救護活動への連携・協力 151
第7節　文化財の応急対策 152
第 30 章　災害支援対策本部等運用 153

第1節　災害支援対策本部体制……153
第2節　他都道府県への災害支援体制……153
第3節　広域一時滞在……154

第4編　災害復旧計画

第1章　計画の方針……155
第1節　計画の方針……155
第2章　市民の生活確保……156
第1節　生活相談……156
第2節　災害弔慰金等の支給……157
第3節　市税の徴収猶予及び減免等……158
第4節　国民健康保険料および一部負担金の減免等……159
第5節　介護保険料および利用者負担額の減免等……159
第6節　後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等……159
第7節　国民年金保険料の免除等……160
第8節　融資対策……160
第9節　文教復旧対策……160
第 10 節　被災者生活再建支援金支給計画……161
第 11 節　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業……162
第3章　災害復旧……163
第1節　公共土木施設災害復旧事業……163
第2節　農林水産業施設災害復旧事業……163
第3節　災害復旧事業の種類……163
第4章　産業への支援……164
第1節　中小企業への支援……164
第2節　地場産業への支援……164
第3節　風評被害対策……165
第5章　災害復旧事業に伴う財政救助及び助成……166
第1節　法律により一部負担又は補助する事業……166
第2節　激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業……166

第１編　総　　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、宇治市の地域にかかる防災に関し総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期すことを目的とする。

（１）　宇治市の地域にかかる防災に関し、市及び市の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

（２）　気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画

（３）　災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画

（４）　災害復旧に関する計画

（５）　その他、人災を含む広域又は大規模で突発的な災害に対応する危機管理体制など必要な事項

以上の点を踏まえ、宇治市地域防災計画・一般対策編の流れを下図に示した。

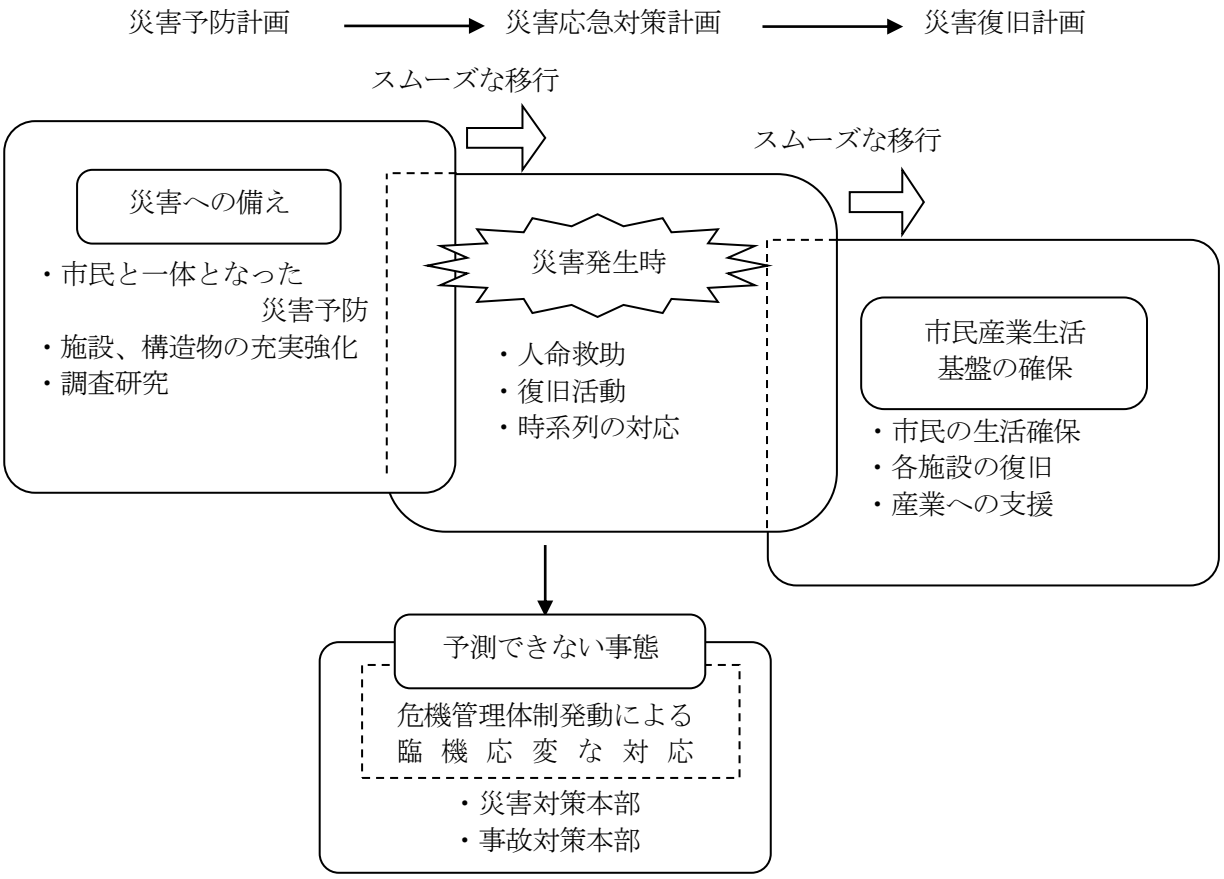

図　宇治市地域防災計画・一般対策編の流れ

第２節　計画の考え方

この計画は、本市域内の気象、地勢、地域特性等によって起こり得る災害を想定し、次の考え方に基づいて策定する。

なお、平成 24 年８月に発生し、本市に大きな被害をもたらした京都府南部地域豪雨や平成 25 年９月の台風 18 号災害にかかる災害対応の教訓を踏まえたものとする。

１．発災時に被害を最小化するための防災計画

災害の経験に学び被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、被害を最小化するために、行政及び市民が取り組むべき、きめ細かな予防計画とする。

２．何よりも市民が生き残るための防災計画

行政が速やかに初動体制を立ち上げることはもとより、市民一人ひとりが自分の身は自分で守るという姿勢に立ち、救援体制が整うまでの少なくとも３日間は自給できる計画とする。

３．市民・行政・企業の役割分担を明確にした防災計画

防災に関して行政が整備すべき課題、市民自身が取り組まなければならない課題、企業の役割をしっかり認識した上で、互いに協力、連携を図りながら行える計画とする。

４．自然的、社会的条件を考慮し、地域特性を生かした防災計画

本市の地理的条件、市域を流れる宇治川による分断等を考慮した計画とする。

また、本市内に拠点を置く、自然災害等の防災に関する研究機関、自衛隊等と連携をとり、災害に強い宇治市づくりが図れる計画とする。

５．突発的な災害に対応できる危機管理体制の確立を考慮した防災計画

風水害以外の通常想定されない突発的な災害や広域にわたる食中毒や薬物中毒など予測できない事態などに遭遇した際には、被害の拡大を防止し被害を最小限にすることを基本とし、災害対策本部の体制を準用し、臨機応変に対応できる計画とする。

６．災害が起こっても、再び魅力ある宇治市とするための防災計画

たとえ壊滅的な被害をうけたとしても、まず市民の生活を安定させ、市民が誇りを持ち、再び魅力ある宇治市づくりができる計画とする。

第３節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

したがって、各機関は毎年関係のある事項について、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはそのつど）までに、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第４節　計画の周知徹底

この計画は、市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関にかかる計画については、必要に応じ、職員あるいは地域住民に対し周知徹底するものとする。

第５節　計画の運用と円滑化

地震による災害に対しては「震災対策編」に定め、大規模な事故に対しては「事故対策編」に定めるものとし、地震及び大規模事故以外の災害を想定した計画とする。

なお、地震によって引き起こされた水害については、基本的に震災対策編に基づいて対応する。事態の状況により「一般対策編」を適用し、南海トラフ地震については「南海トラフ地震防災対策推進計画」（震災対策編　第５編）に定めるものとする。

また、本計画を実効あるものにするため、本市及び防災関係機関は、防災に関して理解を深め、防災に対する能力を高めるために、次に示すそれぞれの果たす役割を確認しあい、互いに連携した取り組みが行えるようにする。

１．行政の果たす役割として災害に強い宇治市づくり、市民サイドへの防災に関する働きかけ、発災時の初動体制の確立、発災後の種々の必要な対応などがあり、これらに対し本市は十分な機能を果たせるような取り組みを行う。

２．市民の果たす役割として住宅の強風・洪水等に対する必要な強化対策、水・食料の備蓄『３日間分以上（できれば１週間分)』等の防災能力及び災害時の行動の習熟・訓練、地域における協力体制の確立等があり、市民はこれらの防災行動力の向上を高める努力をする。

３．企業の果たす役割として従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等があり、これらに対し企業に積極的に取り組むよう求める。

第２章　防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

宇治市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等が、防災に関して処理すべき事務又は業務は、おおむね以下に示すとおりである。

第１節　宇治市

表　宇治市が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
宇　治　市	１．一般災害対策計画の作成 ２．防災に関する組織の整備 水防資材の充実と点検 ３．交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 ４．防災のための施設整備 河川、下水道、道路等の防災対策 災害危険箇所等の発見と防災対策の充実 ５．防災思想の普及及び防災訓練の実施 ６．自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進	１．情報の収集と伝達 ２．災害被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに披災者に対する的確な情報提供 ３．避難指示等の発令 ４．災害の防除と拡大の防止 ５．救助、防疫等被災者救助保護及び特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置 ６．被害状況調査及び災害応急対策 ７．消防、水防、その他応急措置 ８．被災市営施設の応急対策 ９．食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 10．災害時における文教対策 11．災害対策要員の動員 12．災害時における交通、輸送の確保 13．関係団体が実施する災害応急対策等の調整	１．復旧資材の確保 ２．被災者に対する生活支援及び相談 ３．被災企業等に対する融資等対策 ４．被災箇所及び施設の復旧 ５．再発防止の調査と対策

第２節　京都府

表　京都府が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
京　都　府 山城広域振興局 山　城　北 土木事務所 山城北保健所 山城教育局 宇治警察署	１．一般災害対策計画の作成 ２．防災に関する組織の整備 ３．交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 ４．防災のための施設整備 河川、道路、橋梁等の整備と防災対策 水防資材の整備と点検 ５．防災思想の普及及び防災訓練の実施 災害用防疫、医薬品の整備 ６．自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の堆進	**京都府山城広域振興局** １．京都府山城広域災害対策支部に関する事務 ２．災害に関する予警報の連絡 ３．避難の指示等 ４．宇治市災害対策本部、自衛隊その他関係機関との連絡調整 ５．災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 ６．被災者の救助保護 ７．被災府営施設の応急対策 **京都府山城北土木事務所** １．河川、道路、橋梁等の被害状況調査報告及び応急対策 ２．災害による水防活動の指導 ３．被災公共土木施設の応急復旧 **京都府山城北保健所** １．災害用医療品等の整備補給 ２．医療機関の被害状況調査及び応急対策 ３．医療救護、防疫及び飲料水の供給 **京都府山城教育局** １．教育関係被害状況の収集整理及び応急対策 ２．災害地における児童生徒の応急教育 ３．教科書の調達及び配分 ４．災害時における休校、登下校の措置 **京都府宇治警察署** １．被害状況の把握及び連絡 ２．被災者の救出救助活動 ３．住民等の避難誘導 ４．検視、死体調査及び身元確認 ５．社会秩序の維持 ６．緊急交通路の確保 ７．被災者等への情報伝達、相談活動	１．復旧資材の確保 ２．被災者に対する支援 ３．被災企業等に対する融資等対策 ４．公共土木施設の災害復旧 ５．二次災害の防止の措置及び災害拡大の防止 ６．被災原因調査と防災対策

第３節　指定地方行政機関

表　指定地方行政機関が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
国土交通省 淀川ダム 統合管理事務所	ダム施設の整備と放流、洪水調整に基づく防災管理 淀川の洪水予報の発表伝達	被害状況の調査と応急復旧	被災施設の復旧 被災原因調査と対策
国土交通省 淀川河川事務所	淀川の水防予警報等の発表伝達の周知	被害状況の調査と応急復旧	被災施設の復旧 被災原因調査と対策
農林水産省 近畿農政局		災害時における主要食料の応急供給	農地及び農業用施設等に関する災害復旧
大阪管区気象台 (京都地方気象台)	１．気象、地象及び水象の観測、予報並びに警報 ２．防災対策に関する技術的な支援		

第４節　自衛隊

表　自衛隊が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
陸上自衛隊第４施設団		１．災害応急対策の支援 ２．人命の救助活動及び道路応急啓開 ３．水防及び消防活動 ４．救援物資等の輸送活動 ５．応急医療、防疫、炊飯、給水及び通信の支援	

第５節　指定公共機関及び公共的団体等

表　指定公共機関及び公共的団体等が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
城南衛生管理組合	１．防災のための施設整備と防災管理 ２．防災思想の普及及び防災訓練の実施	１．情報の収集と伝達 ２．災害の防除と拡大の防止 ３．被災処理施設の応急対策 ４．災害対策要員の動員 ５．関係団体が実施する災害応急対策等の調整	１．被災施設の復旧 ２．廃棄物の適正処理
（一財）宇治廃棄物処理公社※	廃棄物処理施設の整備と防災管理	被災処理施設の応急対策	１．被災施設の復旧 ２．廃棄物の適正処理

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
西日本電信電話㈱ ＫＤＤＩ㈱ ㈱ＮＴＴドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ソフトバンク㈱	電気通信施設の整備	１．緊急通話の取扱 ２．被災電話施設の応急対策	被災電話施設の復旧対策
福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱		貨物自動車等による 救助物資の輸送の協力	
西日本高速道路㈱	高速道路の保全	高速道路の応急対策	高速道路の災害復旧
西日本旅客鉄道㈱	鉄道施設等の保全	１．救助物資及び避難者の輸送 ２．JR通信施設の確保と通信連絡の協力	被災施設の復旧対策
日本赤十字社京都府支部		１．災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 ２．災害時における被災者の救援保護 ３．災害救助等の防災ボランティアの連絡調整	義援金品の募集配分
日本放送協会京都放送局	防災知識の普及と予警報の周知徹底	１．被災情報等の広報 ２．災害応急対策等の徹底 ３．災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援金品の募集
関西電力㈱	ダム施設等の整備と防災管理	1 災害時における電力供給 2 被災施設の応急対策	被災施設の復旧
関西電力送配電㈱	電力供給施設等の整備と防災管理	1 災害時における電力供給 2 被災施設の応急対策	被災施設の復旧
大阪ガスネットワーク㈱	ガス施設等の整備と防災管理	１．災害時におけるガス供給 ２．被災施設の応急対策	ガス施設の復旧
宇治久世医師会 宇治久世歯科医師会 城南薬剤師会 医療機関	医療施設の整備と避難訓練	災害時における医療救護	被災施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
巨　椋　池 土地改良区	水門、水路等の施設の整備及び防災管理	被災施設の応急対策	被災施設の復旧
巨椋池排水機場管理協議会	たん水の防排除施設の整備	被災施設の応急対策	被災施設の復旧
京阪電気鉄道㈱ 近畿日本鉄道㈱ 京都市交通局 (京都市営地下鉄)	鉄軌道施設の整備	災害時における緊急輸送	被災施設の復旧
京都京阪バス㈱		災害時における緊急輸送	被災施設の復旧
学　校　法　人	避難施設の整備と避難訓練	被災時における応急対策	被災施設の復旧
社会福祉法人	避難施設の整備と避難訓練	被災時における応急福祉活動	被災施設の復旧
金　融　機　関			被災者に対する復旧資金融資
京都やましろ農業協同組合 宇治市森林組合		被災施設の応急対策	共同利用施設の復旧 被災組合員への融資又はそのあっせん 生産資材等の確保、あっせん
㈱京都放送	防災知識の普及と予警報の周知徹底	１．被災情報等の広報 ２．災害応急対策等の徹底 ３．災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援金品の募集
エフエム宇治放送㈱	防災知識の普及と予警報の周知徹底	１．被災情報等の広報 ２．災害応急対策等の徹底 ３．災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援金品の募集
プロパンガス 取扱機関	プロパンガスの防災管理	災害時におけるプロパンガスの安全供給	
石油等取扱機関	石油、ガソリン等油脂類の防災管理	災害時における石油、ガソリン等油脂類の供給	
食料品取扱機関	食料品の貯蔵におけるエネルギー確保の整備	１．備蓄食料品の放出 ２．緊急食料供給体制の確立	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
建築及び住宅・資材取扱機関		１．応急用仮設住宅等への建設協力 ２．仮設トイレの供給協力	住宅等建築物の復旧･再建への協力
建設業関係機関		１．水防その他応急対策への協力 ２．災害の防除と拡大防止への協力 ３．緊急道路啓開作業及び障害物除去等への協力	災害復旧・再建への協力
指定管理者	施設の防災管理と避難訓練	施設・利用者に対する被災時における応急対応	被災施設の復旧

※（一財）宇治廃棄物処理公社：平成 25 年４月１日に財団法人から一般財団法人へ移行

第３章　宇治市の地理的概況と災害の記録

第１節　地理的概況

１．位　置

京都府の南端に近く、京都市の南に接する。即ち北方は京都市、東方は滋賀県大津市に接し、南方は城陽市と綴喜郡宇治田原町に、西方は久世郡久御山町に接する。

表　地域の極端

区分	東　端	西　端	南　端	北　端
緯度（北緯）	34° 56′ 05″	34° 53′ 11″	34° 51′ 29″	34° 57′ 27″
経度（東経）	135° 52′ 48″	135° 45′ 35″	135° 49′ 23″	135° 51′ 03″
所在地	東笠取中畑	大久保町田原	白川水落山	西笠取白土

２．市役所の所在地

宇治市宇治琵琶 33

東　経　135° 47′ 59″　　北　緯　34° 53′ 06″

３．地　勢

本市を地質上から見ると次の３つに大別することができる。

東部の古生層の山地

中央部の洪積層の丘陵地

西部の沖積層の低地

山城を南北に走る山城盆地は第３紀前後の陥没によって形成されたもので、北は八瀬大原から南は奈良盆地に及ぶ一大湖沼を生じ長い期間このような状態が続いたが、大阪湾が深く入りこんで一時は海水が侵入したともいわれる。

市域の東部笠取地区の古生層は、２畳紀に形成されたものといわれ 400～600m 程度の低い山地をなしている。鉱産物は極めて乏しくマンガンの貧鉱と下庄から重晶石が少量産出する程度である。

中央部の洪積層は大体 100m 以下の高度に分布し、低地まで続いている。

次に西部の沖積層はかつて湖水であった山城盆地が土地の隆起や木津川、宇治川等から流入する土砂によって陸化したもので、最後に巨椋池が残った。巨椋池は周囲 16km、面積 800ha であったが今は干拓が成功し広大な美田と宅地化が進められている。

琵琶湖にその源を発する宇治川は滋賀県を南下し、本市南端にて方向転換して北上し、本市の低地域を貫流して京都市域に入り、左折して淀川となり大阪湾に注ぐ。

本市東方一帯の山間部は市域の約３／５を占めているが、海抜 400m を超える山は少ない。山麗地帯は開発されて宅地造成が進んでいる。

第２節　災害の記録

本市における過去の災害履歴については資料１－１に示すとおりである。

本市に大きな被害をもたらした風水害は台風による暴風雨をはじめ、梅雨前線等による集中豪雨が多い。

大正６年以降の記録によると、昭和 28 年、京都府南部地域で大きな水害が２度起こった。８月 15 日には京都府南部地域で豪雨による大規模な災害が発生し、土砂災害等で 200 名以上の方がなくなられた。本市では、隠元橋が流失するなどの被害があった。更に、９月 25 日には近畿地方に未曾有の豪雨をもたらした台風 13 号「テス台風」により、1,035 戸が浸水被害にあうなどの大きな被害が記録されている。

また、平成 24 年８月に発生し、本市に大きな被害をもたらした京都府南部地域豪雨は、死者２名、床上･床下合わせて 2,075 件の浸水被害を引き起こす激甚災害（平成 25 年３月 12 日指定）であった。更に、平成 25 年９月の台風 18 号による豪雨を受け、京都府では全国で初めて特別警報が発表され、本市でも半壊１件、床上浸水 22 件の被害にあった。

資料１－１　災害履歴

第２編　災害予防計画

第１章　計画の方針

第１節　計画の方針

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに平常時から災害が発生した場合に備えて、次の３つのことを基本的な方針とする。

（１）　風水害や火災等の災害に対し、防災体制の整備を図るとともに被害が予測される地域の各施設、構造物などについて、災害に強いものに充実を図っていく。
（２）　行政及び市民の災害予防に対しての取り組みを明確にし、行政と市民が連携した防災行動が図れることをめざす。
（３）　洪水、土砂災害、避難の安全確保等の必要な調査研究を進め、その成果が常に計画にフィードバックできるようにする。

以上の考え方をまとめて、下図に示した。

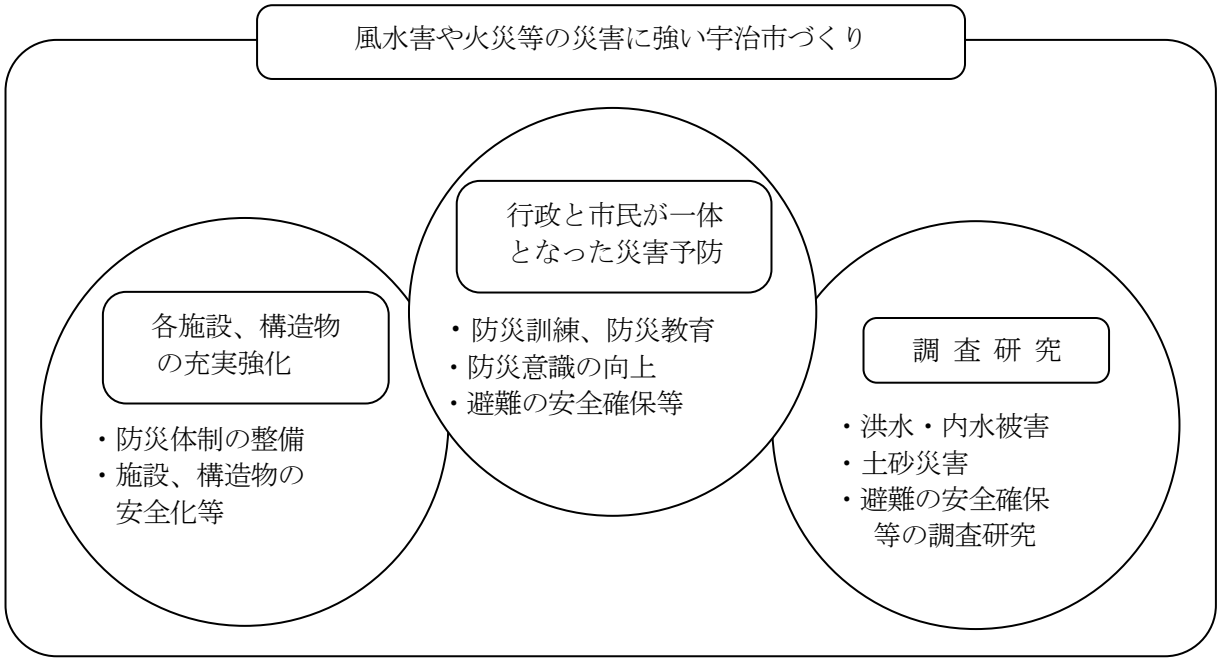

図　災害予防計画の考え方

第２章　災害に強い宇治市づくり

第１節　水害の予防

担当	市	危機管理室、建設部、都市整備部

水害を予防するために必要な施設の整備及び管理に関する事項について定める。

１．河川、排水路等の整備

都市化の進展に伴う雨水の流速・流出量の増大に対応するため、河川の改修及び排水路の新設又は改良を行う。その際、ハード整備だけでなくソフト対策を組み合わせることにより、効果的な治水対策を図る。

なお、市内を流れる主な河川等は、資料２－１に示すとおりである。

資料２－１　市内を流れる主な河川等

（１）　河川改修事業

一級河川については、国及び府に対して、改修促進を強く要請していくこととし、準用河川及び市が管理を行ういわゆる普通河川については、下流の一級河川の改修と調整を図り、順次改修を行う。特に、市街地において大きな影響が予想される河川については、重点的に改修を進める。河川改修計画を資料２－２に示す。

資料２－２　河川改修計画

（２）　下水道（雨水）整備事業

市街地の抜本的な浸水解消を図るため、下水道（雨水）事業の積極的な導入を図り、整備を行う。

（３）　排水路改良事業

市街地における円滑な排水機能の確保と局部的な浸水箇所の解消を図るため、排水路網の新設又は改良を行う。

特に、浸水常襲箇所については、重点整備を図る。

（４）　雨水流出抑制対策事業

昨今のゲリラ豪雨の発生にかんがみ、公共施設（学校等）及び開発行為において可能な雨水流出抑制対策の推進を図る。

２．樋管・樋門及び排水機場

天ケ瀬ダムの放流に伴う宇治川水位上昇時において、支流への逆流防止及び流域の内水排除を行い、災害防止に万全を期すため、樋管・樋門及び排水機場の適正な操作及び管理を行う。

また、内水浸水対策として、雨水貯留施設の取り組みも行っている。

（１）　操作管理体制

資料２－３　樋管・樋門及び排水機場操作管理体制一覧

（２）　操作管理要領

操作管理要領は施設ごとに策定する。

なお、各施設の操作・管理手順の概要は資料２－４に示すとおりである。

資料２－４　操作・管理手順概要

３．気象、水位、雨量等の観測

（１）　気　象

ア．　気象庁の機関が行う予報及び警報

気象の観測によって発せられる予報及び警報は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）の定めるところにより、気象庁がこれを行い報道機関の協力を得て、公衆に周知させるとともに関係機関にも連絡することになっている。

本市の場合、京都地方気象台を拠点とし、京都府関係機関を経由してこれらの措置がとられており、その種類及び連絡系統は通信情報計画のとおりである。

イ．　国土交通省又は都道府県の機関が気象庁の機関と共同して行う予報及び警報

上記のほか、気象業務法及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定により、重要河川においては、気象庁と国土交通省又は都道府県が共同して指定河川洪水予報発表することになっている。

（２）　水　位

水位の状況把握は、水防対策上極めて重要な事項であり、関係機関と密接な連絡をとり、各河川の状況の把握に努める。

資料２－５　水位観測所

（３）　雨　量・河川防災カメラ

降雨の状況を迅速かつ確実に把握することは、災害の発生を未然に防止する前提条件である。

したがって、気象庁による解析雨量、うじ安心館（本計画において「宇治市保健・消防センター」をいう）及び府山城広域振興局等の雨量観測により、随時降雨状況の把握に努めることとする。また、河川の状況を河川防災カメラにより、状況把握に努めることとする。

資料２－６　雨量観測所・河川防災カメラ

（４）　その他

宇治川の水位は、天ケ瀬ダムの放流による影響が特に強いので、国土交通省淀川ダム統合管理事務所天ケ瀬ダム管理支所及び関西電力㈱総合水力制御所と緊密な連絡をとり、放流等の通報を受け関係連絡先への通報を行い、災害防止に万全の措置を講じるものとする。

なお、放流連絡の通報系統等については、第３編第４章「水防上必要な活動」に定めるとおりである。

４．国及び府管理河川にかかる洪水浸水想定区域

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所では、水防法に基づき「想定し得る最大規模」の降雨に対応した新しい「淀川水系洪水浸水想定区域図」を平成 29 年６月 14 日に公表し、京都府は、「山科川洪水浸水想定区域図」を平成 30 年５月 15 日に公表、「堂ノ川洪水浸水想定区域図」「弥陀次郎川、戦川・新田川洪水浸水想定区域図」「古川（井川・名木川含む）洪水浸水想定区域図」「笠取川洪水浸水想定区域図」「志津川洪水浸水想定区域図」を平成 30 年 10 月５日に公表、「長谷川洪水浸水想定区域図」を令和元年 10 月４日に公表した。これにより、水防法第 15 条に掲げる事項について以下のように定める。

また、洪水浸水想定区域内における、地下施設及び要配慮者が使用する施設の利用者に対する情報伝達及び円滑かつ迅速な避難体制の整備を図る。

（１）　洪水予報の伝達方法

宇治市に国土交通省と気象庁から宇治川洪水予報が発表された場合、テレビ・ラジオ（エフエム宇治放送 88.8MHz）・広報車両・インターネット・電子メール・携帯電話のエリアメール・緊急速報メール等をもって住民に対して伝達する。また、町内会、自治会長に対して電話等で連絡する。

（２）　避難場所

水害時避難所を資料１－２に示す。

※　水害時避難所は全避難所のうち、洪水浸水想定区域外にある避難所（空地関係の避難所を除く）及び洪水浸水想定区域内にある３階建て以上の施設（垂直避難が可能な施設）とする。

資料１－２　避難施設一覧

（３）　洪水浸水想定区域内にある地下施設及び要配慮者利用施設

ア．　洪水予報等の伝達

市は、洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設について、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報等の情報の伝達方法を定めるものとする。策定にあたっては、各施設の所有者又は管理者と協議し決定する。

イ．　避難確保計画及び浸水防止計画

洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。

・洪水時の防災体制に関する事項
・利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
・利用者の洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
・洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
・洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する事項
・その他利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

ウ．　避難訓練の実施

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、市長に報告する。

エ．　市の責務

市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、イ及びウについて、市長は助言・勧告を行うことができ、事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。

また、施設の所有者又は管理者が、イの避難確保計画を作成してない場合は、その所有者又は管理者に対し必要な指示を行い、所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わないときは、その旨を公表することができる。

資料２－７　洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設一覧

第２節　林地災害の防止

担当	市	産業観光部

水源山地における山崩れ、土石流等の発生を防止し、流域全体の災害を防除するための、災害防止林の育成等に関する治山事業及び造林事業等の整備・促進について定める。

１．災害防止林の育成等に関する治山事業、造林事業等

市内には国有林約26ha、公有林約268ha、私有林約3,033haがあり、市総面積の約50％を占めており、このうち約499ha（大半が私有林）が、土砂流出防備、保健等の保安林に指定されている。

これらの保安林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るため、保安林整備事業により万全を期すものとする。

（１）治山事業

森林整備保全事業計画に基づき京都府において計画的に実施されており、その他、人家の裏山、道路や耕地に被害をおよぼす山林の小規模な事業についても合わせて施行し、造林事業の推進と相まって治山治水を促進するものとする。

（２）造林事業

造林事業は、最近全体としてやや後退の傾向にある。原因としては、山林労働者の不足と労賃の高騰、木材価格の低迷等種々の条件が考えられる。

森林造成は、災害防止あるいは農業用水、水道用水の確保上重要な事業であり、国有林、公有林をはじめ私有林についても補助造林を積極的に指導・推進するとともに、育成途上の森林に対しては除間伐を積極的に推進するものとする。

（３）保安林整備事業

保安林に指定されている個々の森林の特性を考慮し、保安要件に適合した機能を最大限に発揮するよう、京都府において保安林の保護事業を積極的に推進し、災害防止と森林資源の増大を図るものとする。

（４）山地災害危険地区対策

山地災害危険地区は、山崩れ、地すべり及び土石流などにより、人家や、病院、学校、道路などの公共施設に直接被害がおよぶおそれがある山地（山の斜面や渓流）のことを指し、府では特に危険度が高い山地災害危険地区を計画的に治山事業を進められています。

（https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/chisan/kikenchiku.html）

山地災害危険地箇所数			
山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	計
44 箇所	50 箇所	0 箇所	94 箇所

第３節　造成地・急傾斜地災害の予防

担当	市	危機管理室、建設部、都市整備部

造成地、急傾斜地での地すべり、がけ崩れによる災害を予防するために必要な事業又は対策について定める。

１．宅地造成工事等による災害の防止

市周辺部における大規模な宅地造成工事に伴い、がけ崩れや土砂の流出が起こらないようにするとともに、雨水の流出を抑制するように災害防止上必要な対策及び指導を強化するものとする。

（１）　宅地造成工事規制区域の現況

「宅地造成等規制法」に基づき、昭和 39 年４月（府施行期日）に市内の２地区 2,127ha を宅地造成工事規制区域として京都府知事の指定を受け、規制を行っており、新規の宅地造成はもちろん既存の場所についても災害防止のため必要な勧告を行うなど、行政指導の強化、徹底を図るものとする。なお、宅地造成工事規制区域は下図のとおりである。

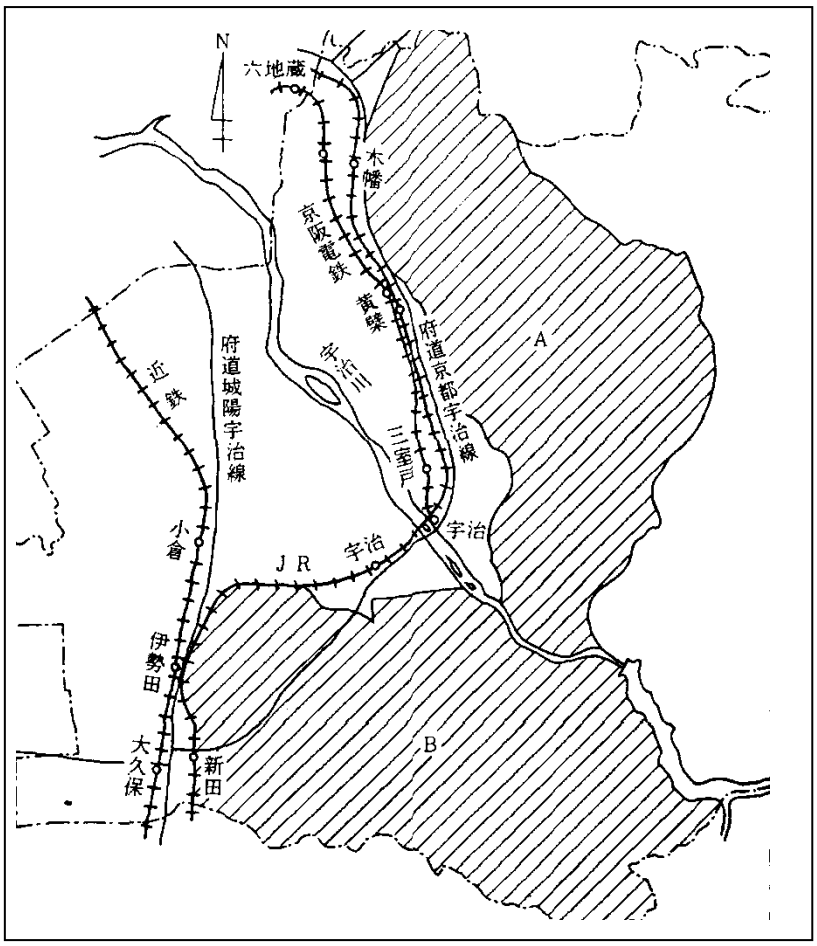

指定	符号	区　域	面積(単位 ha)
昭和 39 年 4 月 1 日	A	東宇治地区	1,025
	B	西宇治地区	1,102
計			2,127

図　宅地造成工事規制区域図

（２）　規制区域内防災パトロール

市内の宅地造成地の総点検を進めるとともに、毎年出水期の前に実施する防災パトロールにおいて、特に危険な箇所の点検を実施し、状況に応じて土地所有者、造成主、施行業者など関係者の聴問を行い、必要な防災処置を行うよう指導する。また、非常災害時には、状況により避難指示を出すこととする。

（３）　開発行為に関する規制

都市計画法に基づき、市域を「市街化区域」及び「市街化調整区域」に区分する都市計画が昭和 46 年 12 月 28 日に告示されたことに伴い、市街化区域では、1,000 ㎡以上の規模の開発行為は京都府の許可を要することとし、また、市街化調整区域では開発行為を抑制することにより、災害防止及び環境整備等を強力に推し進めることとなった。なお、市街化区域における許可対象面積については、制度改正により平成 5 年 6 月 25 日以降は 500 ㎡以上となった。

（４）　被災宅地の危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の受入態勢の整備を図るとともに、府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

（５）　宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくり条例(開発事業の手続きについては平成 21 年４月１日施行)

宇治市指導要綱が条例化され、基準や手続きを明確にすることにより市による指導・誘導がより有効に働くようになり、無秩序な開発が防止されることにより、良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の発現を図る。また開発構想の段階から情報を開示するなど、住民と特定事業者との間に紛争が生じないよう事業者による住民への周知の徹底を指導する。

第４節　土砂災害対策

担当	市	危機管理室、産業観光部、建設部、都市整備部

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」）に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定区域について、平成 29 年８月 22 日付で京都府が行った下記の指定区域を対象に、「地域防災対策事業（避難対策施設整備）の採択基準について（９砂第 144 号、９砂第 145 号)」に基づき、各地域の自主防災マニュアルとの整合を図りながら、対策工事について、緊急度の高い箇所を優先に京都府に要請していくものとする。

本市において指定された土砂災害警戒区域数及び土砂災害特別警戒区域数を資料２－８に示す。

資料２－８　土砂災害防止法に基づく指定区域及び
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧
資料２－９　地域防災対策事業（避難対策施設整備）の採択基準
資料２－10　地域防災対策事業（避難対策施設整備）の採択基準の運用事項

１．河川又は山林等の砂防事業及び土石流対策

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れていたり渓岸が浸食されていては、洪水時に土砂を含んだ水が流れて、堤防や護岸を破壊し河床に異常な土砂の堆積をおこし、氾濫の原因となる。この有害な土砂を土砂生産地帯で食い止めるため、崩壊した斜面やはげ山を切りならし、植林、山腹工を行い、緑化を図り、山腹斜面の安定と崩壊の拡大を防ぎ、水路を設け雨水の浸水を防ぎ、新しい崩壊等を防止することが必要である。

又、異常な集中豪雨等により土石流　注１）が発生すると、その特性である水を含んだカユ状の土砂が土砂自身の非常に大きい力で流下するため、両岸を削り、多量の土砂を一気に押し流して下流の人家集落に被害を発生させる。これによる死者、行方不明者は、全水害死者数の多くを占めると言われている。

土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立及び情報の収集・伝達・防災意識の普及に努めるとともに、京都府が整備した京都府土砂災害警戒情報システムによる情報をもとに監視にあたり、山地崩壊、渓流荒廃による人家、道路、公共施設の被災を防止するため、砂防工事をはじめとする治山、治水事業の推進を、国並びに京都府に対して要請するものとする。また、砂防指定地の土地利用についても法令に従い万全を期すものとする。

なお、本市域の砂防指定地域は 1,153ha あり、その地域を資料２－11 に示す。

（１）　警戒避難体制等

土砂災害警戒区域の警戒避難体制等については、この地域防災計画の各章に定めるところによるほか次のとおりとする。

ア．　予・警報の伝達

市長は、気象注意報、気象警報が発表され、土砂災害警戒区域内に災害発生のおそれがある時には、直ちに関係住民に周知する。

イ．　避難指示等の発令及び伝達

市長は、災害等により土砂災害警戒区域内に危険が急迫し、人命の保護その他の拡大防止に必要と認めるときは、関係住民に対し避難のための立退きを指示するものとする。

（２）　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

ア．　情報の伝達

土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、第３編第 11 章「避難誘導計画」に基づき伝達する。

イ．　避難確保計画の作成

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、次の事項を記載した計画を作成し、市長に報告する。

- 土砂災害時の防災体制に関する事項
- 利用者の土砂災害時の避難の誘導に関する事項
- 利用者の土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 土砂災害の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する事項
- その他利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

ウ．　避難訓練の実施

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、市長に報告する。

エ．　市の責務

市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、イ及びウについて、市長は助言・勧告を行うことができ、事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。

また、施設の所有者又は管理者が、イの避難確保計画を作成してない場合は、その所有者又は管理者に対し必要な指示を行い、所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わないときは、その旨を公表することができる。

資料２－８　土砂災害防止法に基づく指定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

資料２－11　砂防指定地一覧表

注 1）　土石流はかつて、「山津波」「鉄砲水」「山潮」などとさまざまな名称で呼ばれており、土石流の現象は、これを目撃した人々の話から、次のようにまとめられている。

- 土石流の横断面はかまぼこ型をなし、縦断面は先端上部が盛り上がっている。
- 土石流は、夕立雲のように煙をたて、石、砂、泥、木が小山のように流れ、水というより土石の流れで土が腐ったような臭がする。
- 土石流中の大木は、土石流の進む方向に回転しながら流れる。また、根のついた大木が立ったまま流れている場合もある。
- 土石流の通過する以前より雷又は飛行機の編隊のような音がする。
- 土石流発生以前に今まで増水していた渓流が急激に減水する（天然ダム形成の場合）

注２）　土石流の発生の危険性があり、１戸以上の人家及び将来人家等が建つ可能性のある場所（人家がなくても官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場所を含む）に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流をいう。

（３）　土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害警戒区域等の避難訓練については、本編第４章第１節の防災訓練に定めるところにより実施するものとする。

（４）　住宅等の土砂災害対策改修の支援

土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の住民による土砂災害対策改修を支援する。

２．急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日制定）に基づき急傾斜地崩壊危険区域について調査検討のうえ指定し、必要な措置をとるものとする。

（１）　区域の指定及び指定基準

ア．　区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある地域及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され誘発されるおそれがないようにするため、府知事が市長の意見を聞いて急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

イ．　指定基準

下図に示すように、傾斜度が 30 度以上、高さが５m以上の崖で崩壊により危害が生じるおそれのある人家が５戸以上ある地域又は５戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地域

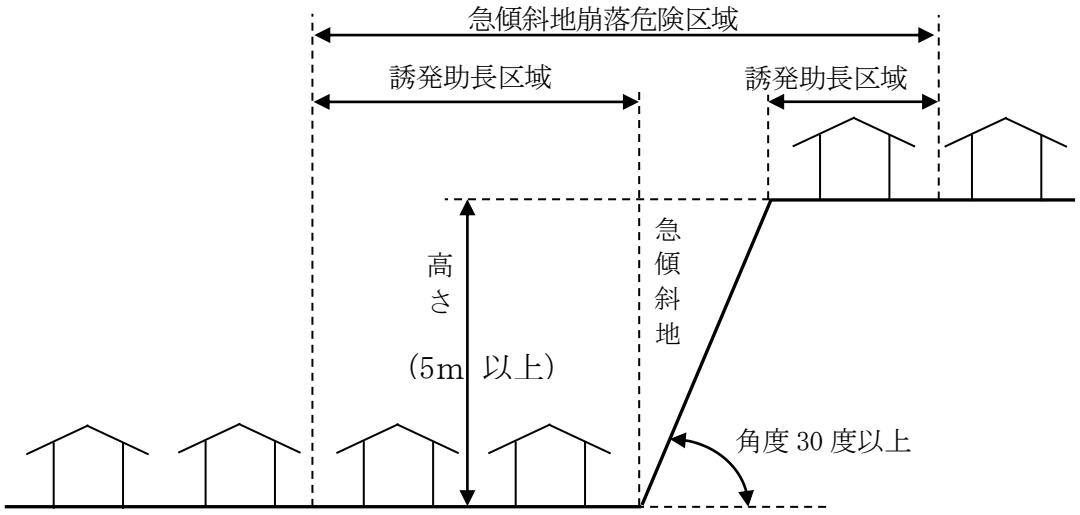

図　急傾斜地崩壊落危険区域

（２）　規制内容

次の行為について、土木事務所長の許可を必要とする。

ア．　水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為

イ．　ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造

ウ．　法切、切土、掘さく又は盛土

エ．　立木竹の伐採

オ．　木竹の滑下げ又は地引による搬出

カ．　土石の採取又は集積

キ．　その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令の定めるもの

（３）　崩壊防止工事の実施及び採択基準の概要

ア．　工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を施行することが困難又は不適当と認められる場合に、府が実施する。

イ．　採択基準

（ア）　急傾斜地の高さが 10m 以上あること。

（イ）　移転適地がないこと。

（ウ）　人家概ね 10 戸以上（災害の発生した地区では５戸以上）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあること。

（４）　警戒避難計画

今後において区域指定された急傾斜地及び著しく崩壊のおそれのある急傾斜地に対しては関係各課で警戒避難計画を定め、災害時の被害の軽減に努める。

第５節　農業用施設の防災

担当	市	産業観光部

豪雨、洪水等災害発生時を予想し危険となるものには重点的に順次補強事業を実施するとともに、管理及び保全指導の徹底を期すため、災害防止について必要な事項を定める。

１．豪雨、洪水対策

ため池は資料２－13 に示すとおりであるが、老朽施設については、多雨時、出水時において特に危険な状態となるので、これらの抜本的な改修の促進を図る。

資料２－13　ため池箇所一覧表

（１）　ため池

ア．　巡視による異常の早期発見

イ．　草刈りの励行

ウ．　斜樋底樋の排水態勢の点検整備

エ．　堤体の応急補強と通行規制

オ．　洪水吐及び下流放水路障害物の除去

カ．　不用貯水の排除及び事前放流

（２）　用排水路

ア．　浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理

２．人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため、農業用施設の巡視、点検調査をより一層厳重に実施し、事故の発生するおそれがある危険箇所については安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし、積極的な協力を呼びかけることとする。

第６節　道路防災

担当	市	産業観光部、建設部

災害時における道路、橋梁等の安全を確保するための対策及び平常時における維持補修等について必要な事項を定める。

１．道路又は橋梁の整備・維持補修

災害時における道路、橋梁は、水防、避難、応急救助活動等の動脈として重要な役割をもつ防災施設である。したがって、平素から風水害等に備え、道路、橋梁等の被害を未然に防止し、又は被害の誘因となるものを排除する等、常に維持補修に努めるものとする。

（１）　道路改良事業等による根本的対策

次の事項について推進を図るものとする。

ア．　国や府の道路整備計画に合わせ、市の道路整備事業などによる道路の新設等を図るとともに、既設市道の未改良区間については、道路整備計画を策定し、これに基づいて道路改良に努め、機能の強化を図る。

イ．　水害によりたえず路面が水没する箇所及び道路決壊のおそれがある箇所に対して、これを防止するため嵩上げ等を行う。

ウ．　一つの道路が災害によって交通不能となった場合のう回路又はバイパスとして適当な道路の改良を行う。

エ．　大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネット及びコンクリート擁壁を設置する。

オ．　水害等による、橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁改良を行う。

（２）　災害発生前の緊急予防対策

状況に応じて次の措置をとるものとする。

ア．　道路の路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起こったときやその可能性があると認められたときは、通行人や車両等の安全を確保するため、注意標識、通行止め標識等を設置する。

イ．　道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに、臨機に必要な措置を行う。

ウ．　流失のおそれ又は流水を阻害して付近に溢水をおよぼすおそれのある橋梁等を保全又は改善するため、橋脚の塵芥排除及び補修、橋台、石積等の補強及び改良などを行う。

エ．　冠水するおそれのある道路及び冠水によって民家に浸水を来たすおそれのある道路については、冠水原因となる側溝、水路、河川等の溢水を防ぐため、土のう積み等による応急予防措置をとる。

（３）　道路の雪害対策

降雪時における道路の除雪及び凍結防止等については、状況に応じて次の措置をとる。

ア．　過去の気象状況等からみて、市街地においては除雪を必要とするほどの積雪はあまり想定できないが、降雪の場合は、関係機関と協議し必要な対策を講じる。

イ．　路面の凍結による交通停滞やスリップによる自動車事故等に対処するため、状況に応じて薬剤の散布、注意標識の設置等適切な措置をとる。

なお、道路の現況は、資料１－３に示すとおりである。

資料１－３　道路の現況

（４）　緊急輸送道路の整備

京都府地域防災計画において、緊急輸送道路ネットワーク計画の推進が位置づけられており、第１次緊急輸送道路である京滋バイパス、国道 24 号、主要地方道京都宇治線、主要地方道宇治淀線、第２次緊急輸送道路である主要地方道城陽宇治線、一般府道黄檗停車場線、一般府道山城総合運動公園城陽線及び市町村道宇治市道宇治白川線、第１次緊急輸送道路と市役所等その他の防災拠点を連絡する道路については、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関とも調整を図り、道路整備、災害防止などに努める。

資料１-42　緊急輸送道路一覧表

２．林道の補修、補強（１．に準じて措置するものとする）

市内の既設林道は、現在９路線 21,257.5m で、内訳は資料２－14 に示すとおりであるが、切土、

路肩の軟弱な箇所、法面の崩壊しやすい箇所及び屈曲部分が非常に多く、災害を受けやすい状態にあるため、補修、改良を必要とする箇所については逐次実施するものとする。

また、木橋は永久橋に改良するとともに、排水施設の整備を図るものとする。

資料２-14　林道の現況

第７節　ライフライン施設等の整備

担当	市	危機管理室、産業観光部、人権環境部、公営企業上下水道部
	関係機関	各事業者

災害時における電気、上下水道、ガス、通信などのライフライン施設はきわめて重要であり、これらの被災の程度は、応急対策を迅速に進めるための決め手となる。

災害時におけるライフラインの被害を最小限にとどめるための整備を図っていく必要がある。

また、災害時において、本市と各ライフライン業者とが協力して取り組むことが迅速な復旧活動につながることから、必要に応じて本市が統合的な調整を行えるように体制を整えておく。

１．電気施設防災計画（関西電力㈱、関西電力送配電㈱）

災害の予防のための各種施策は、関西電力㈱および**関西電力送配電㈱**の防災業務計画に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

電気施設の強風・洪水等に対する必要な強化対策、安全化を図り、災害時　における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

（１）　関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、設備の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

（２）　本市及び関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

２．上下水道施設防災対策

上下水道施設の安全化を図り、災害時における上下水道を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立しておく必要がある。

（１）　管渠の材質や継手の構造等の強化を図り、災害時においても機能が維持できるように努める。

（２）　復旧に必要な管・弁類の材料は、保有し確保しておくとともに、不足する資器材についてはメーカー、他都市などから調達できる体制を整備しておく。

３．ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク㈱）

（１）　基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

（２）　計画の内容

ア．　防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

イ．　ガス施設対策

二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ．　その他防災設備

（ア）　検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置している。

a. ガス漏れ警報設備

b. 圧力計・流量計

（イ）　連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

（ウ）　資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

エ.　教育・訓練

（ア）　防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

（イ）　防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年１回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

オ.　広報活動

（ア）　顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

（イ）　土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

４．通信施設防災計画（西日本電信電話㈱等の電気通信事業者）

災害の予防のための各種施策は、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者の災害対策規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

通信施設の安全化を図り、災害時における通信手段の確保を図るとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

（１）　西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐火構造化を図り、予備電源設備の設置等を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

（２）　本市及び西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

５．鉄道施設防災計画　（西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄））

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

（１）　西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、橋梁の維持・補修及び改良強化、建物の維持・補修、通信設備の維持・補修等を行い、災害発

生時の被害を軽減する措置を講ずる。

（２）　本市及び西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

６．廃棄物処理に係る防災体制の整備

一般廃棄物処理施設の不燃堅牢化に向けて城南衛生管理組合等と協議するとともに、災害時における廃棄物処理に係る防災体制を確立しておく。

（１）　一般廃棄物処理施設の不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

（２）　近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制の整備を図る。

第８節　建築物災害の予防

担当	市	建設部、都市整備部、教育委員会

建築物の防災対策を適切に推進するため、建築物の用途、規模、新築・既存の別等に適合した対策を策定する。

１．公共建築物対策

公共建築物は災害時における防災拠点や避難場所として使用されるため、重点的な対策を図る。新築時は、建築基準法に適合させることは当然として、その使用目的、構造特性等による防災計画を考慮した設計を行い、適正な工事施行を行う。

既存建築物については、適切な維持保全を行うとともに、防災診断、耐震診断の実施を促進し、必要に応じ適切な改修を図る。また、土砂災害の危険が高い避難所については、土砂災害対策を図る。

２．民間建築物対策

建築物の防災対策としては、新築時では、現行の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合させることを基本とする。都市の不燃化及び安全性を向上する建築物の建築促進を図るため、共同住宅等においては特に独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）による融資制度の活用等により、耐火建築物、準耐火建築物とするよう誘導する。

既存建築物については、現行の建築基準法の規定に適合せず、十分な防災性能を備えていないものもあり、防災診断、耐震診断について普及啓発を進め、防災改修、耐震改修を促進するとともに、適切な維持管理の必要性についても普及啓発を進める。特に、不特定多数の人々が利用する特殊建築物については、建築基準法第 12 条の規定に基づく定期調査報告を活用した重点的な指導により防災性能向上の促進を図る。

３．老朽木造住宅密集地区等の対策

建築物単体の防災対策と並行して細街路地区や老朽木造住宅密集地区等の面的整備を推進する必要があり、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の整備事業について地区の特性を考慮した事業手法の導入を検討する。

４．建築物防災対策体制の整備

市関係部局、府内特定行政庁、建築関係団体等との協力・連携により建築物防災対策体制の強化を図るとともに、宇治市既存建築物総合防災対策推進計画の策定に向け検討を進める。

５．エレベーター対策

浸水等による停電により、閉じ込め事故や運転休止が発生し、救出や復旧の遅れによる被害拡大が懸念される。このため、エレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築する。

６．崖地近接等危険住宅移転の支援

住民の生命の安全を確保するため、崖地の崩壊等による自然災害の恐れの高い土地からの住宅移転を支援する。

第９節　火災の防止

担当	市	消防本部

消防法に定める防火対象物及び危険物施設に対する防火指導並びに市火災予防条例に基づく火災予防について必要な事項を定める。

実施事項は次のとおりである。

１．立入検査

（１）　定期立入検査

（２）　特別立入検査

（３）　随時立入検査

防火管理者をおく防火対象物又はこれに準ずる防火対象物に対し、定期に立入検査を実施し、特に必要と認めた防火対象物は臨時、特別の立入検査を実施する。また一般家庭については随時地域を定めて防火指導を実施する。

２．講習及び訓練等

（１）　毎年１回、甲種防火管理者の新規講習会を実施する。

（２）　事業所及び町内会、自治会等に対して適時、防火講演、座談会及び各種訓練指導を実施する。

３．火災予防の広報活動

春秋の全国一斉及び年末年始の火災予防運動期間中及び毎月１日、15 日の防火の日又は計画によるもの及び異常気象時には、広報車、消防車両等を利用して市内全域を巡回広報する。

４．消防施設整備強化

（１）　署　所

ア．　都市規模の拡大化と市街地形成の促進により消防機構や防災体制は、必然的に変化し充実させなければならないものである。この意味において市街地が成形されていく地域への出動態勢を確立する。

イ．　広範囲にわたる予防消防の充実を期するため、消防職員の資質の向上に努め高度な知識を有する予防要員を配置し、徹底した火災予防にあたるため消防職員の増員を図る。

（２）　消防用機械器具

ア．　消防力の整備指針による機械力の充実を図るため、消防ポンプ自動車の増強と特殊火災に対処するため、車両資機材等の充実整備を図る。

イ．　災害現場活動を容易にするため通信連絡網の充実を図る。

ウ．　老朽した消防機械及びその他機器の更新整備を図る。

（３）　消防水利

ア．　消防水利状態の悪い地域については消防水利基準に適合するよう防火水槽の整備に努める。

イ．　宇治川沿岸に消防車の進入路を設けることにより、自然水を活用した消防活動の充実を図る。

５．消防団活動の充実強化

火災や災害の発生に対し、初期消火、被災者の救出、住民の安否確認、必要な避難誘導は、地域に密着した消防団の活動が不可欠である。地域住民の連帯に基づき結成される自主防災組織の中核となる消防団について、その組織の強化や活動の充実を図る。その際、女性の消防団への加入促進に努める。

第 10 節　文化財の災害の予防

担当	市	都市整備部、教育委員会、消防本部

本市内には、世界遺産の平等院、宇治上神社があり、その他多くの国宝、重要文化財が存在する。不慮の災害による重要文化財等の被災を予防するための事業又は対策について必要な事項を定める。

１．文化財等の保護対策

（１）　立入検査

文化財所有対象物を定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

（２）　防火訪問

文化財付近の一般家庭等に随時防火訪問を実施し、防火意識の高揚を図る。

（３）　文化財防火運動

１月 26 日の文化財防火デーを中心に、消防訓練などの行事を通じて、文化財所有者、市民、旅行者等に対して文化財愛護思想の高揚を図るための啓蒙活動を展開する。

（４）　自主防火管理体制の強化

防火管理者等に対し、防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、防火座談会等を通じ防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

（５）　文化財防災施設整備拡充の促進

文化財所有対象物について、防災施設設置推進指導計画を定め、その計画に基づき防災施設の整備拡充の促進を図る。

（６）　文化財防災対策の協議

市消防本部、宇治警察署、府教育委員会、市教育委員会、その他関係機関が必要に応じ文化財防災全般の統一的な指導等必要事項を協議する。

（７）　自衛消防隊等の育成指導

自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに付近住民などによる自衛組織（宇治市文化財まもり隊）の結成について指導する。

（８）　たき火又は喫煙を制限する区域の指定

文化財所有対象物の建造物付近を、たき火又は喫煙を制限する区域に指定し、全市民に告示するとともに、指定区域内に制札による掲示を行い出火防止を図る。

２．文化財対象物の特別警備計画

それぞれの文化財対象物及び文化財を収蔵する建造物の現状に応じた特別消防対象物警備計画を樹立し運用する。

３．文化財等の重点防御対策

（１）　特別消防対象物警備計画による実態把握に基づき、さらに現行の防御計画が効果的に運用されるよう整備する。

（２）　文化財に対する他からの延焼防止に重点をおいて、防御線を設定し、効果的に運用されるよう配慮する。

４．文化財等の地域防災対策

市街地として文化財選定を受けている宇治の文化財の特徴を踏まえ、地域で取り組む防災対策が効果的に運用されるよう配慮する。

５．市内における文化財等の現状

市内における国宝、重要文化財、京都府指定・登録文化財等及び市指定文化財は資料１－４に示す。

資料１－４　市内における国宝、重要文化財等及び市指定文化財一覧表

第３章　災害の予防、災害応急対策への備え

第１節　災害危険箇所の調査等

担当	市	危機管理室、建設部

災害危険箇所（以下「危険箇所」という）の調査は、防災関係機関、地域住民その他危険箇所管理者の協力を得て、危険箇所の総点検を行い、予想される諸問題の予防・応急・恒久対策の検討策定により、災害発生時に対処できるようにするとともに、その状況、避難計画等を地域住民に周知し、自主防災意識の高揚を図るために必要な事項を定める。

１．事前調査

危機管理室は関係部（課）及び防災関係機関等を招集して、それぞれの機関からの危険箇所調書を机上にて検討・集約し、危険箇所を把握する。

２．防災パトロール（現地調査）

事前調査により検討・集約した危険箇所の合同パトロールを行い、その実態を把握する。

３．対策会議

合同パトロールにより実態を把握した危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定する。

４．調査表記入要領

災害危険箇所の調査表記入要領を資料２－15 に示す。

資料２－15　災害危険箇所調査表記入要領（様式）

第２節　災害通信網、施設の整備

担当	市	危機管理室、総務・市民協働部、政策戦略課

災害時における通信が円滑かつ迅速に行えるよう通信網及び通信施設の整備について必要な事項を定める。

１．災害通信施設の整備

（１）　有線電話の整備

災害時における災害対策本部と各関係機関との連絡については、非常時優先電話番号を通知するなど専用回線を確保し、電話回線の輻輳による弊害を避けるとともに、必要に応じて臨時専用電話を設定するなど有線電話を有効に活用するものとする。

（２）　無線通信網の整備

現在、災害時の無線通信は、市防災行政無線設備を活用しているが、より能率的な連絡体制が確保できるよう、あり方について十分検討する。また、災害発生時における通信回線の確保に対処するため設備の改善・強化を行っていく。さらに、京都府防災行政無線、消防無線との連携を密にして、災害時における相互連絡体制の確保に努める。

２．無線設備の現況

防災行政無線、消防無線の各通信設備の状況は、資料１－５に示す。

資料１－５　防災行政無線、消防防災無線の各通信設備の一覧表

３．災害用独立電源の整備

災害時、送電が停止した場合等に対処し、市役所庁内主要箇所における執務に支障のないよう独立電源の整備を行うものとする。

なお、市役所庁内電話設備及び防災行政無線、消防無線設備の電源については、停電の場合は自動的にそれぞれの非常用電源（自家発電）から電力が供給できるよう整備している。

４．電子地図の整備・活用

災害発生時、被害状況の全容を可及的速やかに把握するために、Web－GIS（地理情報システム）を活用した、被災情報、災害対応状況等の情報を庁内関係者間で共有することができる体制整備を図る。

５．エリアメール・緊急速報メールの活用

住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

第３節　職員に対する防災教育

担当	市	危機管理室、全部局

災害応急対策計画に基づく災害応急対策の遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、図上又は現地で行う訓練について必要な事項を定める。

１．職員に対する防災教育

（１）　実働マニュアルの作成及び役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外も含めた非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な実働マニュアルを作成する。

また、各職員の役割について、周知徹底と自覚向上を図る。

（２）　研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会等を随時実施し、関係法令や防災計画の内容運用等を周知徹底するよう努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。また、事務の手引きとなるパンフレット、刊行物などを関係職員に配布する。

２．防災訓練

（１）　訓練の目的

この訓練は、防災関係機関に従事する職員の実践的実務の習熟、関係機関の有機的な連携の強化、住民に対する防災知識の普及を目的として、市地域防災計画に含まれる事項を中心に実践的に実施する。

（２）　訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

（３）　訓練の実施方法

訓練の細目事項はそのつど定める。

ア．　訓練は、被害規模を想定し、訓練実施要領を定めて実施する。その際、地震、風水害、事

故等の複合的な発生を考慮する。

イ．　訓練実施後、検討会を開催する。

３．図上訓練

各地域の実情に合致した風水害等災害想定（複合的な災害発生も考慮）を検討・作成し、避難、水防救助等災害対策の諸活動について関係機関等の討議方式により実施する。

（１）　被害想定の検討

（２）　訓練種目の決定

（３）　訓練課題の作成

４．その他の防災訓練

防災訓練に準じて実施する。

（１）　水防訓練

（２）　災害救助救急訓練

（３）　災害通信訓練

（４）　動員訓練

（５）　消防訓練

第４節　道路交通の安全対策

担当	市	人権環境部、建設部、都市整備部

災害時に交通の混乱を最小限にとどめるため、必要な整備を進める。

１．自動車交通に対する対策

（１）　災害時の交通混乱を防ぎ、様々な緊急活動に対応した交通規制と交通管制システムの確立を各関係機関と図っていく。

（２）　災害発生時に緊急通行車両等であることの確認を迅速に行うため、災害が発生した場合に、災害対策基本法に規定する緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に規定する緊急輸送車両として使用される予定の車両については、あらかじめ当該車両の本拠地を管轄する警察署に届け出て緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。

（３）　災害後の交通規制が速やかに行えるように主要道路における交通情報を統一管理し、市民に交通規制の状況を逐一知らせる広報体制づくりの推進を各関係機関と図っていく。

２．窓ガラス等落下物の安全化

道路沿いの建築物の窓ガラス、ビルの外装材、看板等が災害時に落下した場合、交通障害となるとともに、避難において市民に危害を及ぼすため、その危険性について調査を行い、必要に応じて補強を求める。

３．自動販売機等の転倒防止

発災時の転倒による交通障害や歩行者への危害防止のため、自動販売機の転倒防止を指導する。

第５節　医療救護体制の整備

担当	市	危機管理室、健康長寿部、消防本部

災害時には、建物の倒壊や家具類の転倒等により多数の死傷者が発生する一方、各医療機関においても停電、断水等により著しく医療機能が低下することが予測される。負傷者の応急医療を迅速・的確に行うため、応急医療体制の整備が必要である。

医療救護は、直接人命にかかわる問題であり、初動医療体制や後方医療体制等における救護計画や患者受け入れ計画等のソフト面の充実も含め、平常時から医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

１．初動医療体制の整備

災害により負傷した人々に対しての応急処置、軽傷者等に対する医療及び重傷者の後方医療機関への転送などの初動医療は、市において整備する部分と広域的に整備が必要な面とがあり、連携をとった体制の整備が必要である。

（１）　初動医療救護

宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会、山城北保健所、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班の編成や派遣、救護所の設置などの災害時医療救護計画を策定し、医療活動が円滑・効率的に行えるよう整備を図る。

（２）　医薬品・資機材等の整備

ア．　市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。

イ．　市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。

（３）　広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）による医療情報の把握

市は、被災地域外の関連機関による初動医療体制の構築、迅速・的確な救急・救護・医療活動ができるよう、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用し、各医療機関の被災状況の情報収集及び避難所・救護所の情報等の共有に努める。

２．後方医療体制の整備と搬送体制の強化

災害時に、多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要が生じた場合に備え、医療情報システムを有効に利用し、適切な搬送手段の整備を図る。

（１）　重傷者の搬送計画

医療関係機関と協力して、本市域における空きベッド情報の共有とともに、後方医療機関とのネットワーク化の推進を図る。

（２）　ヘリコプター緊急離発着場の整備

ヘリコプターの離発着が可能な場所を把握し、緊急時の輸送に備え、拠点となる場所の整備を図っていく。

（３）　災害時医療従事者の養成

限られた医療資源（医療業務従事者、薬品、資機材等）で、短時間に多数の傷病者を円滑に診察するため、医師及び看護師をはじめとする医療救護班員に対する研修及び災害時医療従事者の養成を医療機関に求める。

３．心のケア対策の整備

災害に伴う心のケア対策として、身近に相談できる相談員の育成を図る。

資料１－６　市内の医療施設一覧

第６節　保健福祉施設等の防災体制の充実強化

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部

自立避難が困難な人々が生活する保健福祉施設等においては、災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、適切な防災行動を取れない状況が想定される。

各施設においては、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、防災マニュアルの作成を図る。防災訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけておくようにする。

１．防災体制

（１）　防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努める。

（２）　施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

２．防災訓練

（１）　消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。

（２）　防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導するとともに支援を行う。

３．自主防災組織等との連携

被災の程度によって、施設内が混乱したり、救援に多数の人手を要する事態も考えられるため、地域の自主防災組織、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立しておく。

第７節　学校等の防災対策

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部、教育委員会

学校その他の教育機関及び、保育所、育成学級（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保の方策、日常の安全指導体制、発災時の職員等の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全と教育研究活動遂行上の障害を取り除くために必要な措置を講じる。

１．防災体制の整備

（１）　各学校等においては、災害の発生に備えて、職員等の安全意識を高め、適切な安全指導及び施設・設備等の管理を行うため次の措置を講じておく。

ア．　児童生徒等の避難訓練、災害時対応の事前指導、職員の発災時別の対応方策、保護者との連絡、児童生徒等の引き渡し方法等をマニュアルとして整備し、その周知を図る。

イ．　市の学校等所管部局及び危機管理室、警察署、消防署（団）等による情報連絡体制の整備を図り、職員間、学校等と保護者との連絡網を確立する。

ウ．　勤務時間外における所属職員への連絡先や、非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

エ．　施設・設備の被害状況の点検や非常時対応方策について整備する。

（２）　学校等の防災計画の作成については、学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、危機管理室やＰＴＡ、自主防災組織等と連携しつつ、適切な計画を立てる。

（３）　対応マニュアルの作成については、発災時別の避難、保護者への引き渡し又は学校等での保護方策等、児童生徒等の安全確保が適切に行われるものとなる内容とし、その内容の関係者へ

の周知の徹底を図る。

２．施設・設備等の災害予防対策

（１）　安全性の向上

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、ひさし等の二次部材を含め、災害時における被害を最小限にとどめるため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修必要箇所等への補強、補修等の予防措置を講じる。

（２）　防災機能の整備

ア．　避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助活動が実施できるよう、必要な消防、避難及び救助に関する施設・設備等の整備を促進する。

イ．　避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置付けられた学校等の施設については、周辺住民を収容することも想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実（簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布、高齢者・乳幼児おむつ、生理用品、発電機、間仕切り等）を促進する。

資料１－39　防災備蓄倉庫

（３）　設備・備品の安全対策

災害時においての設備・備品等の被害を防ぐため、必要な防護対策を行い、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る等適切な予防措置を講じる。

３．防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第８節　防災営農対策

担当	市	産業観光部

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の推進と、防災的見地からの営農指導について必要な事項を定める。

１．風水害予防対策

（１）　水　稲

ア．　刈取り期にあるものは早期に刈取る。

イ．　倒伏、乾燥防止のために深水に保つ。

ウ．　畦畔を補強し、水路を清掃補強しておく。

エ．　地干しをしてあるものについては速やかに稲架けか安全な場所に移し、既に稲架けしている場合は倒伏しないよう補強するとともに、穂発芽しないよう注意する。

オ．　流出しやすい場所に稲架けしているものについては安全な場所に移す。

（２）　野　菜

ア．　ほ場に作付けされているものは早めに収穫するほか、植物体を保護するためネットで茎葉を押えたり支柱等の補強を行う。きゅうり、つる豆等つる性のものは支柱等をはずして地面にはわせる。

イ．　育苗中のものは苗床に寒冷紗を覆って保護に努め、状況により定植時期をはずしたり、あ

るいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。

ウ．　直播のものについては、播種期や間引き時期の繰下げを行うほか、播種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。

エ．　寒冷紗等利用の場合は押えを特に強化し、状況によって除去、収納をする。

オ．　ビニールハウス等園芸施設については、倒壊等を防止するため、密閉、支柱等により施設を補強する。

（３）　茶

ア．　新植、幼木茶園は風害を受けやすいので株元に土寄せをし敷草を行う。特に、風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束して茶樹の動揺をさける。

イ．　傾斜地の茶園は浸触防止のため排水溝を整備する。

ウ．　覆小屋の戸口、トタン屋根を十分補強し、雨漏りに注意し覆資材の保全を図る。

エ．　永久棚寒冷紗施設等の損傷による茶樹への被害のないよう補強する。

（４）　畜産対策

ア．　飼料は、粗飼料の確保とあわせ、濃厚飼料についても畜産農家はもちろん農業協同組合においても不足しないよう購入、備蓄及び保管に万全を期す。

イ．　畜舎、鶏舎等の破損箇所及び危険箇所を点検し、早急に補修補強をしておく。

ウ．　畜舎の待避方法について事前に検討するとともに、待避場所、応急仮設畜舎資材等につき検討及び点検をする。

エ．　牛乳や鶏卵等の保管、出荷については、事前に災害時のとるべき処置を検討しておく。

オ．　災害時には、京都府山城家畜保健衛生所を中心として、防疫並びに緊急救護についての実施体制と医薬品の整備をしておく。

カ．　畜産団地進入路は常に点検し、排水路の維持管理に努め道路の保全を図る。

２．林業対策

（１）　風　害

ア．　しいたけのフレーム、ほだ場の支柱を補強する。

イ．　苗畑は、日覆の補強、排除をする。また、被害を生じた場合は病虫害の発生防止を講じるとともに施肥により樹勢の回復を図る。

ウ．　被害木の早期処分を図り、病虫害の発生を防止するとともに、根回りをした幼齢林木は根踏みをして活着と樹勢の回復促進を図る。

（２）　水　害

ア．　治山現場を点検して次の措置をする。

（ア）　築設中の構造物は埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。

（イ）　床掘周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。

（ウ）　器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

イ．　林　道

（ア）　側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。

（イ）　渓流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。

（ウ）　洪水時の被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所に移しておく。

（エ）　工事中の林道は治山と同様の措置とする。

ウ．　苗畑は排水をよくしておくとともに水の流入を防水する措置をする。水害を受けたときは残存樹苗の病虫害の発生を防止するため殺菌剤農薬を散布する。

エ．　しいたけのほだ木置場は排水、通風をよくして雑菌のまん延を防止する。

第９節　資器材等の点検整備

担当	市	危機管理室、人権環境部、健康長寿部、建設部、 公営企業上下水道部、消防本部

災害対策に必要な保有資器材等の機能を有効適切に発揮するための整備点検について必要な事項を定める。

１．災害対策本部活動に必要な備蓄資器材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資器材については有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時整備する。

２．水防に必要な備蓄資器材

（１）　水防用資器材は、常時所定の倉庫に基準以上備えておくものとする。（基準については、水防上必要な諸活動等の要綱に記載）

資材中腐敗、損傷のおそれがあるものは、水防に支障のない範囲でこれを他に転用し、常に新しいものを備えるようにする。むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予想して、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。また、器材材料を減損したときは直ちに補充するものとし、これらの要件を充分備えるよう毎年４月末日までに点検を実施する。

（２）　以上のほか、災害の状況に応じて直ちに補充できるよう調達の計画を樹立しておくものとする。

３．防疫に必要な備蓄資材等

（１）　防疫用資器材等は環境企画課及び健康づくり推進課において備蓄する。

防疫用薬品が調達できない場合は、府へあっ旋又は調達、提供を要請する。

ア．　防疫用薬品

逆性石けん液、乳剤、油剤、クレゾール石けん液

イ．　消毒用器材

動力噴霧器、手動噴霧器

（２）　環境企画課及び健康づくり推進課は、防疫用薬品及び消毒用器材の点検・整備に努め、民間事業者等から迅速に調達できる体制を確立しておくものとする。

４．給水に必要な備蓄資器材

給水に必要な資器材については、必要に応じ京都府、近隣市町にその調達について協力を要請するものとする。

第 10 節　水防上必要な諸活動等の要綱及び水防

担当	市	消防本部

水防上必要な諸活動等の要綱は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、同法第１条の目的を達成するため、本市域内の水防上必要な諸活動等について、その要綱を示したものであり、それに基づく水防計画について必要な事項を定める。

１．水防責任と水防事情

（１）　水防責任

水防管理団体たる市及び淀川・木津川水防事務組合は水防の第一次の責任者であり、それぞ

れの団体に属する区域の水防を充分果たさなければならない。これは水防法の定めるところに従って水防組織を整備し水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等、水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動等水防に関し、これを行う責任を有することである。

（２）　水防事情

近年宅地開発等により降雨を貯溜していた山林、農地が少なくなり、河川水路への出水を早め、溢水、氾濫、破堤の懸念があり、平成 24 年の京都府南部地域豪雨や平成 25 年９月の台風 18 号災害では河川等の増水・氾濫による大きな被害をもたらした。かかる状況から毎年水防に課せられた使命が非常に大きいことを自覚し、現状における水防業務には水防組織の総力をもって対処して被害を最小限度に軽減し、社会秩序を保持するよう努めなければならない。もとよりこれら水防業務は単に水防組織の力だけでは十分とは言えず、住民各自の自発的協力を得て万全を期そうとするものである。

２．水防組織の平常時における活動

（１）　水防事務の分掌

水防時において組織される水防組織は、第３編第４章第１節図に示すが、その総務は、平常時においても次の事務分掌を担当する。

ア．　水防に関する広報及び諸情報の収集並びに連絡、報告に関すること。

イ．　水害予防対策の調査研究に関すること。

ウ．　水防関係機関との連絡に関すること。

エ．　水防施設及び資材の整備点検に関すること。

オ．　水防業務の研究、教養指導に関すること。

（２）　平常時における水防

ア．　水防管理者は、資料２－18、資料２－19 及び資料２－20 に示す「重要水防区域」「京都府河川重点警戒箇所」及び第３編第４章第３節の表に示す「宇治市域で指定された河川」について、随時巡視を行い、水防上危険な状況がないかどうかの点検を行うものとする。異常等が発見された場合は、当該施設管理者に連絡し、必要な措置を求める。

資料２－18　直轄河川重要水防箇所別調書

資料２－19　京都府重要水防箇所別調書

資料２－20　京都府河川重点警戒箇所

イ．　ため池、樋門等の管理者は、予め監視連絡員を定め、特に雨期前樋門又は余水はけ施設の点検を厳重に行い、出水時の操作上の支障排除に努める。

（３）　輸送の確保

水防時出水地域の人命救出作業、資材の運搬や緊急連絡用として必要なトラック等車両について、借上げ計画を作成しておく。

（４）　水防訓練

水防時における防御活動の迅速的確を期すため、年１回以上、水防訓練を行うものとする。

３．水防用資器材等の備蓄

（１）　水防倉庫

ア．　水防倉庫は、水防用資器材を備蓄するもので、小河川においては必要な箇所に、直轄河川においては堤防延長２㎞毎に１箇所とする。

イ．　設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のない場合は、堤防内法肩その他支障のない箇所に設置する。

ウ．　本市内に設置の水防倉庫は、資料２－16 に示すとおりである。

資料２－16　宇治市内に設置の水防倉庫

（２）　器材及び資材

品目数量は、資料１－39 に示すとおりである。

資料１－39　防災備蓄倉庫

第 11 節　広域応援体制の整備・各種団体との協定

担当	市	危機管理室

大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておく。

災害時に生じるさまざまな事態に対応して、関係協会等の支援・協力が必要になる。そのため、支援・協力を要請しなければならない関係協会に対して、あらかじめ協力体制の整備を図るとともに、必要な事前協定を結んでおく。

なお、本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市災害時相互応援協定団体の構成市町をはじめ遠隔の都市等と協定を締結し連携している。

また、行政のみならず、大学や民間業者等の持つノウハウや流通備蓄等を活用することにより、民学官一体となった災害対策を推進する必要があるため、大学や民間業者等との協力に関する協定を締結していく。必要に応じて、京都南部都市災害時相互応援協定団体としても協定を締結していく。

資料１－７　民間業者等との協定締結一覧

第 12 節　避難路の整備

担当	市	建設部、産業観光部

１．避難路の整備

避難行動を迅速かつ安全に行えるよう、避難路の整備、安全性の確保を図るとともに、避難路が被災した場合に備えて、代替ルートの確保を図る。

なお、代替ルートの確保が困難な路線のうち、土砂災害の発生等により通行できなくなる恐れがある路線は、資料編２－50「通行不能となる恐れがある避難路一覧」のとおりであり、関係機関と協議のうえ、対策を検討する。

資料２－50　通行不能となる恐れがある避難路一覧

２．避難路の条件

避難路は、市民が避難するために重要な道路・緑道をいい、なかでも特に重要な避難路については、次の条件により予め選定し、安全確保とネットワーク化を図るものとする。

（１）避難路は、おおむね 10m程度の幅員を有すること。

（２）落下物、倒壊物による危険など、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと。

（３）危険物施設等による火災・爆発等の危険が少ないこと。

資料１－43　重要な避難路一覧

３．地域住民への周知

避難路や、避難方法等については、平常時からハザードマップ等により避難情報発令時の行動基準、集団避難方法などについて確認し、地域の自主防災組織等においてあらかじめ確認しておくことの周知を図る。

第 13 節　避難対策

担当	市	危機管理室

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

また、市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第４章　市民及び事業者の防災行動力の向上

第１節　市民の防災意識の向上と防災訓練の実施

担当	市	危機管理室、市長公室、総務・市民協働部、産業観光部、福祉こども部、健康長寿部、消防本部

災害が発生した際、できるだけ被害を小さく抑えるには、公的機関による取組（公助）のほか、「自分の身は自分で守る」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助（互助））という心構えが大切である。

広く市民の防災意識を高め、防災活動に対する理解と協力を得るため、平常時から各種広報媒体を活用し、市の防災計画の概要、気象の知識、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な防災教育及び広報を行うなど防災知識を普及し、地域の防災力向上のための必要な事項を定める。

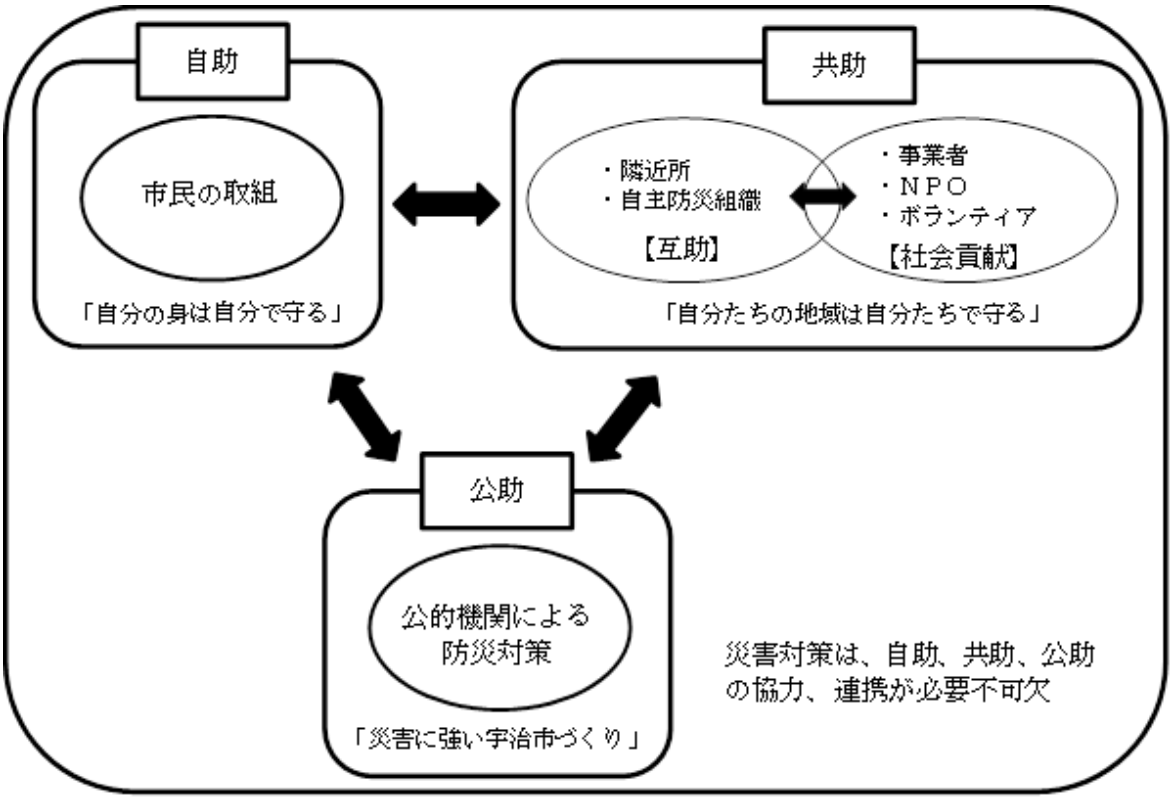

図　宇治市における防災の基本的な考え方

１．防災意識の向上

（１）　水防及び土砂災害対策に関する知識の普及

山間部の開発、宅地の造成等により、山林や田畑による降雨貯溜が減少していることに加え、近年の異常気象等から過去の記録をはるかに超える降雨も考えられ、出水の様態が過去の被害からは予想され得ない事態となり得る。平成 24 年の京都府南部地域豪雨や平成 25 年９月の台風 18 号災害では大きな被害をもたらした。この災害の経験も踏まえ、考えられるあらゆる事態の危険度について、知識の質を高め、水防及び土砂災害対策に関する知識の普及を図る。平常時から防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、自らの安全を確保するために早期の防災情報の収集や自主避難の重要性についての啓発を行う。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

（２）　防火思想の普及

生活様式の変化による火災原因の複雑・多様化に対処するため各種団体の協力を求め、防火思想の普及に努める。

２．市民に対する広報

（１）　印刷物による普及

「市政だより」に市の災害対策や災害時の注意事項等に関する記事を掲載するほか、必要がある場合は臨時特集号を発行する。また、市民の日ごろの備えとして、「宇治市くらしの便利帳（防災情報）」による被害想定の周知やパンフレット、リーフレット、ポスター等による広報も図る。

（２）　映画、ビデオ等による普及

ア．　市内各地で災害予防広報映画会を開催し、災害予防知識の普及に努める。

イ．　必要に応じ、水防や防火に関しての講習会及び座談会を各地区において実施する。

（３）　「防災を考える日」の制定

水防や防火を考える日を定め、各種行事を実施し市民の意識の高揚を図る。

（４）　巡回による普及

必要に応じ、広報車、消防車両等により防災巡回広報を実施し、また、異常気象時等には随時広報車又は消防車両等を利用して巡回広報に努め防災知識等の普及を図るものとする。

（５）　報道機関による普及

災害予防に関し、特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。

（６）　広報イントロの普及

宇治市が作成した災害用イントロの普及に努める。

（７）　まるごとまちごとハザードマップの普及

「まるごとまちごとハザードマップ」事業による洪水標識を設置し、洪水浸水想定区域と浸水深の周知を図る。

（８）　社会教育等を通じての普及

ア．　社会教育施設における学級・講座等を通じての普及

イ．　ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及

ウ．　その他の関係団体の諸活動を通じての普及

３．自主防災組織の育成

災害時には、地域での協力・助け合いが有効であることを更に周知し、自主防災の組織化・活発化を図るとともに、ハザードマップを活用した自主防災マニュアルの作成、防災情報の入手方法の普及や啓発、自主的に早めの避難行動を行うための目安設定、取るべき避難行動を時系列で整理した避難計画の作成を促す。

災害の規模が大きくなるほど行政による公助は手が回りきらないため、近隣住民の安否確認を素早く行うツールとして、宇治市災害時安否確認ボードを活用する等、地域における防災活動の中心となる地域防災活動の自主性の強化に努める。

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災機関との連携に努めるものとする。

４．防災訓練の実施

市民が居住する地域の特性に応じ、想定される災害に関して、市民への広報と意識の向上を図り、定期的に関係団体と協力し、地域住民を含めた内容で防災訓練を実施する。実施に当たっては、ハザードマップを積極的に活用する。

自主防災組織での地域単位での訓練実施を促し、地域での防災活動の取り組みの強化を図る。その際、被害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

５．特に配慮を必要とする人達への協力体制

高齢者、障害のある人、妊産婦・乳幼児、外国人・観光客など特に配慮を必要とする人達は、災害時に自分一人で避難するのは難しく、地域住民、自主防災組織の協力を必要とする。また、避難所等での生活においても、同様に周りの人達の協力が欠かせない。

発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人達に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備を図る。また、府の健康福祉部局と連携して支援体制を整備する。

６．市民による避難所開設・運営マニュアルの見直し、訓練の実施

地域住民による避難所開設・運営マニュアルの見直しを行い、宇治市職員のみによる避難所開設・運営を行う体制から、地域住民の共助による自主的な避難所開設・運営の体制づくりを推進する。

避難所開設・運営マニュアルの見直しを通じた防災意識の啓発と、マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練、避難訓練の充実、自主防災組織の活発化による市民の防災意識の向上を図る。

７．自主防災リーダーの養成

発災時に自助・共助を有効に機能させ、また平常時においても地域防災力の向上のための活動推進に資する、自主防災リーダーの養成に取り組むため、必要な養成講座等の研修・カリキュラムを実施する。

第２節　学校における防災教育

担当	市	教育委員会

学校長等は、学校等の立地条件等を考慮した上で、あらかじめ災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等について的確な計画を立て、防災上必要な教育を実施する。

１．児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

２．教職員に対する教育

教職員の災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急処置、カウンセリング等の技能の向上を図り、防災対応能力を高めるよう努める。

３．避難訓練の実施

避難訓練を含めた発災時の対応について、児童・生徒等に対する訓練を定期的に行う。

第３節　事業所防災体制の充実強化

担当	市	産業観光部

災害を防止し、市民の生命を守るためには、事業所の協力が不可欠であり、特に、ショッピングセンターやホールなど不特定多数の人々が集まる場所では、負傷者の発生等の混乱が予想されるため、事業者自ら防災体制を確立しておくことが求められる。

事業所は、本市等の実施する防災事業に協力するとともに、社会的責任を自覚し、災害による被害を防止するための防災計画を作成し、従業員及び市民の安全の確保に努める必要がある。

１．事業所防災体制

（１）　事業所は、防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努め、従業員の防災意識の向上を図る。

（２）　事業所の業態、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

２．事業所防災訓練

（１）　ショッピングセンターや病院など不特定多数が集まる施設、並びに危険物等を取り扱う事業所に対して、消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。

防災に関する講習会等の実施、防災訓練の積極的な実施を働きかけ、事業所の防災活動を指導するとともに支援を行う。

第４節　家庭での防災対策の推進

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部

災害に正しく立ち向かうには、日常生活の基盤である家庭における日頃の備えが大切である。

災害時の被害を軽減させるため、各家庭において災害時の家族の役割や連絡方法、避難場所の確認、非常持ち出し品の準備、飲料水・食料等の備蓄等の対策が適切に行われるよう啓発する。

また、高齢者や障害のある人など特別なニーズを持つ人がいる家庭では、生命の安全確保についてあらかじめ相談して対応を定めておくよう啓発する。

１．家庭での防災対策の推進

隣人との協力関係の基盤となるコミュニティ活動の必要性を啓発する。

２．家庭での備蓄の推進

各家庭においては、３日間以上（できれば１週間分）、家族が生活できるよう備蓄の促進を図る。

（１）　飲料水は、ペットボトル・ポリタンク等を利用して備蓄を求める。

（２）　生活用水として、風呂に常時水を張っておくことや、三角バケツの活用などを求める。

（３）　メガネや常備薬等、まずは「なくては困るもの」を優先して確保し、さらに「あって便利なもの」の確保に努めるよう求める。

第５節　災害ボランティアの育成

担当	市	福祉こども部

災害時には、市だけでは対応しきれない多くの場面が想定され、ボランティアの果たす役割は大きい。特に災害発生直後におけるボランティアによる支援活動は、被害を軽減する上からも重要となってくる。

災害時のボランティア活動は、専門的な分野から生活全般に関する支援まで多岐にわたることから、

平時より災害ボランティアセンターと連携し、災害レベルに応じた被害想定と必要な支援の規模等を把握し、情報の集積と災害時の情報連携のしくみづくりを行う。

また、ボランティア、ボランティアコーディネーターの養成を通して、地域住民の防災に対する意識の向上を図る。

１．災害ボランティア等の養成

（１）　災害ボランティアの組織づくりを支援し、応急救護をはじめ、災害情報提供活動等についての教育研修や訓練等を行う。

（２）　災害発生時に被災地のニーズとのマッチングや災害ボランティア組織同士のコーディネートを行うボランティアコーディネーターを養成する。

２．ボランティアネットワークの整備

（１）　専門ボランティア

医療や介護・看護等の専門ボランティアについては、平時から関係機関・施設との連携に努め、災害時における円滑な支援活動に結びつけていく。

（２）　生活全般に関するボランティア

生活全般に関するボランティアについては、災害発生時に災害ボランティアセンターが支援活動の窓口として活動するためのマニュアルの整備を図る。

第６節　観光客保護・帰宅困難者対策計画

担当	市	危機管理室、産業観光部

大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から京都府や観光協会、輸送機関等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

１．観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、市が実施する応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

（１）　二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」

（２）　災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

（３）　徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認

（４）　公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。

（５）　帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

２．鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

京都府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立するものとし、市はこれに協力する。

３．災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定（関西広域連合)」を周知し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

４．事業所等への要請

都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全対策、飲料水・食料などの備蓄『３日分以上（できれば１週間分)』、一時宿泊場所の確保等について働きかける。

また、事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。

５．観光客への支援の検討

京都府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル・旅館業者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。

外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。また、外国人向けの災害時の行動について普及・啓発に努める。

また、学生ボランティア等の活用について検討する。

第７節　地区防災計画策定の推進

担当	市	危機管理室

災害の発生時において、自助・共助による防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、地区防災計画の策定を推進する。

１．地区防災計画

（１）　計画の概要

その地区の特性に応じて、地区内の居住者及び地区内に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災活動に関する計画

（２）　計画の目的

宇治市地域防災計画と相まって、地域における防災力の向上を図ることを目的とする。

（３）　計画の内容

計画の主な内容は、次のとおり

①　計画の対象範囲

②　活動体制

③　防災訓練や物資の備蓄等、各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動

２．計画の提案

（１）　地区居住者等は、共同して、宇治市防災会議に対し、宇治市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

（２）　地区防災計画の提案にあたっては、提案を行おうとする地区居住者全員の氏名及び住所等を記載した提案書に、計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて行う。

（３）　地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、宇治市防災会議は、宇治市地域防災計画に定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、宇治市地域防災計画に地区防災計画を定める。

３．計画策定の周知

市は、地区防災計画の策定を推進するため、地区居住者等に対して計画の例を示すとともに、計画の策定について周知に努める。

第５章　風水害等に関する調査研究

担当	市	建設部、消防本部

市域の都市化の進展に伴い、山地や丘陵地の宅地開発や低地における宅地造成等も進み、異常降雨時に従来の被害事例からは想定できない様相の災害の発生が考えられる。

平成 24 年の京都府南部地域豪雨や平成 25 年 9 月の台風 18 号災害では市内各地に大きな被害をもたらした。市域の 60%が山地であり、山地をかかえ、大河川が流下しているところから、過去に経験している都市災害の事例の分析を含め、総合的な防災対策のための調査研究を推進するものとする。この調査研究にあたっては、京都大学防災研究所をはじめとした自然災害等の防災に関する研究機関及び住民等の協力を得て、推進を図っていく。

第１節　洪水に対する調査研究

市域には、巨椋池干拓田やその周辺等、木津川、淀川の高水位よりはるかに低い住宅地が広く分布する。それらの地域は、すでに今まで時間雨量数 10㎜程度の降雨で浸水被害を受けている。もし、広域に豪雨に見舞われた場合、災害の様相が想定できない。

日本の過去の集中豪雨など降雨記録を参考に、起こりうる事態を考え、被害の様態と災害対策について調査研究を行う。

第２節　土砂災害に対する調査研究

市域の山地部には、崩壊危険箇所や土石流危険箇所など土砂災害の危険箇所をかなりかかえている。土砂災害に対する継続実効雨量と単位時間降雨強度の関係などの降雨による被害分析を含め、被害発生及び想定される災害についての調査研究を行う。

第３節　避難等の安全確保に関する調査研究

上記の調査研究により想定される災害の様態に対応して、市民の避難や救助 、救援についての手法や必要な技術の開発について調査研究を行う。

第３編　災害応急対策計画

第１章　計画の方針

第１節　計画の方針

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び防災関係機関が有する全機能を発揮し、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど、被害の拡大防止について必要な事項を定める。

（１）　行うべき行動をできるだけ時系列に並べ、緊急度が一目でわかるように章立てされた構成とする。

（２）　応急対策は、人命救助に重点をおく。

（３）　対策内容は、災害時における具体的な行動手順を示し、一刻も早く各機能の回復を図ることを主眼におく。

以上の考え方をまとめて、下図に示した。

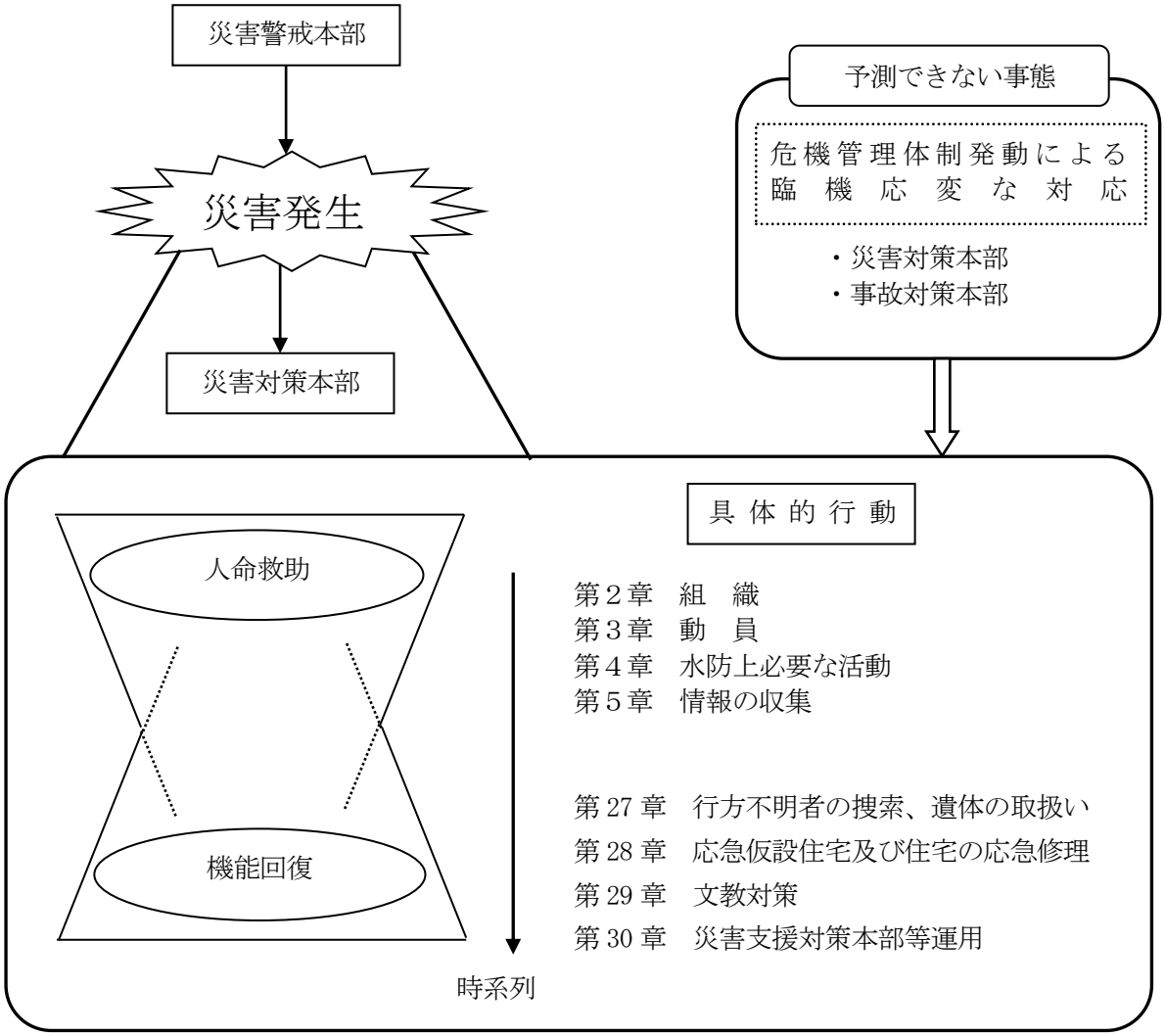

図　災害応急対策計画の考え方

第２章　組　織

災害対策本部の編成、組織、事務分掌等、災害対策に必要なすべての組織及び編成について必要な事項を定める。

第１節　宇治市の防災組織等

１．宇治市防災会議

市長を会長として、災害対策基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき組織され、宇治市地域防災計画の作成並びにその実施の推進等を図ることを目的とする。

資料１－８　宇治市防災会議条例
資料１－９　宇治市防災会議運営要綱
資料１－10　宇治市防災会議委員・幹事名簿

２．宇治市災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項及び宇治市災害対策本部条例（昭和 38 年宇治市条例第 24 号）に基づく宇治市防災規則（昭和 38 年宇治市規則第 24 号）の規定に基づき、市長を本部長として組織され、地域防災計画の定めるところにより、市域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

宇治市災害対策本部組織図は、資料１－12 に示すとおりである。

資料１－11　宇治市災害対策本部条例
資料１－12　宇治市災害対策本部組織図

第２節　本部設置前の災害警戒体制

災害対策本部設置前の体制として、台風及び降雨等の状況を把握し、水防活動及び初期の応急対策を行い、あるいは災害対策本部設置のための判断資料を得るため、「宇治市災害警戒本部」を設置するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 各班	災害警戒本部の設置	
	気象情報等	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害警戒本部の設置	
	災害警戒本部設置状況	各班、京都府

１．災害警戒本部１号配備

大雨、雷雨、風雨等の注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき。

２．災害警戒本部２号配備

① 浸水、内水等により、局地的に被害が発生するおそれのあるとき。

② 大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。

災害警戒本部は、その設置及び閉鎖については、副市長、危機管理監及び建設部長が協議して決定するものとし、主として気象状況等の情報収集及び災害発生前の警戒並びに災害発生初期の応急対策にあたるものとするが、各班等の業務分掌、警戒本部の運用等については、災害対策本部の場合に準ずるものとする。ただし、災害対策本部が設置された場合においては、それまでの災害警戒本部を閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

資料１－13　宇治市災害警戒本部設置規程

資料１－14　宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の体制基準に関する実施要項

資料２－52 水防体制指標

第３節　災害対策本部の設置

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 各班	災害対策本部の設置	
	震度情報、気象情報	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害対策本部の設置	
	災害警戒本部設置状況	各班、京都府

１．本部の設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、市長が設置する。

（１） 特別警報が発表されたとき。

（２） 局地的集中豪雨又は暴風雨等により、本市域において相当の被害が発生するおそれのあるとき、若しくは気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水等の注意報又は警報が発せられ、本部設置の必要が認められるとき。

（３） 大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。

（４） 広域にわたる食中毒や薬物中毒など予測できない事態や上記で想定した以外の大規模な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。

（５） その他市長が必要と認めたとき。

資料２－51　気象等に関する特別警報の発表基準

２．本部会議室の位置

本部会議室は、市役所７階特別会議室、うじ安心館３階ホール及び大会議室に設置する。

３．本部事務局

本部事務局は、危機管理室及び本部長が指名した職員が担当し、危機管理監を事務局長とする。危機管理監は、災害時に本部長を補佐し、各班間の災害対応の内容について統括的に調整する。

４．本部会議

本部長（市長）は、副本部長、指名されている本部員を招集し、災害対策本部会議を開き、災害情報、被害状況等により、活動の基本方針を決定するものとする。ただし、本部長が本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は、第１副市長、第２副市長、教育長の順位とする。

第４節　災害対策本部の運用及び任務分担等

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	災害対策本部の運用	
	災害の規模、程度	各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害対策本部の運用	
	災害対策本部活動状況、集約した情報	各班、関係機関等

１．災害対策本部の運用

（１）　本部を設置するときは、災害対策本部指令により関係者に通知する。

（２）　本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

（３）　本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理に努める。

（４）　本部の配備要員は、各業務分掌に基づき災害の程度に即応した適正な規模によるものとし、応援要員は配備された部署の職務に専念するものとする。

（５）　本部会議で対応方針を決定するため、危機管理監が市長公室長、総務部長及び建設部長並びに必要な本部員を招集して調整会議を開催し、活動の基本方針の方向性等を統括的に議論する。

（６）　本部の運営時には府山城広域振興局から派遣される連絡調整官を通じ、京都府との連絡を密にする。

２．任務分担

本部各班の業務分掌の概要は、市防災規則第７条第７項の定めるところによるものとし、その活動細目等については、市防災規則（資料１－15）並びに市災害対策本部活動計画で定めるものとする。

資料１－15　宇治市防災規則

３．現地災害対策本部

（１）　現地災害対策本部の設置

他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、被害状況に応じて、現地対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

原則として、現地対策本部は、市の施設に設置する。

（２）　現地災害対策本部の業務

ア．　本部長の指示による応急対策に関する業務

イ．　被害状況・復旧状況の情報分析に関する業務

ウ．　現場部隊の役割分担及び調整に関する業務

エ．　その他の緊急を要する応急対策に関する業務

第５節　本部の閉鎖

本市の区域内において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、市長は災害対策本部を閉鎖する。

第６節　災害対策本部の標識等

災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事するときは、資料１－16 に示す腕章及び標識をつける。

資料１－16　災害対策本部の標識等

第７節　他の機関の活動体制

１．指定公共機関

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務にかかる、災害及び災害応急対策を迅速に実施するとともに、市が実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるための必要な組織、運営等についてあらかじめ定めておく。

２．市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は法令、市地域防災計画の定めるところにより災害の予防及び災害応急対策を実施する。

第３章　動　員

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員及びその他の職員の動員について必要な事項を定める。

第１節　災害警戒本部の動員

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班	災害警戒本部の動員	
	気象情報、災害情報等	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班	災害警戒本部の動員	
	警戒本部設置状況、動員の連絡	対象となる各班長等

災害警戒本部を設置した場合における動員数は、下表によるものとし、事務局が指名する本部員は参集する。

事務局及び担当本部員は、状況に応じ各班の長及び職員に対し、待機等必要な指示を行うものとする。

表　災害警戒本部を設置した場合における動員人員の基準

班／配備	総務班	情報班	消防班	福祉班	建設班	教育班	産業班	地　区 統括班
１号配備	2人	2人	2人	0人	7人	0人	0人	0人
２号配備	9人	2人	6人	2人	14人	2人	2人	2人

※上記以外の班は別途定める。

第２節　災害対策本部の動員

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班	災害対策本部の動員	
	気象情報、災害情報等	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班	災害対策本部の動員	
	対策本部設置状況、動員の連絡	各班長、班員

１．動員要領

（１）　動員の連絡体系

動員の連絡体系は、下図に示す。

図　動員の連絡体制

（２）　動員の方法

ア．　動員の連絡は災害対策本部指令により庁内放送又は電話、連絡員等により系統によって行う。

イ．　夜間・休日等の勤務時間外の災害発生時における動員の伝達は、あらかじめ確立された電話・携帯電話・電子メール等を活用する情報連絡体制に基づいて行う。

ウ．　交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより動員が困難な場合等を想定して、動員の体制を定めておく。

（３）　動員の基準となる人数の設定

本部要員の動員招集は班ごとに基準となる動員数を定め、災害対策本部指令に基づき各班長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として臨機応変に実施するものとする。

動員の基準となる人数は、下表に掲げる５段階によるものとし、各体制における各班の運用や役割等について別途定める。

表　災害対策本部の動員計画

（注）数字は動員人数を示す

体制の種類	状　　況	動員数の基準	備考
第１号動員	・大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。	総務班　９人 情報班　２人 消防班　７人 福祉班　２人 建設班　14 人 教育班　２人 産業班　２人 地区統括班　２人	他の班員及び施設管理者については、待機等必要な指示を行う。
第２号動員	・大雨、洪水等の警報が発表され、相当の被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。	総務班　10 人 情報班　10 人 消防班　50 人 福祉班　５人 建設班　14 人 教育班　２人 産業班　３人 地区統括班　２人	

第３号動員	・局地的に相当規模の被害が発生し、被害がさらに広範囲に拡がるおそれがあるとき。 ・災害救助法の適用があったとき（復興班を指名する） ・特別警報が発表されたとき	各班の４分の１	
第４号動員	・市の区域の２分の１を超える面積について被害が発生するおそれがあるとき。 ・市の区域の２分の１を超える面積について被害が発生したとき。 ・局地的に甚大な被害が発生したとき。	各班の４分の２	
第５号動員	・市の全域に被害のおそれがあるとき。 ・市の全域に被害があるとき。	各班の４分の３	

※上記以外の班は別途定める。

資料２－52 水防体制指標

（４）　被害調査対応職員の指名

初期の災害対応において、早期に被害状況を把握するため、必要に応じて職員を現地に派遣し被害状況の調査を行う。

被害調査は、本部に動員されている職員の中から本部長が指名し、原則として２名１組で構成することとし、現地の被害状況の調査を実施する。

（５）　上記に定める状況以外の災害の場合、その他動員について必要な事項はそのつど災害対策本部長が指示する。

２．災害応急対策従事可能人員

各部課等において、応急対策に従事することができる職員の数は、資料１－17 に示す。

資料１－17　応急対策要員数

第４章　水防上必要な活動

担当	災害対策本部	消防班

継続実効降雨が増大したり、降雨強度が大きい場合に、洪水や浸水等の被害が想定される。本市域内の水防上必要な諸活動は災害応急対策の重要な柱である。水防法第 33 条の規定に基づき、本市域内の水防上必要な事項について、その要綱を示す。

第１節　水防組織

１．水防組織と機構

水防時において市災害対策本部が設置されたとき水防業務を処理するため、消防班のなかに水防大隊を編成する。水防大隊の要員は、消防職員・団員をもってこれにあたる。

水防大隊に中隊又は小隊をおく。中・小隊は、消防署（消防分署・救急出張所を含む）及び消防分団毎にこれを設け、定められた地域の水防にあたる。ただし、被災特定地域の事態の緩急に応じ消防班長の指示により水防中・小隊は、その地域の水防業務に従事するものとする。

（１）　消防班及び水防大隊の機関

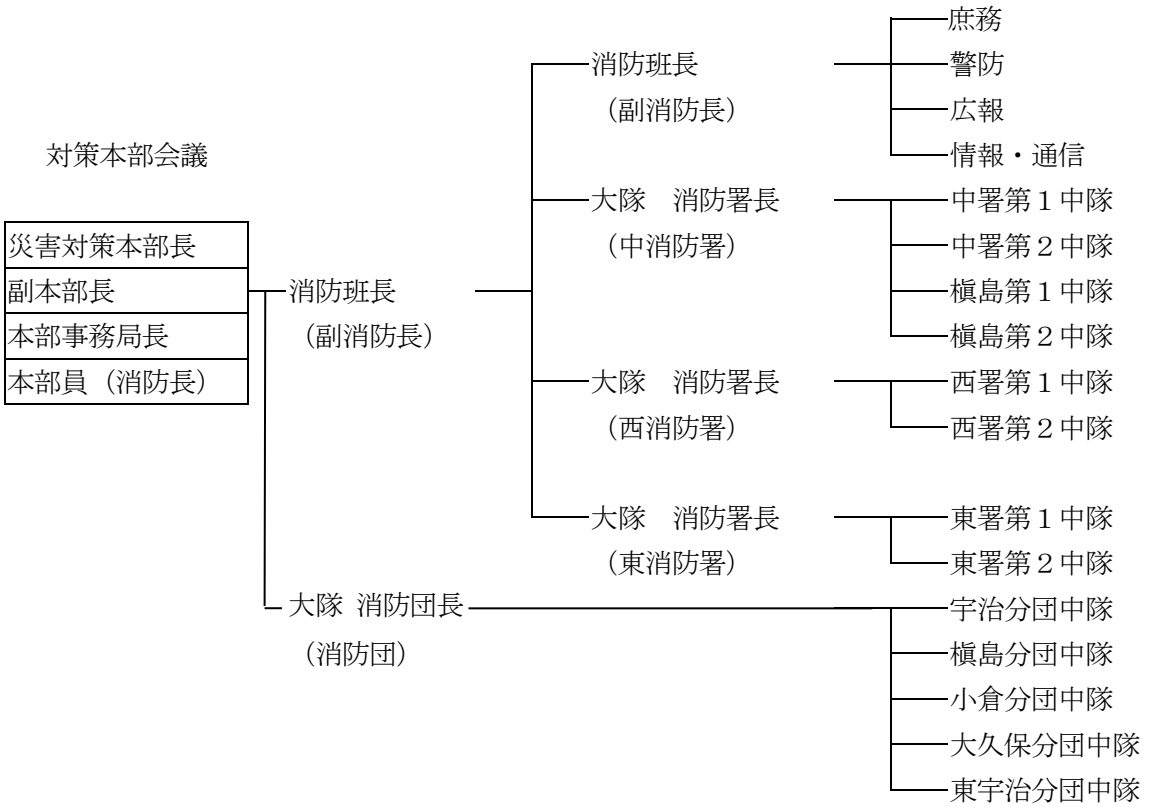

図　消防班及び水防大隊の機構図

（２）　水防大隊及び中隊並びに要員

中消防署大隊・・・・・・大隊長
　中署第１中隊・・・・・中隊長　　以下 13 名
　中署第２中隊・・・・・中隊長　　以下 13 名
　槇島第１中隊・・・・・中隊長　　以下 13 名
　槇島第２中隊・・・・・中隊長　　以下 13 名
西消防署大隊・・・・・・大隊長
　西署第１中隊・・・・・中隊長　　以下 23 名
　西署第２中隊・・・・・中隊長　　以下 23 名
東消防署大隊・・・・・・大隊長
　東署第１中隊・・・・・中隊長　　以下 18 名
　東署第２中隊・・・・・中隊長　　以下 18 名
消防団大隊・・・・・・・大隊長（消防団長）
　　大隊長補佐（副団長４名）
　宇治分団中隊・・・・・中隊長（分団長）以下 75 名
　槇島分団中隊・・・・・中隊長（分団長）以下 50 名
　小倉分団中隊・・・・・中隊長（分団長）以下 75 名
　大久保分団中隊・・・・中隊長（分団長）以下 50 名
　東宇治分団中隊・・・・中隊長（分団長）以下 103 名

（３）　水防事務分掌

ア．　警　防

（ア）　水防に関する諸情報の収集並びに連絡、報告
（イ）　水防関係機関との連絡
（ウ）　水防施設及び資材の整備点検

イ．　水防大隊

（ア）　危険地域の警戒
（イ）　河川、溜池、堤防その他緊急を要する被害箇所の応急復旧
（ウ）　水害現場活動
（エ）　人命救助及び避難、誘導
（オ）　その他水防に関し特命事項

２．動員計画

（１）　消防班の動員については、市防災規則に定める消防班の活動体制による。
（２）　消防大隊の動員については、市防災規則第９条消防班の活動体制並びに災害を予想される区域の状況等を勘案し大隊長を経て中隊毎にそのつど消防班長が指示する。

３．担当区域

消防署水防大隊の担当区域は市域全域とする。消防団水防中隊の河川等担当区域は、資料２－17に示すとおりである。

資料２－17　消防団水防中隊の河川等担当区域一覧表

第２節　重要水防区域

宇治市管内区域の内、その現状並びに洪水が公共上及ぼす影響の大きい重要水防区域は、国土交通省重要水防区域については資料２－18、京都府重要水防区域については資料２－19、京都府河川重点警戒箇所については資料２－20 に示すとおりである。

資料２－18　直轄河川重要水防箇所別調書
資料２－19　京都府重要水防箇所別調書
資料２－20　京都府河川重点警戒箇所

第３節　水防警報等の種類及び内容、通信方法

１．気象庁の機関が行う予報及び警報等

京都地方気象台が発表する注意報及び警報の種類の表（第３編第５章１節）を参照。

２．国土交通省が気象庁と共同して行う洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川の洪水について、国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区気象台）が共同して指定河川において洪水予報を行うものであり、資料１－44 のとおり発表される。警戒レベル２から５に相当する。

資料１－44　指定河川洪水予報

（１）　対象河川、区域等

本市域で指定された河川は、下表のとおりである。

表　国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の対象河川と区域等

河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表機関
宇治川	左岸　京都府宇治市宇治塔川 36 番の 2 地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで 右岸　京都府宇治市宇治紅斉 25 番の 8 から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台
木津川 下　流	左岸　木津川市加茂町山田野田 3 右岸　相楽郡和束町大字木屋字桶渕 22-2 から淀川への合流点まで	加茂	
備考	水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定による関係区域 最終改正（平成 18 年 3 月 31 日国土交通省告示第 437 号）一部改正		

（２）　洪水予報基準点

洪水予報基準点を下表に示す。

表　国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の洪水予報基準点

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
淀　川	宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	－
	木津川 下　流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01

（３）　通報組織

洪水予報は指定河川の名称をつけて行うものであり、受報は、宇治川においては宇治川洪水予報（資料２－21)、木津川下流においては木津川下流洪水予報（資料２－22）の用紙により行うものとし、本市における通報系統は、資料２－23 に示すとおりである。

資料２－21　宇治川洪水予報発表例

資料２－22　木津川下流洪水予報発表例

資料２－23　淀川水系洪水予報の通報系統図（宇治市関係）

３．国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について、水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

（１）　対象河川、区域等

本市域で指定された河川は、下表のとおりである。

表　国土交通省が行う水防警報の対象河川及び区域等

河川名	区域	水位観測所	地名	位置	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	計画高水位	発表者
淀川幹川	左岸 宇治市宇治金井戸 16-5 地先から大阪府界まで 右岸 宇治市槇島町槇尾山 1-2 地先から大阪府界まで	向島	京都市伏見区向島橋詰町	河口より 44.90km	O.P.+ 12.866m	1.30m	2.00m	4.11m	近畿地方整備局淀川河川事務所
備考	水防法第 16 条第１項の規定による関係区域 （昭和 54 年 11 月 8 日建設省告示第 1689 号）								

（２）　発表の種別及び基準

淀川河川事務所が発表する水防警報の種別及び発表基準は次のとおりであるが、第１段階および第２段階は省略することがある。

又、水位等の状況を通知する必要のあるときは別途「水防情報」として適時発表する。

なお、観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは理由を付して関係機関に通知する。

第１段階　待　機

水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予警報等及び河川状況等に基づいて行う。

第２段階　準　備

水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動等に対するもので、洪水の場合は主として上流の雨量又は水位に基づき、高潮の場合は主として潮位に基づいて行う。

第３段階　出　動

水防団員の出動の必要を警告して行うもので、洪水の場合は上流の雨量又は水位に基づき、高潮の場合は潮位に基づいて行う。

第４段階　解　除

水防活動終了の通知を行う。

（３）　発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位を基に、概ね次の時期に発表される。

表　水防警報の発表時期

地点／段階	淀川幹川
	向島
第１段階 待　　機	水防団待機水位を超過 (天ケ瀬ダムの予備放流、後期放流を除く)
第２段階 準　　備	氾濫注意水位を越す３時間前
第３段階 出　　動	氾濫注意水位を越す２時間前
第４段階 解　　除	水防活動の終わるとき

（４）　通報組織

国土交通省が発表する警報時の受報は、淀川河川事務所水防警報・情報用紙（資料２－24）により行うものとし、本市における通報系統は、資料２－25 に示すとおりである。

資料２－24　淀川河川事務所水防警報・情報用紙

資料２－25　淀川水系水防警報の通報系統図（宇治市関係）

４．京都府知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

（１）　水防警報

水防法第 16 条の規定により京都府知事に指定された河川において、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあると認めたとき、水防警報が発表され、その警報事項等が通知される。

ア．　警報事項

（ア）　準備…水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの

（イ）　出動…水防団員の出動の必要性を示すもの

（ウ）　解除…水防活動の終了を通知するもの

イ．　水防警報の発表時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位に基づき、概ね次の時期に発表する。

河川名	水位観測所	水防警報種別		
		準備	出動	解除
山科川	勧修寺	水防団待機水位（指定水位）に達したとき	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき※
古川	佐古			
弥陀次郎川	弥陀次郎川			

※氾濫注意水位を上回る出水とならなかった場合は、以下のとおり。

①水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき
②気象予警報の解除により、府山城北土木事務所の水防待機体制を解除するとき

（２）　避難判断水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第 13 条第２項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして京都府知事に指定された河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき避難判断水位到達情報が発表・通知される。

（３）　対象河川、区域等

本市域内の指定された河川は、下表のとおりである。

表　京都府知事が行う水防警報の対象河川及び区域等

河川名	区域		水位観測所	住所	水防団待機(指定)水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高	発表者	指定年月日 水防警報
山科川	起点	安祥寺川合流点	勧修寺	京都市山科区勧修寺東出町	m 1.20	m 2.20	m 2.20	m 2.40	m 5.28	京都府京都土木事務所長	平成17.7.29（平成20.5.26）※
	終点	終点（直轄管理区域界）									
古川	起点	起点	佐古	久御山町佐古外屋敷	m 1.80	m 2.20			m 5.30	京都府山城北土木事務所長	平成18.6.2
	終点	久御山排水機場									
弥陀次郎川	起点	起点	弥陀次郎川	宇治市五ケ庄北ノ庄	m 0.40	m 1.00			m 2.07		平成26.6.13
	終点	宇治川合流点									

※水位情報通知・周知の指定年月日

（４）　通報組織

京都府知事が発表する水防警報の受報は資料２－26、水位情報の受報は資料２－27 により行うものとする。また、本市における通報系統は、資料２－28 に示すとおりである。

資料２－26　山科川・古川・弥陀次郎川水防警報　連絡用紙
資料２－27　山科川　避難判断水位（特別警戒水位）情報　連絡用紙
資料２－28　山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報の通報組織図
（宇治市関係）

５．天ケ瀬ダム放流連絡の本市における通報組織

（１）　本市における通報組織

淀川幹川の洪水を調整するため天ケ瀬ダムが放流するとき、国土交通省淀川ダム統合管理事務所（天ケ瀬ダム管理支所）及び関西電力㈱総合水力制御所からの連絡は、天ケ瀬ダム放流連絡用紙（資料２－29）の用紙により受信するものとする。また、宇治市における伝達の系統は、資料２－30 に示すとおりである。

資料２－29　天ケ瀬ダム放流連絡用紙
資料２－30　天ケ瀬ダム放流連絡系統図

（２）　天ケ瀬ダムの洪水調節及び概要

天ケ瀬ダムは、治水容量 20,000,000m³ を利用して、宇治川の洪水時に、ダム地点の計画高水流量 2,080m³/s を 1,140m³/s に調節をする。さらに、枚方が氾濫注意水位を越えたときは、2 次調節として 250m³/s に調節する。

なお、施設の概要については次のとおりである。

（目　　的）洪水調節　発電　上水道
（管 理 者）国土交通省
（位　　置）左岸　槇島町六石
　　右岸　槇島町槇尾山
（河 川 名）淀川水系淀川（宇治川）
（流域面積）4,200k ㎡（琵琶湖を含む）ただし、天ケ瀬ダム流域は 352k ㎡
（形　　式）ドーム型アーチ式コンクリートダム
（規　　模）総貯水容量　26,280,000m³　　トンネル式放流設備
　　全長　617m　　導流部　内径 10.3m

（３）　天ケ瀬ダム放流連絡会（昭和 39 年発足）

特定多目的ダム法ではダム放流及び発電放流により、河川の流水状況に著しい変化があり、これによって生ずる危害を防止する必要があると認められる時は、あらかじめ関係各所に通知するとともに、一般に周知させるための措置をとらねばならないとされている。

したがってこのことを一般に周知させるため、放流による連絡網の連絡事項の的確性を増進させ事故防止に努めるべく本市等の関係機関の長を委員とする「天ケ瀬ダム放流連絡会」が組織された。

６．高山ダム放流連絡の本市における通報組織

淀川本川及び木津川の洪水を調整するため高山ダムが放流されるとき、高山ダム管理所からの連絡系統は、資料２－31 に示すとおりである。受信については高山ダム放流連絡・受発信紙（資料２－32）の用紙によるものとする。

資料２－31　高山ダム放流連絡系統図（宇治市関係）
資料２－32　高山ダム放流連絡・受発紙

７．木津川水防警報の本市における通報組織

国土交通省が発表する警報等の受報は木津川水防警報受報用紙（資料２－33）によるものとし、宇治市における連絡系統は、資料２－34 に示すとおりである。

資料２－33　木津川水防警報受報用紙
資料２－34　木津川水防警報の宇治市における連絡系統図

８．通信方法

（１）　水防のため緊急を要する場合の通信は、水防法第 27 条第２項に定める一般公衆電話の非常取扱い、警察通信施設、鉄道通信施設等を利用するほか市無線通信施設を活用して行うものとする。

（２）　通信施設途絶又は近距離連絡に備え自動車、自動二輪車、自転車及び徒歩伝令員を必要により配置し円滑を図る。

水防大隊（消防団）と中隊の場所及び連絡方法は、別に定める。

第４節　水防体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	河川の監視、気象状況の把握	
	水位情報、雨量情報、京都府水位・氾濫予測システム	京都府 天ケ瀬ダム管理支所

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	河川の監視、気象状況の把握	
	災害関連初期情報	本部事務局、建設班

１．平時の巡視

水防管理者は、関係者に随時区域内の河川、堤防、溜池、水門等の巡視を命じ、水防上危険な箇所を発見した時は直ちに当該施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

２．出水時の監視

気象警報を受けたときから各水防小隊は担当河川を各２名が監視し、水防団待機水位に達したときから（量水標のない小河川（以下無標と称す）においては、刻々増水しているとき)、特に重要水防区域･河川重点警戒箇所及び危険箇所に注意し、また危険箇所の早期発見に努めるものとする。

３．報告措置

監視中危険箇所を発見し、又は水位が氾濫注意水位に達したときは（無標の河川は溢水、漏水、刻々増水のおそれがあるとき）直ちに中隊長に連絡し中隊長は、その状況を詳細に大隊長に報告するとともに、危険箇所発見の場合は必要中隊員を現場に派遣して応急措置を行うものとする。

４．水位通報要領

（１）　毎時観測３時間通報

水防団待機水位以上で氾濫注意水位以下、前 1 時間の水位の上昇が 30 センチ以下のときは毎正時に観測。０、３、６、９、12、15、18 及び 21 時の定時に前３時間分をまとめて通報する。なお、前１時間の水位上昇が 30 センチ以上となったときは次の(2)項毎時通報に切換えるものとする。

（２）　毎時観測毎時通報

水防団待機水位以上氾濫注意水位以下で、前１時間の水位上昇が 30 センチ以上のとき及び氾濫注意水位以上となったときは、毎正時に観測し直ちに通報する。

（３）　前各号の他、特に観測通報を変更指示することがある。

（４）　通報形式

ア．〇〇中隊水位報告

イ．〇〇川、〇時観測

ウ．量水位置、〇〇左（右）岸

エ．水位、〇〇メートル〇〇センチ

（５）　消防班長は各河川水位の状況把握に努めるとともに、河川上流地域の降雨量並びに天ケ瀬ダム及び南郷洗堰放流量等の状況を推移判断し、増水区域の水防対策に備えるものとする。

５．雨量観測

消防班長はうじ安心館、府山城広域振興局、天ケ瀬ダム管理支所、西笠取辻出、菟道新池に設置の雨量計を活用し、水防対策の資料とするほか災害対策本部に適時降雨量を報告するものとする。

６．ため池、樋門等の管理

ため池管理者等は水位上昇のため危険が予想される場合は適宜樋門を開放する等、災害防止上適切な措置を講じなければならない。

ただし、水位上昇を制限するため、緊急に樋門開放を要する場合は区域内水防中隊長と連絡を密にし、不測の被害をもたらすことのないよう配慮しなければならない。

資料２－６　雨量観測所・河川防災カメラ

資料２-52　水防体制指標

第５節　水防上必要な対応及び措置

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	水防活動	
	災害情報	京都府 淀川木津川水防事務組合

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	水防活動	
	災害関連初期情報	本部事務局 宇治川観光通船

１．現場における必要な活動

（１）　水防に際し堤防その他の施設が決壊のおそれありと判断したときは、現場警戒責任者（中隊長）は水防大隊長を経て消防班長に通報して危険箇所に対する措置を求めるものとする。

（２）　消防班長は、危険箇所の拡大防止のため、現況に即した水防工法を実施するものとする。

（３）　消防班長は、山崩れのおそれ又は大洪水のおそれがあると判断し、消防機関のみにて事態の収拾困難と認めた場合は、災害対策本部長に報告するとともに自衛隊派遣要請の意見を具申するものとする。

（４）　現場消防機関の長は、その所在を明確にするため、昼間は赤色腕章、夜間は赤灯を用いるものとする。

２．居住者等の協力

消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第 24 条の規定に基づき、次の要領により本市に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（１）　居住者等の年齢は、18 歳以上 50 歳未満で身体強健であるもの

（２）　業務は、必ず水防隊員の監視下において行い、単独行動を指示してはならない。

（３）　危険予防に細心の注意を払い、第一線現場水防工法はこれを避け、後方における土俵仕拵え、水防資材集め、事態急迫前における災害時要配慮者の避難誘導並びに連絡等の協力に従事するものとする。

（４）　現場消防機関の長は、協力者の氏名、年齢、性別を把握し、業務終了後消防班長に報告する

ものとする。ただし、水防従事者の報告は消防機関の長が協力方について指示した居住者等であることとする。

３．堤防等の異常報告

（１）　水防大隊の各中隊長は、前各項に規定する場合のほか、次の事項を直ちに水防大隊長を経て、消防班長へ報告するものとする。

ア．　第３編第４章第２節重要水防区域河川の水位が急上昇しつつあるとき。

イ．　最高水位近々に達したとき。

ウ．　最高水位をこえ、堤防上溢水した場合。

エ．　堤防が決壊し、又は倒壊寸前の事態が予想されるとき。

オ．　堤防決壊により、隣接区域に災害が拡大するおそれがあるとき。

（２）　量水標示

各河川の標示場所は、次項の表のとおりである。

表　各河川の標示場所

河川名	標　示　場　所	水　位		備　　考
		水防団待機（指定）	氾濫注意	
古川	佐　古	1.80m	2.20m	
山科川	勧修寺	1.20m	2.20m	
弥陀次郎川	弥陀次郎川	0.40m	1.00m	

参 考

河川名	標　示　場　所	水　位		備　　考
		水防団待機（指定）	氾濫注意	
宇治川	槇尾山	2.00m	3.00m	
宇治川	向　島	1.30m	2.00m	
宇治川	淀	2.50m	3.50m	
木津川	飯　岡	2.00m	3.50m	
木津川	八　幡	2.50m	4.00m	

４．舟艇の確保

（１）　氾濫注意水位に達したときは、宇治川観光通船に通報する。

（２）　救助用舟艇の確保については、宇治川観光通船等に協力を要請するものとする。

５．公用負担命令書

（１）　水防法第 28 条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者宇治市長、消防機関の長又は委任を受けたる者は、早期水防現場収受策のため土地の一時使用並びに必要なる資材及びその運搬器具の使用又は工作物の処分を行うことができる。この場合は、様式１（資料２－35）の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれを行うものとする。

資料２－35　様式１（公用負担命令書様式）

（２）　公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者宇治市長、消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、様式２（資料２－35）の証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

資料２－35　様式２（公用負担命令書様式）

６．優先通行の標識

（１）　水防のため出動する車両の優先通行標識は、資料２－36 に示すとおりである。

資料２－36　優先通行標識

（２）　水防作業に従事するときは資料２－37 に示す腕章をつける。

資料**２－37　水防作業に従事するときの腕章**

７．水防信号

水防時における信号区分は、資料２－38 に示すとおりである。

資料２－38　水防時における信号区分

８．避難のための立退き指示

（１）　市長は、河川逆流、氾濫、堤防決壊等のため危険が切迫していると認めたときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きを指示するものとする。

消防機関の長は、水防現場において事態の急迫を告げ、立退きの指示を受けるいとまのないときは、市長にかわって立退きのため臨機の措置をとるものとする。

市長は前項により避難指示等を発令したときは、知事及び宇治警察署長に通知するものとする。

（２）　予定立退き先

予定立退き先は、避難計画中の避難場所とする。

９．輸　送

水防時増水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要な地域に舟艇を配置するとともに現場水防資材の調達、輸送状況調査連絡に備えるため、行政用超短波無線電話装置（移動局、携帯局）搭載の広報車、消防車両等及び借上計画に基づいて手配されているトラック車両をこれにあてる。

10. 応急措置

消防班長は、河川又は溜池の堤防が決壊、漏水、亀裂等が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、災害現場機関の長に急きょ応急措置の指示をするとともに管理者責任関係機関に連絡して災害の拡大防止に万全を期するものとする。

11. 水防解除

消防班長は水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要なしと判断したときは災害対策本部長に報告し、命令により水防解除を指令するものとする。災害対策本部長は、これを一般に周知させるとともに府山城北土木事務所長並びに府山城広域振興局長に報告する。

12. 水防顛末報告

（１）　水防大隊長は、水防解除の翌日までに水防活動実施報告書（様式第 17 号）（資料２－39）により消防班長に報告するものとする。

消防班長は、取りまとめ災害対策本部長に速やかに報告するものとする。

資料２－39　様式第 17 号（水防活動実施報告書）

（２）　水防解除をしたとき市長は、５日以内に水防活動実施報告書（様式第 17 号）により府山城北土木事務所長を経由して知事に水防顛末の報告をするものとする。ただし、警戒のみに終った場合はこの限りでない。

13. 水防訓練

水防時における防御活動の迅速・的確を期するため、年１回以上、水防訓練を行うものとする。

第５章　情報の収集・伝達

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班

災害時において、関係機関等が緊密に連携して、応急対策を実施するため、予報及び警報の伝達、情報の収集を行うとともに、その対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速、確実に実施し、災害に関する情報を市民、報道機関に周知させるために必要な事項を定める。

第１節　予報及び警報の伝達組織と周知方法

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 情報班 総務班	気象情報等の収集	
	気象注意報、気象警報等　台風情報など気象情報	気象庁
	洪水予報、水防警報	国土交通省
	山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報	京都土木事務所 府山城北土木事務所
	天ケ瀬ダム放流連絡	国土交通省、関西電力㈱
	高山ダム放流連絡	淀川･木津川水防事務組合
	木津川水防警報	京都府砂防課 府山城北土木事務所
	異常気象通報	発見者、宇治市消防本部 宇治警察署

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 情報班	気象情報等の伝達	
	気象注意報、気象警報等　台風情報など気象情報	市民（HP） 報道機関（FAX・電話）
	気象注意報、気象警報等	各班、関係機関、住民
	洪水予報、水防警報	宇治市消防本部 淀川・木津川水防事務組合
	山科川水防警報、水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報	宇治市消防本部
	天ケ瀬ダム放流連絡	天ケ瀬ダム放流連絡会員
	木津川水防警報	宇治市消防本部 淀川・木津川水防事務組合
	異常気象通報	京都府等関係機関、住民

１．予報及び警報の種別と発表機関

災害の発生を未然に防ぎ、また、被害を軽減させるためには、関係機関や住民等に災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

京都地方気象台が発表する注意報及び警報の種類と基準は、資料２－40 に示すとおりである。

また、市消防本部が発表する火災に関する注意報及び警報の種類は次のとおりである。

区　分	内　容
火災注意報	空気が乾燥し又は風が強いため火災が発生しやすく、かつ発生した火災が延焼拡大するおそれのあるとき
火災に関する警報	気象の状況が火災の予防上危険であるとき

２．京都地方気象台の予報及び警報等の通報

（１）　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて，５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（２）　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、宇治市を対象に現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称「山城中部」が用いられる場合がある。

資料１－45　特別警報・警報・注意報
資料１－46　キキクル等の種類と概要

（３）　京都地方気象台の発表する予報及び警報等の通報は、災害対策基本法、気象業務法、消防法、水防法等に定められたものによる。

（４）　気象台が発表する気象注意報及び気象警報は、すべて同格に取り扱われるので、新しいものが 出されたときは自動的に切りかわる。

（５）　地面現象と浸水に関する注意報・警報事項は、それぞれの注意報及び警報の標題として発表されず、気象注意報あるいは気象警報に含めて発表される。

（６）　宇治市に対する上記の通報は、資料２－41 に示す通報連絡系統により通報される。

資料２－41　通報連絡系統

（７）　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があ

ることを示す警戒レベル１である。

３．気象台等が発表する気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。
- 補完的機能：注意報、警報の発表が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。
- 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の２種類がある。

（１）　台風情報（例文１）

ア．　発表

「令和△△年台風第○○号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。

イ．　内容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

資料２－42　気象台が発表する気象情報発表例（例文１）

（２）　大雨（雪）に関する京都府気象情報（例文２）

ア．　発　表

「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台から発表する。

イ．　内　容

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

ウ．　台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

資料２－42　気象台等が発表する気象情報発表例（例文２）

（３）　記録的短時間大雨情報（例文３）

ア．　記録的短時間大雨情報は、気象庁から発表される。

イ．　発表基準

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような、１時間に 90mm 以上の猛烈な雨が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。

ウ．　意義

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合は、関係者の即座の対応を促すものである。

エ．　観測所の配置

京都地方気象台所属のアメダス観測所所在地及び観測種目を、資料２－43 に、その配置を資料２－44 に示す。

資料２－42　気象台等が発表する気象情報発表例（例文３）

資料２－43　観測所所在地及び観測種目

資料２－44　観測所配置図

（４）　土砂災害警戒情報（例文４）

京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

ア．　発　表

「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村等を特定して京都府と京都地方気象台が共同で発表する。

イ．　内　容

土砂災害警戒情報は、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村等を示す地図からなる。

ウ．　意　義

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。

これにより、市長が避難情報を発令する場合の参考として利用できる。

エ．　発表基準等

（ア）　土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として 60 分間積算値と、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である土壌雨量指数を用い、１キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988 年～2004 年）の事例を参考に基準値を定めた。

平成 30 年に検証対象災害事例（1988 年～2015 年）、令和２年に検証対象災害事例（1991～2018 年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施された。

（イ）　過去の災害が無い１キロメッシュについては、RBFN 出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

（ウ）　土砂災害警戒情報は、基準値を超過または、2時間以内に超過する見込みの際に発表する。

資料２－42　気象台等が発表する気象情報発表例（例文４）

（５）竜巻注意情報（例文５）

ア．　発表

竜巻注意情報は、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部）で気象庁から発表される。

イ．　内容

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

ウ．意義

竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。

資料２－42 気象台が発表する気象情報発表例（例文５）

４．水防警報等及び天ケ瀬ダム放流連絡

第３編第４章「水防上必要な活動」参照

５．火災気象通報

（１）　市長は、知事から強風注意報及び乾燥注意報の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令するものとする。（消防法第 22 条及び市火災予防規則第 17 条）

なお、火災の予防上危険であると認める気象の状況は、次に掲げるとおりである。

ア．　実効湿度 55％以下、最小湿度 35％以下で風速毎秒 7m 以上又は 7m 以上となる見込みのとき

イ．　風速毎秒 12m 以上又は 12m 以上となる見込みのとき

（２）　消防長は、気象等の状況が次の各号の一に該当し、必要と認めたときは火災注意報を発令するものとする。（市火災予防規程第 16 条）

ア．　実効湿度が 60％以下で、最小湿度が 40％以下となる見込みのとき

イ．　風速が毎秒 7m 以上となる見込みのとき

ウ．　京都地方気象台が、気象注意報又は気象警報を発したとき

エ．　火災が多発しているとき

６．予報、警報等の周知徹底

関係者（機関）及び住民に対しては、おおむね次の方法による。

（１）　ラジオ放送、テレビ放送による方法

（２）　マイク、広報車等による方法

（３）　サイレン、警鐘等による方法

７．通報連絡内容の略符号化

予報、警報等の通報連絡はその迅速化を図るため、あらかじめモデル文例又は略符号を定めて実施するよう努めるものとする。

８．通報連絡体制の確立

予報、警報等の通報連絡に関係のある機関等は、あらかじめ通報及び受報責任者並びにその体制を定め、通報伝達に万全を期するものとする。

９．異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれがある異常な現象の発見にかかる通報伝達は、２－45 によるものとする。

資料２－45　異常気象通報連絡系統

10．庁内における措置

（１）　気象台が発表する予報、警報及び火災予防のための気象通報、情報は、京都府衛星通信系防災情報システム及びＪ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）等から危機管理室が受報する。

（２）　危機管理室は、気象台が発表する台風又は大雨に関する注意報及び警報等を受報した場合は直ちに市長、副市長に報告するとともに、関係各班（関係部課）等に伝達する。

（３）　危機管理室は気象情報等を端末機により入手し、関係各班（関係部課）等に伝達する。

（４）　伝達を受けた関係各班（関係部課）の長等は、直ちにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、関係先等に伝達する。

（５）　危機管理室は、注意報及び警報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、

当該注意報及び警報を庁内放送するなど、所要の措置を行う。

第２節　通信系統

有線途絶時の京都府に対する非常通信経路及び災害通信系統は、京都府防災行政無線によるもののほか、それぞれ資料１－18、資料１－19 のとおりである。

資料１－18　有線途絶時の非常通信経路図

資料１－19　災害通信系統図

第３節　災害情報及び被害状況の収集・報告

被害状況の迅速・的確な把握は、応急対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、災害応急対策において基本となる重要な事項である。

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき、又は調査に特別な技術を要するため市が単独ではできないときは、府災害対策本部山城広域災害対策支部等に応援を求め行うものとする。

また、被害状況の調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし重複、脱漏等のないよう十分留意し、異なった被害状況等は調査し調整するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班、情報班	災害情報及び被害状況の収集	
	災害情報、被害状況	各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	災害情報及び被害状況の伝達	
	集約した災害情報、被害状況	各班、市民（HP・SNS）、報道機関（FAX・電話）、関係機関、府山城広域災害対策本部

１．情報の収集

各班の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と緊密な連絡をとり、被害の状況その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努めるものとする。

また、勤務時間外等においては、早期に被害状況を把握するため、参集する職員が参集途中での被害情報を収集する方策について検討する。

なお、無人航空機の利用については、あらかじめの関係機関と協議を行い、飛行に必要な安全確保等を行うものとする。

２．報　告

各班の長は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に災害対策本部長に報告するものとし、本部事務局にて一元化を図り適切な情報共有に努める。

（１）　報告の内容

ア．　被害の状況

イ．　災害応急対策実施状況

応急対策の実施方針及び全体計画、避難の指示並びに救助活動、消防、水防活動の状況等すでに災害に対してとった措置、応援職員の要請その他要望事項等今後とろうとする措置

ウ．　その他災害応急対策実施上参考となる事項

（２）　報告の種類

ア．　災害情報報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水位、雨量、災害危険箇所の状況及び予想される被害の内容その他災害防止対策を講じるために必要な資料、又はすでに実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を様式第４号により報告するものとする。

資料１－20　様式第４号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

なお、被害状況のうち次に掲げる事項については、被害の発生のつどその詳細を同様式により報告するものとする。

（ア）　人的被害

（イ）　建物被害

（ウ）　一般車両が通行不能となった道路、橋等の被害

（エ）　付近住家に被害を及ぼすおそれのある河川決壊又はがけ崩れ等

（オ）　その他およぼす影響が大である被害

イ．　被害概況報告

初期的段階において被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を旨とするもので、様式第５号により被害状況の累計を報告するものとする。ただし、警報が発表されたとき、又は本部長が指定するときは、被害の有無にかかわらず原則として１時間ごとに報告するものとする。

資料１―20　様式第５号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

ウ．　被害状況報告

被害概況速報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次それぞれの班に該当する事項を様式第６号により報告するものとする。

ただし、総務班が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料１－20　様式第６号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

エ．　被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は様式第７号により最終の報告をするものとする。

ただし、総務班が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料１－20　様式第７号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

（注）報告は、あらかじめ定められた記号を用いて、要領よく、かつ、明確に行い、受信者の復唱をまって終了するものとし、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は、24 時制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図る。

（３）　報告の処理要領

ア．　関係各班長は、本部事務局に報告する。

イ．　ア．の報告に基づき、対策本部は、次図の要領により報告を処理する。

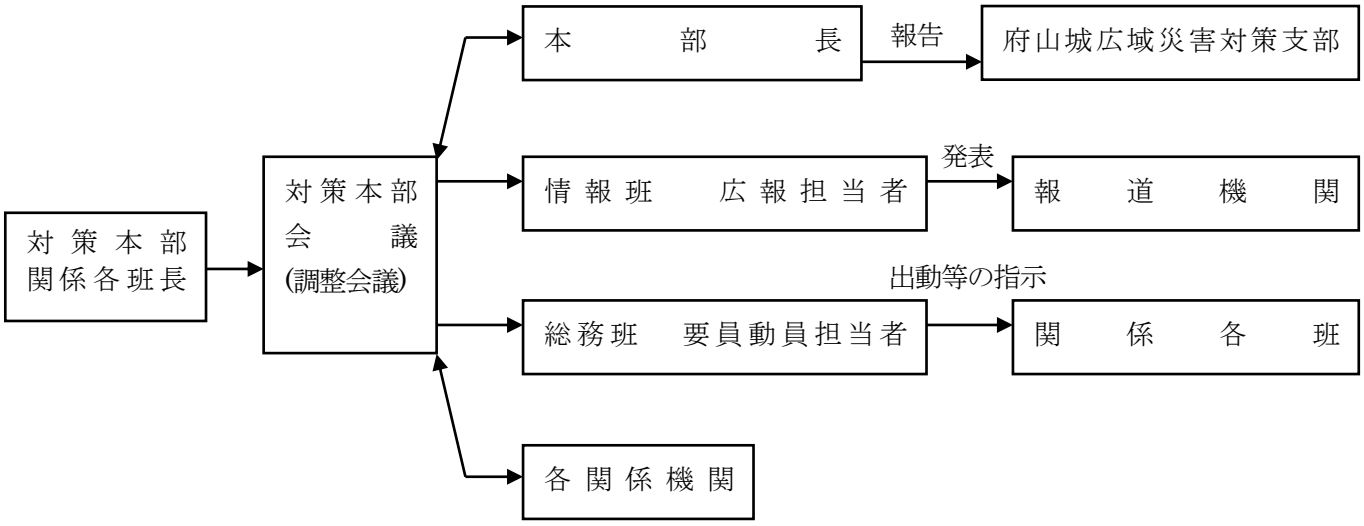

図　報告処理経路

３．水防情報、報告

水防に関する情報等の報告要領は、第３編第４章「水防上必要な活動」に定めるところによる。

４．被害状況等の報告系統

被害状況等の一般的な報告の系統は、おおむね下図のとおりとする。

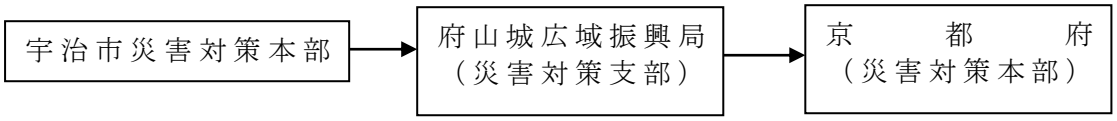

図　被害状況等の一般的な報告の系統

５．日曜日、休日及び夜間における初期の防災業務

日曜日、休日及び夜間において、市長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報の伝達、気象状況等の把握、又は被害状況の収集等と関係者に対する連絡については、警備員がこれにあたるものとする。

第４節　災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準は、資料１－21 に示す。

資料１－21　災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

第５節　非常無線通信等の利用

次の方法により連絡の確保を図るものとする。

１．防災行政無線設備の運用

防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市地域防災無線管理要綱に基づき運用するものとする。

２．防災系非常通信経路の利用

有線の途絶時の京都府に対する連絡については、京都府防災行政無線を活用するほか、「有線途絶時の非常通信経路図」（資料１－18）を利用する。

資料１－18　有線途絶時の非常通話経路図

３．既存の通信機器以外の通信手段の確保

状況により、固定電話や防災行政無線に加え、より多くの通信手段の確保の必要性があると判断した場合は、国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

４．通信途絶時の措置

各機関の通信施設においても連絡不能の場合は、災害対策本部からの連絡員の急派により、連絡の確保に努めるものとする。

したがって、関係各班は、上記の措置を効果的に実施するため、あらかじめ具体的計画を樹立しておくものとする。

第６章　広報・広聴活動計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに市民に対する災害情報・措置情報を広報し、人心の安定を図り、必要な行動を促すための広報活動を実施する。

また、被災市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な処置を実施するため、問い合わせ・相談窓口を設置する。

第１節　広報活動

担当	災害対策本部	本務事務局、総務班、情報班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等のもとになる情報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報	
	災害情報、被害情報、生活関連情報、救援措置情報	気象台、各班、対策本部会議、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	
	緊急広報、一般広報	各班、市民（広報車・エリアメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）

１．広報の基本方針

（１）　情報班は、関係班、関係防災機関と連携して災害情報のうち、市民の安全にかかわる避難の指示等を「緊急広報」として実施する。また、総合的な一般情報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報）を「一般広報」として実施する。

（２）　各班は、定期的に本部事務局と情報班に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。本部事務局及び情報班は、これらの情報のリスト化を図り、定期的に広報用資料、関係防災機関への閲覧用資料を作成するとともに、各班への情報提供を行う。

（３）　市民に対する防災情報伝達を確実に行うために、以下３．に示すあらゆる方法を用いることとし、平常時から、市の防災情報にかかる伝達方法、その他防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、市民の情報収集の選択肢を広げる。

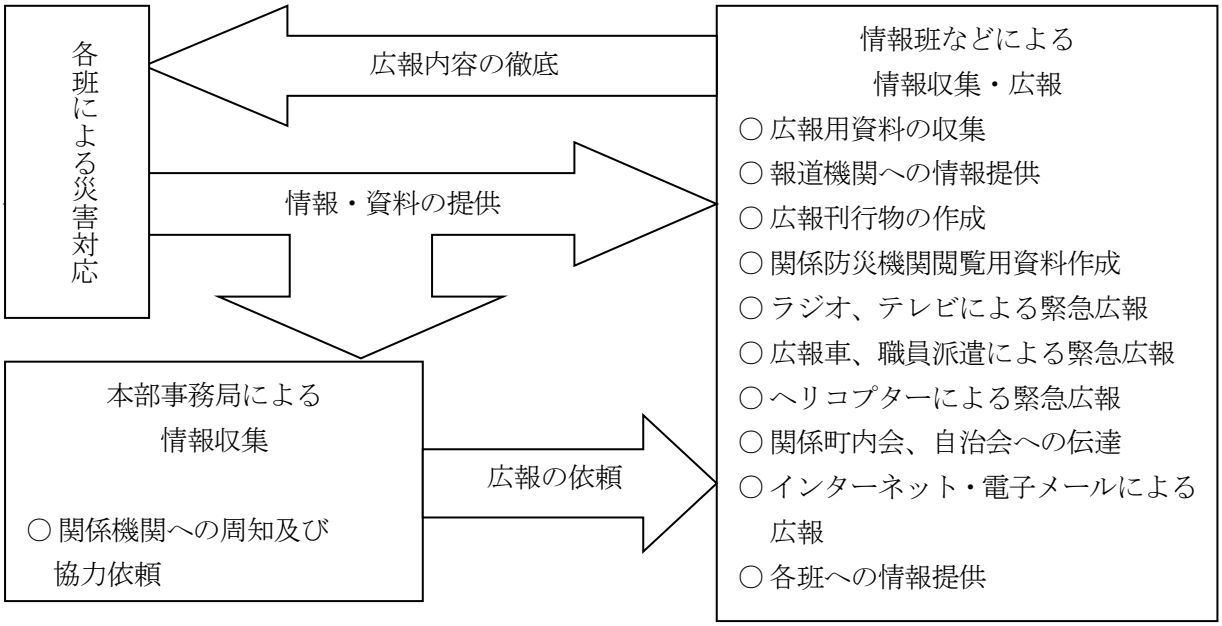

図　広報活動の流れ

２．広報事項

（１）　災害情報

ア.　気象、河川の水位及び被害の状況等、収集された情報

イ.　本部等の設置と活動状況

ウ.　避難誘導及びその他注意事項

エ.　市内の被害状況

オ.　家庭、職場での対策と心得

カ.　その他必要な事項

（２）　生活関連情報

ア.　電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み

イ.　食糧、生活必需品等供給状況

ウ.　道路交通状況

エ.　鉄道、バス等交通機関運行状況

オ.　医療機関の活動状況

カ.　その他必要な事項

（３）　救援措置情報

ア.　り災証明書等の発行状況

イ.　各種相談窓口の開設状況

ウ.　市税、手数料等の減免措置の状況

エ.　災害援護資金等の融資情報

オ.　仮設住宅等の臨時住宅の提供状況

カ.　市業務の再開状況

キ.　その他必要な事項

３．広報の方法

（１）　本部による緊急広報の方法

ア.　ラジオ、テレビによる緊急広報

本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱）に対して必要事項の放送要請を行う。

本部長は、必要と認めるときは、エフエム宇治放送㈱に対し、「うじ安心館」内に臨時スタジオを設置するよう要請する。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は住民等へ周知の措置を義務づけられている。

資料２－51　気象等に関する特別警報の発表基準

イ．　広報車、職員派遣による緊急広報

本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ．　ヘリコプター等による緊急広報

本部は、ヘリコプター等による緊急広報の必要があると判断した場合は、京都府等防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。

エ．　電子メールによる緊急広報

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。なお、災害時はメールが遅延する可能性があるため本文中には必ず発信時間を記入する。

オ．　町内会、自治会等への連絡

本部は、必要に応じて、町内会、自治会長へ緊急連絡を行う。

（２）　市管理施設、事業所等の緊急広報の方法

ア．　不特定多数の市民が利用する施設や繁華街、事業所等の管理者及び事業者は、災害発生時の混乱の防止を図るため、利用者が冷静に初動行動ができるように館内放送や非常用放送設備を用いて広報を実施する。

イ．　商店街等の事業者は、災害発生直後の来街者の安全確保のため、有線放送等を用いて広報を実施する。

ウ．　鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うため広報を実施する。

エ．　有線放送事業者は、災害発生直後には混乱防止放送内容について、広報を実施する。

（３）　一般広報の方法

ア．　報道機関との連携

（ア）　本部長は、本部が設置されたときは、広報担当の責任者を置き、定期的な報道連絡や記者会見を行い、市民に対して速やかに情報提供を行う。

（イ）　情報班は、報道機関（日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱、日刊紙、日刊地方紙等）に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報の提供を行う。

なお、報道機関への広報は、広報用専用室を設けて行い、適切な方法に沿って実施し正確な情報提供に努める。

（ウ）　情報班は常に情報を収集し、一貫して報道資料を作成し随時公表するものとする。

また報道機関からの照会、問い合わせの受付及び返答についても、原則として同班を通じて行うものとする。

イ．　広報刊行物の発行

（ア）　情報班は、「宇治市政だより号外」などの広報刊行物を作成し、各班等へ送付する。

（イ）　各班は、広報刊行物に掲載する広報内容を情報班に提出する。

（ウ）　地区班は、地元組織等に対して広報刊行物の配布の協力を依頼する。

（エ）　地元組織等は、地区班と協力して避難所への配布、被災地への個別配布、掲示板への

掲示を行う。

（オ）　各班は、市民に広報された内容については、班職員への徹底を図る。

ウ．　現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、情報班が関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、消防班等の現場指揮者の判断により行う。

エ．　その他の広報

（ア）　情報班は、市民への広報刊行物等による広報内容について、必要に応じて、ソーシャルメディアや宇治市ホームページ等のインターネットを利用して情報提供を図る。

（イ）　本部事務局及び情報班は、ボランティア等と連携して、外国語による広報刊行物を作成するとともに、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する仕組みを検討する。

４．記録写真等資料の収集

本部事務局及び情報班は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。さらにソーシャルメディア等インターネットで情報収集を行えるサービスの活用を検討する。

第２節　広聴活動

担当	災害対策本部	総務班、地区統括班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班 地区統括班	広聴活動	
	災害情報・被害状況、問合せ、要望、相談等	市民、本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	広聴活動	
	災害情報、被害状況等	本部事務局、情報班、市民

１．緊急問い合わせへの対応

（１）　総務班は、災害発生直後に多発すると想定される電話による市民からの問い合わせや相談に対し、「問い合わせ対応チーム」（仮称）を組織して対応する。

（２）　総務班は、「問い合わせ対応チーム」の編成にあたり、電話回線の確保や場所の確保など必要な連携を行う。

（３）　「問い合わせ対応チーム」は、問い合わせへの対応方法の内容を本部事務局へ確認し、統一的な回答文書として作成し、掲示又は班員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。

（４）　「問い合わせ対応チーム」は、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については情報班へ報告し、必要に応じて広報紙等への掲載を依頼する。

２．臨時相談所の開設・運営

（１）　他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、地区班は、本部長の指示により被災地域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。

（２）　地区班は、臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決を図るように努力する。

（３）　地区班は、相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため、「相談内容聴取用紙」を用いて相談等の記入を行う。

資料１－22　相談内容聴取用紙

（４）　地区班は、相談内容、件数、処理内容、件数等を相談内容等報告書により定期的に本部へ報告する。ただし、急を要すると判断される場合は、本部にファックス等により速報する。

資料１－23　相談内容等報告書

第７章　災害救助法の適用

担当	災害対策本部	共通、本部事務局、福祉班

災害により、災害救助法の適用基準を超える大きな被害が生じた場合、被災者の保護と社会秩序の保全の面から、災害救助法の適用を受け、被災者に必要な救助を実施する。

本章では、災害救助法が適用された場合の対応について必要な事項を定める。

第１節　災害救助法の適用基準

１．災害救助法による救助の実施

本市域の災害が、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日　法律第 118 号　以下「救助法」という。）の適用基準を超える場合、府知事より、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助が実施される。

市長は、救助法に基づき府知事が救助に着手したときは、府知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに府知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、すみやかにその内容を詳細に府知事に報告しなければならない。

なお、緊急を要する時は、府知事による救助法に基づく救助の実施を待つことなく、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処理について指示を受けるものとする。

（１）　避難所の設置
（２）　炊き出し等食品の給与
（３）　飲料水の供給
（４）　被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
（５）　医療
（６）　助産
（７）　災害にかかった者の救出
（８）　住宅の応急修理
（９）　学用品の給与
(10)　埋葬
(11)　遺体の捜索
(12)　遺体の処理
(13)　障害物の除去

２．救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一つ以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

（１）　本市の区域において、100 世帯以上の住家が滅失した場合
（２）　京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000 世帯以上の場合であって、本市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記の滅失世帯数の半数以上であること。
（３）　京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が 9,000 世帯以上であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であること。
（４）　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものである

こと。

（５）　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当すること。

３．被災世帯の算定基準

（１）　住家の滅失の算定

救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

ア．　住家が全壊、全焼又は流失した世帯は１世帯とする。

イ．　住家が半壊又は半焼したものにあっては２世帯をもって１世帯とみなす。

ウ．　住家が床上浸水、土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって１世帯とみなす。

（２）　住家の滅失等の認定

ア．　住家が全壊、全焼又は流失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価 50%以上に達した程度のもの。

イ．　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が､その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の 20%以上 50%未満のもの。

ウ．　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア.及びイ.に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。

（３）　世帯及び住家の単位

ア．　世　帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ．　住　家

現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、１住家として取り扱う。

４．災害救助法による災害救助の方法、程度、期間の基準

資料１－24 に示す。

資料１－24　救助の方法、程度、期間等早見表

第２節　活動計画

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	府知事への報告	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関
	災害救助法に関する情報	
	災害救助法に関する情報	厚生労働省、京都府等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	府知事への報告	
	災害救助法の適用要請	京都府知事
	災害救助法の適用周知	
	災害救助法に関する情報	市民

１．救助法適用時の措置

救助法を適用する場合、本部長は復興班の担当部署を指名し、速やかに次の措置を講ずる。

復興班は関連する部局と協力し、り災調査、り災証明書の発行、災害救助法に伴う各種支援業務、府との連携による支援事業、本市の支援事業のとりまとめを行う。

（１）　本市における被害状況の実態把握
（２）　救助法の適用基準該当の有無判定
（３）　災害救助の種類の判定
（４）　災害救助実施計画の策定
（５）　救援救護活動

２．救助の実施状況及び費用のとりまとめ

救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用についてまとめる。

３．救助費用の精算

救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、市から府知事に対して行う。

初動対応から救助が完了するまでの間、救助の実施状況の記録、実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存する。

４．府知事への報告

（１）　災害に際し、本市における災害が「本章第１節」の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、ただちにその旨を府知事に報告するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。

（２）　災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手し、その状況をただちに府知事に報告し、その後の処置に関して指揮を受ける。

５．救助法の具体的な検討

各救助などの実施にあたっては、救助法の要件や基準と合致するよう、実施の指示・契約・発注・支出方法などの事務処理について整理するものとし、業務の内容についても、事前の想定等により検討を行うものとする。また、これらの事前検討作業に基づき、担当課、執行体制、事務フローの具体化に努めるとともに、必要に応じて速やかに予算措置等を講ずるものとする。

第８章　交通規制及び災害警備活動

担当	関係機関	警察署

災害時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の混乱の発生が予測される。負傷者の搬送、応急資機材及び食料品の搬入など救援・救護のための緊急通行車両がスムーズに通行できるよう交通規制、被災地を犯罪から守り市民が安心して過ごせるよう治安維持のための警戒警備が必要である。警察、民間警備会社等と協力と連携を図り、交通規制及び災害警備の必要な事項について定める。

第１節　交通規制

災害時の交通の確保は、被害を最小限に抑える上からも重要である。消火活動、救援・救護活動、負傷者の搬送、緊急物資及び食料の輸送などを迅速に行うには、交通規制は欠かせないものである。

１．交通規制の実施

（１）　緊急交通路の確保

京都府地域防災計画による緊急輸送道路である京滋バイパス、国道 24 号、主要地方道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線をはじめとした主要幹線道路における緊急通行車両のスムーズな通行のため、警察に対して、これら主要幹線道路への一般車両の進入を規制する等の交通規制の実施を要請する。

また、道路管理者は区間を指定して車両等の移動を命令、若しくは自ら移動させることができる。

（２）　交通規制等

災害発生直後は、警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、一般車両の被災地への流入を防ぐための交通規制を実施する。また、災害対策基本法第 76 条の３第３項及び第４項に基づき、当該現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることができる。

２．ボランティア、警備会社との協力

一般車両の交通規制にあたり、警察官だけでは人員が足りない場合もあるため、警備会社、ボランティアなどの協力を求めるものとする。

３．広報活動

被災者及び一般住民に対して、被災地の交通状況や規制の状況について、報道機関等を通じて迅速な広報活動を行う。

（１）　報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、一般車両の被災地への運行を抑制するため、被災地の交通状況、交通規制の状況等についての広報を要請する。

（２）　被災地における広報

被災地における通行車両の運転者等に対し、交通規制の情報を広報して、車両運行の抑制、協力を依頼する。

第２節　災害警備活動

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生する等、社会的な混乱が生じることが予想される。

災害の発生に際しては、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立する。更に防災関係機関と連携を保ち、被災者の救出救助、交通規制及び被害の拡大防止に努めるなど適切な警備活動を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持を図るものとする。

１．警備体制

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じて宇治警察署に「対策本部」を設置するとともに、必要な警備体制をとるものとする。

２．災害警備措置と活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、その状況に対応し、次の警備措置と活動を行い、被災地などにおける住民の安全確保に努めるものとする。

（１）　住民等への避難誘導
（２）　被災者の救出救助
（３）　被災地及び周辺地域における交通規制
（４）　行方不明者の捜索
（５）　遺体の検視、死体調査、身元確認等
（６）　遺族への対応
（７）　被災地及び避難所等に対する警戒活動
（８）　被災地等における犯罪の予防及び取締り
（９）　住民等への広報
(10)　その他必要な警察活動

３．突発的災害の警備

突発的災害の発生に際しては、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立して、関係機関と警察との連携を保ち、適切な警備活動を実施し、被害者の救出救助及び被害の拡大防止に努め、災害発生地における秩序の維持と住民の安全を図る。

４．気象予報等の伝達系統

災害時の気象通報伝達系統図は、資料２－46 のとおりである。

資料２－46　災害時の気象通報伝達系統図

第９章　消防対策

担当	災害対策本部	消防班

大規模な事故や災害が発生した場合には、被害の軽減を図り、その拡大を防ぐため、迅速かつ的確な活動態勢をとり、必要な消防活動（消火、救助、救急活動等）を行わなければならない。

この災害時における消防活動及び災害による被害を軽減するための必要な事項について定める。

第１節　消防署の活動態勢

消防署は、住民の生命、身体及び財産を災害による火災等から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、消防活動に万全を期するものとする。

第２節　消防活動

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	市民、防災関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害関連初期情報	本部事務局、消防団等

１．出動区分

災害出動は市警防規程に基づくものとする。

（１）　消防署

ア．　消防署の出動区域は本市全域とする。

イ．　消防車の出動は出動計画に定める台数とし、災害種別や規模により出動させるとともに、招集者による消防隊員の確保及び消防相互応援協定等に基づき、近隣市町へ出動を要請する。

（２）　消防団

ア．　消防団の出動区域は各分団の担当区域とする。

イ．　災害の状況に応じ、他分団区域へ応援出動を行う。

資料１－25　消防情勢の現況

資料１－26　消防信号

第３節　消火栓以外の消防水利の活用

災害により消火栓の利用ができないことも予想されるため、その場合は、他の消防水利を活用する。

１．学校プール水の活用

事前に整備された学校プールに設けられた取水口を活用する。

２．河川水等自然水利の活用

事前に整備され、直接汲み上げることが可能な河川・池の水を活用する。

３．防火水槽、消火（防災）用井戸の活用

事前に整備された防火水槽、消火用井戸を活用する。

第４節　応援要請

災害の規模が甚大となるおそれが生じ、市の消防力で対応しきれないときには、他の市町村、消防機関あるいは府に応援を要請する。

（１）　市域における災害が著しく拡大し、市の消防力で対処できない場合、近隣市町（京都市、城陽市、久御山町、京田辺市、大津市間（一部の区域）と消防相互応援協定に基づく）に消防隊等の派遣を要請する。

（２）（１)においても、対処できない場合は、広域消防応援を要請する。

大規模災害及び特殊災害を広域的に処理するためには、京都府広域消防相互応援協定が定められている。

（３）（１)、(２)においても、対処できない場合は、市長は本編第 10 章「応援要請計画」に基づき、緊急消防援助隊等の応援を要請する。

資料１－27　京都府広域消防相互応援協定書

第 10 章　応援要請計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、建設班

大規模な災害が発生した場合、本市だけでは対応が困難な場合、国、府、他市町村等の各機関に対して応援を要請する。

なお、本計画は、関西広域連合が定める「関西防災・減災プラン」及び京都府地域防災計画との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第１節　他の地方公共団体等への応援要請

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班､建設班	他の地方公共団体等への応援要請	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班､建設班	他の地方公共団体への応援要請	
	災害状況、理由、希望機関、希望人員・物資、場所・期間、活動内容	京都南部都市災害時応援協定締結市町、府知事、協定締結市、近畿地方整備局

１．災害時相互応援協定締結市町への応援要請

本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市災害時相互応援協定及び遠隔地の都市との災害時相互応援にかかる協定等を締結している。大規模な災害発生に本市だけでは対応が困難な場合、本部長は関連部局と協議の上、次の事項を明確にし、連絡体制（資料１－28）に従い、各市町に要請する。

（１）災害の状況及び応援を求める理由
（２）応援を希望する機関名
（３）応援を希望する人員、物資等
（４）応援を必要とする場所、期間
（５）応援を必要とする活動内容
（６）その他必要な事項

資料１－28　京都南部都市災害時相互応援協定団体　連絡体制

２．京都府への応援・応援あっせん要請

本市又は近隣市町の相互応援体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に応援又は応援のあっせんを求める。ただし、緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは､各班等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。その場合においては、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

応援要請に当たっては、原則として、次の事項を明らかにして行う。

（１）　災害の状況及び応援を求める理由
（２）　適用する法令、協定等
（３）　応援を希望する機関名
（４）　応援を希望する人員、物資等
（５）　応援を必要とする場所、期間
（６）　応援を必要とする活動内容
（７）　その他必要な事項

３．緊急消防援助隊の応援要請

本市域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする。

資料１－29　緊急消防援助隊連絡体制

４．国土交通省近畿地方整備局への応援要請

本市内で重大な災害の発生又は、発生する恐れがある場合等に「災害時等の応援に関する申し合わせ」に基づき、国土交通省近畿地方整備局長に応援を要請する。

なお、要請する際は、京都府に要請内容等を報告するものとする。

第２節　関係協力機関への連絡及び要請

消防を除く関係協力機関及び連絡や要請する事項は、資料１－30 に示す通りである。

資料１－30　関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

第３節　自衛隊災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際して、市民の人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合における自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣について、その要請手続きを定める。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	自衛隊災害派遣要請	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	自衛隊災害派遣要請	
	自衛隊災害派遣要請、災害状況、理由、必要資源（人員・物資）	府山城広域振興局長他

１．災害派遣要請基準

（１）　市長は、市域に災害が発生し、又はその恐れがある場合で、消防や警察等の関係機関の機能をもってしても、なお災害対策活動の万全を期し難いときは、府山城広域振興局長を通じて知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

（２）　市長は、通信途絶等により府山城広域振興局長を通じて知事への派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を市域に係る災害派遣担当部隊長に直接通知することができる。この場合、市長はすみやかにその旨を府知事に報告しなければならない。

上記（１）、（２）の派遣要請に関する手順を資料１－31 に示す。

直接派遣を要請する連絡先は、陸上自衛隊第４施設団長（宇治市）とする。

資料１－31　自衛隊派遣要請系統図

２．災害派遣要請要領

市長が知事に自衛隊の災害派遣要請を具申しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻すみやかに文書を作成して正式に要請する。

（１）　災害の状況及び派遣を要請する理由

（２）　派遣を希望する期間

（３）　派遣を希望する区域及び活動内容

（４）　その他参考となるべき事項

３．災害派遣部隊の受け入れ態勢

自衛隊の派遣が決定された場合、次の受け入れ態勢を図るものとする。

（１）　受け入れ準備

ア．　自衛隊の宿泊施設・野営地、車両・資機材等の保管場所は山城総合運動公園（太陽が丘）とする。

また、災害の状況によっては資料編に示す集結適地から活用する。また、派遣部隊用のＮＴＴ電話回線を準備する。

イ．　災害派遣部隊にヘリコプターが含まれる場合は、「第 20 章　輸送」に示す資料１－32　ヘリコプター離着陸予定地一覧より指定する。

資料１－32　ヘリコプター離着陸予定地一覧

ウ．　災害派遣部隊及び府との連絡要員をおく。

エ．　災害派遣部隊の活動にあたり、現場責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業を円滑に進める。

オ．　災害派遣部隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、市においてあらかじめ準備できるように努める。

（２）　派遣部隊到着時の措置

ア．　知事に災害派遣部隊の到着を報告する。

イ．　災害派遣部隊の到着が、他の災害救援及び災害復旧機関と競合重複することがないよう効率的な作業の分担について協議する。

４．撤収の要請

災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、市長は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとるものとする。

第４節　受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の自治体等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、関係機関の応援部隊の展開、活動拠点の確保を図るなど、必要に応じて次の業務や体制づくりに取り組む。

（１）　消火、救助、救急部隊等受入
（２）　重症患者広域搬送・保健医療福祉活動チーム等受入
（３）　救援物資受入
（４）　他自治体等の応援要員受入
（５）　広域避難
（６）　宇治市災害ボランティアセンターへの要請とボランティア受入表明
（７）　ホテル・旅館、公共施設の空きスペースなど、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化

第 11 章　避難誘導計画

風水害時の浸水やがけ崩れ等の災害発生により、市民の避難を要する地域が出現することが予想される。

このように災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険地域にある住民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等、人命の被害の防止・軽減を図るために必要な事項について定める。

第１節　避難指示等の発令

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	避難情報の発令	
	気象情報等（河川、土砂等）	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	避難情報の発令	
	避難の指示等	市民、府知事、関係機関

１．実施責任者

災害の種類等により、避難指示等発令の実施責任者は、下表のとおりである。災害全般については、第一次的に住民に直結する市長が指示を行うものとする。また、避難所の開設についても市長が（災害救助法が適用された災害にかかるものについては知事の補助執行者として）行うものとする。また、事態の推移によっては避難の指示が予想される場合に、要配慮者が早めの避難を開始する目安とすることを目的に高齢者等避難についても、市長が行うものとする。

なお、避難指示等を行うために、外部からの情報を速やかにかつ的確に把握し、早い段階から気象情報・警報、地域の情報の入手に努めるとともに伝達手段の多様化（インターネットの活用等）を促進する。

また、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、警戒レベルを用いた避難情報を提供し、住民等の避難行動等を支援する。

資料２－53　警戒レベルと防災気象情報の関係

表　災害の種類等による避難指示等発令の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長（高齢者等避難、指示）	災害全般	災害対策基本法第 56 条、第 60 条
警察官（指示）	〃	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条第１項
海上保安官（指示）	〃	災害対策基本法第 61 条
知事又はその命を受けた職員（指示）	洪水、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり防止法第 25 条
水防管理者（指示）	洪水、高潮	水防法第 29 条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第 94 条

２．避難の対象及び基準

（１）　対　象

対象者：災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある地域の居住者、滞在者その他の者。

（２）　基　準

避難指示、高齢者等避難の２段階の発令基準等を下表に定める。

なお、近年の集中豪雨等では、瞬間的に局地的な被害が発生する場合があるため、状況によっては、以下の基準にこだわらず、今後の雨量予測の値を考慮することとする。

〔（警戒レベル３）高齢者等避難の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基　準　及　び　状　況	
条　件	河川	・ 洪水予報河川において、「氾濫注意情報」が発表され、今後、「避難判断水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 水位周知河川及び河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ・ 天ケ瀬ダムが計画規模を超える洪水時操作への移行の可能性があるとき ・ 堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで警戒（赤）が出現したとき
	土砂災害	・ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況又は予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき ・ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いとき ・ 土砂キキクルで警戒（赤）が出現したとき
	その他	・降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき
発表時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	

〔(警戒レベル４）避難指示の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区　分	基　準　及　び　状　況	
条　件	河川	・ 洪水予報河川において、「氾濫警戒情報」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき ・ 水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 天ケ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する３時間前 ・ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ・ 異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで危険（紫）が出現したとき
	土砂災害	・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ・ 土砂キキクルで危険（紫）が出現したとき
発表時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって生命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。	

〔(警戒レベル５）緊急安全確保の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区　分	基　準　及　び　状　況	
条　件	河川	・ 洪水予報河川において、「氾濫発生情報」が発表されたとき ・ 決壊や越流が発生したとき ・ 洪水キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき
	土砂災害	・ 土砂災害が発生したとき ・ 土砂キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき
	その他	・ その他、住民の生命に重大な影響を及ぼす恐れのある災害が発生したとき
発表時の状況	・　生命に重大な影響を及ぼす恐れのある被害の発生した状況	
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・　生命を守るための最善の行動をとる。	

〔水災害から身を守る行動〕

<table>
<tr><th>地域で予測されている危険</th><th>想定される災害</th><th>行動のきっかけになる注意すべき情報</th><th>いざという時の行動</th></tr>
<tr><td>２m以上の浸水が予測される区域</td><td rowspan="5">河川の氾濫による浸水

側溝やマンホールからあふれ出た水による浸水（内水氾濫）</td><td rowspan="5">**避難情報**
避難指示
高齢者等避難

河川の水位情報
河川の氾濫警戒情報（洪水警報）
氾濫危険情報（洪水情報）

降雨情報
気象台による
特別警報
大雨洪水警報</td><td>避難情報が出たら洪水浸水想定区域外へ、もしくは避難所の３階以上へ避難</td></tr>
<tr><td>0.5m～２m未満の浸水が予測される区域</td><td>特別警報、大雨洪水警報が出たら２階へ避難</td></tr>
<tr><td>0.5m未満の浸水が予測される区域</td><td>むやみな移動はかえって危険</td></tr>
<tr><td>地下空間</td><td>早めに地上に避難</td></tr>
<tr><td>特に何も予測されていない区域</td><td>むやみな移動はかえって危険</td></tr>
</table>

なお、「高齢者等避難」、「避難指示」の発令の判断基準を資料２－47、資料２－48 に示す。

※「京都府土砂災害警戒情報システム」の情報が何らかの理由で得られなくなった場合の避難指示等は「うじ安心館」に設置している雨量計の情報及び、今後の予想雨量を京都府土砂災害警戒情報システムの数式で計算した数値及び、気象台の情報等を参考に定める。

資料２－29　天ケ瀬ダム連絡用紙

資料２－47　一般的事象における避難情報の発令の判断基準（河川の氾濫）

資料２－48　土砂災害警戒区域における避難情報の発令の判断基準

３．方　法

災害対策本部長（市長）は、本市域内において危険が切迫し、必要と認めた場合には、宇治警察署長、消防長と協議のうえ、住民等に対して避難指示等を発令する。この場合、本部長は速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときはただちに公示し知事に報告する。

なお、警察官又は自衛官が指示する場合は次のとおりである。

（１）警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市長が指示できないと認められるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市長に通知する。

（２）自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、市長、消防長等と連絡協議のうえ避難措置を行い、又は協力するものとする。

４．避難指示等の伝達及び事前措置

避難の指示者及び関係の各機関は、避難指示等を発令したとき、又は指示等を承知したときは、次の要領により当該地域の居住者等及び関係機関に連絡し、その周知徹底を図るものとする。また、避難のための立退きの万全を期するため、事故災害の発生により危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路及び警鐘、サイレン等による周知方法等について、あらかじめ徹底さ

せておくものとする。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は住民等へ周知の措置を義務づけられている。

資料２－51　気象等に関する特別警報の発表基準

（1）　伝達の方法

ア.　ラジオ、テレビ放送等による伝達

日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱等の放送局に対して指示等を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

イ.　広報車による伝達

市、消防署、警察署の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ.　個別巡回による伝達

市職員（地区班員）、消防職員、警察官、消防団員などにより関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要あるときは各家庭を個別に訪問して伝達の周知徹底に努める。

エ.　電子メールによる伝達

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。

オ.　町内会、自治会等への伝達

必要に応じて、町内会、自治会長へ電話等により伝達する。

カ.　宇治市ホームページ等による周知

宇治市ホームページやフェイスブックにて、周知する。

キ.　ファックスによる伝達

河川の洪水情報又は土砂災害警戒情報や避難情報を、洪水浸水想定区域内又は土砂災害（特別）警戒区域内にある地下街、要配慮者利用施設へ伝達する。

資料２-７　洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設一覧

資料２－８　土砂災害防止法に基づく指定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

（2）　伝達の内容

避難指示等を発令する場合の伝達内容は次のとおりとする。

ア.　避難指示等を発令する者

イ.　避難指示等を発令する理由

ウ.　避難を要する地域

エ.　避難所の名称及び所在地

オ.　避難経路（必要がある場合）

カ.　注意事項（盗難の予防、携行品、服装等）

第２節　警戒区域の設定

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定に基づいて、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、

若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命じることができる。

第３節　避難の方法

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、消防班、福祉班、地区統括班

１．避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の点の周知徹底を図るものとする。

（１） 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。

（２） 大雨、台風期には災害に備えて、家屋（屋根・雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は家財を２階等に移動させる等の応急処置をとる。

（３） 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による毒物・劇物や油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

（４） 避難者は、避難する時にまず持ち出すものとして貴重品、衣類、応急医薬品、携帯ラジオ、非常食品、照明器具等を１次持ち出し品として携行する。また、宇治市安否確認ボード等を所有する場合は、玄関先等に掲げるものとする。

（５） 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。

（６） 服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行するとともに、運動靴を履くようにする。

（７） 災害直後の数日間を自給できるようにするための食料品、水、燃料等の２次持ち出し品を各家庭でも備蓄する。

（８） 各号のうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。

（９） なお、病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

２．避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

（１） 避難の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、市職員（地区班員）等が行うものとするが、誘導にあたっては極力安全と統制を図るものとする。なお、地域住民組織・町内会、自治会等自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求めるものとする。

（２） 避難にあたっては、妊産婦、傷病人、老幼者、障害者等を優先する。

（３） 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、誘導の安全を期するものとする。

（４） 水害時に道路冠水が始まり、避難のため外へ出ることが危険と判断される場合は、状況により垂直避難（自宅や隣接建物の２階などの高いところへ緊急的に避難する）を行う。

（５） 自宅や親戚・知人宅において災害の危険性があり、指定緊急避難場所に避難できない場合に、京都府が確保された車中避難場所に、車により緊急避難し、車内で安全を確保する。なお、屋外避難は、市が開設する避難所等安全な地域にある施設への避難が原則であり、車中避難を推奨するものではない。（京都府ホームページ車中避難場所掲載 URL
https://www.pref.kyoto.jp/hinan/syatyuuhinan.html）

３．移送の方法

避難、立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の

自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を必要とし、市において処置できないときは府山城広域災害対策支部に対し応援要請を行うものとする。

第４節　学校等の集団避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

学校、園においては、平素から関係機関と協議のうえ、避難訓練等を実施するとともに、適切な処置、行動ができるよう、その組織等を確立して、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。

なお、休校（園）、登下校の指導については、本編第３編第 29 章「文教対策」計画に準じて実施する。

第５節　火災に対する避難計画

担当	災害対策本部	消防班

病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者又は施設の長等は、非常時に際して的確な避難行動ができるようあらかじめ避難計画をたて、必要な訓練を行うものとする。

第６節　洪水浸水想定区域内の地下施設及び要配慮者利用施設の避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班、産業班

洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は避難確保計画を作成し、この計画に基づき避難・誘導を行う。

第７節　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は避難確保計画を作成し、この計画に基づき避難・誘導を行う。

第 12 章　避難収容対策計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、福祉班、教育班、地区統括班

災害により住家を失った被災者等に対しては、速やかに避難所を開設し、これを受け入れる。避難所の管理・運営は施設管理者、地元組織が協力して対応するものとする。

第１節　避難所の開設

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 教育班 地区統括班	避難所の開設の判断	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 教育班 地区統括班	避難所の開設	
	避難所の開設指示	地区統括班・教育班を通じて地区班・学校長等施設管理者

１．避難施設と収容可能人員

避難所は、公共施設等の建物の中から、指定緊急避難場所、指定避難所、その他避難所及び福祉避難所を設置する。避難所施設は、耐震性、防災性及び設備の充実等に努める。

（１）　一時集合場所は、近所の集会所や公園・空地など一時的に集合して様子を見る場合又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所として、地域の自主防災組織等が位置づけるものとする。

（２）　指定緊急避難場所については、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

（３）　指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

（４）　その他避難所は、災害がある程度落ち着いても、なお引き続き避難を必要とする場合の中長期的な避難所として位置付ける。

（５）　福祉避難所は「特に配慮が必要な人たち」の収容が可能な施設とし、協定を締結している福祉施設や、一般の避難所に、福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づき確保したスペースとする。

（６）　台風接近状態等で、まだ災害が起きず、避難希望者があるような状態においては、指定緊急避難場所のうちから浸水の恐れがない施設を自主避難場所として選定する。

なお、収容可能人員は、資料１－２に示すとおりである。

（７）感染症の流行期においては、必要に応じ発熱者等用避難所の開設を行う。

資料１－２　避難施設一覧
資料１－７　民間業者等との協定締結一覧

２．避難所の開設

（１）避難所

ア．　避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、地区班と学校長等施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。

イ．　開設にあたっては指定緊急避難場所（市立の小中学校）を優先して開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、あらかじめ定めておく。

なお、災害の規模に応じた避難所の開設のあり方について別に定めておくこととする。

ウ．　各避難所においては、避難者の受け入れ場所、介護、医療等スペースをあらかじめ決めておく。

（２）開設基準

避難所の開設は、災害救助法の開設基準に準じて開設する。

（３）対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

（４）開設期間

災害発生の日から７日以内（必要な場合は、期間を延長する。）

第２節　避難所の運営

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班 地区統括班	避難所の運営	
	避難所運営状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班 地区統括班	避難所の運営	
	避難所運営状況	市民

１．避難所の運営

市は避難所の運営のために職員を派遣する。

避難所の運営にあたっては、警察等の防災関係機関、自主防災リーダーや地域住民組織等の協力、支援を受け行う。避難者の安全確保と治安維持を図るため、消防、警察は、巡回パトロール等を実施する。

（１）避難所での生活

ア．　多くの避難者が共同で生活するため、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて、避難所での生活ルールを徹底するとともに、感染予防対策等必要な措置を講じるよう努める。

イ．　大規模な災害により避難所生活が長期化することが見込まれる場合、可能な限り避難者が自主的な運営を行うよう努める。

（２）避難所の管理

ア．　避難所の担当職員は、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症マニュアルに基づいて避難所の管理を行う。

イ．　学校使用の場合は、学校は、避難所運営について協力・援助する。

２．避難所の運営内容

避難所開設後、避難所運営マニュアルに基づき、速やかに次の事項を行う。

避難所における多様な性の視点に十分配慮しながら生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

特に、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、犬や猫等の家庭動物（ペット）との同行避難についても、国や府のガイドライン等を踏まえ、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保等に努める。

（１）　名簿の作成

避難所の担当職員は、当初の段階は避難者数の概数把握を優先するが、その後、できるだけ速やかに、入退所届けにより避難者名簿を作成し、地区統括班に報告する。

（２）　避難所の状況報告

避難所の担当職員は、避難所日報を作成し、収容状況、地域住民のニーズ等を地区統括班に報告する。

（３）　「特に配慮が必要な人たち」の援護

避難所の担当職員は、「特に配慮を必要とする人たち」の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペースの確保など、必要な援護を行う。

（４）　飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握

避難所の担当職員は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布する。

また、食事供与の状況、トイレの設置・利用状況等から、需要量を把握し地区統括班に連絡する。

（５）　自宅避難者等に係る情報の把握

避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の把握に努め、地区統括班への報告を行う。

（６）　避難生活の長期化に伴う対応

避難の長期化等の必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

その他、災害の規模・被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

（７）感染症に伴う対応

災害時の避難所では、様々な感染症の感染リスクが高まるため、十分な感染予防対策を徹底するとともに、避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、避難者の健康管理に配慮する。

（８）家庭動物（ペット）との同行避難者の対応

避難所の担当職員は、犬や猫等の家庭動物（ペット）と同行避難した人たちに対し、他の避難者や避難所内の状況を踏まえ、適切なスペースの確保など必要な措置を講じるよう努める。

第 13 章　特に配慮を必要とする人達の安全確保

災害時の避難所への避難誘導や避難所での生活にあたって、特に配慮を必要とする人達に対して、特段の支援と配慮が必要であり、これらに対応するには、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力が不可欠である。

本章は、特に配慮を必要とする人達に対する配慮について必要な事項を定める。

第１節　高齢者、障害のある人達への配慮

担当	災害対策本部	福祉班

要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人たちに対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効である。そのため、地域住民やボランティア団体等との協力体制を平常時において確立しておくことが重要である。

1.　発災後の避難誘導における介護支援体制の確立

（１）　要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人等、自力での避難が困難な市民に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効であるため、自主防災組織やボランティア等との協力体制を整えておき、すみやかな避難に対応できるように努める。

（２）　ケースワーカー、保健師、地域包括支援センター職員、民生委員等と地域ボランティア等が連携・協力し、安否確認、介助等の必要な支援ができる体制を整え、避難等の救護、救援にあたる。

（３）　協力体制の確立されていない地域については、重点的に救援体制を組む。

２．避難所における配慮

避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。また、高齢者や障害者等、地理に不案内の人なども生活をすることになり、それぞれのニーズと視点に応じて十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づきスペースを確保するほか、要介護高齢者や障害のある人で、一般の避難所での生活が困難であると認められる場合、福祉避難所の設置運営等に関する協定に基づき福祉避難所の開設を要請し、福祉施設での収容に努める。

（１）　仮設トイレの設置等について配慮し、プライバシーに対しても十分配慮する。

（２）　情報の伝達にファックス、ラジオ、インターネット、電子メール等の活用や手話、要約筆記、筆談、点訳、音訳、代読、拡大写本について手話通訳者等の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。

（３）　医薬品や治療及び補装具を必要とする市民に対して、関係機関と連携して支援できる体制を整備する。

３．福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害のある人達に対するきめ細かな援護体制を確立するため、早期に総合的な相談窓口を開設する。

４．社会福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

（１）　社会福祉施設等（高齢者福祉施設、障害者福祉施設）は、要介護高齢者や障害のある人にと

って不可欠な施設であるため、被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

（２）　重度の要介護高齢者や障害のある人に対しては、社会福祉施設の避難所としての利用を図る。
（３）　管内の社会福祉施設と連携し、被災者の受け入れと水、食料、保健福祉サービス等が速やかに提供できる体制の確立に努める。
（４）　移動が可能で希望する要介護高齢者と障害者については、府内及び近隣府県の社会福祉施設等への緊急入所を勧める。

第２節　女性・乳幼児等への配慮

担当	災害対策本部	福祉班

１．女性・乳幼児等への配慮

女性被災者については、女性のための相談コーナーの開設、避難所には着替えや授乳のためのスペースを設ける等のプライバシーに対する配慮を行う。

避難所では、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を確保、提供できるよう努める。

２．要保護児童への対応

要保護児童を発見した時は、児童相談所に連絡するとともに、事態を把握し親族等への情報提供を行う。

必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

３．児童福祉施設の早期復旧と平常業務の再開

保育所等の児童福祉施設は、被災後の早期復旧と平常業務の再開に努める。

４．妊産婦にかかる対策

妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

また、妊産婦の健康管理には特に留意することとし、京都府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

第３節　外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画

担当	災害対策本部	産業班

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

１．観光客・帰宅困難者への広報

「むやみに移動を開始しない」ことの広報を行う。

また、災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用方法についても広報する。

２．交通情報の提供・一時収容施設等の提供

（１）　駅での情報提供

駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。また、災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。さらに、 帰宅可能

地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

（２）　帰宅支援拠点等の提供

帰宅支援拠点は、「災害発生時における観光客等帰宅困難者の施設使用に関する協定」に基づき、協定締結者に対し一時滞在施設の開設を要請する他、京都府等と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。

帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦の受入を優先する。

３．災害時帰宅支援ステーションの情報提供

京都府が、災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して帰宅支援サービスの提供の実施を要請した場合、その開設状況の把握に努め、把握した開設情報について駅及び帰宅支援拠点等において情報提供を行う。

４．外国人への配慮

日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、外国人被災者を対象とした窓口を開設する。

また、ホームページや電子メール、ソーシャルメディア等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。

避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める

第４節　避難行動要支援者の支援

担当	災害対策本部	本部事務局、福祉班

市は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要す者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難行動要支援者に対する支援対策を講じ、その取組みについては、町内会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者と連携し、協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制」の確立を目指す。

１．地域における支援体制の確立

避難行動要支援者への支援は「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯感に基づいている。市は、地域の中での役割を明確にし、避難行動要支援者支援体制の確立に努める。

２．対象者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。また、避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認められるときには京都府知事及び関係機関に要配慮者に関する情報の提供を求めるほか、避難行動要支援者の名簿の作成に向け、対象者の把握や名簿への登録について、積極的な呼びかけを行う。

（対象者の範囲）

（１）　要介護 3～5 の認定者のうち在宅の方、
65 歳以上で一人暮らし、65 歳以上の方のみの世帯の方

（２）　身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A の認定を受け在宅の方

（３）　難病患者

（名簿の記載事項）

（１）　氏名

（２）　生年月日

（３）　性別

（４）　住所又は居所

（５）　電話番号その他の連絡先

（６）　避難支援等を必要とする事由

（７）　前各号のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

３．避難支援等関係団体

町内会、自治会、警察、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者（以下「避難支援等関係団体」という。）は自ら安全確保のうえ、避難支援にあたることとし、平時に個別避難計画を作成し、日ごろから避難行動要支援者に対する見守りや声掛け等を行い、情報の把握・共有を図り、災害時に助け合える地域づくりに努める。

また、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者等による支援は、自らの安全を確保しながら無理のない範囲での支援となり、災害状況によって、支援者自身が被災し、支援を行うことができないことも想定されるため、災害時の支援が必ず保証されるとは限らないことの理解を得るようにする。

市は避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の適切な管理について協定を締結するなど情報漏えいを防止するための措置を講じ、避難行動要支援者本人の同意を得たものの登録情報を避難支援等関係団体に平常時から提供する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係団体に対し、本人の同意の有無に関わらず名簿情報を提供する。

なお、把握した避難行動要支援者の個人情報については、受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないようにするなど適切に取り扱い、定期的に更新し適切に管理する。

第 14 章　被災者救出

担当	災害対策本部	消防班

風水害等による災害発生時には、多数の救助・救出事象の発生が予想される。関係機関との協力体制を確保し、迅速・的確な対応により災害発生による生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して救助・救出活動の万全を期すことが必要である。

本章はこれら救助・救出活動について必要な事項について定める。

第１節　救助・救出の対象

被災者の救助・救出は、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者に対して行う。

（１）　火災時に火中に取り残された場合
（２）　倒壊家屋の下敷になった場合
（３）　流失家屋及び孤立した地点に取り残された場合
（４）　山津波等により生き埋めになった場合
（５）　列車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客等の救出が必要な場合
（６）　災害のため行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者（以下、「安否不明者」という。）

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	要救助者や安否不明者の把握、災害情報	警察、自衛隊、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報、救助情報、安否不明者情報	本部事務局、近隣消防本部 京都府、警察、自衛隊 消防団

第２節　救助・救出の方法

（１）　救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに市役所又は警察官若しくは消防職（団）員に通報する。

（２）　救出は、消防機関が担当する。

救出方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保って、その活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第３節　関係機関への協力要請

消防機関のみで救助・救出が困難な場合は、府山城広域振興局、宇治警察署、その他隣接市町等に協力を要請するとともに必要に応じて自衛隊及び緊急消防援助隊等の派遣を要請する。

第４節　災害救助法による救出

（１）　費用の限度

舟艇、その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

（２）　救出の期間

災害発生の日から３日以内

第５節　惨事ストレス対策

救助・救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第６節　安否不明者の氏名公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに、救助活動の効率化・円滑化のため、京都府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。

第 15 章　医療助産

担当	災害対策本部	福祉班

災害により傷病者が多数発生したとき、また、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合、各防災機関と密接な連携をとりながら、被災者の救護及び医療・助産の万全を期するための必要な事項について定める。

第１節　実施責任者

災害時における医療及び助産は市長が独自の応急対策として実施するものとするが、災害救助法を適用した場合及び府知事が必要と認めた場合には府知事が行うものとする。

第２節　医療及び助産の対象者

（１）　災害による負傷者及び傷病者
（２）　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
（３）　災害発生の日前後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者

第３節　初動医療体制

災害により負傷した人々に対して、応急処置を速やかに実施するため、初動医療体制を確立する。

１．救護班の編成・派遣の要請

災害時には状況に応じて、府山城北保健所等関係機関と協議により救護班を編成する。また、「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会に医療班の派遣を要請する。

必要に応じて、府を通じて日本赤十字社、国・府等の医療機関に対して救護班の設置を要請する。

被災現場において、救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、京都府に対して、緊急災害医療チーム（災害・事故等の急性期（発生後概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けたチームであり、医師・看護師等で構成）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEART）の派遣を要請する。

２．救護所の設置

災害の状況により、各医療機関、公共施設など適当な施設を選定し、救護所を開設する。

（１）　設置場所

被災現場、避難所に設置する。

（２）　業務内容

負傷者の応急処置、重傷者の後方医療へ搬送、助産救護、死亡の確認等の他、状況に応じて遺体の検案に協力する。

３．医療品等の調達

医療品等が不足した場合は、府山城北保健所と協議し、調達の協力要請を行う。

また、市外からの救急医療物資は、消防等の輸送車両により搬送する。

資料１－６　市内の主な医療機関一覧

第４節　後方医療体制

救護所での治療が困難な重症者、特殊治療を要するものについては、後方の医療機関に応援要請、又は搬送する。

「救護班の応援要請」「空輸のための応援要請」については、市長が府山城広域振興局へ連絡要請を行う。

第５節　助産

原則として、妊婦を助産施設に収容して行う。

第６節　医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法

（１）　救護班は、医療助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行するものとする。
　　診療録、死亡届、出生届、伝染病発生届

（２）　補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行うものとする。

第７節　医療品等の調達

医療品等の調達については、府山城北保健所と協議し、必要に応じてその処置をとるものとする。

第８節　避難者の健康対策

１．健康対策の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や、生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

２．支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、京都府と連携し、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

（１）自宅滞在している被災者への保健活動

ア．　地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。

イ．　健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉（介護）の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。

（２）避難所の被災者への保健活動

ア．　被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。

イ．　医療が必要な者を早期に発見し、必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し、実施する。

第９節　心のケア

災害により激しいショックを受け、精神的に傷ついた心における障害に対し、心のケアが必要である。精神疾患及びＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に適切に対応できるよう、以下の対応を整える。

（１）　府山城北保健所と協議の上、相談室等を設置する。
（２）　精神科医とカウンセラー等の巡回チームを編成して心のケアにあたれる相談体制を整える。
（３）　心のケアを図れる精神保健に関する情報提供とともに、電話相談を行う。
（４）　近隣自治体の精神保健医療従事者の応援を求めるとともに、精神保健ボランティアの受け入れ体制の確立を図る。

第 16 章　給　水

担当	災害対策本部	上水道班

災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染などにより、現に飲料に適する水を得ることができない者に対する応急給水体制の確立を図るための必要な事項について定める。

さらに、生活用水について、災害時給水用井戸として登録した井戸のほか、確保・提供の方法について検討する。

第１節　実施責任者

飲料水供給の実施は、原則として市が行うものとするが、当市において実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施するものとし、災害救助法が適用された場合及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が実施するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	水道災害対策本部会議の開催	
	被災状況（水道施設、市内各地）	本部事務局、上水道班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	水道災害対策本部会議の開催	
	給水活動方針等	上水道班

第２節　給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって支給し、又は確保するものとする。

（１）　給水車又は容器により運搬供給し、給水場所・時間の事前広報により、効率的に供給する。

（２）　仮設配水管により供給する。

（３）　消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	計画に沿った体制	
	断水等の状況（全市域）	本部事務局、上水道班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	計画に沿った体制	
	動員体制、給水方法	上水道班全職員

第３節　災害救助法による飲料水の供給

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	法に則った給水活動	
	適用の有無	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	法に則った給水活動	
	災害救助法による飲料水の供給	上水道班全職員

（１）　対　象

災害のため現に飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

（２）　費用の限度

ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借入費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

（３）　供給期間

災害発生の日から７日以内

第４節　市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数を資料１－33 に示す。

資料１－33　市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

第 17 章　食料供給

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。その際、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第１節　食料供給の方法

担当	災害対策本部	総務班、福祉班、教育班、産業班、調達班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
調達班	食料供給の対象者、内容の決定	
	食料供給を必要とする対象者の居場所、人数	総務班、地区統括班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
調達班	食料供給の対象者・内容の決定	
	食料供給の実施及び対象者、内容、数量	対象者

１．実施責任者

実施責任者は、市長とする。

２．食料供給の対象者

（１）避難所、救護所等に収容されている被災者
（２）住家被害で炊事のできない被災者
（３）病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
（４）車中泊避難者
（５）救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

３．食料供給の内容

炊き出し、乾パン、アルファ化米、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第２節　給食に必要な米穀の確保

担当	災害対策本部	産業班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	災害時における米穀の調達	
	給食に必要な米穀の数量	本部事務局
	災害救助法が適用された場合の米穀調達	
	給食に必要な米穀の数量	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	災害時における米穀の調達	
	市内米穀小売業者から調達が困難な場合、米穀調達要請	府知事（災害対策課→農産課）
	災害救助法が適用され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合の米穀調達	
	府知事または市長からの指示により政府米の引渡し要請	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

１．災害時における米穀の調達

市長は、市内の米穀小売業者から調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を府山城広域振興局長を経由して、府知事に要請するものとする。この場合において、政府米の直接売却を受けたときは、市長は、とう精機所有者にとう精を依頼するものとする。

２．災害救助法が適用された場合の米穀の調達

（１）　市長は、給食に必要な備蓄米の情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先を府山城広域振興局長を経由して府知事に要請するものとする。

（２）　市長は、備蓄米の供給要請を府知事に行う他に、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対して直接要請を行うことができることとする。

この場合、市長は、必ず要請内容を府知事に報告するとともに、要請書の写しを送付する。府知事からの供給要請を依頼する。

（３）　市長は、府知事の指示により備蓄米の引き渡しを受けるものとする。

（４）　市長は、引き渡しを受けた米穀の日別及び倉庫別の種類、等級別及び数量を府知事に報告するものとする。

第３節　乾パン等の調達

担当	災害対策本部	調達班

市長は、乾パン等による給食が必要な場合においては、府山城広域振興局長を経由して府知事に要請するものとする。

第４節　その他の食品の調達

担当	災害対策本部	調達班

市長は、市内の販売業者から調達が困難な場合においては、府知事にあっせんを要請するものとする。又は、京都南部都市災害時相互応援協定団体において協定を締結している民間業者に要請する。

また、行政のみならず、民間業者等の持つノウハウや流通備蓄等を活用することにより、官民一体となった災害対策を推進する必要があるため、民間業者等との協力に関する協定を締結していく。

なお、食品の調達にあたっては衛生管理に注意を払い、適切な方法に沿って実施し安全な食品調達に万全を期す。

資料１－７　民間業者等との協定締結一覧

第５節　輸　送

担当	災害対策本部	総務班、調達班、地区統括班

原則として「本編第 20 章輸送」によるものとするが、必要に応じて臨機に措置するものとする。

第６節　炊き出しの計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

１．炊き出し実施場所、施設状況等

炊き出し実施場所、設備状況等は、資料１－34 のとおりである。

資料１－34　炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

２．炊き出しの方法

炊き出しの実施にあたっては、教育班、宇治市社会福祉協議会、町内会、自治会又は女性の会及びその他一般協力団体の協力を得て実施するものとする。

３．炊き出し時の食品衛生

炊き出し時には、これによる伝染病等の発生を防止するため、炊き出し作業員及び食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備え付けるものとする。

第７節　災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

担当	災害対策本部	福祉班

１．対　象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

２．費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

３．給与期間

災害発生の日から７日以内。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に３日分以内を現物支給

第 18 章　生活必需品その他物資供給

被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品及び応急復旧資材について、これらの迅速な確保と配給又は貸与の円滑化を期すために必要な事項について定める。

第１節　物資の調達等

担当	災害対策本部	調達班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
調達班	調達体制の確立	
	物資保有業者の情報	本部事務局

１．責任者

物資の調達は、災害の状況に応じて、市長は、あらかじめ各種物資保有業者を把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておくものとする。なお、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

２．生活必需品

被災者の支給又は貸与する生活必需品とは、次の品目をいう。

（１）　寝　　具　　就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類
（２）　衣　　服　　普通着で、作業衣、婦人服、子供服及び雨衣、防寒衣等の類
（３）　下　　着　　肌着、靴下の類
（４）　身回り品　　タオル、ゴム長靴、サンダル、手袋、かさ、懐中電灯の類
（５）　炊事道具　　鍋、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類
（６）　食　　器　　茶わん、皿、はし等の類
（７）　日 用 品　　石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等の類
（８）　光熱材料　　マッチ、ローソク、乾電池、ＬＰガス、灯油等の類

３．応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、パネル、釘、針金、かわら等の類

資料１－40　災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表

第２節　災害救助法適用の場合の措置

担当	災害対策本部	福祉班

（１）　福祉班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分計画をたてる。
（２）　配分計画に基づき、直ちに必要量を府山城広域振興局長に要請する。
（３）　府山城広域振興局長から送付された物資は、配分計画に基づいて、速やかに被災者に配分する。

第３節　災害救助法が適用されない場合の措置

担当	災害対策本部	福祉班

災害救助法が適用されない場合においては、市長は被災の実情に応じ適宜同法に定める基準に応じて、生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

第４節　市内の物資の主な販売業者

担当	災害対策本部	調達班

市内の生活必需品その他物資の取扱店は別途定めるものとする。

資料１－40　災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
調達班	調達体制の確立	
	物資保有業者の情報	本部事務局

第５節　物資の輸送、配給方法と配給場所

担当	災害対策本部	総務班、調達班、地区統括班

現地への物資の輸送は原則として本編第 20 章「輸送」によるものとするが、必要に応じ臨機の措置をとるものとし、町内会、自治会長等を通じ配給するものとする。また、配給場所は、指定避難所とする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所	
	物資供給量・時間・場所	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所	
	物資供給量・時間・場所	秘書広報課（車両係）、人事課

第６節　災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準

担当	災害対策本部	福祉班

１．対　象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２．品　目

（１）　被服、寝具及び身のまわり品

（２）　日用品等

（３）　炊事用具及び食器
（４）　光熱材料

３．費用の限度

季節、世帯区分及び被害別により、１世帯当りに対し災害救助法施行細則に定める額以内（季節の区分は、災害発生の日をもって決定する）

４．給（貸）与期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第 19 章　障害物の除去

担当	災害対策本部	建設班、産業班

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路を確保し、必要物資の輸送を円滑ならしめるなど、災害の応急対策に資するために必要な事項について定める。

第１節　道路上の障害物除去

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	市道上の障害物を除去、交通路の確保	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等
産業班	林道上の土砂、倒木等の撤去	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	市道上の障害物を除去、交通路の確保	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、自衛隊、国道事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等
産業班	林道上の土砂、倒木等の撤去	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班等

（１）　土砂等の崩壊による場合は、市道については市長が行うものとし、国、府が管理する道路についてはそれぞれの関係機関に速やかに連絡しその除去を要請する。除去の方法は崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去又は請負による除去により実施する。

（２）　電柱、電線等占用物の倒壊等による場合は、建設部長が当該物件の管理者に連絡し除去を求める。

（３）　道路状況により、交通規制、う回路が必要な場合は、宇治警察署と協議のうえ適切な措置をとるものとする。

第２節　住宅関係の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準）

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	住宅の障害物の除去を災害救助法により、除去の器具、輸送、人夫の費用	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	住宅の障害物の除去を災害救助法により、除去の器具、輸送、人夫の費用	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局

１．対　象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態であり、かつ、自己の資力では障害物を除去することができない者

２．費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具の借上費、輸送費、人夫賃等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

３．期　間

災害発生の日から 10 日以内

第 20 章　輸　送

移送及び輸送は、情報の収集・伝達と並んであらゆる応急対策活動の基幹をなし、輸送手段や輸送拠点の確保に万全を期すための必要な事項について定める。

災害時の応急対策活動において、被災者、応急対策要員及び救援物資の緊急な移送及び輸送は極めて重要である。

第１節　実施責任者

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班

災害時における輸送力の確保措置は、災害対策本部において行う。ただし、災害が激甚のため災害対策本部で確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第２節　輸送及び移送の方法

担当	災害対策本部	総務班、調達班、地区統括班

輸送及び移送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうちの最も適切な方法により行うものとする。また、食料を輸送する場合にあっては、発注する段階から食品の衛生や安全に配慮し、輸送を行うものとする。

（１）　トラック、バス等
（２）　舟艇等
（３）　鉄道等
（４）　航空機等
（５）　作業員等

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送及び移送の方法	
	物資供給量、時間、場所、被害状況、地形等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	輸送及び移送の方法	
	輸送方法指示、協力要請	各班、関係機関

第３節　輸送力の確保

担当	災害対策本部	総務班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送力の確保	
	物資供給量、時間、場所、被害状況、地形等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	輸送力の確保	
	輸送方法指示、協力要請	総務班（車両）、関係機関

１．公用自動車等の配車

公用自動車等の配車計画については総務班が行うこととし、配車要領の細部内容については災害対策本部各班活動計画において定めるものとする。

２．自動車等の借上げ

市所有のものを使用してもなお不足する場合は、関係機関又は民間の自動車等を使用又は借上げるものとする。この場合借上げ手続き、その他必要事項は総務班において措置するが、おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

（１） 輸送（移送）区間及び借上げ期間
（２） 移送人員又は輸送量
（３） 車両等の種類及び台数
（４） 集合場所及び日時
（５） その他必要事項

３．人力による輸送

災害の状況により、車両、ヘリコプター、舟艇等により輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて人力による輸送を行う。

第４節　輸送力確保についての協力要請

担当	災害対策本部	総務班

総務班においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請するものとする。

（１） 西日本旅客鉄道㈱
（２） 京阪電気鉄道㈱
（３） 京都京阪バス㈱
（４） 近畿日本鉄道㈱
（５） 京都市交通局（京都市営地下鉄）
（６） その他の民間運送機関

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送力確保についての協力要請	
	物資供給量、時間、場所、被害状況、地形等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	輸送力確保についての協力要請	
	輸送方法指示、協力要請	各班、関係機関

第５節　航空機等による輸送、移送

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対してヘリコプターの派遣の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、資料１－32 のとおりとする。

資料 1－32　ヘリコプター離着陸予定地一覧

第６節　緊急輸送車両の取り扱い

担当	災害対策本部	本部事務局

災害対策基本法第 76 条の規定による、緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要がある時は、緊急通行車両等確認申請書をあらかじめ京都府警察本部又は京都府宇治警察署に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。ただし、緊急自動車が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

資料１－36 緊急通行車両取扱様式

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	緊急輸送車両の取り扱い	
	被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	緊急輸送車両の取り扱い	
	緊急通行車両確認証明書の発行要請	警察本部又は 宇治警察署

第７節　災害救助法による輸送基準

担当	災害対策本部	総務班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	災害救助法による輸送基準	
	輸送に要する経費	関係課

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	災害救助法による輸送基準	
	輸送に要する経費	財政課

１．対　象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に要する経費

２．費用の限度

当該地域における通常の実費

３．期　間

当該救助の実施が認められる期間以内

第８節　公用自動車等（市有車両）の現況

担当	災害対策本部	総務班、消防班、福祉班、生活環境班 建設班、上水道班、教育班

公用自動車等一覧表は、資料１－37 のとおりである。

資料１－37　公用自動車等(市有車両）一覧表

第 21 章　ライフライン施設等の応急復旧対策

電気、水道、ガス、通信等のライフラインは、日常の生活と密着しており、災害による機能の停止は、生活機能そのもののマヒをもたらすおそれがある。

迅速なライフラインの復旧が生活基盤の安定につながることからも、ライフライン施設等の応急復旧対策を迅速に図っていく必要がある。

本章では、ライフライン施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

市は必要に応じて、電気、ガス、通信等のライフライン業者と応急復旧対策において、効率的なライフラインの復旧が図れるよう統合的な調整を行うものとする。

第１節　電気施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	関西電力送配電㈱

災害時における電力供給設備の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

災害により、電力供給設備が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。市と関西電力送配電㈱は互いに連絡を密にとり双方が連携して、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	電力供給設備	
	被害情報、状況、住民からの情報	関西電力送配電㈱、 各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	電力供給状況	
	被害情報、復旧状況	市民

１．情報収集

市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力送配電㈱に情報を提供する。同時に関西電力送配電㈱からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

２．災害時の活動

関西電力送配電㈱は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

３．情報伝達

市及び関西電力送配電㈱は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

４．復旧対策

関西電力送配電㈱は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各電力供給設備の復旧は、原則として、被害状況や復旧の難易度や道路復旧状況等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

第２節　上水道施設

担当	災害対策本部	上水道班

災害により、水道施設が被災した場合、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。給水に関する応急対策については、本編第 16 章「給水」に定める。

１．被害状況の把握

市職員により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

２．情報伝達

被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

３．復旧対策

浄水機能に大きな支障をきたす取水、導水の被害は、最優先して復旧を行う。

優先順位として、水源より浄水場並びに配水池に至る導送水管、ポンプ設備等の復旧を最優先とし、ついで配水本管及び配水支管等の順とする。

また、被害状況により、市指定給水装置工事事業者、管工事業者、一般土木建築業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。

第３節　下水道施設

担当	災害対策本部	下水道班

下水道管及び処理施設の被害を早急に把握するとともに、二次災害の防止等安全の確保を最重点として、速やかに復旧し、機能回復を図る。

１．被害状況の把握

市職員により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

２．情報伝達

被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達し、生活排水に関する不安を解消する。

３．復旧対策

災害による機能阻害の内容、被害の原因を分析し、汚水の疎通に支障のないように、必要な応急復旧対策を講じる。

処理場等の被害に対しては、電源施設、処理施設等の復旧対策を行う。

また、被害状況により、不足する資器材について早急に発注手配するとともに、建設業者、排水設備指定工事業者、浚渫業者及び隣接市町へ応援の要請を行う。

第４節　ガス施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	大阪ガスネットワーク㈱

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	ガス施設	
	被害情報、状況、住民からの情報	大阪ガスネットワーク㈱、各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	ガス供給状況	
	被害情報、復旧状況	市民

１．基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

２．応急対策

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

（１）　情報の収集伝達及び報告

ア．　気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ．　通信連絡

（ア）　災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

（イ）　事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

（ウ）　対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ．　被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

（２）　応急対策要員の確保

ア．　災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ．　大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

（３）　災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

（４）　危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

（５）　応急復旧対策

ア．　供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ．　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第５節　通信施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	西日本電信電話㈱等の電気通信事業者

災害時における通信施設の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者の災害対策規定に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

災害により、通信施設が被災した場合、社会的混乱を招いたり、応急活動に大きな影響を与えるため、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。西日本電信電話㈱等の電気通信事業者と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	通信施設	
	被害情報、状況、住民からの情報	西日本電信電話㈱等の電気通信事業者 各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	復旧状況	
	被害情報、復旧状況	市民

１．情報収集

市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者に情報を提供する。同時に西日本電信電話㈱等の電気通信事業者からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

２．災害時の活動

西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、災害により電気通信施設が被災した場合に、当該の通信設備及び通信回線の復旧に関し応急の措置を行う。

３．情報伝達

市及び西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

４．復旧対策

下表に定められた優先順位に従って復旧対策を行う。

表　回線の復旧順位表

第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送機関、通信機関、電力機関
第２順位	ガス・水道機関、選挙管理機関、金融機関、新聞社、 通信社、放送事業者、第１順位以外の国、地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

第 22 章　公共施設等の応急復旧対策

災害への速やかな応急復旧対応を可能とするため、いち速く拠点となるべき公共施設、道路、橋梁、鉄道、金融機関などの機能回復を図る必要がある。

さらに機能損傷を受けた施設については、二次災害等を防止するための応急診断を迅速に遂行し応急復旧を行う必要がある。

本章では、公共施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

第１節　公共建築物

担当	災害対策本部	共通

病院、社会福祉施設、学校等公共建築物は、災害時の医療救護や避難施設として利用される。それらの施設入所者の生命身体の安全確保を図るとともに、公共建築物としての機能を維持するため、次の対策をとる必要がある。

（１）　市における公共建築物の被害状況を調査する。

（２）　被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法を検討する。特に市庁舎、消防署など防災機関となる施設を優先的に応急復旧対策を行う。

（３）　被害施設の復旧が長期にわたるおそれがある場合は、入所者の安全を考慮し、近くの公共施設を利用するかもしくは仮設の施設を建設するなどの措置を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
共通	公共施設	
	各所管の公共施設の被害状況	担当による確認等
建設班	市の公共施設の被害状況の調査、復旧対応、使用できない場合の仮設建物の建設	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	担当による確認等
本部事務局	公共建築物	
	公共施設の被害状況	各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
共通	公共施設	
	各所管の公共施設の被害状況	本部事務局
建設班	市の公共施設の被害状況の調査、復旧対応、使用できない場合の仮設建物の建設	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局
本部事務局	公共建築物	
	集約した公共施設の被害状況	各班

第２節　公共土木施設

担当	災害対策本部	建設班、産業班

道路、橋梁、河川等の被害による交通の遮断は、災害時の初動体制に大きく影響を及ぼし、緊急輸送等に支障をきたす。

従って、災害により被害を受けた危険な箇所など被害の程度の把握を迅速に行い、応急復旧活動体制を早期に立ち上げる必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	災害による道路等の被害の応急復旧	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等
産業班	農業用水路、ポンプ、林道等の応急復旧	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	災害による道路等の被害の応急復旧、	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、国道事務所、河川事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等
産業班	農業用水路、ポンプ、林道等の応急復旧	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	各班、関係機関

１．河川及び内水排除施設

（１）　市は、管内における河川等の被害状況を調査する。調査結果の被害状況は、府に迅速に報告する。

（２）　堤防、護岸が破壊や損傷を受けた場合は、被害状況を調査し、応急復旧対策として、土のうによる応急対策や応急仮締切り工事等を行う。

（３）　水門、排水機場等の被害の場合は、被害状況を調査し、その施設の応急復旧に努めるとともに全力をもって移動ポンプ車等により内水の排除を行う。

（４）　復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。

２．道路・橋梁

（１）　市は、管内における道路・橋梁及び付帯施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、必要な応急措置を実施する。調査結果の被害状況は、府に迅速に報告する。

（２）　道路の陥没等放置すると二次災害のおそれもあるものについては、迂回路の選定、交通規制等を行い通行車両、歩行者の安全を確保する。

（３）　復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。

第３節　鉄道施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	各事業者

台風等異常気象時の災害を防止するため、各機関はそれぞれの定める運行基準により対処するものとする。

災害時は、人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を講ずることが必要である。

西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、災害により電車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、旅客の保護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、輸送業務の早期復旧を図る。

１．災害発生時

各事業者が、それぞれの防災計画に沿って行動するとともに、自衛隊、消防署、警察署、市、医療機関等と緊密に連絡をとり、連携した応急対策及び復旧対策を行う。

２．復旧対策

関係機関と連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧計画のもとに取り組む。

第４節　放送施設

担当	災害対策本部	本部事務局、情報班
	関係機関	各事業者

災害時における放送施設の保全及び被害の復旧は、日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱の災害対策規定に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

放送施設は、災害時における情報伝達の上からも、重要な役割を果たすため、市においても、緊密に連絡をとり、連携した復旧対策を行う。

第５節　金融機関

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	各事業者

民生の安定を図る上からも、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整が必要である。

通貨の円滑な供給が行われるよう関係行政機関と密接に連絡をとり、金融機関の所要現金の確保を図るよう要請する。

金融機関の営業開始、預貯金の便宜払戻措置等については、金融機関と協力し、市民に対し迅速に周知徹底を図る。

第 23 章　災害ボランティアセンターとの連携

担当	災害対策本部	福祉班

災害時において被災住民に対してきめ細かい対応をするためには、ボランティアの活動が重要な役割を担っている。地元住民によるボランティア活動、地域外からのボランティア活動等が、効率よく行なわれるよう体制の整備をすすめていく必要がある。

本章では、災害時において災害ボランティアセンターと連携し、その活動を支援する体制について必要な事項を定める。

第１節　災害ボランティアセンターの災害時体制への移行要請

災害対策本部は、市社会福祉協議会に対し、「災害ボランティア活動の推進に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターの災害時体制への移行を要請する。

市社会福祉協議会は、災害対策本部の要請を受けて災害ボランティアセンターを災害時体制に移行し、ボランティアの受付及び各ボランティア団体間の調整を行い、総合福祉会館等をボランティアによる救援活動を円滑に行うための拠点とする。

第２節　災害ボランティアセンターの運営

災害対策本部は、災害ボランティアセンターと随時協議を行い、必要な支援を行う。

１．ボランティア募集等に関する広報への協力

活動内容、活動場所、活動期間、必要人数、活動場所への移動手段の周知に協力する。

２．ボランティアの派遣に伴う協議・調整

ボランティアを被災状況、要請内容にあわせて派遣するにあたり、災害ボランティアセンターと協議し、必要な協力を行う。

３．活動資材等の調整・提供

ボランティアの被災地での活動状況を把握し、随時必要な活動資材等の調整・調達を行う。

４．ボランティアの滞在場所（サテライト）の調整

災害対策本部は、ボランティアが支援活動に参加する際の滞在場所（サテライト）について配慮するなど、活動を支援する。

ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣する場合は、できる限り各団体において、滞在場所（サテライト）を確保してもらうよう要請する。

５．ボランティアの撤退時期についての協議

被災住民の自主的な再建を念頭におき、適当な時点で、災害ボランティアセンターと協議を行い、ボランティア活動の方向性の検討を行う。

第 24 章　労務供給

災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事するための必要な要員の確保に努めるものとし、平常時からそのための必要な労働者を把握し、災害時に対応できる態勢を確立しておくことが必要である。災害時における労務供給について必要な事項を定める。

第１節　ボランティアの受け入れ

担当	災害対策本部	福祉班

１．ボランティアの受付

日本赤十字奉仕団をはじめボランティア活動の申し入れがあった場合は、災害ボランティアセンターと協力し、その奉仕、内容、人員等を把握し、各班の労務要請に応じて必要人員を配備するものとする。

２．ボランティアの活動内容

（１）　炊き出し及び救護
（２）　救援物資の整理、運搬
（３）　飲料水の供給
（４）　清掃及び防疫
（５）　被災調査等
（６）　災害応急措置のうち危険を伴わない作業
（７）　その他

第２節　作業員等の雇用

担当	災害対策本部	総務班

市職員及びボランティアのみではなお応急対策に従事する人員が不足し、また、土木作業、清掃作業等の特別な労力が必要なときは、作業員等を雇用する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	作業員等の雇用	
	作業員等の雇用必要状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	作業員等の雇用	
	作業員等の雇用依頼	人事課、関係機関

１．労務供給の範囲

無技能者
有技能者（大工、左官、石工等）

２．労務供給の方法

（１）　知事に対し労務の供給を依頼する。

（２）　町内会、自治会等に労務供給の協力を依頼する。

（３）　市内登録建設業者等に土木建築技術者及び作業員供給の協力を要請する。

３．費用の負担

（１）　知事が直接供給した作業員の費用は府が負担する。

（２）　市が要請し供給を受けた作業員の費用は市が負担する。

第３節　災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準

担当	災害対策本部	総務班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準	
	作業員等の雇用必要状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準	
	作業員等の雇用依頼	人事課、関係機関

１．作業員等の雇用範囲

（１）　被災者の避難

（２）　医療及び助産

（３）　災害にかかった者の救出

（４）　飲料水の供給

（５）　遺体の捜索

（６）　遺体の処理

（７）　救済用物資の整理配分

２．賃金の程度

市内における通常の実費

３．雇用期間

当該救助の実施が認められる期間

第 25 章　災害廃棄物処理に対する対策

担当		災害対策本部	生活環境班

災害により、被災地には大量のごみの発生やし尿処理の問題が発生し、住民の日常生活や道路交通等に大きな障害となることが考えられる。このような事態に的確に対応するため、被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の業務を迅速適切に処理し、環境衛生の万全を期するための必要な事項を定める。

第１節　災害廃棄物等の収集運搬、処理処分

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班	災害廃棄物等の収集体制、運搬及び処分、緊急し尿くみ取り 災害廃棄物処理手数料の減免、産業廃棄物処理手数料の減免、応援要請	
	災害情報（現地の状況）	本部事務局、各班他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班	災害廃棄物等の収集体制	
	ごみ処理・し尿処理の量等の情報	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	ごみ等の運搬及び処分	
	減免対象となるごみの種類、量等についての詳細	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	緊急し尿くみ取り	
	減免対象となるし尿くみ取りについての詳細	城南衛生管理組合
	災害廃棄物処理手数料の減免	
	減免の対象とするべきかどうかの情報	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	産業廃棄物処理手数料の減免	
	減免の対象とするべきかどうかの情報	京都府
	応援要請	
	廃棄物の詳細情報、処理施設の能力等	京都府等

１．災害廃棄物等の収集体制

災害によって発生するごみやし尿等、災害廃棄物の収集体制（災害救助法の適用される場合若しくはこれに準じる場合）については、資料２－49 に示すとおりである。

資料２－49　災害廃棄物等の収集体制

２．運搬及び処分

災害により生じた１．で規定する以外のごみ等の運搬及び処分については、災害の状況に応じて、あらかじめ関係処理施設と協議のうえ受入れに万全を期するものとする。

（１）　処分地への搬入方法

ア．　処分地への収集及び運搬は自己搬入をすることができる。

イ．　特に市長が必要と認めた場合は市が収集運搬する。

（２）　ごみ処理手数料の減免範囲

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成８年宇治市条例第 10 号）第 19 条第４項の規定に基づき、次の場合に、搬入ごみ処理手数料の減免措置を講じることができる。

ア．　災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準ずるものとして、災害対策本部が認めた場合

イ．　その他特に市長が必要と認めた場合

（３）　減免手続き

ごみ処理手数料の減免についての手続きは原則としてまち美化推進課（生活環境班）が担当するものとするが、状況に応じて関係処理施設と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。

３．緊急くみ取り

本市の場合、し尿に関しては、収集・運搬・処理・処分及び料金徴収にいたるまで城南衛生管理組合が業務を行っており、１．の場合と同様の措置をとるものとするが、その要領については次のとおりである。

（１）　対　象

豪雨等に起因して浸水のあった家屋を緊急くみ取りの対象とする。

（２）　緊急くみ取り要否判定基準

次の各号の一に該当する場合で、かつ浸水によりし尿が便槽からあふれ、外部に流出する家屋を緊急くみ取りの必要がある家屋と判定する。

ア．　河川等の決壊若しくは氾濫、又は排水溝の不良若しくは不完全等のため、浸水の原因が自己の責に帰さない場合

イ．　浸水家屋の占有者、管理者又は所有者が便槽浸水を予防するために必要な施設を改善することが、立地条件、経済的条件等から不可能であると判断できる場合

（３）　作業要請連絡

災害対策本部で把握した内容又は市民等からの連絡による緊急くみ取りの要請は、すべて生活環境班で統括し、直ちに現地調査を行い必要事項を城南衛生管理組合に連絡するとともに作業の要請を行うものとする。

（４）　手数料の免除

緊急くみ取りの場合のくみ取り手数料は市費によるものとする。

４．災害廃棄物処理手数料の減免

災害廃棄物にかかる手数料の減免等については府、城南衛生管理組合及び（一財）宇治廃棄物処理公社と協議し、状況に応じて減免の措置を行う。

第２節　処理施設等の現況

処理施設等の現況は、資料１－38 に示すとおりである。

資料１－38　処理施設等の現況

第 26 章　防疫活動

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班、産業班

災害発生時には、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症等の発生が懸念されるため、保健衛生上の防疫措置及び消毒等を迅速に実施して感染症等の発生及び流行を未然に防止する。

第１節　実施責任者

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班 産業班､福祉班	防疫に対する実施責任者	
生活環境班 福祉班	防疫班の編成、薬剤の調達等準備	
	災害状況及び応援職員の人数	府山城北保健所
生活環境班 福祉班	防疫活動の実施	
	活動範囲	府山城北保健所
福祉班	保健衛生上の応急救助	
	状況の把握	本部事務局 府山城北保健所他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班 産業班､福祉班	防疫に対する実施責任者	
生活環境班 福祉班	防疫班の編成、薬剤の調達等準備	
	活動内容の連絡、発注	応援職員、業者
生活環境班 福祉班	防疫活動の実施	
	協力要請	府山城北保健所
福祉班	保健衛生上の応急救助	
	状況の集約、把握	府山城北保健所、医療機関

（１）　健康調査、細菌検査、食品衛生監視は府知事が実施する。

（２）　家屋、便所等の消毒及び鼠族・昆虫駆除は府知事より指示を受け市が実施する。ただし、市で実施できないときは業者委託や府に依頼する。

（３）　感染症患者の入院勧告等の措置は府知事が実施する。

第２節　防疫班の編成可能班数

１班４人を原則として、実情に応じて編成するものとする。

ただし、大規模災害により市で実施できないときは業者委託や府に依頼する。

第３節　防疫の実施基準

災害時における防疫活動は、「災害防疫実施要綱」（厚生省公衆衛生局長通知）の基準により行うものとする。

第４節　家畜伝染性疾病の予防

災害発生に伴う家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、府山城家畜保健衛生所（城陽市寺田北山田 31、電話 0774-52-2040）を主体として、検査、衛生指導、予防注射及び消毒等を実施する。

なお、り災家畜の収容については、避難計画に定める避難所へ誘導繋留する等により対処する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	京都府等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都府、本部事務局

第 27 章　行方不明者の捜索、遺体の取扱い

災害の発生により不幸にして死者や行方不明者が発生したときは、捜索、埋葬などを速やかに行うことにより、人心の安定を図ることが必要である。そのため、災害によって死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容、処置、埋葬等の実施に関して必要な事項を定める。

第１節　捜索の実施

担当	災害対策本部	消防班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	行方不明者の情報	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	本部事務局

１．捜索の対象

（１）　行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

（２）　死亡した原因は問わない。

２．捜索の実施

市長が、消防関係機関、宇治警察署その他の機関の協力を得て実施する。場合によっては地域住民の協力を得る。

３．応援要請

市のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、府山城広域振興局及び隣接市町並びに遺体の漂着が予想される市町に対して、次の事項を明示して応援を要請する。

（１）　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

（２）　遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

（３）　応援を要する人員又は舟艇、器具等

第２節　遺体の収容処置

担当	災害対策本部	消防班、福祉班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	遺体の確認	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	本部事務局、福祉班

１．実施者及び方法

遺体の処理は、市長が、消防関係機関及び宇治警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、地域住民等の協力を求める。

２．変死体の届出

変死体については直ちに宇治警察署に届出し、検視後に遺体の処理にあたる。

３．関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡のうえ遺体を引き渡すものとする。

４．遺体の処理

（１）　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上からも衛生上からも好ましくなく、遺体の識別を容易にするためにも洗浄の処置が必要となる。

市は、必要に応じて、作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

（２）　遺体の安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、あらかじめ遺体安置場所予定地として指定された公共施設や寺院等の施設を借り上げ又は野外に天幕を設置する等により埋葬するまで安置する。

なお、遺体の安置場所の指定においては、避難所開設場所との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。

また、指定施設が災害などによって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

第３節　身元不明者に対する措置

担当	災害対策本部	福祉班

戸籍法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、災害救助法等により措置する。

なお、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保存する。

第４節　遺体の火葬

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急措置として遺体の火葬を行うものとするが、その方法としては、市が直接火葬に付し、次の点に留意する。

（１）　事故死等による遺体については、宇治警察署から引き継ぎを受けた後火葬する。

（２）　身元不明の遺体については、警察署に連絡し、その身元調査にあたるとともに火葬する。

（３）　被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬は、行旅死亡人としての取り扱いにする。

（４）　火葬が市において実施できないときは近隣火葬場の協力を得て行う。

（５）　火葬場の所在、名称、処理能力等は、下表のとおりである。

表　火葬場の所在、名称、処理能力等一覧表

	燃　料	炉　数	処理能力		所　在　地	電　話
宇治市斎場	灯　油	８基	通常時	非常時	宇治金井戸7－37	39-9203
			16体（1日当り）	32体		

なお、近隣火葬場は以下のとおり。

①　京都市中央斎場
　京都府京都市山科区花山旭山町 19-3
　TEL：075-561-4251、FAX：075-561-4249

②　枚方市立やすらぎの杜
　大阪府枚方市車塚１丁目 1-30
　TEL：072-857-4123、FAX：072-857-4114

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
福祉班 生活環境班	警察署からの引継ぎ	
	遺体に関する情報	警察署
	身元調査	
	遺体に関する情報	警察署
	火葬	
	遺体に関する情報、火葬場の状況	警察署、本部事務局 宇治市斎場、病院、遺族等
	応援要請	
	災害状況、職員のり災状況、火葬場の状況	本部事務局、宇治市斎場、隣火葬場
	火葬料の減免	
	災害救助法適用の有無	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
福祉班 生活環境班	警察署からの引継ぎ	
	火葬の実施について	遺族等
	身元調査	
	火葬の実施について	遺族等
	火葬	
	火葬の依頼、火葬の実施について	遺族等、宇治市斎場
	応援要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都市、枚方市他及びその他の火葬場
	災害救助法に基づく火葬料の減免	
	減免措置について	市民等、宇治市斎場

第５節　遺体の埋火葬

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体等については、市長が埋火葬を実施する。埋火葬に要する資材は、民間事業者等との連携により確保する。

第６節　災害救助法による基準

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
福祉班 生活環境班	遺体の埋葬	
	遺体に関する情報	本部事務局
	埋葬物品の調達	
	埋葬する遺体数	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
福祉班 生活環境班	遺体の埋葬	
	埋葬の実施について	遺族等
	埋葬物品の調達	
	発注	京都中央葬祭業共同組合

１．遺体の捜索

（１）　対　象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因と関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば捜索の対象とする。

（２）　費用の限度

舟艇その他捜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

（３）　期　間

災害発生の日から 10 日以内

２．遺体の処理

（１）　対　象

災害の際死亡した者

（２）　処理の内容

ア．　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ．　遺体の一時保存

ウ．　検案

（３）　費用の限度

ア．　（２）のア.については、災害救助法施行細則に定める額以内

イ．　遺体の一時保存で既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は１体当たり災害救助法施行細則で定める額以内

ウ．　検案は原則として日赤救護班が行う。日赤救護班によることができない場合は当該地域における慣行料金の額以内

（４）　期　間

災害発生の日から 10 日以内

第 28 章　応急仮設住宅及び住宅の応急修理

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置、災害のために、住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない者に、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための必要な事項を定める。

第１節　被災住宅の応急修理

担当	災害対策本部	建設班

被災した住宅が補修等により居住が可能な場合について、災害救助法に基づいて補修等を支援する。

この場合の基準は次のとおりである。（災害救助法が適用されない場合は、災害の規模に応じて長が定める）

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	災害救助法適用に伴う被災住宅の応急修理	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	災害救助法適用に伴う被災住宅の応急修理	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	市の斡旋する業者

１．応急修理の対象者

住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者

２．応急修理の方法

市のあっせんする業者により、市長が行う。

３．費用の限度

1 戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

４．工事期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から 1 カ月以内に完了するものとする。

第２節　公営住宅等へのあっせん

担当	災害対策本部	本部事務局、建設班

市域における公営住宅等に空き室がある場合には、被災者に対し、これら空き室への一時的な入居のあっせんを行う。

また、民間の住宅所有者の協力を得て、民間住宅への入居をあっせんする。り災の状況が地域で異なることに鑑み、広域的支援が必要な場合は、近隣市町と支援体制を組んで対応する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	公営住宅、民間住宅への一時入居の斡旋	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	公営住宅、民間住宅への一時入居の斡旋	
	災害状況、理由	府、市営住宅(他県市含む) 民間住宅

第３節　応急仮設住宅建設と供与

担当	災害対策本部	建設班

災害救助法が適用された災害により住家を消滅した被災者に、長期避難生活が可能な施設や公営住宅の空き室で対応しきれない場合、応急仮設住宅を供与する。ただし、り災の状況が地域で異なることから、府、近隣市町村の広域的支援による応急仮設住宅の供与も考慮する。

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用の場合は、府知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長が特に必要と認めた場合、設置する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	応急仮設住宅の設置、供与	
	災害、避難情報（住家の消滅状況）、設置場所の選定	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	応急仮設住宅の設置、供与	
	災害、避難状況、(世帯の数量)	府、市(他県市含む)

１．応急仮設住宅設置場所の選定

公共用地を優先して選定し、あらかじめ建設予定地を定めておくものとする。

選定するにあたって、飲料水の確保、交通の便、保健衛生、教育等を可能な限り考慮する。

資料 1-35　応急仮設住宅建設候補地一覧

２．応急仮設住宅供与対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

３．選定・あっせんにあたっての考慮事項

（１）　応急仮設住宅入居者の選考にあたっては、入居者選考の機関を設置し、高齢者、障害者、ひとり親世帯等を優先し、生活条件などに考慮する。

（２）　応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を提供するための仮設住宅であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。

４．規模

1 戸あたり 29.7 平方メートルを基準として災害救助法施行細則に定める額以内

５．応急仮設住宅の着工期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。

６．応急仮設住宅の管理

（１） 供与できる期間は、竣工の日から３ヵ月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から２年以内とする。

（２） 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の管理は、原則として府が行うものとし、入居者管理等は市が行う。なお、災害救助法が適用されない場合に市長が設置するものについては、市が管理を行う。

（３） 応急仮設住宅の管理者は、入居者の生計基盤等を把握し、状況に応じて一般住宅への転居を勧める。

転居を勧めるにあたり、各種貸付制度等による住宅資金のあっせん等積極的な活用を図る。

７．自らの資力では住宅を得ることのできない者の範囲

（１） 生活保護法による被保護者及び要保護者

（２） 特定の資産のない失業者、勤労者、小企業者、高齢者、寡婦及び母子世帯、病弱者及び身体障害者

（３） 前各号に準ずる経済的弱者

（４） その他市長が必要と認める者

第４節　応急仮設住宅の運営管理

担当	災害対策本部	本部事務局、建設班

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第 29 章　文教対策

災害発生時における児童生徒等、教職員の生命及び身体の安全及び教育活動の確保を図るため、幼稚園や小中学校等（以下「学校等」という。）における災害予防、応急対策について万全を期す必要がある。

災害時の文教対策について、情報の収集・伝達、学校等の安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力、文化財の応急対策等に対処するための必要な事項を定める。

また、保育所、育成学級における対策についても本章を準用し、同様の取り扱いを行うものとする。

第１節　情報の収集・伝達

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
福祉班、教育班	被害情報の収集、伝達	
	被害状況	学校等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
福祉班、教育班	被害情報の収集、伝達	
	被害状況	本部事務局等

１．情報の把握

災害が発生するおそれがある場合、気象官署その他関係機関との緊密な連絡を保ち、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、気象及び災害情報の収集に努める。

２．被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるように努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置が講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、防災無線や携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じあらゆる手段で情報の収集・伝達に努める。

第２節　施設・設備の緊急点検等

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

災害発生後、二次災害の防止や教育活動再開等のため、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、被災により教育の実施が困難となった場合、必要な応急措置を講じる。

また、速やかに被害状況等を報告し、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
教育班	施設、設備の緊急点検結果	
	被害状況	学校等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
教育班	施設、設備の緊急点検結果	
	被害状況	本部事務局、学校教育課

第３節　学校等における安全対策

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

１．学校における安全対策

在校中に災害が発生するおそれがある場合は、予測される災害の規模等を勘案し、必要に応じ、児童生徒等の保護者への引き渡し、学校での適切な保護又は安全な場所への集団避難等を適切に行い、児童生徒等の安全対策に万全を期す。

２．学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第４節　教育に関する応急措置

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
教育班	休校、登下校の措置	
	気象状況、災害状況	本部事務局等
	給食の措置	
	被害状況	小学校

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
教育班	休校、登下校の措置	
	登下校、休校措置等	学校→保護者
	給食の措置	
	応急措置	小学校

１．　休校、登下校の措置

（１）　授業開始後の措置

気象警報のうち特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報のいずれか（以下「警報」という。）が発表された場合、学校（園）長は速やかに休校措置をとるものとする。

ただし、午前中に局地的大雨等の一時的な警報が発表され、通常の授業終了時刻までに解除されることが見込まれる場合は、校長会長と市教育委員会とで協議を行い、学校待機させるこ

ととする。

なお、保育所においては特別警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表された場合に休所措置をとる。

また、警報発表前において災害が発生し、又は発生が予想される場合は、学校（園）長の判断により市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

なお、帰宅させる場合は気象状況、災害の状況等を十分に把握し、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。

（２）　登校前の措置

午前７時現在において、警報の発表があった場合は、学校（園）長は、園児、児童、生徒を自宅待機させ、午前９時までに警報が解除されたときは、速やかに登校させる。この場合においては、園児、児童、生徒等の保護者に連絡の徹底を図るものとする。

なお、保育所においては午前９時 30 分までに警報が解除されたときは、速やかに開所する。

（３）　その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長（園長）会長又は学校（園）長が、市教育委員会と協議し、決定するものとする。

在校時以外に災害が発生した場合は、園児、児童、生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

２．学校施設の確保等

（１）　復旧が長期にわたる見込の場合には、事情に即し園児、児童、生徒の登校（園）の安全を考慮したうえで、できる限り授業の確保に努めるものとし、校舎等破損の場合はその状況に応じて、附属施設、近隣の公共施設、隣接校の空き教室等を利用するものとする。

（２）　復旧のうえは、事後における教育計画を変更するなど、年間授業時間の確保、学力低下の防止に努める。

３．応急教育の実施

（１）　災害時には、学校長は準備した応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

（２）　災害の様態によって、通常の教育が実施できない場合、学校長は市教育委員会と協議し、応急教育計画を決定し、その計画を速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底を図る。

（３）　学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

４．実施者の確保

教職員の被災に伴う補充措置に関して、与えられた権限内において、府教育委員会の指導助言を得て市教育委員会が措置する。

５．学用品の調達並びに支給

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、次の規定にしたがって教科書、文房具、通学用品を支給する。

（１）　災害救助法が適用された場合

教育班はこれを調査し、必要あると認定された学用品について調達支給する。災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。

ア．　対　象

住家が全壊（焼）、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障

のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、及び中学部生徒を含む。）

イ．　学用品の品目及び費用の限度

（ア）　教科書（教材を含む）・・・実費

（イ）　文房具・・・災害救助法施行細則に定める額以内

（ウ）　通学用品・・・文房具と同様

ウ．　期　間

（ア）　教科書・・・災害発生の日から１カ月以内

（イ）　文房具及び通学用品・・・災害発生の日から 15 日以内

（２）　災害救助法の発動のない場合

教育長が各学校等の教科書のそう失又はき損の状況を調査する。

その報告に基づき、補給する必要のある冊数をまとめて、府山城教育局を経て府教育委員会へ補給について必要な要請をする。

なお、給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

６．給食の措置

（１）　学校給食施設、設備及び給食物資納入業者の被害状況を調査し、完全給食の実施が困難な場合は、調理を要しない食品等による応急措置をとるとともに状況に応じて学校給食を中止する。

（２）　被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策をたて、速やかに実施する。

７．園児、児童、生徒等の健康管理

（１）　被災した園児、児童、生徒等に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等を行う。また、必要に応じて健康診断を実施する。

（２）　災害の状況に応じ、被災した園児、児童、生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、校舎内外の清掃や伝染病予防等の措置及び健康診断を実施する。

第５節　学校等における保健衛生及び危険物等の保安

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

１．保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

２．危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第６節　被災者の救護活動への連携・協力

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、災害対策本部と連携を図り、次の対応をとる。

１．避難所の開設

学校長等施設管理者は、地区班と互いに協力して避難所を開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とする。

２．教職員の協力

避難所の運営については、あらかじめ作成したマニュアルに従う。その運用にあたっては教職員の協力を得て、円滑な活動が行われるよう努める。

３．長期避難

できる限り授業の早期確保に努めることを原則とし、長期避難に対してはあらかじめ作成したマニュアルに従う。

４．給食施設の提供

学校長等施設管理者は、災害対策本部の要請に従い、炊き出しに際して給食施設の提供を行う。

資料１－34　炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

第７節　文化財の応急対策

担当	災害対策本部	消防班、福祉班、建設班、教育班

文化財は、人類共通の貴重な財産であり、後世に伝えていくためにも災害から守り、被害を最小限に食い止める必要がある。

１．防火・消火活動

災害による火災を防止するとともに、火災が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため所有者、消防署・消防団、自主防災組織、地域住民が連携して活動する。

（１）　近隣で火災が発生している場合、延焼の危険性、飛び火の監視等を行うと同時に、既存の防災設備の損壊状況を調査し、損壊している場合は、代わりの消火方法を用意する。

（２）　延焼、飛び火の危険性が高い場合は、持ち出し可能なものについて、搬出等の措置を講ずる。

（３）　文化財そのものに火災が発生している場合は、消防署・消防団と自主防災組織等が連携をして消火にあたる。

２．被害の把握

文化財所有者は、被災後速やかに現地を巡回し、所有している文化財について被害状況を把握するとともに、被害状況を行政機関等に連絡する。

建設班は、所有者からの被害状況の情報を活用し、被害状況を把握し、優先順位をつけ対策にあたる。

本市が所有する文化財については、建設班等により現地調査を行い、被害状況、金額、復旧方法等を調査する。調査結果に基づいて、以下の対策を講じる。

（１）　半壊状態で倒壊する危険のあるものについては、建造物支柱の設置など応急補強対策を行う。

（２）　被害の大小にかかわらず、防護柵を設けて現状保存を図る。

（３）　美術工芸品等の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、一時的に別の管理体制・設備が整った公共施設等に保管する。

（４）　盗難対策として、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等を行う。

第 30 章　災害支援対策本部等運用

担当	災害対策本部	本部事務局

近隣市町村において、大規模な災害が発生した場合は、被災者の救援等災害支援体制を取り、応援に駆けつける。

本章では、災害支援対策本部等運用について必要な事項を定める。

ただし、京都南部都市災害時相互応援協定団体の構成市町については、本文の規定にかかわらず６市４町の相互応援体制の取り決めに沿って行動する。

また、他都道府県において大規模な災害が発生し、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合には、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性も図ることにより実効性を確保する。

第１節　災害支援対策本部体制

近隣市町村において大規模な災害が発生した場合、被災者救済のため、災害支援対策本部を設置する。

１．災害支援対策本部の設置

市長は、近隣市町村において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたときは、災害活動の推進を図るため、災害支援対策本部を設置する。

２．災害支援対策本部の組織・運用

第３編第２章の組織の災害対策本部の組織・運用に準ずる。

３．災害支援対策本部の閉鎖

近隣市町村において、災害が発生するおそれが解消したときと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、市長が災害支援対策本部を閉鎖する。

第２節　他都道府県への災害支援体制

１．発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、関西広域連合（以下、「広域連合」）及び京都府と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

２．緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。その際、京都府から要請があれば、被災都道府県への緊急派遣チームの要員を確保する。

３．応援の実施

（１）　体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等)」等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

（２） 応援ニーズの把握と調整

京都府との調整に基づき、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう努める。

（３） 応援内容

京都府との調整に基づき、以下の支援を行う。なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア． 救援物資の供給

イ． 被災地への人的支援の実施

ウ． 被災者の宇治市内への受け入れ

エ． 市民のボランティア活動の促進

第３節　広域一時滞在

１．府内における広域一時滞在

（１） 広域一時滞在を行う必要がある場合

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

市は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

（２） 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、府内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

２．府外における広域一時滞在

（１） 広域一時滞在を行う必要がある場合

市は、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

（２） 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、府から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

３．被災住民に対する情報提供と支援

（１） 広域一時滞在を行う場合

市は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

（２） 広域一時滞在の協議を受けた場合

市は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の把握と、被災住民が必要する情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第４編　災害復旧計画

第１章　計画の方針

第１節　計画の方針

担当	災害対策本部	本部事務局

災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。これらに対し、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係機関が協力し、民生安定の緊急措置を講じるものとする。さらに、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策について実施を図るものとする。

以上の考え方をまとめて、下図に示した。

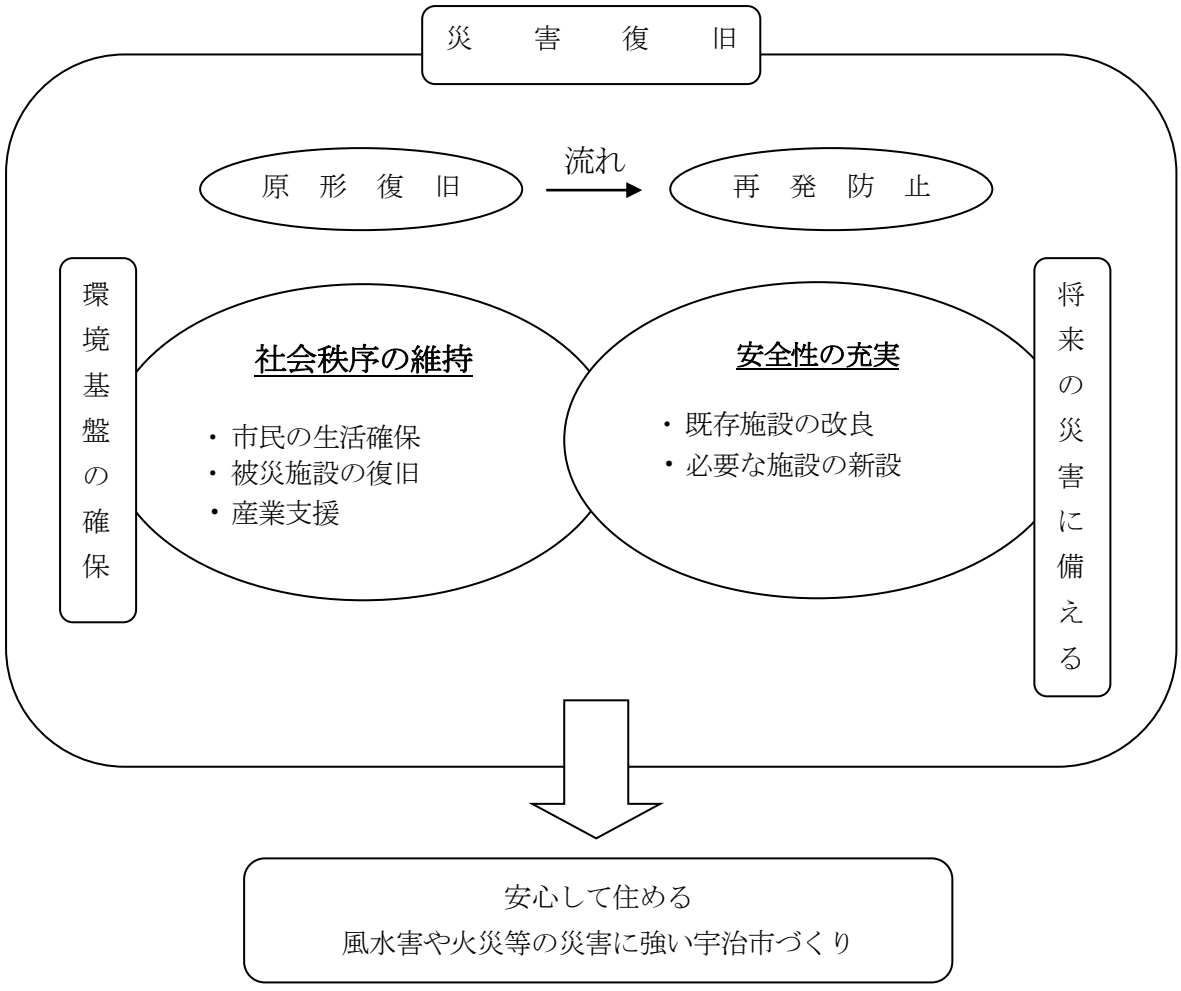

図　災害復旧計画の考え方

第２章　市民の生活確保

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生できるよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、市税の徴収猶予及び減免、賃金の融資等を行い被災者の生活を確保するための応急対策についての必要な施策を定める。

第１節　生活相談

担当	災害対策本部	復興班、各班

災害により住居や財産を失ったり、生活基盤を失った被災者は、災害で受けた衝撃や生活再建への不安などから精神的にも大きな苦難を背負っている。

被災者の生活の状況把握、被災者からの苦情、要望等の声を聞き取り、その解決を図るよう努めるほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するなど、すみやかに生活再建へ向けての支援を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
	生活支援窓口の開設	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
	生活支援窓口の開設	人事課、関係機関

１．生活支援窓口の設置及び実施体制

被災住民の相談、要望、苦情を広く聞き、支援を行うために、支援窓口を設ける。

２．総合的情報提供

震災後、時間経過とともに、被災者の関心事も多様になることが予想されるため、義援金の給付など各種の支援施策等の総合的情報を提供していく。

また、問い合わせに対しても、必要に応じて適切な窓口を紹介するなど対応していく。

３．り災証明

（１）　家屋被害認定調査

災害による被害状況を把握し、り災証明発行の根拠となる家屋の被害の程度を認定するため、家屋被害の調査を行う。なお、家屋被害の調査及び程度の判定にあっては、内閣府が作成している「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針」に基づいて行う。

（２）　り災証明書の発行

災害救助法が適用された場合等に、被災者の生活再建への取り組みを支援するための各種支援制度の適用に必要となるり災証明書の発行を速やかに実施する。

被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた居住者等の申請により、り災証明書を発行する。

（３）　京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの円滑な運用

大災害時においては、短期間に膨大な数のり災証明書を発行する必要が生じる。そのため、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの適切な運用によって、可能な限り省力化を図る必要があり、システムの円滑な運用の確立、訓練等を通じた実施体制の構築を推進する。

４．生活再建支援

被災者が速やかに生活再建に向けて取り組めるよう、被災者支援窓口を設置し各種支援制度や義援金の支給等を行い、生活再建支援を実施する。

被災者に対し、各種支援制度の広報に努めるとともに、被害の程度に応じた支援を実施する。

第２節　災害弔慰金等の支給

担当	災害対策本部	福祉班

市は自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

また、災害により障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。また、家財等に被害があった場合は、生活の安定、自立の助長の資金として災害援護資金を貸し付ける。

１．災害弔慰金の支給

（１）　支給対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める災害により死亡した市民の遺族

（２）　支給額

ア．　主たる生計維持者の死亡

１人当たり　　条例等に定める額

イ．　その他の者の死亡

１人当たり　　条例等に定める額

２．災害障害見舞金の支給

（１）　支給対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める災害により次に掲げる程度の重度の障害を受けた市民

ア．　両眼が失明したもの

イ．　咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ．　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ．　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ．　両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ．　両上肢の用を全廃したもの

キ．　両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク．　両下肢の用を全廃したもの

ケ．　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度がア～クと同程度以上と認められるもの

３．災害援護資金の貸付け

（１）　貸付対象者

府内のいずれかの市町村に災害救助法が適用された災害により次の被害を受けた市民

ア．　世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１カ月以上の場合

イ．　家財の 1/3 以上の損害を受けた場合

ウ．　住宅の半壊又は全壊、流失

（２）　貸付限度額

世帯主の負傷	それぞれ条例に定める額
世帯主の負傷と家財の 1/3 以上の損害	
世帯主の負傷と住居の半壊	
世帯主の負傷と住居の全壊	
家財の 1/3 以上の損害	
住居の半壊	
住居の全壊	
住居全体の滅失又は流失	

（３）　貸付条件

償 還 期 間　　10 年（うち据置３年）

償 還 方 法　　年賦又は月賦、半年賦で元利均等償還

利　　子　　保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年 1.5％（据置期間中は無利子）

連帯保証人　　任意

所 得 制 限　　条例等に定める額

第３節　市税の徴収猶予及び減免等

担当	災害対策本部	総務班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	
	市税の徴収猶予及び減免等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	
	市税の徴収猶予及び減免等	財政課、税務課

１．期限の延長

地方税法第 20 条の５の２及び市税条例第７条の規定に基づき、納税者が災害により申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、市長は当該期限の延長を認めることができる。

２．徴収の猶予

地方税法第 15 条の規定に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合においてその徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は１年以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。

３．減　免

地方税法及び市税条例第 46 条第１項第４号及び第 78 条第１項第１号の規定に基づき、市長は災害の場合その被害の程度に応じて市民税等の減免措置を行うことができる。

第４節　国民健康保険料および一部負担金の減免等

担当	災害対策本部	福祉班

１．保険料の徴収の猶予および減免

市国民健康保険条例第 27 条第１項第１号および第 28 条第１項第３号により、納付義務者が災害によって、その資産について損害を受け保険料の納付が困難と認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

２．一部負担金の支払いの猶予および減免

国民健康保険法第 44 条第１項により、被保険者が、災害によって、その資産に著しい損害を受けて被保険者が死亡又は重篤な負傷を被った場合や業務を廃止・休止した場合で、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請によって、市長は一部負担金の支払いの猶予又は減免を行うことができる。

第５節　介護保険料および利用者負担額の減免等

担当	災害対策本部	福祉班

１．保険料の徴収猶予および減免

介護保険法第 142 条、市介護保険条例第 10 条および第 11 条により、第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

２．利用者負担額の減免

介護保険法第 50 条および第 60 条、介護保険法施行規則第 83 条および第 97 条、市介護保険規則第７条により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた場合は、申請によって、介護保険利用者負担額の減免を行うことができる。

第６節　後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等

担当	災害対策本部	福祉班

１．保険料の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律第 111 条、府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条、第 18 条により、被保険者又はその属する世帯主が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することができないと認める場合は、申請によって、

府後期高齢者医療広域連合長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

２．一部負担金の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律　第 69 条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 33 条により、被保険者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合は、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができる。

第７節　国民年金保険料の免除等

担当	災害対策本部	福祉班

１．保険料の免除等

国民年金法第 90 条第１項、第 90 条の２第１項、第２項及び第３項並びに第 90 条の３第１項並びに平成 16 年改正法附則第 19 条第１項及び第２項、及び国民年金法施行規則第 77 条の７により、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたときは、申請により国民年金保険料が免除等される。審査は日本年金機構により行われる。

第８節　融資対策

担当	災害対策本部	福祉班

生活福祉資金貸付制度要綱（平成２年８月 14 日厚生省第 398 号）に基づき府社会福祉協議会が実施しているが、市社会福祉協議会と緊密な連携のもとにこの貸付事業の推進を図る。

（１）　対　象

災害により被害を受け生活困窮等により自立更生のために資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

（２）　貸付限度

１件につき要綱に定める額以内

（３）　貸付条件

ア．　償還期間　　７年以内（住宅改修の場合 14 年以内）

イ．　利　子

（ア）　据置期間（貸付の日から３カ月以内）無利子

（イ）　据置期間経過後　保証人あり　無利子

保証人なし　年 1.5％

（４）　申請期間

災害を受けた日から概ね６カ月以内

第９節　文教復旧対策

担当	災害対策本部	建設班、教育班

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動

の早期再開に努める。

１．学校等の施設の復旧対策

被災した文教施設・設備について、できる限り速やかに現地調査を実施し、災害復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。災害復旧計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

また、府に対して必要に応じ、計画策定に関しての指導援助、技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

２．教育活動の再開

（１）　被災地域の学校においては、被災後、行っていた教育に関する応急措置から可能な限り早期に通常の教育活動を再開できるよう努める。

（２）　学校等が避難所となった場合においては、府等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況を十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。

（３）　教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

ア．　災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助について国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号)」、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号)」、「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号)」による補助金の交付に関すること。

イ．　災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号)」による就学奨励費負担金及び交付金の交付に関すること。

ウ．　災害を受け、就学困難になった優秀な学生・生徒に対する「独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号)」による学資貸与金の特別措置に関し必要な措置を講ずること。

エ．　被災教職員に対する救済措置に関すること。

（４）　児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

３．文化財の復旧対策

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

第 10 節　被災者生活再建支援金支給計画

担当	災害対策本部	復興班

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う。

１．対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

（１）　「災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項

のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」

（２）　10 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害

（３）　100 以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害

（４）　府内で（１）又は（２）の自然災害が発生した場合に、その自然災害により５以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口１０万人未満に限る。）に係る自然災害

（５）　（１）から（３）の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により５以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害

（６）　（１）若しくは（２）の市町村を含む都道府県又は（３）の都道府県が、２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る。）

２．対象世帯

（１）　１の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯

（２）　１の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

（３）　１の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続する世帯

３．支給金額

次の（１）＋（２）の合計を支給

（１）　基礎支援金

ア．　全壊世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

イ．　大規模半壊世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

（２）　加算支援金

①　全壊世帯又は大規模半壊世帯

ア．　住宅を建設又は購入する世帯 200 万円（単数世帯 150 万円）

イ．　住宅を補修する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

ウ．　住宅を賃借する世帯 50 万円（単数世帯 37．５万円）

②　中規模半壊世帯

ア．　住宅を建設し、購入する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

イ．　住宅を補修する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

ウ．　住宅を補修する世帯 25 万円（単数世帯 18.75 万円）

第 11 節　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

担当	災害対策本部	復興班

１．大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災住宅の再建等を行う者に対して、その費用の全部又は一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。

資料１－41

大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

２．大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

第３章　災害復旧

災害復旧事業の施行については、当該災害の発生年度において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定めるものとするが、災害復旧計画の種別及び事業の概要等については、次に掲げるとおりである。

第１節　公共土木施設災害復旧事業

担当	災害対策本部	建設班

被災した公共土木施設の原形復旧を速やかに実施し、施設機能の回復を図るとともに、再度災害の発生を防止するため、被災原因の究明と必要な改良等を行う。

第２節　農林水産業施設災害復旧事業

担当	災害対策本部	産業班

被災した農林水産業施設の原形復旧を速やかに実施し、農林漁家の経営の回復、安定を図るとともに、被害の状況を十分検討して防災に必要な施設の整備等を行う。

第３節　災害復旧事業の種類

（１）　公共土木施設災害復旧事業
　①　河川災害復旧事業
　②　道路災害復旧事業
　③　下水道災害復旧事業
（２）　都市災害復旧事業
　①　街路災害復旧事業
　②　公園施設災害復旧事業
　③　市街地埋没災害復旧事業
　④　都市排水施設災害復旧事業
（３）　農林水産業施設災害復旧事業
（４）　上水道施設災害復旧事業
（５）　住宅災害復旧事業
（６）　社会福祉施設災害復旧事業
（７）　公立医療施設、病院等災害復旧事業
（８）　学校教育施設災害復旧事業
（９）　社会教育施設災害復旧事業
(10)　その他の災害復旧事業
(11)　単独災害復旧事業（国庫負担（補助）の対象とならない事業）

第４章　産業への支援

担当	災害対策本部	産業班

災害により被害を受けた商店街や中小企業・地場産業が迅速かつ円滑な復旧、復興を図ることは市民の生活確保の面からも極めて大切である。そのため、事業の復旧や復興に必要な資金の融資など、事業の安定を図るための各種の支援対策を整備しておく。

第１節　中小企業への支援

災害により、被害を受けた中小企業に対し、事業再建に向けて必要な資金の融資を行い、一日も早く、事業の安定化を図る。

災害時において、緊急に必要とする資金の融資等に関し、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

また、中小企業の被害状況に応じてその都度判断し、各種の対策を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	事業再建に向けて必要な資金融資等を行う	
	復旧状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	事業再建に向けて必要な資金融資等を行う	
	中小企業融資制度の案内	宇治商工会議所 被災事業所

第２節　地場産業への支援

地域の生活の安定、地域の活性化の面からも、地場産業の再建が大きな牽引力となる。災害からの痛手を軽減し、事業の再建・再興を図るため、必要な資金の融資等について、国、府及び関係機関に要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	事業の再建・再興を図るため必要な資金の融資等について、国、府等に要請	
	復旧状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	事業の再建・再興を図るため必要な資金の融資等について、国、府等に要請	
	災害にかかる融資制度の適用・新設	国 京都府

第３節　風評被害対策

発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、国、府、関西広域連合、経済団体等の関係機関と連携し、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第５章　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

担当	災害対策本部	総務班

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される事業は、次に掲げるとおりである。

第１節　法律により一部負担又は補助する事業

（１）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業
（２）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
（３）　公営住宅法による事業
（４）　土地区画整理法による事業
（５）　伝染病予防法による事業
（６）　清掃法による事業
（７）　予防接種法による事業
（８）　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
（９）　都市災害復旧事業は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で国庫補助される。
(10)　文化財保護法による事業

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	法律により一部負担又は補助する事業	
	法律により一部負担又は補助する事業	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	法律により一部負担又は補助する事業	
	法律により一部負担又は補助する事業	財政課、関係課

第２節　激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業	
	激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業	
	激甚災害にかかる財政援助措置及び対象事業	財政課、関係課

１．公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（１）　公共土木施設災害復旧事業
（２）　公共土木施設災害関連事業
（３）　公立学校施設災害復旧事業
（４）　公営住宅災害復旧事業
（５）　生活保護施設災害復旧事業
（６）　児童福祉施設災害復旧事業
（７）　老人福祉施設災害復旧事業
（８）　身体障害者更生援護施設災害復旧事業
（９）　精神薄弱者援護施設災害復旧事業
(10)　伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所災害復旧事業
(11)　伝染病予防事業
(12)　堆積土砂排除事業　（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
(13)　湛水排除事業

２．農林水産業に関する特別の助成

（１）　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
（２）　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
（３）　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
（４）　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
（５）　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
（６）　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

３．中小企業に関する特別の助成

（１）　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
（２）　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
（３）　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
（４）　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

４．その他の特別の財政援助及び助成

（１）　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
（２）　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
（３）　市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
（４）　母子福祉法による国の貸付けの特例
（５）　水防資材費の補助の特例
（６）　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
（７）　産業労働者住宅建設資金融通の特例
（８）　公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等
（９）　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

宇治市地域防災計画

震災対策編

令和８年３月

宇治市防災会議

第1編 総　則

第1章 計画の方針……1
第1節 計画の目的……1
第2節 計画の背景……1
第3節 計画の考え方……2
第4節 計画の修正……4
第5節 他の法令等に基づく関連計画との関係……4
第6節 計画の運用と円滑化……4
第2章 宇治市の地理的概況と地震災害の記録……5
第1節 地理的概況……5
第2節 地震災害の記録……8
第3章 防災関係機関等の役割分担……9
第1節 宇治市……9
第2節 京都府……10
第3節 指定地方行政機関……10
第4節 自衛隊……11
第5節 指定公共機関及び公共的団体等……11
第4章 地震による強震度分布等の想定と被害……14
第1節 強震度分布……14
第2節 地形、地質との関連と災害特性……14
第3節 被害の想定……15

第2編 災害予防計画

第1章 計画の方針……17
第1節 計画の方針……17
第2節 地震防災緊急事業五箇年計画による推進……17
第2章 地震に強い宇治市づくり……18
第1節 自然災害等の防災に関する研究機関との連携……18
第2節 職員に対する防災教育……19
第3節 地域防災拠点の整備……19
第4節 情報連絡通信システムの整備……20
第5節 救助・救急体制の整備……20
第6節 医療救護体制の整備……21
第7節 非常用物資等の備蓄……22
第8節 保健福祉施設等の防災体制の充実強化……23
第9節 都市空間の整備……23
第 10 節 ライフライン施設の整備……24
第 11 節 河川、ダム等の整備……26
第 12 節 市街地等の再整備……27
第 13 節 関係団体との協力体制……28
第3章 施設・構造物等の安全化……29
第1節 道路、橋梁等の整備及び耐震化……29

第2節　道路交通の安全対策 29
第3節　建築物・公共施設等の安全化 30
第4節　がけ・擁壁等の崩壊防止 32
第5節　地すべり・山地災害・土石流等の防止 32
第6節　文化財の災害予防 32
第4章　地震火災の防止 34
第1節　出火の防止 34
第2節　消防水利の充実 34
第3節　初期消火体制の強化 35
第4節　火災の拡大防止 36
第5章　市民及び事業者の防災行動力の向上 37
第1節　市民の防災意識の向上と防災訓練の実施 37
第2節　学校における防災教育 39
第3節　事業所防災体制の充実強化 39
第4節　家庭での防災対策の推進 40
第5節　災害ボランティアの育成 40
第6節　観光客保護・帰宅困難者対策計画 41
第7節　地区防災計画策定の推進 42
第6章　調査研究 43
第1節　活断層等を含めた地盤調査 43
第2節　地盤の液状化に関する研究 43
第3節　火災防止に関する研究 43
第4節　災害予測と防災対策に関する研究 43
第5節　災害ボランティアのネットワーク化・活動内容調査研究 43
第6節　避難の安全確保に関する調査研究 43
第7章　業務継続計画（BCP）の策定・運用 44
第1節　宇治市のBCPの策定・運用 44
第2節　事業者のBCPの策定・運用 44

第3編　災害応急対策計画

第1章　計画の方針 46
第1節　計画の方針 46
第2節　予測できない事態の対応 46
第2章　応急活動体制 49
第1節　災害活動組織の設置 49
第2節　職員の活動体制 51
第3章　情報の収集・伝達 53
第1節　情報連絡体制 53
第2節　災害情報及び被害状況の収集・報告 54
第3節　災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準 56
第4節　非常無線通信等の利用 56
第4章　広報・広聴活動計画 58
第1節　広報活動 58

第2節　広聴活動 61
第5章　災害救助法の適用 63
第1節　災害救助法の適用基準 63
第2節　活動計画 64
第6章　交通規制及び警戒警備活動 66
第1節　交通規制 66
第2節　警戒警備活動 67
第7章　消防対策 68
第1節　消防署の活動態勢 68
第2節　震災消防活動 68
第3節　消火栓以外の消防水利の活用 69
第4節　応援要請 69
第8章　応援要請計画 70
第1節　他の地方公共団体等への応援要請 70
第2節　関係協力機関への連絡及び要請 71
第3節　自衛隊災害派遣要請計画 71
第4節　受入に向け必要な業務や体制の確立 73
第9章　避難誘導計画 74
第1節　避難の指示等 74
第2節　警戒区域の設定 76
第3節　避難の方法 76
第4節　避難所、避難路の指定及び安全化 77
第5節　学校等の集団避難計画 78
第6節　火災に対する避難計画 78
第 10 章　避難収容対策計画 79
第1節　避難所の開設 79
第2節　避難所の運営 80
第 11 章　特に配慮を必要とする人達の安全確保 82
第1節　高齢者、障害のある人達への配慮 82
第2節　女性・乳幼児等への配慮 83
第3節　外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画 83
第4節　避難行動要支援者の支援 84
第 12 章　救助・救急 86
第1節　救助・救急体制 86
第2節　救出の活動 86
第3節　関係機関への協力要請 87
第4節　災害救助法による救出 87
第5節　惨事ストレス対策 87
第 13 章　医療助産 88
第1節　実施責任者 88
第2節　医療及び助産の対象者 88
第3節　初動医療体制 88
第4節　後方医療体制 89
第5節　助産 89

第6節　医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法 89
第7節　医療品等の調達 89
第8節　避難者の健康対策 89
第9節　心のケア 89
第 14 章　飲料水、食料、生活必需品等の供給 91
第1節　飲料水の供給 91
第2節　食料の供給 92
第3節　生活必需品の供給 94
第 15 章　障害物の除去及び輸送路の確保 96
第1節　道路上の障害物除去 96
第2節　道路の補修 97
第3節　緊急道路啓開等協力体制 97
第4節　住宅関連の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準） 98
第 16 章　緊急輸送 99
第1節　緊急輸送手段の確保 99
第2節　輸送力確保についての協力要請 100
第3節　緊急通行車両の取り扱い 100
第 17 章　ライフライン施設等の応急復旧対策 102
第1節　電気施設 102
第2節　上水道施設 103
第3節　下水道施設 103
第4節　ガス施設 104
第5節　通信施設 105
第 18 章　公共施設等の応急復旧対策 107
第1節　公共建築物 107
第2節　公共土木施設 107
第3節　鉄道施設 108
第4節　放送施設 109
第5節　金融機関 109
第 19 章　災害ボランティアセンターとの連携 110
第1節　災害ボランティアセンターの災害時体制への移行要請 110
第2節　災害ボランティアセンターの運営 110
第 20 章　清掃・防疫等に関する対策 111
第1節　がれき処理 111
第2節　生活ごみ処理 112
第3節　し尿処理 113
第4節　防疫対策 114
第 21 章　行方不明者の捜索 116
第1節　捜索の実施 116
第2節　応援要請 116
第 22 章　遺体の取扱い 118
第1節　遺体の収容処置 118
第2節　遺体の検視・検案 119
第3節　身元不明者に対する措置 119

第4節　遺体の火葬 119
第5節　遺体の埋火葬 120
第6節　災害救助法による基準 121
第 23 章　応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理 123
第1節　被災建築物の応急危険度判定家屋等の被害把握 123
第2節　被災住宅の応急修理 123
第3節　公営住宅等へのあっせん 124
第4節　応急仮設住宅建設と供与 125
第5節　応急仮設住宅の運営管理 126
第 24 章　文教対策 127
第1節　園児、児童、生徒等の保護体制 127
第2節　避難所設置への対応 127
第3節　応急教育 128
第4節　応急保育 129
第5節　文化財の応急対策 129
第 25 章　災害支援対策本部等運用 131
第1節　災害支援対策本部体制 131
第2節　他都道府県への災害支援体制 131
第3節　広域一時滞在 132

第4編　災害復旧計画

第1章　計画の方針 133
第1節　計画の方針 133
第2章　市民の生活確保 135
第1節　公聴活動 135
第2節　災害弔慰金等の支給 136
第3節　住まいの確保 137
第4節　就業の確保 138
第5節　義援金品の配分 138
第6節　市税の徴収猶予及び減免等 138
第7節　国民健康保険料および一部負担金の減免等 139
第8節　介護保険料および利用者負担額の減免等 139
第9節　後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等 140
第 10 節　国民年金保険料の免除等 140
第 11 節　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画 140
第 12 節　文教復旧対策 141
第 13 節　被災者生活再建支援金支給計画 142
第 14 節　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業 143
第3章　激甚災害の指定 144
第1節　激甚災害に関する調査 144
第4章　産業の支援 145
第1節　中小企業の支援 145
第2節　地場産業の支援 145

第3節　風評被害対策 146
第5章　再び魅力ある宇治市にするために（再建計画） 147
第1節　基本的考え方 147
第2節　魅力ある宇治市づくり 147

第5編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章　総則 148
第1節　計画の方針 148
第2節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱 149
第2章　地域における防災力の向上 150
第1節　市のとるべき措置 150
第2節　市民等のとるべき措置にかかる対策 150
第3章　地震防災上必要な教育及び広報 152
第1節　教育・指導 152
第2節　広報 153
第4章　防災訓練 155
第5章　災害に強い安全なまちづくりの推進 156
第6章　関係者との連携協力の確保 158
第1節　広域防災体制の確立 158
第2節　防災体制に関する事項 158
第3節　南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応 159

第１編　総　　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、宇治市防災会議が作成する計画である。
宇治市における地震災害の防止のために、行政と市民が一体となった地震に強い宇治市づくりを進め、発災時においても適切な対応を図ることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。
この計画は、次の３つの内容で構成される。

１．地震災害の予防
公共施設等の耐震化を図り、地震に対する備えを進め、地震発生の際の被害を最小限にくいとめるための予防計画

２．地震発生時の応急対策
地震により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、応急的に必要な対応を行うための応急対策計画

３．震災後の復旧・再建
震災後の市民生活の安定をとりもどし、市民の自立に基づき、再び魅力ある宇治市にするための復旧・再建計画

第２節　計画の背景

平成７年１月 17 日早朝に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）は、神戸及び阪神間の近代都市に未曾有の被害をもたらした。また、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では広域災害、複合災害（地震、津波、原子力発電所事故等）への対応が課題となった。
地震発生によって、次項の図に示すように、さまざまな事象が生じ、戦後最悪の地震被害となった。これらの大震災から、われわれは貴重な教訓を得た。あのような悲惨な災害を繰り返さないために、本計画は南海トラフ地震等についても念頭におきながら、直下型地震を想定して策定したものである。
本計画を構成する３つの内容は、地震発生を考えた時系列において次頁に示すようになる。

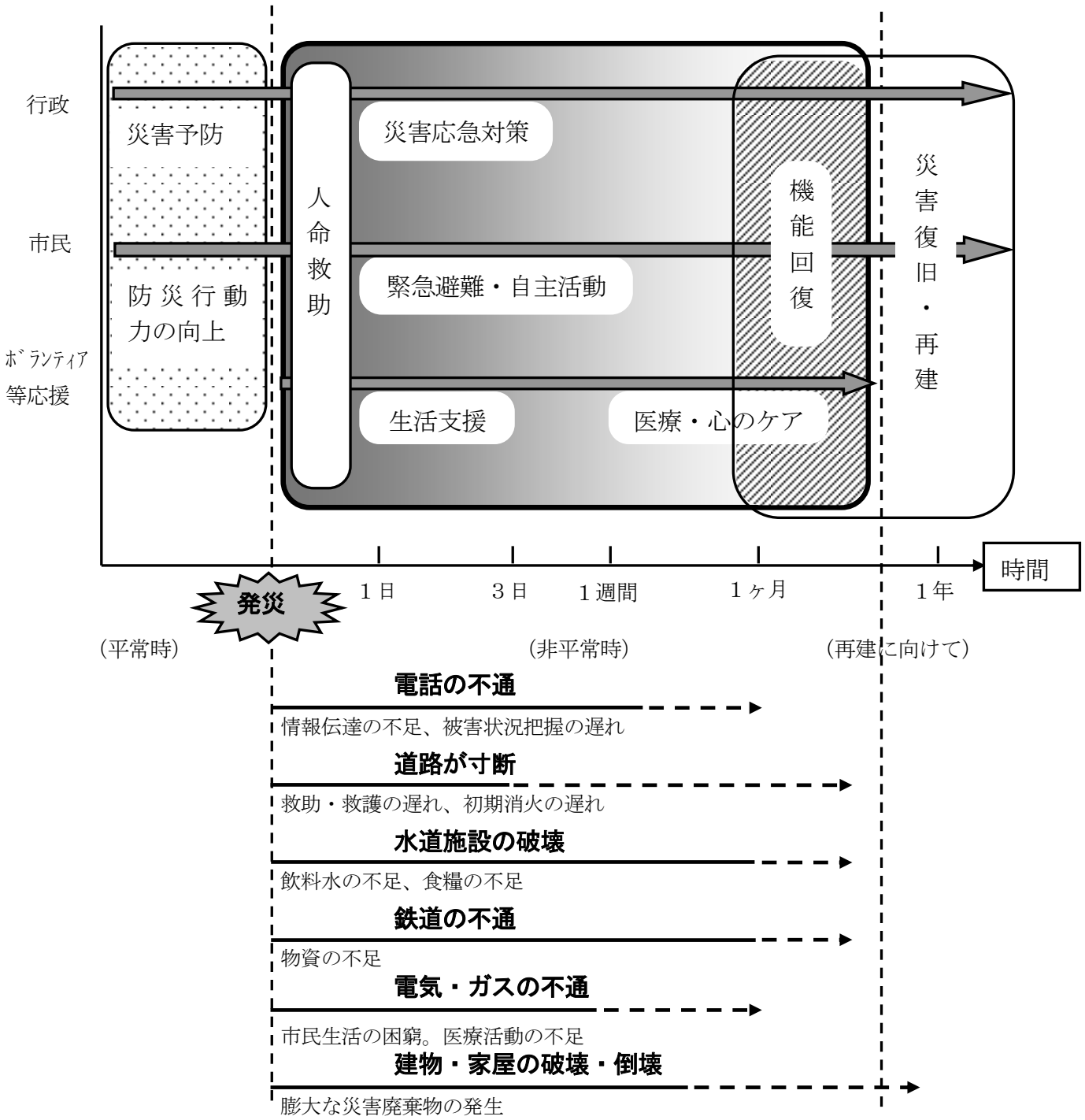

図　時系列における対応表

第３節　計画の考え方

この計画は、第１編第４章の「地震による強震度分布等の想定と被害」における市内の居住地域のすべてが震度５弱～６強の揺れを受けることを前提とする。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえたものとする。

宇治市域周辺には、「生駒断層帯」、「有馬 - 高槻断層帯」、「花折断層帯」等の活断層が確認されている。これらの活断層による直下型地震の発生が想定される。またプレートのもぐり込みによる南海トラフ地震が当地域に大きな影響を及ぼすことが予想される。

これらの地震を想定して、次の考え方に基づいて、この計画を策定する。

１．発災時に被害を最小化するための防災計画

阪神・淡路大震災に学び被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、被害を最小化するために、行政及び市民が取り組むべき、きめ細かな予防計画とする。

２．何よりも市民が生き残るための防災計画

行政が、速やかに初動体制を立ち上げることはもとより、市民一人ひとりが自分の身は自分で守るという姿勢に立ち、救援体制が整うまでの少なくとも３日間は自給できる計画とする。

３．市民・行政・企業の役割分担を明確にした防災計画

防災に関して行政が整備すべき課題、市民自身が取り組まなければならない課題、企業の役割をしっかり認識した上で、互いに協力、連携を図りながら行える計画とする。

４．自然的、社会的条件を考慮し、地域特性を生かした防災計画

宇治市内には宇治川が流れており、震災時においても宇治川による道路の分断、周辺地域の液状化等考慮した計画とする。

また、宇治市内に拠点をおく、自然災害等の防災に関する研究機関、自衛隊等と連携をとり、地震に強い宇治市づくりが図れる計画とする。

５．災害が起こっても、再び魅力ある宇治市とするための防災計画

たとえ壊滅的な被害をうけたとしても、まず市民の生活を安定させ、市民が誇りを持ち、再び魅力ある宇治市づくりができる計画とする。

以上の考え方をまとめて下図に示した。

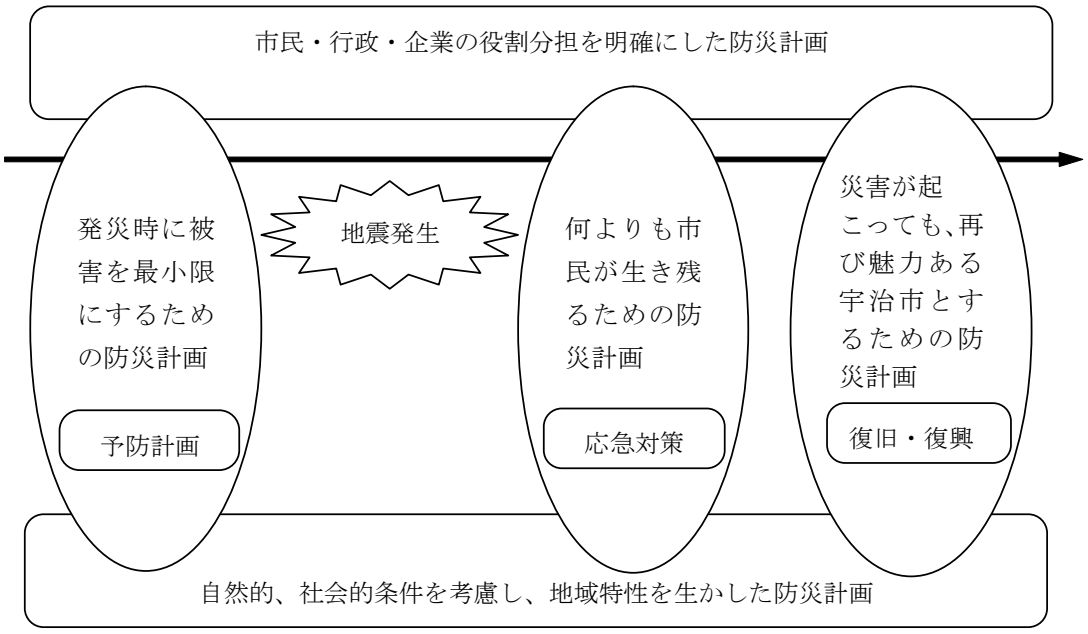

図　宇治市地域防災計画の考え方

第４節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

したがって、各機関は毎年関係のある事項について、宇治市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、そのつど）までに、計画修正案を宇治市防災会議に提出するものとする。

第５節　他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画は、平成７年度に策定した宇治市地域防災計画緊急対策指針を基礎とし、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画・震災対策計画編」及び京都南部都市災害時相互応援協定団体の地域防災計画（広域編）等、他の計画と整合を図るものとする。

第６節　計画の運用と円滑化

本計画を実効あるものにするため、本市及び防災関係機関は、防災に関して理解を深め、防災に対する能力を高めるために、次に示すそれぞれの果たす役割を確認しあい、互いに連携した取り組みが行えるようにする。

１．　行政の果たす役割として地震に強い宇治市づくり、市民サイドへの防災に関する働きかけ、発災時の初動体制の確立、発災後の種々の必要な対応などがあり、これらに対し本市は十分な機能を果たせるような取り組みを行う。また、地震防災対策特別措置法に基づき、減災目標（地震被害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標）を定めるよう努める。

２．　市民の果たす役割として住宅の耐震化、水・食料の備蓄『３日間分以上（できれば１週間分)』等の防災能力及び震災時の行動の習熟・訓練、地域における協力体制の確立等があり、市民はこれらの防災行動力の向上を高める努力をする。

３．　企業の果たす役割として従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等があり、これらに対し企業は積極的に取り組むよう求める。

第２章　宇治市の地理的現況と地震災害の記録

第１節　地理的概況

１．位　置

京都府の南端に近く、京都市の南に接する。即ち北方は京都市、東方は滋賀県大津市に接し、南方は城陽市と綴喜郡宇治田原町に、西方は久世郡久御山町に接する。

表　地域の極端

区分	東　端	西　端	南　端	北　端
緯度（北緯）	34° 56′ 05″	34° 53′ 11″	34° 51′ 29″	34° 57′ 27″
経度（東経）	135° 52′ 48″	135° 45′ 35″	135° 49′ 23″	135° 51′ 03″
所在地	東笠取中畑	大久保町田原	白川水落山	西笠取白土

２．市役所の所在地

宇治市宇治琵琶 33

東　経　135° 47′ 59″　　北　緯　34° 53′ 06″

３．地質と地形

宇治市地域の表層地質及び地形を示したのが図１－１と図１－２である。これらにもとづいた地質・地形上から宇治市を見ると、次の３つに区分できる。

（１）山地

市域の東部に位置する山地は、古生代及び中生代の丹波層群と呼ばれる泥質岩や砂岩、チャート等で構成され、硬い岩質をなしているが、一部風化の進んだところでは、崩壊のみられるところもある。

山間部は、400～600m 程度の低い山地をなしており、最高標高は西笠取の無名山の 580.0m である。この東部一帯の山間部は市域の 60%を占めている。

（２）丘陵地

市域のほぼ中央部に南北方向の活断層に沿うような形で山地と丘陵地が直線状に境界をなし、宇治川をはさんで北側と南側とも、その境界より西側に半円状に張り出す形で、丘陵地が形成されている。

（３）低地

丘陵地の西側の低地は、沖積層の砂層や粘土層からなる。丘陵地から張り出す形で扇状地を形成したり、かつて湖水であった山城盆地が木津川、宇治川等の流入土砂がたい積した後、陸化して氾濫平野をなしている。この低地で周囲 16km、面積 800ha あった巨椋池は、干拓され農地や宅地となっているが、市域で最も低い低地である。

この低地部は、地震時に震度６強が想定される強震地域（図１－１）となっており、宇治川より西側で一部液状化の危険地域（図１－２）が存在する。

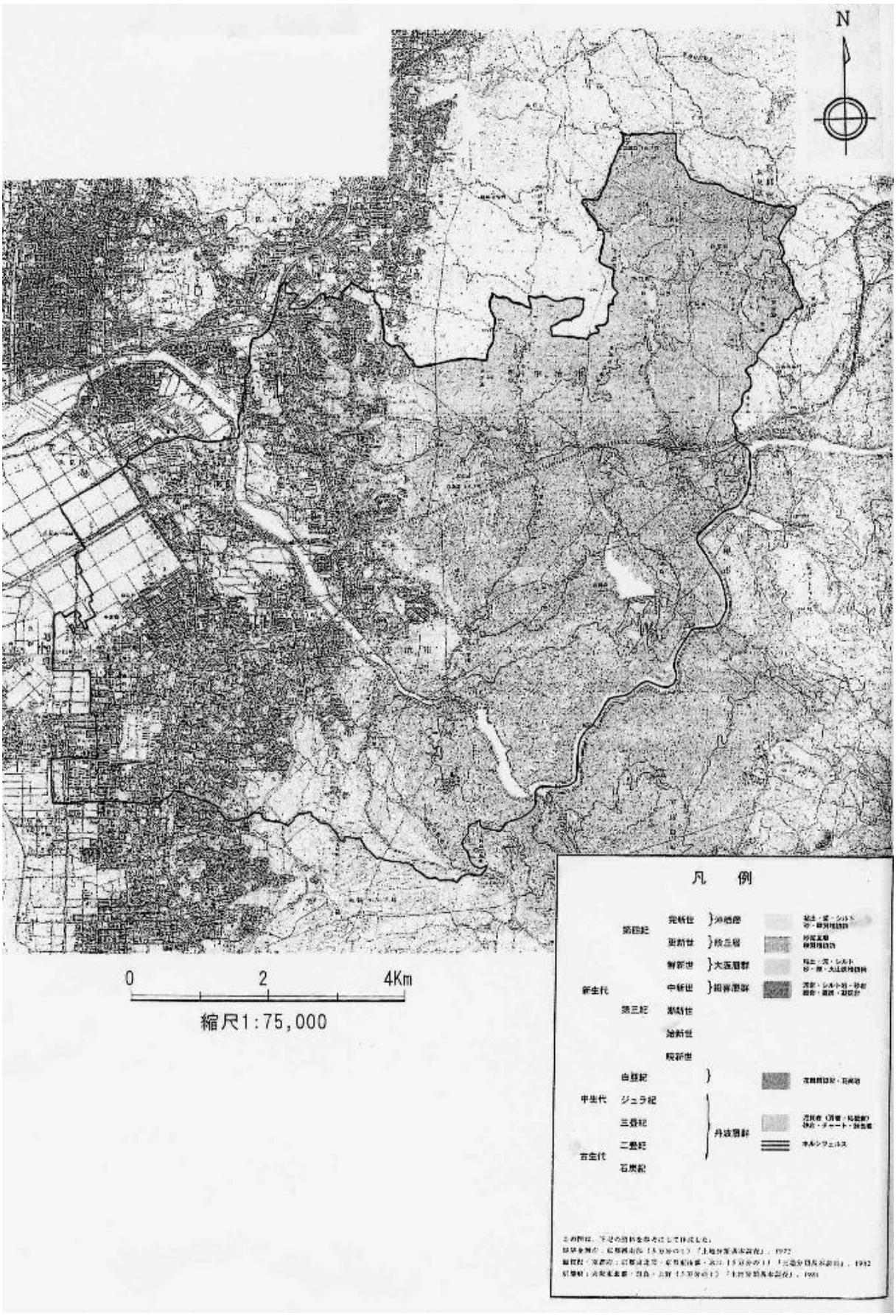
N
0
2
4Km
縮尺1:75,000
凡　例
新生代
第四紀
完新世
更新世
第三紀
鮮新世
中新世
漸新世
暁新世
中生代
白亜紀
ジュラ紀
三畳紀
古生代
二畳紀
石炭紀
丹波層群

図１－１　表層地質図

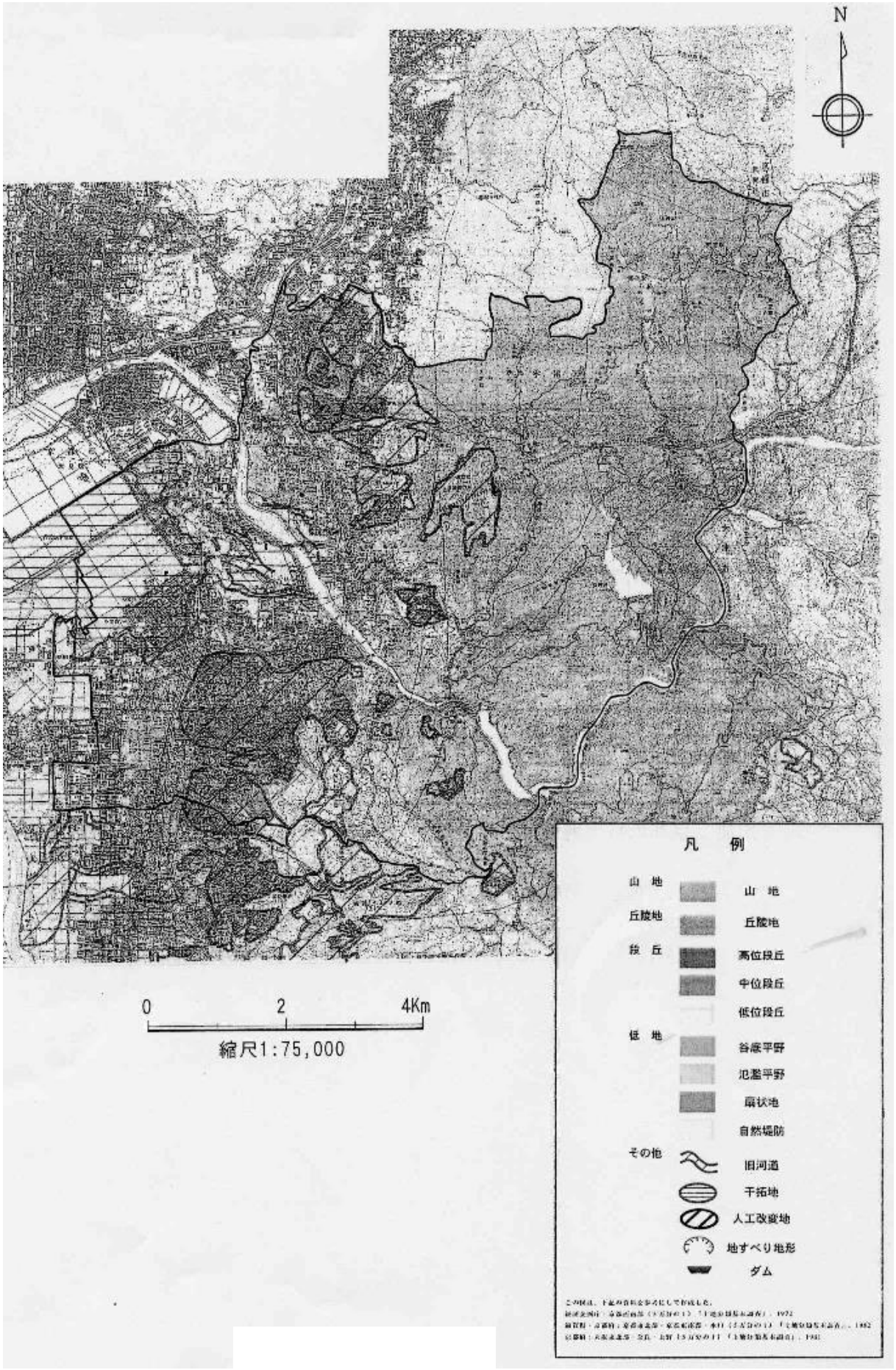
N
0
2
4Km
縮尺1:75,000
凡　例
山　地
山　地
丘陵地
丘陵地
段　丘
高位段丘
中位段丘
低位段丘
低　地
谷底平野
氾濫平野
扇状地
自然堤防
その他
旧河道
干拓地
人工改変地
地すべり地形
ダム

図１－２　地形分類図

第２節　地震災害の記録

京都周辺地域における過去マグニチュード７以上の地震は資料１－１に示すとおりである。

資料１－１　災害履歴

第３章　防災関係機関等の役割分担

宇治市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等が、防災に関して処理すべき事務又は業務は、おおむね以下のとおりである。

第１節　宇治市

表　宇治市が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
宇　治　市	１．地震対策計画の作成 ２．地震防災に関する組織の整備 ３．交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 ４．地震防災のための施設整備 ５．防災思想の普及及び防災訓練の実施 ６．自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進	１．地震情報の収集と伝達 ２．災害被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 ３．避難の指示 ４．災害の防徐と拡大の防止 ５．救助、防疫等被災者救助保護及び特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置 ６．災害応急対策 ７．消防、水防、その他応急措置 ８．被災市営施設の応急対策 ９．食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 10．災害時における文教対策 11．災害対策要員の動員 12．災害時における交通、輸送の確保 13．関係団体が実施する災害応急対策等の調整	１．復旧資材の確保 ２．被災者に対する生活支援及び相談 ３．被災企業等に対する融資等対策 ４．被災箇所及び施設の復旧 ５．再発防止の調査と対策

第２節　京都府

表　京都府が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
京　都　府 山城広域振興局 山城北土木事務所 山城北保健所 山城教育局 宇治警察署	１．地震対策計画の作成 ２．地震防災に関する組織の整備 ３．交通・情報通信等都市機能の集積に対する防災対策 ４．地震防災のための施設整備 ５．防災思想の普及及び防災訓練の実施 ６．自主防災組織の育成指導及びボランティア等自発的な防災活動の推進	１．地震情報の収集と伝達 ２．災害被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 ３．避難指示等の発令 ４．災害の防徐と拡大の防止 ５．救助、防疫等被災者救助保護及び特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置 ６．災害応急対策 ７．水防、その他応急措置 ８．被災府営施設の応急対策 ９．食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 10．災害時における文教対策 11．災害時における公安の維持 12．災害対策要員の動員 13．災害時における交通、輸送の確保 14．市町村その他の防災機関等の連絡調整、指示、あっせん等	１．復旧資材の確保 ２．被災者に対する支援 ３．被災企業等に対する融資等対策 ４．公共土木施設の災害復旧 ５．二次災害の防止の措置及び災害拡大の防止 ６．被災原因調査と防災対策

第３節　指定地方行政機関

表　指定地方行政機関が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
国土交通省 淀川ダム統合管理事務所	ダム施設の整備と放流、洪水調整に基づく防災管理 淀川の洪水予報の発表・伝達	被害状況の調査と応急復旧	被災施設の復旧
国土交通省 淀川河川事務所	淀川の水防予警報等の発表伝達の周知	被害状況の調査と応急復旧	被災施設の復旧
農林水産省 近畿農政局		災害時における主要食糧の応急供給	農地及び農業用施設等に関する災害復旧
大阪管区気象台 (京都地方気象台)	１．気象、地象及び水象の観測、予報並びに警報 ２．防災対策に関する技術的な支援		

第４節　自衛隊

表　自衛隊が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
陸上自衛隊 第４施設団		１．災害応急対策の支援 ２．人命の救助活動及び道路啓開 ３．水防及び消防活動 ４．救援物資等の輸送活動 ５．応急医療、防疫、炊飯、給水及び通信の支援	

第５節　指定公共機関及び公共的団体等

表　指定公共機関及び公共的団体等が処理すべき事務又は業務

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
城南衛生管理組合	１．地震防災のための施設整備と防災管理 ２．防災思想の普及及び防災訓練の実施	１．地震情報の収集と伝達 ２．災害の防除と拡大の防止 ３．被災処理施設の応急対策 ４．災害対策要員の動員 ５．関係団体が実施する災害応急対策等の調整	１．被災施設の復旧 ２．廃棄物の適正処理
(一財)宇治廃棄物処理公社※	廃棄物処理施設の整備と防災管理	被災処理施設の応急対策	１．被災施設の復旧 ２．廃棄物の適正処理
西日本電信電話㈱ ＫＤＤＩ㈱ ㈱ＮＴＴドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ソフトバンク㈱	電気通信施設の整備	１．緊急通話の取扱 ２．被災電話施設の応急対策	被災電話施設の復旧対策
福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱		貨物自動車等による 救助物資の輸送の協力	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
西日本高速道路㈱	高速道路の保全	高速道路の応急対策	高速道路の災害復旧
西日本旅客鉄道㈱	鉄道施設等の保全	１．救助物資及び避難者の輸送 ２．JR通信施設の確保と通信連絡の協力	被災施設の復旧対策
日本赤十字社 京都府支部		１．災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 ２．災害時における被災者の救援保護 ３．災害救助等の防災ボランティアの連絡調整	義援金品の募集配分
日本放送協会 京都放送局	防災知識の普及と予警報の周知徹底	１．被災情報等の広報 ２．災害応急対策等の徹底 ３．災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援金品の募集
関西電力㈱	ダム施設等の整備と防災管理	１．災害時における電力供給 ２．被災施設の応急対策	被災施設の復旧
関西電力送配電㈱	電力供給施設等の整備と防災管理	１．災害時における電力供給 ２．被災施設の応急対策	被災施設の復旧
大阪ガスネットワーク㈱	ガス施設等の整備と防災管理	１．災害時におけるガス供給 ２．被災施設の応急対策	ガス施設の復旧
宇治久世歯科医師会 城南薬剤師会 医療機関	医療施設の整備と避難訓練	災害時における医療救護	被災施設の復旧
巨椋池土地改良区	水門、水路等の施設の整備及び防災管理	被災施設の応急対策	被災施設の復旧
巨椋池排水機場管理協議会	たん水の防排除施設の整備	被災施設の応急対策	被災施設の復旧
京阪電気鉄道㈱ 近畿日本鉄道㈱ 京都市交通局 （京都市営地下鉄）	鉄道施設の整備	災害時における緊急輸送	被災施設の復旧
京都京阪バス㈱		災害時における緊急輸送	被災施設の復旧
学校法人	避難施設の整備と避難訓練	被災時における応急対策	被災施設の復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・再建
社会福祉法人	避難施設の整備と避難訓練	被災時における応急福祉活動	被災施設の復旧
金 融 機 関			被災者に対する復旧資金融資
京都やましろ農業協同組合 宇治市森林組合		被災施設の応急対策	共同利用施設の復旧 被災組合員への融資又はそのあっせん 生産資材等の確保、あっせん
㈱京都放送	防災知識の普及と予警報の周知徹底	１．被災情報等の広報 ２．災害応急対策等の徹底 ３．災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援金品の募集
エフエム宇治放送㈱	防災知識の普及と予警報の周知徹底	１．被災情報等の広報 ２．災害応急対策等の徹底 ３．災害拡大防止のための広報	社会事業団等による義援金品の募集
プロパンガス取扱機関	プロパンガスの防災管理	災害時におけるプロパンガスの安全供給	
石油等取扱機関	石油、ガソリン等油脂類の防災管理	災害時における石油、ガソリン等油脂類の供給	
食料品取扱機関	食料品の貯蔵におけるエネルギー確保の整備	１．備蓄食料品の放出 ２．緊急食料供給体制の確立	
建築及び住宅資材取扱機関		１．応急用仮設住宅等への建設協力 ２．仮設トイレの供給協力	住宅等建築物の復旧・再建への協力
建設業関係機関		１．水防その他応急対策への協力 ２．災害の防除と拡大防止への協力 ３．緊急道路啓開作業及び障害物除去等への協力	災害復旧・再建への協力
指定管理者	施設の防災管理と避難訓練	施設・利用者に対する 被災時における応急対応	被災施設の復旧

※（一財）宇治廃棄物処理公社：平成 25 年４月１日に財団法人から一般財団法人へ移行。

第４章　地震による強震度分布等の想定と被害

京都府地震被害想定調査においては、京都府に大きな被害をもたらすと考えられる断層地震と、海溝型地震として、東南海・南海地震及び南海トラフ地震について、各震源断層モデルが動いた場合の被害を予測している。

2024 年及び 2025 年の被害想定結果によると、11 の断層のうち「生駒断層帯地震」、「有馬 - 高槻断層帯地震」、「花折断層帯地震」の断層地震が本市域に大きな被害をもたらすことが予想されている。また、海溝型地震のうち、大きな被害が予測される南海トラフ地震については、「第５編南海トラフ地震防災対策推進計画」で示している。

本計画では、本市に大きな被害をもたらすと考えられる上記３断層が破壊した場合の強震動予測を採用し、その最悪のシナリオを想定した防災計画を考えるものとした。

第１節　強震度分布

想定地震に対する本市域内の震度は、下表に示すように、いずれの想定地震においても最大で震度６強の分布となることが予想される。

表　震度分布

	生駒断層帯地震	有馬 - 高槻断層帯地震	花折断層帯地震
震度分布予測	震度５弱～６強	震度５強～６強	震度５強～６強

（出典）「京都府地震被害想定調査結果（2024 及び 2025）」

資料３－１　生駒断層帯地震・有馬 - 高槻断層帯地震・花折断層帯地震震度分布図

（また、国において新たに「南海トラフ巨大地震」に係る震度想定が発表され、本市においては最大震度６強と想定された。）

第２節　地形、地質との関連と災害特性

一般的に低位段丘や沖積低地は、地震動の増幅が生じ建物等の大きな被害が予想される。また、丘陵地における造成地の盛土部分では、大きな被害が見られることも考えられる。

これに加え、阪神・淡路大震災では、六甲山南側の丘陵地及び低地で震災の帯と呼ばれる震度７の帯状の被害地域が示され、基盤の構造からくる地震動が増幅する焦点化現象が注目され、地形や地質の特徴が六甲山南側と類似の可能性も考えられるため、同様の被害も想定しなければならない。

液状化の危険地域は、３断層共に宇治市西部に集中している。

また、山地部では斜面崩壊が多発する可能性があり、笠取地域は斜面崩壊による道路等の遮断で孤立することが想定される。

市域の道路は総じて狭あいであり、橋梁も架設年代の古いものが多く、市域が宇治川で分断されるとともに、障害物で道路が遮断されることが想定される。

第３節　被害の想定

地震によって発生する被害は、建物の倒壊、火災、それに伴う人的被害、道路・橋梁、電気・通信・ガス・上下水道などのライフライン施設など多くの範囲にわたる。京都府が実施した被害想定調査によると、想定地震に対して下表のような被害が発生することが予想される。

なお、南海トラフ地震の被害想定については、第５編南海トラフ地震防災対策推進計画に記載する。

表　想定地震による被害想定結果

	生駒断層帯 地震	有馬－高槻断層帯 地震	花折断層帯 地震
全壊（棟）	2,975	2,690	2,627
半壊（棟）	7,468	7,340	7,712
焼失建物（棟）	994	762	734
死者数（人）	134	119	147
負傷者数（人）	1,509	1,442	1,726
発災直後（人）	11,273	9,836	9,562
1週間後（人）	20,451	19,342	18,411
1ヶ月後（人）	15,308	14,011	10,641

（出典）「京都府地震被害想定調査結果（2024及び2025）」

１．建物の被害

2024年及び2025年の被害想定結果によると、想定される地震によって、最大で約1.1万棟の建物に、全壊、半壊及び焼失の被害が予想され、本市の建物棟数（約7.7万棟）に対して約14%におよぶ結果となった。

また、全壊棟数は、約３千棟となり、本市の全建物に対し約４％の全壊率となった。

２．火災の発生

阪神・淡路大震災では、出火後１時間強の間に神戸市中央区、長田区、芦屋市において１万世帯あたり約２件の出火があったとされている。これを、本市の世帯数（約８．２万世帯）で考えると、市内で16件の火災が発生することになる。

2024年及び2025年の被害想定結果は、出火率が最も多くなると考えられる冬の夕方に地震が発生した場合の焼失建物数を求めている。その結果、生駒断層帯地震で最も多い994棟となる。いずれの想定地震でも数百件の炎上出火が予想されるという結果となり、同時多発火災の発生による市街地大火の発生が懸念される。

３．死傷者の発生

花折断層帯地震については、約150人の死者が発生し、1,700人以上の負傷者が発生するという結果である。本市の人口約17万人に対する割合でみると、死者率（0.1%）、負傷者率（1.0%）となる。

阪神・淡路大震災では、6,400名を超える死者数の約90%が建物や家具などの倒壊による圧死と言われている。本計画の想定地震においても約 15%の建物全壊に伴い、多くの市民が被害にあう可能性がある。

なお、本計画では、これらの多数の死者や負傷者数が発生することを前提として、救出・救助計画や救急・救護計画等を策定する必要がある。

４．避難者の発生

発災直後の避難所への避難者数は、最大 1.1 万人程度、発災から１週間後の避難者数は、最大 2.0 万人程度発生すると予想されている。

2024 年及び 2025 年の被害想定結果ではこれまでの災害をもとに、発災直後、１週間後、1 ヶ月後の避難者数が算出されており、いずれの場合でも、これらの避難者に対する大容量の避難所や、大量の飲料水や食料、生活必需品等の物資の需要が発生することを示しており、本計画では、これらの想定値をもとに、避難収容計画や物資等の確保・輸送・供給計画等を策定する必要がある。

第２編　災害予防計画

第１章　計画の方針

第１節　計画の方針

災害予防計画は、地震による災害を未然に防ぎ、被害を最小限にするための施策を平常時において行うことを目的とする。また、地震が発生した場合には、被害の拡大を防ぎ、被災者を救援し救護するための行動が、ただちに起こせるように、平常時において備えておくべきことの充実を目的とする。これらのために、次の６つのことを基本的な方針とする。

（１）　災害予防における行政の取り組み、市民の取り組みをそれぞれ明確に示し、さらに、行政と市民の連携した行動が図れることをめざす。
（２）　地震に強い宇治市づくりのため、行政において防災意識の向上を図り、発災時の備えの多方面の充実を図れるものとする。
（３）　震災発生時に、人的、物的被害を最小限に抑えるため、施設・構造物等の耐震化を進めるとともに、火災の被害から守る手だての充実を図る計画とする。
（４）　市民及び企業が地震防災に対して、意識と備えの向上を図ることをめざす。
（５）　地震に強い宇治市をめざし、宇治市に拠点のある京都大学防災研究所をはじめとした自然災害等の防災に関する研究機関と連携した取り組みを重視した計画とする。
（６）　災害予防、災害予測、被害想定等、震災対策の調査・研究を押し進め、その成果が常に計画にフィードバックできるようにする。

以上の考え方をまとめて下図に示した。

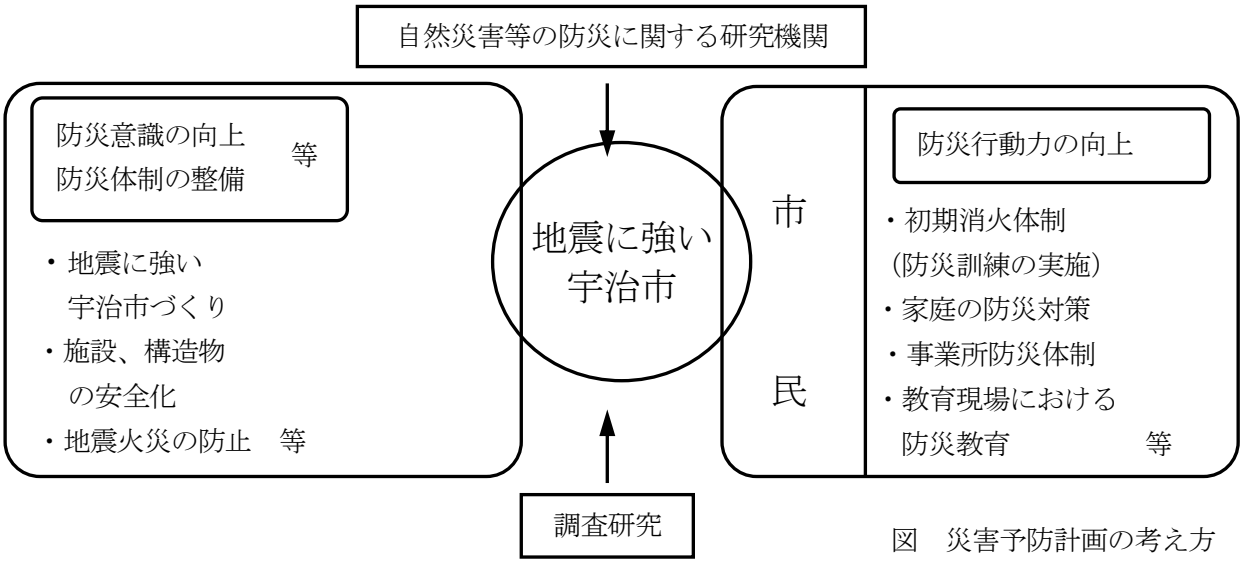

図　災害予防計画の考え方

第２節　地震防災緊急事業五箇年計画による推進

地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第２条第１項の規定に基づき、地震による災害から市民の生命、身体及び財産の保護をするため、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて策定された「第１次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成８～12 年度）、「第２次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成 13～17 年度）、「第３次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成 18～22 年度）及び「第４次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成 23～27 年度）及び、「第５次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成 28～32 年度）に引き続き「第６次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（令和 3～7 年度）、地震防災対策の充実・強化を図る。

第２章　地震に強い宇治市づくり

本市には、自然災害等の防災に関する研究機関、陸上自衛隊の駐屯地、補給処などが所在し、震災時はもとより、地震災害予防時においても、協力の体制を図っていくことができる環境にある。

安心して住める宇治市、地震に強い宇治市づくりを進めていくためにも、上記の機関との連携が必要である。

また、宇治川が市の中央部を流れ、干拓地を有しているという地域性は、震災により、本市が東西に分断される可能性や軟弱地盤による地震動の増幅で被害拡大の危険性を有している。

本章では、本市の地域性を考慮に入れた取り組み事項と緊急度の高い事項について定める。

宇治市づくりにおける自然災害等の防災に関する研究機関との連携を下図に示した。

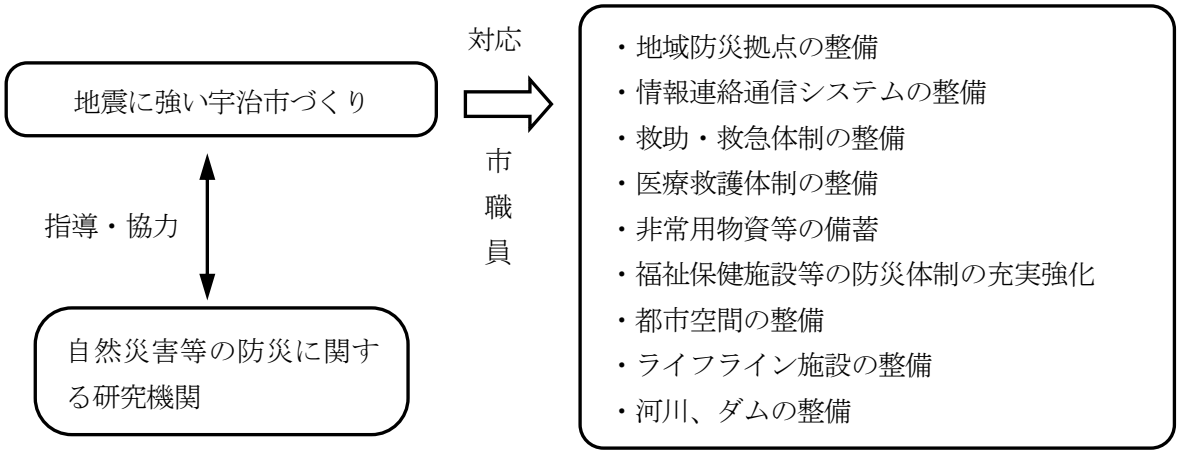

図　地震に強い宇治市づくりにおける自然災害等の防災に関する研究機関との連携

第１節　自然災害等の防災に関する研究機関との連携

担当	市	危機管理室

本市に拠点のある京都大学防災研究所をはじめとした自然災害等の防災に関する研究機関と連携を図り、市民の防災行動力の向上と市行政の防災能力の向上を図る。

１．防災に関する市民講座の開催

自然災害等の防災に関する研究機関の協力を得て、災害や防災に対する持続的な意識の高揚を目的とし、地震・防災に関する講座、発災時の行動に関する講座等を開催する。

２．調査研究

本市が防災に関する調査研究を進めるにあたり、必要に応じ協力を求める。

（調査研究事項は、第２編第６章参照）

第２節　職員に対する防災教育

担当	市	危機管理室、全部局

本市職員及び防災関係業務に係わる職員に対して、防災知識の普及・啓発に努める。

１．普及・啓発の内容

（１）　地震の基礎的な知識の習熟

地震発生のメカニズム、本市を含めた近隣地域の活断層の実態等、知識の習得を行うとともに、本市に被害をもたらす地震の可能性を認識し、防災の意識づけを図る。

（２）　実動マニュアルの作成及び各職員の役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な実動マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚を図る。なお、実動マニュアルは、本部事務局の指示に従って各班において作成する。

２．普及・啓発の方法

（１）　職員研修の充実

防災活動、応急対策活動についての職員研修を行う。また、防災に関する知識普及を図るための講習会、講演会を実施するとともに、防災関係機関等との交流を行う。

（２）　訓練の実施

災害時における防災活動の円滑な実施のため、防災関係機関、町内会、自治会、自主防災組織等と総合防災訓練を行う。また、初動対応等の訓練とともに図上訓練も定期的に実施する。

第３節　地域防災拠点の整備

担当	市	都市整備部

１．地理的条件を考慮した地域防災拠点の整備

震災時における橋の崩壊等により、本市域が宇治川により東西に分断される可能性が考えられる。そのため、市役所の他に、宇治川を境にして東宇治地域と、西宇治地域に、それぞれ、広域避難場所等を兼ねた地域の防災拠点の整備を図る。

２．地域の防災拠点

東宇治地域･･･黄檗公園

西宇治地域･･･西宇治公園

山城総合運動公園（※京都府にて広域防災活動拠点として位置付け）

３．地域の防災拠点の想定

・災害対策本部又は現地対策本部
・広域避難場所
・物資集積場所
・応援部隊の集結場所など

４．対策本部及び地域拠点の職員の構成

震災時においても、職員の参集が容易にできる職員構成に努める。

５．対策要員の宿泊施設の整備

対策本部等の要員が、発災後に連続して対応できるように宿泊施設の整備を図る。

第４節　情報連絡通信システムの整備

担当	市	危機管理室、政策企画部

震災時には、通信の損傷等情報伝達手段に各種の被害が予想される。的確に被害状況を把握し、迅速に応急対策を図るため、多重化された効率的な情報伝達の経路やシステムを構築する必要がある。伝達手段として、通常の通信以外に防災無線、携帯電話、衛星を利用した電話、パソコン通信、インターネットなどの活用が考えられ、複数の情報連絡手段の整備を図る。

また、震災時の状況把握を迅速に進めるため、公共施設屋上のナンバーリングの整備、予防段階における被害予測に努める。また、災害発生時被害状況の全容を可及的速やかに把握するために、Web－GIS（地理情報システム）を活用した、被災情報、災害対応状況等の情報を庁内関係者間で共有することができる体制整備を図る。

また、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

１．情報システム

（１）　災害情報システムは、可能な限り近隣市町と共通するシステムで確立する。

（２）　近隣市町を結ぶ専用の通信システムの確立に向け、通信資機材の整備を図る。

２．情報システムの運用

（１）　災害時の情報システムを確保するため、書類様式の共通化を進めるとともに通信機材等の運用マニュアルを作成する。

（２）　関係者の機器の操作の習熟を図り、定期的に点検及び実践的通信訓練等を実施する。

３．情報システムの安全対策

震災時においても対応できる情報設備基盤（通信設備、情報処理設備）の整備を図る。

４．緊急地震速報の実施及び実施基準等

（１）　気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

（２）　京都地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

第５節　救助・救急体制の整備

担当	市	消防本部

震災時には、火災、建物等の倒壊、橋梁等の損壊、ブロック塀や電柱の倒壊、窓ガラス、看板等の落下物、エレベーター閉じ込め等により、救助、救急を必要とする事象等の同時多発が予想される。さらに、都市構造の近代化に伴い、その救助、救急事象もますます複雑、多様化している。

これらの救助・救急には、主たる役割をもつ常備消防や消防団だけでなく、警察、自衛隊、地域住民等の一致した連携と協力が求められ、そのためには、資機材の整備、充実とともに救助・救急体制の整備、業務の高度化を図ることが必要である。

１．救助・救急資機材の充実及び整備

震災時に、災害現場で被災者を的確に救出、救護するためには、装備資機材の充実が必要である。

（１）　消防に関する救助・救急装備資機材を年次計画により順次整備を図っていく。

（２）　消防団の消火用資機材及び応急救護用資機材を整備・充実する。

（３）　道路障害等により救助隊が現地に短時間で到着できない事態に備え、地域住民の自主防災組織による第１次救助活動に必要な救助資機材の整備を図る。

（４）　広域防災連絡会を構成する各市町の装備の状況を把握し、必要な場合は相互応援体制がとれるようにしておく。

２．緊急時の機動力の確保

震災時の道路の損傷、渋滞及び電話回線の不通に対応して、住民に対する広報、救護活動、避難誘導等が迅速に行えるよう、緊急時の機動力の確保を図る必要がある。

（１）　初動体制の整備

住民の避難誘導や道路の渋滞時の救助・救護活動に備え、無線機や広報マイク、簡易携帯資機材等を拠点ごとに配備し、機動力の確保に努める。

（２）　水害地用等の救助資機材の整備

洪水時等の地震により万一の浸水被害も考えられるため、消防署・消防団器具庫等に救命ボート等の水害地用救助資機材の整備を図る。

３．救急活動の充実

震災時には、同時多発的に救急活動を要する場面が予測され、負傷者の救命や症状の軽減を図るためには、迅速・的確な救急活動が必要である。

また、救急体制不足の場合には、関係機関に対して協力要請できる体制を確立しておく。

（１）　救急医療情報システムの活用

広域の後方医療機関の診療科目、収容状況等を把握し、救急内容に応じた病院の選定などが的確に行える京都府救急医療情報システムの活用に努める。

（２）　救急業務の高度化

ア．　負傷者の救命率を向上させるために、救急救命士制度の充実を図る。

イ．　高度な救急処置が可能な資機材及び高規格救急車の整備を図る。

（３）　京都府等への支援要請

必要な場合は京都府及び近隣市町に対し支援を求める。

資料１－25　消防情勢の現況

第６節　医療救護体制の整備

担当	市	危機管理室、健康長寿部、消防本部

震災時には、建物の倒壊や家具類の転倒等により多数の死傷者が発生する一方、各医療機関においても停電、断水等により著しく医療機能が低下することが予測される。負傷者の応急医療を迅速・的確に行うため、応急医療体制の整備が必要である。

医療救護は、直接人命にかかわる問題であり、初動医療体制や後方医療体制等における救護計画や患者受け入れ計画等のソフト面の充実も含め、平常時から医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

１．初動医療体制の整備

震災により負傷した人々に対しての応急処置、軽傷者等に対する医療及び重傷者の後方医療機関への転送などの初動医療は、市において整備する部分と広域的に整備が必要な面とがあり、連携をとった体制の整備が必要である。

（１）　初動医療救護

宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会、山城北保健所、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班の編成や派遣、救護所の設置などの災害時医療救護計画を策定し、医療活動が円滑・効率的に行えるよう整備を図る。

（２）　医薬品・資機材等の整備

ア．市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。

イ．市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。

（３）　広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）による医療情報の把握

市は、被災地域外の関連機関による初動医療体制の構築、迅速・的確な救急・救護・医療活動ができるよう、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用し、各医療機関の被災状況の情報収集及び避難所・救護所の情報等の共有に努める。

２．後方医療体制の整備と搬送体制の強化

震災時に、多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要が生じた場合に備え、医療情報システムを有効に利用し、適切な搬送手段の整備を図る。

（１）　重傷者の搬送計画

医療関係機関と協力して、本市域における空きベッド情報の共有とともに、後方医療機関とのネットワーク化の推進を図る。

（２）　ヘリコプター緊急離発着場の整備

ヘリコプターの離発着が可能な場所を把握し、緊急時の輸送に備え、拠点となる場所の整備を図っていく。

（３）　災害時医療従事者の養成

限られた医療資源（医療業務従事者、薬品、資機材等）で、短時間に多数の傷病者を円滑に診察するため、医師及び看護師をはじめとする医療救護班員に対する研修及び災害時医療従事者の養成を医療機関に求める。

３．心のケア対策の整備

震災に伴う心のケア対策として、身近に相談できる相談員の育成を図る。

資料１－６　市内の医療施設一覧

第７節　非常用物資等の備蓄

担当	市	危機管理室、公営企業上下水道部、教育委員会

震災時に市民の生命を維持する上で、必要な飲料水、食料、生活必需品については、個人で備蓄することを要請しているが、想定される非常時に対応するため、本市も一定の備蓄を図る。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合について、京都府と調整を行い、適宜見直しを行うものとする。

１．飲料水、食料、生活必需品の備蓄

市域をいくつかに分けた防災拠点を中心として、飲料水、食料（乾パン、アルファ米、粉ミルク等）、生活必需品（毛布、高齢者・乳幼児用のオムツ、生理用品等）について備蓄を図る。

河川水や井戸水等を飲料水として活用しなければならない事態も考え、ろ過装置の整備を検討する。市内で個人又は事業所が所有している井戸を災害時に市民に生活用水として提供できるよう「災害時給水用井戸」として登録井戸の確保を図り、登録状況をホームページに掲載し定期的に更新する。

２．簡易トイレ等の備蓄

避難者が集中する学校施設等でトイレの使用不能の事態の発生が考えられるため、簡易トイレやマンホールトイレについても備蓄を図り、発電機や間仕切り等と合わせて避難所に最低限必要な資機材が配置できるように、拠点ごとに整備を図る。

資料１－39　防災備蓄倉庫

第８節　保健福祉施設等の防災体制の充実強化

担当	市	福祉こども部、健康長寿部

自立避難が困難な人々が生活する保健福祉施設等においては、災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、適切な防災行動を取れない状況が想定される。

各施設においては、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、防災マニュアルの作成を図る。防災訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけておくようにする。

１．防災体制

（１）　防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努める。

（２）　施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

２．防災訓練

（１）　消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。

（２）　防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導するとともに支援を行う。

３．自主防災組織等との連携

被災の程度によって、施設内が混乱したり、救援に多数の人手を要する事態も考えられるため、地域の自主防災組織、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立しておく。

第９節　都市空間の整備

担当	市	建設部、都市整備部

地震に強い宇治市づくりにあたって、延焼遮断帯、オープンスペースの整備は、火災の延焼を防

ぎ、避難者の安全確保のために、骨格となる部分である。これらの整備は地震に強いまちづくりの鍵となる。

１．延焼遮断帯の整備

地震による大火を防止し、避難路を確保するため、道路の新設・拡幅、河川の改修等延焼遮断帯となる整備を図る。

２．オープンスペースの整備

地震時の避難者の安全確保や火災の延焼阻止、一時集合場所、地域防災活動拠点としても活用できる公園、グランド、緑地等のオープンスペースの整備を図る。

第 10 節　ライフライン施設の整備

担当	市	危機管理室、産業観光部、人権環境部、公営企業上下水道部
	関係機関	各事業者

震災時における電気、上下水道、ガス、通信などのライフライン施設はきわめて重要であり、これらの被災の程度は、応急対策を迅速に進めるための決め手となる。

震災時におけるライフラインの被害を最小限にとどめるため、耐震化の整備（液状化対策を含む）を図っていく必要がある。

また、災害時において、本市と各ライフライン業者との協力した取り組みが迅速な復旧活動につながることから、必要に応じて本市が統合的な調整を行えるように体制を整えておく。

１．電気施設防災計画（関西電力㈱、関西電力送配電㈱）

災害の予防のための各種施策は、関西電力㈱および関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

電気施設の耐震化、安全化を図り、震災時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

（１）　関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、設備の管理、維持を行い、地震発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

（２）　本市及び関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、総合防災訓練などを通して震災時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

２．上下水道施設防災対策

上下水道施設の耐震化、安全化を図り、震災時における上下水道を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立しておく必要がある。

（１）　管渠の材質や継手の構造等の耐震性強化を図り、震災時においても機能が維持できるように努める。

（２）　供給処理施設等については耐震診断を実施して、必要に応じて耐震性強化を図る。

（３）　復旧に必要な管・弁類の材料は、保有し確保しておくとともに、不足する資器材についてはメーカー、他都市などから調達できる体制を整備しておく。

３．ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク㈱）

（１）　基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害

を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

（２）　計画の内容

ア．　防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

イ．　ガス施設対策

（ア）　ガス製造設備

新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

（イ）　ガス供給設備

a.　新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

b.　二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

c.　地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

ウ．　その他防災設備

（ア）　検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置している。

a.　地震計

b.　ガス漏れ警報設備

c.　圧力計・流量計

（イ）　連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

（ウ）　資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

エ．　教育・訓練

（ア）　防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

（イ）　防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年１回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

オ．　広報活動

（ア）　顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

（イ）　土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

４．通信施設防災計画（西日本電信電話㈱等の電気通信事業者）

災害の予防のための各種施策は、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

通信施設の耐震化、安全化を図り、震災時における通信手段の確保を図るとともに、被災した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

（１）　西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐火構造化を図り、予備電源設備の設置等を行い、地震発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

（２）　本市及び西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して震災時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

５．鉄道施設防災計画（西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄））

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

（１）　西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、橋梁の維持・補修及び改良強化、建物の維持・補修、通信設備の維持・補修等を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

（２）　本市及び西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、平常時から通信施設業者と情報交換を行い、総合防災訓練などを通して災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

６．廃棄物処理に係る防災体制の整備

一般廃棄物処理施設の不燃堅牢化に向けて城南衛生管理組合等と協議するとともに、災害時における廃棄物処理に係る防災体制を確立しておく。

（１）　一般廃棄物処理施設の不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

（２）　近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制の整備を図る。

第 11 節　河川、ダム等の整備

担当	市	危機管理室、建設総括室、建設部

本市には、宇治川をはじめ数多くの宇治川に合流する河川が存在し、山間部には、天ヶ瀬ダム、喜撰山ダムがある。

地震の発生により、河川堤防、ダムが決壊した場合、被害が大きく増幅されるため、日常の保守管理における安全化と耐震化を関係機関に対して要請する。

ダム諸元一覧を資料３－２に示す。

資料３－２　ダム諸元一覧

１．河川施設等整備

河川は、火災時には消火用水として利用でき、河川そのものが防火帯としての役割も果たす。

このため緊急時の生活用水としても利用でき、多機能に対応できるよう整備を図る。

（１）　河川堤防の整備

河川堤防の耐震性の診断と耐震性の向上を関係機関に要請する。

（２）　ため池等の強化

決壊した場合に被害が予測されるため池等については、耐震性の診断と補強を求めていく。

２．ダム施設整備

ダムは、常時貯水されているため、日常の保守管理の徹底と老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見し補修する必要がある。

気象に関する予警報及び地震情報の受信とともに、地震発生時の警報伝達体制の整備を図る。

また、高水時の地震発生を想定し、すべてのダムの耐震性の診断と耐震性の向上について関係機関に要請する。

第 12 節　市街地等の再整備

担当	市	建設部、都市整備部

本市には、木造住宅の密集地域や緊急車両が入り込めない地域も存在しており、大地震発生時には、甚大な被害が生じることが予測される。

住宅密集地における道路の拡幅、オープンスペースの確保、木造住宅の不燃建築物への建替えや耐震化等の整備を図る必要がある。

市民の意向を十分に踏まえ、市民自らの手による安全な街づくりの気運を高めるとともに、行政と市民の協調により多様な手法と諸制度を活用し、ハード、ソフトの両面から安全で快適な街づくりを目指す必要がある。

１．建築物の耐震性向上と不燃化の促進

（１）　「宇治市建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震時に被害が大きくなると予測される昭和 56 年以前に建設された老朽木造住宅やマンションについて、耐震性の強化を指導するとともに、国や京都府の耐震診断事業を勘案した耐震診断事業を実施する。また昭和 56 年以前に建設された老朽木造住宅については、国や京都府の耐震改修事業を勘案し、耐震改修工事への支援及び耐震シェルターの設置による減災化への支援を実施する。

（２）　昭和 56 年以前に建設された非木造住宅及び特定建築物について、耐震化、不燃化を図るため、公的な支援方法について検討する。

（３）　地震に対して比較的強い住宅地についても、さらに防災機能の向上を指導する。

（４）　避難路沿いの建築物の耐震化、不燃化の促進を指導する。

（５）　延焼遮断帯となる道路の沿道建築物の不燃化の促進に努める。

（６）　不燃化及び安全性確保の一環として、植栽による緑化を促進する。

２．市街地等の再整備計画

密集市街地については、次の手法を活用するなどして面的な再整備を促進する。

（１）　土地区画整理事業
（２）　市街地再開発事業
（３）　新たな再整備の取り組み

３．強震地域・液状化危険地域の防災性の向上

京都府地震被害想定調査報告書における液状化危険地域上の建物については、地震による多大な被害が予測されるため、建築物の防災性の向上に向けた取り組みをすすめる。

ア．　埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図る。
イ．　施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。
ウ．　住宅・宅地の液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、市民への適切な情報提供等を図る。

４．開発地域の防災性の向上

（１）　市域内における開発にあたっては、無秩序な市街化を未然に防止するとともに、道路や公園等の都市基盤整備を先行又は並行して行うように努める。
（２）　強震地域・液状化危険地域で行われる開発については、災害に強い基盤整備を図るように指導の強化に努める。

第 13 節　関係団体との協力体制

担当	市	危機管理室、産業観光部、福祉こども部、健康長寿部、建設部

発災時に生じるさまざまな事態に対応して、関係団体等の支援・協力が必要になる。そのため、支援・協力を要請しなければならない関係団体に対して、あらかじめ協力体制の整備を図るとともに、必要な事前協定を結んでおく。

１．医師会等関係機関との協力

災害発生時に適切な医療救護活動を行うため、宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会と災害時の医療救護活動についての協定を締結し、医療救護班の編成や派遣、費用に関する内容について取り決めておく。

２．建設業協会等との協定

災害時の救助活動に対する機材の提供、道路・河川等の損壊にともなう応急修理、道路啓開等を迅速かつ円滑に行うため、建設業協会等と災害時の応急対策業務に関する協定を締結し、建設資機材と労働力の提供を受け、作業が速やかに行えるようにしておく。また、道路啓開については、その作業を行うべき路線について定めておく。

３．流通業者等との協定

災害時において、被災者への適切な緊急物資の供給を行うため、流通業者等と災害時の物資の供給活動について協定を締結し、備蓄物資、緊急食料供給体制等に関する内容について取り決めておく。

第３章　施設・構造物等の安全化

発災時において、人的被害を最小限に抑えるためにも、施設・構造物等の安全化は、きわめて重要である。この安全化のための施設・構造物等の耐震性の強化は、二次災害を未然に防ぎ、避難路の安全確保等のためにも大切である。

また、本市には世界遺産も含め文化財が多く存在しており、貴重な遺産を震災から守り、後世に伝えるため、可能な限りの震災対策を施していく必要がある。

本章では、道路、橋梁、建築物等の耐震化、がけ・擁壁等の崩壊防止に関する安全化及び文化財の災害予防について定める。

第１節　道路、橋梁等の整備及び耐震化

担当	市	産業観光部、建設部、都市整備部

道路、橋梁は、住民の日常生活や生産活動を支える輸送等の交通の機能だけでなく、震災時には、救援・救護、消防活動、避難等の動脈となり、また火災の延焼を防止する延焼遮断帯となるなど、多様な機能を有している。

震災によって道路、橋梁等が損壊した場合、与える影響が大きいため、それらの整備及び耐震性強化を図ることは重要である。

１．道路の現況

道路の現況を資料１－３に示す。

資料１－３　道路の現況

２．道路の整備

道路は、多様な防災機能を有しており、震災時にその機能が低下しないように整備を図る。

（１）　重要道路の整備

ア．市域内で緊急啓開を要する重要道路を選定し、防災上の課題を抽出する。

イ．課題のあった道路については、年次的な計画を作成し、防災性の高い道路の整備を進める。

ウ．防災上重要な道路については、沿道の建築物の耐震性を診断し、耐震性の向上に向けた取り組みをすすめる。

（２）　都市計画道路等の整備

防災性の高い道路を優先して整備を進める。

（３）　新設道路の検討

防災上、新設が望まれる道路については、整備を進める。

３．橋梁の整備

橋梁は、震災時に重要な役割を果たすため、国道、府道について、重要道路の橋梁を優先して、耐震性の診断とその強化を求める。

市道の橋梁については、重要度の高いものを優先して耐震性の診断を行い、耐震性の強化を図る。

第２節　道路交通の安全対策

担当	市	人権環境部、建設部、都市整備部

地震時に交通の混乱を最小限にとどめるため、必要な整備を進める。

１．自動車交通に対する対策

（１）　地震時の交通混乱を防ぎ、様々な緊急活動に対応した交通規制と交通管制システムの確立を各関係機関と図っていく。

（２）　災害発生時に緊急通行車両等であることの確認を迅速に行うため、災害が発生した場合に、災害対策基本法に規定する緊急通行車両及び大規模震災対策特別措置法に規定する緊急輸送車両として使用される予定の車両については、あらかじめ当該車両の本拠地を管轄する警察署に届け出て標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。

（３）　地震後の交通規制が速やかに行えるように主要道路における交通情報を統一管理し、市民に交通規制の状況を逐一知らせる広報体制づくりの推進を各関係機関と図っていく。

２．窓ガラス等落下物の安全化

道路沿いの建築物の窓ガラス、ビルの外装材、看板等が地震時に落下した場合、交通障害となるとともに、避難において市民に危害を及ぼすため、その危険性について調査を行い、必要に応じて補強を求める。

３．自動販売機等の転倒防止

発災時の転倒による交通障害や歩行者への危害防止のため、自動販売機の転倒防止を指導する。

第３節　建築物・公共施設等の安全化

担当	市	建設部、都市整備部

建築物は新築時において、防災拠点となる公共建築物の耐震性を高めるとともに、多数の市民が利用する建築物については、より安全性をもった設計や建設を行うよう指導する。

また、現行の耐震基準に適合しない既存建築物については、京都府建築物耐震改修促進計画を踏まえ、宇治市建築物耐震改修促進計画により、その用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断、耐震改修の促進を図る。

１．公共の建築物

（１）　避難施設等の耐震性の確保

緊急時において、地域防災拠点としてまた避難施設として使われる公共施設については、新築時から施設の重要度に応じて耐震性の確保を図るとともに、建築後定期的に検査を行い、必要に応じて改修を実施する。

（２）　既存施設の対策

建築物の用途、建築年次、構造等により、計画的に耐震診断を実施するとともに、必要な場合には改修を行う。

２．多数の市民が利用する建築物

（１）　発災時には、多大な被害の発生が予想されるため、計画段階から適切な設計、工事を指導する。

（２）　既存建築物については定期点検を実施するとともに、必要な改修を指導する。また建築物の耐震改修の促進に関する法律の中で位置づけられた既設建築物については、指導、助言、指示等により耐震診断、耐震改修を促進する。

３．個人住宅等その他の建築物

個人住宅等その他の建築物については、建築関係団体の協力を得て、耐震相談窓口を設置するとともに、市の事業等において市民への広報や制度周知を、京都府や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断、改修について、普及・啓発活動を行う。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定制度を活用し、独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資等により、改修を促進する。特に地震時に被害が大きくなると予測される昭和56 年以前に建設された老朽木造住宅やマンションについては、耐震性の強化を指導するとともに、国や京都府の住宅耐震改修事業及び木造住宅耐震診断事業を勘案した耐震診断事業及び耐震改修事業を実施する。

４．地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物が、余震等により倒壊したりして発生する二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に実施することが必要となる。

このため、平成７年度に制定された「京都府地震被災建築物応急判定士登録要綱」に基づいて京都府が実施する応急危険度判定士の養成事業、登録制度を周知するとともに、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携を取りながら、応急危険度判定技術を有する人材の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

（１）　地震による被災建築物等の予測

地震による被害想定等に基づき、応急危険度判定実施のために必要な事項について検討する。

（２）　応急危険度判定制度の推進

「京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会」において実施される講習会や説明会へ参加し、また、当該協議会が実施する実地訓練、連絡訓練、各種演習等への参加協力することにより、応急危険度判定制度の推進を図る。

（３）　応急危険度判定制度の普及・啓発

応急危険度判定制度についてＰＲ用パンフレット等により、その普及、啓発を行い、建築士をはじめ市民の理解に努める。

（４）　判定資機材等の整備

京都府に協力して、判定活動に必要な資材、装備の備蓄を行う。

（５）　連携訓練の実施

市内在住判定士への対応要請、情報伝達及び収集を円滑に行うため、「京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会」と連携した訓練を実施する。

５．被災宅地危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の受入態勢の整備を図るとともに、府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

６．エレベーター対策

震災時には、震度４以下という比較的震度が小さいエリアにおいても、多くの閉じ込め事故や運転休止が発生し、救出や復旧の遅れに伴う被害の拡大が懸念される。このため、エレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築する。

第４節　がけ・擁壁等の崩壊防止

担当	市	建設部、都市整備部

都市化の進展に伴い、かつての湿地帯、あるいはがけや急な斜面などの既成市街地の周辺で宅地の造成が行われており、切土、盛土を施した人工改変地盤は、地震により地盤の崩壊、土砂崩れを引き起こし、災害発生の原因となる場合も考えられる。

地震防災を考える上で、地形特性、地盤特性の把握はきわめて重要であり、それらに基づいた防災対策が必要となってくる。

１．急傾斜地等の崩壊防止の規制指導

急傾斜地の崩壊を防止し、がけ・擁壁等の安全対策を推進するとともに、法に定める技術基準に基づく指導を行う。

２．がけ・擁壁の規制指導

宅地造成に伴うがけ崩れや、土砂の流出等の災害を防ぐため、擁壁などを作る場合は法に定める技術基準の確保が図れるよう指導、巡視点検を強化する。

第５節　地すべり・山地災害・土石流等の防止

担当	市	危機管理室、建設部

地震動による土砂災害の発生は事前予測が困難であり、一度発生すると多大な被害をもたらすことから、危険地域を把握しておくことが必要である。

特に避難路や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所等に接近して急傾斜地がある場合、総合的な調査を行い、地震時の危険性があれば、崩壊防止工事等の実施について府に要請をする。

第６節　文化財の災害予防

担当	市	都市整備部、教育委員会、消防本部

本市内には、世界遺産の平等院、宇治上神社があり、その他多くの国宝、重要文化財が存在する。国・府指定等建造物については、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成８．１.17 策定）に基づいて、所有者等に防災施設等の充実について指導助言を行うなど、地震災害から守るための各種の施策を講じる必要がある。

１．危険箇所の調査

（１）　危険箇所を調査し、耐震性の強化を図る。

２．文化財保護対策

（１）　所有者等の意向を踏まえながら、自動火災報知設備、消火設備、避雷針などの総合的な防災設備の推進に努める。

（２）　発災時には、水道が使用不能になる恐れもあり、万一の火災に備えて防火水槽等の整備とともに、自衛消防施設の充実をうながす。

（３）　文化財の所有者又は管理団体に対して、震災時の措置、対応について指導するとともに、消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

（４）　震災時における文化財の避難搬出に関して、あらかじめマニュアルの作成をうながす。

（５）　震災時において万一被害を受けた場合に、復元、修復等がスムーズに行われるよう、ビデオ、映画、写真などの方法を用いて、現状の文化財の映像の保存化を進める。

（６）　市街地として文化財選定を受けている宇治の文化財の特徴を踏まえ、地域で取り組む防災対策を進める。

資料１―４　市内における国宝、重要文化財等及び市指定文化財一覧表

第４章　地震火災の防止

担当	市	消防本部

地震発生時には、地震動による建物の倒壊等の一次災害だけでなく、同時多発的に火災が発生することが予測される。

市内には密集市街地等もあり、地震時の火災の同時発生によって大規模な延焼の危険性も有している。

本章では、市民の生命、身体及び財産を火災から守るため、種々の取り組みについて定める。

第１節　出火の防止

地震直後の火災の発生は、火気使用設備や器具に可燃物が転倒、落下、接触するなどにより出火する場合や電気火花が漏洩ガスに引火し、出火する場合がある。また、過去の地震で、化学薬品等の転倒による出火も報告されている。

発災直後の出火を可能な限り低減させるため、平常時から以下のことについて、徹底を図る。

１．出火防止に対する意識の強化

（１）　地震直後に火の元の確認やブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖など、出火防止のための処理を行うことの必要性の意識づけを図る。

（２）　電気、ガス、ストーブ等の近くにある可燃物の除去の励行を図る。

２．通電火災の防止

地震によって損傷等した電気機器や電気配線に、ライフラインの復旧に伴う通電が行われた際、火災が発生することがあるため、地震直後にブレーカーが自動的に切れる感震ブレーカーの普及推進を図る。

３．ガス消費施設の安全化

耐震自動消火装置付きのストーブや都市ガス及びＬＰガス等の緊急時自動遮断装置の普及を図る。

４．火気使用設備・器具の安全化

（１）　石油ストーブ、ボイラー等の火気使用設備・器具の耐震安全装置の普及と啓発に努める。

（２）　使用者に火気使用設備・器具の適切な維持管理を啓発する。

５．化学薬品等の出火防止

化学薬品を製造及び保管する製造業、工場、卸売業、学校、病院、研究所等の施設に対し、以下の項目の指導を図る。

（１）　容器の落下防止、保管棚等の固定化、混合混触防止のための薬品の隔離保管等

（２）　危険性の高い化学薬品の性状、潜在危険性、緊急時の措置など防災意識の啓発

（３）　地震時の防災マニュアルの作成と定期的な防災訓練の実施

第２節　消防水利の充実

消防水利には、消火栓、防火水槽のほか、河川、池などの自然水利があるが、消防水利の大部分を占める消火栓は、地震による水道管の破損等により全く機能しなくなる事態の発生が予測される。

地震時の消火活動には消火栓だけでなく、プールの水、河川、井戸など、あらゆる水を利用できるよう消防水利の強化を図る必要がある。

１．防火水槽の整備

（１）　震災対策上有効な消防水利を確保する方策として、防火水槽の整備を図る。

（２）　市街化の進展状況や火災危険度等を勘案し、耐震性防火水槽の整備を図るとともに雨水貯留施設の活用や、河川、プール、池等の多様な消防水利の利用も推進する。

２．消火（防災）用井戸の確保

（１）　消防活動が困難な場合に対応するために、地下水の利用可能な地域での消火用井戸の開発を検討する。

（２）　利用可能な地下水量の少ない地域では、防火水槽やプール等の併用活用を検討する。

第３節　初期消火体制の強化

震災時の初期消火は非常に重要であり、延焼拡大を防ぐ上でも、消防機関と消防団が一致協力して消火にあたることが求められている。しかし、道路の交通障害などで消防車等による消火活動が困難な事態も予想されるため、住民による初期消火活動は、きわめて大切である。

このため、防災知識の普及・啓発、自主防災組織の強化と機器の整備を通じ、初期消火体制の確立を図る。

１．住民の消火活動の条件整備

（１）　住民が手軽に使用できる消火バケツや消火器の配備を充実する。

（２）　消防団と地域の防災組織との連携を強化する。

（３）　地域の防災組織として、住民防災組織の強化とともに、事業所の自主防災体制の強化を図る。

（４）　住民一人ひとりが初期消火を実施できるよう、あらゆる機会をとらえ機器の使用の習熟も含め、消火訓練や意識啓発を行う。

（５）　防火対象物に設置されている消防用設備等については、耐震性の強化など地震時の機能確保を指導する。

２．消防団の強化

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしているが、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、団員数の減少、高齢化等の問題が生じている。

今後も地域における消防団活動の一層の充実を図るため、青少年層への積極的な参加の促進を図る。また、地域の住民防災組織などと連携を強化するなど、初期消火体制に万全を期す。

（１）　消防団員の確保など組織の強化を図り、訓練を充実させる。

（２）　消防団のリーダーへ貸与する宇治市防災行政無線機等を充実させ、情報連絡体制の整備を図る。

（３）　地域ごとに、機動力を備えた小型動力ポンプ付軽積載車や軽可搬ポンプ、トランジスターメガホン、強力ライト、ヘルメット等の必要な資機材の整備を図る。

第４節　火災の拡大防止

住宅密集地等が存在する地域は、初期消火に最善をつくしても、火災が拡大するおそれがある。
火災の拡大を防止するうえで、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

１．火災の拡大の防止

（１）　都市構造や災害様態の変化に応じた適正な消防力の整備・増強を図る。

（２）　地震時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、地震火災用資機材の開発研究を進めるとともに整備を行う。

第５章　市民及び事業者の防災行動力の向上

地震が発生した際、できるだけ被害を小さく抑えるには「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えが大切である。

震災後、救援体制が整うのにある程度の時間を要し、それまでの間は、一人ひとりが生き抜いていくことが求められる。

また、地震災害は、広域的でしかも甚大な被害をもたらし、その災害要因は、高齢化社会の到来、社会経済状況の変化、都市化の進展に伴い、複雑化、多様化が予想され、防災関係機関のみでの対応にはおのずと限界がある。

そのため、地域住民や町内会、自治会等の連帯に基づき結成された自主防災組織が相互に連携し、一体となって地域の防災に取り組むことが必要である。また、事業所もその社会的責任を自覚し、従業員の安全確保や防災対策はもとより、地域の構成員として、地域の防災組織と十分に協力・連携し、防災対策を推進していくことが重要である。

本章では、市民及び事業所における防災行動力の向上に関わる事項について定める。

第１節　市民の防災意識の向上と防災訓練の実施

担当	市	危機管理室、総務・市民協働部、福祉こども部、健康長寿部、消防本部

震災による火災や建築物の倒壊等の多発に対し、初期消火、被害者の救出、軽傷者の救急措置、住民の安否確認については、住民一人ひとりの協力活動が極めて大切であり、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織の活動に負うところが大きい。

１．市民に対する普及・啓発

市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災行動力を向上させるような防災知識の普及・啓発に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

（１）　普及・啓発の内容

ア．防災知識の普及

イ．防火・防災点検の推進

ウ．災害用広報イントロの普及

エ．緊急地震速報が発表された場合の適切な行動

（２）　普及・啓発の方法

ア．「市政だより」による啓発、「宇治市くらしの便利帳（防災情報）」「防災パンフレット」等の配布

イ．講演会の実施

ウ．社会教育等における啓発

２．市民に対する自動車交通対策の啓発

地震時の交通の混乱を最小限に抑えるために、あらかじめ住民に対して次の啓発に努める。

（１）　大地震が発生した場合、走行中の車両は速やかに左側に停車する。

（２）　地震後は、車両を使用しないことを原則とする。

（３）　車両は、キーを付けたままにしておく。

３．防災訓練の充実

地震時の迅速、的確な防災行動を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うのが最も効果的である。この際、シナリオに緊急地震速報を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

地震発生時に素早く行動が起こせるように、防災訓練の充実を図り、常日頃から地震に対する心構えを身につけておくことが重要である。実施に当たってはハザードマップを積極的に活用しつつ宇治市災害時安否確認ボードの提出を行うなど、各地域において、年１回以上防災訓練を行うよう指導する。

４．自主防災組織の結成

町内会、自治会を基本として、自主防災組織を結成する。市は、積極的に自主防災組織の育成に取り組む。

５．自主防災組織の活動

活動は、平常時と地震時に分けられる。地震時において活動が効果的に行われるよう平常時に必要な訓練をしておく。

（１）　平常時の活動

ア．危険箇所や居住者について、地域の情報を把握しておく。

イ．防災知識の普及・啓発活動を行う。

ウ．地域の事業所とも連携して、防災訓練を実施する。

エ．防災用資機材を備蓄する。

（２）　地震時の活動

ア．自発的な救助・救急活動を行う。

イ．初期消火活動を実施する。

ウ．住民の避難誘導にあたる。

エ．被災状況を把握し、防災関係機関に連絡する。

オ．危険箇所の発見、指導を行い、二次災害の防止に努める。

６．特に配慮を必要とする人達への協力体制

高齢者、障害のある人、妊産婦・乳幼児、外国人、観光客など特に配慮を必要とする人達は、地震時に自分一人で避難するのは難しく、地域住民、自主防災組織の協力を必要とする。また、避難所等での生活においても、同様に周りの人達の協力が欠かせない。

発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人達に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備を図る。また、府の保健福祉部局と連携して支援体制を整備する。

７．防災用資機材の整備

（１）　自主防災リーダーへの情報連絡体制の整備を図る。特に避難所において、災害対策本部との情報受発信が可能となるような通信端末、非常用発電等の整備を図る。

（２）　担架、救急箱、避難用ロープ等の救護用資機材の整備を図る。

（３）　ジャッキや支持棒、のこぎりをはじめ救出用工具及び破壊工具等の資機材の整備を図る。

（４）　配備した資機材の格納庫等の整備を図る。

８．市民による避難所開設・運営マニュアルの見直し、訓練の実施

地域住民による避難所開設・運営マニュアルの見直しを行い、宇治市職員のみによる避難所開

設・運営を行う体制から、地域住民の共助による自主的な避難所開設・運営の体制づくりを推進する。

避難所開設・運営マニュアルの見直しを通じた防災意識の啓発と、マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練、避難訓練の充実、自主防災組織の活発化による市民の防災意識の向上を図る。

９．自主防災リーダーの養成

発災時に自助・共助を有効に機能させ、また平常時においても地域防災力の向上のための活動推進に資する、自主防災リーダーの養成に取り組むため、必要な養成講座等の研修・カリキュラムを実施する。

第２節　学校における防災教育

担当	市	教育委員会

災害に正しく立ち向かうには、学校教育の場を通じて児童生徒等に防災について必要知識を学習させることが大切である。また、子供への教育を通じて、各家庭内での防災知識の普及を図る。

１．児童・生徒等に対する教育

教科、学級活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、地域のことを学習させるとともに、地震の基礎的な知識（発災のメカニズム等）及び地震が発生したときの対応（緊急避難行動、応急手当等）について指導する。

２．教職員に対する教育

学校の防災に関する計画において、教職員等の安全意識・災害への対応能力を高め、適切な安全指導、施設、設備等の管理を行うための体制を定めておく。

平常時より、研修会等を通じて、防災知識や施設ごとの「避難マニュアル」の内容等の熟知を図る。

３．避難訓練の実施

避難訓練を含めた発災時の対応について、児童・生徒等に対する訓練を定期的に行う。

第３節　事業所防災体制の充実強化

担当	市	産業観光部

災害を防止し、市民の生命を守るためには、事業所の協力が不可欠であり、特に、ショッピングセンターやホールなど不特定多数の人々が集まる場所では、負傷者の発生等の混乱が予想されるため、事業者自ら防災体制を確立しておくことが求められる。

事業所は、本市等の実施する防災事業に協力するとともに、社会的責任を自覚し、地震による被害を防止するための防災計画を作成し、従業員及び市民の安全の確保に努める必要がある。

１．事業所防災体制

（１）　事業所は、防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努め、従業員の防災意識の向上を図る。

（２）　事業所の業態、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

２．事業所防災訓練

（１）　ショッピングセンターや病院など不特定多数が集まる施設、並びに危険物等を取り扱う事業所に対して、消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。

防災に関する講習会等の実施、防災訓練の積極的な実施を働きかけ、事業所の防災活動を指導するとともに支援を行う。

第４節　家庭での防災対策の推進

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部

災害に正しく立ち向かうには、日常生活の基盤である家庭における日頃の備えが大切である。

地震時の被害を軽減させるため、各家庭において地震時の家族の役割や連絡方法、避難場所の確認、非常持ち出し品の準備、飲料水・食料等の備蓄、並びに出火防止、家具等の転倒・落下防止等の安全対策が適切に行われるよう啓発する。

また、高齢者や障害のある人など特別なニーズを持つ人がいる家庭では、生命の安全確保についてあらかじめ相談して対応を定めておくよう啓発する。

１．家庭での防災対策の推進

（１）　隣人との協力関係の基盤となるコミュニティ活動の必要性を啓発する。

（２）　建物の診断・補強とともに、ブロック塀の生け垣化を啓発する。

（３）　家具等の転倒防止の促進を啓発する。

２．家庭での備蓄の推進

各家庭においては、３日間以上（できれば１週間分）、家族が生活できるよう備蓄の促進を図る。

（１）　飲料水は、ペットボトル・ポリタンク等を利用して備蓄を求める。

（２）　生活用水として、風呂に常時水を張っておくことや、三角バケツの活用などを求める。

（３）　食料・生活必需品は、３日間分以上（できれば１週間分）の備蓄を求める。

（４）　懐中電灯や携帯ラジオ、携帯燃料等の非常時に役立つ物品の整備を啓発する。

（５）　メガネや常備薬等、まずは「なくては困るもの」を優先して確保し、さらに「あって便利なもの」の確保に努めるよう求める。

第５節　災害ボランティアの育成

担当	市	福祉こども部

震災時には、市だけでは対応しきれない多くの場面が想定され、ボランティアの果たす役割は大きい。特に震災発生直後におけるボランティアによる支援活動は、被害を軽減する上からも重要となってくる。

震災時のボランティア活動は、専門的な分野から生活全般に関する支援まで多岐にわたることから、平時より災害ボランティアセンターと連携し、災害レベルに応じた被害想定と必要な支援の規模等を把握し、情報の集積と災害時の情報連携のしくみづくりを行う。

また、ボランティア、ボランティアコーディネーターの養成を通して、地域住民の防災に対する意識の向上を図る。

１．災害ボランティア等の養成

（１）　災害ボランティアの組織づくりを支援し、応急救護をはじめ、災害情報提供活動等につい

ての教育研修や訓練等を行う。

（２）　災害発生時に被災地のニーズとのマッチングや災害ボランティア組織同士のコーディネートを行うボランティアコーディネーターを養成する。

２．ボランティアネットワークの整備

（１）　専門ボランティア

医療や介護・看護等の専門ボランティアについては、平時から関係機関・施設との連携に努め、災害時における円滑な支援活動に結びつけていく。

（２）　生活全般に関するボランティア

生活全般に関するボランティアについては、災害発生時に災害ボランティアセンターが支援活動の窓口として活動するためのマニュアルの整備を図る。

第６節　観光客保護・帰宅困難者対策計画

担当	市	危機管理室、産業観光部

大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から京都府、観光協会、輸送機関等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

１．観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、市が実施する応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客･帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため､以下のことについて普及啓発を行う。

（１）　二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」

（２）　災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

（３）　徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認

（４）　公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。

（５）　帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

２．　鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

京都府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立するものとし、市はこれに協力する。

３．災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定（関西広域連合)」を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

４．事業所等への要請

都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄『３日間分以上（できれば１週間分)』、一時宿泊場所の確保等について働きかける。

また、事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。

５．観光客への支援の検討

京都府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル・旅館業者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。

外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。また、外国人向けの災害時の行動について普及・啓発に努める。

また、学生ボランティア等の活用について検討する。

第７節　地区防災計画策定の推進

担当	市	危機管理室

震災時において、自助・共助による防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、地区防災計画の策定を推進する。

１．地区防災計画

（１）　計画の概要

その地区の特性に応じて、地区内の居住者及び地区内に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災活動に関する計画

（２）　計画の目的

宇治市地域防災計画と相まって、地域における防災力の向上を図ることを目的とする。

（３）　計画の内容

計画の主な内容は、次のとおり

①　計画の対象範囲

②　活動体制

③　防災訓練や物資の備蓄等、各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動

２．計画の提案

（１）　地区居住者等は、共同して、宇治市防災会議に対し、宇治市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

（２）　地区防災計画の提案にあたっては、提案を行おうとする地区居住者全員の氏名及び住所等を記載した提案書に、計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて行う。

（３）　地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、宇治市防災会議は、宇治市地域防災計画に定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、宇治市地域防災計画に地区防災計画を定める。

３．計画策定の周知

市は、地区防災計画の策定を推進するため、地区居住者等に対して計画の例を示すとともに、計画の策定について周知に努める。

第６章　調査研究

担当	市	共通

震災における被害の軽減、人命の保護、相互支援体制等、総合的、計画的な防災対策を推進するため調査研究を実施し、防災対策に反映していくものとする。

調査研究にあたっては、京都大学防災研究所をはじめとした自然災害等の防災に関する研究機関及び住民等の協力を得て、推進を図っていく。

第１節　活断層等を含めた地盤調査

地震に対する危険度を推定できるように、活断層を含めた地盤調査及び研究を行う。

第２節　地盤の液状化に関する研究

液状化危険度が不明である重要構造物について、構造物の耐震性及び液状化対策について調査研究を行う。

第３節　火災防止に関する研究

地域別出火危険度の測定や延焼拡大防止に関する調査研究を行う。

第４節　災害予測と防災対策に関する研究

本市の現状の基礎データを入力したＧＩＳ（地理情報システム）の構築により総合的な被害予測を行い、震災時における被害を迅速に把握する速報システム等として幅広く活用ができ、被害を最小限に抑えることにも威力を発揮する適切なＧＩＳ（地理情報システム）の導入について調査研究を行う。

第５節　災害ボランティアのネットワーク化・活動内容調査研究

物的、人的に、適材適所に迅速に配置、配備できる体制の構築を図るため、被災地内のボランティア、外部からのボランティアのネットワーク化、活動内容の取り決め等震災時における効率的な行動を調査研究する。

第６節　避難の安全確保に関する調査研究

避難路の安全性の物的な面、避難時の人間の心的な面からも考慮した調査研究を進める。また、震災のパニック時の人間の行動形態を社会心理面から調査し、人間行動をも考慮した避難システムの構築を図る。

第７章　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用

担当	市	共通

災害発生時には、災害対応業務を優先的に行うことが重要であるが、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障を及ぼさないためには、許容できる範囲で平常業務を継続させる必要がある。さらに、一日も早い復旧を行うためには、災害発生後に復旧計画等を作成するのではなく、復旧・復興のためのシナリオをあらかじめ想定しておくことが重要である。

このため、災害時の平常業務及び復旧・復興に係る業務については、平常時から検討して明らかにしておくものとする。

第１節　宇治市のＢＣＰの策定・運用

近年民間企業においては、自然災害等による生産拠点等の被災にかかわらず、いかに事業を継続するか、又はいかに早期に復旧するかが重要視されており、平常時から「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定する企業が増えてきている。今後は、大規模な災害等によって職員、施設、機器等が被害を受けた場合でも、平常業務を中断させることなく、残存する能力で業務を継続させることが求められる。

１．業務継続性の確保

災害時においても優先すべき業務を事前に明確にし、代替施設及び職員を選定するなど、災害発生時の平常業務の対応方法や組織等の確立を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、平常時から各種データや資料等のバックアップの適切な実施、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うものとする。

２．防災中枢機能等の確保、充実

宇治市における防災体制上の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・施設の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、必要十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備，通信途絶時に備えた衛星携帯電話の活用等非常用通信手段の確保を図るものとする。

３．各種データの整備保全

災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について検討しておくものとする。

第２節　事業者のＢＣＰの策定・運用

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るために、事業者は事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用する必要がある。

事業者が事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継

続と迅速な復旧が図れるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事務所の所在する地域の早期復興にも繋がる。

このため、市は、事業者団体等を通じて、事業者が事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進するよう働き掛けるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるものとする。

第３編　災害応急対策計画

第１章　計画の方針

第１節　計画の方針

地震が発生した時、各地で火災の発生、建築物等の倒壊、道路・橋梁の損壊、ライフラインの機能停止など、広域的で同時多発的に災害が発生する恐れがある。そのため、災害応急対策計画は、速やかに災害応急対策の行動を開始し、被害の発生を最小限にとどめるとともに、市民の不安をなくし、安定した生活に早く戻れるようにすることを目的とする。

市は、地震発生後、いちはやく災害対策本部を立ち上げるとともに、防災関係機関の支援・援助のもとに、市民及びボランティア団体等の民間組織と連携し合って災害応急対策の遂行にあたるものとする。そのため、本計画は、次のような観点に立ち策定するものとする。

（１）　行うべき行動をできるだけ時系列に並べ、緊急度が一目でわかるように章立てされた構成とする。
（２）　応急対策は、人命救助に重点をおく。
（３）　対策内容には、震災時における具体的な行動手順を示し、一刻も早く各機能の回復を図ることを主眼におく。
（４）　広域相互応援やボランティア等の外部からの援助が、必要な所に必要な物資・人的援助が速やかに配備・配置されることを意識したものとする。
（５）　情報は、正確で最新のものが伝達できるよう体制を整え、被災者の不安の解消を図るとともに、被災者からのニーズなども吸い上げ、双方向の情報伝達の整備が図れることを考えたものとする。

以上の考え方をまとめて次頁に示した。

第２節　予測できない事態の対応

震災時においては、関係者は、原則として、災害応急対策計画に基づいて対応するものとする。

しかし、計画通りに対応できないような予測できない事態に遭遇した際には、被害を最小限にすることを基本とし、各担当部局等の責任において臨機応変に対応することとする。

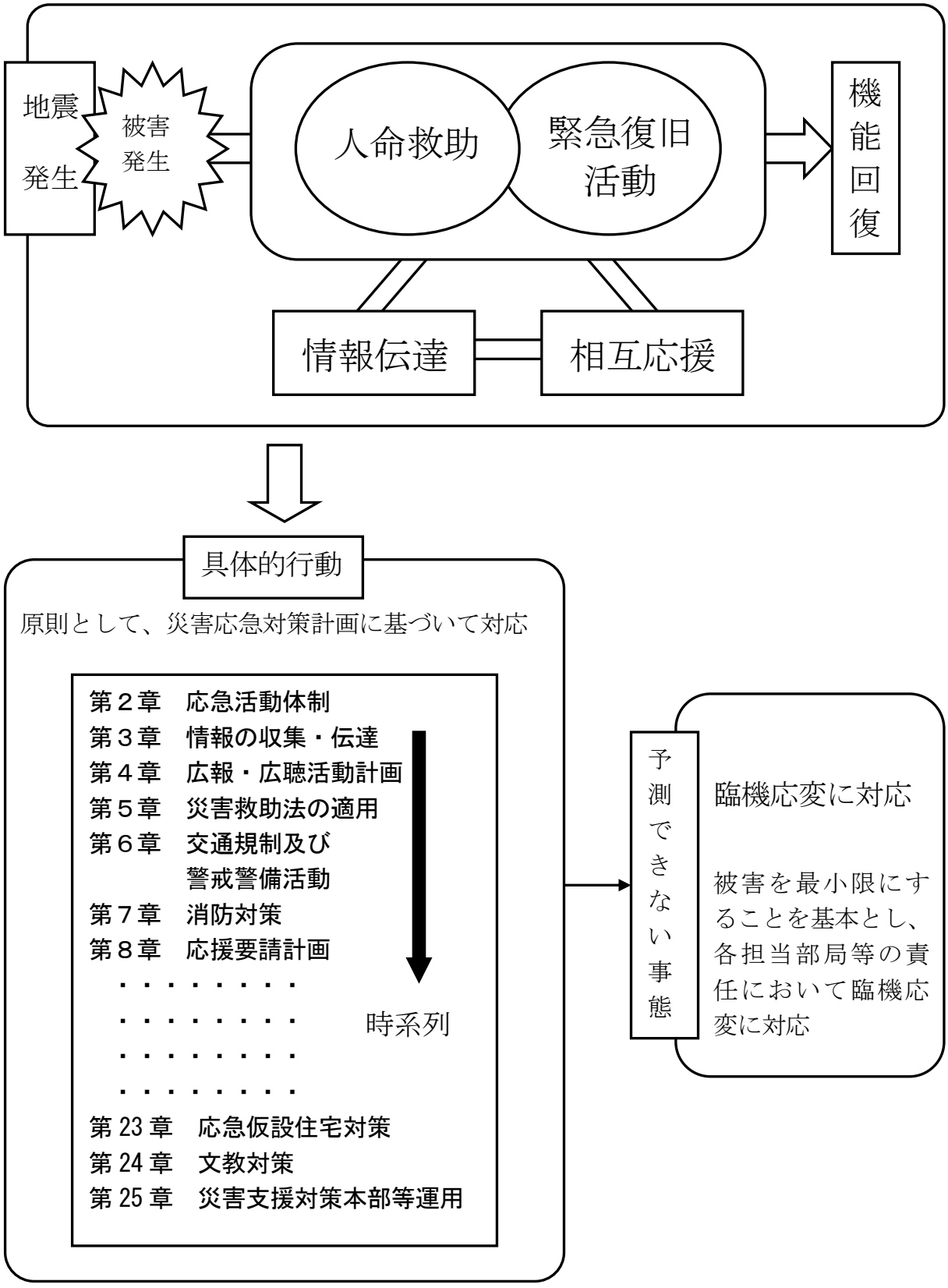

図　災害応急対策計画の考え方

なお、本計画における災害応急活動に関して、時系列的に活動内容を示せば、次頁のようになる。

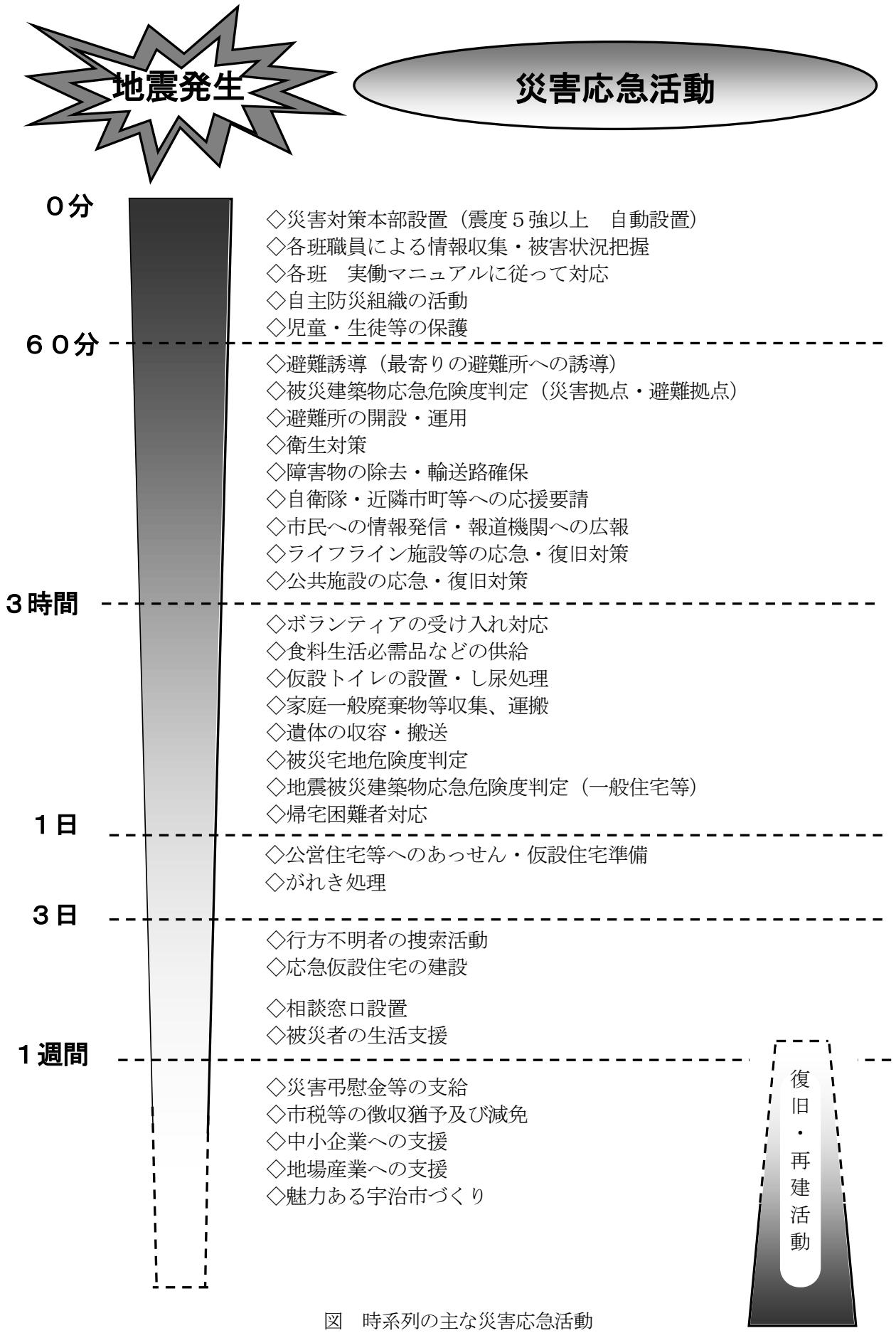

図　時系列の主な災害応急活動

第２章　応急活動体制

地震発生時には、想定されないさまざまの事態が発生し、市民の生命と安全を守るためには、迅速な対応が必要である。そのための応急活動体制の確立は、災害応急対策のなかで、きわめて重要な位置を占める。

本章では、震災時に設置する災害対策本部の組織・運営等応急活動体制について必要な事項を定める。

第１節　災害活動組織の設置

宇治市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下図に示す応急活動体制をとるものとする。

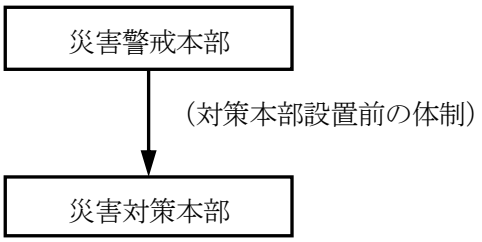

図　宇治市における防災組織体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 各班	災害警戒本部の設置	
	気象情報、災害状況等	気象台等
	災害対策本部の設置	
	震度情報、気象情報	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害警戒本部の設置	
	災害警戒本部設置状況、災害情報	各班
	災害対策本部の設置	
	災害対策本部設置状況	各班

１．災害警戒本部

（１）　災害警戒本部の設置

災害対策本部を設置するに至らない場合、又は災害対策本部設置前の体制として、災害に関する情報収集、調整連絡等行い、状況を把握し、初期の応急対策を行うため、副市長、危機管理監及び建設部長が協議して設置する。

次の基準により「災害警戒本部」を設置する。

ア．　体制は、京都地方気象台が、震度４又は５弱を観測し発表したとき、１号又は２号体制とする。

イ．　災害発生に備えて十分な警戒体制をとる必要があるとき

ウ.　災害に必要な防災活動を行う必要があるとき

（２）　災害警戒本部の組織・運用

各班等の業務分掌、警戒本部の運用等については、災害対策本部の場合に準ずるものとする。

（３）　災害警戒本部の閉鎖

副市長、危機管理監及び建設部長は、災害の危険が解消したとき、又は、災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部を閉鎖する。

ただし、災害対策本部が設置された場合においては、それまでの災害警戒本部は、自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

資料１－13　宇治市災害警戒本部設置規程

２．災害対策本部

（１）　災害対策本部の設置

市長は、市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害活動の推進を図るため、災害対策本部を設置する。

本部員はただちに災害対策本部に参集する。

「災害対策本部」は、次の基準により設置する。

ア.　京都地方気象台が、震度５強以上を観測し、発表したとき

イ.　京都地方気象台の発表にもかかわらず、地震により市域に重大な被害が発生したとき

特にア.の基準に達したときは、本部は自動的に設置され、機能するものとする。

資料１－14　宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の体制基準に関する実施要項

（２）　本部事務局

本部事務局は、危機管理室及び本部長が指名した職員が担当し、危機管理監を事務局長とする。

危機管理監は、災害時に本部長を補佐し、各班間の災害対応の内容について統括的に調整する。

（３）　災害対策本部会議

本部長（市長）は、副本部長、本部員を召集し、災害対策本部会議を開き、災害予防及び災害応急対策の実施について決定する。

ただし、本部長が災害対策本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。

また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は第１副市長、第２副市長、教育長の順位とする。

災害対策本部の組織及び構成は、資料１－12 のとおりである。

資料１－12　宇治市災害対策本部組織図

（４）　災害対策本部の運用

災害対策本部の運営は、以下の通り行う。

ア.　（1）ア.以外で本部を設置するときは、災害対策本部指令により関係者に通知する。

イ.　本部の活動は、市域における震度、災害の規模、程度によって必要な体制をとるものとする。

ウ.　本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理に努める。

エ.　本部の配備要員は、各業務分掌に基づき、市域における震度に即応した適正な規模によるも

のとし、応援要員は、配備された部署の職務に専念するものとする。

オ．　本部会議で対応方針を決定するため、危機管理監が市長公室長、総務・市民協働部長及び建設部長並びに必要な本部員を招集して調整会議を開催し、方針の方向性等を統括的に議論する。

カ．　本部の運営時には府山城広域振興局から派遣される連絡調整官を通じ、京都府との連絡を密にする。

（５）　災害対策本部の閉鎖

本部長は、宇治市域内において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは災害対策本部を閉鎖する。

資料１－11　宇治市災害対策本部条例

資料１－15　宇治市防災規則

３．現地災害対策本部

（１）　現地災害対策本部の設置

他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、被害状況に応じて、現地対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

原則として、現地対策本部は、市の施設に設置する。

（２）　現地災害対策本部の業務

ア．　本部長の指示による応急対策に関する業務

イ．　被害状況・復旧状況の情報分析に関する業務

ウ．　現場部隊の役割分担及び調整に関する業務

エ．　その他の緊急を要する応急対策に関する業務

第２節　職員の活動体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	要員の動員	
	震度情報、気象情報	気象台等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	要員の動員	
	動員の連絡	各班、全職員

１．災害対策本部要員の動員

本部は、防災活動の強力な推進を図るため、震度に応じて次頁の表に示す動員体制をとるものとする。但し、次のことを原則とする。

（１）　家族の安否を確認した上で指定部署に参集すること。

（２）　事情により指定部署に参集できない場合には、最寄りの市施設に参集し、本部の指示を受けること。

（３）　地区班員は、震度５強以上の場合、全員が指定緊急避難場所に直接参集すること。

２．災害対策本部要員の役割分担

震災時には、初期段階の対応が、その後の防災活動に大きな影響を与え、被害の程度を左右する。

初動体制を迅速に立ち上げ、役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における緊急、応急、復旧の３段階における時間別に対応した具体的な内容を示し、責任者をあらかじめ指定する。

災害対策本部要員及び本部各班の業務分掌の概要は、宇治市防災規則第７条別表第１に定めるところによる。

資料１－15　宇治市防災規則第７条別表第１

３．初動対応職員の指定

閉庁時において、宇治市において震度５強以上の地震が発生した場合、宇治市災害対策本部の事務局体制が整うまでの間、応急的に事務局の業務を担当する初動対応を担当する職員を本庁近隣に居住する者から指定する。

表　発生震度と取るべき動員体制

震　度	動員の体制	配置人員の基準
６弱以上	第５号動員	各班の４分の３
５強	第４号動員	各班の４分の２ 及び 当該施設の管理職員
５弱	第３号動員	各班の４分の１
	第２号動員	総務班　10 人 情報班　10 人 消防班　50 人 福祉班　５人 建設班　14 人 教育班　２人 産業班　３人 地区統括班　２人 及び 当該施設の管理職員
	第１号動員 又は 災害警戒本部	総務班　９人 情報班　２人 消防班　７人 福祉班　２人 建設班　14 人 教育班　２人 産業班　２人 地区統括班　２人 及び 当該施設の管理職員
４	災害警戒本部	

※上記以外の班は別途定める。

第３章　情報の収集・伝達

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班

地震災害の発生時には、市域の被害状況を把握し、速やかに応急対策を実施しなければならない。災害対策本部が適切かつ的確な判断と行動を行うために、情報の収集・伝達はきわめて重要である。また、被災住民に被害状況等の必要な情報の伝達を行うことにより、住民の不安感を取り除くためにも必要である。

本章では、地震災害時における被害状況の把握に関する情報の収集・伝達について必要な事項を定める。

第１節　情報連絡体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班 情報班	気象・災害情報の収集	
	震度情報、気象情報	気象庁
	災害対策（警戒）本部設置情報	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	情報連絡体制を敷く	
	情報連絡体制の構築完了	本部事務局

１．緊急時における情報連絡体制

本市における災害通信に関わる連絡体制は、資料１－19 のとおりである。

資料１－19　災害通信系統図

（１）　地震情報の入手

気象庁が発表する震度等の地震情報は、京都府衛星通信系防災情報システム及び Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）等から危機管理室が入手する。また、市役所に設置されている計測震度計や京都府震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集により、迅速な防災対策を図る。

（２）　火災情報の入手

火災発生の情報は、通常市民からの通報によるが、電話回線が不通になることが予想されるため、現地への出動部隊、派遣要請を受けたヘリコプター等の様々な手法を用いて幅広く情報を収集する。

２．通信施設の運用

（１）　宇治市防災行政無線を活用し、情報の収集・連絡体制を確保する。なお、資料１-５に防災無線の現況を示す。

資料１－５　防災行政無線、消防防災無線の各通信設備の一覧表

災害時において、京都府災害対策本部への情報連絡、被害報告が不能もしくは困難となった場合には、非常通信市町村経路（資料１－18）に従って通信連絡を行う。

資料１－18　有線途絶時の非常通信経路図

（２）　アマチュア無線組織に対する協力要請

アマチュア無線組織の協力を得て、情報収集を行う。

第２節　災害情報及び被害状況の収集・報告

被害状況の迅速・的確な把握は、応急対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、災害応急対策において基本となる重要な事項である。

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき、又は調査に特別な技術を要するため市が単独ではできないときは、府災害対策本部山城広域災害対策支部等に応援を求め行うものとする。

また、被害状況の調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし重複、脱漏等のないよう十分留意し、異なった被害状況等は調査し調整するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班 情報班	災害情報及び被害状況の収集	
	災害情報、被害状況	気象台等、各班 宇治市消防本部

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	災害情報及び被害状況の伝達	
	災害情報、被害状況	各班、市民（HP・SNS）、報道機関（FAX・電話）、関係機関等

１．被害情報等の収集体制

（１）　各班の長は、災害の発生状況について、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて、関係機関との緊密な連絡を取り、被害の状況その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集を行い、本部に報告する。

（２）　勤務時間外における発災の場合、市職員は、登庁時に登庁経路周辺の被災状況を把握し、ただちに本部に報告する。早期に被害状況を把握するため、参集する職員が参集途中での被害情報を収集する方策について検討する。

（登庁経路における重要ポイントは、別に定める）

（３）　勤務時間内に発災した場合については、地区班毎に決められたエリア・ポイントの情報収集にあたり、ただちに本部に報告する。

（地区班毎のエリア・ポイントは、別に定める）

２．報　告

各班の長は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に災害対策本部長に報告するものとし、事務局にて一元化を図り適切な情報共有に努める。

（１）　報告の内容

ア．　被害の状況

イ．　災害応急対策実施状況

応急対策の実施方針及び全体計画、避難の指示並びに救助活動、消防、災害対応活動の状況等すでに災害に対してとった措置、応援職員の要請その他要望事項等今後とろうとする措置

ウ．　その他災害応急対策実施上参考となる事項

（２）　報告の種類

ア．　災害情報報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害危険箇所の状況及び予想される被害の内容その他災害防止対策を講じるために必要な資料、又はすでに実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を様式第４号により報告するものとする。

資料１－20　様式第４号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

なお、被害状況のうち次に掲げる事項については、被害の発生のつどその詳細を同様式により報告するものとする。

（ア）　人的被害

（イ）　建物被害

（ウ）　一般車両が通行不能となった道路、橋等の被害

（エ）　付近住家に被害を及ぼすおそれのある河川決壊又はがけ崩れ等

（オ）　その他およぼす影響が大である被害

イ．　被害概況報告

初期的段階において被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を旨とするもので、様式第５号により被害状況の累計を報告するものとする。ただし、警報が発表されたとき、又は本部長が指定するときは、被害の有無にかかわらず原則として１時間ごとに報告するものとする。

資料１―20　様式第５号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

ウ．　被害状況報告

被害概況速報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次それぞれの班に該当する事項を様式第６号により報告するものとする。

ただし、本部が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料１－20　様式第６号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

エ．　被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は様式第７号により最終の報告をするものとする。

ただし、本部が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料１－20　様式第７号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

（注）報告は、あらかじめ定められた記号を用いて、要領よく、かつ、明確に行い、受信者の復唱をまって終了するものとし、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は、24 時制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図る。

（３）　報告の処理要領

ア．　関係各班長は、本部（事務局）に報告する。

イ．　ア．の報告に基づき、対策本部は、次図の要領により報告を処理する。

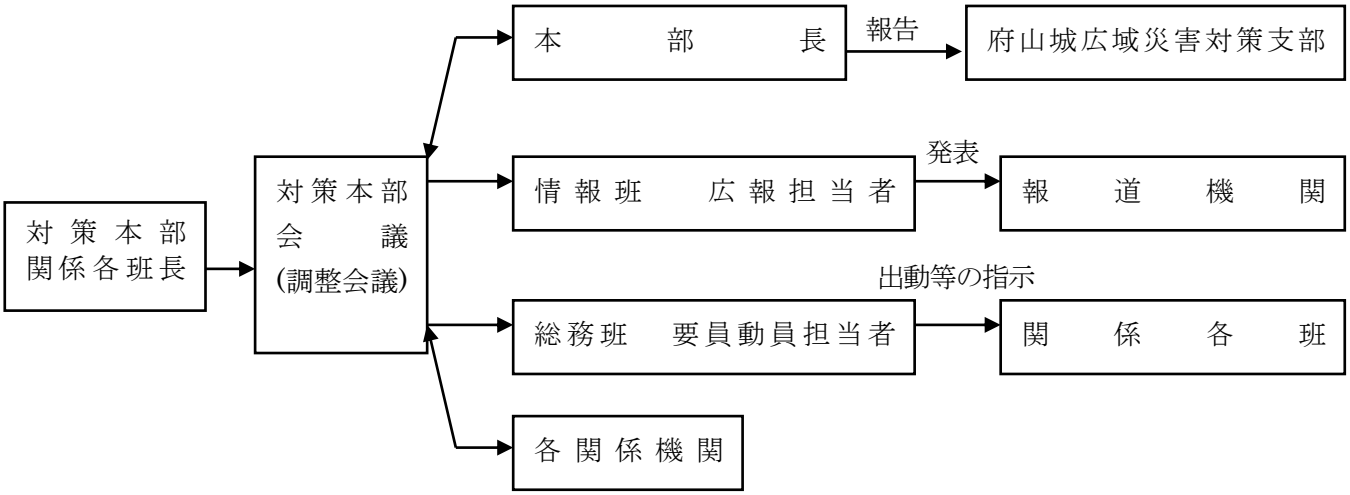

図　報告処理経路

３．被害状況等の報告系統

被害状況等の一般的な報告の系統は、おおむね下図のとおりとする。

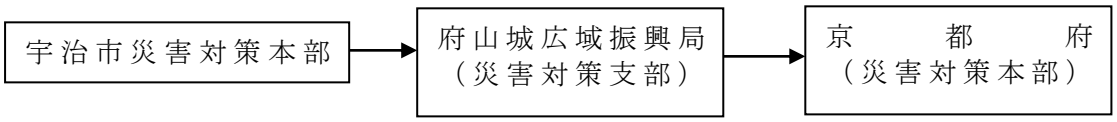

図　被害状況等の一般的な報告の系統

４．日曜日、休日及び夜間における初期の防災業務

日曜日、休日及び夜間において、市長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報の伝達、気象状況等の把握、又は被害状況の収集等と関係者に対する連絡については、警備員がこれにあたるものとする。

第３節　災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準は、資料１－21 に示す。

資料１－21　災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

第４節　非常無線通信等の利用

次の方法により連絡の確保を図るものとする。

１．防災行政無線設備の運用

防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市地域防災無線管理要綱に基づき運用するものとする。

２．防災系非常通信経路の利用

有線の途絶時の京都府に対する連絡については、京都府防災行政無線を活用するほか、「有線途絶時の非常通信経路図」（資料１－18）を利用する。

資料１－18　有線途絶時の非常通信経路図

３．既存の通信機器以外の通信手段の確保

状況により、固定電話や防災行政無線に加え、より多くの通信手段の確保の必要性があると判断した場合は、国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

４．通信途絶時の措置

各機関の通信施設においても連絡不能の場合は、災害対策本部からの連絡員の急派により、連絡の確保に努めるものとする。

したがって、関係各班は、上記の措置を効果的に実施するため、あらかじめ具体的計画を樹立しておくものとする。

第４章　広報・広聴活動計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに市民に対する災害情報・措置情報を広報し、人心の安定を図り、必要な行動を促すための広報活動を実施する。

また、被災市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な処置を実施するため、問い合わせ・相談窓口を設置する。

第１節　広報活動

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等のもとになる情報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報	
	災害情報、被害情報、生活関連情報、救援措置情報	気象台等、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	
	緊急広報、一般広報	各班、市民（広報車・エリアメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）

１．広報の基本方針

（１）　情報班は、関係班、関係防災機関と連携して災害情報のうち、市民の安全にかかわる避難の指示等を「緊急広報」として実施する。また、総合的な一般情報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報）を「一般広報」として実施する。

（２）　各班は、定期的に本部事務局と情報班に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。本部事務局及び情報班は、これらの情報のリスト化を図り、定期的に広報用資料、関係防災機関への閲覧用資料を作成するとともに、各班への情報提供を行う。

（３）　市民に対する防災情報伝達を確実に行うために、以下３．に示すあらゆる方法を用いることとし、平常時から、市の防災情報にかかる伝達方法、その他防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、市民の情報収集の選択肢を広げる。

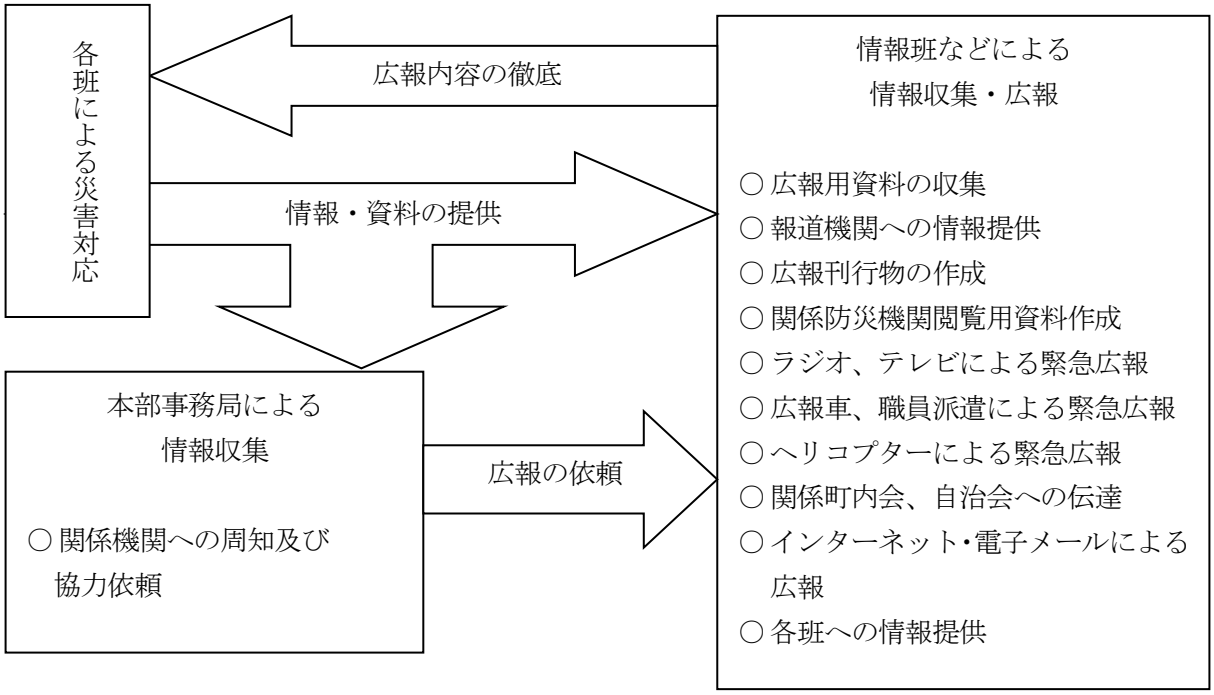

図　広報活動の流れ

２．広報事項

（１）　災害情報

ア．災害の発生状況

イ．本部等の設置と活動状況

ウ．避難誘導及びその他注意事項

エ．市内の被害状況

オ．家庭、職場での対策と心得

カ．その他必要な事項

（２）　生活関連情報

ア．電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み

イ．食糧、生活必需品等供給状況

ウ．道路交通状況

エ．鉄道、バス等交通機関運行状況

オ．医療機関の活動状況

カ．被災建築物応急危険度判定等の実施状況

キ．その他必要な事項

（３）　救援措置情報

ア．り災証明書等の発行状況

イ．各種相談窓口の開設状況

ウ．市税、手数料等の減免措置の状況

エ．災害援護資金等の融資情報

オ．仮設住宅等の臨時住宅の提供状況

カ．市業務の再開状況

キ．その他必要な事項

３．広報の方法

（１）　本部による緊急広報の方法

ア．　ラジオ、テレビによる緊急広報

本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱）に対して必要事項の放送要請を行う。

本部長は、必要と認めるときは、エフエム宇治放送㈱に対し、「うじ安心館」内に臨時スタジオを設置するよう要請する。

イ．　広報車、職員派遣による緊急広報

本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。その際は、災害用広報イントロを活用する。

ウ．　ヘリコプター等による緊急広報

本部は、ヘリコプター等による緊急広報の必要があると判断した場合は、京都府等防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。

エ．　電子メールによる緊急広報

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。なお、災害時はメールが遅延する可能性もあるため本文中には必ず発信時間を記入する。

オ．　町内会、自治会等への連絡

本部は、必要に応じて、町内会、自治会長へ緊急連絡を行う。

（２）　市管理施設、事業所等の緊急広報の方法

ア．　不特定多数の市民が利用する施設や繁華街、事業所等の管理者及び事業者は、災害発生時の混乱の防止を図るため、利用者が冷静に初動行動ができるように館内放送や非常用放送設備を用いて広報を実施する。

イ．　商店街等の事業者は、災害発生直後の来街者の安全確保のため、有線放送等を用いて広報を実施する。

ウ．　鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うため広報を実施する。

エ．　有線放送事業者は、災害発生直後には混乱防止放送内容について、広報を実施する。

（３）　一般広報の方法

ア．　報道機関との連携

（ア）　本部長は、本部が設置されたときは、広報担当の責任者を置き、定期的な報道連絡や記者会見を行い、市民に対して速やかに情報提供を行う。

（イ）　情報班は、報道機関（日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱、日刊紙、日刊地方紙等）に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報の提供を行う。なお、報道機関への広報は、広報用専用室を設けて行い、適切な方法に沿って実施し正確な情報提供に努める。

（ウ）　情報班は常に情報を収集し、一貫して報道資料を作成し随時公表するものとする。また報道機関からの照会、問い合わせの受付及び返答についても、原則として同班を通じて行うものとする。

イ．　広報刊行物の発行

（ア）　情報班は、「宇治市政だより号外」などの広報刊行物を作成し、各班等へ送付する。

（イ）　各班は、広報刊行物に掲載する広報内容を情報班に提出する。

（ウ）　地区班は、地元組織等に対して広報刊行物の配布の協力を依頼する。

（エ）　地元組織等は、地区班と協力して避難所への配布、被災地への個別配布、掲示板への

掲示を行う。

（オ）　各班は、市民に広報された内容については、班職員への徹底を図る。

ウ．　現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、情報班が関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、消防班等の現場指揮者の判断により行う。

エ．　その他の広報

（ア）　情報班は、市民への広報刊行物等による広報内容について、必要に応じて、ソーシャルメディアや宇治市ホームページ等のインターネットを利用して情報提供を図る。

（イ）　本部事務局及び情報班は、ボランティア等と連携して、外国語による広報刊行物を作成するとともに、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する仕組みを検討する。

４．記録写真等資料の収集

本部事務局及び情報班は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。さらにソーシャルメディア等インターネットで情報収集を行えるサービスの活用を検討する。

第２節　広聴活動

担当	災害対策本部	総務班、地区統括班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班 地区統括班	広聴活動	
	災害情報、被害状況、問合せ、要望、相談等	市民、本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班 地区統括班	広聴活動	
	災害情報、被害状況等	本部事務局、情報班、市民

１．緊急問い合わせへの対応

（１）　総務班は、災害発生直後に多発すると想定される電話による市民からの問い合わせや相談に対し、「問い合わせ対応チーム」（仮称）を組織して対応する。

（２）　総務班は、「問い合わせ対応チーム」の編成にあたり、電話回線の確保や場所の確保など必要な連携を行う。

（３）　「問い合わせ対応チーム」は、問い合わせへの対応方法の内容を本部事務局へ確認し、統一的な回答文書として作成し、掲示又は班員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。

（４）　「問い合わせ対応チーム」は、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については情報班へ報告し、必要に応じて広報紙等への掲載を依頼する。

２．臨時相談所の開設・運営

（１）　他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、地区班は、本部長の指示により被災地域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。

（２）　地区班は、臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、

早期解決を図るように努力する。

（３）　地区班は、相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため、「相談内容聴取用紙」を用いて相談等の記入を行う。

資料１－22　相談内容聴取用紙

（４）　地区班は、相談内容、件数、処理内容、件数等を相談内容等報告書により定期的に本部へ報告する。ただし、急を要すると判断される場合は、本部にファックス等により速報する。

資料１－23　相談内容等報告書

第５章　災害救助法の適用

担当	災害対策本部	共通、本部事務局、福祉班

災害により、災害救助法の適用基準を超える大きな被害が生じた場合、被災者の保護と社会秩序の保全の面から、災害救助法の適用を受け、被災者に必要な救助を実施する。

本章では、災害救助法が適用された場合の対応について必要な事項を定める。

第１節　災害救助法の適用基準

１．災害救助法による救助の実施

本市域の災害が、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日　法律第 118 号　以下「救助法」という。）の適用基準を超える場合、府知事より、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助が実施される。

市長は、救助法に基づき府知事が救助に着手したときは、府知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに府知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、すみやかにその内容を詳細に府知事に報告しなければならない。

なお、緊急を要する時は、府知事による救助法に基づく救助の実施を待つことなく、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処理について指示を受けるものとする。

（１）　避難所の設置
（２）　炊き出し等食品の給与
（３）　飲料水の供給
（４）　被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
（５）　医療
（６）　助産
（７）　災害にかかった者の救出
（８）　住宅の応急修理
（９）　学用品の給与
(10)　埋葬
(11)　遺体の捜索
(12)　遺体の処理
(13)　障害物の除去

２．救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一つ以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

（１）　本市の区域において、100 世帯以上の住家が滅失した場合
（２）　京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000 世帯以上の場合であって、本市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記の滅失世帯数の半数以上であること。
（３）　京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が 9,000 世帯以上であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であること。
（４）　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものである

こと。

（５）　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当すること。

３．被災世帯の算定基準

（１）　住家の滅失の算定

救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

ア．　住家が全壊、全焼又は流失した世帯は１世帯とする。

イ．　住家が半壊又は半焼したものにあっては２世帯をもって１世帯とみなす。

ウ．　住家が床上浸水、土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって１世帯とみなす。

（２）　住家の滅失等の認定

ア．　住家が全壊、全焼又は流失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価 50%以上に達した程度のもの。

イ．　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が､その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の 20%以上 50%未満のもの。

ウ．　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア.及びイ.に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。

（３）　世帯及び住家の単位

ア．　世　帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ．　住　家

現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、１住家として取り扱う。

４．災害救助法による災害救助の方法、程度、期間の基準

資料１－24 に示す。

資料１－24　救助の方法、程度、期間等早見表

第２節　活動計画

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	府知事への報告	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関
	災害救助法に関する情報	
	災害救助法に関する情報	厚生労働省、京都府等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	府知事への報告	
	災害救助法の適用要請	京都府知事
	災害救助法の適用周知	
	災害救助法に関する情報	市民

１．救助法適用時の措置

救助法を適用する場合、本部長は復興班の担当部署を指名し、速やかに次の措置を講ずる。

復興班は、関連する部局と協力し、り災調査、り災証明書の発行、災害救助法に伴う各種支援業務、府との連携による支援事業、本市の支援事業のとりまとめを行う。

（１）　本市における被害状況の実態把握

（２）　救助法の適用基準該当の有無判定

（３）　災害救助の種類の判定

（４）　災害救助実施計画の策定

（５）　救援救護活動

２．救助の実施状況及び費用のとりまとめ

救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用についてまとめる。

３．救助費用の精算

救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、市から府知事に対して行う。

初動対応から救助が完了するまでの間、救助の実施状況の記録、実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存する。

４．府知事への報告

（１）　災害に際し、本市における災害が「本章第１節」の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、ただちにその旨を府知事に報告するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。

（２）　災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手し、その状況をただちに府知事に報告し、その後の処置に関して指揮を受ける。

５．救助法の具体的な検討

各救助などの実施にあたっては、救助法の要件や基準と合致するよう、実際の指示・契約・発注・支出方法などの事務処理について整理するものとし、業務の内容についても、事前の想定等により検討を行うものとする。また、これらの事前検討作業に基づき、担当課、執行体制、事務フローの具体化に努めるとともに、必要に応じて速やかに予算措置等を講ずるものとする。

第６章　交通規制及び警戒警備活動

担当		関係機関	警察署

震災時には、負傷者の搬送、応急資機材及び食料品の搬入など救援・救護のための緊急車両等がスムーズに通行できるよう交通規制をすることが重要である。また、被災地を犯罪から守り市民が安心して過ごせるよう治安維持のための警戒警備が必要である。

これらは、警察、民間警備会社等と協力と連携を図り、進めることが大切である。本章では、交通規制及び警戒警備について必要な事項を定める。

第１節　交通規制

災害時の交通の確保は、被害を最小限に抑える上からも重要である。消火活動、救援・救護活動、負傷者の搬送、緊急物資及び食料の輸送などを迅速に行うには、交通規制は欠かせないものである。

１．交通規制の実施

（１）　緊急道路の確保

主要幹線道路への一般車両の進入を規制し、緊急車両がスムーズに通行できるようにするため、警察は、あらかじめ事前に震災時に交通規制する緊急交通路指定予定路線を定めておき、これに基づいて交通規制を実施する。

また、道路管理者は区間を指定して車両等の移動を命令、若しくは自ら移動させることができる。

（２）　交通規制

災害発生直後は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、警察官はあらかじめ定められた緊急交通路指定予定路線等に対し、一般車両の被災地への流入を防ぐための交通規制を実施する。

災害対策基本法第 76 条に基づき、交通規制を実施しようとする場合において、当該現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることができる。

２．ボランティア、警備会社との協力

一般車両の交通規制にあたり、警察官だけでは人員が足りない場合もあるため、警備会社、ボランティアなどの協力を求めるものとする。

３．広報活動

被災者及び一般住民に対して、被災地の交通状況や規制の状況について、報道機関等を通じて迅速な広報活動を行う。

（１）　報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、一般車両の被災地への運行を抑制するため、被災地の交通状況、交通規制の状況等についての広報を要請する。

（２）　被災地における広報

被災地における通行車両の運転者等に対し、交通規制の情報を広報して、車両運行の抑制、協力を依頼する。

第２節　警戒警備活動

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生する等、社会的な混乱が生じることが予想される。

震災時における警戒警備は、他関係各機関が連携を図り、防犯推進委員等の地域自主防犯組織の協力を得て住民の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、取締り等の総合的活動により災害地の治安維持にあたるものとする。

１．対策本部の設置

宇治警察署は、対策本部を設置して、次の警戒警備にあたるものとする。

（１）　被災住民に対する避難場所等安全な場所への誘導

（２）　倒壊家屋・ビル等からの被災者の救出救助活動

（３）　行方不明者の捜索及び迷子人等の保護活動

（４）　被災地に対する警戒警備による犯罪の予防・取締り等の活動

（５）　災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止活動

２．住民、他機関との協力

（１）　自主防犯組織等との協力

防犯推進委員等自主防犯組織によるパトロールの協力を要請するとともに支援する。また、自然発生的に地域住民による自警団が組織されることも予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する指導、支援等も行う。

（２）　警備会社等との協力

警備にあたり、民間の警備会社等と連携・協力して警備を行う。

警備活動にあたり、事前に民間の警備会社等と契約を締結しておき、その取り決めに沿って行動する。

３．広報活動

被災者に対して、防犯について注意を促すとともに、犯罪が多発する場所、犯罪による被害状況等の情報を現場での広報、報道機関を通して、迅速に広報活動を行う。

（１）　報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、防犯に関する情報の広報の要請をする。

（２）　被災地における広報

避難所、仮設住宅等の被災者に対して、防犯に関する情報を提供し、防犯を呼びかける。

４．復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底

暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第７章　消防対策

担当	災害対策本部	消防班

地震発生時には、同時多発の火災に加え、危険物施設等からの災害が予想される。
火災の延焼阻止、危険物施設等からの二次災害の防止など災害の拡大を防止するため、震災時における消防機関及び危険物施設の管理者等の活動態勢や応急活動、消防相互応援体制など、応急対策の確立が必要である。

また、消火活動にあたっては、地域住民、消防団等と連携を図った取り組みが行えるよう体制を整えておくことも必要である。

本章では、震災時における消防活動及び危険物等の対策について必要な事項を定める。

第１節　消防署の活動態勢

消防署は、住民の生命、身体及び財産を震災による火災等から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、消防活動に万全を期するものとする。

第２節　震災消防活動

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	市民、防災関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	本部事務局、消防団等

１．消防署の活動

（１）　出動区域は市全域とし、震災による火災発生時には、全消防力をあげて消火活動にあたる。

（２）　火災の種類、規模、発生数による消防車、消防隊員の確保を速やかに行い、震災消防活動体制を早期に確立する。

（３）　消火活動と並行して人命の安全確保を最優先とした救助・救急活動を行い、特に延焼のおそれが少ない場合は、救助・救急活動を主力に行う。

２．情報収集等

（１）　消防署は、119 番通報、高所見張情報、情報収集隊（消防用ドローン隊含む）による情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。

（２）　防災関係機関等と情報交換を行い、情報を相互に共有する。

３．消防団の活動

（１）　出動区域は各分団の担当区域とし、地震発生時には、火元の始末を住民に呼びかけ出火防止を行う。

（２）　住民への避難の呼びかけ、誘導、避難時の安全確保等行う。
（３）　消防活動上必要な情報や被災状況の情報の収集を行い、防災行政無線等を活用し防災関係機関等に伝達を行う。
（４）　火災発生時には、消火活動、群衆整理、避難の道路確保等を、独自若しくは消防署と協力して行う。
（５）　住民と一体となった救出活動を行い、負傷者の応急措置を行う。
（６）　所轄消防署の消防署応援要員として消火活動等を行う。
（７）　被災状況に応じて、他分団区域へ応援出動を行う。

資料１－25　消防情勢の現況
資料１－26　消防信号

第３節　消火栓以外の消防水利の活用

地震被害により消火栓の利用ができないことも予想されるため、その場合は、他の消防水利を活用する。

１．学校プール水の活用

事前に整備された学校プールに設けられた取水口を活用する。

２．河川水等自然水利の活用

事前に整備され、直接汲み上げることが可能な河川・池の水を活用する。

３．防火水槽、消火（防災）用井戸の活用

事前に整備された防火水槽、消火用井戸を活用する。

第４節　応援要請

地震火災が拡大・延焼し、災害の規模が甚大となる恐れが生じ、市の消防力で対応しきれないときには、他の市町村、消防機関あるいは府に応援を要請する。

（１）　市域における災害が著しく拡大し、市の消防力で対処できない場合、近隣市町（京都市、城陽市、久御山町、京田辺市、大津市間（一部の区域）と消防相互応援協定に基づく）に消防隊等の派遣を要請する。
（２）（１)においても、対処できない場合は、広域消防応援を要請する。
　大規模災害及び特殊災害を広域的に処理するためには、京都府広域消防相互応援協定が定められている。
（３）（１)、(２)においても、対処できない場合は、市長は本編第８章「応援要請計画」に基づき、緊急消防援助隊等の消防機関の応援を要請する。

資料１－27　京都府広域消防相互応援協定書

第８章　応援要請計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、建設班

大規模な災害が発生した場合、本市だけでは対応が困難な場合、国、府、他市町村等の各機関に対して応援を要請する。

なお、本計画は、関西広域連合が定める「関西防災・減災プラン」及び京都府地域防災計画との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第１節　他の地方公共団体等への応援要請

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班、建設班	国や他の地方公共団体への応援要請	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班、建設班	国や他の地方公共団体への応援要請	
	災害状況、理由、希望機関、希望人員・物資 場所・期間、活動内容	京都南部都市災害時応援協定締結市町、府知事、協定締結市、近畿地方整備局

１．災害時相互応援協定締結市町への応援要請

本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市災害時相互応援協定及び遠隔地の都市との災害時相互応援にかかる協定等を締結している。大規模な災害発生に本市だけでは対応が困難な場合、本部長は関連部局と協議の上、次の事項を明確にし、連絡体制（資料１－28）に従い、各市町に要請する。

（１）　災害の状況及び応援を求める理由
（２）　応援を希望する機関名
（３）　応援を希望する人員、物資等
（４）　応援を必要とする場所、期間
（５）　応援を必要とする活動内容
（６）　その他必要な事項

資料１－28　京都南部都市災害時相互応援協定団体　連絡体制

２．京都府への応援・応援あっせん要請

本市又は近隣市町の相互応援体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に応援又は応援のあっせんを求める。ただし、緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは、各班等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。その場合においては、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

応援要請に当たっては、原則として，次の事項を明らかにして行う。

（１）　災害の状況及び応援を求める理由

（２）　適用する法令、協定等
（３）　応援を希望する機関名
（４）　応援を希望する人員、物資等
（５）　応援を必要とする場所、期間
（６）　応援を必要とする活動内容
（７）　その他必要な事項

３．緊急消防援助隊の応援要請

本市域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする。

資料１－29　緊急消防援助隊連絡体制

４．国土交通省近畿地方整備局への応援要請

本市内で重大な災害の発生又は、発生する恐れがある場合等に「災害時等の応援に関する申し合わせ」に基づき、国土交通省近畿地方整備局長に応援を要請する。

５．被災建築物被災宅地応急危険度判定の支援要請

本市域における災害が甚大で、本市又は近隣市町の相互応援体制では対処できないと認める場合、京都府に支援の要請をする。

第２節　関係協力機関への連絡及び要請

消防を除く関係協力機関及び連絡や要請する事項は、資料１－30 に示す通りである。

資料１－30　関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

第３節　自衛隊災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際して、市民の人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合における自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣について、その要請手続きを定める。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	自衛隊災害派遣要請	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	自衛隊災害派遣要請	
	自衛隊災害派遣要請、災害状況、理由、必要資源（人員・物資）	府山城広域振興局長他

１．災害派遣要請基準

（１）　市長は、市域に災害が発生し、又はその恐れがある場合で、消防や警察等の関係機関の機能

をもってしても、なお災害対策活動の万全を期し難いときは、府山城広域振興局長を通じて知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

（２）　市長は、通信途絶等により府山城広域振興局長を通じて知事への派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を市域に係る災害派遣担当部隊長に直接通知することができる。この場合、市長はすみやかにその旨を府知事に報告しなければならない。

上記（１）、（２）の派遣要請に関する手順を資料１－31 に示す。

直接派遣を要請する連絡先は、陸上自衛隊第４施設団長（宇治市）とする。

資料１－31　自衛隊派遣要請系統図

２．災害派遣要請要領

市長が知事に自衛隊の災害派遣要請を具申しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻すみやかに文書を作成して正式に要請する。

（１）　災害の状況及び派遣を要請する理由

（２）　派遣を希望する期間

（３）　派遣を希望する区域及び活動内容

（４）　その他参考となるべき事項

３．災害派遣部隊の受け入れ態勢

自衛隊の派遣が決定された場合、次の受け入れ態勢を図るものとする。

（１）　受け入れ準備

ア．　自衛隊の宿泊施設・野営地、車両・資機材等の保管場所は山城総合運動公園（太陽が丘）とする。また、災害の状況によっては資料編に示す集結適地から活用する。また、派遣部隊用のＮＴＴ電話回線を準備する。

イ．　災害派遣部隊にヘリコプターが含まれる場合は、第 16 章　緊急輸送　に示す資料１－32 ヘリコプター離着陸予定地一覧より指定する。

ウ．　災害派遣部隊及び府との連絡要員をおく。

エ．　災害派遣部隊の活動にあたり、現場責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業を円滑に進める。

オ．　災害派遣部隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、市においてあらかじめ準備できるように努める。

資料１－32　ヘリコプター離着陸予定地一覧

（２）　派遣部隊到着時の措置

ア．　知事に災害派遣部隊の到着を報告する。

イ．　災害派遣部隊の到着が、他の災害救援及び災害復旧機関と競合重複することがないよう効率的な作業の分担について協議する。

４．撤収の要請

災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、市長は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとるものとする。

第４節　受援や体制の確立

国や他の自治体等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、関係機関の応援部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保を図るなど、必要に応じて次の業務や体制づくりに取り組む。

（１）　消火、救助、救急部隊等受入
（２）　重症患者広域搬送・保健医療福祉活動チーム受入
（３）　救援物資受入
（４）　他自治体等の応援要員受入
（５）　広域避難
（６）　宇治市災害ボランティアセンターへの要請とボランティア受入表明
（７）　ホテル・旅館、公共施設の空きスペースなど、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化

第９章　避難誘導計画

災害により、市民の生命が危険にさらされている場合、また、二次災害が発生するおそれがある場合、避難指示を発令し、避難誘導を実施する。

第１節　避難指示等

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	避難の指示等	
	建物被害状況、火災情報	地区統括班、市民等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	避難の指示等	
	指示者、理由、避難対象、避難所名・場所、避難経路、注意事項	市民、府知事、関係機関

１．実施責任者

災害の種類等により、避難の指示を行う実施責任者は、下表のとおりである。

災害全般については、第一次的に住民に直結する市長が指示を行うものとする。また、避難所の開設についても市長が（災害救助法が適用された災害にかかるものについては知事の補助執行者として）行うものとする。

なお、避難指示等を行うために、外部からの情報を速やかに、かつ的確に把握し、早い段階から気象情報・警報、地域の情報の入手に努めるとともに伝達手段の多様化（インターネットの活用等）を促進する。

表　災害の種類等による実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長（指示）	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官（指示）	〃	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条第１項
海上保安官（指示）	〃	災害対策基本法第 61 条
知事又はその命を受けた職員（指示）	洪水、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり防止法第 25 条
水防管理者（指示）	洪水、高潮	水防法第 29 条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第 94 条

２．対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある地域の居住者、滞在者その他の者とする。

３．一般的基準

震災による火災の拡大や家屋倒壊等により地域住民の避難が必要な状態に至った場合、避難の指示を行う。

４．方法

災害対策本部長（市長）は、本市域内において危険が切迫し、必要と認めた場合には、宇治警察署長、消防長と協議のうえ、住民等に対して避難のための立退きの指示を行う。この場合、本部長は速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときはただちに公示し知事に報告する。

なお、警察官又は自衛官が指示する場合は次のとおりである。

（１）　警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市長が指示できないと認められるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市長に通知する。

（２）　自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、市長、消防長等と連絡協議のうえ避難措置を行い、又は協力するものとする。

５．指示の伝達及び事前措置

避難の指示者及び関係の各機関は、避難のため立退きを指示したとき、又は指示等を承知したときは、次の要領により当該地域の居住者等及び関係機関に連絡し、その周知徹底を図るものとする。また、避難のための立退きの万全を期するため、事故災害の発生により危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路及び警鐘、サイレン等による周知方法等について、あらかじめ徹底させておくものとする。

（１）　伝達の方法

ア．　ラジオ、テレビ放送等による伝達

日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱等の放送局に対して指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

イ．　広報車による伝達

市、消防署、警察署の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ．　個別巡回による伝達

市職員（地区班員）、消防職員、警察官、消防団員などにより関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要あるときは各家庭を個別に訪問して伝達の周知徹底に努める。

エ．　電子メールによる伝達

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。

オ．　町内会、自治会等への伝達

必要に応じて、町内会、自治会長へ電話等により伝達する。

カ．　宇治市ホームページ等による周知

宇治市ホームページやフェイスブックにて、周知する。

（２）　伝達の内容

避難の指示を行う場合の伝達内容は次のとおりとする。

ア．　指示者

イ．　指示の理由

ウ．　避難を要する地域

エ．　避難所の名称及び所在地

オ．　避難経路（必要がある場合）

カ．　注意事項（盗難の予防、携行品、服装等）

第２節　警戒区域の設定

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定に基づいて、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命じることができる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	警戒区域の設定	
	震度情報、被害状況	気象台、各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	警戒区域の設定	
	警戒区域への立入り制限及び撤去	当該地域に関わる者

第３節　避難の方法

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、消防班、福祉班、地区統括班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	移送の応援要請	
	被災規模	各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	移送の応援要請	
	応援要請	府山城広域災害対策支部

１．避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の点の周知徹底を図るものとする。

（１）　避難する前に「火を出さない」「出火した場合は初期消火を行う」など、まず、家庭や事務

所での防火を徹底する。また、家屋の倒壊等で救出を要する事態が発生していれば、近隣の住民の協力により救出する。

（２）　会社、工場にあっては、毒物・劇薬や油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

（３）　避難者は、避難する時にまず持ち出すものとして貴重品、衣類、応急医療品、携帯ラジオ、非常食品、照明器具等を１次持ち出し品として携行する。 また、宇治市災害時安否確認ボード等を所有する場合は、玄関先等に掲げるものとする。

（４）　避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。

（５）　服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行するとともに、運動靴を履くようにする。

（６）　災害直後の数日間を自給できるようにするための食料品、水、燃料等の２次持ち出し品を各家庭でも備蓄する。

（７）　各号のうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。

（８）　なお、病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

２．避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

（１）　避難の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、市職員（地区班員）等が行うものとするが、誘導にあたっては極力安全と統制を図るものとする。

なお、地域住民組織・町内会、自治会等の自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求めるものとする。

（２）　避難にあたっては、妊産婦、傷病人、老幼者、障害者等を優先する。

（３）　誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、誘導の安全を期するものとする。

３．移送の方法

避難、立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を必要とし、市において処置できないときは府山城広域災害対策支部に対し応援要請を行うものとする。

第４節　避難所、避難道路の指定及び安全化

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、消防班、福祉班、地区統括班

１．避難所の指定

避難所は、震災による延焼火災から市民の生命及び身体の安全を確保するため、前もって安全な場所を選定しておき、平常時から市民に周知徹底を図る。

２．避難路の確保

前もって決められた避難経路を通って避難できるよう誘導する。

警察官、消防職員・団員、市職員、道路管理者は、住民が安全かつ迅速に避難が行えるよう、障害物等を除去し、通行確保にあたる。

また、決められた避難経路に通行の危険が生じた場合は、別に避難経路の標識を設置し、速やかに避難所へ誘導できるようにする。

３．避難路の条件

避難路は、市民が避難するために重要な道路・緑道をいい、なかでも特に重要な避難路については、次の条件によりあらかじめ選定し、安全確保とネットワーク化を図るものとする。

（１）避難路は、おおむね 10m程度の幅員を有すること。

（２）落下物、倒壊物による危険など、避難にあたっての障害のおそれが少ないこと。

（３）危険物施設等による火災・爆発等の危険が少ないこと。

資料１－43　重要な避難路一覧

第５節　学校等の集団避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

学校、園においては、平素から関係機関と協議のうえ、避難訓練等を実施するとともに、適切な処置、行動ができるよう、その組織等を確立して、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。

なお、休校（園）、登下校の指導については、本編第３編第 24 章「文教対策」計画に準じて実施する。

第６節　火災に対する避難計画

担当	災害対策本部	消防班

病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者又は施設の長等は、非常時に際して的確な避難行動ができるようあらかじめ避難計画をたて、必要な訓練を行うものとする。

第 10 章　避難収容対策計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、福祉班、教育班、地区統括班

災害により住家を失った被災者等に対しては、速やかに避難所を開設し、これを受け入れる。避難所の管理・運営は施設管理者、地元組織が協力して対応するものとする。

第１節　避難所の開設

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 教育班 地区統括班	避難所の開設の判断	
	災害情報及び被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 教育班 地区統括班	避難所の開設	
	避難所の開設指示	地区統括班・教育班を通じて地区班・学校長等施設管理者

１．避難施設と収容可能人員

避難所は、公共施設等の建物の中から、建築物の耐震性、防災性及び設備の充実度等を考慮して指定緊急避難場所、指定避難所、その他避難所及び福祉避難所を設置する。

（１）　一時集合場所は、近所の集会所や公園・空地など一時的に集合して様子を見る場合又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所として、地域の自主防災組織等が位置づけるものとする。

（２）　指定緊急避難場所については、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

（３）　指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

（４）　その他避難所は、災害がある程度落ち着いても、なお引き続き避難を必要とする場合の中長期的な避難所として位置付ける。

（５）　福祉避難所は、「特に配慮が必要な人たち」の収容が可能な施設とし、協定を締結している福祉施設や、一般の避難所に、福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づき確保したスペースとする。

なお、収容可能人員は、資料１－２に示すとおりである。

（６）　感染症の流行期においては、必要に応じ発熱者等用避難所の開設を行う。

資料１－２　避難施設一覧

資料１－７　民間業者等との協定締結一覧

２．避難所の開設

（１）　避難所

ア．　避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、地区班と学校長等施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。

イ．　開設にあたっては指定緊急避難場所（市立の小中学校）を優先して開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、あらかじめ定めておく。

なお、災害の規模に応じた避難所の開設のあり方について別に定めておくこととする。

ウ．　各避難所においては、避難者の受け入れ場所、介護、医療等スペースをあらかじめ決めておく。

（２）　開設基準

避難所の開設は、災害救助法の開設基準に準じて開設する。

（３）　対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

（４）　開設期間

災害発生の日から７日以内（必要な場合は、期間を延長する。）

第２節　避難所の運営

１．避難所の運営

市は避難所の運営のために職員を派遣する。

避難所の運営にあたっては、警察等の防災関係機関、自主防災リーダーや地域住民組織等の協力、支援を受け行う。避難者の安全確保と治安維持を図るため、消防、警察は、巡回パトロール等を実施する。

（１）　避難所での生活

ア．　多くの避難者が共同で生活するため、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて、避難所での生活ルール、感染予防対策等必要な措置を講じるよう努める。

イ．　大規模な災害により避難所生活が長期化することが見込まれる場合、可能な限り避難者が自主的な運営を行うよう努める。

（２）　避難所の管理

ア．　避難所の担当職員は、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策アニュアルに基づいて避難所の管理を行う。

イ．　学校使用の場合は、学校は、避難所運営について協力・援助する。

２．避難所の運営内容

避難所開設後、避難所運営マニュアルに基づき、速やかに次の事項を行う。

避難所における多様な性の視点に十分配慮しながら、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

特に、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、犬や猫等の家庭動物（ペット）との同行避難についても、国や府のガイドライン等を踏まえ、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保等に努める。

（１）　名簿の作成

避難所の担当職員は、当初の段階は避難者数の概数把握を優先するが、その後、できるだ

け速やかに、入退所届けにより避難者名簿を作成し、本部に報告する。

（２）　避難所の状況報告

避難所の担当職員は、避難所日報を作成し、収容状況、地域住民のニーズ等を地区統括班に報告する。

（３）　「特に配慮が必要な人たち」の援護

避難所の担当職員は、「特に配慮を必要とする人たち」の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペースの確保など、必要な援護を行う。

（４）　飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握

避難所の担当職員は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布する。

また、食事供与の状況、トイレの設置・利用状況等から需要量を把握し地区統括班に連絡する。

（５）　自宅避難者等に係る情報の把握

避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の把握に努め、地区統括班への報告を行う。

（６）　避難生活の長期化に伴う対応

避難の長期化等の必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

その他、災害の規模・被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

（７）　感染症に伴う対応

災害時の避難所では、感染リスクが高まるため、十分な感染予防対策を徹底するとともに、避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、避難者の健康管理に配慮する。

（８）家庭動物（ペット）との同行避難者の対応

避難所の担当職員は、犬や猫等の家庭動物（ペット）と同行避難した人たちに対し、他の避難者や避難所内の状況を踏まえ、適切なスペースの確保など必要な措置を講じるよう努める。

第 11 章　特に配慮を必要とする人達の安全確保

震災時において、障害者や寝たきりの高齢者、介護を必要とする病人など特に配慮を必要とする人達は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることがきわめて困難である。

発災直後の避難所への避難誘導や避難所での生活にあたって、特段の支援と配慮が必要であり、これらに対応するには、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力が不可欠である。

本章では、特に配慮を必要とする人達に対する配慮について必要な事項を定める。

第１節　高齢者、障害のある人達への配慮

担当	災害対策本部	福祉班

要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人たちに対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効である。そのため、地域住民やボランティア団体等との協力体制を平常時において確立しておくことが重要である。

１．発災後の避難誘導における介護支援体制の確立

（１）　要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障害のある人等、自力での避難が困難な市民に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効であるため、自主防災組織やボランティア等との協力体制を整えておき、すみやかな避難に対応できるように努める。

（２）　ケースワーカー、保健師、地域包括支援センター職員、民生委員等と地域ボランティア等が連携・協力し、安否確認、介助等の必要な支援ができる体制を整え、避難等の救護、救援にあたる。

（３）　協力体制の確立されていない地域については、重点的に救援体制を組む。

２．避難所における配慮

避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。また、高齢者や、障害者等、地理に不案内の人なども生活をすることになり、それぞれのニーズと視点に応じて十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づきスペースを確保するほか、要介護高齢者や障害のある人で、一般の避難所での生活が困難であると認められる場合、福祉避難所の設置運営等に関する協定に基づき福祉避難所の開設を要請し、福祉施設での収容に努める。

（１）　仮設トイレの設置等について配慮し、プライバシーに対しても十分配慮する。

（２）　情報の伝達にファックス、ラジオ、インターネット、電子メール等の活用や手話、要約筆記、筆談、点訳、音訳、代読、拡大写本について手話通訳者等の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。

（３）　医薬品や治療及び補装具を必要とする市民に対して、関係機関と連携して支援できる体制を整備する。

３．福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害のある人達に対するきめ細かな援護体制を確立するため、早期に総合的な相談窓口を開設する。

４．社会福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

（１）　社会福祉施設等（高齢者福祉施設、障害者福祉施設）は、要介護高齢者や障害のある人にとって不可欠な施設であるため、被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

（２）　重度の要介護高齢者や障害のある人に対しては、社会福祉施設の避難所としての利用を図る。

（３）　管内の社会福祉施設と連携し、被災者の受け入れと水、食料、保健福祉サービス等が速やかに提供できる体制の確立に努める。

（４）　移動が可能で希望する要介護高齢者と障害者については、府内及び近隣府県の社会福祉施設等への緊急入所を勧める。

第２節　女性・乳幼児等への配慮

担当	災害対策本部	福祉班

１．女性・乳幼児等への配慮

女性被災者については、女性のための相談コーナーの開設、避難所には着替えや授乳のためのスペースを設ける等のプライバシーに対する配慮を行う。

避難所では、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を確保、提供できるよう努める。

２．要保護児童への対応

要保護児童を発見した時は、児童相談所に連絡するとともに、事態を把握し親族等への情報提供を行う。

必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

３．児童福祉施設の早期復旧と平常業務の再開

保育所等の児童福祉施設は、被災後の早期復旧と平常業務の再開に努める。

４．妊産婦にかかる対策

妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

また妊産婦の健康管理には特に留意することとし、京都府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

第３節　外国人、観光客保護・帰宅困難者対策計画

担当	災害対策本部	産業班

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

１．観光客・帰宅困難者への広報

「むやみに移動を開始しない」ことの広報を行う。

また、災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用方法についても広報する。

２．交通情報の提供・一時収容施設等の提供

（１）　駅での情報提供

駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。また、災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。さらに、帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

（２）　帰宅支援拠点等の提供

帰宅支援拠点は、「災害発生時における観光客等帰宅困難者の施設使用に関する協定」に基づき、協定締結者に対し一時滞在施設の開設を要請する他、京都府等と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。

帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦の受入を優先する。

３．災害時帰宅支援ステーションの情報提供

京都府が、災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して帰宅支援サービスの提供の実施を要請した場合、その開設状況の把握に努め、把握した開設情報について駅及び帰宅支援拠点等において情報提供を行う。

４．外国人への配慮

日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、外国人罹災者を対象とした窓口を開設する。

また、ホームページや電子メール、ソーシャルメディア等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。

避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第４節　避難行動要支援者の支援

担当	災害対策本部	本部事務局、福祉班

市は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要す者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難行動要支援者に対する支援対策を講じ、その取組みについては、町内会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者と連携し、協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制」の確立を目指す。

１．地域における支援体制の確立

避難行動要支援者への支援は「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯感に基づいている。市は、地域の中での役割を明確にし、避難行動要支援者支援体制の確立に努める。

２．対象者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。また、避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認められるときには京都府知事及び関係機関に要配慮者に関する情報の提供を求めるほか、避難行動要支援者の名簿の作成に向け、対象者の把握や名簿への登録について、積極的な呼びかけを行う。

（対象者の範囲）

（１）　要介護３～５の認定者のうち在宅の方、
　　65 歳以上で一人暮らし、65 歳以上の方のみの世帯の方

（２）　難病患者、身体障がい者手帳１・２級、療育手帳 A の認定を受け在宅の方

（３）　その他自力での避難が困難な方

（名簿の記載事項）

（１）　氏名

（２）　生年月日

（３）　性別

（４）　住所又は居所

（５）　電話番号その他の連絡先

（６）　避難支援等を必要とする事由

（７）　前各号のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

３．避難支援等関係団体

町内会、自治会、警察、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者（以下「避難支援等関係団体」という。）は自ら安全確保のうえ、避難支援にあたることとし、日ごろから避難行動要支援者に対する見守りや声掛け等を行い、情報の把握・共有を図り、災害時に助け合える地域づくりに努める。

また、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者等による支援は、自らの安全を確保しながら無理のない範囲での支援となり、災害状況によって、支援者自身が被災し、支援を行うことができないことも想定されるため、災害時の支援が必ず保証されるとは限らないことの理解を得るようにする。

市は避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の適切な管理について協定を締結するなど情報漏えいを防止するための措置を講じ、避難行動要支援者本人の同意を得たものの登録情報を避難支援等関係団体に平常時から提供する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係団体に対し、本人の同意の有無に関わらず名簿情報を提供する。

なお、把握した避難行動要支援者の個人情報については、受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないようにするなど適切に取り扱い、定期的に更新し適切に管理する。

第 12 章　救助・救急

担当	災害対策本部	消防班

震災時には、建物等の倒壊、火災の発生等で数多くの救助・救急を要する事態が予想される。このため、関係機関との連携・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期すことが必要である。

本章では、救助・救急について必要な事項を定める。

第１節　救助・救急体制

救助・救急は、消防機関が中心となって担当し、警察、自衛隊、消防団、地域住民等の連携・協力のもとに活動にあたる。

（１）　救助・救急活動は、救助隊、消防隊及び救急隊が、資機材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。

（２）　救助・救急活動に必要な重機等は、関係事業者の協力を得て、迅速に調達を図り、人命救助・救急活動を行う。

（３）　救急活動にあたっては、救護所が開設されるまでの間は、消防署内に応急救護所を設置する。

（４）　傷病者の救護には、医療関係機関、消防団、ボランティア団体等の協力・連携のもとにあたる。

（５）　傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、重症者を最優先とし、救急車、ヘリコプター等で、医療機関に迅速に搬送する。

（６）　救出作業中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	要救助者の把握、災害情報	警察、自衛隊、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報、救助情報	本部事務局、近隣消防本部、京都府、警察、自衛隊、消防団

第２節　救出の活動

被災者の救出は、一刻を争う事態の発生が想定される。

この想定される事態は

（１）　火災時に火中に取り残された場合

（２）　倒壊家屋の下敷きになった場合

（３）　崖崩れ等により生き埋めになった場合

（４）　列車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客等の救出が必要な場合

などがあり、生命身体が危険な状態にある場合を優先し、関係機関が一致協力して救出にあ

たる。

救出方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保って、その活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第３節　安否不明者の情報収集と関係機関への協力要請

救助・救出にあたり、安否不明者の情報収集を積極的に行うとともに、消防機関のみで救出が困難な場合は、速やかに府山城広域振興局、宇治警察署、その他隣接市町等に協力を要請し、必要に応じ自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣も要請する。これら関係機関の連携・協力のもとに活動にあたる。

第４節　災害救助法による救出

（１）　費用の限度

舟艇、その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

（２）　救出の期間

災害発生の日から３日以内

第５節　惨事ストレス対策

救助・救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第６節　安否不明者の氏名公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに、救助活動の効率化・円滑化のため、京都府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。

第 13 章　医療助産

担当	災害対策本部	福祉班

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想され、医療救護における一刻一秒が被災者の生命を左右することから、迅速な対応が必要である。

本章では、医療救護の初動医療体制、後方医療体制、心のケア対策について必要な事項を定める。

第１節　実施責任者

震災における医療及び助産は市長が独自の応急対策として実施するものとするが、災害救助法を適用した場合及び府知事が必要と認めた場合には府知事が行うものとする。

第２節　医療及び助産の対象者

（１）　震災による負傷者及び傷病者
（２）　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず震災のため医療の途を失った者
（３）　災害発生の日前後７日以内に分べんした者で、震災のため助産の途を失った者

第３節　初動医療体制

震災により負傷した人々に対して、応急処置を速やかに実施するため、初動医療体制を確立する。

１．救護班の編成・派遣の要請

災害時には状況に応じて、府山城北保健所等関係機関と協議により救護班を編成する。また、「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、宇治久世医師会、宇治久世歯科医師会、城南薬剤師会に医療班の派遣を要請する。

必要に応じて、府を通じて日本赤十字社、国・府等の医療機関に対して救護班の設置を要請する。

被災現場において、救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、京都府に対して、緊急災害医療チーム（災害・事故等の急性期（発生後概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けたチームであり、医師・看護師等で構成）の派遣を要請する。

２．救護所の設置

災害の状況により、各医療機関、公共施設など適当な施設を選定し、救護所を開設する。

（１）　設置場所
被災現場、避難所に設置する。

（２）　業務内容
負傷者の応急処置、重傷者の後方医療へ搬送、助産救護、死亡の確認等の他、状況に応じて遺体の検案に協力する。

３．医療品等の調達

医療品等が不足した場合は、府山城北保健所と協議し、調達の協力要請を行う。

また、市外からの救急医療物資は、消防等の輸送車両により搬送する。

資料１－６　市内の主な医療機関一覧

第４節　後方医療体制

救護所での治療が困難な重症者、特殊治療を要するものについては、後方の医療機関に応援要請、又は搬送する。

「救護班の応援要請」「空輸のための応援要請」については、市長が府山城広域振興局へ連絡要請を行う。

第５節　助産

原則として、妊婦を助産施設に収容して行う。

第６節　医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法

（１）　救護班は、医療助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行するものとする。
　　診療録、死亡届、出生届、伝染病発生届

（２）　補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行うものとする。

第７節　医療品等の調達

医療品等の調達については、府山城北保健所と協議し、必要に応じてその処置をとるものとする。

第８節　避難者の健康対策

１．健康対策の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や、生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

２．支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、京都府と連携し、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

（１）　自宅滞在している被災者への保健活動

ア．　地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。

イ．　健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉（介護）の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。

（２）　避難所の被災者への保健活動

ア．　被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。

イ．　医療が必要な者を早期に発見し、必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し、実施する。

第９節　心のケア

震災により激しいショックを受け、精神的に傷ついた心における障害に対し、心のケアが必要である。精神疾患及びＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に適切に対応できるよう、以下の対応を整える。

（１）　府山城北保健所と協議の上、相談室等を設置する。
（２）　精神科医とカウンセラー等の巡回チームを編成して心のケアにあたれる相談体制を整える。
（３）　心のケアを図れる精神保健に関する情報提供とともに、電話相談を行う。
（４）　近隣自治体の精神保健医療従事者の応援を求めるとともに、精神保健ボランティアの受け入れ体制の確立を図る。

第 14 章　飲料水、食料、生活必需品等の供給

震災時において、被災者の生命と生活を維持し、精神的な不安を取り除く上からも、飲料水、食料、生活必需品等の迅速な供給が必要である。

本章では、飲料水、食料、生活必需品等の供給について必要な事項を定める。

被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第１節　飲料水の供給

担当	災害対策本部	上水道班

震災時における飲料水の確保は、生きていく上で極めて重要である。

宇治市では浄水場やポンプ場、配水池が各所に点在していることから、震災時の飲料水確保のため、主要な配水池に緊急遮断弁の設置、また自己水源のある浄水場に応急給水栓の設置に取り組む。市民に対しては３日分の飲料水等の備蓄を呼びかけており、市民と協力しながら効率的な飲料水供給を行う。

さらに、生活用水について、災害時給水用井戸として登録した井戸のほか、確保・提供の方法について検討する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
上水道班	給水方法の詳細決定	
	断水等の状況（全市域）	本部事務局、各班
	近隣市町村への応援要請	
	断水等の状況（全市域）、水道施設の被災状況	本部事務局、各班

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
上水道班	給水方法の詳細決定	
	動員体制、給水方法	班員
	近隣市町村への応援要請	
	要請内容（必要水量や輸送方法等）	応援要請対象市町村

１．給水基準

生命活動の維持のため、必要最小限の飲料水として、１日１人当たり１．５リットル程度の給水を基準とする。

２．給水の対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

３．給水の方法

（１）　給水車又は容器により運搬供給し、給水場所・時間の事前広報により、効率的に供給する。

（２）　仮設配水管により供給する。

（３）　消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水する。

なお、市の現有の給水能力については、資料１－33 に示す。

資料１－33　市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

４．医療機関等への応急給水

緊急に水を必要とする医療機関、福祉施設より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先して応急給水を行う。

５．供給期間

災害発生の日から７日以内

（必要な場合は、期間を延長する）

６．近隣市町村による物資応援

給水活動が当市において実施できない場合、近隣市町村に応援を要請する。その場合、早急に必要な量、輸送方法（配送先）等を連絡し、迅速に対応する。

また、近隣市町からの応援の申し出があった場合は、上下水道部が調整のうえ受け入れる。

第２節　食料の供給

担当	災害対策本部	総務班、福祉班、教育班、産業班、調達班

市民には、３日分以上（できれば１週間分）の備蓄及び相互扶助による対応を呼びかけているが、やむを得ず非常持ち出しができない場合等により不足する分については、以下のように供給を行う。

１．食料供給の方法

（１）　実施責任者

実施責任者は、市長とする。

（２）　食料供給の対象者

ア．避難所、救護所等に収容されている被災者

イ．住家被害で炊事のできない被災者

ウ．病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者

エ．車中泊避難者

オ．救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

（３）　食料供給の内容

炊き出し、乾パン、アルファ化米、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

２．給食に必要な米穀の確保

（１）　災害時における米穀の調達

市長は、市内の米穀小売業者から調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を府山城広域振興局長を経由して、府知事に要請するものとする。この場合において、政府米の直接売却を受けたときは、市長は、とう精機所有者にとう精を依頼するものとする。

（２）　災害救助法が適用された場合の米穀（災害救助用米穀（政府備蓄米、以下「備蓄米という。」））

の調達

ア．　市長は、給食に必要な備蓄米の情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先を府山城広域振興局長を経由して府知事に要請するものとする。

イ．　市長は、備蓄米の供給要請を府知事に行う他に、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対して直接要請を行うことができることとする。この場合、市長は必ず要請内容を府知事に報告するとともに、要請書の写しを送付する。

ウ．　市長は、府知事の指示により備蓄米の引き渡しを受けるものとする。

エ．　市長は、引き渡しを受けた米穀の日別及び倉庫別の種類、等級別及び数量を府知事に報告するものとする。

３．乾パン等の調達

市長は、乾パン等による給食が必要な場合においては、府山城広域振興局長を経由して府知事に要請するものとする。

４．その他の食品の調達

市長は、市内の販売業者から調達が困難な場合においては、府知事にあっせんを要請するものとする。又は、京都南部都市災害時相互応援協定団体において協定を締結している民間業者に要請する。

また、行政のみならず、民間業者等の持つノウハウや流通備蓄等を活用することにより、官民一体となった災害対策を推進する必要があるため、民間業者等との協力に関する協定を締結していく。

なお、食品の調達にあたっては衛生管理を払い、適切な方法に沿って実施し安全な食品調達に万全を期す。

資料１－７　民間業者等との協定締結一覧

５．輸　送

原則として「本編第 16 章　緊急輸送」によるものとするが、必要に応じて臨機に措置するものとする。

６．炊き出しの計画

（１）　炊き出し実施場所、施設状況等

炊き出し実施場所、設備状況等は、資料１－34 のとおりである。

資料１－34　炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

（２）　炊き出しの方法

炊き出しの実施にあたっては、教育班、宇治市社会福祉協議会、町内会、自治会又は女性の会及びその他一般協力団体の協力を得て実施するものとする。

（３）　炊き出し時の食品衛生

炊き出し時には、これによる伝染病等の発生を防止するため、炊き出し作業員及び食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備え付けるものとする。

７．災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

（１）　対　象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため、炊事の

できない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

（２）　費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

（３）　給与期間

災害発生の日から７日以内

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に３日分以内を現物支給

第３節　生活必需品の供給

担当	災害対策本部	総務班、福祉班、調達班、地区統括班

震災による家屋の倒壊、焼失などにより、生活必需品を失った人たちの生活確保のため、生活必需品の供給を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
調達班	市内外の小売・卸業者等に対する流通備蓄の放出要請	
	供給計画の内容	総務班
	近隣市町村による物資応援	
	必要な物資の品目・数量	総務班
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所	
	物資供給量・時間・場所	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
調達班	市内外の小売・卸業者等に対する流通備蓄の放出要請	
	必要とする生活必需品の内容・数量等	要請先（市内外の業者）
	近隣市町村による物資応援	
	生活必需品の調達結果の内容・数量等	近隣市町村
総務班	物資の輸送、配給方法と配給場所	
	物資供給量・時間・場所	秘書広報課（車両係）、人事課

１．供給の対象者

住家の全壊、半壊等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

２．供給物資

生活必需品の給与又は貸与は被害状況に応じ、次に挙げる品目の範囲内において行う。

（１）　被服、寝具及び身のまわり品

（２）　日用品等

（３）　炊事用具及び食器

（４）　光熱材料

３．災害対策用備蓄生活必需品の供給

市備蓄の災害対策用生活必需品を供給する。

（1）　供給できる必要数量を把握し、供給計画を立てる。
（2）　生活必需品の供給にあたっては、ボランティアの協力を得て、関係各機関と連携をとりながら行う。
（3）　避難施設等における受け入れ配布にあたっては、避難所の自治組織、ボランティア等の協力を得て行う。
（4）　生活物資の配布にあたっては、高齢者、乳幼児、障害のある人など特別なニーズを持つ人達に配慮を行う。

４．市内外の小売・卸売業者等に対する流通備蓄の放出要請

大規模小売店、卸売業者、小売店、食品製造業者に協力を要請し、生活必需品を調達する。

調達品は、避難所に直接搬送するものとし、不可能な場合は、一次集積所に受け入れ、仕分けした上で、各避難所に搬送する。

５．救援物資の配布

救援物資については、あらかじめ定めた一次集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。配布方法についてもあらかじめ定めた手順で行う。

６．供給期間

災害発生の日から 10 日以内
（必要な場合は、期間を延長する）

７．近隣市町村による物資応援

生活必需品の供給が本市において実施できない場合、近隣市町に応援を要請する。その場合、早急に必要な物資の品目、量、輸送方法（配送先）等を連絡し、迅速に対応する。

第 15 章　障害物の除去及び輸送路の確保

震災時には、道路上に放置された自動車、建物の道路への倒壊、倒れた電柱や看板、ガラス等の落下物によって、道路がふさがれることが予想される。

緊急車両の通行を確保するため、障害物を除去することは、救助・救援の応急対策を迅速におこない、また緊急物資等の輸送、日常生活の上からも極めて重要である。

本章では、障害物の除去及び輸送路の確保について必要な事項を定める。

第１節　道路上の障害物除去

担当	災害対策本部	建設班、産業班

地震発生によって道路上に放置された自動車、倒壊した建設物、落下物などの障害物を除去し、緊急通行車両等の通行を可能とするための緊急輸送路を確保する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班 産業班	災害による障害物を除去し、交通路を確保する。	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班 産業班	災害による障害物を除去し、交通路を確保する。	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、自衛隊、国道事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等

１．　指定されている以下の緊急輸送路について障害物除去を最優先して行う。

（１）　広域路線

事前に定められた道路の重要度を考慮した緊急輸送路、緊急啓開路線

（２）　市域内路線

事前に定められた物資の供給、廃棄物収集等の市内の緊急輸送ルート

２．　緊急車両の通行に要する交通路を確保する。

３．　道路上の障害物の除去を最優先に行う。

第２節　道路の補修

担当	災害対策本部	建設班、産業班

障害物の他に、地震動により舗装面の亀裂や段差、陥没、さらに橋梁取り付け部の段差などが発生し、緊急通行車両の通行の障害となる。このため、指定された緊急輸送路における障害を的確に把握し、必要な応急補修を優先的に行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班 産業班	災害による損傷個所を補修し、交通路を確保する。	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班 産業班	災害による損傷個所を補修し、交通路を確保する。	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、自衛隊、国道事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等

第３節　緊急道路啓開等協力体制

担当	災害対策本部	建設班、産業班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班 産業班	災害による障害物を除去し、交通路を確保する。	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班 産業班	災害による障害物を除去し、交通路を確保する。	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、自衛隊、国道事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等

１．　警察・消防・自衛隊と協力して、強制的な障害物除去等により輸送路の確保をする。

２．　道路応急補修及び道路啓開等の協定を締結した建設業協会等に、建設機械の提供、解体・撤去及び補修作業の要請をする。

第４節　住宅関連の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準）

担当	災害対策本部	建設班

倒壊家屋等において、次のような場合、障害物除去を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	住宅の障害物の除去を災害救助法により、除去の器具、輸送、人夫の費用	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	住宅の障害物の除去を災害救助法により、除去の器具、輸送、人夫の費用	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局

１．対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物があり、一時的に居住できない状態であり、かつ、自己の資力では障害物を除去することができない者

２．費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具の借上費、輸送費、人夫賃等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

３．期　間

災害発生の日から 10 日以内。

第 16 章　緊急輸送

震災時における重傷者の搬送、緊急物資の輸送等緊急対策を迅速に行うためには、緊急輸送手段の確保を図っておく必要がある。

本章では、緊急輸送の確保について必要な事項を定める。

第１節　緊急輸送手段の確保

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班

市民の救援・救護のための輸送手段として、次の措置をとる。地震災害発生時に必要とする輸送手段が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっせんを要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局 総務班	航空機による輸送	
	地上輸送、移送の可否	総務班
総務班	緊急輸送手段の確保	
	緊急輸送手段の確保の指示	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局 総務班	航空機による輸送	
	発着予定場所	山城広域振興局、京都市長
総務班	緊急輸送手段の確保	
	輸送手段の確保	秘書広報課（車両係）、人事課、関係機関

１．公用車の配車

緊急時の運用は、災害対策本部が一括管理する。

２．自動車等の借り上げ

市所有の車を利用してなお不足が生じる場合は、関係機関又は職員の自動車等を使用又は借り上げる。

この場合、借り上げ手続き、その他必要事項は総務班において措置するが、おおむね次の事項を明示して要請する。

（１）　輸送（移送）区間及び借り上げ期間
（２）　移送人員又は輸送量
（３）　車両等の種類及び台数
（４）　集合場所及び日時
（５）　その他必要事項

３．航空機（ヘリコプター）による輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、直ちに府山城広域振興局及び大規模な災害時の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定に基づき京都市長に対してヘリコプターの派遣の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、資料１－32 のとおりとする。

また、次の点に留意する。

（１）　発着地点で石灰等で　Ⓗ　を描き、地点を明示する。

（２）　地点で煙をたて風向きをはっきりさせる。

（３）　夜間は投光等により発着地点を標示する。

資料１－32　ヘリコプター離着陸予定地一覧

第２節　輸送力確保についての協力要請

担当	災害対策本部	総務班

救援・救護のための輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請する。

１．　西日本旅客鉄道㈱
２．　京阪電気鉄道㈱
３．　京都京阪バス㈱
４．　近畿日本鉄道㈱
５．　京都市交通局（京都市営地下鉄）
６．　その他民間運送機関

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	輸送力確保についての協力要請	
	物資供給量、時間、場所、被害状況、地理等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	輸送力確保についての協力要請	
	輸送方法の指示、協力要請	関係機関

第３節　緊急通行車両の取り扱い

担当	災害対策本部	本部事務局

災害対策基本法第 76 条の規定による緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要がある時は、緊急通行車両等確認申請書をあらかじめ京都府警察本部又は京都府宇治警察署に提出し、標章及び確認申請書の交付を受けるものとする。ただし、緊急自動車が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

資料１－36　緊急通行車両取扱様式

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	緊急通行車両の取扱い	
	被害状況	各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	緊急通行車両の取扱い	
	緊急通行車両確認証明書の発行要請	警察本部 宇治警察署又は交通検問所

--第 17 章　ライフライン施設等の応急復旧対策

電気、水道、ガス、通信等のライフラインは、日常の生活と密着しており、災害による機能の停止は、生活機能そのもののマヒをもたらすおそれがある。

迅速なライフラインの復旧が生活基盤の安定につながることからも、ライフライン施設等の応急復旧対策を迅速に図っていく必要がある。

本章では、ライフライン施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

市は必要に応じて、電気、ガス、通信等のライフライン業者と応急復旧対策において、効率的なライフラインの復旧が図れるよう統合的な調整を行うものとする。

資料 3-6　ライフライン被害想定

第１節　電気施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	関西電力送配電㈱

災害時における電力供給設備の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

災害により、電力供給設備が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。市と関西電力送配電㈱は互いに連絡を密にとり双方が連携して、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	電力供給設備	
	市職員による現地被害調査、住民からの情報 復旧情報	各班、関係機関 関西電力送配電㈱

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	電力供給状況	
	現地被害情報の提供及び復旧情報等の収集	市民

１．情報収集

市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力送配電㈱に情報を提供する。同時に関西電力送配電㈱からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

２．災害時の活動

関西電力送配電㈱は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

３．情報伝達

市及び関西電力送配電㈱は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

４．復旧対策

関西電力送配電㈱は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各電力供給設備の復旧は、原則として、被害状況や復旧の難易度や道路復旧状況等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

第２節　上水道施設

担当	災害対策本部	上水道班

災害により、水道施設が被災した場合、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。

１．被害状況の把握

市職員により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

２．情報伝達

市及び水道事業者等は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

３．復旧対策

浄水機能に大きな支障をきたす取水、導水の被害は、最優先して復旧を行う。

優先順位として、水源より浄水場並びに配水池に至る導送水管、ポンプ設備等の復旧を最優先とし、ついで配水本管及び配水支管等の順とする。

また、被害状況により、市指定給水装置工事事業者、管工事業者、一般土木建築業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。

第３節　下水道施設

担当	災害対策本部	下水道班

別に定める「下水道事業業務継続計画 BCP」に基づき、下水道管及び処理施設の被害を早急に把握するとともに、二次災害の防止等安全の確保を最重点として、速やかに復旧し、機能回復を図る。

１．被害状況の把握

市職員により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行う。

２．情報伝達

被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達し、生活排水に関する不安を解消する。

３．復旧対策

災害による機能阻害の内容、被害の原因を分析し、汚水の疎通に支障のないように、必要な応急復旧対策を講じる。

処理場等の被害に対しては、電源施設、処理機能等の復旧対策を行う。

また、被害状況により、不足する資器材について早急に発注手配するとともに、建設業者、排水設備指定工事業者、浚渫業者及び隣接市町へ応援の要請を行う。

第４節　ガス施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	大阪ガスネットワーク株式会社

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	ガス施設	
	市職員による現地被害調査、住民からの情報	大阪ガスネットワーク株式会社、 各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	ガス供給状況	
	被害状況、復旧情報	市民

１．基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

２．応急対策

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

（１）　情報の収集伝達及び報告

ア．　気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ．　通信連絡

（ア）　災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

（イ）　事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

（ウ）　対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ．　被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

（２）　応急対策要員の確保

ア．　災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な社をするために自動呼出装置を活用する。

イ．　震度５以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ．　大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

（３）　災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

（４）　危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

（５）　応急復旧対策

ア．　供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ．　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第５節　通信施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	西日本電信電話㈱等の電気通信事業者

災害時における通信施設の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者の災害対策規定に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

災害により、通信施設が被災した場合、社会的混乱を招いたり、応急活動に大きな影響を与えるため、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。西日本電信電話㈱等の電気通信事業者と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	通信施設	
	市職員による現地被害調査、住民からの情報	西日本電信電話㈱等の電気通信事業者、 各班、関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	通信施設	
	被害状況、復旧情報	市民

１．情報収集

市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、西日本電信電話㈱等の電気通信事業者に情報を提供する。同時に西日本電信電話㈱等の電気通信事業者からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

２．災害時の活動

西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、災害により電気通信施設が被災した場合に、当該の通信設備及び通信回線の復旧に関し応急の措置を行う。

３．情報伝達

市及び西日本電信電話㈱等の電気通信事業者は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等通して伝達する。

４．復旧対策

次の下表に定められた優先順位に従って復旧対策を行う。

表　回線の復旧順位表

第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、 防衛機関、輸送機関、通信機関、電力機関
第２順位	ガス・水道機関、選挙管理機関、金融機関、新聞社、 通信社、放送事業者、第１順位以外の国、地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

第 18 章　公共施設等の応急復旧対策

災害への速やかな応急復旧対応を可能とするため、いち速く拠点となるべき公共施設、道路、橋梁、鉄道、金融機関などの機能回復を図る必要がある。

さらに機能損傷を受けた施設については、二次災害等を防止するための応急診断を迅速に遂行し応急復旧を行う必要がある。

本章では、公共施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

第１節　公共建築物

担当	災害対策本部	共通

病院、社会福祉施設、学校等公共建築物は、災害時の医療救護や避難施設として利用される。それらの施設入所者の生命身体の安全確保を図るとともに、公共建築物としての機能を維持するため、次の対策をとる必要がある。

（１）　市における公共建築物の被害状況を調査する。

（２）　被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法を検討する。特に市庁舎、消防署など防災機関となる施設を優先的に応急復旧対策を行う。

（３）　被害施設の復旧が長期にわたるおそれがある場合は、入所者の安全を考慮し、近くの公共施設を利用するかもしくは仮設の施設を建設するなどの措置を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	市の公共建築物の被害状況の調査、復旧対応、使用できない場合の仮設建物の建設	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	各班
総務班	公共建築物	
	公共建築物の被害状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	市の公共建築物の被害状況の調査、復旧対応、使用できない場合の仮設建物の建設	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局
総務班	公共建築物	
	公共建築物の被害状況	各総務班員

第２節　公共土木施設

担当	災害対策本部	建設班、産業班

道路、橋梁、河川等の被害による交通の遮断は、災害時の初動体制に大きく影響を及ぼし、緊急輸送等に支障をきたす。

従って、災害により被害を受けた危険な箇所など被害の程度の把握を迅速に行い、応急復旧活動体制を早期に立ち上げる必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班 産業班	災害による道路等の被害の応急復旧	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班 産業班	災害による道路等の被害の応急復旧	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	本部事務局、各班、国道事務所、河川事務所、府山城北土木事務所、警察署、消防、占用者、災害協定業者等

１．河川及び内水排除施設

（１）　市は、管内における河川等の被害状況を調査する。調査結果の被害状況は、府に迅速に報告する。

（２）　堤防、護岸が破壊や損傷を受けた場合は、被害状況を調査し、応急復旧対策として、土のうによる応急対策や応急仮締切り工事等を行う。

（３）　水門、排水機場等の被害の場合は、被害状況を調査し、その施設の応急復旧に努めるとともに全力をもって移動ポンプ車等により内水の排除を行う。

（４）　復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。

２．道路・橋梁

（１）　市は、管内における道路・橋梁及び付帯施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、必要な応急措置を実施する。調査結果の被害状況は、府に迅速に報告する。

（２）　道路の陥没等放置すると二次災害のおそれもあるものについては、迂回路の選定、交通規制等を行い通行車両、歩行者の安全を確保する。

（３）　復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。

第３節　鉄道施設

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	各事業者

震災時に鉄道が被害を受けた場合、早期に再開し、輸送の確保を図ることが必要である。

西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）は、震災により電車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、旅客の保護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、輸送業務の早期復旧を図る。

１．地震発生時

各鉄道会社が、各社の防災計画に沿って行動するとともに、自衛隊、消防署、警察署、市、医療機関等と緊密に連絡をとり、連携した応急対策及び復旧対策を行う。

２．復旧対策

関係機関と連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧計画のもとに取り組む。

第４節　放送施設

担当	災害対策本部	本部事務局、情報班
	関係機関	各事業者

災害時における放送施設の保全及び被害の復旧は、日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱の災害対策規定に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

放送施設は、災害時における情報伝達の上からも、重要な役割を果たすため、市においても、緊密に連絡をとり、連携した復旧対策を行う。

第５節　金融機関

担当	災害対策本部	本部事務局
	関係機関	各事業者

民生の安定を図る上からも、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整が必要である。

通貨の円滑な供給が行われるよう関係行政機関と密接に連絡をとり、金融機関の所要現金の確保を図るよう要請する。

金融機関の営業開始、預貯金の便宜払戻措置等については、金融機関と協力し、市民に対し迅速に周知徹底を図る。

第 19 章　災害ボランティアセンターとの連携

担当	災害対策本部	福祉班

震災時において被災住民に対してきめ細かい対応をするためには、ボランティアの活動が重要な役割を担っている。地元住民によるボランティア活動、地域外からのボランティア活動等が、効率よく行なわれるよう体制の整備をすすめていく必要がある。

本章では、災害時において災害ボランティアセンターと連携し、その活動を支援する体制について必要な事項を定める。

第１節　災害ボランティアセンターの災害時体制への移行要請

災害対策本部は、市社会福祉協議会に対し、「災害ボランティア活動の推進に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターの災害時体制への移行を要請する。

市社会福祉協議会は、災害対策本部の要請を受けて災害ボランティアセンターを災害時体制に移行し、ボランティアの受付及び各ボランティア団体間の調整を行い、総合福祉会館をボランティアによる救援活動を円滑に行うための拠点とする。

第２節　災害ボランティアセンターの運営

災害対策本部は、災害ボランティアセンターと随時協議を行い、必要な支援を行う。

１．ボランティア募集等に関する広報への協力

活動内容、活動場所、活動期間、必要人数、活動場所への移動手段の周知に協力する。

２．ボランティアの派遣に伴う協議・調整

ボランティアを被災状況、要請内容にあわせて派遣するにあたり、災害ボランティアセンターと協議し、必要な協力を行う。

３．活動資材等の調整・提供

ボランティアの被災地での活動状況を把握し、随時必要な活動資材等の調整・調達を行う。

４．ボランティアの滞在場所（サテライト）の調整

災害対策本部は、ボランティアが支援活動に参加する際の滞在場所（サテライト）について配慮するなど、活動を支援する。

ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣する場合は、できる限り各団体において、滞在場所（サテライト）を確保してもらうよう要請する。

５．ボランティアの撤退時期についての協議

被災住民の自主的な再建を念頭におき、適当な時点で、災害ボランティアセンターと協議を行い、ボランティア活動の方向性の検討を行う。

第 20 章　清掃・防疫等に関する対策

震災時には、建物の倒壊や火災により、多量のごみが発生し、ごみ処理の問題が発生するとともに、断水等によるトイレ使用不能からし尿処理の問題も生じる。これら、ごみ処理、し尿処理は、適切な早急対応が求められる。

また、清掃処理が困難な状態から、衛生面の悪化による伝染病等の発生が心配され、防疫面での対策も必要となってくる。

本章では、清掃・防疫等に関する対策について必要な事項を定める。

第１節　がれき処理

担当	災害対策本部	生活環境班、建設班、産業班

災害時には、建築物の焼失、倒壊等によるがれき（コンクリート、木材、ガラス等）が大量に発生する。緊急道路啓開に伴って生じるがれきとあわせ、それらの処理を宇治市災害廃棄物処理計画に基づき速やかに行う必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班、建設班、産業班	建築物等がれきの処理、収集運搬、分別収集、処理、仮置き、応援要請	
	災害情報（現地の状況）	本部事務局、各班他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班	建築物等がれきの処理	
	災害廃棄物についての概要	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	収集運搬	
	災害廃棄物の搬入量等	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	分別収集	
	分別の方法等	市民
	処理	
	災害廃棄物の搬入量等状況、量等	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	仮置き	
	仮置場に関する詳細	市民
	応援要請	
	廃棄物の詳細情報、処理施設の能力等	京都府等

１．建築物等がれきの処理

建築物の倒壊、焼失等により生じる畳、家具等の「災害ごみ」については、地域の状況に応じ、優先度の高いところから処理を行う。

２．収集運搬

災害地の状況を調査のうえ、廃棄物の量、必要機材、人員等の把握に努め、城南衛生管理組合及び(一財)宇治廃棄物処理公社と調整し収集を行う。

臨時集積地を設置する。市民に対しては、倒壊家屋等からの災害ごみについては、直接臨時集積地への持ち込みの協力を要請する。

３．分別収集

災害廃棄物は、分別収集を原則とする。

自己搬入する場合も同様に、可燃性ごみ・不燃性ごみを分別して搬入するように呼びかける。

４．処　理

収集した災害廃棄物の処理については、城南衛生管理組合、(一財)宇治廃棄物処理公社との連絡調整のもとに行う。

災害廃棄物にかかる手数料については、その適否の判断を行い、状況に応じて減免の措置をとることができる。

５．仮 置 き

廃棄物処理を円滑に実施するため、状況に応じて廃棄物の一時仮置き場を定めるものとする。

６．応援要請

廃棄物処理能力に不足が生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあっせん要請等の処置を講じる。

第２節　生活ごみ処理

担当	災害対策本部	生活環境班

災害時に発生するごみとしては、避難所をはじめとする住民の生活活動から生じる生活ごみがあり、被災地の環境衛生の面からも適正に処理する。

特に腐敗性の高い生ごみについては、被災地の防疫上からも早急に収集する必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班	収集運搬、分別収集、処理、応援要請	
	災害情報（現地の状況）	本部事務局、各班他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班	収集運搬	
	ごみ集積場所、収集日、収集時間等	市民
	分別収集	
	分別の方法等	市民
	処理	
	廃棄物の搬入量等状況、量等	城南衛生管理組合 宇治廃棄物処理公社
	応援要請	
	廃棄物の詳細情報、処理施設の能力等	京都府等

１．収集運搬

避難所及び被災地の必要な場所に生活ごみの置場所を指定し、城南衛生管理組合及び(一財)宇治廃棄物処理公社と調整し収集を行う。

２．分別収集

生活ごみも分別収集とし、市民には可燃性ごみ、不燃性ごみ（資源ごみ）、粗大ごみ、有害ごみの分別の呼びかけを徹底する。

３．処　理

生活ごみのうち生ごみについては、早急に処理する必要があるので、優先して焼却処理する。

４．応援要請

廃棄物処理能力に不足が生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあっせん要請等の処置を講じる。

資料１－38　処理施設等の現況

第３節　し尿処理

担当	災害対策本部	生活環境班

地震の発生により、上水道の断水、下水管渠の損壊等で水洗トイレが使用できない事態が予想される。被災地の衛生環境を確保する上からも、速やかなし尿処理が必要である。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
生活環境班	仮設トイレの設置、し尿の収集、し尿の処理、応援要請	
	災害情報（現地の状況）	本部事務局、各班他

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
生活環境班	仮設トイレの設置	
	仮設トイレの設置状況	城南衛生管理組合
	し尿の収集	
	収集についての詳細等	城南衛生管理組合
	し尿の処理	
	処理についての必要量等	城南衛生管理組合
	応援要請	
	し尿の詳細情報、処理施設の能力等	京都府等

１．仮設トイレの設置

市における避難所等の水洗トイレの使用の可否の状況を把握し、必要に応じて準備した仮設トイレの設置を行う。

また準備した仮設トイレで不足した場合には、現地で適切にトイレを設置する。

断水した場合には、洗浄水として学校のプール、防災用井戸等で確保した水の利用を図る。

２．し尿の収集

くみ取り式トイレ、仮設トイレのし尿の収集は、城南衛生管理組合にくみ取り要請を行う。また、状況に応じて他市町の応援協力を求める。

３．し尿の処理

し尿処理は、所定の施設で行い、処理能力が不足する場合は、他市町の応援要請及び府へのあっせん要請等必要な措置を講じる。

資料１－38　処理施設等の現況

第４節　防疫対策

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班、産業班

多量のごみの発生や、し尿処理の問題等から伝染病の発生が予想されるため、防疫対策を適切に行う必要がある。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	京都府等
生活環境班 産業班	震災に対する防疫対策、検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	京都府等
生活環境班 福祉班	防疫班の編成	
	災害状況及び応援職員の人数	本部事務局、山城北保健所
	健康調査、細菌検査等の実施要請	
	災害状況	本部事務局
	防疫活動の実施	
	活動範囲	本部事務局、山城北保健所
	防疫資機材等の備蓄及び調達	
	災害状況及び応援職員の人数	本部事務局
	火葬	
	遺体に関する情報、火葬場の状況	本部事務局、警察署、宇治市斎場、病院、遺族等
	埋葬	
	遺体に関する情報	本部事務局
	物品調達	
	災害状況	本部事務局
	応援要請	
	災害状況、職員のり災状況、火葬場の状況他	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都府、本部事務局
生活環境班 産業班	震災に対する防疫対策、検査、予防注射及び消毒等の要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都府、本部事務局
生活環境班 福祉班	防疫班の編成、薬剤の調達等準備	
	活動内容の連絡、発注	応援職員、業者
	健康調査、細菌検査等の実施要請	
	実施要請	山城北保健所
	防疫活動の実施	
	協力要請	山城北保健所
	防疫資機材等の備蓄及び調達	
	発注	業者
	火葬	
	火葬の依頼、火葬の実施について	遺族等、宇治市斎場
	埋葬	
	埋葬の実施について	遺族等
	物品調達	
	発注	業者
	応援要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	山城北保健所

１．防疫班の編成

１班４人を原則として、実情に応じて編成するものとする。

ただし、大規模災害により市で実施できないときは業者委託や府に依頼する。

２．防疫活動の実施

（１）　健康調査、細菌検査、食品衛生監視は府知事が実施する。

（２）　家屋、便所等の消毒及び鼠族・害虫駆除は府知事より指示を受け市が実施する。ただし、市で実施できないときは業者委託や府に依頼する。

（３）　感染症患者の入院勧告等の措置は府知事が実施する。

３．防疫の実施基準

災害における防疫活動は、「災害防疫実施要綱」（厚生省公衆衛生局長通知）の基準により行うものとする。

４．ペット等に対する対応

家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜・家禽等の伝染病に対して京都府山城家畜保健衛生所等に、検査、予防注射及び消毒等の実施を要請する。

なお、地震によりり災した犬・猫等のペットの収容については、避難所へ誘導繋留する等により対処する。

第 21 章　行方不明者の捜索

担当	災害対策本部	消防班

震災時には、建築物の倒壊等により、数多くの行方不明者（安否不明者）が発生すると予想される。

人命にかかわる上からも、一刻も早い対応が必要である。

本章では、行方不明者の捜索について必要な事項を定める。

第１節　捜索の実施

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	行方不明者（安否不明者）の情報	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報、行方不明者（安否不明者）の情報	本部事務局

１．捜索活動

震災により不幸にして発生した行方不明者の捜索は、消防、警察その他の機関の協力を得て実施する。災害対策本部は、人員及び機械器具を確保し捜索にあたるものとする。

（１）　行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合したうえで実施する。

（２）　市民から届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。

（３）　届出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で本部に通報する。

ただし、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話によるほか、後日書面を提出する。

（４）　行方不明者の捜索中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。

第２節　応援要請

捜索が困難な場合は、自衛隊や他市町及び府へ応援を要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	応援要請の準備	
	災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	応援要請の準備	
	災害情報	本部事務局 近隣消防本部、京都府

第 22 章　遺体の取扱い

震災において、死亡者が発生したときは、滞りなく処置を行い、人心の安定を図る必要がある。
本章では、遺体の取扱いについて必要な事項を定める。

第１節　遺体の収容処置

担当	災害対策本部	消防班、福祉班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	遺体の確認	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	本部事務局、福祉班

１．遺体に対する対応

遺体を発見した場合は、警察に連絡するとともに、地元関係者の協力を得て身元確認を行う。身元確認された遺体に対しては、所定の手続きに従って対処する。

変死体については、直ちに宇治警察署に届出し、検視後に遺体の処理にあたる。

２．遺体の安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とする場合や、死亡者が多数のため短時間に埋火葬できない場合は、あらかじめ遺体安置場所予定地として指定された公共施設や寺院等の施設の借り上げ又は野外に天幕を設置する等により埋火葬するまで安置する。

なお、遺体の安置場所の指定においては、避難所開設場所との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性に鑑み、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。

また指定施設が災害などによって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

３．関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合、原則として遺族、親族又は市長に連絡のうえ遺体を引き渡すものとする。

４．遺体の洗浄

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上からも衛生上からも好ましくなく、遺体の識別を容易にするためにも洗浄の処置が必要となる。

市は、必要に応じて、作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

第２節　遺体の検視・検案

担当	災害対策本部	消防班、福祉班

災害発生後に速やかに遺体収容所を開設し、遺体の検視・検案が的確に行える体制を整える。

（１）　医療機関との秩序ある分担の元に、遺体の検視・検案を行う。

（２）　市のみの対応では不十分な時は、府及びその他の機関に応援を要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	災害現場活動	
	遺体の確認	警察、自衛隊 近隣消防本部、京都府

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	災害現場活動	
	災害情報	本部事務局、福祉班

第３節　身元不明者に対する措置

担当	災害対策本部	福祉班

戸籍法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、災害救助法等により措置する。

なお、身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保存する。

第４節　遺体の火葬

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急措置として遺体の火葬を行うものとするが、その方法としては、市が直接火葬に付し、次の点に留意する。

（１）　事故死等による遺体については、宇治警察署から引き継ぎを受けた後火葬する。

（２）　身元不明の遺体については、警察署に連絡し、その身元調査にあたるとともに火葬する。

（３）　被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬は、行旅死亡人としての取り扱いにする。

（４）　火葬が市において実施できないときは近隣火葬場の協力を得て行う。

（５）　火葬場の所在、名称、処理能力等は、下表のとおりである。

表　火葬場の所在、名称、処理能力等一覧表

	燃　料	炉　数	処理能力		所　在　地	電　話
宇治市斎場	灯　油	８基	通常時	非常時	宇治金井戸7－37	39-9203
			16体 （1日当り）	32体		

なお、近隣火葬場は以下のとおり。

① 京都市中央斎場
京都府京都市山科区花山旭山町 19-3
TEL：075-561-4251、FAX：075-561-4249

② 枚方市立やすらぎの杜
大阪府枚方市車塚１丁目 1-30
TEL：072-857-4123、FAX：072-857-4114

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
福祉班 生活環境班	警察署からの引継ぎ	
	遺体に関する情報	警察署
	身元調査	
	遺体に関する情報	警察署
	火葬	
	遺体に関する情報、火葬場の状況	警察署、本部事務局 宇治市斎場
	応援要請	
	災害状況、職員のり災状況、火葬場の状況	本部事務局 宇治市斎場
	火葬料の減免	
	災害救助法適用の有無	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
福祉班 生活環境班	警察署からの引継ぎ	
	火葬の実施について	遺族等
	身元調査	
	火葬の実施について	遺族等
	火葬	
	火葬依頼、火葬の実施について	遺族等 宇治市斎場
	応援要請	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	京都市、枚方市他及びその他の火葬場
	火葬料の減免	
	減免措置について	市民等、宇治市斎場

第５節　遺体の埋火葬

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体等については、市長が埋火葬を実施する。

埋火葬に要する資材は、民間事業者等との連携により確保する。

第６節　災害救助法による基準

担当	災害対策本部	福祉班、生活環境班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
福祉班 生活環境班	遺体の埋葬	
	遺体に関する情報	本部事務局、遺族等
	埋葬物品の調達	
	埋葬する遺体数	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
福祉班 生活環境班	遺体の埋葬	
	埋葬の実施について	遺族等
	埋葬物品の調達	
	発注	京都中央葬祭業共同組合

１．遺体の捜索

（１）　対　象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因と関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

（２）　費用の限度

舟艇その他捜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

（３）　期　間

災害発生の日から 10 日以内

２．遺体の処理

（１）　対　象

災害の際死亡した者

（２）　処理の内容

ア．　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ．　遺体の一時保存

ウ．　検案

（３）　費用の限度

ア．　(２)のア.については、災害救助法施行細則に定める額以内

イ．　遺体の一時保存で既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は１体当たり災害救助法施行細則で定める額以内

ウ．　検案は原則として日赤救護班が行う。日赤救護班によることができない場合は当該地域における慣行料金の額以内

（４）　期　間

災害発生の日から 10 日以内

３．遺体の埋葬

（１）　対　象

災害の際死亡した者

（２）　埋葬範囲

ア．　棺（付属品を含む）

イ．　埋葬又は火葬（人夫賃を含む）

ウ．　骨つぼ及び骨箱

（３）　費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内

（４）　期　間

災害発生の日から 10 日以内

第 23 章　応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理

震災により、住家を失い、又は損壊等のため居住できなくなった住民に対し、長期避難生活が可能な施設での収容能力を超える場合、住宅の提供に努める。

本章では、家屋の被害把握と応急仮設住宅対策について必要な事項を定める。

第１節　被災建築物の応急危険度判定家屋等の被害把握

担当	災害対策本部	建設班

震災による家屋・宅地（擁壁・法面等を含む）の被害把握は、そこで生活する住民の生命にかかわると共に、壊す必要のない家屋を残し、避難所生活を短縮する等との関連があることから、地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士等の調査を活用して、被害状況の把握に努める必要がある。

災害により建築物に著しい損傷が生じた場合、被災建築物応急危険度判定を速やかに実施し、必要があれば居住者等に避難を喚起する等により、二次災害を防止する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	震災による家屋・宅地の被害把握のため危険度判定士等により被災状況を把握する	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班、関係機関等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	震災による家屋・宅地の被害把握のため危険度判定士等により被災状況を把握する	
	災害状況、理由	本部事務局 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会

（１）　大規模な災害が発生した場合は、建築物の被災状況に関する情報の収集に努める。

（２）　建築物に被害が見られる場合は、被害の状況に応じて、応急危険度判定士による出動体制を組織し、早急に判定を実施する。

また、多数の建築物が被害を受けた場合は、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会の協力を得て、判定を実施するものとする。

第２節　被災住宅の応急修理

担当	災害対策本部	建設班

被災した住宅が補修等により居住が可能な場合について、災害救助法に基づいて補修等を支援する。この場合の基準は次のとおりである。（災害救助法が適用されない場合は、災害の規模に応じて市長が定める）

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	災害救助法適用に伴う被災住宅の応急修理	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	災害救助法適用に伴う被災住宅の応急修理	
	災害状況、理由、必要資源（人員・物資等）	市の斡旋する業者

１．応急修理の対象者

住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者

２．応急修理の方法

市のあっせんする業者により、市長が行う。

３．費用の限度

１戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

４．工事期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から１カ月以内に完了するものとする。

第３節　公営住宅等へのあっせん

担当	災害対策本部	本部事務局、建設班

市域における公営住宅等に空き室がある場合には、被災者に対し、これら空き室への入居あっせんを行う。

また、民間の住宅所有者の協力を得て、民間住宅への入居をあっせんする。り災の状況が地域で異なることに鑑み、広域的支援が必要な場合は、近隣市町と支援体制を組んで対応する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	公営住宅、民間住宅への一時入居の斡旋	
	災害情報（現地の状況）、各種連絡	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	公営住宅、民間住宅への一時入居の斡旋	
	災害状況、理由	府、市営住宅（他県市含む）、民間住宅

第４節　応急仮設住宅建設と供与

担当	災害対策本部	建設班

災害救助法が適用された震災により住家を消滅した被災者に、長期避難生活が可能な施設や公営住宅の空き室で対応しきれない場合、応急仮設住宅を供与する。ただし、り災の状況が地域で異なることから、府、近隣市町村の広域的支援による応急仮設住宅の供与も考慮する。

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用の場合は、府知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長が特に必要と認めた場合、設置する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
建設班	災害救助法の災害により被災者に応急仮設住宅を供与	
	災害、避難情報（住家の消滅状況）、設置場所の選定	市民、各班等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
建設班	災害救助法の災害により被災者に応急仮設住宅を供与	
	災害、避難状況、（世帯の数量）	府、市(他県市含む)

１．応急仮設住宅設置場所の選定

公共用地を優先して選定し、あらかじめ建設予定地を定めておくものとする。

選定するにあたって、飲料水の確保、交通の便、保健衛生、教育等を可能な限り考慮する。

資料１－35　応急仮設住宅建設候補地一覧

２．応急仮設住宅供与対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

３．選定・あっせんにあたっての考慮事項

（１）　応急仮設住宅入居者の選考にあたっては、入居者選考の機関を設置し、高齢者、障害者、ひとり親世帯等を優先し、生活条件などに考慮する。

（２）　応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を提供するための仮設住宅であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。

４．規模

１戸あたり 29．７平方メートルを基準として災害救助法施行細則に定める額以内

５．応急仮設住宅の着工期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。

６．応急仮設住宅の管理

（１）　供与できる期間は、竣工の日から３ヵ月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から２年以内とする。

（２）　災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の管理は、原則として府が行うものとし、入居者管理等は市が行う。なお、災害救助法が適用されない場合に市長が設置するものについては、市が管理を行う。

（３）　応急仮設住宅の管理者は、入居者の生計基盤等を把握し、状況に応じて一般住宅への転居を勧める。

転居を勧めるにあたり、各種貸付制度等による住宅資金のあっせん等積極的な活用を図る。

７．自らの資力では住宅を得ることのできない者の範囲

（１）　生活保護法による被保護者及び要保護者

（２）　特定の資産のない失業者、勤労者、小企業者、高齢者、寡婦及び母子世帯、病弱者及び身体障害者

（３）　前各号に準ずる経済的弱者

（４）　その他市長が必要と認める者

第５節　応急仮設住宅の運営管理

担当	災害対策本部	本部事務局、建設班

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第 24 章　文教対策

震災時において、学校等の教育施設は避難所として利用される場合が多く、地域拠点の重要な役割を果たしている。

震災時の児童生徒等の安全の確保を第一として、情報の収集、避難所の開設、震災後の教育の再開等数多くの問題や課題の解決が求められる。そのため、教職員、保護者、地域住民の一致した理解や協力のもとで、事態に対応していく必要がある。

本章では、教育に関する対策の他、文化財の応急対策について必要な事項を定める。

また、保育所、育成学級における対策についても、福祉こども部の指揮の下で関係機関との連携を図り、本章を準用した対応をとる。

第１節　園児、児童、生徒等の保護体制

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

授業時間帯における震災の発生に対して学校は、防災行政無線、テレビ、ラジオ等により災害に関する情報の収集、把握につとめる。また、園児、児童、生徒等の安全を確保するため、次のような対応をとる。

１．学校等の対応

宇治市において震度５強以上の地震が発生した場合は、登校（園）の連絡があるまで、休校（園）とする。

また、学校（園）長等の施設管理者は、園児、児童、生徒等に対して次の措置を講ずる。

（１）　園児、児童、生徒等は、災害の状況に応じ、安全な場所に避難させた後、保護者等と連絡をとり安全・確実に引き渡す。

（２）　保護者等に引き渡すことが出来ない場合は、学校等で保護をする。

（３）　学校（園）長等の施設管理者は、避難、誘導等の状況を地区班、教育委員会を通じて災害対策本部へ速やかに報告する。

２．保護者への対応

発災時の学校対応について、理解と協力を求めるとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

３．対応マニュアルの作成

上記の内容の他、災害発生時の対応について「対応マニュアル」を作成し教職員にて徹底する。

在校時以外に災害が発生した場合は、園児、児童、生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

第２節　避難所設置への対応

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、災害対策本部と連携を図り、次の対応をとる。

１．避難所の開設

学校長等施設管理者は、地区班と互いに協力して避難所を開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とする。

２．教職員の協力

避難所の運営については、あらかじめ作成したマニュアルに従う。その運用にあたっては教職員の協力を得て、円滑な活動が行われるよう努める。

３．長期避難

できる限り授業の早期確保に努めることを原則とし、長期避難に対するあらかじめ作成したマニュアルに従う。

４．給食施設の提供

学校長等施設管理者は、災害対策本部の要請に従い、炊き出しに際して給食施設の提供を行う。

資料１－34　炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

第３節　応急教育

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

学校（園）長は、学校（園）の立地条件、避難所としての有無等を考慮し、あらかじめ作成された災害時の応急教育計画に従い対応する。

１．応急教育の実施

施設の確保状況を把握し、応急教育を実施する。

２．教育実施者の確保

教員の被災により通常の授業が行えない場合、府教育委員会と協議して、教員の確保の応急措置を実施する。

３．教科書及び学用品の調達並びに支給

（１）　災害救助法が適用された場合

教育班はこれを調査し、必要あると認定された学用品について調達支給する。災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。

ア．　対象

住家が全壊（焼）、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、及び中学部生徒を含む。）

イ．　学用品の品目及び費用の限度

- 教科書（教材を含む）・・・実費
- 文房具・・・・・・・・・・　災害救助法施行細則に定める額以内
- 通学用品・・・・・・・・・　文房具と同様

ウ．　期間

・　教科書・・・・・・・・・・　災害発生の日から１カ月以内
・　文房具及び通学用品・・・　災害発生の日から 15 日以内

（２）　災害救助法の発動のない場合

教育長が各学校等の教科書のそう失、き損の状況を調査する。

その報告に基づき、補給する必要のある冊数をまとめて、京都府山城教育局を経て、府教育委員会へ補給について必要な要請をする。

なお、給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

４．給食の措置

（１）　学校給食施設、設備及び給食物資納入業者の被害状況を調査し、完全給食の実施が困難な場合は、調理を要しない食品等による応急措置をとるとともに状況に応じて学校給食を中止する。

（２）　被害状況が判明した後においては、具体的な復旧対策をたて、すみやかに実施する。

５．園児、児童、生徒等の健康管理

（１）　被災した園児、児童、生徒等に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等を行う。また、必要に応じて健康診断を実施する。

（２）　災害の状況に応じ、被災学校の園児、児童、生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、校舎内外の清掃や伝染病予防等の措置及び健康診断を実施する。

第４節　応急保育

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

（１）　保育所長は、職員を掌握して保育所の整理を行い、保育園児の被災状況を調査し、復旧体制に努める。

（２）　福祉こども部長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育所長は、その指示事項の徹底を図る。

（３）　応急保育計画に基づき、受入可能な保育園児は、保育所において、保育する。また、被災により通園できない保育園児については、地域ごとの実情を把握する。

（４）　避難所等に保育所を提供したため、長期間保育所として使用ができないときは、災害対策本部と協議して早期に保育が再開できるよう措置する。

（５）　保育所長は、災害の推移を把握し、平常保育に戻るように努め、その時期を早急に保護者へ連絡する。

第５節　文化財の応急対策

担当	災害対策本部	消防班、福祉班、建設班、教育班

文化財は、人類共通の貴重な財産であり、後世に伝えていくためにも地震災害から守り、被害を最小限に食い止める必要がある。

１．防火・消火活動

震災による火災を防止するとともに、火災が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため所有者、消防署・消防団、自主防災組織、地域住民が連携して活動する。

（１）　近隣で火災が発生している場合、延焼の危険性、飛び火の監視等を行うと同時に、既存の防災設備の損壊状況を調査し、損壊している場合は、代わりの消火方法を用意する。

（２）　延焼、飛び火の危険性が高い場合は、持ち出し可能なものについて、搬出等の措置を講ずる。
（３）　文化財そのものに火災が発生している場合は、消防署・消防団と自主防災組織等が連携をして消火にあたる。

２．被害の把握

文化財所有者は、被災後速やかに現地を巡回し、所有している文化財について被害状況を把握するとともに、被害状況を行政機関等に連絡する。

建設班は、所有者からの被害状況の情報を活用し、被害状況を把握し、優先順位をつけ対策にあたる。

本市が所有する文化財については、建設班等により現地調査を行い、被害状況、金額、復旧方法等を調査する。調査結果に基づいて、以下の対策を講じる。

（１）　半壊状態で余震等による倒壊危険のあるものについては、建造物に支柱の設置など応急補強対策を行う。
（２）　被害の大小にかかわらず、防護柵を設けて現状保存を図る。
（３）　美術工芸品等の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、一時的に別の管理体制・設備が整った公共施設等に保管する。
（４）　盗難対策として、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等を行う。

第 25 章　災害支援対策本部等運用

担当	災害対策本部	本部事務局

近隣市町村において、大規模な災害が発生した場合は、被災者の救援等災害支援体制を取り、応援に駆けつける。

本章では、災害支援対策本部等運用について必要な事項を定める。

ただし、京都南部都市災害時相互応援協定団体の構成市町については、本文の規定にかかわらず６市４町の相互応援体制の取り決めに沿って行動する。

また、他都道府県において大規模な災害が発生し、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合には、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性も図ることにより実効性を確保する。

第１節　災害支援対策本部体制

近隣市町村において大規模な災害が発生した場合、被災者救済のため、災害支援対策本部を設置する。

１．災害支援対策本部の設置

市長は、近隣市町村において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたときは、災害活動の推進を図るため、災害支援対策本部を設置する。

２．災害支援対策本部の組織・運用

第３編第２章の組織の災害対策本部の組織・運用に準ずる。

３．災害支援対策本部の閉鎖

近隣市町村において、災害が発生するおそれが解消したときと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、市長が災害支援対策本部を閉鎖する。

第２節　他都道府県への災害支援体制

１．発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、関西広域連合（以下、「広域連合」）及び京都府と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

２．緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。その際、京都府から要請があれば、被災都道府県への緊急派遣チームの要員を確保する。

３．応援の実施

（１）　体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等)」等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

（２）　応援ニーズの把握と調整

京都府との調整に基づき、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう努める。

（３）　応援内容

京都府との調整に基づき、以下の支援を行う。なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア．　救援物資の供給

イ．　被災地への人的支援の実施

ウ．　被災者の宇治市内への受け入れ

エ．　市民のボランティア活動の促進

第３節　広域一時滞在

１．府内における広域一時滞在

（１）　広域一時滞在を行う必要がある場合

・　市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

・　市は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

（２）　広域一時滞在の協議を受けた場合

・　市は、府内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

２．府外における広域一時滞在

（１）　広域一時滞在を行う必要がある場合

・　市は、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

（２）　広域一時滞在の協議を受けた場合

・　市は、府から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

３．被災住民に対する情報提供と支援

（１）　広域一時滞在を行う場合

・　市は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

（２）　広域一時滞在の協議を受けた場合

・　市は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の把握と、被災住民が必要する情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第４編　災害復旧計画

第１章　計画の方針

担当	災害対策本部	本部事務局

第１節　計画の方針

阪神・淡路大震災では、広範囲の地域で火災の発生や建物の倒壊等により、家財や住居等を喪失するなど数多くの市民が被害を受け、混乱した状態の発生がみられた。その震災から学び、多くの教訓から第２編において、災害予防計画をたて、被害を最小限にするための平常時の対策を行い、第３編の計画では、発災直後から、市をはじめ関係機関が連携・協力して市民の生命と生活安定の確保のため、また社会活動や経済活動の維持のため災害応急対策をとることとしている。このような対策を実施した上でも、発災時には、予期せぬさまざまな被害の発生も念頭におかなければならない。

このような考えに基づいて、地震による災害が発生し、災害直後の応急対策も一段落ついた場合に、次の対策として、緊急を要し短期的に取り組むべき市民の生活安定のための計画から、魅力ある宇治市にするための長期的に取り組むべき復旧・再建計画まで本計画に盛り込むものとする。

長期的な震災後のまちづくりは、復旧と再建に大別される。復旧は、震災で破壊し、焼失した道路・鉄道・公園・ライフラインや住宅・建築物を従前の状態に回復することである。これに対し再建は、市街地などの形態を新たにし、建築物や道路・公園・ライフラインなどの充実、改善を図り都市改造を行うなど、新たな社会資本の整備を行うことまで考える。

これら短期・長期にわたる復旧・再建計画は、次のような観点に立ち策定するものとする。

（１）「安全」「快適な住まい」「産業」「市民の誇り」をキーワードとして内容の構成を考えたものとする。

（２）　市民の生活を確保するとともに、市民の自立的行動をうながし、安全な震災に強い地区への変換を図る。

（３）　新たな市民の住まいがゆとりと豊かさを感じられるような環境づくりをめざす。

（４）　再び活力と魅力を持った宇治市にするために、市民参加の街づくりを図り、市民が誇りを持てる計画をめざす。

（５）　地域の活力を高め、雇用の確保が図れるよう、中小企業、地場産業等の再建が行えるものにする。

以上の考え方をまとめて次図に示した。

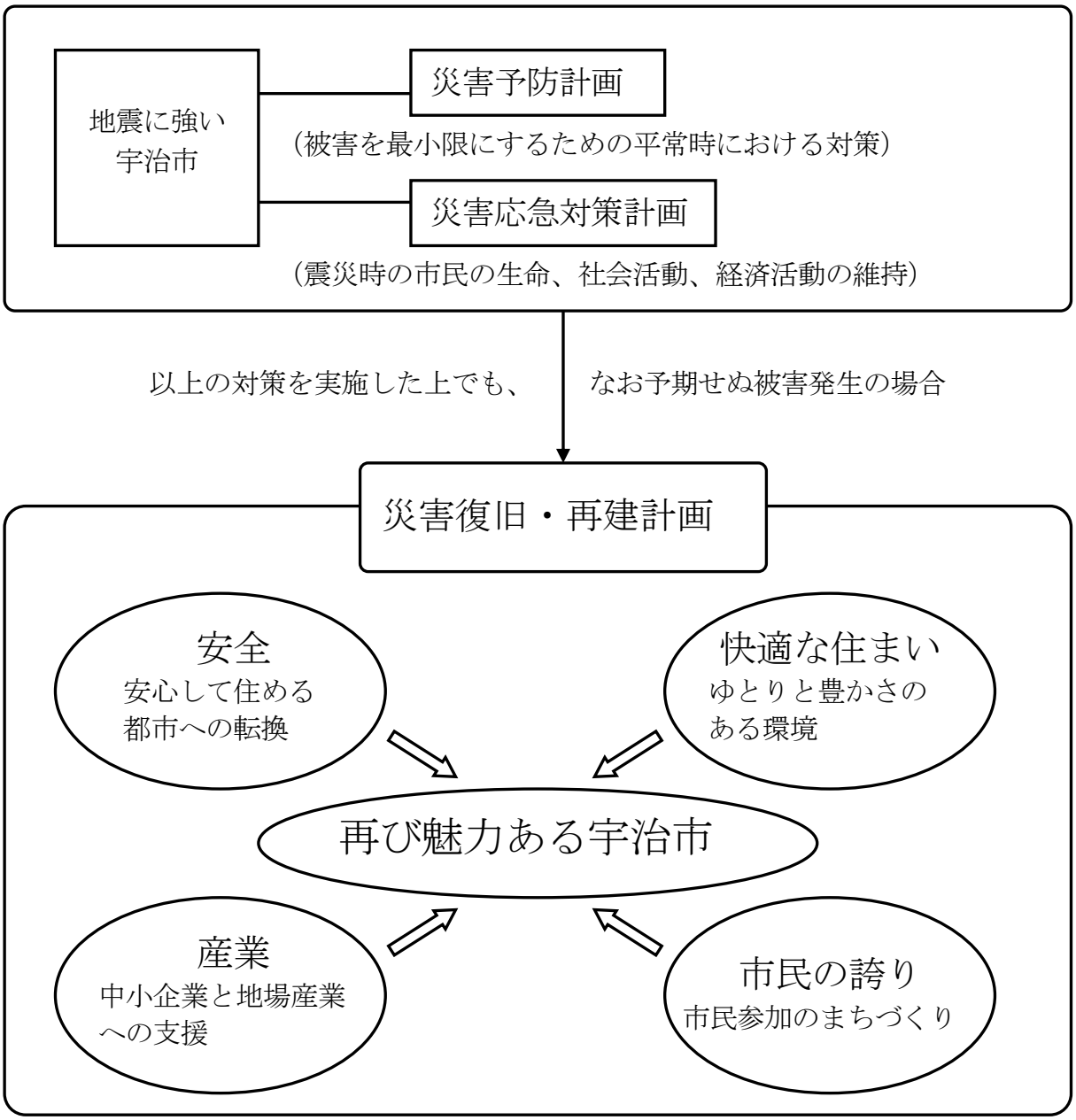

図　災害復旧・再建計画の考え方

第２章　市民の生活確保

被害を受けた市民が、その災害の痛手から再起し、早期に安定した生活に回復できるよう必要な施策を行う。

本章では、被災した市民に対する生活相談、弔慰金等の支給、住宅の確保、義援金品等の配布、職業のあっせん等について定める。

第１節　公聴活動

担当	災害対策本部	復興班、各班

震災により住居や財産を失ったり、勤務先の被災により失業に追い込まれるなど生活基盤を失った被災者は、地震で受けた衝撃や生活再建への不安などから精神的にも大きな苦難を背負っている。

被災者の生活の状況把握、被災者からの苦情、要望等の声を聞き取り、その解決を図るよう努めるほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するなど、すみやかに生活再建へ向けての支援を行う。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
	生活支援窓口の開設	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
復興班	広聴活動、相談窓口の設置	
	生活支援窓口の開設	人事課、関係機関

１．生活支援窓口の設置及び実施体制

被災住民の相談、要望、苦情を広く聞き、支援を行うために、支援窓口を設ける。

２．専門家の協力

以下のような専門的事項の相談に応じる案件も予想され、専門家の協力が必要となるため、弁護士会､建築関係機関などの協力を得て対応する。

（１）　借地・借家関係などの法律相談
（２）　登記手続きなどの土地・建物の登記相談
（３）　減免などの税務相談
（４）　雇用保険などの社会保険に関する相談
（５）　住宅の応急修繕相談

３．総合的情報提供

震災後、時間経過とともに、被災者の関心事も多様になることが予想されるため、義援金の給付など各種の支援施策等の総合的情報を提供していく。

また、問い合わせに対しても、必要に応じて適切な窓口を紹介するなど対応していく。

４．り災証明

（１）　家屋被害認定調査

災害による災害規模を把握し、り災証明書発行の根拠となる家屋の被災程度を認定するため、被害家屋の調査を行う。

（２）　り災証明書の発行

災害救助法が適用された場合等に、被災者の生活再建への取り組みを支援するための各種支援制度の適用に必要となるり災証明書の発行を速やかに実施する。

被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた居住者等の申請により、り災証明書を発行する。

（３）　京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの円滑な運用

大災害時においては、短期間に膨大な数のり災証明書を発行する必要が生じる。そのため、京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの適切な運用によって、可能な限り省力化を図る必要があり、システムの円滑な運用の確立、訓練等を通じた実施体制の構築を推進する。

５．生活再建支援

被災者が速やかに生活再建に向けて取り組めるよう、被災者支援窓口を設置し各種支援制度や義援金の支給等を行い、生活再建支援を実施する。

被災者に対し、各種支援制度の広報に努めるとともに、被害の程度に応じた支援を実施する。

第２節　災害弔慰金等の支給

担当	災害対策本部	福祉班

市は自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

また、災害により障害等の被害を受けた市民に災害見舞金を支給する。また、家財等に被害があった場合は、生活の安定、自立の助長の資金として災害援護資金を貸し付ける。

１．災害弔慰金の支給

（１）　支給対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める災害により死亡した市民の遺族

（２）　支給額

ア．　主たる生計維持者の死亡

１人当たり　　条例等に定める額

イ．　その他の者の死亡

１人当たり　　条例等に定める額

２．災害障害見舞金の支給

（１）　支給対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める災害により次に掲げる程度の重度の障害を受けた市民

ア．　両眼が失明したもの

イ．　咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ．　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ．　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ．　両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ．　両上肢の用を全廃したもの
キ．　両下肢をひざ関節以上で失ったもの
ク．　両下肢の用を全廃したもの
ケ．　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度がｱ～ｸと同程度以上と認められるもの

３．災害援護資金の貸付け

（１）　貸付対象者

府内のいずれかの市町村に災害救助法が適用された災害により次の被害を受けた市民

ア．世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１カ月以上の場合
イ．家財の１/３以上の損害を受けた場合
ウ．住宅の半壊又は全壊、流失

（２）　貸付限度額

世帯主の負傷 世帯主の負傷と家財の１/３以上の損害 世帯主の負傷と住居の半壊 世帯主の負傷と住居の全壊 家財の１/３以上の損害 住居の半壊 住居の全壊 住居全体の滅失又は流失	それぞれ条例に定める額

（３）　貸付条件

償 還 期 間　　10 年（うち据置３年）
償 還 方 法　　年賦又は月賦、半年賦で元利均等償還
利　　子　　保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年 1.5％（据置期間中は無利子）
連帯保証人　　任意
所 得 制 限　　条例等に定める額

４．その他の資金

災害救助法の適用に至らない自然災害においては、住宅等に被害を受けた低所得世帯等に対し、府社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の推進を図る。

第３節　住まいの確保

担当	災害対策本部	建設班、復興班

災害発生によって、住宅を失った人に対して、応急住宅等を行うこととしているが、更に恒常的となる住まいについても、各種の支援施策を行い、市民の心身の安らぎと活力蘇生の場となる住まいの確保に一日も早く務めていく必要がある。

１．損傷を受けた住宅に対する危険度判定

建築物の安全性に対する住民の不安の解消、余震による二次災害の軽減のために、地震による損傷をうけた住宅に対しては、府の支援を受けて速やかに危険度の判定を行い、必要があれば居住者等に避難を喚起するなど、二次災害の防止に努める。

２．住宅再建計画の策定

生活の基盤となる住宅の復興について、その考え方、手順、再建に至る道筋を早期に示し、住宅を計画的かつ着実に供給するための住宅再建計画を策定する。

第４節　就業の確保

担当	災害対策本部	産業班

災害による離職者の把握に努めるとともに、生活の安定を図る上からも、その就職については、公共職業安定所（ハローワーク）等の施設と緊密に連携し、就職のあっせんの促進を図る。
災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、必要に応じて臨時の職業相談窓口の設置を図る。民間企業に対しても、雇用機会の増大を要請する。

第５節　義援金品の配分

担当	災害対策本部	福祉班

国民、企業等から府、市、日本赤十字社、共同募金会などに被災者あてに贈られた義援金品を、迅速に被災者の手に渡るようにするため、配分委員会等の設置や義援金品の受け付け、保管、事務分担等に関する事項を定める。

１．義援金品の募集

義援金品の募集にあたっては、テレビ、新聞、ラジオ、インターネット等を通して、一般市民に呼びかける。

２．義援金品の受け付け

宇治市内に地震災害が発生した場合、義援金品の受け付けは窓口を一本化し、あらかじめ定められた窓口で受け付ける。

３．義援金品の取り扱い

取り扱い等については、一定の要領を別に定めておく。

４．義援金品の配分

あらかじめ必要な要項は定めておくものとし、配分については、被害状況等を勘案し、配分計画を委員会が策定し、その計画に従って配分する。

配分にあたっては、ボランティアの協力、委託等行い、早期配分を行う。

また、義援金品の受け付け、配分にかかわる広報活動も委員会の指示のもとに行う。

第６節　市税の徴収猶予及び減免等

担当	災害対策本部	総務班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	
	市税の徴収猶予及び減免等	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	市税の徴収猶予及び減免等	
	市税の徴収猶予及び減免等	財政課、税務課

１．期限の延長

地方税法第 20 条の５の２及び市税条例第７条の規定に基づき、納税者が災害により申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、市長は当該期限の延長を認めることができる。

２．徴収の猶予

地方税法第 15 条の規定に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合においてその徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は１年以内の期間に限りその徴収を猶予することができる。

３．減　免

地方税法及び市税条例第 46 条第１項第４号及び第 78 条第１項第１号の規定に基づき、市長は災害の場合その被害の程度に応じて市民税等の減免措置を行うことができる。

第７節　国民健康保険料および一部負担金の減免等

担当	災害対策本部	福祉班

１．保険料の徴収の猶予および減免

市国民健康保険条例第 27 条第１項第１号および第 28 条第１項第３号により、納付義務者が災害によって、その資産について損害を受け保険料の納付が困難と認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

２．一部負担金の支払いの猶予および減免

国民健康保険法第 44 条第１項により、被保険者が、災害によって、その資産に著しい損害を受けて被保険者が死亡又は重篤な負傷を被った場合や業務を廃止・休止した場合で、一部負担金の支払いが困難と認められる場合は、申請によって、市長は一部負担金の支払いの猶予又は減免を行うことができる。

第８節　介護保険料および利用者負担額の減免等

担当	災害対策本部	福祉班

１．保険料の徴収猶予および減免

介護保険法第 142 条、市介護保険条例第 10 条および第 11 条により、第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することが困難であると認められる場合は、申請によって、市長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

２．利用者負担額の減免

介護保険法第 50 条および第 60 条、介護保険法施行規則第 83 条および第 97 条、市介護保険規則第７条により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた場合は、申請によって、介護保険利用者負担額の減免を行うことができる。

第９節　後期高齢者医療保険料および一部負担金の減免等

担当	災害対策本部	福祉班

１．保険料の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律第 111 条、府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条、第 18 条により、被保険者又はその属する世帯主が、災害によって損害を受け、納付すべき保険料の全部又は一部を一時的に納付することができないと認める場合は、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は保険料の徴収猶予又は減免を行うことができる。

２．一部負担金の徴収猶予および減免

高齢者の医療の確保に関する法律第 69 条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 33 条により、被保険者が、災害によって住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合は、申請によって、府後期高齢者医療広域連合長は一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができる。

第 10 節　国民年金保険料の免除等

担当	災害対策本部	福祉班

１．保険料の免除等

国民年金法第 90 条第１項、第 90 条の２第１項、第２項及び第３項並びに第 90 条の３第１項並びに平成 16 年改正法附則第 19 条第１項及び第２項、及び国民年金法施行規則第 77 条の７により、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けたときは、申請により国民年金保険料が免除等される。審査は日本年金機構により行われる。

第 11 節　災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

担当	災害対策本部	総務班

地震災害の復旧に関し、市が受けることのできる財政措置について定める。

市は被災した施設を原形に復旧するにあたり、府に対し、災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置を要請することができる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	
	災害復旧事業債、府への要請	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	
	災害復旧事業債、府への要請	財政課、関係課

１．災害復旧事業債

（１）　補助・直轄災害復旧事業債
（２）　一般単独災害復旧事業債
（３）　地方公営企業災害復旧事業債
（４）　火災復旧事業債
（５）　歳入欠かん等債
（６）　公共土木施設等小災害事業債
（７）　農地等小災害事業債

２．府等への要請

地震災害により市が一時に多額の資金を必要とする場合、府、近畿財務局及び各種金融機関に対し、すみやかな金融措置を要請する。

第 12 節　文教復旧対策

担当	災害対策本部	教育班

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

１．学校等の施設の復旧対策

被災した文教施設・設備について、できる限り速やかに現地調査を実施し、災害復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。災害復旧計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

また、府に対して必要に応じ、計画策定に関しての指導援助、技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

２．教育活動の再開

（１）　被災地域の学校においては、被災後、行っていた教育に関する応急措置から可能な限り早期に通常の教育活動を再開できるよう努める。
（２）　学校等が避難所となった場合においては、府等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況を十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。
（３）　教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

ア．　災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助について国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号)」、「学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号)」、「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号)」による補助金の交付に関すること。

イ．　災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号)」による就学奨励費負担金及び交付金の交付に関すること。

ウ．　災害を受け、就学困難になった優秀な学生・生徒に対する「日本育英会法（昭和 59 年法

律第 64 号)」による学資貸与金の特別措置に関し必要な措置を講ずること。

エ．　被災教職員に対する救済措置に関すること。

（４）　児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

３．文化財の復旧対策

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

第 13 節　被災者生活再建支援金支給計画

担当	災害対策本部	復興班

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う。

１．対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

（１）「災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」

（２）　10 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害

（３）　100 以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害

（４）　府内で（１）又は（２）の自然災害が発生した場合に、その自然災害により５以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害

（５）　（１）から（３）の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により５以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害

（６）　（１）若しくは（２）の市町村を含む都道府県又は（３）の都道府県が、２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る。）

２．対象世帯

（１）　１の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯

（２）　１の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

（３）　１の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続する世帯

３．支給金額

次の（１）＋（２）の合計を支給

（１）　基礎支援金

ア．　全壊世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

イ．　大規模半壊世帯 50 万円（単数世帯 37．５万円）

（２） 加算支援金

① 全壊又は大規模半壊世帯

ア． 住宅を建設又は購入する世帯 200 万円（単数世帯 150 万円）

イ． 住宅を補修する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

ウ． 住宅を賃借する世帯 50 万円（単数世帯 37． 5 万円）

② 中規模半壊世帯

ア． 住宅を建設し、購入する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

イ． 住宅を補修する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

ウ． 住宅を補修する世帯 25 万円（単数世帯 18.75 万円）

第 14 節　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

担当	災害対策本部	復興班

１．大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災住宅の再建等を行う者に対して、その費用の全部又は一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。

資料１－41

大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

２．大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

第３章　激甚災害の指定

担当	災害対策本部	本部事務局

市域に大規模な災害が発生した場合、市として迅速かつ適切な応急復旧を図り、被災者に対し支援措置を施すため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）に基づく助成援助を受けることが必要である。

「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受けるため、すみやかに以下の措置を行う。

第１節　激甚災害に関する調査

１．市の被害状況

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を調査し府知事に報告する。

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出しなければならない。

２．調査の協力

府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査について協力する。

３．調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の受けられるよう措置する。

第４章　産業の支援

担当	災害対策本部	産業班

災害により被害を受けた中小企業や地場産業に対して、事業の復旧に必要な資金の融資などにより、事業の安定を図ることは、市民の生活確保の面からも、きわめて大切である。

第１節　中小企業の支援

災害により、被害を受けた中小企業に対し、事業再建に向けて必要な資金の融資を行い、一日も早く、事業の安定化を図る。

災害時において、緊急に必要とする資金の融資等に関し、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

また、中小企業の被害状況に応じてその都度判断し、各種の対策を講じる。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	事業再建に向けて必要な資金融資等を行う	
	復旧状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	事業再建に向けて必要な資金融資等を行う	
	中小企業融資制度の案内	宇治商工会議所 被災事業所

第２節　地場産業の支援

地域の生活の安定、地域の活性化の面からも、地場産業の再建が大きな牽引力となる。災害からの痛手を軽減し、事業の再建・再興を図るため、必要な資金の融資等について、国、府及び関係機関に要請する。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
産業班	事業の再建・再興を図るため必要な資金の融資等について、国、府等に要請	
	復旧状況法	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
産業班	事業の再建・再興を図るため必要な資金の融資等について、国、府等に要請	
	災害にかかる融資制度の適用、新設	国、京都府

第３節　風評被害対策

発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、国、府、関西広域連合、経済団体等の関係機関と連携し、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第５章　再び魅力ある宇治市にするために（再建計画）

担当	災害対策本部	共通

阪神・淡路大震災は、密集した住宅街や高度に発達した都市が持つ問題を、様々な形で我々に教訓として与えた。

震災後は市民が従前の生活に早く復帰するための復旧のみが急がれてしまう。しかし、今回の災害の教訓から、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築するための再建計画の必要性も提起されている。

震災後の復旧や再建計画は、市民が再び宇治市に住もうという魅力のあるものでなければならない。

第１節　基本的考え方

行政と市民が互いに協力して、震災後の宇治市の再生を目指して魅力ある宇治市をつくることを基本理念とする。

すでに宇治市が計画している地域計画、都市計画の目的や理念に沿って、災害に強いまちの構築を図るため、早期に再建計画のマスタープラン及び基本方針を市民に示す。

地域ごとの再建計画の策定にあたっては、被災地域の状況を的確に把握し、極力早い時期に、建築制限の適用地域や復旧・再建に向けた取り組みの基本方針を市民に示す。

第２節　魅力ある宇治市づくり

１．再建モデルプランの策定

宇治市の将来計画、都市計画を市民に広く広報し、その計画を具体化する方向で、市内地の土地利用の類型に応じて再建モデル地区を抽出し、災害に強いまちづくりの視点から、道路・公園、公共・共益施設などの望ましい施設計画について再建モデルプランを年次的に計画して策定しておく。この場合、委員会方式を採用するなどの工夫により、市民の参加を図り市民の意向を反映したものとする。

また、平時において、地震に強い宇治市づくりを目指し、土地区画整理方式の手法を活用するなどしてモデル地域の実現を図る。

２．市民のまちづくりへの参加

被災直後の混乱した非常事態のもとであっても、そこに住む市民の将来を方向づけるまちづくりの計画の作成が必要となる。

モデルプランや、マニュアル作成に市民の意向を反映しておくことで、それらに基づく計画案はより合意の得やすいものとなる。

住宅密集地域など新たにまちの再建を図る地域などでは、どのようなまちに再構築するのか、まちづくり計画をモデルプランで作成しておき、それを地域住民に提示することで、合意形成を短時間で整えるための条件について整備しておく。

大規模災害の発生時には、被災者が広範囲に避難して連絡がつきにくいことが想定される。このような状況で市民意向の反映を含む対応について検討しておく。

第５編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総則

第１節　計画の方針

１．南海トラフ地震について

（１）　駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね 100～150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854 年の安政東海地震の後、約 160 年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源地と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854 年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約 100～150 年であることから考えると、今世紀前半（2035±10 年とも言われている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

（２）　東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフ巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

（３）　モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

人的被害（人）			建物被害（棟）	
死者数	負傷者数	要救助者数	全壊	焼失
90	1,590	320	1,370	6,660

※内閣府のデータを基にした京都府被害想定（宇治市の被害を抜粋）

（４）　平成 25 年 11 月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害は生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策

を推進することとされている。

（５）　中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成 26 年３月 31 日）

宇治市においても、震度６強の揺れが想定され、推進地域の指定を受けた。

（６）　中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成 30 年 12 月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成 31 年３月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第１版）」を策定した。

（７）　南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、令和５年２月に「南海トラフ地震巨大地震モデル・被害想定手法検討会」が内閣府に設置され、最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定の計算手法の検討が行われるとともに、同年４月には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等の検討が開始された。

その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和６年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和７年３月31日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。

２．本計画の目的

本計画は、平成 26 年３月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震法第５条の規定により南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

３．計画の修正

本計画においては、計画作成後も、必要に応じて計画の見直しを行う。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、宇治市地域防災計画震災対策編第１編第３章に定めるところによる。

【震災対策編第１編第３章参照】

第２章　地域における防災力の向上

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取組を推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取組だけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、市民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、市民、自主防災組織、ＮＰＯ、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化にあたり女性の参画の促進に努めるものとする。

第１節　市のとるべき措置

担当	市	共通

地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

１．　市長及び幹部に対する研修
２．　防災担当組織の整備
３．　情報伝達手段の充実
４．　消防・救急救助資機材等の整備
５．　防災訓練の実施
６．　消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
７．　防災関係機関と市民等との相互連携協力体制の確立
８．　地域における防災活動拠点の整備
９．　災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立
10．　安全な避難地、避難施設等の確立
11．　企業の防災活動活性化のための方策の検討

第２節　市民等のとるべき措置にかかる対策

担当	市	共通

市は、市民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

１．　市民及び防災活動組織の対策

（１）　住宅等耐震化の促進
（２）　家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
（３）　食料、飲料水等生活必需品の備蓄
（４）　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握

（５） 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
（６） 初期消火・救助活動及び応急手当に関する知識の習得
（７） 防災訓練及び防災事業への参加
（８） 地域内企業やＮＰＯ等の連携

２． 企業の対策

（１） 施設等の耐震化及び安全対策の推進
（２） 必要物資の備蓄
（３） 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
（４） 地域コミュニティとの連携
（５） 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持（京都 BCP）

第３章　地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフ地震による災害から、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより市民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における府民の適正な判断力の養成、市民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、市は、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第１節　教育・指導

担当	市	危機管理室、福祉こども部、健康長寿部、教育委員会

１．防災関係機関による職員に対する教育

（１）　市は市職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

ア．　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

イ．　地震に関する一般知識

ウ．　南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ．　南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ．　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ．　南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

（２）　防災関係機関は、その職員等に対して、（１）に順じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

２．市民に対する防災知識の普及

（１）　市は、市民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取組が広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

ア．南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

イ．地震に関する一般知識

ウ．南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

エ．正確な情報の入手方法

オ．防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

カ．各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

キ．各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ク．居住者等自らが実施し得る、３日分以上（できれば１週間分）の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

ケ．　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

３．児童生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

（１） 教育（防災訓練の実施を含む）の内容

ア．南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

イ．地震に関する一般知識

ウ．南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識

エ． 応急処置の方法

オ．教職員の業務分担

カ．児童生徒等の下校（園）時等の安全確保方法

キ．学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法

ク．ボランティア精神

ケ．その他

（２） 教育・指導の方法

ア． 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育

イ． 研修等を通じた教職員への地震防災教育

ウ． PTA 活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

（３） その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第２節　広報

担当	市	危機管理室

市は、市民等に対し、次により必要な広報活動を実施する。

１．広報の内容

（１） 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する情報

（２） 地震に関する一般的情報

（３） 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報

（４） 正確な情報の入手方法

（５） 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

（６） 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報

（７） 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報

（８） 居住者等自らが実施し得る、３日分以上（できれば１週間分）の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

（９） 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

２．広報の方法

（１） 講演会等の実施による広報

（２） 社会教育等を通じた広報

ア． 社会教育施設による講座等を通じての広報

イ． ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会所等を

通じての広報

ウ．　その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報

（３）　広報媒体等による広報

ア．　テレビ、ラジオ、新聞等による広報

イ．　パンフレット等による広報

ウ．　ホームページ等の情報通信環境による広報

エ．　ビデオ、スライド等による広報

オ．　その他の広報

（４）　移動式地震発生装置（起震車）等疑似体験装置等による広報

（５）　相談窓口の設置

３．広報時における留意事項

（１）　広報に当たっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。

（２）　地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。

（３）　地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第４章　防災訓練

南海トラフ地震等市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を震災対策編第２編第５章第１節の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、市民、関係機関の連携を図ることを特に配慮するものとする。

第５章　災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、本市は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

担当	市	危機管理室、建設部、都市整備部、教育委員会

１．地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

本市は、京都府地震防災緊急事業五箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等を、中長期的視点に立って整備する。具体的な事業の実施に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するとともに、南海トラフ地震発生時に円滑に活動できるよう、防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める。

２．住宅及び公共施設等の耐震化の推進

本市は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、宇治市建築物耐震改修促進計画により、耐震化の推進を図る。

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、住宅等の耐震化を促進する施策等を充実させ、地域全体の耐震化の推進を図るとともに、市役所、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる公共施設及び多数の者が利用する施設について、耐震化を推進する。

３．文化財保護対策の実施

本市に所在する多数の文化財は、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国民的財産である。

このため、市は、震災対策編第２編第３章第６節に基づく対策を推進するほか、文化財周辺における市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

【震災対策編第２編第３章第６節参照】

４．長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測されている。

このため、市は、府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する。

５．東南海地震、南海地震等の時間差発生による災害の拡大防止

本市は、東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対策等についても検討する。

（１）　東南海地震、南海地震等が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発

（２）　後発地震により土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策

（３）　先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、地震被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

（４）　先発地震による被災宅地の擁壁等が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するための、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

６．帰宅困難者対策の推進

本市は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第６章　関係者との連携協力の確保

南海トラフ地震により、他の地域からの支援が期待できないことを想定し、できる限り、業務継続計画（ＢＣＰ）により災害応急対策を行うことや、地域内の防災関係機関等により対応できる体制を構築する必要がある。よって、広域防災体制の確立、災害対策本部等の設置、要員参集、被害状況の情報収集・伝達、対策要員及び資機材等の確保、応援協定等防災体制の確立、業務継続計画（ＢＣＰ）の運用について努めるものとする。

第１節　広域防災体制の確立

担当	市	消防本部

広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震では、直下型地震以上に、府や国と連携し、地震対策を実施する必要があるため、市は、平成 26 年３月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」との整合を図りながら、一般対策編第２編第３章第 11 節に定めるところにより、広域防災体制の確立に努める。

また、府内の被害は、震源域の地域や津波被害が想定される地域に比べると比較的小さいと想定されており、災害発生直後は国や他府県からの応援が困難となることが想定されるため、できる限り府及び府内市町村並びに府内防災関係機関等により対応できる体制作りを目指し、対策を検討する。

さらに、南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲で被害が発生し、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、ヘリコプターによる搬送を可能にするため、ヘリポート等の整備に努める。

【一般対策編第２編第３章第 11 節参照】

第２節　防災体制に関する事項

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、本市は次のとおり対応するものとする。

１.「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・観測された異常な現象(注１)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合

南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	・（ 巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、又は「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）

注１　南海トラフの想定震源域又はその周辺で M6.8 程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定

２．本市の対応

本市は、東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対策等についても検討する。

（１）　気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。

（２）　また、市民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。

（３）　事業所に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。

（４）　関係部局においては、災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

（５）　後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

第３節　南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

担当	災害対策本部	本部事務局

１．災害対策本部等の設置及び要員参集体制

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

また、本部長に事故等あるときは、副本部長がその職務を代理する。

なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は第１副市長、第２副市長、教育長の順位とする。

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災対策編第３編第２章第２節に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別途定める。

【震災対策編第３編第２章第２節参照】

２．地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、市は、震災対策編第３編に定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

【地震発生時の応急対策】

（１）　被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、震災対策編第３編第３章に定めるところによる。通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、電波法第 52 条の規定による非常通信経路を用いる。

（２）　施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難地に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

（３）　二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

（４）　情報伝達手段の多重化

通常使用している情報伝達手段や通信事業者回線が寸断された場合を想定し、情報伝達手段の多重化の検討を行うものとする。

【震災対策編第３編第３，７，12，13，16，20 章等参照】

３．対策要員及び資機材、必要物資等の確保

市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、市が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

４．他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、震災対策編第３編第８章に掲げるとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

【震災対策編第３編第８章参照】

宇治市地域防災計画

事故対策編

令和８年３月

宇治市防災会議

第1編　総　則

第1章　計画の方針……1
第1節　計画の目的……1
第2節　事故災害の想定……1
第3節　計画の考え方……2
第4節　計画の修正……3
第5節　他の法令等に基づく関連計画との関係……3
第2章　防災関係機関等の役割分担……4
第1節　宇治市……4
第2節　京都府……4
第3節　指定公共機関及び公共的団体等……6

第2編　予防計画

第1章　計画の方針……7
第1節　計画の方針……7
第2章　情報連絡体制の整備……8
第1節　緊急通信網、施設の整備……8
第2節　市民への情報伝達手段の整備……9
第3章　防災活動体制の整備……10
第1節　指揮系統の機能強化……10
第2節　活動マニュアルの整備……10
第3節　職員に対する防災教育……11
第4章　救出・救助、救急・救護活動体制の整備……12
第1節　救出・救助活動体制の整備……12
第2節　救急・救護活動体制の整備……12
第3節　医療救護体制の整備……13
第5章　避難体制の整備……14
第1節　避難体制の周知……14
第2節　避難所の管理・運営体制の強化……14
第6章　緊急輸送体制の整備……15
第1節　緊急輸送用車両の整備……15
第2節　緊急通行車両の事前届出……15
第7章　航空事故災害への備え……17
第1節　航空交通の安全のための情報提供……17
第2節　航空運送事業者等への安全指導……17
第3節　航空機の安全性の確保……17
第4節　防災訓練の充実……17
第5節　航空交通環境の整備……17
第6節　再発防止対策の推進……17
第7節　その他……17

第8章　鉄道事故災害への備え……18
第1節　気象情報の活用……18
第2節　再発防止対策の実施……18
第3節　点検・監視の実施……18
第4節　職員の教育体制の整備・充実……18
第5節　防災訓練の実施……18
第6節　鉄道施設の整備促進……18
第7節　各種資料の整備・保存……18
第8節　防災知識の普及……19
第9章　道路事故災害への備え……20
第1節　気象情報の活用……20
第2節　再発防止対策の実施……20
第3節　点検・監視の実施……20
第4節　職員の教育体制の整備・充実……20
第5節　防災訓練の実施……21
第6節　道路施設の整備促進……21
第7節　各種資料の整備・保存……21
第8節　防災知識の普及……21
第 10 章　危険物等事故災害への備え……22
第1節　危険物保管施設等の予防対策……22
第2節　都市ガス供給施設の予防対策（大阪ガスネットワーク㈱）……23
第 11 章　大規模火災への備え……24
第1節　消防水利の充実……24
第2節　火災の拡大防止……24
第3節　林野火災の特徴……24
第4節　林野火災出火防止対策……24
第5節　林野火災延焼防止の事前対策……25
第 12 章　広域停電事故災害への備え……27
第1節　施設の管理・維持……27
第2節　再発防止対策の実施……27
第3節　防災訓練の実施……27
第4節　電気施設の整備促進……27
第5節　防災知識の普及……27
第 13 章　広域断水事故災害への備え……28
第1節　応急給水への備え……28
第2節　応急復旧への備え……29
第3節　防災意識の啓発……29
第4節　防災訓練……29
第 14 章　原子力発電所事故災害への備え……30
第1節　環境放射線等モニタリング……30
第2節　防災対策の実施……30
第3節　広域一時滞在……30
第4節　国・府の基準値等の把握……30
第5節　防災知識の普及……30

第3編　応急対策計画

第1章　計画の方針……31
　第1節　計画の方針……31
第2章　応急活動体制……32
　第1節　災害活動組織の設置……32
　第2節　職員の活動体制……34
第3章　情報の収集・伝達……36
　第1節　事故災害情報の収集……36
　第2節　勤務時間外における対応……38
　第3節　災害情報及び被害状況の収集・報告……39
　第4節　事故災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準……41
　第5節　非常無線通信等の利用……41
第4章　広報・広聴活動計画……43
　第1節　広報活動……43
　第2節　広聴活動……46
第5章　応援要請計画……48
　第1節　他の地方公共団体等への応援要請……48
　第2節　関係協力機関への連絡及び要請……49
　第3節　自衛隊災害派遣要請計画……49
　第4節　受入に向け必要な業務や体制の確立……50
第6章　救出・救助、救急・救護活動計画……51
　第1節　救出・救助活動……51
　第2節　救急・救護活動……52
第7章　避難誘導計画……54
　第1節　避難の指示……54
　第2節　警戒区域の設定……56
　第3節　避難の方法……56
　第4節　学校等の集団避難計画……57
　第5節　火災に対する避難計画……57
第8章　避難収容対策計画……58
　第1節　避難所の開設……58
　第2節　避難所の運営……59
第9章　交通・緊急輸送対策……61
　第1節　交通規制……61
　第2節　緊急輸送……61
第 10 章　航空事故災害対策……64
　第1節　活動体制の確立……64
　第2節　情報の収集・伝達……65
　第3節　広報・広聴対策……65
　第4節　救出・救助、救急及び消火活動……65
　第5節　避難対策……66

第6節　交通及び輸送対策 66
第7節　自衛隊派遣要請 66
第 11 章　鉄道事故災害対策 68
第1節　活動体制の確立 68
第2節　情報の収集・伝達 69
第3節　広報・広聴対策 69
第4節　救出・救助、救急及び消火活動 69
第5節　避難対策 69
第6節　交通及び輸送対策 69
第 12 章　道路事故災害対策 70
第1節　活動体制の確立 70
第2節　情報の収集・伝達 71
第3節　広報・広聴対策 71
第4節　救出・救助、救急及び消火活動 71
第5節　避難対策 71
第6節　交通及び輸送対策 71
第 13 章　危険物等事故災害対策 72
第1節　活動体制の確立 72
第2節　情報の収集・伝達 72
第3節　危険物事故の拡大防止対策 72
第4節　広報・広聴対策 75
第5節　救出・救助、救急及び消火活動 75
第6節　避難対策 75
第7節　交通及び輸送対策 75
第8節　環境保全対策 76
第 14 章　大規模火災対策 77
第1節　活動体制の確立 77
第2節　情報の収集・伝達 77
第3節　広報・広聴対策 77
第4節　消火活動 77
第5節　救出・救助、救急活動 79
第6節　避難対策 79
第7節　交通及び輸送対策 79
第 15 章　広域停電事故災害対策 80
第1節　活動体制の確立 80
第2節　情報の収集・伝達 80
第3節　広報・広聴対策 81
第4節　救出・救助、救急活動 81
第5節　避難対策 81
第6節　交通及び輸送対策 81
第 16 章　広域断水事故災害対策 82
第1節　活動体制の確立 82
第2節　被害状況の調査 82
第3節　応急給水対策 83

第4節　応急復旧対策 83
第5節　広報・広聴活動 83
第6節　関係機関への協力要請 84
第 17 章　原子力発電所事故災害対策 85
第1節　活動体制の確立 85
第2節　情報の収集・伝達 85
第3節　広域一時滞在 85
第4節　農林水産物の採取及び出荷制限 85
第5節　広報・広聴対策 86
第6節　風評被害等の影響の軽減 86

第4編　復旧計画

第1章　計画の方針 87
第1節　計画の方針 87
第2章　市民の生活確保 88
第1節　生活相談 88
第2節　被災者への援助 88
-
第3章　事故原因者等による復旧対策 89
第1節　電気施設 89
第2節　上水道施設 89
第3節　ガス施設 89
第4節　道路施設 90
第5節　鉄道施設 90

第１編　総　　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

この計画は、本市域における事故災害の発生を未然に防止するため、行政と各防災関係機関、市民が一体となって災害に強い宇治市づくりを進め、事故災害発生時においても適切な対応を図ることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

この計画は、次の３つの内容で構成される。

１．事故災害の予防

事故災害に対する備えを進め、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、事故災害発生の際の被害を最小化するための予防計画

２．事故災害発生時の応急対策

事故災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、応急的に必要な対応を行うための応急対策計画

３．事故災害発生後の復旧・再建

事故災害発生後の市民生活の安定をとりもどし、市民の自立に基づき、再び魅力ある宇治市にするための復旧・再建計画

第２節　事故災害の想定

予想される事故災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予想もできない事故が発生することも考えられる。この計画は、現在、宇治市において発生することが予想される事故災害として、以下の想定を行う。

１．航空機事故（市内への墜落事故等）

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

２．突発的鉄道事故

列車の衝突、火災及び脱線等の鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

３．突発的道路事故（大規模自動車事故など）

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路や長大トンネル内において車両の衝突、火災等により、又はトンネル等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

４．大規模火災（市街地火災・林野火災）

火災の延焼拡大により市街地大火が発生した場合、及び森林・原野及び牧野における火災が発生

し、又は発生するおそれがある場合。

５．危険物の爆発・流出事故

危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出・火災・爆発の発生、火薬類の火災・爆発の発生、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出の発生、放射性物質の放射性障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

６．水道・電気などのライフラインの広域断絶

広域的な断水事故、停電事故により、多数の市民の生活に支障をきたす災害が発生した場合。

７．原子力発電所事故

原子力発電所にて事故等が発生し、施設の被害状況によっては放射性物質の拡散により発電所近隣地区の避難、広範囲の地域の立ち入り禁止、除染や飲料水・食料等の摂取制限など、重大な影響を及ぼす可能性がある場合。

８．その他の事故（大規模な救急事故等）

建物や大規模工作物の倒壊に関する事故や、集団的に発生する食中毒等に起因する事故、祭礼等不特定多数の者が集中する場所で発生する事故、その他物理的、人為的原因又は自然現象に起因する突発的な事故災害の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

第３節　計画の考え方

１．事故災害が発生しないようにするための対策

事業者、市民と連携して事故が発生しないよう、日常的にきめ細かな対策を講じていくこと。

２．市民を事故災害から守るための対策

万一、事故が発生したときに、市民の命を守ることを第一に、また、市民生活にかかる災害を最小限に抑えるための対策を講じていくこと。

３．突発的な事故発生に即応できる危機管理体制の確立

突発的な事故災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、被害を最小限にすることを基本とし、臨機応変に対応できる災害対策本部の体制の確立を図るための対策を講じていくこと。

４．市民・行政・事業者の役割分担の計画化

防災に関して行政が整備すべき課題、市民自身が取り組まなければならない課題、事業者の役割をしっかりと認識した上で、互いに協力、連携を図りながら行える対策を講じていくこと。

５．地理的、社会的条件を考慮した対策

住宅団地やマンション建設による市街地内の人口の密集化の進展や、自動車専用道路や大規模工場の建設などの各種の条件を考慮した対策を講じていくこと。

第４節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

したがって、各機関は毎年関係のある事項について、宇治市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を宇治市防災会議に提出するものとする。

第５節　他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別の定めのない事項については、宇治市地域防災計画・一般対策編（以下「一般対策編」という。）に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府地域防災計画・事故対策計画編等、他の計画と整合を図るものとする。

第２章　防災関係機関等の役割分担

宇治市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等が、事故災害の発生に関して処理すべき事務又は業務は、一般対策編第１編第２章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第１節　宇治市

機関名	処理すべき事務又は業務
宇治市	**１．事故災害発生時共通の役割** （１）　事故災害警戒本部、事故災害対策本部の設置及び運営 （２）　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報 （３）　関係防災機関との調整 （４）　京都府又は他の市町村に対する応援要請 **２．航空事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災発生時の役割** （１）　死傷病者の救出、救護（搬送・収容） （２）　死傷病者の身元確認 （３）　事故（火災）拡大防止のための消火その他消防活動 （４）　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 **３．危険物事故発生時の役割** （１）　危険物等に関する規制 **４．ライフライン広域断絶時の役割** （１）　二次災害防止のための活動 （２）　付近住民に対する情報提供

第２節　京都府

機関名	処理すべき事務又は業務
京都府	**１．事故災害発生時共通の役割** （１）　的確な情報収集及び関係防災機関への通報 （２）　被害の状況に応じた事故対策態勢又は事故対策本部・支部の設置 （３）　関係防災機関への協力要請 （４）　関係防災機関との連絡調整 （５）　京都府救護班の出動 （６）　日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、宇治久世医師会、各医療機関に対する活動の要請 **２．危険物災害発生時の役割** （１）　危険物等に関する指導取締

機関名	処理すべき事務又は業務
宇治警察署	１．航空機事故発生時の役割 （１）　関係防災機関との連携の強化 （２）　被害情報の収集及び被害実態の把握 （３）　遭難航空機の捜索 （４）　被災者の救出救助 （５）　避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 （６）　事故現場及びその周辺における警戒警備 （７）　遺体の検視、死体調査、身元確認等 （８）　その他事故災害に必要な警察活動 ２．鉄道事故発生時の役割 （１）　関係防災機関との連携の強化 （２）　被害情報の収集及び被害実態の把握 （３）　被災者の救出救助 （４）　避難誘導、立入禁止区域の設定及び踏切等の交通規制 （５）　鉄道関係機関と連携した二次災害防止 （６）　事故現場及びその周辺における警戒警備 （７）　遺体の検視、死体調査、身元確認等 （８）　その他事故災害に必要な警察活動 ３．道路事故発生時の役割 （１）　関係防災機関との連携の強化 （２）　被害情報の収集及び被害実態の把握 （３）　被災者の救出救助 （４）　避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 （５）　関係機関と連携した二次災害防止 （６）　事故現場及びその周辺における警戒警備 （７）　遺体の検視、死体調査、身元確認等 （８）　行方不明者の捜索 （９）　その他事故災害に必要な警察活動 ４．危険物事故発生時の役割 （１）　関係防災機関との連携の強化 （２）　被害情報の収集及び被害実態の把握 （３）　被災者の救出救助 （４）　避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 （５）　事故現場及びその周辺における警戒警備 （６）　遺体の検視、死体調査、身元確認等 （７）　行方不明者の捜索 （８）　危険物等に関する指導取締 （９）　その他事故災害に必要な警察活動 ５．ライフライン広域断絶時の役割 （１）　関係防災機関との連携の強化 （２）　災害情報の収集及び被害実態の把握 （３）　被災者の救出救助 （４）　事故現場及びその周辺における警戒警備 （５）　交通規制 （６）　その他事故災害に必要な警察活動

第３節　指定公共機関及び公共団体等

機関名	処理すべき事務又は業務
大阪航空局 （大阪航空事務所）	**航空事故発生時の役割** （１）　事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 （２）　空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安 （３）　遭難航空機の捜索及び救助
近畿運輸局	**鉄道事故発生時の役割** （１）　事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 （２）　特に必要がある場合の輸送命令 （３）　事故時における交通関係利用者等への情報提供
近畿地方整備局	**道路事故発生時の役割** （１）　道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 （２）　関係防災機関との調整 （３）　事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 （４）　直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧
中部近畿産業保安監督部	**危険物事故発生時の役割** （１）　事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 （２）　高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する指導取締
鉄道事業者 （西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄））	**鉄道事故発生時の役割** （１）　事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡通報 （２）　関係防災機関との調整 （３）　乗客の避難及び負傷者等の救出、救護 （４）　二次災害の防止及び鉄道施設の復旧
大阪ガスネットワーク㈱、その他危険物等保管事業所	**都市ガス、危険物等事故発生時の役割** （１）　京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び宇治市との連絡・協議 （２）　非常災害対策本部の設置 （３）　関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣 （４）　二次災害の防止活動 （５）　事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応
関西電力㈱ 関西電力送配電㈱	**ライフライン広域断絶時の役割** （１）　京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び宇治市との連絡・協議 （２）　非常災害対策本部の設置 （３）　関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣 （４）　事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応
その他関係防災機関	**事故災害発生時共通の役割** （１）　所管の応急対策の実施 （２）　京都府及び宇治市等との協力・連携

第２編　予防計画

第１章　計画の方針

第１節　計画の方針

事故災害の予防計画は、事故の種類及び応急対策の種類によって、以下の構成の計画とする。

１．事故災害に共通する予防計画

第２章から第６章は、事故災害発生時に迅速かつ効果的な応急対策を実施するための事前対策として位置づけられるものである。

事故の種類に関わらず、すべての事故災害に共通する予防計画である。

２．個別事故災害の予防計画

第７章から第 14 章は、事故災害の種類別に各機関や事業所等が実施する事前対策である。

第２章　情報連絡体制の整備

第１節　緊急通信網、施設の整備

担当	市	危機管理室、総務・市民協働部、政策企画部

事故発生時における通信が円滑かつ迅速に行えるよう通信網及び通信施設の整備について必要な事項を定める。

１．災害通信施設の整備

（１）　有線電話の整備

災害時における災害対策本部と各関係機関との連絡については、優先電話番号を通知するなど専用回線を確保し、電話回線の輻輳による弊害を避けるとともに、必要に応じて臨時専用電話を設定するなど有線電話を有効に活用するものとする。

また、事故情報や復旧情報、安否情報などを直接電話により市に問い合わせや苦情が多く発生することが予想されるため、問い合わせ専用電話回線の確保を進める。

（２）　無線通信網の整備

現在、災害時の無線通信は、市防災行政無線設備を活用しているが、より能率的な連絡体制が確保できるよう、あり方について十分検討する。また、災害発生時における通信回線の確保に対処するため設備の改善・強化を行っていく。さらに、京都府防災行政無線、消防無線との連携を密にして、災害時における相互連絡体制の確保に努める。

（３）　防災行政無線の活用方法の検討

事故発生時には、屋外の事故発生現場や避難誘導現場での情報交換や、避難施設における被災者への情報提供に無線設備の活用が有効である。

あらかじめ定められた指定要員は、「初期活動マニュアル」及び「避難所運営マニュアル」に基づき防災無線の運用に習熟する。

２．災害用独立電源の整備

広域停電事故等の発生により、送電が停止した場合等に対処し、市役所庁内主要箇所における執務に支障のないよう独立電源の整備を行うものとする。

なお、市役所庁内電話設備及び防災行政無線、消防無線設備の電源については、停電の場合は自動的にそれぞれの非常電源装置（自家発電）から電力が供給できるよう整備している。

３．電子地図の整備・活用

事故発生時、被害状況の全容を可及的速やかに把握するために、Web－GIS（地理情報システム）を活用した、被害情報、対応状況等の情報を庁内関係者間で共有することができる体制整備を図る。

第２節　市民への情報伝達手段の整備

担当	市	危機管理室、市長公室、総務・市民協働部、産業観光部

１．広報車の整備

既存の広報車のスピーカー出力を増強するとともに、車両台数の増加を図ることにより、事故発生時の避難指示の伝達や、復旧情報の伝達能力を上げる。

また、事故発生時に迅速で確実な広報活動が可能なように、定点での広報実施方法や、事前に様々な事態を想定した「広報文例」などの広報マニュアルの作成、及び、災害用広報イントロの周知を行う。

２．メディアの活用

災害や大規模な事故が発生した場合は「エフエム宇治」を最大限に活用するとともに、日常的な行事や事業をとおして、災害発生時には「エフエム宇治」で情報を得るよう市民に啓発を行う。

また、㈱京都放送をはじめ、在阪テレビ、ラジオなどの放送各社、及び地方紙、日刊紙などの新聞各社とも災害発生時の協力体制について協議を行う

３．ＩＴ・ＳＮＳなどの活用

パソコンを使って市民が市からの情報を得たり、身の回りの災害情報を提供したりできる、災害情報専用のホームページの設置を行い、あわせて市公式ＬＩＮＥで気象・防災情報を発信する。災害時には、災害情報に簡単にアクセスできるよう市のホームページのトップページを災害モードに切り替える。

また、市内の公共施設と災害対策本部をネット化した災害情報システムの構築を検討する。

さらに、避難所運営に災害情報システムを利用することにより、災害対策本部と地区班との連携強化を図る。

４．電子メールの活用

携帯電話等へ電子メール（エリアメール・緊急速報メールの活用など）を配信するシステムを活用し、住民への迅速な情報伝達を行う。

５．鉄道駅や駅前の大型店などへの情報板の設置

市内及び市域に近接して位置する鉄道駅や大型店などで、乗降客等に見やすい場所に情報板を設置し、広く市民に情報提供することを検討する。

６．町内会、自治会や自主防災組織を通じての情報伝達

災害や大規模な事故発生時に町内会、自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。例えば、ファックス等により町内会、自治会長などに情報を送信し、そこから各戸に情報伝達を行うシステムや、災害時における自主防災組織の自主的な活動のための携帯無線配備などを検討する。

また、町内会、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第３章　防災活動体制の整備

第１節　指揮系統の機能強化

担当	市	危機管理室、市長公室、総務・市民協働部、消防本部

勤務時間外を含め、事故災害発生直後に信頼度の高い情報を収集し、的確な災害応急対策を実施するための本部体制の確立を図る。

１．消防本部との連携

事故の発生情報は、府や事業者から本部事務局及び消防本部に伝達される。しかし、勤務時間外においては、本部事務局の情報把握が遅れ、初期活動体制の確立に遅れがでることが懸念される。

そこで、勤務時間外においては、消防本部が入手した情報を迅速に本部事務局の指定要員に伝達し、速やかにその他の本部要員へ伝達する体制を整備する。

また、本部事務局の初動体制が整備されるまでの時間は、消防本部がその防災業務を代行できる体制を整備する。

２．「情報班」の体制整備

事故災害の情報は「情報班」により一元的に管理できるシステムを確立する。情報班は、市民からの情報、問い合わせ、苦情や要請、本部と各班や避難所との情報交換、市民への情報提供など、本部内のすべての情報を処理することとし、迅速・正確な情報処理を行うため、各種文書様式等に基づき実施できる体制を整備する。

３．事業者との連絡体制の整備

事故発生直後は混乱のため、事故原因者（事業者）から市の防災部門にスムーズに情報が伝達されないことも考えられる。このため、事業者と市の防災部門との連絡体制を確かなものとするため、マニュアルにより、勤務時間内及び勤務時間外の連絡窓口、有線電話が途絶・輻輳した場合の対応方法、市に災害対策本部や現地対策本部が設置された場合の連絡調整の方法について明らかにする。

第２節　活動マニュアルの整備

担当	市	共通

１．初動マニュアルの整備

災害発生直後の「初動マニュアル」を作成し、すべての職員が常時携帯し、災害発生時に常に確認できる体制を整備する。初動マニュアルにおいては、特に勤務時間外に災害が発生した場合の初動体制を明確にする。

２．各班の実動マニュアルの整備

災害対策本部及び班体制の整備とあわせ、各班が的確に役割を果たせるよう、具体的な内容の「実動マニュアル」を整備する。

３．避難所運営マニュアルの整備

事故等の大規模な都市災害が発生した場合も、地区班体制を活用して各担当区域における情報収集、被害調査、及び避難所が開設された場合の避難所運営を行う。地区班の活動をより効果的なものとするため、「避難所運営マニュアル」を整備し、本部や班相互間の調整の方法や、避難所収容者や地元組織、ボランティア等と連携した対応のあり方を明確にする。

第３節　職員に対する防災教育

担当	市	危機管理室、全部局

災害応急対策計画に基づく災害応急対策の遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、図上又は現地で行う訓練について必要な事項を定める。

１．職員に対する防災教育

（１）　印刷物による防災教育

庁内紙「庁内だより」に職員として知っておくべき防災の基礎知識等について特集記事を掲載するほか、事務の手引きとなるパンフレット、刊行物などを関係職員に配布する。

（２）　実働マニュアルの作成及び役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外も含めた非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な初動マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚の向上を図る。

（３）　研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会等を随時実施し、関係法令や防災計画の内容運用等を周知徹底するよう努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

２．防災訓練の実施

（１）　総合防災訓練

防災関係機関に従事する職員の実践的実務の習熟、関係機関の有機的な連携の強化、住民に対する防災知識の普及を目的として、市地域防災計画に含まれる事項を中心に実施する。

（２）　図上訓練

事故災害の種別に事故規模・様相を想定し、情報収集・伝達、救出・救助、救急・救護、避難誘導、交通規制・緊急輸送等災害対策の諸活動について関係機関等の討議方式により実施する。

（３）　その他の防災訓練

ア．　災害救助救急訓練

イ．　災害通信訓練

ウ．　動員訓練

エ．　消防訓練

第４章　救出・救助、救急・救護活動体制の整備

第１節　救出・救助活動体制の整備

担当	市	危機管理室、消防本部

１．救出・救助資機材の充実及び整備

大規模事故発生時に、事故現場で被災者を的確に救出、救助するため、装備資機材の充実を図る。

（１）　消防に関する救助・救急装備資機材を年次計画により順次整備を図っていく。

（２）　消防団の消火用資機材及び応急救護用資機材を整備・充実する。

（３）　道路障害等により救助隊等が現地に短時間で到着できない事態に備え、地域住民の自主防災組織による第１次救助活動に必要な救助資機材の整備を図る。

（４）　広域防災連絡会を構成する各市町の装備の状況を把握し、必要な場合は相互応援体制がとれるようにしておく。

２．緊急時の機動力の確保

大規模事故発生に伴う道路の損傷、渋滞及び電話回線の不通に対応して、住民に対する広報、救護活動、避難誘導等が迅速に行えるよう、緊急時の機動力の確保を図る必要がある。

（１）　初動体制の整備

住民の避難誘導や道路の渋滞時の救助・救護活動に備え、無線機や広報マイク、簡易携帯資機材等を拠点ごとに配備し、機動力の確保に努める。

第２節　救急・救護活動体制の整備

担当	市	健康長寿部、消防本部

１．救急活動体制の充実

大規模事故発生時には多数の傷病者に対し救急活動を要する場面が予測されるため、負傷者の救命や症状の軽減を図るため、迅速・的確な救急活動体制を整備する。

また、救急体制不足の場合には、関係機関に対して協力要請できる体制を確立しておく。

（１）　救急医療情報システムの活用

広域の後方医療機関の診療科目、収容状況等を把握し、救急内容に応じた病院の選定などが的確に行える京都府救急医療情報システムの活用に努める。

（２）　救急業務の高度化

ア．　負傷者の救命率を向上させるために、救急救命士制度の充実を図る。

イ．　高度の救急処置が可能な資機材及び高規格救急車の整備を図る。

（３）　京都府等への支援要請

京都府及び近隣市町に対し迅速に支援を求める体制を整備する。

第３節　医療救護体制の整備

担当	市	健康長寿部、消防本部

１．初動医療体制の整備

大規模事故により負傷した人々に対しての応急処置、軽傷者等に対する医療及び重傷者の後方医療機関への転送などの初動医療は、市において整備する部分と広域的に整備が必要な面とがあり、連携をとった体制の整備が必要である。

（１）　初動医療救護

宇治久世医師会、山城北保健所、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班の編成や派遣、救護所の設置、トリアージの実施などの災害時医療救護計画を策定し、医療活動が円滑・効率的に行えるよう整備を図る。

（２）　医薬品・資機材等の整備

ア．　市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。

イ．　市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。

２．後方医療体制の整備と搬送体制の強化

大規模事故により多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要が生じた場合に備え、医療情報システムを有効に利用し、適切な搬送手段の整備を図る。

（１）　重傷者の搬送計画

医療関係機関と協力して、本市域における空きベッド情報の共有とともに、後方医療機関とのネットワーク化の推進を図る。

（２）　ヘリコプター緊急離発着場の整備

ヘリコプターの離発着が可能な場所を把握し、緊急時の輸送に備え、拠点となる場所の整備を図っていく。

（３）　災害時医療従事者の養成

限られた医療資源（医療業務従事者、薬品、資機材等）で、短時間に多数の傷病者を円滑に診察するため、医師及び看護師をはじめとする医療救護班員に対する研修及び災害時医療従事者の養成を医療機関に求める。

第５章　避難体制の整備

担当	市	危機管理室、総務・市民協働部、人権環境部、福祉こども部、健康長寿部、都市整備部、教育委員会

第１節　避難体制の周知

大規模な事故発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるように、避難所等の周知徹底や避難行動についての必要な指導、啓発を実施する。

（１）　避難誘導標識の整備
（２）　避難行動に関するパンフレット、防災マップ等の作成、配布
（３）　避難訓練等の実施
（４）　地域ごとの避難計画の作成指導

第２節　避難所の管理・運営体制の強化

１．避難所の指定

（１）　避難所の指定は、避難者を収容するに足りる安全な施設で、かつ利便性の高い立地条件の施設の中からあらかじめ定める。
（２）　指定に当たっては、各施設管理者等と必要な協議を行い、承諾を得るものとし、人口動態、施設の変更等について毎年調査し更新する。
（３）　社会福祉施設等の管理者等関係機関と協議し、「高齢者や障害のある人などの特に配慮を必要とする人達」向けの福祉避難所の指定を検討する。

２．避難所の開設計画の強化

災害発生後の避難所の迅速な開設を実施するため、施設管理者や関係機関と協議し、迅速な開設が可能な体制の整備を図る。

３．避難所の管理・運営体制の強化

本市、施設管理者、地域住民組織等が共同で防災訓練を実施し、災害時における避難所の管理・運営に熟知するとともに、体制の強化を図る。

また、事前に避難所に必要な資料、備品等の配備を促進する。

４．避難所の防災機能の強化

災害時に避難者をはじめとする被災者に対し、施設管理者や地域住民と連携した救援活動が実施できるよう、避難所の防災機能の強化を図る。

（１）　耐震性の向上（建築物、設備）
（２）　防災資機材、備蓄等の整備
（３）　ライフライン機能のバックアップ体制の確保
（４）　通信機能の確保
（５）　消防設備等の整備、充実

第６章　緊急輸送体制の整備

第１節　緊急輸送用車両の整備

担当	市	危機管理室、消防本部

１．市保有車両の災害対策利用計画

本市が所有する車両については、事前に京都府警察に緊急通行車両の事前届出を行い、大規模な事故発生時に迅速な活用が可能なように、担当職員に対し、確認申請の方法等について周知を図る。

２．車両、単車、自転車等の確保体制の整備

（１）　物資輸送用トラック等の確保

トラック協会等と協定を締結し、災害時の運用体制について連絡体制を強化する。また、市内輸送業者等との連携協力体制を整備する。

（２）　要員輸送用車両等の確保

災害対策要員の輸送手段の確保のため、路線バス事業者の臨時活用方策を検討する。また、関係業者等との連携協力により、緊急調達体制の整備を図る。

（３）　単車・自転車・リヤカー等の確保

大規模災害時には道路機能の麻痺により、特に狭い道路での車両の通行が困難になるおそれがあるため、地域でのきめこまかな情報伝達、物資の配給が行えるよう、単車、自転車、リヤカー等の確保及び調達体制の整備を図る。

（４）　負傷者、死亡者輸送用車両の確保

災害による負傷者、死亡者の輸送のため、関係団体との連携協力体制の整備を図る。

第２節　緊急通行車両の事前届出

担当	市	危機管理室

１．災害応急対策に必要な緊急通行車両

災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき災害対策基本法第 50 条１項に規定する災害応急対策を実施すための車両は、次の災害応急対策に関する事項を実施する車両とする。

（１）　警報の表及び伝達並びに避難の指示に関する事項
（２）　消防、水防その他応急処置に関する事項
（３）　被災者の救援、救助その他保護に関する事項
（４）　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
（５）　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
（６）　清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
（７）　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
（８）　緊急輸送の確保に関する事項
（９）　前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

２．緊急通行車両の事前届出

災害応急対策活動の円滑な実施のため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して確認手続の省力化、効率化を図るため、前項に規定する車両を対象として京都府警察に事前届出を行う。

事前届出の対象車両は、次のとおりである。

（１）　指定行政機関等の保有車両（道路交通法施行令第 13 条の緊急自動車は事前届出を必要としない。）

（２）　指定行政機関等が契約等により常時専用的に使用する車両

（３）　指定行政機関等が災害時に関係機関、団体等から調達する車両

第７章　航空事故災害への備え

担当	市	危機管理室

大阪航空局は、突発的航空事故の発生に備え、次の措置を講ずる。

第１節　航空交通の安全のための情報提供

航空路誌、ノータム（滑走路の閉鎖、航空保安無線施設の停波等航空機の安全運航を左右する情報）等により、航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。

第２節　航空運送事業者等への安全指導

航空機の安全な運行を確保するため、航空運送事業者に対し、次の業務を実施する。

１．航空関係諸規則の遵守の徹底
２．航空運送事業者等の実施する教育訓練に対する指導
３．定期的な安全指導における運行管理体制、安全意識等の重点点検の実施

第３節　航空機の安全性の確保

航空機の安全性を確保するため、次の業務を実施する。

１．急速な進展を遂げる航空機技術の航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準への反映
２．外国政府の証明等の活用を通じた航空機検査制度の充実

第４節　防災訓練の充実

突発的航空事故を想定して、防災体制の強化を図るため、防災関係機関等が一体となり、実践的な訓練を実施する。

また、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第５節　航空交通環境の整備

航空整備五箇年計画等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の充実を図る。

第６節　再発防止対策の推進

航空事故調査会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第７節　その他

既設路線の変更及び航路の新設をした場合には、京都府防災会議会長への連絡に努める。

民間航空機が有視界飛行する場合は、文化財施設、人家密集地を極力避けるように努める。

第８章　鉄道事故災害への備え

担当	市	危機管理室

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、京都市交通局（京都市営地下鉄）の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

第１節　気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

第２節　再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第３節　点検・監視の実施

土砂災害等から鉄軌道の保全を図るため、トンネル等の線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。

第４節　職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

第５節　防災訓練の実施

突発的鉄道事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第６節　鉄道施設の整備促進

踏切道の立体交差化の促進、列車集中制御装置（ＣＴＣ）、自動列車停止装置（ＡＴＳ）等運転保安設備の整備・充実に努める。

第７節　各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

第８節　防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線の事故防止のため、交通安全等の普及を図る。

第９章　道路事故災害への備え

担当	市	危機管理室、消防本部

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路や長大トンネル内において衝突等による車両火災等が発生した場合、大規模災害となる可能性がある。また、自動車専用道路は一般的には一定の間隔で設けられたインターチェンジ以外からは進入することができないため、事故発生時の現場到着が遅れるおそれがある。

本計画は、本市を東西に横断する「京滋バイパス」における衝突、車両火災、危険物及び災害による事故に対処するため、関係機関のとるべき予防対策について定める。

災害の予防のための各種施策は、西日本高速道路㈱等の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

第１節　気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

第２節　再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第３節　点検・監視の実施

１．防災設備等の点検

（１）　防災設備等の点検は、道路法等関係法規の定めるところによるほか、内部規定等による日常点検を実施する。

（２）　交通管理及び保全業務委託により、定期的又は臨時に道路パトロールカー等により巡回を行い、道路状況、気象状況及び土木構造物の点検等を行い、異常事態を発見した場合、管制室等へ連絡し、道路の安全かつ円滑な交通を確保する体制をとる。

（３）　防護柵や案内標識等の事故防止設備の整備・点検を実施する。

２．防災資機材の点検・整備

応急復旧用資機材について、日常的に整備点検を行うほか、関連業者について整備点検を指導する。

第４節　職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

第５節　防災訓練の実施

突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第６節　道路施設の整備促進

土砂災害対策を含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

第７節　各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第８節　防災知識の普及

道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第 10 章　危険物等事故災害への備え

担当	市	消防本部

第１節　危険物保管施設等の予防対策

石油類や高圧ガス及び毒物・劇物、ＲＩ（ラジオ・アイソトープ）などは、産業、医療及び教育の分野において広く利用され、生活上の利便をもたらす反面、災害時における漏えいの危険性を有している。

これらの危険物等を扱う施設については法律に基づき、使用、販売、検査、廃棄等について厳しい規制がなされているが、災害時の安全対策について万全を期すことが重要である。

危険物による災害を防止するとともに、漏えいによる二次災害の防止に努める。

１．石油類等危険物保管施設の安全化

多量の危険物（石油類等）を保管する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による漏えい等の防止に努める。

２．高圧ガス施設の安全化

（１）　ガスの種別、規模に応じて、自然災害や事故災害の発生に対する適切な施設の強化対策を図るよう指導するとともに、日常及び緊急時の保安体制を確立するよう指導する。

（２）　災害時の緊急的な対応については、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

３．浄水場の薬品貯蔵設備の整備補強

浄水場の薬品貯蔵設備の自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策の向上を図り、災害による薬品の漏えい、流出等の防止に努める。

４．火薬類保管施設の安全化

（１）　火薬類を保管する火薬庫、火薬類取扱所等については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、火薬庫の倒壊等による火薬類の爆発を防ぐよう指導する。

（２）　災害時には、あらかじめ定めた一時保管場所等へ火薬類の移動や混乱に乗じた盗難を防ぐことのできる体制を整備するよう指導する。

５．毒物・劇物保管施設の安全化

（１）　大量の毒物・劇物を保管する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による毒物・劇物の漏えい等を防ぐよう指導する。

（２）　災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、混乱に乗じた盗難を防ぐよう指導する。

６．放射線等使用施設の安全化

（１）　放射線等を使用する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊・損壊等による漏えいを防ぐよう指導する。

（２）　災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

７．危険物輸送車両の安全化

危険物輸送車両が災害時においても漏えいや爆発等に対し安全性を確保できるよう車両の点検管理について呼びかける。

資料４－１　宇治市内危険物施設数

第２節　都市ガス供給施設の予防対策（大阪ガスネットワーク㈱）

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

１．防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

２．ガス施設対策

二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

３．その他防災設備

（１）　検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア．　ガス漏れ警報設備

イ．　圧力計・流量計

（２）　連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

（３）　資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

４．教育・訓練

（１）　防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

（２）　防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年１回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

５．広報活動

（１）　顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

（２）　土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第 11 章　大規模火災への備え

担当	市	消防本部

第１節　消防水利の充実

消防水利には、消火栓、防火水槽のほか、河川、池などの自然水利があるが、消防水利の大部分を占める消火栓は、断水時には全く機能しなくなる事態の発生が予測される。

断水時の消火活動には消火栓だけでなく、防火水槽、プールの水、河川、井戸など、あらゆる水を利用できるよう消防水利の強化を図る必要がある。

１．防火水槽の整備

（１）　防火水槽の整備を図る。（２）　市街化の進展状況や火災危険度等を勘案し、耐震性防火水槽の整備を図るとともに雨水貯留施設の活用や、河川、プール、池等の多様な消防水利の利用も推進する。

２．消火（防災）用井戸の確保

（１）　消火活動が困難な場合に対応するために、地下水の利用可能な地域での消火用井戸の開発を検討する。

（２）　利用可能な地下水量の少ない地域では、防火水槽やプール等の併用活用を検討する。

第２節　火災の拡大防止

住宅密集地等が存在する地域は、初期消火に最善をつくしても、火災が拡大する恐れがある。火災の拡大を防止するうえで、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

（１）　都市構造や災害様態の変化に応じた適正な消防力の整備・増強を図る。

（２）　災害時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、地震火災用資機材の開発研究を進めるとともに整備を行う。

第３節　林野火災の特徴

（１）　林野火災は、一定の季節、時刻、地域等に集中して発生する傾向がある。

（２）　出火原因は、不特定の入山者によるたき火やたばこのポイ捨てなどの不注意や、野焼きからの延焼や飛火が多い。

（３）　気象条件、植生物、林相によって延焼形態が大きな影響を受ける。また、地形によって局所的に気象状況が急変し、急激な燃焼等により人命危険を伴うことがある。

（４）　一般に、発見通報が遅れるため、大規模な火災に移行するおそれが大きい。

（５）　消防車の通行可能な林道が少ないこと、水利の便が悪いことから、消火体制が整うまでに相当時間を要し、その間に延焼拡大し、消火活動が長時間に及びやすい。

第４節　林野火災出火防止対策

１．気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので消防本部及び関係機関は気象予報、警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

２．防火パトロール

林野火災の多発危険期においては、巡視・監視等の警戒活動を強化し、火災の予防と早期発見に努めるとともに、特に火災警報及び火災注意報発表中においては、パトロールを強化して火気使用制限の徹底を図る。

３．広報活動

林野関係機関と密接な連絡をとり、広報の時期、地域対象者等について検討し、有効かつ強力な広報及び啓発を行うものとする。

（１）　立看板、ポスター等の設置

（２）　広報紙による広報の実施

（３）　広報車による巡回広報の実施

４．査察活動

消防職・団員は、林野及び林野に近接する文化財建造物等の防火査察を実施し、林野火災予防の徹底を図る。

５．火入れ等の防火指導

（１）　林野及び林野付近において、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却を行う際は、消防署長への届出の徹底を図る。

（２）　火入れの許可を受けるときは、森林法第 22 条を遵守するとともに、事前に消防署と協議のうえ、市長の許可を受けるものとする。

（３）　林野火災の多発する時期においては焚火又は喫煙等の制限をするなど、消防法第 23 条の規定による指導を積極的に行う。

（４）　林野及び林野付近においてみだりに火を使用する者に対しては、火の使用の制限、禁止等を行う。

６．林内事業者に対する指導

林内において事業を営む者に次に掲げる指導を行うものとする。

（１）　林内事業者は、火気取扱責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。

（２）　林内事業者は、火災時の連絡系統を定め、関係機関との連絡体制の万全を図る。

（３）　事業箇所に火気取扱責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け、標識及び消火設備を完備しておくこと。

（４）　林内事業者又は林野の所有者は、自然水利の活用等による防火用水の確保、その他林野火災予防上の措置を積極的に講ずること。

（５）　市長の火入れの許可を受けた場合は、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をすること。

第５節　林野火災延焼防止の事前対策

消防本部、関係機関及び林野の事業者又は所有者等は、林野火災発生時の被害を軽減するため、次に掲げる事項のうち関係するものについて積極的に推進するものとする。

１．可燃物の整理

（１）　伐採あとの整理

（２）　下草等の処理

２．延焼抑制地域の設定

（１）　防火樹林等の適正配置と造林

（２）　空地、道路による防火帯の設定

（３）　防火帯を兼ねた林道の増設

３．水利開発

（１）　水ます、せき、貯水そう等の設置

（２）　池の整理（接岸、道路）

４．消防道路

（１）　車両通行道路の重点的設定

（２）　歩道登はん路の整備

５．消防訓練の実施

（１）　図上訓練

（２）　現地訓練

６．消防組織体制の整備充実

７．消防用資機材の整備充実

林野火災に対処するため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、背負ポンプ、ジェットシューター、ウォーターチャージャー、組立水そう、消火薬剤、無線機、チェンソー、鎌、鋸、スコップ、鍬、鉈、斧等の整備充実を図るものとする。

第 12 章　広域停電事故災害への備え

担当	市	危機管理室

災害の予防のための各種施策は、関西電力㈱および関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

自然災害や事故災害の発生に対して、電気施設の必要な強化対策、安全化を図り、災害時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立する。

第１節　施設の管理・維持

関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

第２節　再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第３節　防災訓練の実施

本市及び関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、広域停電事故を想定した防災訓練などを実施し、災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

第４節　電気施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

第５節　防災知識の普及

電気利用者に対し、広域停電事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第 13 章　広域断水事故災害への備え

担当	市	危機管理室、公営企業上下水道部、消防本部

広域断水事故に対して必要な飲料水を確保し、供給することを目的として、応急給水のための水の確保・資機材の備蓄等を推進する。

第１節　応急給水への備え

１．応急給水の基本的な考え方

震災により断水した場合の応急給水計画に準じて応急給水ができるよう対処する。

２．応急対策拠点の整備

広域断水時の応急給水及び応急復旧を指揮する拠点を水道庁舎に設置する。

拠点においては、応急対策を指揮する上で必要となる備品・資機材、通信機材、緊急通行車両等の整備を行う。

３．応急給水用資機材の整備

応急給水用資機材は、宇治浄水場及び水道庁舎に整備・備蓄する。また、蛇口スタンド（仮設給水栓）は、多くの需要が発生する場合も予想されるため、順次その整備・備蓄に努める。

４．消防水利・飲料水の確保

配水池等での事故に備え、緊急時の消防水利・飲料水の確保を図るため、耐震貯水槽の整備を検討するとともに、民間の井戸、学校施設等のプール等利用可能な水利の調査を行い、それぞれの施設の水の利用について施設管理者と協定を結ぶ

５．緊急給水、応急給水施設の確認

平時から緊急給水及び応急給水の対象となる施設（救急告示病院、指定緊急避難場所、指定避難所）を確認し、応急対策時に迅速に給水できるようにする。

資料１－２　避難施設一覧
資料１－６　市内の医療施設一覧

６．給水場所マップの作成

災害等事故時において断水が発生した場合の給水場所は、第１次ポイントとして 81 箇所を定め、宇治市ホームページ等により市民への周知を図っているところである。

なお、断水地域の実情に即した対応が必要となった場合はポイントの移動も含め、臨機応変に実施する。

資料４－２　災害時給水場所一覧

７．相互給水体制の構築

災害等事故時の備えとして、京都府営水道広域水運用による受水、及び、本市と隣接する京都市との相互分水協定に基づく受水による対応のほか、他市町との行政界付近に布設している水道本管を連結管で接続して、相互給水体制がとれるようにシステムの更なる強化に努める。

第２節　応急復旧への備え

１．水道施設に関する図書の整備

平常時から施設の設計図書の整備を行うとともに、マッピングシステムを活用して迅速な応急復旧に備える。

２．応急復旧用資機材の確保

災害時における応急復旧用資機材については、工事業者等から調達することを基本とするが、浄水場、配水池等の基幹施設における必要最小限度の復旧用資機材の備蓄を図る。

３．水道工事業者との協定

災害時における応急工事等の協定を締結している宇治管工事業協同組合、宇治市指定上下水道協同組合に対し協力を求めるとともに、必要に応じて、応急復旧工事の実施及び応急復旧用資機材の調達を要請する。

第３節　防災意識の啓発

市民・企業に対し、平素から飲料水の確保等について予防対策を行うよう、広報等を通じて啓発活動を行う。

１．市民の役割

飲料水について、市民一人当たり３リットル／日×３日分（できれば１週間分）を目途に備蓄するよう呼びかける。

２．企業等

企業等に対し、従業員に対する防災教育及び食料・飲料水等の備蓄『３日分以上（できれば１週間)』を要請する。

第４節　防災訓練

本市全体で行う総合防災訓練の他に、公営企業上下水道部としての防災訓練を定期的に行い、災害時の応急対策に万全を期す。

第 14 章　原子力発電所事故災害への備え

担当	市	危機管理室

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の定めるところに従い対策を進める。

原子力発電所事故の際の、環境放射線等モニタリング、広報、受け入れ避難所の開設等関係自治体への支援など迅速な対応を図ることができる体制を確立する

第１節　環境放射線等モニタリング

平常時からの京都府の環境放射線モニタリングの公表値を観測・活用する。

測定ポイント：府山城広域振興局（宇治若森）

第２節　防災対策の実施

国の原子力災害対策指針等の内容を踏まえ、本市において対応すべき内容を随時検討する。

第３節　広域一時滞在

市は、京都府作成の「原子力災害に係る広域避難要領」に基づき、原子力発電所近隣地域からの広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第４節　国・府の基準値等の把握

原子力発電所の災害時におけるモニタリングの状況、飲料水・食料品の摂取制限、除染基準等の把握に努め、速やかな対応を行えるよう備える。

第５節　防災知識の普及

市民に対し、原子力発電所事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

防災知識の普及及び啓発の実施に当たり、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第３編　応急対策計画

第１章　計画の方針

第１節　計画の方針

事故災害の応急対策計画は、事故の種類及び応急対策の種類によって、以下の構成の計画とする。

１．事故災害に共通する応急対策計画

第２章から第９章は、事故災害発生時に迅速かつ効果的な応急対策を実施するための応急活動の内容を示したものである。

事故の種類に関わらず、すべての事故災害に共通する応急対策計画である。

２．個別事故災害の応急対策計画

第 10 章から第 17 章は、事故災害の種類別に各機関や事業所等が実施する応急対策の基本的な内容を示したものである。

第２章　応急活動体制

担当	災害対策本部	本部事務局

大規模な火災や事故が発生した場合、通常は消防本部等の担当部局で対応するが、事故災害の規模によっては担当部局だけでは十分に対応できず、複数の部局もしくは全庁的な対応を必要とする場合が生ずる。

本市域において事故災害が発生した場合、事故災害警戒本部、事故災害対策本部等の応急活動体制を構築し、市民の生命と安全を守るため、迅速かつ総合的な応急活動を実施する。

第１節　災害活動組織の設置

宇治市域において事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下図における応急活動体制をとるものとする。

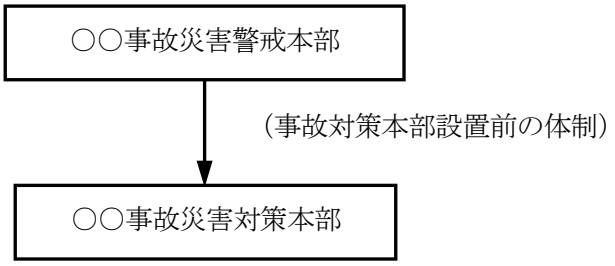

図　宇治市における防災組織体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	災害警戒本部、災害対策本部の設置	
	事故情報等	関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害警戒本部、災害対策本部の設置	
	関連初期情報	関係機関

１．事故災害警戒本部

（１）　事故災害警戒本部の設置

事故災害対策本部を設置するに至らない場合、又は事故災害対策本部設置前の体制として、事故災害に関する情報収集、調整連絡等を行い、状況を把握し、初期の応急対策を行うため、副市長、危機管理監及び消防長が協議して設置する。

「事故災害警戒本部」の設置基準は、以下のとおりとする。

事故災害の発生により、重大な被害が発生するおそれがあり、単独の部局だけでは対応できず、各部局が協力して情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整など警戒体制をとる必要があると判断されるとき。

ただし、突発的な事故災害が発生し、即時に応急活動を実施する必要があるときは、警戒本部は設置せず、直接事故災害対策本部を設置する。

（２）　事故災害警戒本部の組織・運用

各班等の業務分掌、事故災害警戒本部の運用等については、事故災害対策本部の場合に準ずるものとする。

（３）　事故災害警戒本部の閉鎖

副市長、危機管理監及び消防長は、事故の危険が解消したとき、又は、事故災害対策本部が設置された場合、事故災害警戒本部を閉鎖する。

ただし、事故災害対策本部が設置された場合においては、それまでの事故災害警戒本部は、自動的に閉鎖し、その業務を事故災害対策本部に引き継ぐものとする。

２．事故災害対策本部

（１）　事故対策本部の設置

市長は、市域において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害活動の推進を図るため、事故災害対策本部を設置し、本部員はただちに事故災害対策本部に参集する。

「事故災害対策本部」は、次の基準により設置する。

ア．　事故災害の発生により、重大な被害が発生又は発生するおそれがあり、単独の部局だけでは対応できず、各部局が協力して救助・救急、医療、広報などの総合的な応急活動体制を行う必要があると判断されるとき。

イ．　市内の広域にわたって市民の生命に危険が及ぶおそれがあり、避難指示を発令することが必要な事態となったとき。

（２）　事故災害対策本部の組織

本部長（市長）は、副本部長、本部員を召集し、事故災害対策本部会議を開き、二次災害防止及び応急対策の実施について決定する。

ただし、本部長が事故災害対策本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。

また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は、第１副市長、第２副市長、教育長の順位とする。

事故対策本部の組織及び構成は、資料１－12 に準じる。

資料１－12　宇治市災害対策本部組織図

（３）　事故災害対策本部の運用

事故災害対策本部の運営は、以下の通り行う。ただし、本部長不在の場合には、対策本部会議構成メンバーのうち、あらかじめ指定された者が運営にあたる。

ア．　本部を設置するときは、災害対策本部指令により関係者に通知する。

イ．　本部の活動は、市域における事故災害の規模、程度によって必要な体制をとるものとする。

ウ．　本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理に努める。

エ．　本部の配備要員は、各業務分掌に基づき、市域における事故災害の規模、程度に応じた適正な規模によるものとし、応援要員は、配備された部署の職務に専念するものとする。

（４）　事故災害対策本部の閉鎖

本部長は、宇治市域内において、事故災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは事故災害対策本部を閉鎖する。

３．現地事故対策本部

（１）　現地事故対策本部の設置

本部は被害状況に応じて、現地事故対策本部を設置する。現地事故対策本部長は、本部長が

指名する。

原則として、現地事故対策本部は、市の施設に設置する。

（２）　現地事故対策本部の業務

ア．　本部長の指示による応急対策に関する業務

イ．　被害状況・復旧状況の情報分析に関する業務

ウ．　現場部隊の役割分担及び調整に関する業務

エ．　その他の緊急を要する応急対策に関する業務

第２節　職員の活動体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	要員の動員	
	事故情報等	関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	要員の動員	
	動員の連絡	各班、全職員

１．事故災害対策本部要員の動員

本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事故災害の発生の程度に応じて次頁の表に示す動員体制をとるものとする。

ただし、次のことを原則とする。

（１）　家族の安否を確認した上で指定部署に参集すること。

（２）　事情により指定部署に参集できない場合には、最寄りの市施設に参集し、本部の指示を受けること。

２．動員の方法

（１）　勤務時間内における動員の連絡は、災害対策本部指令により庁内放送又は電話、連絡員等により行う。

（２）　勤務時間外における動員の連絡は、事故災害発生の初期情報を入手する消防本部から、あらかじめ定められた指定要員に対し連絡を行い、事故災害情報を入手した指定要員は、電話、携帯電話等を活用して、情報連絡体制に基づいて伝達を行う。

３．　事故対策本部要員の役割分担

事故災害は突発的に発生するため、初期段階の対応が、その後の防災活動に大きな影響を与え、被害の程度を左右する。

初動体制を迅速に立ち上げ、役割分担と責任体制の明確化を図るため、事故対策本部組織における緊急、応急、復旧の３段階における時間別に対応した具体的な内容を示し、責任者をあらかじめ指定する。

事故対策本部要員及び本部各班の業務分掌の概要は、宇治市防災規則第７条別表第１に定めるところによる。

資料１－15　宇治市防災規則

表　事故災害発生時の動員体制

体制の種類	動員数の基準	備考
警戒本部１号配備	総務班　　２人 情報班　　２人 消防班　　２人 建設班　　７人	他の班員及び施設管理者については、待機等必要な指示を行う。
警戒本部２号配備 又は 対策本部第１号動員	総務班　　９人 情報班　　２人 消防班　　７人 福祉班　　２人 建設班　　14 人 教育班　　２人 産業班　　２人 地区統括班　２人	
対策本部第２号動員	総務班　　10 人 情報班　　10 人 消防班　　50 人 福祉班　　５人 建設班　　14 人 教育班　　２人 産業班　　３人 地区統括班　２人	
対策本部第３号動員	各班の職員の４分の１	
対策本部第４号動員	各班の職員の４分の２	
対策本部第５号動員	各班の職員の４分の３	

※上記以外の班は別途定める。

第３章　情報の収集・伝達

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班、消防班

事故災害発生時においては、関係機関等が緊密に連携し応急対策を実施するために必要な情報の収集を行うとともに、その対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に実施する。

第１節　事故災害情報の収集

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
情報班	事故災害情報の収集	
	事故情報	本部事務局、消防本部 山城広域振興局
消防班	情報の収集	
	災害情報	市民、事業所、航空局 鉄道事業者、関西電力㈱ 関西電力送配電㈱、京都府
総務班	事故災害情報の収集	
	災害情報、被害状況	本部事務局、人事課、資産活用推進課、秘書広報課（車両係）

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
情報班	事故災害情報の収集	
	事故災害情報	各班、市民（HP・SNS）、 報道機関（FAX ・電話）
消防班	情報の伝達	
	災害情報	本部事務局、警察、近隣消防本部、京都府
総務班	事故災害情報の伝達	
	災害情報、被害状況	本部事務局、関係課

１．航空事故情報の収集・伝達（資料４－３）

（１）　事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における航空事故発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

（２）　大阪航空局からの通報

市域内で突発的な航空事故が発生又はそのおそれがあるとき、大阪航空局から、本市及び消防本部に連絡される。また、府山城広域振興局を経由して同様の情報が連絡される。

（３）　府との連絡調整

危機管理室は、突発的航空事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料４－３　航空事故発生時情報連絡系統図

２．鉄道事故情報の収集・伝達（資料４－４）

（１）　事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な鉄道災害が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における鉄道災害発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

（２）　鉄道事業者からの通報

市域内で突発的な鉄道災害が発生又はそのおそれがあるという情報、及び被害状況、活動体制、応急対策の活動状況は、鉄道事業者から、本市及び消防本部に連絡される。また、府山城広域振興局を経由して同様の情報が連絡される。

（３）　府との連絡調整

危機管理室は、突発的鉄道災害が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料４－４　鉄道事故発生時情報連絡系統図

３．道路事故情報の収集・伝達（資料４－５）

（１）　事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における道路事故発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

（２）　道路管理者からの通報

市域内で突発的な道路事故が発生又はそのおそれがあるという情報、及び被害状況、活動体制、応急対策の活動状況は、道路管理者から本市及び消防本部に連絡される。また、府山城広域振興局を経由して同様の情報が連絡される。

（３）　府との連絡調整

危機管理室は、突発的道路事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料４－５　道路事故発生時情報連絡系統図

４．危険物の爆発・流出事故情報の収集・伝達（資料４－６～資料４－11）

（１）　事故原因者等からの通報

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、突発的な危険物の爆発・流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における危険物事故発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

（２）　大阪ガスネットワーク㈱からの連絡

大阪ガスネットワーク㈱は、本市内において大規模なガス漏れ事故、ガス供給停止の事態が発生した場合、速やかに危機管理室、消防機関にその旨を連絡する。

（３）　府との連絡調整

危機管理室は、突発的危険物事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料４－６　危険物事故発生時情報連絡系統図
資料４－７　火薬類事故発生時情報連絡系統図
資料４－８　高圧ガス事故発生時情報連絡系統図
資料４－９　都市ガス等事故発生時情報連絡系統図
資料４－10　毒物・劇物事故発生時情報連絡系統図
資料４－11　原子力発電施設以外の放射線障害事故発生時情報連絡系統図

５．大規模火災（市街地・林野）情報の収集・伝達（資料４－12）

（１）　火災原因者等からの通報

火災原因者及び火災発見者は、火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における危険物事故発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

（２）　府との連絡調整

危機管理室は、大規模火災が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料４－12　大規模火災発生時情報連絡系統図

６．ライフラインの広域断絶情報の収集・伝達（資料４－13）

（１）　関西電力㈱および関西電力送配電㈱からの連絡

関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、本市を含む広域的停電が発生した場合、直ちに危機管理室、消防機関にその旨を連絡する。

（２）　公営企業上下水道部からの連絡

公営企業上下水道部は、本市内において大規模な断水事故が発生した場合、直ちに危機管理室、消防機関にその旨を連絡する。

（３）　府との連絡調整

危機管理室は、ライフラインの広域断絶が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料４－13　広域停電事故発生時情報連絡系統図

第２節　勤務時間外における対応

１．勤務時間外における初期の防災業務

日曜日、休日及び夜間において、市長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報の伝達、気象状況等の把握、又は被害状況の収集等と関係者に対する連絡については、警備員がこれにあたるものとする。

２．指定要員への連絡

勤務時間外において、消防本部に関係機関から突発的な事故発生の情報が入った場合、速やかにあらかじめ定められた指定要員に対しその旨連絡を行う。

消防本部からの連絡により突発的な事故発生の情報を確認した指定要員は、直ちに登庁し、「事

故災害警戒本部体制」あるいは「事故災害対策本部体制」に対応できる初動体制を確立する。

第３節　災害情報及び被害状況の収集・報告

被害状況の迅速・的確な把握は、応急対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、災害応急対策において基本となる重要な事項である。

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき、又は調査に特別な技術を要するため市が単独ではできないときは、府災害対策本部山城広域災害対策支部等に応援を求め行うものとする。

また、被害状況の調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、重複、脱ろう等のないよう十分留意し、異なった被害状況等は調査し調整するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
情報班	災害情報及び被害状況の収集・報告	
	災害情報、被害状況	各班、関係機関
消防班	情報の収集	
	災害情報	市民、事業所、航空局、鉄道事業者、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、京都府
総務班	災害情報及び被害状況の収集・報告	
	災害情報、被害状況	本部事務局、人事課 資産活用推進課、秘書広報課（車両係）

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
情報班	災害情報及び被害状況の収集・報告	
	災害情報、被害状況	各班、市民（HP・SNS）、報道機関（FAX ・電話）
消防班	情報の収集	
	災害情報	本部事務局
総務班	災害情報及び被害状況の収集・報告	
	災害情報、被害状況	本部事務局、関係課

１．情報の収集

各班の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と緊密な連絡をとり、被害の状況その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努めるものとする。

２．報　告

各班の長は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に災害対策本部長に報告するものとする。

（１）　報告の内容

ア．　被害の状況

イ．　災害応急対策実施状況

応急対策の実施方針及び全体計画、避難の指示並びに救助活動、消防活動の状況等すでに災害に対してとった措置、応援職員の要請その他要望事項等今後とろうとする措置

ウ．　その他災害応急対策実施上参考となる事項

（２）　報告の種類

ア．　災害情報報告

事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事故発生箇所の状況及び予想される被害の内容その他災害防止対策を講じるために必要な資料、又はすでに実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を様式第４号により報告するものとする。

資料１－20　様式第４号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

なお、被害状況のうち次に掲げる事項については、被害の発生のつどその詳細を同様式により報告するものとする。

（ア）　人的被害

（イ）　建物被害

（ウ）　一般車両が通行不能となった道路、橋等の被害

（エ）　付近住家に被害を及ぼすおそれのある危険物施設の被害等

（オ）　その他およぼす影響が大である被害

イ．　被害概況報告

初期的段階において被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を旨とするもので、様式第５号により被害状況の累計を報告するものとする。

ただし、本部長が指定するときは、被害の有無にかかわらず原則として１時間ごとに報告するものとする。

資料１－20　様式第５号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

ウ．　被害状況報告

被害概況速報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次それぞれの班に該当する事項を様式第６号により報告するものとする。

ただし、本部が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料１－20　様式第６号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

エ．　被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は様式第７号により最終の報告をするものとする。

ただし、本部が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料１－20　様式第７号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

（注）報告は、あらかじめ定められた記号を用いて、要領よく、かつ、明確に行い、受信者の復唱をまって終了するものとし、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は、24 時制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図る。

（３）　報告の処理要領

ア．　関係各班長は、本部事務局に報告する。

イ．　ア．の報告に基づき、対策本部は、下図の要領により報告を処理する。

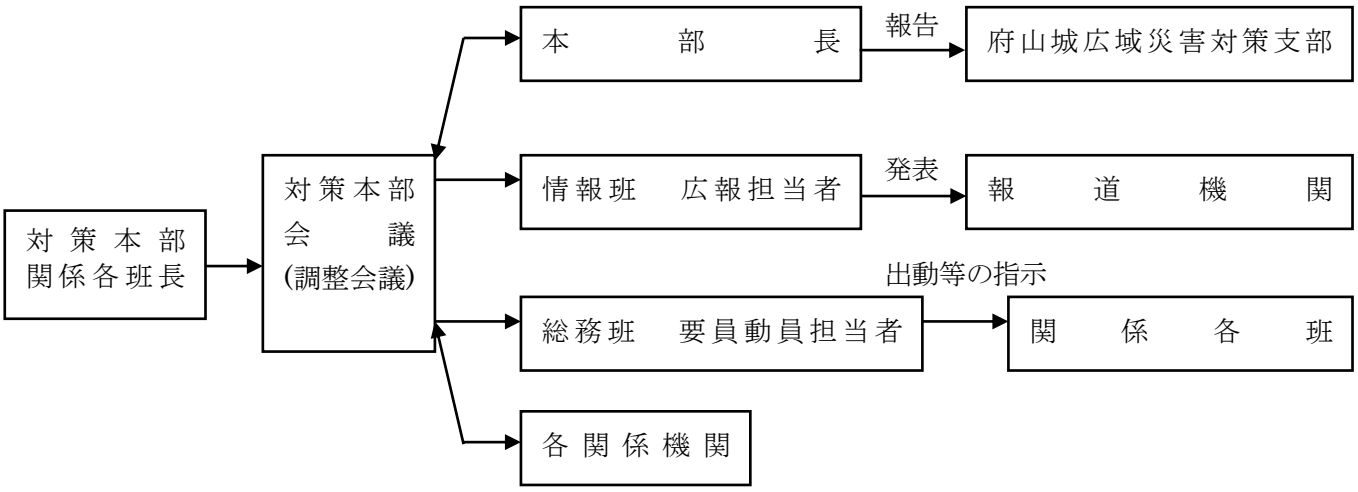

図　報告処理経路

３．被害状況等の報告系統

被害状況等の一般的な報告の系統は、おおむね下図のとおりとする。

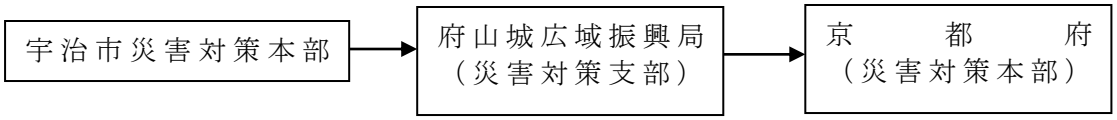

図　被害状況等の一般的な報告の系統

第４節　事故災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

事故災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準は、「一般対策編」及び「震災対策編」に準じて、資料１－21 によるものとする。

資料１－21　災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

第５節　非常無線通信等の利用

次の方法により連絡の確保を図るものとする。

１．防災行政無線設備の運用

防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市地域防災無線管理要綱に基づき運用するものとする。

２．防災系非常通信経路の利用

有線の途絶時の京都府に対する連絡については、京都府防災行政無線を活用するほか、「有線途絶時の非常通信経路図」（資料１－18）を利用する。

資料１－18　有線途絶時の非常通話経路図

３．既存の通信機器以外の通信手段の確保

状況により、固定電話や防災行政無線に加え、より多くの通信手段の確保の必要性があると判断した場合は、国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

４．通信途絶時の措置

各機関の通信施設においても連絡不能の場合は、災害対策本部からの連絡員の急派により、連絡の確保に努めるものとする。

したがって、関係各班は、上記の措置を効果的に実施するため、あらかじめ具体的計画を樹立しておくものとする。

第４章　広報・広聴活動計画

事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに市民に対する災害情報・措置情報を広報し、人心の安定を図り、必要な行動を促すための広報活動を実施する。

また、被災市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な処置を実施するため、問い合わせ・相談窓口を設置する。

第１節　広報活動

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
情報班	避難の指示等のもとになる情報災害情報、生活関連情報、救援措置情報	
	災害情報　被害情報　生活関連情報　救援措置情報	各班、対策本部会議 関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
情報班	避難の指示等の緊急広報災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	
	緊急広報、一般広報	各班、市民（広報車・ヘリコプター・電子メール・HP・FB・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）

１．広報の基本方針

（１）　情報班は、関係班、関係防災機関と連携して災害情報のうち、市民の安全にかかわる避難の指示等を「緊急広報」として実施する。また、総合的な一般情報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報）を「一般広報」として実施する。

（２）　各班は、定期的に本部事務局と情報班に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。本部事務局及び情報班は、これらの情報のリスト化を図り、定期的に広報用資料、関係防災機関への閲覧用資料を作成するとともに、各班への情報提供を行う。

（３）　市民に対する防災情報伝達を確実に行うために、以下３．に示すあらゆる方法を用いることとし、平常時から、市の防災情報にかかる伝達方法、その他防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、市民の情報収集の選択肢を広げる。

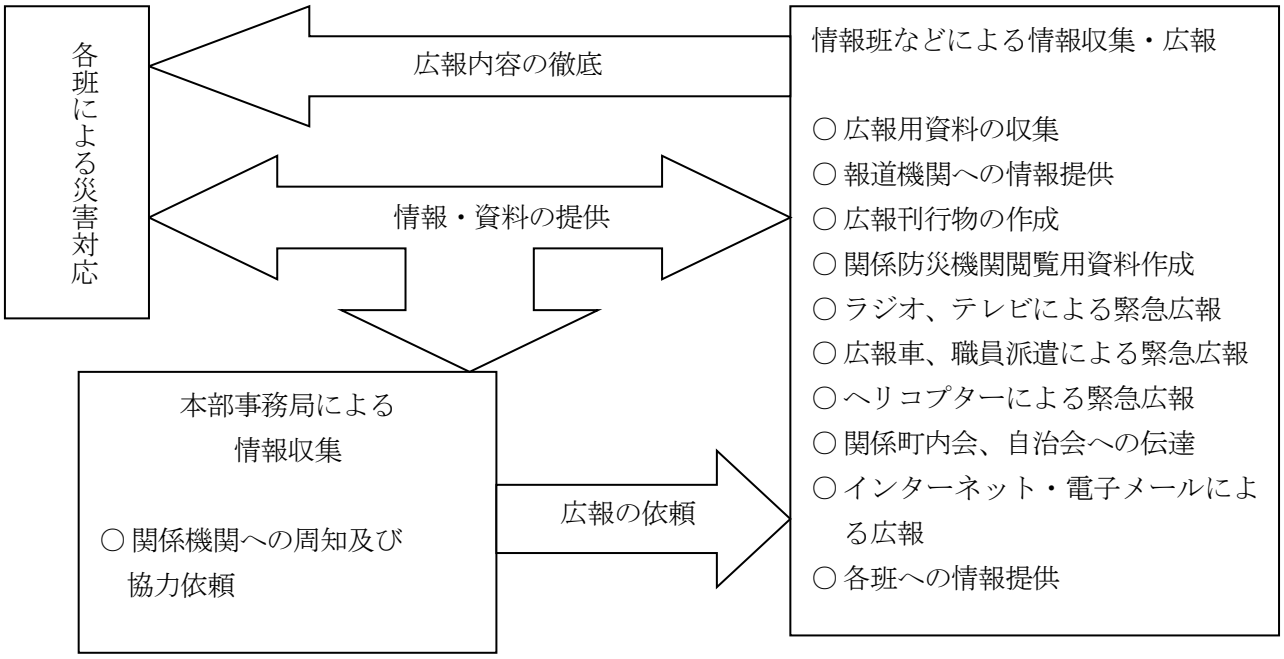

図　広報活動の流れ

２．広報事項

（１）　災害情報

ア．　災害の発生状況

イ．　本部等の設置と活動状況

ウ．　避難誘導及びその他注意事項

エ．　市内の被害状況

オ．　家庭、職場での対策と心得

カ．　その他必要な事項

（２）　生活関連情報

ア．　電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み

イ．　食糧、生活必需品等供給状況

ウ．　道路交通状況

エ．　鉄道、バス等交通機関運行状況

オ．　医療機関の活動状況

カ．　その他必要な事項

（３）　救援措置情報

ア．　り災証明書等の発行状況

イ．　各種相談窓口の開設状況

ウ．　市税、手数料等の減免措置の状況

エ．　災害援護資金等の融資情報

オ．　仮設住宅等の臨時住宅の提供状況

カ．　市業務の再開状況

キ．　その他必要な事項

３．広報の方法

（１）　本部による緊急広報の方法

ア．　ラジオ、テレビによる緊急広報

本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱）に対して必要事項の放送要請を行う。

本部長は、必要と認めるときは、エフエム宇治放送㈱に対し、「うじ安心館」内に臨時スタジオを設置するよう要請する。

イ．　広報車、職員派遣による緊急広報

本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ．　ヘリコプター等による緊急広報

本部は、ヘリコプター等による緊急広報の必要があると判断した場合は、京都府等防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。

エ．　電子メールによる緊急広報

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。なお、災害時はメールが遅延する可能性もあるため本文中には必ず発信時間を記入する。

オ．　町内会、自治会等への連絡

本部は、必要に応じて、町内会、自治会長へ緊急連絡を行う。

（２）　市管理施設、事業所等の緊急広報の方法

ア．　不特定多数の市民が利用する施設や繁華街、事業所等の管理者及び事業者は、災害発生時の混乱の防止を図るため、利用者が冷静に初動行動ができるように館内放送や非常用放送設備を用いて広報を実施する。

イ．　商店街等の事業者は、災害発生直後の来街者の安全確保のため、有線放送等を用いて広報を実施する。

ウ．　鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うため広報を実施する。

エ．　有線放送事業者は、災害発生直後には混乱防止放送内容について、広報を実施する。

（３）　一般広報の方法

ア．　報道機関との連携

（ア）　本部長は、本部が設置されたときは、責任者を広報担当者として置き、定期的な報道連絡や記者会見を行い、市民に対して速やかに情報提供を行う。

（イ）　情報班は、報道機関（日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱、日刊紙、日刊地方紙等）に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報の提供を行う。

なお、報道機関への広報は、広報用専用室を設けて行い、適切な方法に沿って実施し正確な情報提供に努める。

（ウ）　情報班は常に情報を収集し、一貫して報道資料を作成し随時公表するものとする。

また、報道機関からの照会、問い合わせの受付及び返答についても、原則として同班を通じて行うものとする。

イ．　広報刊行物の発行

（ア）　情報班は、「宇治市政だより号外」などの広報刊行物を作成し、各班等へ送付する。

（イ）　各班は、広報刊行物に掲載する広報内容を情報班に提出する。

（ウ）　地区班は、地元組織等に対して広報刊行物の配布の協力を依頼する。

（エ）　地元組織等は、地区班と協力して避難所への配布、被災地への個別配布、掲示板への

掲示を行う。

（オ）　各班は、市民に広報された内容については、班職員への徹底を図る。

ウ．　現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、情報班が関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、消防班等の現場指揮者の判断により行う。

エ．　その他の広報

（ア）　情報班は、市民への広報刊行物等による広報内容について、必要に応じて、ソーシャルメディアや宇治市ホームページ等のインターネットを利用して情報提供を図る。

（イ）　本部事務局及び情報班は、ボランティア等と連携して、外国語による広報刊行物を作成するとともに、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する仕組みを検討する。

４．記録写真等資料の収集

本部事務局及び情報班は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。さらにソーシャルメディア等インターネットで情報収集を行えるサービスの活用を検討する。

第２節　広聴活動

担当	災害対策本部	総務班、地区統括班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班 地区統括班	広聴活動	
	災害情報、被害状況、問合せ、要望、相談等	市民、本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班 地区統括班	広聴活動	
	災害情報、被害状況等	本部事務局、情報班、市民

１．緊急問い合わせへの対応

（１）　総務班は、災害発生直後に多発すると想定される電話による市民からの問い合わせや相談に対し、「問い合わせ対応チーム」（仮称）を組織して対応する。

（２）　総務班は、「問い合わせ対応チーム」の編成にあたり、電話回線の確保や場所の確保など必要な連携を行う。

（３）　「問い合わせ対応チーム」は、問い合わせへの対応方法の内容を本部事務局へ確認し、統一的な回答文書として作成し、掲示又は班員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。

（４）　「問い合わせ対応チーム」は、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については情報班へ報告し、必要に応じて広報紙等への掲載を依頼する。

２．臨時相談所の開設・運営

（１）　他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、地区班は、本部長の指示により被災地域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。

（２）　地区班は、臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決を図るように努力する。

（３）　地区班は、相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため、「相談内容聴取用紙」を用いて相談等の記入を行う。

資料１－22　相談内容聴取用紙

（４）　地区班は、相談内容、件数、処理内容、件数等を相談内容等報告書により定期的に本部へ報告する。ただし、急を要すると判断される場合は、本部にファックス等により速報する。

資料１－23　相談内容等報告書

第５章　応援要請計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班

大規模な事故災害が発生した場合、本市だけでは対応が困難な場合、国、府、他市町村等の各機関に対して応援を要請する。

なお、本計画は、関西広域連合が定める「関西防災・減災プラン」及び京都府地域防災計画との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第１節　他の地方公共団体等への応援要請

１．災害時相互応援協定締結市町への応援要請

本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市災害時相互応援協定及び遠隔地の都市との災害時相互応援にかかる協定等を締結している。大規模な事故発生に本市だけでは対応が困難な場合、本部長は関連部局と協議の上、次の事項を明確にし、連絡体制（資料１－28）に従い、各市町に要請する。

（１）　災害の状況及び応援を求める理由
（２）　応援を希望する機関名
（３）　応援を希望する人員、物資等
（４）　応援を必要とする場所、期間
（５）　応援を必要とする活動内容
（６）　その他必要な事項

資料１－28　京都南部都市災害時相互応援協定団体　連絡体制

２．京都府への応援・応援あっせん要請

本市又は近隣市町の相互応援体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に応援又は応援のあっせんを求める。ただし、緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは、各班等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。その場合においては、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

応援要請に当たっては、原則として、次の事項を明らかにして行う。

（１）　災害の状況及び応援を求める理由
（２）　適用する法令、協定等
（３）　応援を希望する機関名
（４）　応援を希望する人員、物資等
（５）　応援を必要とする場所、期間
（６）　応援を必要とする活動内容
（７）　その他必要な事項

３．緊急消防援助隊の応援要請

本市域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする（資料１－29）。

資料１－29　緊急消防援助隊連絡体制

第２節　関係協力機関への連絡及び要請

消防を除く関係協力機関及び連絡や要請する事項は、資料１－30 の通りである。

資料１－30　関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

第３節　自衛隊災害派遣要請計画

１．災害派遣要請基準

（１）　市長又は災害対策本部の運用責任者あるいはその者が指示した者（以下「市長等」という）は、市域に災害が発生し、又はその恐れがある場合で、消防や警察等の関係機関の機能をもってしても、なお、災害対策活動の万全を期し難いときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

（２）　市長等は、人命救助等のため緊急を要し、府山城広域振興局長を通じて府知事に派遣要請をするいとまがないときに限り、直接自衛隊に対して状況の通知を連絡できる。この場合、市長はすみやかにその旨を府知事に報告しなければならない。

上記（１）、（２）の派遣要請に関する手順を資料１－31 に示す。

直接派遣を要請する連絡先は、陸上自衛隊第７普通科連隊（福知山市）とする。（災害派遣担当区は第４施設団）

資料１－31　自衛隊派遣要請系統図

２．災害派遣要請要領

市長等が知事に自衛隊の災害派遣要請を具申しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻すみやかに文書を作成して正式に要請する。

（１）　災害の状況及び派遣を要請する理由

（２）　派遣を希望する期間

（３）　派遣を希望する区域及び活動内容

（４）　その他参考となるべき事項

３．災害派遣部隊の受け入れ態勢

自衛隊の派遣が決定された場合、次の受け入れ態勢を図るものとする。

（１）　受け入れ準備

ア．　自衛隊の宿泊施設・野営地、車両・資機材等の保管場所は山城総合運動公園（太陽が丘）とする。また、災害の状況によっては資料編に示す集結適地から活用する。また、派遣部隊用のＮＴＴ電話回線を準備する。

イ．　災害派遣部隊にヘリコプターが含まれる場合は、「一般対策編第３編第 20 章　輸送」に示す資料１－32　ヘリコプター離着陸場予定地一覧を指定する。

ウ．　災害派遣部隊及び府との連絡要員をおく。

エ．　災害派遣部隊の活動にあたり、現場責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業を円滑に進める。

オ．　災害派遣部隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、市においてあらかじめ準備できるように努める。

資料１－32　ヘリコプター離着陸予定地一覧

（２）　派遣部隊到着時の措置

ア．　知事に災害派遣部隊の到着を報告する。

イ．　災害派遣部隊の到着が、他の災害救援及び災害復旧機関と競合重複することがないよう効率的な作業の分担について協議する。

４．撤収の要請

災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、市長は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとるものとする。

第４節　受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の自治体等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、関係機関の応援部隊の展開、活動拠点の確保を図るなど、必要に応じて次の業務や体制づくりに取り組む。

（１）　消火、救助、救急部隊等受入

（２）　重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入

（３）　救援物資受入

（４）　他自治体等の応援要員受入

（５）　広域避難

（６）　宇治市災害ボランティアセンターへの要請とボランティア受入表明

第６章　救出・救助、救急・救護活動計画

大規模な事故災害発生により多数の要救出･救護者や負傷者が発生した場合、消防機関、警察機関、医療機関が総力をあげて救出・救助、救急・救護活動を実施する。

第１節　救出・救助活動

担当	災害対策本部	消防班

救助活動は、消防機関が中心となって担当し、警察、消防団、地域住民等の連携・協力のもとに活動にあたる。

救出方法は、事故の種別、事故現場の状況等、条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保って、その活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	本部事務局

１．情報の収集及び共有

消防機関及び警察、その他の防災関係機関は、119 番通報、110 番通報及び事故原因者（事業所）等からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

２．救出・救助活動

（１）　救助活動は､消防機関の救助隊及び警察が､保有する資機材を活用して､組織的に実施する。

（２）　救助・救急活動に必要な重機等は、関係事業者の協力を得て、迅速に調達を図る。

（３）　事故災害発生の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、本編第５章「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援を要請する。

（４）　消防団員は災害現場において、警戒区域の設定、現場警戒等、消防隊員の活動が容易になるよう支援活動を行う。

（５）　救出作業中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。

（６）　広域停電事故の発生により､市内各所で同時発生的にエレベーターへの閉じ込め事故が多発した場合、エレベーター管理会社と連携して対応する。

３．応援・協力体制

救助・救出活動を実施するにあたり、消防機関及び警察機関のみでは救出・救助が困難な場合、速やかに本編第５章「応援要請計画」に基づき、府山城広域振興局、その他隣接市町等に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣を要請し、これら関係機関の連携・協力のもとに活動にあたる。

４．惨事ストレス対策

救助・救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第２節　救急・救護活動

担当	災害対策本部	消防班、福祉班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	本部事務局

１．事故現場での対応

（１）　トリアージの実施

ア．　事故災害の発生により多数の傷病者が発生し、短時間での救急搬送が困難であると判断される場合、事故現場においてトリアージを実施する。

イ．　トリアージは、現場出動した救急救命士及び応援要請により出動した医療関係機関の救護班等が実施する。

ウ．　消防団員は、災害現場において傷病者の搬送等を実施する。

（２）　救護班（医療班）の出動要請

事故現場における応急救護及びトリアージ要員が必要な場合、本部に対して救護班の派遣を要請する。

ア．　本部は、「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、宇治久世医師会に医療班の出動を要請する。

イ．　本部は、本編第５章「応援要請計画」に基づき、府に対し日本赤十字社京都府支部救護班等、府等の医療機関に対して救護班の設置を要請する。

（３）　仮救護所の設置

ア．　市は、迅速な医療救護活動を実施するため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当を行う。

イ．　傷病者の救護には、医療関係機関、消防団、ボランティア団体等の協力・連携のもとにあたる。

ウ．　仮救護所においては、負傷者の応急処置、重傷者の後方医療へ搬送、死亡の確認等の他、状況に応じて遺体の検案に協力する。

（４）　医療品等の調達

医療品等が不足した場合は、府山城北保健所と協議し、調達の協力要請を行う。また、市外からの救急医療物資は、消防等の輸送車両により搬送する。

２．救急搬送

（１）　トリアージに基づく搬送

救出した傷病者は、トリアージタッグの取付、応急手当をした後、トリアージタッグの指示に従い救急病院等へ搬送する。

（２）　搬送車両等の確保

ア．　負傷者の搬送は原則として救急車により行うが、負傷者多数の場合は救急隊の応援を要請する。救急隊の派遣が困難な場合は、本部に対して臨時の搬送車両の要請を行う。

イ．　本部は、本編第９章「交通・緊急輸送対策」に基づき、公用自動車の派遣や、民間自動車の借り上げ等の措置を実施する。

ウ．　緊急を要しヘリコプターによる救急搬送が必要な場合は、現場の要請により、本部長が本編第５章「応援要請計画」に基づき府に要請する。

（３）　搬送先病院の指定

ア．　消防本部は、救急医療情報システムを活用して、後方医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、負傷者数と負傷程度に合わせて的確に負傷者の搬送先の指定を行う。

イ．　広域停電事故に伴い、市内医療機関の機能維持に支障が発生するおそれがある場合、市は、医療機関と協力して応急対策資機材等の調達を図る。

３．後方医療体制

市内医療機関での対応が困難な重症者、特殊治療を要する者については、後方の医療機関に応援要請、又は搬送する。

４．心のケア

事故災害の発生により激しいショックを受け、精神的に傷ついた心における障害に対し、心のケアが必要である。精神疾患及びＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に適切に対応できるよう、以下の対応を整える。

（１）　府山城北保健所を拠点とし、相談室等を設置する。

（２）　精神科医とカウンセラー等の巡回チームを編成して心のケアにあたれる相談体制を整える。

（３）　心のケアを図れる精神保健に関する情報提供とともに、電話相談を行う。

（４）　近隣自治体の精神保健医療従事者の応援を求めるとともに、精神保健ボランティアの受け入れ体制の確立を図る。

第７章　避難誘導計画

事故災害により、市民の生命が危険にさらされている場合、また、二次災害が発生するおそれがある場合、避難指示を発令し、避難誘導を実施する。

第１節　避難の指示

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班

１．実施責任者

災害の種類等により、避難の指示を行う実施責任者は、下表のとおりである。

事故災害発生時に避難を必要とする事態が発生した場合は、第一次的に住民に直結する市長が指示を行うものとする。

また、避難所の開設についても市長が（災害救助法が適用された災害にかかるものについては知事の補助執行者として）行うものとする。

なお、避難指示等を行うために、外部からの情報を速やかにかつ的確に把握し、早い段階から地域の情報等の入手に努めるとともに、伝達手段の多様化（インターネットの活用等）を促進する。

表　災害の種類等による実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長（指示）	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条第１項
海上保安官（指示）	〃	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた職員（指示）	洪水、高潮、地すべり	水防法第22条 地すべり防止法第25条
水防管理者（指示）	洪水、高潮	水防法第22条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第94条

２．対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある地域の居住者、滞在者その他の者とする。

３．一般的基準

避難の指示は、次のような事態になったとき発するものとする。

（１）　事故災害による火災の拡大等により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

（２）　有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

（３）　その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき

４．方　法

災害対策本部長（市長）は、本市域内において危険が切迫し、必要と認めた場合には、宇治警察署長、消防長と協議のうえ、住民等に対して避難のための立退きの指示を行う。この場合、本部長は速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときはただちに公示し知事に報告する。

なお、警察官又は自衛官が指示する場合は次のとおりである。

（１）　警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市長が指示できないと認められるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨を市長に通知する。

（２）　自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、市長、消防長等と連絡協議のうえ避難措置を行い、又は協力するものとする。

５．指示の伝達及び事前措置

避難の指示者及び関係の各機関は、避難のため立退きを指示したとき、又は指示等を承知したときは、次の要領により当該地域の居住者等及び関係機関に連絡し、その周知徹底を図るものとする。また、避難のための立退きの万全を期するため、事故災害の発生により危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路及び警鐘、サイレン等による周知方法等について、あらかじめ徹底させておくものとする。

（１）　伝達の方法

ア．　ラジオ、テレビ放送等による伝達

日本放送協会京都放送局、㈱京都放送、エフエム宇治放送㈱等の放送局に対して指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

イ．　広報車による伝達

市、消防署、警察署の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ．　個別巡回による伝達

市職員（地区班員）、消防職員、警察官、消防団員などにより関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要あるときは各家庭を個別に訪問して伝達の周知徹底に努める。

エ．　電子メールによる伝達

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。

オ．　町内会、自治会等への伝達

必要に応じて、町内会、自治会長へ電話等により伝達する。

カ．　宇治市ホームページ等による周知

宇治市ホームページやフェイスブックにて、周知する。

（２）　伝達の内容

避難の指示を行う場合の伝達内容は次のとおりとする。

ア．　指示者

イ．　指示の理由

ウ．　避難を要する地域

エ．　避難所の名称及び所在地

オ.　避難経路（必要がある場合）
カ.　注意事項（盗難の予防、携行品、服装等）

第２節　警戒区域の設定

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定に基づいて、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

第３節　避難の方法

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、消防班、福祉班、地区統括班

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	避難の方法	
	避難の方法	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	避難の方法	
	避難の方法	市民
	避難の方法	
	移送手段の確保	秘書広報課（車両係）、人事課、関係機関

１．避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の点の周知徹底を図るものとする。

（１）　避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
（２）　会社、工場にあっては、毒物・劇物や油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
（３）　避難者は、避難する時にまず持ち出すものとして貴重品、衣類、応急医療品、携帯ラジオ、非常食品、照明器具等を１次持ち出し品として携行する。
（４）　避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
（５）　服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行するとともに、運動靴を履くようにする。
（６）　災害直後の数日間を自給できるようにするための食料品、水、燃料等の２次持ち出し品を各家庭でも備蓄する。
（７）　各号のうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。
（８）　なお、病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

２．避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

（１）　避難の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、市職員（地区班員）等が行うものとするが、誘導にあたっては極力安全と統制を図るものとする。なお、地域住民組織・町内会、自治会等の自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求めるものとする。

（２）　避難にあたっては、妊産婦、傷病人、老幼者、障害者等を優先する。

（３）　誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、誘導の安全を期するものとする。

３．移送の方法

避難、立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を必要とし、市において処置できないときは府山城広域災害対策支部に対し応援要請を行うものとする。

第４節　学校等の集団避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班

学校、園においては、平素から関係機関と協議のうえ、避難訓練等を実施するとともに、適切な処置、行動ができるよう、その組織等を確立して、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。

なお、休校（園）、登下校の指導については、一般対策編第３編第 29 章「文教対策」計画に準じて実施する。

第５節　火災に対する避難計画

担当	災害対策本部	消防班

病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者又は施設の長等は、非常時に際して的確な避難行動ができるようあらかじめ避難計画をたて、必要な訓練を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	消防計画に基づく避難訓練の指導	
	消防計画の樹立	各事業所等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	消防計画に基づく避難訓練の指導	
	災害情報	本部事務局

第８章　避難収容対策計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、福祉班、教育班、地区統括班

事故災害により住家を失った被災者等に対しては、速やかに避難所を開設し、これを受け入れる。避難所の管理・運営は施設管理者、地元組織が協力して対応するものとする。

第１節　避難所の開設

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班 教育班 地区統括班	避難所の開設の判断	
	避難所開設状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班 教育班 地区統括班	避難所の開設	
	避難所開設状況	市民

１．避難施設と収容可能人員

避難所は、公共施設等の建物の中から、指定緊急避難場所、指定避難所、その他避難所及び福祉避難所を設置する。避難所施設は、耐震性、防災性及び設備の充実等に努める。

（１）　一時集合場所は、近所の集会所や公園・空地など一時的に集合して様子を見る場合又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所として、地域の自主防災組織等が位置づけるものとする。

（２）　指定緊急避難場所については、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

（３）　指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

（４）　その他避難所は、災害がある程度落ち着いても、なお引き続き避難を必要とする場合の中長期的な避難所として位置付ける。

（５）　福祉避難所は、「特に配慮が必要な人たち」の収容が可能な施設とし、協定を締結している福祉施設や、一般の避難所に、福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づき確保したスペースとする。

なお、収容可能人員は、資料１－２のとおりである。

（６）　感染症の流行期においては、必要に応じ発熱者等用避難所の開設を行う。

資料１－２　避難施設一覧

資料１－７　民間業者等との協定締結一覧

２．避難所の開設

（１）　避難所

ア．　避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、地区班と学校長等施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。

イ．　開設にあたっては指定緊急避難場所（市立の小中学校）を優先して開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、あらかじめ定めておく。

なお、災害の規模に応じた避難所の開設のあり方について別に定めておくこととする。

ウ．　各避難所においては、避難者の受け入れ場所、介護、医療等スペースをあらかじめ決めておく。

（２）　開設基準

避難所の開設は、災害救助法の開設基準に準じて開設する。

（３）　対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

（４）　開設期間

災害発生の日から７日以内（必要な場合は、期間を延長する。）

第２節　避難所の運営

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班 地区統括班	避難所の運営	
	避難所運営状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班 地区統括班	避難所の運営	
	避難所運営状況	市民

１．避難所の運営

市は避難所の運営のために職員を派遣する。

避難所の運営にあたっては、警察等の防災関係機関、自主防災リーダーや地域住民組織等の協力、支援を受け行う。避難者の安全確保と治安維持を図るため、消防、警察は、巡回パトロール等を実施する。

（１）避難所での生活

ア．　多くの避難者が共同で生活するため、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて、避難所での生活ルール、感染予防対策等必要な措置を講じるよう努める。

イ．　大規模な災害により避難所生活が長期化することが見込まれる場合、可能な限り避難者が自主的な運営を行うよう努める。

（２）避難所の管理

ア．　避難所の担当職員は、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいて避難所の管理を行う。

イ．　学校使用の場合は、学校は、避難所運営について協力・援助する。

２．避難所の運営内容

避難所開設後、避難所運営マニュアルに基づき、速やかに次の事項を行う。

避難所における多様な性の視点に十分配慮しながら、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

特に、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

（１）　名簿の作成

避難所の担当職員は、当初の段階は避難者数の概数把握を優先するが、その後、できるだけ速やかに、入退所届けにより避難者名簿を作成し、地区統括班に報告する。

（２）　避難所の状況報告

避難所の担当職員は、避難所日報を作成し、収容状況、地域住民のニーズ等を地区統括班に報告する。

（３）　「特に配慮が必要な人たち」の援護

避難所の担当職員は、「特に配慮を必要とする人たち」の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペースの確保など、必要な援護を行う。

（４）　飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握

避難所の担当職員は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布する。

また、食事供与の状況、トイレの設置・利用状況等から、需要量を把握し地区統括班に連絡する。

（５）　自宅避難者等に係る情報の把握

避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の把握に努め、地区統括班への報告を行う。

（６）　避難生活の長期化に伴う対応

避難の長期化等の必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

その他、災害の規模・被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

（７）　災害時の避難所では、感染リスクが高まるため、十分な感染予防対策を徹底するとともに、避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、避難者の健康管理に配慮する。

第９章　交通・緊急輸送対策

大規模事故発生時における負傷者の搬送や、応急対策用緊急車両の通行、復旧対策用資機材の輸送などをスムーズに行うため、必要に応じて交通規制の実施及び緊急輸送手段の確保を図る。

第１節　交通規制

担当	関係機関	警察署

１．交通規制の実施

（１）　緊急交通路の確保

突発的事故による影響が全市にわたることが予想される場合、京都府地域防災計画による緊急輸送道路である京滋バイパス、国道 24 号、主要地方道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線をはじめとした主要幹線道路における緊急通行車両のスムーズな通行のため、警察に対して、これら主要幹線道路への一般車両の進入を規制する等の交通規制の実施を要請する。

また、道路管理者は区間を指定して車両等の移動を命令、若しくは自ら移動させることができる。

（２）　交通規制等

ア．　災害発生直後は、警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、一般車両の被災地への流入を防ぐための交通規制を実施する。

イ．　広域停電事故等による信号機の停止等により、交通が危険であると認められる場合、警察官は通行の禁止及び規制を行う。

（３）　ボランティア、警備会社との協力

一般車両の交通規制にあたり、警察官だけでは人員が足りない場合、警備会社、ボランティアなどの協力を求める。

（４）　広報活動

交通規制を実施した場合は、本編第４章「広報・広聴活動計画」に基づき報道機関等を通じて迅速な広報活動を実施する。

第２節　緊急輸送

担当	災害対策本部	地区統括班、総務班

災害時における輸送力の確保措置は、地区統括班において行う。ただし、災害が激甚のため地区統括班で確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	緊急輸送	
	緊急輸送手段の確保の指示	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	緊急輸送	
	輸送手段の確保	秘書広報課（車両係）、人事課、関係機関

１．輸送力の確保

（１）　公用自動車等の配車

公用自動車等の配車計画については車両班が行うこととし、配車要領の細部内容については災害対策本部各班活動計画において定めるものとする。

資料１－37　公用自動車等（市有車両）一覧表

（２）　自動車等の借上げ

市所有のものを使用してもなお不足する場合は、関係機関又は民間の自動車等を使用又は借上げるものとする。この場合借上げ手続き、その他必要事項は総務班において措置するが、おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

ア．　輸送（移送）区間及び借上げ期間
イ．　移送人員又は輸送量
ウ．　車両等の種類及び台数
エ．　集合場所及び日時
オ．　その他必要事項

（３）　人力による輸送

災害の状況により、車両、ヘリコプター、舟艇等により輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて人力による輸送を行う。

２．輸送力確保についての協力要請

援護班においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請するものとする。

（１）　西日本旅客鉄道㈱
（２）　京阪電気鉄道㈱
（３）　京都京阪バス㈱
（４）　近畿日本鉄道㈱
（５）　京都市交通局（京都市営地下鉄）
（６）　その他の運送機関

３．航空機等による輸送、移送

地上輸送、移送がすべて不可能な場合（広域停電事故による信号機の停止により、地上輸送が困難な場合を含む）は、直ちに本編第５章「応援要請計画」に基づき、京都府に航空機の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、資料１－32 のとおりとするが、災害の状況に応じて小学校グラウンド等についても指定するものとし、次の点に留意する。

（１）　発着地点に石灰で Ⓗ を描き、地点を明示する。

（２）　地点で煙をたて風向をはっきりさせる。
（３）　夜間は投光等により発着地点を標示する。

資料１－32　ヘリコプター離着陸予定地一覧

４．緊急輸送車両の取り扱い

災害対策基本法第 76 条の規定による、緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、あらかじめ緊急通行車両確認申請書（様式第８号）を警察署に提出し、標章（様式第９号）及び確認証明書（様式第 10 号）の交付を受けることができる。ただし緊急自動車が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

資料１－36　緊急通行車両確認申請書（様式第８号）

資料１－36　緊急通行車両標章（様式第９号）

資料１－36　緊急通行車両確認証明書（様式第 10 号）

第 10 章　航空事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関

本市域において航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第１節　活動体制の確立

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	大阪航空局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	本部事務局

１．通報・連絡

（１）　事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において突発的航空事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）　大阪航空局からの連絡

ア．　大阪航空局は、本市域内において突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに府、本市消防本部及び警察に連絡する。

イ．　航空機の故障、気象状況の悪化等により遭難事故等が予想される場合、大阪航空局は、直ちに府、本市消防機関、警察に対し連絡する。

（３）　消防本部からの連絡

消防本部は、本市域において突発的航空事故が発生し、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

２．活動体制の確立

（１）　本市の活動体制

危機管理室は、本市域において突発的航空事故が発生したとの通報を受けたとき、又は消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第２章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

（２）　大阪航空局（大阪空港事務所）の活動体制

速やかに航空運送事業者から被害状況の収集を行い、府、本市消防本部、警察等防災関係機関に連絡する体制をとる。

第２節　情報の収集・伝達

突発的航空事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第３章「情報の収集・伝達」の資料４－３のとおりとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	大阪航空局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	本部事務局

１．大阪航空局の情報伝達

大阪航空局は、突発的航空事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本市及び本市消防機関に連絡する。

２．本市の情報収集・伝達

本部事務局は、本市域において突発的航空事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第３章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府災害対策本部長等）に報告する。

第３節　広報・広聴対策

本市は、航空運送事業者等と連携して、本編第４章「広報・広聴活動」に基づいて航空事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第４節　救出・救助、救急及び消火活動

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	本部事務局

１．救出・救助、救急活動

航空事故により多数の要救出・救助者及び負傷者が発生した場合、本編第６章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて救出・救助、救急・救護活動を実施する。

２．消火活動

航空事故による火災が発生した場合、消防機関は本編第 14 章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。

第５節　避難対策

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	本部事務局、地区統括班

１．避難誘導

航空事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第７章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

２．被災者の避難収容

航空事故により被災者を避難所に収容する必要が生じた場合は、本編第８章「避難収容対策」及び「避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

第６節　交通及び輸送対策

航空事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第９章「交通及び輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第７節　自衛隊派遣要請

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動	
	災害情報	本部事務局、京都府

１．大阪国際航空長の派遣要請

（１）　大阪国際航空長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。

（２）　大阪国際航空長は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

２．府知事への要請

突発的航空事故に対する応急対策を実施するために自衛隊の派遣要請の必要が発生した場合は、本編第５章「応援要請計画」第３節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づいて実施するものとする。

第 11 章　鉄道事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関

本市域において列車の衝突、火災等の大規模な鉄道事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、各鉄道事業者は、乗客等の人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、防災関係機関と緊密な連絡をとって、迅速かつ的確な応急措置を講ずる。

また、本市及び本市消防機関は、鉄道事業者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第１節　活動体制の確立

１．通報・連絡

（１）　事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において突発的鉄道事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）　鉄道事業者からの連絡

鉄道事業者は、本市域内において突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿運輸局）、府、本市消防機関及び警察に連絡する。

（３）　消防本部からの連絡

消防本部は、突発的鉄道事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

２．活動体制の確立

（１）　本市の活動体制

危機管理室は、消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第２章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

（２）　鉄道事業者の活動体制

本市域内において突発的鉄道事故が発生したとき、鉄道事業者は速やかに被害の防止のため、府、本市等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ア．　速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を取るとともに、社員の非常参集、対策本部の設置等必要な措置をとる。

イ．　巡視等を実施し、二次災害防止、被害状況等の迅速な収集を行う。

ウ．　負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、府警察本部等に協力要請を行う。

エ．　突発的鉄道事故が発生し、通行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第２節　情報の収集・伝達

突発的鉄道事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第３章「情報の収集・伝達」の資料４－４のとおりとする。

１．鉄道事業者の情報伝達

鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本市及び本市消防機関に連絡する。なお、事故処理が終了し、運転を再開する場合においては、二次災害を防止するため、消防、警察等防災関係機関への連絡を徹底する。

２．本市の情報収集・伝達

本部事務局は、本市域において突発的鉄道事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第３章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府災害対策本部長等）に報告するものとする。

第３節　広報・広聴対策

本市は、鉄道事業者等と連携して、本編第４章「広報・広聴活動計画」に基づいて鉄道事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第４節　救出・救助、救急及び消火活動

１．救出・救助、救急活動

鉄道事故により多数の要救出・救助者及び負傷者が発生した場合、本編第６章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて救出・救助、救急活動を実施する。

２．消火活動

車両火災を伴う鉄道事故等が発生した場合、消防機関は本編第 14 章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて鉄道事業者に対して初期消火活動への協力を要請する。

第５節　避難対策

１．避難誘導

鉄道事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第７章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

２．被災者の避難収容

鉄道事故により被災者を避難所に収容する必要が生じた場合は、本編第８章「避難収容対策」及び「避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

第６節　交通及び輸送対策

鉄道事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第９章「交通及び輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第 12 章　道路事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路や長大トンネル内における車両の衝突、車両火災等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、道路管理者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第１節　活動体制の確立

１．通報・連絡

（１）　事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において突発的道路事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）　道路管理者からの連絡

西日本高速道路㈱等の道路管理者は、本市域内において突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、府、本市消防機関及び警察に連絡する。

（３）　消防本部からの連絡

消防本部は、突発的道路事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

２．活動体制の確立

（１）　本市の活動体制

危機管理室は、消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第２章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

（２）　道路管理者の活動体制

本市域内において突発的道路事故が発生したとき、西日本高速道路㈱等道路管理者は速やかに被害の防止のため、府、本市等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ア．　道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

イ．　迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、道路交通の混乱を防止する。

ウ．　負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に実施するため、府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。

エ．　道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。

オ．　危険物の流出が認められた場合は、消防機関及び警察等防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第２節　情報の収集・伝達

突発的道路事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第３章「情報の収集・伝達」の資料４－５のとおりとする。

１．道路管理者の情報伝達

道路管理者は、突発的道路事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本市及び本市消防機関に連絡する。

２．本市の情報収集・伝達

本部事務局は、本市域において突発的道路事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第３章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府災害対策本部長等）に報告するものとする。

第３節　広報・広聴対策

本市は、道路管理者等と連携して、本編第４章「広報・広聴活動計画」に基づいて道路事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第４節　救出・救助、救急及び消火活動

１．救出・救助、救急活動

道路事故により多数の要救出・救助者及び負傷者が発生した場合、本編第６章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて救出・救助、救急活動を実施する。

２．消火活動

道路事故により車両火災等が発生した場合、消防機関は本編第 14 章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて道路管理者に対して初期消火活動への協力を要請する。

第５節　避難対策

１．避難誘導

道路事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第７章「避難誘導対策」に基づき避難誘導を実施する。

２．被災者の避難収容

道路事故により被災者を避難所に収容する必要が生じた場合は、本編第８章「避難収容計画」及び「避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

第６節　交通及び輸送対策

道路事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第９章「交通及び緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第 13 章　危険物等事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関

本市域内において、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力施設以外からの放射性物質の放射線障害の発生等により、被害が発生し、又はそのおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、危険物等保管事業所、国、府、その他防災関係機関と連携し、効率的・総合的な危険物等事故の拡大防止活動を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速な避難誘導等の応急対策を実施する。

第１節　活動体制の確立

１．通報・連絡

（１）　事故原因者等による通報

事故原因者（危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者）及び事故発見者は、危険物事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）　大阪ガスネットワーク㈱からの連絡

大阪ガスネットワーク㈱は、本市域において都市ガスの漏洩事故等が発生した場合、「防災業務計画」に基づき速やかに本市消防本部に連絡する。

（３）　消防本部からの連絡

消防本部は、危険物等事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

２．活動体制の確立

危機管理室は、上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第２章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

第２節　情報の収集・伝達

大規模な危険物等事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第３章「情報の収集・伝達」の資料４－６～資料４－11 のとおりとする。

本部事務局は、本市域において危険物等事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第３章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府災害対策本部長等）に報告するものとする。

第３節　危険物事故の拡大防止対策

１．　危険物保管事業所等の応急措置

（１）　石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び危険物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア．　施設の管理者は、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止し、

施設の応急点検と出火等の防止措置をとる。

イ．　施設の管理者は、災害において火災等が発生した場合は、保管施設の責任者が、ただちに消防機関等に通報する。同時に、自主防災組織と協力して従業員、周辺地域住民を避難させる措置をとる。

ウ．　消防機関及び施設の責任者は、混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動並びにタンク破壊等による流出防止等の措置をとる。また、浸水等による広域拡散の防止措置をとる。

（２）　火薬類保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び火薬類取扱保安責任者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア．　施設管理者、保安責任者等は、災害時に、火薬類保管施設付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、すみやかに火薬類を安全な場所へ搬出し、関係者以外の立入を禁止する。

イ．　ｱ.の場合に搬出するいとまがない場合は、消防、警察機関と協力して、爆発により危険の及ぶ区域に警戒区域を設定し、住民の避難措置立入禁止等の警備措置をとる。

ウ．　施設管理者、保安責任者等は、災害において火災、爆発等が発生した場合、ただちに消防機関等に通報する。

エ．　消防機関及び施設の責任者は、次の措置をとる。

（ア）　被災者の救出救護を行う。

（イ）　警戒区域を設定する。

（ウ）　飛散火薬類を見つけ回収する。

（エ）　二次爆発の防止措置を行う。

オ．　自動車による火薬類運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を禁止する。

（３）　高圧ガス保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び高圧ガス取扱者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア．　施設の管理者は、災害による被害を速やかに把握し、施設の管理者、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所と連絡をとり、迅速かつ適切な措置を行う。

イ．　消防機関及び施設の責任者は、爆発火災又は可燃性、支燃性のガスの漏えいに対して、次の措置をとる。

（ア）　京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動要請をする。

（イ）　負傷者の救出救護をする。

（ウ）　立入禁止区域の設定及び交通規制をする。

（エ）　避難誘導及び群衆整理をする。

（オ）　遺体の処理をする。

（カ）　消火及び防火、防爆活動並びに広報活動をする。

（キ）　警察機関と協力して、緊急輸送路の確保をする。

（ク）　引火性、発火性、爆発性物の移動をする。

ウ．　消防機関及び施設の責任者は、(２)に加えて毒性ガスの漏えいに対しては次の措置をとる。

（ア）　施設の管理者等に対する防毒措置の指示をする。

（イ）　付近住民等に対する中毒防止方法の広報をする。

（ウ）　防毒、防毒資器材の輸送援助をする。

（４）　毒物劇物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び毒物劇物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア．　施設の管理者は、災害における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の発生の際は、府山城北保健所、消防機関又は警察署に通報する。

イ．　府山城北保健所（又は警察）は、毒物劇物の流出、散逸等の状況を住民に速やかに広報し、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関にただちに連絡する。

（５）　放射線保管施設の応急措置（原子力は除く）

関係事業所の管理者及び放射線取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、防災関係機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア．　施設の管理者は、災害において放射線物質の放射線障害が発生した場合は、保管施設の責任者が、ただちに防災関係機関に通報する。

イ．　消防機関及び施設の責任者は、次の応急措置をとる。

（ア）　放射線量の測定をする。

（イ）　危険区域の設定と立入禁止制限をする。

（ウ）　危険区域住民の退避措置をする。

（エ）　被ばく者等の救出、救護をする。

（オ）　警察機関と協力して、交通規制と群衆整理をする。

（カ）　人心安定のための広報活動をする。

（キ）　その他災害の状況に応じた必要な措置をする。

２．都市ガス供給施設の応急対策（大阪ガスネットワーク㈱）

（１）　基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

（２）　応急対策

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

ア．　情報の収集伝達及び報告

（ア）　気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

（イ）　通信連絡

１）　災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

２）　事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

３）　対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

（ウ）　被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

イ．　応急対策要員の確保

（ア）　災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

（イ）　大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

ウ.　災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

エ.　危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

オ.　応急復旧対策

（ア）　供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

（イ）　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第４節　広報・広聴対策

本市は、危険物等保管事業者又は大阪ガスネットワーク㈱等と連携して、本編第４章「広報・広聴計画」に基づいて危険物等事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第５節　救出・救助、救急及び消火活動

１．救出・救助、救急活動

危険物等事故により多数の要救出・救助者及び負傷者が発生した場合、本編第６章「救出・救助、救急・救護計画」に基づいて救出・救助、救急活動を実施する。

２．消火活動

火災を伴う危険物等事故が発生した場合、消防機関は本編第 14 章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。

第６節　避難対策

１．避難誘導

市内で危険物類やガス類の大規模な漏洩事故等が発生した場合や、大規模な危険物等火災・爆発事故等が発生した場合に市民の生命に危険が切迫する場合は、本編第７章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

２．被災者の避難収容

大規模な危険物等事故により被災者を避難所に収容する必要が生じた場合は、本編第８章「避難収容対策」及び「避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

第７節　交通及び輸送対策

危険物等事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第９章「交通及び輸送対策」に基づき実施する。

第８節　環境保全対策

本市は、危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、住民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

（１）　府が実施する環境影響調査（大気、水質、動植物等）の結果に基づき、環境汚染に関する情報を防災関係機関に通報する。

（２）　住民の生命・身体に危険が予測される場合は、府の依頼又は指示により住民への周知及び避難誘導を行う。なお、住民に対する周知、避難指示に際しては、府の指導・助言その他の支援のもと実施する。

（３）　その他、府の行う施策に協力する。

第 14 章　大規模火災対策

担当	関係機関	関係各機関

強風時や異常乾燥時、また広域断水時等の異常な事態下で建物火災や林野火災が発生した場合、大規模火災へと進展していくおそれがある。このような、大規模火災が発生した場合、又はそのおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、国、府、その他防災関係機関と連携して、効率的・総合的な消火活動を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速な避難誘導等の応急対策を実施する。

第１節　活動体制の確立

１．通報・連絡

（１）　火災原因者等による通報

火災原因者及び火災発見者は、建物火災又は林野火災を発見した場合は、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）　消防本部からの連絡

消防本部は、強風時や異常乾燥時、広域断水時等の異常な事態下において大規模火災が発生し、又はそのおそれがあり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

２．活動体制の確立

危機管理室は、上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第２章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

第２節　情報の収集・伝達

大規模火災が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第３章「情報の収集・伝達」の資料４－12 のとおりとする。

本部事務局は、本市域において大規模火災により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第３章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府災害対策本部長等）に報告するものとする。

第３節　広報・広聴対策

本市は、本編第４章「広報・広聴計画」に基づいて大規模火災に関する広報・広聴活動を実施する。

第４節　消火活動

１．火災予防措置

強風及び異常乾燥時に火災警報が発令された場合、又は広域断水などの悪条件が発生した場合には、以下の措置をとる。

（１）　消防団員の出動体制を確保する。

（２）　警報の発令、解除を関係機関に通報、連絡する。

（３）　関係機関と協力し、広報車、掲示板等による広報を実施し、火災予防を市民に呼びかける。
（４）　車両による警戒パトロールを実施する。
（５）　車両及び資機材を点検し、積載ホースの増加など、出動体制を整える。

２．出動計画

出火出動は市消防隊等に関する規定に基づくものとする。

（１）　消防車の出動は出動運用計画に定める台数とし、火災種別や火災規模により出動させるとともに、召集者による消防隊員の確保及び消防相互応援協定に基づき、近隣市町へ出動を要請する。
（２）　消防団の出動区域は各分団の担当区域とするが、災害の状況に応じて、他分団区域への応援出動を行う。

３．広域断水時の火災防御活動

（１）　大規模火災発生時は、必要に応じて公営企業上下水道部の職員の応援に基づき、制水弁の開閉による増水手配を実施する。
（２）　タンク車を優先出動させるとともに、防火水槽、プール、河川等の自然水利を活用した防御活動を行う。防火水槽、プール等を使用した場合、必ず補給する。
（３）　企業の自衛消防隊の協力を依頼する。

４．林野火災の消火活動

（１）　林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接的及び間接的な消火活動を行うものとする。消火活動の指示は、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示する。
（２）　林野火災時には、風速、局地風の発生、火災規模、地形、可燃物の状況によって飛火による二次、三次火災の発生の危険性がある。状況に応じ飛火警戒隊の配置、警戒範囲等に十分注意する。
（３）　火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により焼損木から再燃出火の危険性が大きい。現場最高指揮者は、再燃出火の危険があると判断した場合は、警戒員を待機させるなど残火の警戒を行う。

５．相互応援協定

市の消防力の全力を上げても林野火災への対応が困難な場合は、他の市町村、消防機関、府等へ応援を要請し、ヘリコプター等の活用により広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の低減を図る。

（１）　市域における火災が著しく拡大し、市の消防力で対処できない場合、近隣市町（京都市、城陽市、久御山町、京田辺市、大津市間（一部の区域）と消防相互応援協定を締結している）消防隊等の派遣を要請する。
（２）　（１）においても、対処できない場合は、京都府広域消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

なお、府が備蓄している空中消火用資機材に係る運用については、「京都府林野火災用空中消火資機材管理要綱」により取り扱う。

（３）　（１）（２）においても、対処できない場合は、市長は本編第５章「応援要請計画」に基づき、府知事に他府県の消防機関の応援を要請する。

資料１－27 京都府広域消防相互応援協定書

第５節　救出・救助、救急活動

１．救出・救助活動

（１）　消防本部及び警察は、119 番通報、110 番通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

（２）　消防本部は、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合、本編第５章「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。

２．救急活動

大規模火災の発生に伴い多数の負傷者が発生した場合は、本編第６章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づき救急活動を実施する。

第６節　避難対策

１．避難誘導

大規模火災の発生により火災現場近辺の住民を早急に避難させる必要が生じた場合は、本編第７章「避難誘導計画」に基づき、避難誘導を実施するものとする。

２．被災者の避難収容

大規模火災の発生により被災住民を避難所に収容する必要が発生した場合には、本編第８章「避難収容対策計画」及び「避難所運営マニュアル」に基づいて実施するものとする。

第７節　交通及び輸送対策

大規模火災に対する消火活動等の実施に必要な交通の確保や緊急輸送、及び大規模火災による道路の破損や決壊その他の事由による交通規制は、本編第９章「交通・緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第 15 章　広域停電事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関

本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、関西電力送配電㈱は復旧に全力をあげるとともに、本市及び本市消防機関は、関西電力送配電㈱、国、府、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

第１節　活動体制の確立

１．通報・連絡

関西電力送配電㈱は、本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合は、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに本市危機管理室及び消防本部に連絡する。

２．活動体制の確立

（１）　本市の活動体制

ア．　本市域内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど市民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、市長は必要に応じて本編第２章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

イ．　危機管理室は、事故災害対策本部等を設置したときは、関係部にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。

（２）　関西電力送配電㈱の活動体制

ア．　災害時における電力供給設備の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

イ．　関西電力送配電㈱は、本市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

ウ．　関西電力送配電㈱は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各電力供給設備の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

第２節　情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第３章「情報の収集・伝達」の資料４－13 のとおりとする。

１．関西電力送配電㈱の情報伝達

関西電力送配電㈱は、広域停電事故が発生した場合は、停電状況、復旧状況等を定期的に本市危機管理室及び消防本部に連絡する。

２．本市の情報収集・伝達

（１）　市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力送配電㈱に情報を提供する。同時に関西電力送配電㈱からも、収集している情報を入手する。

（２）　本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

（３）　本部事務局は、広域停電事故の状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告する。

第３節　広報・広聴対策

（１）　関西電力送配電㈱は、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に対応する。
（２）　関西電力送配電㈱は、本市が広域停電事故に関して本編第４章「広報・広聴活動計画」に基づいて実施する広報・広聴活動に連携して対応する。
（３）　本市及び関西電力送配電㈱は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、そこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、パソコンネット、広報車等を通して伝達する。

第４節　救出・救助、救急活動

１．救出・救助活動

（１）　消防本部及び警察は、119 番通報、110 番通報及び関西電力送配電㈱からの通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
（２）　消防本部及び警察は、広域停電に伴うエレベーター事故等の多発により多数の要救出・救助者が発生した場合、エレベーター管理会社等と連携して本編第６章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて実施する。
（３）　消防本部は、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合、本編第５章「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。

２．救急活動

消防地区統括班は、市内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受け入れ状況を確認する。

第５節　避難対策

広域停電事故の発生等により、「特に配慮を必要とする人達」を避難所に収容する必要が発生した場合には、非常発電装置等を設置した避難所を開設し、避難者を収容する。避難所の開設及び管理運営は、本編第８章「避難収容対策計画」及び「避難所運営マニュアル」に基づいて実施するものとする。

第６節　交通及び輸送対策

広域停電事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第９章「交通・緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第 16 章　広域断水事故災害対策

担当	災害対策地区統括班	上水道班
	関係機関	関係各機関

災害等による水道施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染等により水道施設による飲料水の供給ができない事態が発生した場合、迅速かつ的確な応急活動体制の確立、被害調査、応急給水活動、応急復旧工事、広報活動等の応急活動対策を行う。

第１節　活動体制の確立

１．通報・連絡

（１）　事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において大規模な漏水事故等が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、電話、電信その他最も早く到達する手段により、公営企業上下水道部、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）　公営企業上下水道部からの連絡

ア. 公営企業上下水道部は、本市域において大規模な漏水・断水事故等により、飲料水の供給ができない事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、「宇治市水道防災計画」に基づき部内の連絡体制をとると同時に、危機管理室及び消防本部に連絡する。

イ. 公営企業上下水道部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生し、公営企業上下水道部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

２．活動体制の確立

（１）　本市の活動体制

危機管理室は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生したとの通報を受けたとき、又は公営企業上下水道部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第２章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

（２）　公営企業上下水道部の活動体制

公営企業上下水道部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、「宇治市水道防災計画」に基づき水道対策本部等の設置を行う。

第２節　被害状況の調査

公営企業上下水道部は、「宇治市水道防災計画」に基づき、以下の被害調査を実施する。

（１）　浄水場、配水池等の被災調査

（２）　配水管路網の被災調査

第３節　応急給水対策

公営企業上下水道部は、市域全体の被災状況を把握した上で、事故災害対策本部と密接な連絡を行いながら緊急性の高い施設（医療施設等）を優先して応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

１．応急給水計画の作成

（１）　応急給水の目標量は、災害の程度・状況により判断する。
（２）　被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。
（３）　医療施設、医療救護所、社会福祉施設への緊急給水を優先する。
（４）　消防本部との連絡を密にし、消防水利の確保に努める。

２．応急給水の実施

（１）　医療施設、医療救護所、社会福祉施設については、給水の必要性が確認できた段階で直ちに給水する。
（２）　断水地域における給水は、当初は避難施設における給水を基本とする。
（３）　断水地域の応急復旧の進展により、状況に応じて仮設給水栓による給水を行う。

第４節　応急復旧対策

応急復旧の実施は、施設の被災状況に応じて実施する。

（１）　施設の被災状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して応急復旧計画を作成する。
（２）　応急復旧工事は、工事業者等に工事の要請を行う。

第５節　広報・広聴活動

水道施設の被災情報、断水情報、応急給水情報、復旧情報については、本編第４章「広報・広聴活動計画」に基づき事故災害対策本部が実施する広報・広聴活動と相互の役割分担を図り、迅速かつ正確な広報・広聴活動を実施する。

１．市本部の広報への情報提供

公営企業上下水道部は、定期的に事故災害対策本部に広報用情報の提供を行う。提供する情報は以下のとおりとする。

（１）　被災情報
ア．　施設の被災情報については、被災後直ちに行われる被災調査の結果を迅速に報告する。
イ．　断水情報についても、同様とする。
（２）　応急給水情報
応急給水地点の位置、応急給水時間、応急給水の方法等について定期的に報告する。
（３）　復旧情報
断水地域の復旧情報及び見通しについて定期的に報告する。

２．公営企業上下水道部による広報活動

被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

第６節　関係機関への協力要請

災害の規模が大きく、公営企業上下水道部内及び本市での対応が困難な場合、近隣市町、府及び府下市町村、他府県等に応援を要請する。

１．京都南部都市災害時相互応援協定団体の市町への応援要請

京都南部都市災害時相互応援協定団体の市町に対する応援要請は、本編第５章「応援要請計画」に基づき、事故災害対策本部長が実施する。

２．府下の水道事業管理者への応援要請

事故災害対策本部長は、「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

（１）　災害の日時、場所及び状況
（２）　応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
（３）　応援場所及び日時
（４）　その他応援に必要な事項

３．府及び他府県への応援要請

京都府、他府県等への広域的な応援要請が必要な場合は、必要事項を明らかにして事故災害対策本部へ要請を依頼する。

事故災害対策本部は、本編第５章「応援要請計画」第１節「他の地方公共団体等への応援要請」に基づき応援を要請する。

第 17 章　原子力発電所事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関

福井県に所在する原子力発電所は、本市から約 70㎞ の距離に位置していることから、本市は京都府地域防災計画において「防災対策を重点的に充実すべき地域（以下、「関係市」）」には含まれていないが、原子力発電所事故発生後には、事故状況の把握はもとより、市民に対しての正確な情報提供、関係市（舞鶴市）への支援として広域一時滞在（一次避難）の受入れ（避難所の開設）、地場産業等に与える風評被害の防止等に、京都府及び関係市、その他防災関係機関と連携して対応していく必要がある。

第１節　活動体制の確立

危機管理室は、次の場合には、関係部に原子力災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は、本編第２章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

（１）　内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
（２）　京都府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
（３）　その他市長が必要と認めた場合

第２節　情報の収集・伝達

危機管理室は、原子力発電所事故に関する被害状況、被災地の状況に関する国や京都府等からの情報について、関係機関と調整し、可能な限りの情報収集に努める。

収集できた情報について、関係部署に伝達し情報共有を図るものとする。

第３節　広域一時滞在

市は、京都府又は関係市から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。

また、受け入れを行った場合は、関係市と連携し、受け入れた被災住民の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第４節　農林水産物の採取及び出荷制限

市は、京都府より指示があった場合、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第５節　広報・広聴対策

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺・混乱を抑え、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、次に掲げる事項について、本編第４章「広報・広聴計画」に基づいて広報・広聴活動を実施する。

（１）　事故が発生した施設名、発生時間

（２） 事故の状況と今後の予想
（３） モニタリングポストが設置されている宇治測定所（宇治総合庁舎）の測定値データの公表
（４） 市民のとるべき行動についての指示

第６節　風評被害等の影響の軽減

市は、国、京都府、関西広域連合、経済団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、原子力発電所事故に伴う影響等（モニタリングポストの測定値、放射性物質による汚染状況調査等）について迅速かつ的確に広報すると共に、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための広報活動等の対策を行うものとする。

第４編　復旧計画

第１章　計画の方針

第１節　計画の方針

大規模な事故発生時における復旧は、「一般対策編」第４編「復旧計画」に基づくほか、特に、事故により直接被害を受けた被災者の生活確保と、事故原因となった施設・設備等の迅速な原状回復・再発防止を重点的に講ずるものとする。

（１）　大規模な事故災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。これらの被災者に対し、早期に従前の生活を再建するため、木目細かな援助策を実施するものとする。

（２）　さらに、事故発生の原因者となった事業所等は、迅速に事故により被害を受けた各施設の原形復旧を実施するとともに、事故の再発防止を図るため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の事故発生に備える事業の対策について実施を図るものとする。

また、復旧過程における社会的影響を極力軽減するため、市民に対し可能な限り復旧予定時期の明示に努めるものとする。

第２章　市民の生活確保

事故災害により被害を受けた被災者がその痛手から速やかに再起更生できるよう、被災者に対する生活相談、資金的援助等を行い被災者の生活を確保するための対策についての必要な施策を定める。

第１節　生活相談

担当	災害対策本部	総務班

事故災害により被害を受けた市民がその痛手から速やかに再起できるよう、第３編第４章「広報・広聴活動計画」に基づき、被災者の相談、要望、苦情等を聞き取るため、事故現場、避難所等に相談所を設ける。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	相談窓口の設置	
	生活相談所の開設	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	相談窓口の設置	
	生活相談所の開設	人事課、関係機関

第２節　被災者への援助

事故災害により被害を受けた市民に対しては、法令・条例等に基づくところにより（「一般対策編」第４編災害復旧計画第２章「市民の生活確保」）を参照」、火災見舞金等の支給、税徴収の猶予、保険料の減免等の施策を講じ、被災者の生活再建を援助する。

第３章　事故原因者等による復旧対策

担当	災害対策本部	上水道班
	関係機関	関係各機関

広域的な事故発生、特に、広域停電や広域断水、都市ガス事故といったライフライン施設の事故や、鉄道・道路等の交通施設の事故は、日常の生活と密接に関連しており、事故による機能の停止が市民生活機能そのもののマヒに直結するおそれがある。

本章では、ライフライン施設や鉄道・道路等交通施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

事故災害の災害復旧計画は、「一般対策編」第４編に定めるところのほか、次のとおりとする。

第１節　電力供給設備

広域停電事故発生時における電気施設の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電㈱の災害対策規定に定めるところに従い復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。迅速に復旧対策を行うものとする。

（１）　災害により、電力供給設備が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。

（２）　関西電力送配電㈱は本市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

（３）　関西電力送配電㈱は、関係機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮し、被害状況に基づいて復旧事業計画を策定する。各設備の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

（４）　関西電力送配電㈱は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第２節　上水道施設

広域断水事故発生時における水道施設の被害の復旧は、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

（１）　水道事業者は、被害状況により、市指定給水装置工事事業者、管工事業者、一般土木建築業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。

（２）　水道事業者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第３節　ガス施設

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

（１）　ガス供給施設の復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

（２）　事故復旧計画の策定及び実施に当たっては、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

（３）　大阪ガスネットワーク㈱は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第４節　道路施設

道路、橋梁等の被害による交通の遮断は、市民生活に大きく影響を及ぼす。従って、事故により被害を受けた箇所など被害の程度の把握を迅速に行い、応急復旧活動体制を早期に立ち上げる。

（１）　道路管理者は、管内における道路・橋梁及び付帯施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、必要な応急措置を実施する。

（２）　道路の二次災害のおそれもある場合、迂回路の選定、交通規制等を行い通行車両、歩行者の安全を確保する。

（３）　復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を迅速把握した上で復旧計画を作成し、復旧に取り組む。

（４）　道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第５節　鉄道施設

鉄道事故災害時には、人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を講ずる。

（１）　西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱等の鉄道事業者は、事故災害により電車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、旅客の保護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、輸送業務の早期復旧を図る。

（２）　鉄道事業者は、関係機関との連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧事業計画のもとに取り組む。

（３）　鉄道事業者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

宇治市地域防災計画

資　料　編

令和８年３月

宇治市防災会議

1. 共通資料（一般対策編、震災対策編、事故対策編）

資料1－1　災害履歴 …… 1

資料1－2　避難施設一覧 …… 21
資料1－3　道路の現況 …… 27
資料1－4　市内における国宝、重要文化財等及び市指定文化財一覧表 …… 28
資料1－5　防災行政無線、消防防災無線の各通信設備の一覧表 …… 34
資料1－6　市内の医療施設一覧 …… 38
資料1－7　民間業者等との協定締結一覧 …… 48
資料1－8　宇治市防災会議条例 …… 54
資料1－9　宇治市防災会議運営要綱 …… 56
資料1－10　宇治市防災会議委員・幹事名簿 …… 57
資料1－11　宇治市災害対策本部条例 …… 58
資料1－12　宇治市災害対策本部組織図 …… 59
資料1－13　宇治市災害警戒本部設置規程 …… 60
資料1－14　宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の
体制基準に関する実施要項 …… 61
資料 1－15　宇治市防災規則 …… 62
資料1－16　災害対策本部の標識等 …… 69
資料1－17　応急対策要員数 …… 71
資料1－18　有線途絶時の非常通信経路図 …… 77
資料1－19　災害通信系統図 …… 78
資料1－20　災害情報及び被害状況の収集・報告様式 …… 79
資料1－21　災害時に使用する用語及び被害程度の判断基準 …… 86
資料1－22　相談内容聴取用紙 …… 89
資料1－23　相談内容等報告書 …… 90
資料 1－24　救助の方法、程度、期間等早見表 …… 91
資料1－25　消防情勢の現況 …… 95
資料1－26　消防信号 …… 97
資料1－27　京都府広域消防相互応援協定書 …… 98
資料1－28　京都南部都市災害時相互応援協定団体　連絡体制 …… 101
資料1－29　緊急消防援助隊連絡体制 …… 102
資料1－30　関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表 …… 103
資料1－31　自衛隊派遣要請系統図 …… 104
資料1－32　ヘリコプター離着陸予定地一覧表 …… 105
資料1－33　市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数 …… 106
資料1－34　炊き出し実施場所、設備状況等一覧表 …… 107
資料1－35　応急仮設住宅建設候補地一覧 …… 109
資料1－36　緊急通行車両取扱様式 …… 111
資料1－37　公用自動車等（市有車両等）一覧表 …… 114
資料1－38　処理施設等の現況 …… 115

資料１－39　防災備蓄倉庫……117

資料１－40　災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表……120
資料１－41　大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等
支援事業補助金交付要綱……121
資料１－42　緊急輸送路道路一覧表……126
資料１－43　重要な避難路一覧……127
資料１－44　指定河川洪水予報の種類、標題と概要……128
資料１－45　特別警報・警報・注意報……129
資料１－46　大雨警報・洪水警報の危険度分布等の概要……131

１．一般対策編資料

資料２－１　市内を流れる主な河川等……132
資料２－２　河川改修計画……133
資料２－３　樋管・樋門及び排水機場操作管理体制一覧……134
資料２－４　操作・管理手順概要……135
資料２－５　水位観測所……136
資料２－６　雨量観測所・河川防災カメラ……137
資料２－７　洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び
要配慮者利用施設一覧……138
資料２－８　土砂災害防止法に基づく指定区域及び
土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧……141
資料２－９　地域防災対策事業（避難対策施設整備）の採択基準（9砂第 144 号）……147
資料２－10　地域防災対策事業（避難対策施設整備）の
採択基準の運用事項（9砂第 145 号）……149
資料２－11　砂防指定地一覧……150
資料２－12　（削除）
資料２－13　ため池箇所一覧表……151
資料２－14　林道の現況……152
資料２－15　災害危険箇所調査表記入要領（様式）……153
資料２－16　宇治市内に設置の水防倉庫……155
資料２－17　消防団水防中隊の河川等担当区域一覧表……156
資料２－18　直轄河川重要水防箇所箇所別調書……157
資料２－19　京都府重要水防箇所別調書……158
資料２－20　京都府河川重点警戒箇所……159
資料２－21　宇治川洪水予報発表例……160
資料２－22　木津川下流洪水予報発表例……162
資料２－23　淀川水系洪水予報の通報系統図(宇治市関係)……164
資料２－24　淀川河川事務所水防警報・情報用紙……165
資料２－25　淀川水系水防警報の通報系統図（宇治市関係）……169
資料２－26　山科川・古川・弥陀次郎川水防警報　連絡用紙……170

資料２－27　山科川　避難判断水位（特別警戒水位）情報　連絡用紙 171
資料２－28　山科川水防警報・推移情報及び
　　古川・弥陀次郎川水防警報の通報組織図（宇治市関係） 173
資料２－29　天ヶ瀬ダム放流連絡用紙 174
資料２－30　天ヶ瀬ダム放流連絡系統図 183
資料２－31　高山ダム放流連絡系統図（宇治市関係） 184
資料２－32　高山ダム放流連絡・受発紙 185
資料２－33　木津川水防警報受報用紙 195
資料２－34　木津川水防警報の宇治市における連絡系統図 196
資料２－35　公用負担命令書様式 197
資料２－36　優先通行標識 198
資料２－37　水防作業に従事するときの腕章 199
資料２－38　水防時における信号区分 200
資料２－39　水防活動実施報告書 201
資料２－40　京都地方気象台が発表する注意報及び警報の種類と基準 202
資料２－41　通報連絡系統 203
資料２－42　気象台が発表する気象情報等発表例 204
資料２－43　観測所所在地 208
資料２－44　観測所配置図 209
資料２－45　異常気象通報連絡系統 210
資料２－46　災害時の気象通報伝達系統図 211
資料２－47　一般的気象における避難情報の発令の判断基準（河川の氾濫） 212
資料２－48　土砂災害警戒区域における避難情報の発令の判断基準 213
資料２－49　災害廃棄物等の収集体制 214
資料２－50　通行不能となる恐れのある避難路 215
資料２－51　気象等に関する特別警報の発表基準 216
資料２－52　水防体制指標 218
資料２－53　警戒レベルと防災気象情報の関係 219

３．震災対策編資料

資料３－１　生駒断層帯地震・宇治川断層帯地震・黄檗断層地震震度分布図 220
資料３－２　ダム諸元一覧 221
資料３－３　人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況 222
資料３－４　宇治市防災会議地震対策委員会要綱 223
資料３－５　救援物資等集積場所一覧 224
資料３－６　ライフライン被害想定 225

４．事故対策編資料

資料４－１　宇治市内危険物施設数 228
資料４－２　災害時給水場所一覧 229

資料４－３　航空事故発生時情報連絡系統図 230
資料４－４　鉄道事故発生時情報連絡系統図 231
資料４－５　道路事故発生時情報連絡系統図 232
資料４－６　危険物事故発生時情報連絡系統図 233
資料４－７　火薬類事故発生時情報連絡系統図 234
資料４－８　高圧ガス事故発生時情報連絡系統図 235
資料４－９　都市ガス等事故発生時情報連絡系統図 236
資料４－10　毒物・劇物事故発生時情報連絡系統図 237
資料４－11　原子力発電施設以外の放射線障害発生時情報連絡系統図 238
資料４－12　大規模火災発生時情報連絡系統図 239
資料４－13　広域停電事故発生時情報連絡系統図 240

１．共通資料

資料1－1 災害履歴

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
大 6.10. 1	風水害	9月25日以来の豪雨により宇治川の増水、氾濫	淀川本川及び支流河川の各所で堤防の破堤による大水害 三楢地区の堤防決壊で民家数戸を流出し人命を失う。
昭 5. 8. 1	風水害	台風による豪雨	宇治川の増水で塔ノ島水没
昭 9. 9.21	風水害	室戸岬に台風上陸「室戸台風」（歴史的な強風台風） 中心気圧　912mb 日本上陸最低記録 最大風速　61m/s 平均風速　45m/s	
昭10. 8.11	風水害	雨量・京都　213.9mm 向日町　294.4mm	市内一部で浸水
昭25. 9. 2	風水害	四国東部に上陸「ジェーン台風」 最大瞬間風速　28.8m/s	市内各所で被害発生
昭28. 6. 7	風水害	台風2号 雨を伴った台風	農林被害　田畑冠・浸水　113ha 農道被害　2ヶ所 府道宇治長尾線通行止 （宇治金井戸）
昭28. 8.15	風水害 南山城水害	8月14日夜半から8月15日未明にかけて山城南部を襲った集中豪雨	綴喜・相楽一帯に大災害 玉川上流の大正池の決壊 隠元橋（木造）の流出 名木川堤防300mにわたり決壊
昭28. 9.25	風水害	台風13号「テス台風」潮岬付近に上陸、本州を横断、典型的な雨台風により近畿地方に未曾有の豪雨をもたらした。 総雨量　214mm 風　速　16m/s 宇治橋の最高水位 (9/25 20:30　3.40m)	志津川ダム下流流量　1,700m^3/s 天ヶ瀬橋、喜撰橋、橘橋の流失 笠取地区に甚大な被害 災害復旧に7,700万円追加予算計上 宇治川両岸に溢水の発生 宇治橋右岸下流に浸水　275ha 観月橋左岸下流2.5km付近で、約450mにわたり破堤 浸水日数　25日 人的被害　行方不明　1人

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
			家屋被害　全　壊　89戸 流　失　11戸 半　壊　408戸 浸　水　1,035戸 非住家　656棟 農地被害　流失埋没　120ha 冠　水　706ha 公共土木被害　橋梁流失　36ヶ所 堤防決壊　18ヶ所 道路被害　61ヶ所 鉄道不通　3ヶ所
昭34. 8.13	風水害	台風7号 台風北上による前線性の豪雨	六地蔵・木幡地区に浸水被害 家屋被害・床上浸水　400戸 道路河川橋梁の損傷　30ヶ所
昭34. 9.26	風水害	台風15号「伊勢湾台風」 潮岬西方に上陸、紀伊半島を縦断 中心気圧　895mb 中心風速　70m/s 暴風半径　350km	宇治橋警戒水位を超える。 9／26 20時　最高水位　1.75m 木津川（枇杷庄） 9／27 02時　水位　6.75m 六地蔵・木幡地区に浸水被害 9・27災害救助法の発動 災害復旧に2,857万円追加予算計上
昭36. 6.26	風水害	梅雨前線による集中豪雨	6・26災害救助法の発動 六地蔵・木幡地区に浸水被害 農地被害水田冠水　325ha
昭36. 9.16	風水害	「第2室戸台風」 宇治市内瞬間風速40m/s	災害救助法発動 人的被害　重　傷　4人 軽　傷　65人 家屋被害　全　壊　156戸 半　壊　691戸 一部損壊　4,564戸 非住家　1,071棟 公共土木被害額　2,860万円 農林関係被害額　2億200万円 商工関係被害額　3億円 宇治市内　約20億円の被害額 避難者　9/16～21延べ4,915人 炊き出し　9/16～21延べ4,915人 給　水　9/17～18　92m^3

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
昭36.10.28	風水害		災害救助法発動 人的被害　軽　傷　1人 家屋被害　半　壊　28戸 浸　水　316戸 非住家　72棟 公共土木被害　河　川　7ヶ所 道　路　13ヶ所 地すべり　21ヶ所 農林関係被害　54ha
昭40. 9.17	風水害	台風24号 潮岬付近より近畿地をかすめ、東日本を縦断 淀川史上3番目の出水記録	9・18災害救助法発動 六地蔵・木幡地区に避難勧告発令 (陸上自衛隊・京都府警察本部機動隊・水防団の出動) 家屋被害　床上浸水　307戸 床下浸水　102戸 農林関係被害　水稲冠水　85ha 浸　水　225ha 倒伏等　234ha 茶園冠浸水　17ha 製茶施設　15ヶ所 公共土木被害　河川道路等　25ヶ所 建　物　18ヶ所
昭42. 7. 7 ～12	風水害	梅雨前線停滞による豪雨 雨量　82㎜	家屋被害　444戸 農林被害　田畑冠水　134ha 公共土木被害　河川道路等　42ヶ所
昭43. 7. 2	風水害	集中豪雨 総雨量　167.5㎜ 時間雨量　29.0㎜ (7/2 2:00～3:00)	床上浸水　4戸 床下浸水　108戸 農林被害　田冠水　159.5ha 流失埋没　10.6ha 公共土木被害　道　路　8ヶ所 河　川　6ヶ所 山崩れ　10ヶ所
昭43. 8.17 ～18	風水害	集中豪雨 総雨量　101.5㎜ 時間雨量　77.0㎜ (8/18 3:25～4:25)	床上浸水　6戸 床下浸水　249戸 農林被害　田畑流失埋没　27.5ha 公共土木被害　道　路　8ヶ所 河　川　8ヶ所
昭43. 8.26	風水害	雷雨 総雨量　110.0㎜	床下浸水　216戸 農林被害　田冠水　55.8ha

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
昭45. 9.18 ～19	風水害	秋雨前線による集中豪雨 総雨量　169.8mm 時間雨量　64mm (9/18　19:30～20:30)	家 屋 被 害　床上浸水　12戸 床下浸水　463戸 公共土木被害　河　川　6ヶ所 道　路　17ヶ所 農林関係被害茶園（白川地区）1ha
昭 45. 9.22	風水害	集中豪雨 総雨量　113.5mm 10 分間雨量　22.0mm (9/22 14:40～14:50)	床 上 浸 水　5 戸 床 下 浸 水　244 戸 公共土木被害道路　5ヶ所
昭47. 7.10 ～15	風水害	梅雨前線停滞による豪雨 雨量　215.5mm	天ヶ瀬ダム　900m3/s　放流 家 屋 被 害　床上床下浸水　78戸 農 林 被 害　水稲茶園冠　174ha 公共土木被害　河　川　7ヶ所 道　路　23ヶ所 崖くずれ　38ヶ所 （白川地区に避難勧告　6世帯27人）
昭47. 9.16	風水害	台風20号 潮岬付近に上陸、近畿地方をかすめ、中部地方を横断	天ヶ瀬ダム　900m3/s　放流 家 屋 被 害　浸　水　654戸 （小倉町山際50戸　床下浸水） 農 林 被 害　田畑冠水　282ha 山林崖くずれ 10ヶ所 公共土木被害　河川溢水　7ヶ所
昭48. 8.21	風水害	集中豪雨（夏型急襲雷雨） 雨量　64mm (16:20～17:30)	落雷により市内10時間停電 3,500戸 国鉄・近鉄1時間の運休 水道施設被害 ポンプ場に落雷　5ヶ所 水道断水　775戸 家 屋 被 害　床上漫水　7戸 床下浸水　335戸 公共土木被害　河　川　5ヶ所
昭49. 8. 1	風水害	集中豪雨 45分雨量　40.5mm (15:45～16:30)	家 屋 被 害　床上浸水　4戸 床下浸水　139戸 公共土木被害　河　川　1ヶ所 （追手川護岸一部崩壊） 農 林 被 害　茶園冠水　15a

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
昭51. 7.27	風水害	夏型の雷雨に伴う集中豪雨 総雨量　68.5㎜ 時間雨量　62.0㎜ (17:00～18:00)	家屋被害　床上浸水　25戸 床下浸水　464戸 農林被害　農地へ土砂流入 (伊勢田地区)　1,500㎡ 公共土木被害　府道市道一部冠水 井川・名木川　溢水 電力被害　落雷施設被害　16ヶ所 停電世帯　380戸
昭54. 9.30 ～10. 1	風水害	台風16号 大阪市に上陸、宇治地方を直撃 総雨量　45.0㎜ 時間雨量　33.0㎜ (9/30　22:30～23:30)	家屋被害　床上浸水　36戸 農林被害　水稲倒伏　70ha 野菜倒伏　1ha 公共土木被害　学校等　37ヶ所 倒木　135本 道路河川　8ヶ所
昭56.10. 8 ～9	風水害	秋雨前線の影響による豪雨 総雨量　162.0㎜ 時間雨量　57.0㎜ (10/9　5:00～6:00)	家屋被害　床上浸水　6戸 床下浸水　109戸 農林被害　水田冠水　1ha 茶園冠水　5ha 林道崩壊　4ヶ所 公共土木被害　道路法面崩壊　8ヶ所 水道施設被害　ポンプ場他　9ヶ所
昭57. 8. 1 ～2	風水害	台風10号・渥美半島に上陸 総雨量　169.5㎜ 時間雨量　36.5㎜ (8/1　6:00～7:00)	家屋被害　床下浸水　7戸 農林被害　田畑冠水　87戸 農道　2ヶ所 林地　6ヶ所 施設　1ヶ所 公共土木被害　道路　10ヶ所 その他被害　5ヶ所
昭58. 8.21	風水害	集中豪雨 時間雨量　36.0㎜ (8/21 18:50～19:50)	床上浸水　12戸 床下浸水　111戸
昭61. 7.10	風水害	集中豪雨 総雨量　89.5㎜ 時間雨量　40.5㎜ (8:00～9:00)	家屋被害　床上浸水　2戸 床下浸水　85戸 公共土木被害　道路　5ヶ所

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
昭61. 7.21 ～22	風水害	梅雨前線による集中豪雨 総雨量　321.0mm 6時間雨量　202.5mm (7/21　1:00～7:00) 時間雨量　64.0mm (7/21　1:00～2:00)	避難勧告（宇治下居・白川地区） 12世帯 避難所開設　2ヶ所 家屋被害　床上浸水　35戸 床下浸水　604戸 農地被害　田畑冠水　146ヶ所 林地崩壊　15ヶ所 公共土木被害　道路　22ヶ所 河川　14ヶ所 下水施設　5ヶ所 学校施設被害　2ヶ所
昭62. 7.14 ～15	風水害	集中豪雨 総雨量　86.0mm 時間雨量　32.0mm (7/15 17:00～18:00)	床上浸水　1戸 床下浸水　102戸 農林被害　畑冠水　0.2ha
平元. 8.22	風水害	局地的集中豪雨 時間雨量　51.5mm (22:00～23:00) 20分雨量　50.0mm (22:05～22:25)	家屋被害　床下浸水　402戸 農林被害　畑冠水　0.5ha 公共土木被害　道路　3ヶ所 河川　1ヶ所
平元. 9. 2 ～3	風水害	秋雨前線に伴う大雨 総雨量　169.5mm 時間雨量　19.0mm (9/3　9:00～10:00)	家屋被害　床下浸水　4戸 農林被害　田　82.0ha 畑　0.3ha 林地崩壊他　19ヶ所 農業用水路洗掘　12ヶ所 公共土木被害　道路　7ヶ所 河川　1ヶ所 学校施設被害　2ヶ所
平元. 9. 6	風水害	短時間豪雨 時間雨量　53.5mm (19:35～20:33)	家屋被害　床下浸水　307戸 公共土木被害　道路　7ヶ所 河川　5ヶ所
平 2. 1.31	雪　害	大雪被害	農林畜産被害　パイプハウス　8棟 植林立木被害　50ha 椎茸ほだ場　3ヶ所 鶏糞処理施設　2ヶ所

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
平 2. 7月～9月	干　　害	7月中旬から9月中旬にかけて旱魃	街路樹被害（立ち枯れ）　約1,000本
平 2. 9.19	風水害	台風19号	人的被害　軽　傷　1人 住家被害　一部損壊　5棟 非住家被害　全　壊　1棟 農林被害　畑冠水　0.2ha 文教施設　学校建物破損　8校 公共施設　道　路　4ヶ所 電話被害　電話不通　150世帯 電力被害　停　電 4,000世帯
平 3. 5. 5	霜　　害	霜　　害	煎茶園被害　平坦部　2.2ha 山間部　4.4ha
平 5. 7. 5	風水害	集中豪雨 総雨量　112.0mm 6時間雨量　90.5mm (7/4 22:00～7/5　4:00)	宇治川左岸槇島町吹前（大曲）付近堤防漏水 水防工法:堤防50m間に月の輪工(土のう3段積）を6ヶ所設置 公共施設　河川護岸崩壊 1ヶ所 林道法面崩壊 1ヶ所
平 5. 8. 3	風水害	集中豪雨 総雨量　113.5mm 3時間雨量　74.5mm (8/3 11:00～14:00) １時間記録　38.0mm	住家被害　床上浸水　1戸 床下浸水　50戸 (伊勢田町毛語地区)
平 5. 9. 3	風水害	台風19号 中型で非常に強い台風 9月3日16時九州に上陸 中心気圧　930mb 中心風速　50m／s	宇治市災害対策本部2号配備 動員数　209人 小倉小学校に　2名自主避難
平 6. 2.12 ～13	雪　　害	大雪被害 笠取地区 積雪量　30cm (綴喜郡田辺町　13cm)	農林被害 ビニールハウス倒壊　3棟
平 6. 8月～ 10月	干　　害	夏季の少雨による干害 9月15日　琵琶湖水位 －123cm最低記録	8月22日 宇治市高温少雨対策委員会　設置 10月22日　〃　解散
平 7. 5. 1 ～2	風水害	総雨量　59. 5mm	山地崩壊　池尾仙郷山　2地内 高さ40m　幅15m

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
平 7. 5.12	風水害	総雨量　207.0㎜ (5/1～5/15) 日最大雨量　127.5㎜ (5/12) 時間雨量　17.0㎜ (5/12　18:00～19:00)	天ヶ瀬ダム　900m3/s　放流 塔ノ島立入り禁止 府道大津南郷宇治線　通行止 市道志津川池尾線　通行止 土のう配備　3箇所　60袋 針ノ木原、大島ﾎﾟﾝﾌﾟ場職員配置 5／17～5／25　延37人
平 7. 7. 3 ～6	風水害	集中豪雨 総雨量　230.5㎜ 3時間雨量　74.5㎜ (8／3　11:00～14:00) 1時間記録　38.0㎜	7月4日18：45 宇治市災害対策本部1号配備 宇治下居6番地先民家裏の急傾斜地（高さ10m）が崩壊のおそれがあるため、1世帯3人に避難勧告 市役所前集会所に避難所開設
平 7.12.25 ～26	雪　害	大雪警報	京滋バイパス側道宇治川橋梁凍結のため通行止め 農林被害　ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ破損 5ヶ所
平 8. 6.20 ～21	風水害	総雨量　73.0㎜	林道炭山線で道路法面崩壊 幅7m　高さ15m　土量約10m^3
平10. 6.19	風水害		床下浸水　1戸
平10. 9.22	風水害	台風7・8号	9月22日14:00 宇治市災害対策本部１号配備 小中学校等 施設破損、樹木倒れ等　20ヶ所 谷山林道等 倒木落石処理　20ヶ所 植物公園 倒木189本、12公園で倒木
平10.10.15	風水害	台風10号	10月15日20:35 宇治市災害対策本部1号配備 床下浸水　36戸 便槽への雨水流入による臨時汲取　5戸 路面冠水　6ヶ所 （市道小倉安田線など）

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
平11. 6.27	風水害	総雨量　74.5㎜	6月27日7:05 宇治市災害警戒本部設置 床 上 浸 水　8戸 （伊勢田町井尻、小倉町西山） 床 下 浸 水　53戸 （伊勢田井尻・ウトロ、小倉町堀池、槇島町南落合・十一、大久保町旦椋等） 道 路 冠 水　7ヶ所 土砂崩れによる通行止め　1ヶ所 （府道二尾木幡線） 河川護岸崩れ　1ヶ所 （弥陀次郎川）
平11. 6.29 ～30	風水害	総雨量　97.0㎜	6月29日16:00 宇治市災害警戒本部設置 道路路肩一部崩壊 （池尾多田橋付近市道） 土のう配備 倒木（白川林道）　1ヶ所
平11. 9.21	風水害	総雨量　53.0㎜	9月21日14:45 宇治市災害警戒本部設置 床 下 浸 水　1ヶ所(伊勢田町毛語) 溢 水 対 応　(井川遊田橋一帯) 土のう配備 (伊勢田町井尻水路) 土のう配備
平11.10. 2 ～3	風水害	総雨量　21.0㎜	10月2日23:25 宇治市災害警戒本部設置 鉄砲水(宇治弐番)　土のう配備
平12. 2. 8 ～9	風雪害	積雪量　京都　6㎝ 最大瞬間風速　17.9m	ビニールハウス全損　3棟 救 急 出 動　1件
平12. 5.13	風水害	総雨量　66.0 ㎜	床 下 浸 水　1戸（木幡北山畑） 事業所浸水4店舗 （広野町西裏、丸山） 市道への土砂崩れ　（菟道115号線）

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
平12. 9.11 ～12	風水害	大雨・洪水警報発表 （12日3:25～8:15） 総雨量　136ｍｍ	9月12日3:25 宇治市災害対策本部設置 道 路 冠 水　　1ヶ所（菟道出口）
平12.11. 2	風水害	台風20号 総雨量　40.5ｍｍ	床 下 浸 水　　3ヶ所 （伊勢田町ウトロ、井尻） 事業所浸水 2ヶ所（伊勢田町毛語） 溢　　水　　3ヶ所 （小倉町南堀池、 伊勢田町ウトロ、井尻、毛語） 災害臨時汲取　　5戸 （伊勢田町毛語、ウトロ） 消　　毒　1戸（伊勢田町井尻）
平13. 1.20	風雪害	積雪量 平野部　約3～7cm 山間部　約10～20cm	人 的 被 害　　軽傷2名 （大久保町平盛、西笠取） ビニールハウス倒壊 2棟（東笠取）
平13. 6.19 ～20	風水害	総雨量　宇治　35mm 笠取　46mm	谷山林道崖崩れ（西笠取引坂地区）
平13. 7.15	風水害	総雨量　宇治　59mm （最大時間雨量　42 mm）	床 下 浸 水　　6戸 （広野町丸山、小倉町天王、 宇治蔭山） 非住家被害　　2ヶ所 （宇治矢落、神明宮北）
平13.10. 1	風水害	総雨量　宇治　　69mm （最大時間雨量　33mm）	農 地 冠 水 1ヶ所（槇島町大河原） 非住家被害 1ヶ所（伊勢田町毛語）
平15. 8. 8 ～9	風水害	台風10号 総雨量　宇治　　45mm 最大瞬間風速　20.2m	電 線 被 害　　1件 停 電 被 害　　5件 倒 木 被 害　　7件 避難所への自主避難者　　5名
平15. 9.12	風水害	1時間雨量　宇治 24mm （15:00～16:00）	床下浸水あり 道 路 陥 没　　1ヶ所
平16. 6.20 ～21	風水害	台風6号 総雨量　　宇治　56.0mm 最大1時間雨量　22.0mm （21日13:00～14:00）	6月21日9:00 宇治市災害対策本部設置 暴風により平盛ふれあいセンター屋根一部破損 倒木により550戸停電

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
平16. 8.30 ～31	風水害	台風16号 総雨量　宇治　20.5mm 最大瞬間風速　28.2m	倒木により小倉公民館屋根一部破損 避難所への自主避難者　2名
平16. 9. 7	風水害	台風18号 最大瞬間風速　22.0m	避難所への自主避難者　1名
平16. 9.29	風水害	台風21号 総雨量　宇治　88.0mm 最大1時間雨量　27.5mm	避難所への自主避難者　1名
平16.10.19 ～20	風水害	台風23号 総雨量　宇治　151.5mm 最大1時間雨量　20.0mm (20日18:00～19:00) 最大瞬間風速　20.9m 京都府土砂災害警戒避難情報 [警戒基準を超えた雨量局] 笠取雨量局　121mm (20日17:17) 宇治雨量局　127mm (20日18:15) 笠取雨量局　141mm (20日18:15) [避難基準を超えた雨量局] 笠取雨量局　154mm (20日19:28)	10月20日16:30 宇治市災害対策本部設置 山間部地域、倒木、出水等により市道通行障害　9箇所 市街地、倒木、出水等により市道通行障害　10箇所 農業関係施設ビニールハウス 3棟破損
平18. 7.15 ～21	風水害	総雨量 宇治合同庁舎　295mm 最大時間雨量　宇治27mm	床下浸水　1戸(宇治乙方) 土砂崩れなどによる 通行障害　3ヶ所
平18. 8.26	風水害	局地的大雨 総雨量　46.5mm 落雷　宇治市内で20ヶ所以上	床下浸水　10戸 (伊勢田町毛語(遊田橋付近)) 落雷により265戸停電 (西小倉コミュニティセンター付近一帯) 踏切故障　3ヶ所 (近鉄線　小倉・槇島)
平19. 7. 9 ～15	風水害	台風4号 総雨量　121.5mm 最大瞬間風速　15m/s	7月14日15:00 宇治市災害警戒本部設置 避難所への自主避難者　3名 倒木による市道通行障害 1ヶ所 (市道宇治275号線) 倒木により950戸停電 (木幡地域　西中、熊小路)

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
平20. 6.20	風水害	最大時間雨量　52.5㎜ 総雨量　　130.5㎜	6月20日21:36 宇治市災害警戒本部設置 6月21日06:30 宇治市災害対策本部設置 床 上 浸 水　　8戸（伊勢田） 床 下 浸 水　189戸 （伊勢田、小倉、槇島他）
平21. 6.16	風水害	最大時間雨量　77㎜ 総雨量　　87.5㎜	6月16日16:30 宇治市災害警戒本部設置 床 上 浸 水　　27戸 （小倉、伊勢田、羽拍子他） 床 下 浸 水　　256戸 （小倉、伊勢田、羽拍子他）
平21. 8. 1	風水害	突風	8月1日10:35 宇治市災害警戒本部設置 五ケ庄、木幡地域を中心に倒木、支柱倒壊等の被害
平21.10. 7 ～8	風水害	台風18号 最大時間雨量　9.5㎜ 総雨量　　70㎜	10月7日9:00 宇治市災害警戒本部設置 10月7日21:00 宇治市災害対策本部設置 避難所への自主避難者　　5名
平23. 7.28	風水害	最大時間雨量　94㎜ 総雨量　　118.5㎜	7月28日16:11 宇治市災害対策本部設置 床 上 浸 水　　7戸 （小倉、伊勢田、羽拍子他） 床 下 浸 水　　41戸 （小倉、伊勢田、広野、羽拍子他）
平24. 8.13 ～14	風水害 京都府南部 地域豪雨災害	最大時間雨量　78.5㎜ 総雨量　　311.0㎜	8月14日　災害救助法適用 8月14日　被災者生活再建支援法適用 志津川地区、炭山地区に避難勧告発令 人 的 被 害　２名死亡（志津川東詰） 家 屋 被 害 全　　壊　　31件 （全焼１件を含む） 大規模半壊　　7件 半　　壊　　162件 一部損壊（床上浸水）　　779件 一部損壊（床下浸水）　1,296件 平成25年3月12日　激甚災害指定

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
平25. 7.13 ～ 7.14	風水害	最大時間雨量　44.5㎜ 総雨量　79.0㎜	7月13日16:06 宇治市災害警戒本部設置 床上浸水　1戸（伊勢田） 床下浸水　4戸（伊勢田、広野）
平25. 9.15 ～ 9.16	風水害	台風18号 最大時間雨量 33.5㎜ 総雨量　281.0㎜	9月16日 00:45 宇治市災害対策本部1号設置 9月16日5:05 宇治市災害対策本部2号設置 避難勧告発令（229世帯574人） ・東笠取、西笠取、炭山、二尾、池尾 避難指示発令（26,737世帯61,945人） ・安田町、槇島町、六地蔵の全域 ・伊勢田町、宇治、広野町、小倉町、 木幡、菟道、五ケ庄、大久保町の一部 半壊1件（菟道） 床上浸水22件、床下浸水20件 （木幡、宇治、炭山、西笠取、東笠取、 菟道、五ケ庄）
平26. 8. 9 ～ 8.10	風水害	台風11号 最大時間雨量 34.5㎜ 総雨量　204.0㎜	8月9日12:30 宇治市災害対策本部1号設置 避難準備情報発令（229世帯574人） ・東笠取、西笠取、炭山、二尾、池尾 床上浸水1件、床下浸水1件（伊勢田）
平27. 7.17 ～ 7.18	風水害	台風11号 最大時間雨量 18.0㎜ 総雨量　157.5㎜	7月17日22:00 宇治市災害対策本部1号設置 避難勧告発令（1,498世帯2,829人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部
平28. 9.19 ～ 9.20	風水害	台風16号 最大時間雨量　17.5㎜ 総雨量　71.5㎜	9月20日12:45 宇治市災害対策本部1号設置 避難準備情報発令（1,502世帯2,814人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
平 28. 9.28 ～ 9.29	風水害	最大時間雨量 37.5㎜ 総雨量　139.5㎜	9 月 28 日 18:25 宇治市災害対策本部 1 号設置 9 月 28 日 18:30 避難勧告発令（1,502 世帯 2,814 人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 床上浸水 2 件、床下浸水 7 件
平 29. 8. 7 ～ 8. 8	風水害	台風 5 号 最大時間雨量 27.5㎜ 総雨量　111.0㎜	8 月 7 日 20:18 宇治市災害対策本部 1 号設置 8 月 7 日 20:18 避難準備・高齢者避難開始発令 （避難対象：1,501 世帯、2,805 人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 8 月 7 日 20:27 避難勧告発令 （避難対象：1,501 世帯、2,805 人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部
平 29. 9.17 ～ 9.18	風水害	台風 18 号 最大時間雨量 2.5㎜ 総雨量　6.5㎜	9 月 17 日 16:13 宇治市災害警戒本部 2 号設置 人的被害　軽傷 1 名
平 29.10.21 ～10.23	風水害	台風 21 号 最大時間雨量 15.0㎜ 総雨量　201.0㎜	10 月 22 日 15:00 宇治市災害対策本部 1 号設置 10 月 22 日 15:38 避難準備・高齢者避難開始発令 （避難対象：1,501 世帯、2,805 人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 10 月 22 日 21:15 避難勧告発令 （避難対象：1,501 世帯、2,805 人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 人的被害　軽傷 1 名

年　月　日	災害の種類	気　象　概　況	被害状況・場所
平 30.7.5 ～7.8	風水害	最大時間雨量 33.0mm 総雨量　279.5mm	7 月 5 日 7:05 宇治市災害警戒本部 1 号設置 7 月 5 日 7:35 宇治市災害警戒本部 2 号設置 7 月 5 日 9:25 宇治市災害対策本部 1 号設置 7 月 5 日 16:00 避難準備・高齢者等避難開始（土砂災害） （避難対象：1,698 世帯、3,300 人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 7 月 5 日 22:45 避難勧告（土砂災害） （避難対象：1,698 世帯、3,300 人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部
平 30.9.4 ～9.5	風水害	最大時間雨量 20.5mm 総雨量　46.5mm	9 月 4 日 6:00 宇治市災害警戒本部 1 号設置 9 月 4 日 8:30 宇治市災害対策本部 1 号設置 人的被害　重傷 1 名、軽傷 3 名 住家被害
令和 3.8.13 ～8.15	風水害	最大時間雨量 48.0mm 総雨量　178.5mm	8 月 13 日 17:11 宇治市災害警戒本部 1 号設置 8 月 13 日 23:30 宇治市災害対策本部 1 号設置 8 月 14 日 21:55 高齢者等避難発令（土砂災害） （避難対象：1,742 世帯、3,294 人） ・東笠取、西笠取、池尾、二尾、炭山、志津川、白川の全域 ・菟道、木幡、五ケ庄、羽戸山、宇治、折居台、広野町の一部 床下浸水　2 件、土砂流入　1 件 白川林道　約 100m 土砂流出・冠水 宇治淀線　張出歩道 10m崩落 準用河川名木川　約 20m護岸崩壊

地震災害

発生年月日	震源又は震央	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被害	その他
天慶元年(938) 5月22日	35.0N135.8E	7	宮中の内膳司頽れ、死者４人。舎屋、築垣倒れるもの多く、堂塔、仏塔も多く倒れる。	
文治元年(1185) 8月13日	35.0N135.8E	7.4	社寺、家屋の倒潰破壊多く死者多数。宇治橋落ち、死者１名。９月まで余震多く、特に８月12日の強い余震では多少の被害有り。	
慶長元年(1596) 9月5日	枚方市生駒山系西側山麓～八幡市付近	7.0～7.25	伏見城天主大破、約600人圧死、諸寺民家の倒壊死傷多数。東寺、天龍寺、大覚寺、二尊院倒壊。	奈良町でも京都､伏見に匹敵する被害有り。
平成7年(1995) １月17日	『兵庫県南部地震』 34.6N135.0E	7.3	死者・不明者６千人以上。負傷者４万人以上。住家全半壊20万戸以上。宇治市では住宅の一部破損253棟、文教施設数18件。最大震度７を観測。	京都で震度５を観測
平成16年(2004) 9月5日	三重県南東沖（前震） 33.0N136.8E	7.1	京都市で軽傷者２名。最大震度は和歌山県新宮市の５弱。	宇治市は震度３を観測
	三重県南東沖（本震） 33.1N137.1E	7.4	加茂町で重傷者１名。府内で住家一部破損１棟。最大震度は和歌山県新宮市の５弱。	宇治市は震度３を観測

出典：京都の被害地震（理科年表）による

都市型災害

年　月　日	災害の種類	原　因	被害状況・場所
平.13. 7.26 ～28	広域断水 事故	天ヶ瀬ダムから府営宇治浄水場へ送水している導水管（900㎜）が宇治塔の川付近で破損	7月26日3:25 宇治市災害警戒本部設置 水道部に対策本部設置 西宇治地域を中心に 35,000 世帯で断水、92,000 人に影響
平.15.7.24 ～25	水道本管 破損事故	下水道管敷設工事で水道本管(600㎜)を破損	7月24日16:00 宇治市災害対策本部設置 水道本管の給水地域 13,500 世帯に断水の影響がでると予想されたが、翌25日 11:30 復旧完了し、大きな被害は発生しなかった。
平.16.3.11 ～4.13	高病原性 鳥インフルエンザ感染事故	京都府内の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザによる本市への感染防止に伴う対策	3月11日13:30 宇治市災害警戒本部設置 本市への感染拡大が予想されたが、死亡野鳥や市内の養鶏場、市施設(保育所・学校の鳥飼育所)の感染は無かった。
平.17.10.23	集団食中毒事故	ノロウイルスによる集団胃腸炎	10月21日9:30 宇治市災害対策本部設置 宇治市立大開小学校において合計 185 名（児童173名、教職員12名）に嘔吐、下痢、発熱等の症状が発生した。
平.21.5.18～	新型インフルエンザ感染	H1N1 型ウィルスによる新型インフルエンザ	5月18日　10:00 宇治市新型インフルエンザ対策本部設置 本市庁舎内から市民への感染防止を目的に、消毒液の設置、一部職員のマスク着用等の対策を実施した。
平.24.6.1～	広域停電	電力需給の逼迫	6月1日　13:00 宇治市節電対策本部設置 節電対策や計画停電への対応検討を全庁的に取り組んだ。 なお、冬の節電対策に伴い、体制を継続している。
平.24.8.15	集団食中毒	救援物資として提供した食糧（おにぎり）に起因する集団食中毒事象	8月15日 20:30（推定） 京都府南部地域豪雨災害によって孤立した集落（炭山地域及び池尾地域）へ救援物資として提供した食糧に起因する集団食中毒事象により両地域の住民等計106名に被害を与えた。

年　月　日	災害の種類	原　因	被害状況・場所
令.2.1.31	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス(SARS-CoV2)	1月31日　8：30 宇治市新型コロナウイルス感染症対策本部設置 市民への感染防止を目的に、消毒液の設置、各課窓口にアクリル板の設置、職員のマスク着用、貸館業務の停止、集客のある会議・イベントで非接触体温計による検温、イベント等の各課の事業中止等の対策を実施した。 本部は継続設置している。

参考

1　淀川水系堤防決壊記録

決　壊　年　月	決　壊　個　所	備　　考
慶応　4年　3月	宇治橋下流	約400m決壊
明治　4年	槇島下流	
〃　18年	枚方	
〃　29年	向島小学校附近	
〃　36年	久御山町一口	
大正　6年 10月	淀川本川大塚堤防	
昭和 28年　9月	向島下流左岸大黒	13号台風

2　宇治川年間最高水位

宇治観測所

	平成13年から	平成13年まで
計画高水位	5.06m	2.06m
警戒水位	なし	1.50m
零　点　高	OP＋12.870m	OP＋15.841m

観測年月日	年間最高水位	備　考
令和　2.　7.　8	3.01　m	
1.　8.　28	2.62	
平成　30.　7.　8	3.13	台風第7号及び梅雨前線降雨
29.　10.　23	3.71	
28.　6.　23	2.66	梅雨前線
27.　9.　9	2.55	9月9日　台風18号
26.　8.　10	2.93	
25.　9.　16	5.32	9月16日　台風18号
24.　6.　22	2.93	
23.　5.　30	3.08	
22.　7.　16	2.95	
21.　7.　22	2.54	
20.　6.　3	2.29	
19.　7.　14	3.17	
18.　7.　19	3.39	
17.　7.　5	2.87	
16.　5.　21	3.11	3月2日　同水位観測
15.　8.　15	3.04	10月4日　同水位観測
14.　7.　17	2.91	
13.　6.　14	2.25	
9.　7.　13	0.70	
8.　6.　28	0.58	
6.　9.　30	－0.40	7月22日　同水位観測
5.　3.　2	1.24	
4.　8.　20	0.76	
3.　6.　27	1.20	
2.　10.　4	1.40	

観測年月日	年間最高水位	備　考
昭和　1. 9. 8	1. 50 m	
63. 7. 16	1. 80	
62. 7. 22	0. 56	
61. 7. 22	1. 64	

（国土交通省淀川河川事務所による）

資料1－2 避難施設一覧

（令和7年4月1日現在）

1．指定緊急避難場所（指定避難所も兼ねる）

地区班	開設順位	施設名	収容人数		所在地	指定緊急避難場所		
			施設分	空地		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震
笠取小	1	笠取小学校	500	1,430	西笠取石原 22	○	○	○
笠取第二小	1	笠取第二小学校	500	1,500	炭山直谷 31	○		○
木幡小	1	木幡小学校	1,490	2,640	木幡赤塚 4	○	○	○
御蔵山小	1	御蔵山小学校	1,500	3,460	木幡御蔵山 39-4	○	○	○
		木幡中学校	2,640	7,240	木幡内畑 34	※	○	○
宇治小	1	宇治小学校・黄檗中学校	5,210	4,200	五ケ庄三番割 27	○	○	○
岡屋小	1	岡屋小学校	1,720	3,220	五ケ庄寺界道 37-3	○	○	○
		東宇治中学校	3,090	6,240	五ケ庄池ノ浦 36-1	○	○	○
南部小	1	南部小学校	1,720	4,000	五ケ庄戸ノ内 15-1	※	○	○
三室戸小	1	三室戸小学校	1,400	3,150	菟道岡谷 16-2	○	○	○
菟道小	1	菟道小学校	1,460	4,600	宇治塔川 102	○	○	○
菟道第二小	1	菟道第二小学校	1,770	5,170	宇治琵琶 63-3	○	○	○
		宇治中学校	2,580	5,660	宇治矢落 64-1	○	○	○
神明小	1	神明小学校	1,670	3,200	神明石塚 32	○	○	○
大開小	1	大開小学校	1,700	3,640	広野町大開 35	○	○	○
		広野中学校	2,450	8,600	広野町尖山 3	○		○
大久保小	1	大久保小学校	1,860	3,740	広野町中島 1-1	○	○	○
槇島小	1	槇島小学校	1,820	6,950	槇島町吹前 35	※	○	○
		北宇治中学校	2,160	7,200	槇島町島前 33	※	○	○
北槇島小	1	北槇島小学校	1,640	3,860	槇島町本屋敷 40-2	※	○	○
		槇島中学校	1,740	7,380	槇島町本屋敷 35-1	※	○	○
北小倉小	1	北小倉小学校	1,740	3,980	小倉町堀池 72	※	○	○
西小倉小	1	西小倉小学校	1,750	4,870	伊勢田町遊田 69	※	○	○
		西小倉中学校	2,370	6,660	伊勢田町遊田 7-1	※	○	○
南小倉小	1	南小倉小学校	1,810	3,710	小倉町南浦 40-1	※	○	○
小倉小	1	小倉小学校	1,880	3,870	小倉町西畑 1-4	○	○	○
伊勢田小	1	伊勢田小学校	1,790	4,540	伊勢田町井尻 3	※	○	○
		西宇治中学校	2,130	9,130	伊勢田町南山 21-1	○	○	○
西大久保小	1	西大久保小学校	1,660	3,520	大久保町旦椋 25	※	○	○
平盛小	1	平盛小学校	1,760	3,550	大久保町平盛 91-3	※	○	○
		南宇治中学校	2,390	7,410	大久保町平盛 31-5	※	○	○
計			59,900	148,320				

注　洪水時避難所欄の○印は「洪水浸水想定区域外にある避難所」、
※印は「洪水浸水想定区域内にある３階建て以上の避難所であり、洪水時は垂直避難（最上階への避難）が可能な施設」を意味する。

２．指定避難所・空地関係

地区班	開設順位	施設名	収容人数		所在地	備考	洪水時避難所	土砂災区域
			施設分	空地				
笠取小	2	宇治市総合野外活動センター（アクトパル宇治）	304	3,050	西笠取辻出川西1		○	∨
笠取第二小	2	京都芸術高等学校炭山体育館	593		炭山乾谷 7ー7	民間施設	○	
木幡小	3	旧木幡幼稚園	170	630	木幡檜尾 47-1		○	
		木幡保育所	330		木幡東中 10-2		○	
		北木幡保育所	250		木幡陣ノ内 1			
		コミュニティワークこはた館	100		木幡河原 3-12			
		河原青少年センター	200		木幡河原 5-5			
御蔵山小	2	東宇治高等学校	410	10,000	木幡平尾 43-2	府立施設	○	
宇治小	2	黄檗体育館（黄檗公園）	1,300	33,109	五ケ庄三番割 25-1		○	
		菟道高等学校	430	8,600	五ケ庄五雲峰 4-1	府立施設	○	∨
	3	東宇治コミュニティセンター	300		五ケ庄三番割 36-5		○	∨
南部小	3	お茶と宇治のまち交流館（お茶と宇治のまち歴史公園）	63	873	蒐道丸山 203-1			
岡屋小	3	ひがしうじ幼稚園	210	850	五ケ庄梅林官有地		○	
	3	木幡公民館	200		木幡内畑 34-7			
菟道小	2	京都翔英高等学校　第2体育館	486		宇治東内 40-8-2	民間施設	○	
	3	ゆめりあうじ	60		宇治里尻 5-9		※	
		菟道ふれあいセンター	60	600	宇治妙楽 128-1			
		善法保育所	140		宇治善法 116-2		○	
		コミュニティワークうじ館	170		宇治善法 31		○	
		善法青少年センター	300		宇治善法 110-1		○	
菟道第二小	3	文化会館	5,710		折居台 1 丁目 1		○	
		中央公民館	200		折居台 1 丁目 1		○	
		旧神明幼稚園	190	360	宇治野神 57		○	
		宇治保育所	240		宇治弐番 84-10		○	
		生涯学習センター	400		宇治琵琶 45-14		○	
大開小	2	立命館宇治中学校・高等学校	670	13,940	広野町八軒屋谷 33-1	民間施設	○	∨
大久保小	2	宇治支援学校	260	2,070	広野町丸山 10	府立施設	○	
	3	広野公民館	200		広野町寺山 17-403		○	
		南宇治コミュニティセンター	300		大久保町上ノ山 42-3		○	
槇島小	3	槇島コミュニティセンター	230		槇島町大川原 27-5			
北槇島小	2	京都文教学園宇治キャンパス	1,010	5,740	槇島町千足 80	民間施設	※	
北小倉小	2	西宇治体育館（西宇治公園）	1,500	12,750	小倉町蓮池 20-1		※	
	3	西小倉コミュニティセンター	240		小倉町南堀池 107-1			
西小倉小	3	西小倉保育所	270		伊勢田町遊田 69			
南小倉小	2	城南菱創高等学校	840	8,680	小倉町南堀池	府立施設	※	
小倉小	3	小倉双葉園保育所	380		小倉町西畑 13		○	
		小倉公民館	180		小倉町寺内 91			
西大久保小	3	産業振興センター	138		大久保町西ノ端 1-25			
		大久保保育所	280		大久保町旦椋 25			
		大久保青少年センター	140	490	大久保町山ノ内 3		○	
計			19,454	101,742				

注　・洪水時避難所欄の○印は「洪水浸水想定区域外にある避難所」、
※印は「洪水浸水想定区域内にある３階建て以上の避難所であり、洪水時は垂直避難（最上階への避難）が可能な施設」を意味する。

・土砂災区域欄の∨印は「土砂災害（特別）警戒区域内にあり、土砂災害発生の危険がある場合、使用を制限する避難所」を意味する。

３．空地関係

地区班	施設名	収容人数（空地）	住所	備考	洪水時避難場所	土砂災区域
御蔵山小	平尾台第4児童公園	3,560	平尾台２丁目 14		○	
宇治小	菟道公園	4,630	羽戸山２丁目 1-79		○	∨
	黄檗ふれあい公園	3,200	五ケ庄二番割 53-1		○	
南部小	アル・プラザ宇治東　駐車場	5,000	菟道平町 28-1	民間施設	※	
三室戸小	立命館宇治中学校・高等学校菟道グラウンド	5,140	菟道出口	民間施設	○	
菟道第二小	パルティール京都　駐車場	5,000	宇治樋ノ尻 88	民間施設		
	東山公園	16,210	折居台１丁目２		○	
大開小	城南荘児童公園	2,540	神明宮東 88		○	
	京都府立学校共用運動場（城南の丘グラウンド）	8,750	広野町大開	府立施設	○	∨
槇島小	槇島公園	1,000	槇島町北内 156			
	宇治徳洲会病院　第1駐車場	4,368	槇島町石橋 145	民間施設		
伊勢田小	北山公園	1,700	伊勢田町北山 20		○	
計		61,098				

注　・洪水時避難場所欄の○印は「洪水浸水想定区域外にある避難場所」、
※印は「洪水浸水想定区域内にある３階建て以上の避難場所であり、洪水時は垂直避難（最上階への避難）が可能な施設」を意味する。

・土砂災区域欄の∨印は「土砂災害（特別）警戒区域内にあり、土砂災害発生の危険がある場合、使用を制限する避難所」を意味する。

区分	施設分		空地	
	箇所数（ヶ所）	避難収容人数（人）	箇所数（ヶ所）	避難収容人数（人）
1．指定緊急避難場所（指定避難所も兼ねる）	31	59,900	31	148,320
2．指定避難所・空地関係	40	19,454	14	101,742
3．空地関係			12	61,098
総計	70	79,354	57	311,160

４．その他避難所（集会所等）

	施設名	所在地
1	六地蔵公会堂	六地蔵奈良町 35-10
2	六地蔵南集会所	六地蔵柿ノ木町 27
3	御蔵山南集会所	木幡御蔵山 39-1638
4	南木幡集会所	木幡南山 4-54
5	御蔵山集会所	木幡赤塚 49-4
6	南山集会所	木幡南山 13-99
7	西木幡集会所	木幡熊小路 19-144
8	中木幡集会所	木幡北畠 10-10
9	木幡北畠集会所	木幡北畠 45-8
10	東木幡集会所	木幡南山 68-3
11	木幡熊小路集会所	木幡熊小路 38-115
12	登り集会所	木幡花揃 13-3
13	平尾集会所	木幡平尾 16-4
14	平尾南集会所	木幡平尾 67-2
15	平尾東集会所	木幡平尾 27-53
16	平尾北集会所	木幡平尾 28-821
17	須留集会所	木幡須留 5-75
18	木幡檜尾集会所	木幡檜尾 47-7
19	南山南集会所	木幡南山 54-11
20	御園集会所	木幡御園 20-109
21	平尾台西集会所	平尾台一丁目 19-11
22	平尾台東集会所	平尾台三丁目 13-6
23	大和田集会所	五ケ庄西浦 22-6
24	西岡屋会館	五ケ庄寺界道 69-1
25	三番割集会所	五ケ庄三番割 37
26	南部福角集会所	五ケ庄福角 35-20
27	一番割集会所	五ケ庄一番割 64
28	西川原集会所	五ケ庄西川原 21-29
29	福角集会所	五ケ庄福角 1-1
30	五ケ庄東集会所	五ケ庄芝ノ東 17-25
31	広芝集会所	五ケ庄芝ノ東 40-4
32	五ケ庄南集会所	五ケ庄岡本 1-4
33	広岡谷集会所	五ケ庄広岡谷 2-506
34	大林集会所	五ケ庄大林 21-6
35	大和田西集会所	五ケ庄新開 14-51
36	羽戸山集会所	羽戸山二丁目 1-178
37	明星集会所	明星町一丁目 9-87
38	三室戸集会所	菟道荒槇 33-1
39	車田集会所	菟道車田 25-12
40	菟道集会所	菟道河原 7-1
41	菟道北集会所	菟道東隼上り 5-142
42	菟道藪里集会所	菟道藪里 14-65
43	菟道南集会所	菟道荒槇 1-83
44	平町集会所	菟道平町 60-97
45	三室戸北集会所	菟道出口 40-71
46	志津川集会所	志津川南組 16-3
47	笠取南部集会所	炭山直谷 31-12

	施設名	所在地
48	笠取集会所	東笠取稲出 23-4
49	矢落集会所	宇治矢落 71
50	玉池集会所	宇治池森 38-5
51	若宮集会所	宇治壱番 103
52	妙楽集会所	宇治妙楽 13-11
53	新半白集会所	宇治半白 76-3
55	半白集会所	宇治半白 20-42
56	上権現集会所	宇治大谷 5-16
57	川東集会所	宇治東内 21 乙
58	蔭山集会所	宇治蔭山 68-98
59	宇治橋通集会所	宇治壱番 65-5
60	市役所前集会所	宇治下居 10-3
61	戸ノ内集会所	宇治戸ノ内 64-5
62	御廟集会所	宇治御廟 29-12
63	蔭山東集会所	宇治蔭山 30-10
64	米阪集会所	宇治米阪 5-67
65	里尻集会所	宇治里尻 6-4
66	天神台集会所	天神台一丁目 1-8
67	琵琶台集会所	琵琶台三丁目 9-6
68	宇治野神集会所	琵琶台三丁目 12-3
69	折居台北集会所	折居台二丁目 1-122
70	折居台南集会所	折居台一丁目 4-207
71	折居台東集会所	折居台四丁目 1-228
72	白川集会所(民間)	白川宮ノ内 3-5
73	神明集会所	神明石塚 92-2
74	城南荘集会所	神明宮東 88
75	宮西集会所	神明宮西 46-1
76	羽拍子集会所	羽拍子町 27-48
77	南陵集会所	南陵町一丁目 1-353
78	南陵南集会所	南陵町三丁目 1-74
79	落合集会所	槇島町落合 97-7
80	槇島十一集会所	槇島町十一 113-16
81	西目川集会所	槇島町落合 230
82	下村集会所	槇島町大幡 48-4
83	東目川集会所	槇島町清水 17-1
84	紫ケ丘集会所	槇島町南落合 56-20
85	槇島集会所	槇島町北内 24-2
86	槇島三軒家集会所	槇島町一ノ坪 158
87	吹前集会所	槇島町吹前 37
88	西小倉集会所	小倉町南堀池 52-3
89	蓮池中集会所	小倉町蓮池 151-25
90	西山集会所	小倉町西山 19-12
91	堀池集会所	小倉町堀池 39-42
92	蓮池集会所	小倉町蓮池 102-12
93	老ノ木集会所	小倉町老ノ木 53-4

	施設名	所在地
94	西浦東集会所(民間)	小倉町西浦 26-14
95	南小倉集会所	小倉町南浦 71-138
96	南堀池集会所	小倉町南堀池 85-7
97	春日森集会所	小倉町春日森 44-3
98	中畑集会所	小倉町中畑 49-3
99	東堀池集会所	小倉町堀池 23-18
100	開集会所	開町 63-4
101	砂田集会所	伊勢田町砂田 6-132
102	名木集会所	伊勢田町名木一丁目 1-280
103	中ノ田集会所	伊勢田町中ノ田 37-178
104	名木西集会所	伊勢田町名木二丁目 1-59
105	南遊田集会所	伊勢田町南遊田 13-13
106	伊勢田北集会所	伊勢田町若林 21-3
107	伊勢田南集会所	伊勢田町南山 42-16
108	伊勢田集会所	伊勢田町毛語 60
109	砂田北集会所	伊勢田町砂田 40-6
110	安田町集会所	安田町大納言 1
111	緑ケ原集会所	広野町新成田 26-1
112	広野集会所	広野町丸山 1-1
113	奥広野集会所	広野町尖山 2-21
114	広野丸山集会所	広野町丸山 52-11
115	南広野集会所	広野町寺山 45-15
116	小根尾集会所	広野町小根尾 138-227
117	広野三軒家集会所	広野町大開 177-3
118	広野宮谷集会所	広野町宮谷 106-8
119	広野寺山集会所	広野町寺山 58-118
120	北広野集会所	広野町桐生谷 46-59
121	大開集会所	広野町大開 51-4
122	大開西集会所	広野町大開 9-129
123	西広野集会所	広野町西裏 50-3
124	尖山集会所	広野町尖山 4-657
125	広野友が丘東集会所	広野町尖山 34-1
126	広野成田集会所	広野町成田 1-48
127	寺山台集会所	寺山台二丁目 10-1
128	西大久保集会所	大久保町旦椋 28-3
129	南大久保集会所	大久保町上ノ山 53-53
130	平盛集会所	大久保町平盛 15-14
131	クロス	小倉町西山 44

資料1－3 道路の現況

令和6年4月1日現在

区分		実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率
計（林道除く）		668,421	573,573	86%
国道２４号		4,796	4,796	100%
京滋バイパス		10,200	10,200	100%
府道	京都府管理分	43,762	43,762	100%
	京都市管理分（醍醐大津線）	5,821	4,422	76%
市道		604,233	511,031	85%
林道		21,258	不明	不明

資料１－４　市内における国宝、重要文化財等及び市指定文化財一覧表

令和３年1月1日現在

種類		有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	選定保存技術	文化財環境保全地区（決定）	合計
		建造物	美術工芸品																	
			絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物					
国	国宝	3	1	3	2	－	－	－	－	1	－	－	4	2	－	1		－		56
	重文	11	4	19	2	1	1	－	1											
府	指定	11	－	3	1	－	2	3	－	－	－	1	1	4	－	－		－	2	111
	登録	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－					
	暫定	13	44	－	－	14	5	2	－	－	2	－	－	－	－					
市	指定	4	3	34	2	3	－	3	2	1	－	1	2	－	1	－	－	－		56

所有者/管理団体（50音順）	区分	種類	指定年月日	名称	員数	時代
縣神社	府	建造物（暫）	平30.3.23	縣神社本殿	1棟	
		建造物（暫）		縣神社客殿（旧拝殿）	1棟	
		建造物（暫）		縣神社末社稲荷社	1棟	
旦椋神社	府	建造物（登）	昭60.5.15	旦椋神社本殿	1棟	江戸
安養寺	市	彫刻	平6.3.28	木造地蔵菩薩立像	1軀	平安末～鎌倉初
		彫刻	平16.3.26	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安
厳島神社	市	建造物	平17.3.28	厳島神社本殿	1棟	江戸
宇治上神社	国宝	建造物	明35.4.17	宇治上神社本殿	1棟	平安（後期）
		建造物	明35.7.31	宇治上神社拝殿	1棟	鎌倉（前期）
	重文	建造物	明45.2.8	宇治上神社摂社春日神社本殿	1棟	鎌倉（後期）
		絵画	昭52.6.11	本殿扉絵（板絵著色） 童子像（第一殿）２面、随身像（第三殿）２面	4面	平安
	府	建造物（暫）	平30.3.23	宇治上神社末社厳島社	1棟	
		建造物（暫）		宇治上神社末社香椎宮	1棟	
		建造物（暫）		宇治上神社末社武本稲荷社	1棟	
		古文書（暫）		宇治上神社文書	1,060点	
宇治市を含む地元	市	彫刻	昭48.3.30	石造聖観音菩薩坐像（東屋観音）	1軀	鎌倉
		彫刻		線刻阿弥陀三尊仏（かげろう石）	1基	平安
		考古資料		伊勢田塚陶棺	1基	6世紀後半~7世紀前半
宇治市	国	史跡	昭61.6.9	隼上り瓦窯跡	2,066.00㎡	飛鳥（7世紀前半）
		史跡	平21.7.23 平28.10.3	宇治川太閤堤跡	22,584.08㎡ 1,099.40㎡	江戸
		重要文化的景観	平21.2.12	宇治の文化的景観	228.5ha	
		史跡	平30.10.15	宇治古墳群	25,596.00㎡	
		名勝	平30.10.15	宇治山	257,134.90㎡	
	府	考古資料	平6.2.18	二子山古墳出土品	一括	古墳（5世紀中頃～後半）
		考古資料	平21.3.24	白川金色院跡経塚遺物	61点	平安・室町
		考古資料（暫）	平29.12.27	善法古墓出土品	一括	
		有形民俗（暫）		宇治の製茶関連用具	348点	
	市	考古資料	昭61.4.25	隼上り瓦窯出土遺物	一括	７世紀前半
		考古資料	平6.3.28	瓦塚古墳出土遺物	一括	５世紀後半
		史跡	平9.3.25	庵寺山古墳		４世紀後半
		史跡	平24.3.27	西山古墳		6世紀後半~7世紀前半

		工芸品	平 4.3.31	宇治橋銅擬宝珠	1 口	江戸
		歴史資料	平元.3.31	宇治郷総絵図	1 鋪	江戸
宇治神社	重文	建造物	明 35.7.31	宇治神社本殿	1 棟	鎌倉（後期）
		彫刻	明 36.4.15	木造菟道稚郎子命坐像	1 軀	平安
	府	建造物	平 30.3.23	宇治神社末社春日社本殿	1 棟	室町
		建造物（暫）	平 30.3.23	宇治神社拝殿	1 棟	
		建造物（暫）		宇治神社末社日吉社	1 棟	
		建造物（暫）		宇治神社末社住吉社	1 棟	
	市	彫刻	昭 47.3.1	白色尉面（雪掻きの面）	1 面	桃山
		彫刻	昭 63.3.31	木造狛犬	2 軀（1 対）	鎌倉
宇治茶製法技術保存協会	市	無形(工芸技術)	昭 61.4.25	宇治茶手もみ製法		
恵心院	府	建造物	平 25.3.19	恵心院本堂	1 棟	江戸
	市	彫刻	平 3.3.30	木造十一面観音立像	1 軀	平安
円福寺	市	彫刻	平元.3.31	銅造釈迦誕生仏像	1 軀	奈良
下居神社	府	建造物（登）	昭 59.4.14	下居神社本殿	1 棟	江戸
		環境保全地区	昭 59.4.14	下居神社文化財環境保全地区		
	市	彫刻	平 18.9.12	木造男神坐像	1 軀	鎌倉
				木造女神坐像	2 軀	鎌倉
金子重男	市	天然記念物	平 4.3.31	金子邸のかや	1 本	
願行寺	市	彫刻	平元.3.31	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉
		彫刻	平 5.3.31	石造不動明王坐像	1 軀	平安
上林春松	府	名勝	平 29.3.17	上林春松家庭園		大正
		古文書（暫）	平 31.2.1	上林春松家文書	961 点	
京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議	府	無形民俗	平 20.3.21	宇治茶手もみ製茶技術		
京都府茶業会議所	府	有形民俗（暫）	平 30.3.23	宇治の製茶図	4 点	
清瀧宮（東）	府	建造物	平 30.3.23	清滝宮本殿	1 棟	江戸
清瀧宮（西）		建造物		清滝宮本殿	1 棟	江戸
	市	彫刻	平 2.3.30	木造男神坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造男神坐像（両脚部欠）	1 軀	鎌倉
興聖寺	府	名勝	昭 61.4.15	興聖寺庭園及び琴坂		江戸（中期）
		環境保全地区	平 7.3.14	興聖寺文化財環境保全地区		
		絵画（暫）	平 29.9.29	紙本著色十界図　六曲屏風　右隻	1 隻	
		絵画（暫）		紙本著色十界図　六曲屏風　左隻	1 隻	
		絵画（暫）		絹本著色釈迦三尊十六善神像	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色釈迦三尊十六羅漢像	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　賓度羅跋羅惰闍尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　迦諾迦伐蹉尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　迦諾跋釐堕闍尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　蘇賓陀尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　諾距羅尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　跋陀羅尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　迦理迦尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　伐闍羅尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　戎博伽尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　半諾迦尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　羅怙羅尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　那伽犀那尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　因揭陀尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　伐那波斯尊者	1 幅	

		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　阿氏多尊者	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十六羅漢像　注荼半諾迦尊者	1 幅	
	市	建造物	平 4.3.31	興聖寺伽藍 本堂、僧堂、庫裏、衆寮、浴室、楼門、薬医門（中雀門）、鐘楼、天竺殿、開山堂、知祠堂、秋葉大権現	12 棟	江戸
		絵画	昭 53.3.25	絹本着色釈迦三尊十六羅漢像	1 幅	南北朝
		彫刻	昭 47.3.1	木造聖観音立像	1 軀	平安
		工芸品	平 4.3.31	梵鐘	1 口	江戸
個人	府	古文書（暫）	平 30.3.23	上林三入家文書	947 点	
個人	府	古文書（暫）	平 30.3.23	上林味卜家文書	1,462 点	
許波多神社（五ケ庄）	重文	建造物	明 39.4.14	許波多神社本殿	1 棟	室町
		工芸品	平 10.6.30	鉄宝相華孔雀銅象嵌半舌鐙	1 双	平安
	府	彫刻	昭 61.4.15	木造男神坐像 1　木造女神坐像 1	2 軀	鎌倉
許波多神社（木幡）	府	建造物（暫）	平 30.3.23	許波多神社本殿	1 棟	
	府	建造物（暫）		許波多神社田中神社本殿	1 棟	
最勝院	市	歴史資料	平 3.3.30	平等院境内古図	2 幅	江戸
西導寺	重文	彫刻	明 42.9.22	木造薬師如来坐像	1 軀	平安
		彫刻	明 43.4.20	木造毘沙門天立像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 63.3.31	木造毘沙門天立像	1 軀	平安
獅子林院	府	建造物	平 4.4.14	獅子林院開山塔	1 棟	江戸
地蔵院	重文	彫刻	明 42.4.5	板彫両界曼荼羅	2 面	平安
		彫刻		銅造阿閦如来立像	1 軀	平安
		彫刻		銅造阿弥陀如来及脇侍像（一座）	2 軀	奈良
		彫刻		銅造釈迦如来坐像	1 軀	平安
		彫刻		銅造大威徳明王像	1 軀	平安
		彫刻		木造観世音菩薩坐像	1 軀	平安
		彫刻	明 45.2.8	木造阿弥陀如来立像	1 軀	平安
	府	工芸品	昭 58.4.15	梵鐘	1 口	南北朝
		古文書	平元.4.14	金色院御堂再興勧進状	1 巻	室町
	市	書跡・典籍	昭 45.10.28	大般若経	563 巻	平安～江戸
		書跡・典籍		紺紙金泥法華経	8 巻	平安
十八神社	重文	建造物	大 12.3.28	十八神社本殿	1 棟	室町
正覚院	府	彫刻	平 14.3.26	木造毘沙門天立像	1 軀	鎌倉
	市	彫刻	平 7.3.29	木造聖観音菩薩立像	1 軀	平安
松殿山荘	重文	建造物	平 29.11.28	松殿山荘 本館、北蔵、南蔵、連斎、撫松庵、春秋亭、樅松庵、聖賢堂、仙霊学舎、修礼講堂及び事務所、宝庫、大門	12 棟	大正～昭和
浄土院	重文	建造物	昭 2.4.25	浄土院養林庵書院	1 棟	江戸（中期）
	府	古文書	平元.4.14	平等院修造勧進状	1 巻	室町
				平等院旧起	1 巻	江戸
		名勝	昭 63.4.15	養林庵書院庭園		江戸（前期）
	市	建造物	平 5.3.31	浄土院羅漢堂	1 棟	江戸
		絵画	昭 51.3.31	養林庵書院障壁画	13 面	江戸
		彫刻	昭 47.3.1	木造帝釈天立像	1 軀	平安
		彫刻	平元.3.31	木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉～南北朝
		書跡・典籍	平 2.3.30	和漢朗詠集巻下断簡（平等院切）（禁中・古京）	1 幅	平安
称名寺	重文	工芸品	昭 51.6.5	梵鐘	1 口	鎌倉
	市	彫刻	平 5.3.31	木造釈迦如来坐像	1 軀	平安
神明神社	府	建造物（暫）	平 30.3.23	神明神社内宮	1 棟	
		建造物（暫）		神明神社外宮	1 棟	
炭山八幡宮	市	建造物	平 3.3.30	八幡宮本殿	1 棟	江戸

誓澄寺	市	彫刻	平 3.3.30	木造観音菩薩立像	1 軀	平安
		彫刻		木造阿弥陀如来立像	1 軀	平安
蔵林寺	市	彫刻	昭 53.3.25	木造薬師如来坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造毘沙門天立像	1 軀	平安
		彫刻		木造地蔵菩薩立像	1 軀	平安
大幣座	市	無形民俗	平 24.3.27	大幣神事		
天真院	府	建造物	平 4.4.14	天真院 客殿、表門、経蔵	3 棟	江戸
中村藤吉	府	名勝	平 29.3.17	中村藤吉家庭園		大正
能化院	重文	彫刻	明 43.4.20	木造地蔵菩薩坐像	1 軀	平安
白山神社	重文	建造物	明 43.8.29	白山神社拝殿	1 棟	鎌倉
		彫刻	明 42.4.5	木造伊邪那美尊坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造十一面観音立像	1 軀	平安
平等院	国宝	建造物	明 30.12.28	平等院鳳凰堂 中堂 1 棟、両翼廊 2 棟、尾廊 1 棟	4 棟	平安
		絵画	昭 47.5.30	鳳凰堂中堂壁扉画（板絵著色） 九品来迎図 11 面、日想観図 2 面、本尊後壁画 1 面	14 面	平安
		彫刻	昭 26.6.9	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
		彫刻	昭 30.6.22	木造雲中供養菩薩像	52 軀	平安
		彫刻	昭 31.6.28	木造天蓋	1 具	平安
		工芸品	昭 27.3.29	梵鐘	1 口	平安
		工芸品	昭 48.6.6	金銅鳳凰	1 対	平安
	国	史跡・名勝	大 11.3.8	平等院庭園	20,232.30㎡	
	重文	建造物	明 35.4.17	平等院観音堂	1 棟	鎌倉（前期）
		彫刻	明 33.4.7	木造十一面観音立像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 51.3.31	木造地蔵菩薩立像	1 軀	平安
		彫刻		木造不動明王立像及二童子像	3 軀	平安
宝壽寺	市	彫刻	昭 63.3.31	木造菩薩形坐像	1 軀	平安
放生院	重文	建造物	昭 28.3.31	浮島十三重塔	1 基	鎌倉
		彫刻	明 44.8.9	木造地蔵菩薩立像	1 軀	鎌倉
		彫刻		木造不動明王立像	1 軀	平安
		古文書	昭 40.5.29	宇治橋断碑	1 基	飛鳥
	府	考古資料	平 15.3.14	浮島十三重塔納置品	一括	平安～室町
宝蔵院	重文	歴史資料	昭 32.2.19	鉄眼版一切経版木	48,275 枚	江戸
	府	建造物	平 4.4.14	宝蔵院開山塔	1 棟	江戸
萬壽院	府	建造物	昭 58.4.15 平 4.4.14	萬壽院 客殿、開山堂 庫裏、表門	4 棟	江戸
萬松院	府	建造物	平 4.4.14	萬松院開山堂	1 棟	江戸
萬福寺	重文	建造物	大 2.4.14 平元.5.19	萬福寺 大雄宝殿、法堂、天王殿、斎堂、禅堂、伽藍堂、祖師堂、鐘楼、鼓楼、三門、総門、東方丈、西方丈 祠堂、大庫裏、威徳殿	16 棟	江戸
		建造物	昭 40.5.29 平元.5.19	萬福寺松隠堂 開山堂、通玄門、寿蔵、舎利殿 客殿、庫裏、侍真寮	7 棟	江戸
		絵画	明 40.5.27	紙本著色隠元和尚像	1 幅	江戸
		絵画	昭 3.4.4	紙本淡彩 西湖図 4 幅、西湖図 4 幅、虎渓三笑図 8 幅 五百羅漢図 8 幅、瀑布図 4 幅、波涛図 1 幅	6 点	江戸
		絵画	昭 52.6.11	絖本淡彩観音図　陳賢筆	1 帖	江戸
		書跡・典籍	昭 34.12.18	黄檗山木額 40 面、柱聯 44 対 榜牌 13 面、同下書 14 幅		江戸
	府	史跡	昭 60.5.15	萬福寺境内		江戸

		絵画（暫）	平 29.12.27	絹本著色費隠通容像　張琦筆　崇禎壬午年六月の自賛がある	1 幅	
		絵画（暫）		紙本著色隠元隆琦像　楊道真筆慧門如沛の賛がある	1 幅	
		書跡・典籍(暫)	平 30.3.23	黄檗開山塔院旧蔵書（隠元隆琦手沢本）	585 点	
		書跡・典籍(暫)		鉄眼版一切経（黄檗開山塔院旧蔵）	1,034 冊	
		書跡・典籍(暫)		費隠通容墨跡　源流　与隠元隆琦	1 巻	
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦他墨跡　黄檗山萬福寺進山法語	1 巻	
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦他墨跡　黄檗山開堂法語	1 巻	
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦他墨跡　諸和尚西域木謝偈/唐木寄進状	1 巻	
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦墨跡　八十自祝偈	1 幅	
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦他墨跡　雪中煮茶詩巻	1 幅	
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦墨跡　示諸法子孫偈	1 幅	
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦墨跡　示元瑤尼偈	1 幅	
		書跡・典籍(暫)		隠元隆琦墨跡　遺偈	1 幅	
		書跡・典籍(暫)	平 31.2.1	隠元隆琦墨跡　大殿楽成偈	1 幅	
		書跡・典籍(暫)		木庵性瑫墨跡　大雄宝殿楽成上堂巻	1 巻	
		書跡・典籍(暫)		木庵性瑫他墨跡　諸師舎利賛和韻	1 巻	
		古文書（暫）	平 30.3.23	印章　隠元隆琦所用	10 顆	
		考古資料（暫）	平 29.12.27	萬福寺松隠堂庫裏出土品	一括	
三室戸寺	重文	彫刻	明 42.4.5	木造阿弥陀如来及両脇侍坐像	3 軀	平安
		彫刻		木造釈迦如来立像	1 軀	鎌倉
		彫刻		木造毘沙門天立像	1 軀	平安
	府	建造物	平 2.4.17	三室戸寺 本堂、三重塔、旧本堂蟇股	1 棟 1 基	江戸・室町
		建造物（登）		三室戸寺 阿弥陀堂、鐘楼	2 棟	江戸
		絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色乾闥婆像	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色朝熊山曼荼羅図	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色如意輪観音像	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色大威徳明王像	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色両界曼荼羅図　金剛界	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色両界曼荼羅図　胎蔵界	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色宝楼閣曼荼羅図	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色尊星王像	1 幅	
		絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像　帝釈天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　火天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　焔魔天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　羅刹天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　水天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　風天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　毘沙門天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　伊舎那天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　梵天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　地天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　日天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色十二天像　月天	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色両界曼荼羅図　胎蔵界	1 幅	
		絵画（暫）		絹本著色両界曼荼羅図　金剛界	1 幅	
	市	絵画	昭 53.3.25	絹本着色如意輪観音像	1 幅	鎌倉
妙光寺	府	彫刻	昭 62.4.15	木造薬師如来坐像	1 軀	鎌倉
	市	彫刻	昭 54.3.23	木造薬師如来坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
		彫刻		木造薬師如来立像	1 軀	平安

		彫刻		木造十一面観音立像	1 軀	平安
村山明	国	重要無形（木竹工）	平 15.7.10	木工芸		
来迎寺	市	彫刻	平 4.3.31	木造阿弥陀如来立像	1 軀	平安
龍興院	府	建造物	平 4.4.14	龍興院開山堂	1 棟	江戸

資料1－5 防災行政無線、消防防災無線の各通信設備の一覧表

令和７年３月３１日現在

1. 防災行政無線の配置現況

呼出番号	名称
100	統制台
110	秘書広報課
120	消防本部

半固定局

呼出番号	名称
201	菟道小学校
202	菟道第二小学校
203	神明小学校
204	槇島小学校
205	北槇島小学校
206	小倉小学校
207	伊勢田小学校
208	西小倉小学校
209	北小倉小学校
210	南小倉小学校
211	大久保小学校
212	大開小学校
213	西大久保小学校
214	平盛小学校
215	宇治小学校
216	三室戸小学校
217	南部小学校
218	岡屋小学校
219	木幡小学校
220	御蔵山小学校
221	笠取小学校
222	笠取第二小学校
231	宇治中学校
232	北宇治中学校
233	槇島中学校
234	西小倉中学校
235	西宇治中学校
236	南宇治中学校
237	広野中学校
238	東宇治中学校
239	木幡中学校
241	神明幼稚園
242	木幡幼稚園
251	中央公民館
252	お茶と宇治のまち歴史公園
253	木幡公民館
254	小倉公民館
255	広野公民館
888	FMうじ

半固定局

呼出番号	名称
261	源氏物語ミュージアム
271	善法青少年センター
281	アクトパル宇治
301	西小倉コミュニティセンター
302	東宇治コミュニティセンター
303	南宇治コミュニティセンター
304	槇島コミュニティセンター
311	菟道ふれあいセンター
312	うじ安心館に保管中
321	志津川集会所
322	白川集会所
331	産業振興センター
341	コミュニティワークこはた館
342	コミュニティワークうじ館
351	ゆめりあうじ
361	(財)宇治市霊園公社
362	(財)宇治廃棄物処理公社
363	クリーンパーク折居
401	総合福祉会館
402	木幡保育所
421	黄檗体育館（黄檗公園）
422	西宇治体育館（西宇治公園）
423	宇治市植物公園
431	東宇治浄化センター
451	水道部配水課
501	宇治市消防本部指令室
502	宇治市中消防署
503	宇治市西消防署
504	宇治市東消防署
505	宇治市中消防署槇島消防分署
506	宇治市西消防署伊勢田救急出張所
601	京都府山城広域振興局
602	京都府宇治警察署
603	国土交通省天ヶ瀬ダム管理支所
604	陸上自衛隊大久保駐屯地
605	陸上自衛隊関西補給処
606	宇治郵便局
607	巨椋池土地改良区
611	京都府立山城総合運動公園
612	東宇治高等学校
613	菟道高等学校
614	城南菱創高等学校
615	立命館宇治高等学校
616	宇治支援学校

携帯局

呼出番号	名称
801	災害対策本部1
802	災害対策本部2
803	災害対策本部3
804	山間地上炭山
805	山間地西笠取
806	山間地東笠取
807	山間地下炭山
808	山間地二尾
809	山間地池尾
811	笠取地区班
812	炭山分班
813	御蔵山地区班
814	木幡小地区班
815	岡屋小地区班
816	宇治小地区班
817	南部小地区班
818	菟道小地区班
819	白川分班
820	菟二小地区班
821	神明小地区班
822	槇島小地区班
823	小倉小地区班
824	西小倉地区班
825	北小倉地区班
826	伊勢田地区班
827	大久保地区班
828	西大久保地区
829	三室戸地区班
830	志津川分班
831	大開小地区班
832	北槇島地区班
833	南小倉地区班
834	平盛小地区班
851	本団1
852	本団2
853	本団3
854	本団4
855	本団5
856	宇治分団1
857	宇治分団2
858	宇治分団3
859	槇島分団1
860	槇島分団2
861	槇島分団3
862	小倉分団1
863	小倉分団2
864	小倉分団3
865	大久保分団1
866	大久保分団2
867	大久保分団3
868	東宇治分団1
869	東宇治分団2
870	東宇治分団3
871	東宇治分団4
872	東宇治分団5

車携帯局

901	市長車
902	副市長車
903	教育長車
904	機動修理班1
905	機動修理班2
906	維持課軽四1
907	維持課軽四2
908	水道車両1
909	水道車両2
910	水道車両3
911	水道車両4
912	水道車両5
913	水道車両6
914	水道車両7
915	水道車両8
916	水道車両9
917	水道車両10

半固定局 82局
携帯局 55局
車載局 17局
合計 154局

グループ呼出

番号	グループ名称
#00	全局一括
#01	市・一括
#02	市・携帯一括
#03	市・車載一括
#04	半固定一括
#05	本部携帯一括
#06	地区班一括
#07	秘書車両一括
#08	市民環境部
#09	コミセン一括
#10	ふれあい一括
#11	集会所一括
#12	ＣＷ一括
#13	健康福祉部
#14	維持課車両
#15	都市整備部
#16	公園一括
#17	上下水道部一括
#18	水道車両一括
#19	教育部一括
#20	小中学校一括
#21	小学校一括
#22	中学校一括
#23	幼稚園一括
#24	公民館一括
#25	消防本部一括
#26	中署・槇島
#27	西署・伊勢田
#28	消防・消防団
#29	消防団一括
#30	本団一括
#31	宇治分団一括
#32	槇島分団一括
#33	小倉分団一括
#34	大久保分団
#35	東宇治分団
#36	防災会議一括
#37	自衛隊一括
#38	高等学校一括
#39	府立高校一括
#40	公社等一括
#41	山間地一括
#99	全国共通Ｇ

2. 消防無線の配置状況

（1）基地局

呼出名称	所　管	無線局の種別	出力	常置場所
宇治消本部	宇治市消防本部	基地局	10W	（送受信所） 宇治市役所構内 （通信所） 宇治市消防本部構内
宇治消宇治トンネル	〃	〃	20W	（送受信所） 京滋バイパス宇治トンネル 地下換気所構内 （第1通信所） 宇治トンネル東坑口 （第2通信所） 宇治トンネル西坑口

(2) 移動局(車載)

呼出名称	所　管	無線局の種別	出力	常置車両
宇治消指令1	消防本部	移動局	5W	指令車
宇治消指令2	〃	〃	〃	
宇治消指揮1	〃	〃	〃	指揮指令車
宇治消指揮2	〃	〃	〃	
宇治消5	中消防署	〃	〃	化学消防ポンプ自動車
宇治消中2	〃	〃	〃	消防ポンプ自動車
宇治消中3	〃	〃	〃	小型水槽付消防ポンプ自動車
宇治消中7	〃	〃	〃	水防資機材搬送車
宇治消中救急1	〃	〃	〃	高規格救急車
宇治消中指令1	〃	〃	〃	指令車
宇治消中指令2	〃	〃	〃	
宇治消西5	〃	〃	〃	化学消防ポンプ自動車
宇治消槇2	槇島消防分署	〃	〃	消防ポンプ自動車
宇治消槇3	〃	〃	〃	小型水槽付消防ポンプ自動車
宇治消槇舟艇1	〃	〃	〃	舟艇搬送車
宇治消槇救急1	〃	〃	〃	高規格救急車
宇治消支援1	〃	〃	〃	高度救助資機材搬送車
宇治消西3	西消防署	〃	〃	小型水槽付消防ポンプ自動車
宇治消西8	〃	〃	〃	はしご付消防自動車
宇治消西救助1	〃	〃	〃	救助工作車
宇治消西救助2	〃	〃	〃	救助工作車
宇治消西救急1	〃	〃	〃	高規格救急車
宇治消西指令1	〃	〃	〃	指令車
宇治消伊勢田救急1	伊勢田救急出張所	〃	〃	高規格救急車
宇治消救急1	〃	〃	〃	〃
宇治消槇7	〃	〃	〃	水防資機材搬送車
宇治消2	東消防署	〃	〃	消防ポンプ自動車
宇治消東2	〃	〃	〃	〃
宇治消東1	〃	〃	〃	水槽付消防ポンプ自動車
宇治消東7	〃	〃	〃	水防資機材搬送車
宇治消東8	〃	〃	〃	はしご付消防自動車
宇治消東救急1	〃	〃	〃	高規格救急車
宇治消東指令1	〃	〃	〃	指令車

（3）移動局（携帯）

呼出名称	所　管	無線局の種別	出力	常置場所（部隊名）
宇治消31	消防本部	移動局	5W	消防本部
宇治消32	〃	〃	〃	〃
宇治消41	〃	〃	〃	〃
宇治消51	〃	〃	〃	〃
宇治消指揮31	〃	〃	〃	本部指揮隊
宇治消指揮32	〃	〃	〃	〃
宇治消指揮33	〃	〃	〃	〃
宇治消指揮34	〃	〃	〃	〃
宇治消中21	中消防署	〃	〃	中消防隊
宇治消中22	〃	〃	〃	〃
宇治消中23	〃	〃	〃	〃
宇治消中24	〃	〃	〃	〃
宇治消中41	〃	〃	〃	中消防署
宇治消中90	〃	〃	〃	中救急隊
宇治消槇21	槇島消防分署	〃	〃	槇島消防隊
宇治消槇22	〃	〃	〃	〃
宇治消槇23	〃	〃	〃	〃
宇治消槇24	〃	〃	〃	〃
宇治消槇90	〃	〃	〃	槇島救急隊
宇治消西11	西消防署	〃	〃	西救助隊
宇治消西12	〃	〃	〃	〃
宇治消西13	〃	〃	〃	〃
宇治消西14	〃	〃	〃	〃
宇治消西21	〃	〃	〃	〃
宇治消西22	〃	〃	〃	〃
宇治消西23	〃	〃	〃	〃
宇治消西24	〃	〃	〃	〃
宇治消西41	〃	〃	〃	西消防署
宇治消西90	〃	〃	〃	西救急隊
宇治消伊勢田90	伊勢田救急出張所	〃	〃	伊勢田救急隊
宇治消東21	東消防署	〃	〃	東消防隊
宇治消東22	〃	〃	〃	〃
宇治消東23	〃	〃	〃	〃
宇治消東24	〃	〃	〃	〃
宇治消東25	〃	〃	〃	〃
宇治消東26	〃	〃	〃	〃
宇治消東41	〃	〃	〃	東消防署
宇治消東90	〃	〃	〃	東救急隊

（4）移動局（車載携帯）

呼出名称	所　管	無線局の種別	出力	常置車両
宇治消6	消防本部	移動局	5W	人員搬送車
宇治消10	〃	〃	〃	査察車
宇治消中10	中消防署	〃	〃	査察広報車
宇治消槇10	槇島消防分署	〃	〃	〃
宇治消西10	西消防署	〃	〃	〃
宇治消伊勢田10	伊勢田救急出張所	〃	〃	〃
宇治消東10	東消防署	〃	〃	指令広報車

資料1－6 市内の医療施設一覧

（1）病院　　令和７年４月１日現在

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	病床数						備考
				総数	精神	結核	一般	療養	感染症	
京都府立洛南病院	五ケ庄広岡谷2	32-5900	精・内	256	256					
宇治武田病院	宇治里尻36-26	25-2500	内・小・外・眼・耳・ﾘﾊ・歯・放・麻・肛外・消内・ア・ﾘｳ・口・循内・神内・皮・泌・腎内・糖内・内分泌内科・呼外・脳内・脳外・形外・整外	177			177			救急告示病院
社会福祉法人あじろぎ会宇治病院	五ケ庄芝ノ東54-2	32-6000	内・消内・外・整・産婦・ﾘﾊ・眼・麻・循内・呼内・泌・糖内・乳外・放・整外・婦・脳内	253			140	113		救急告示病院
医療法人社団一心会　都倉病院	宇治山本27	22-4521	内・小・外・整・産婦・皮・整内・形外	55			35	20		救急告示病院
医療法人　栄仁会宇治おうばく病院	五ケ庄三番割32-1	32-8111	内・精・脳内・ﾘﾊ・心内	453	395		0	58		
医療法人仁心会宇治川病院	小倉町老ノ木31	22-1335	内・外・整外・眼・皮・泌・脳外・耳・精・心内・ﾘﾊ・麻	179			179			救急告示病院
医療法人徳洲会宇治徳洲会病院	槇島町石橋145	20-1111	内・呼内・呼外・消内・消外・心臓血管内科（循環器）・脳内・神内・外・整外・脳外・産婦・眼・耳・皮・泌・放・麻・肛外・ﾘﾊ・口・心外・形外・小外・乳外・人工透析内科・ペインクリニック・疼痛緩和外科・糖尿病内分泌内科・病理診断科・救急科・放診・放治・緩和ケア内科・内視鏡外・頭頸外・血液内	479			473		6	地域災害拠点病院 救急告示病院
医療法人長安会中村病院	大久保町平盛91-8	44-8111	内・胃・外・整外・脳外・小	103				103		
医療法人せいふう会宇治脳卒中リハビリテーション病院	大久保町井ノ尻43-1	48-2110	内・リハ	88			88			
医療法人和松会六地蔵総合病院	六地蔵奈良町9	33-1717	内・外・整外・脳外・泌・ﾘﾊ・麻・小・眼・耳・皮・放・循内・呼内・消内・消外・肛外・形外	199			199	0		救急告示病院
合　　計				2,148	651	0	1,203	294		

（2）診療所等　　令和６年４月１日現在

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	病床数				備　考
				総数	精	結	一般	
社会福祉法人宇治明星園伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム診療所	伊勢田町若林 41、42	41-1300	内、外					
医療法人　曽我産婦人科	伊勢田町大谷 61-22	20-0006	産婦	9			9	
医療法人千照会千原眼科医院	伊勢田町南山 50-1	45-2060	眼	10			10	
おやいづ医院	伊勢田町南山 52-6	41-6013	内・小・呼					
医療法人　浅妻医院	伊勢田町名木3丁目 1-30	44-0888	ア・小・外・呼					
こうのクリニック	伊勢田町名木2丁目 1-181	66-1180	内・皮					
古川整形外科医院	宇治壱番 10-8 ベルメゾン F	20-5575	ﾘｳ・整外・ﾘﾊ・主たる科目　整形外科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科					
やぎ小児科医院	宇治壱番 132-4 谷口ﾋﾞﾙ 2F	23-8104	小					
村澤医院	宇治壱番 134-1 宇治荒川ﾋﾞﾙ 2FC 号	21-1731	内・胃・循					
医療法人社団　服部医院	宇治壱番 68	22-1111	内					
宇治市休日急病診療所	宇治下居 13-2	39-9430 22-4630	内・小・歯					休日、年末年始のみ
やまもと医院	宇治下居 3-6	23-7974	皮・整外					
医療法人育栄会マキノ耳鼻咽喉科診療所	宇治戸ノ内 80-11	28-5239	耳					
京都府山城北保健所	宇治市宇治若森 7-6	21-2191	内					
大西眼科医院	宇治弐番 1 一ノ坂ﾋﾞﾙ 1F	21-3773	眼					
宇田医院	宇治弐番 48-1	23-2166	小・整外・ﾘﾊ					
医療法人糖心会べっぷ内科クリニック	宇治半白 12-3	66-1024	内・循内・腎内・糖内					
医療法人　松井整形外科医院	宇治半白 19-10	23-2055	ﾘｳ・整外・ﾘﾊ					
ひろかわクリニック	宇治妙楽 24-1 ミツダビル 4F	22-3341	神内・精					
増井医院	宇治妙楽 39	21-2063	内・小・放・消・循					
田中診療所	宇治妙楽 44	21-2253	内・胃内・放・胃					
社会福祉法人京都悠仁福祉会京都認知症総合センタークリニック	宇治里尻 36-35	25-1110	内・脳神内					

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	病床数				備　考
				総数	精	結	一般	
※社会福祉法人京都悠仁福祉会特別養護老人ホームヴィラ鳳凰医務室	宇治里尻 36-35	25-2577	内					
おかもと心とからだのクリニック	大久保町久保 12　ﾙｰﾐﾈｽｶﾞｰﾃﾞﾝ 1F	39-7552	精・心療					
やましろ健康医療協同組合　あさくら診療所	大久保町山ノ内 19-1	46-5151	内・神内・ﾘﾊ・放・歯・矯歯・小歯					
上ノ山吉岡医院	大久保町上ノ山 21-1	43-4181	内・消					
医療法人　芝野耳鼻咽喉科	大久保町上ノ山 51-55	43-3387	耳					
石田皮ふ科	大久保町上ノ山 51-63	46-1241	皮					
多田クリニック	大久保町大竹 26-7	41-3022	精・心療					
ただ皮フ科クリニック	大久保町大竹 26-7	44-1448	皮・精・心療					
医療法人社団正裕会　まつだ在宅クリニック	大久保町旦椋 11-8 ｺﾊﾟﾝｼﾞｭｰﾇ 201 号	46-8039	内					
医療法人　小山内科医院	大久保町北ノ山 24-1　ﾎｸｭｰﾋﾞﾙ 4F	46-3211	内・小・放・消					
川北整形外科医院	大久保町北ノ山 24-1　ﾎｸｭｰﾋﾞﾙ 2F	44-8550	ﾘｳ・整外・ﾘﾊ					
医療法人　児玉眼科医院	小倉町久保 106-1 中村ﾋﾞﾙ 2F	23-3268	眼					
医療法人　鉢嶺医院	小倉町山際 1-3	20-0255	内・外・整外・ﾘﾊ					
医療法人社団英栄会　大嶋耳鼻咽喉科医院	小倉町神楽田 10-5	20-1234	ア・耳					
医療法人たなか医院	小倉町神楽田 16	66-2994	ア・小					
医療法人　松田整形外科医院	小倉町神楽田 38-13	21-4628	整外					
医療法人高嶋医院	小倉町西浦 5-13	23-5513	消内・皮・外・整外					
医療法人今林医院	小倉町西浦 88-39	21-4522	内・小・老年内科					
藤倉眼科医院	小倉町西浦 88-29 今井ﾋﾞﾙ 2F	20-1818	眼					
たいち整形外科・リハビリテーションクリニック	小倉町西浦 98	22-3300	整外・ﾘﾊ					
西尾医院	小倉町西畑 28-13	23-8511	内・外・整外・泌・胃・循・肛					
医療法人浩正會宮本医院	小倉町西畑 40-4	21-3934	内・皮・小・外・整外・胃・肛					
医療法人社団　完岡医院	小倉町西畑 41-21	21-2507	内・消内･胃内小・外・乳外･肛外・麻					

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	病床数				備　考
				総数	精	結	一般	
医療法人社団　岡田医院	小倉町天王 31-5	24-7755	内・放・消					
植田医院	小倉町南浦 18-122	21-6111	内・外・ﾘﾊ					
山村内科	小倉町南浦 28-3	28-4331	内					
医療法人社団　笹平診療所	小倉町南堀池 109	21-4523	内・皮・小・放・胃					
二宮内科医院	小倉町南堀池 8-5	28-3101	内					
※国立大学法人京都大学保健管理室宇治分室	五ケ庄	38-4381	内					
※陸上自衛隊宇治駐屯地医務室	五ケ庄官有地	31-8121	内・外・歯	3			3	
中田医院	五ケ庄戸ノ内 7-22	38-2477	内・ア・呼・循					
医療法人宝寿会藤井おうばく駅前内科クリニック	五ケ庄新開 11-29・18	33-2828	内・神内・ﾘﾊ					
ふじいキハダ診療所	五ケ庄新開 11	31-3111	内・神内					
橋本整形外科	五ケ庄新開 7-5	31-4511	整外・ﾘﾊ					
竹下眼科医院	五ケ庄西浦 17-2	33-5331	眼					
医療法人相幸会いちのはしクリニック	五ケ庄折坂 56-1	31-1115	内・救急					
藤井医院	五ケ庄梅林 46-5	31-8355	内					
今井内科クリニック	五ケ庄福角 49-4	31-5189	内・ア・消					
医療法人東香会中西整形外科クリニック	木幡熊小路 12-1	38-2559	ﾘｳ・整外・ﾘﾊ					
小山医院	木幡御蔵山 39-602	31-5455	内・小					
大石医院	木幡陣ノ内 20	31-8354	内・小・整外・ﾘﾊ・消内					
グリーン耳鼻咽喉科クリニック	木幡陣ノ内 55 2 階	31-8733	ア・耳					
医療法人こう内科クリニック	木幡西浦 35-1	32-1457	内・循内・腎内・透					
パナソニック宇治健康管理室	木幡西中 25	32-1111	内					
医療法人社団神野医院　ショートステイじんの医務室	木幡赤塚 20	31-4874	呼内・外					
医療法人　村田眼科	木幡大瀬戸 30-9	38-1919	眼					
大石木幡医院	木幡大瀬戸 46	33-0306	内・皮・小・外・整外・放・肛					
てらもとクリニック	木幡中村 29-106	31-3100	内・循内					
松崎小児科医院	木幡内畑 34-11 ﾕﾆﾊｲｼｮｯﾌﾟﾋﾞﾙ 2F	32-1390	小					
医療法人鳳凰会近藤診療所	木幡南山畑 37-5	33-3691	精・心療・神					

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	病床数				備　考
				総数	精	結	一般	
社会福祉法人あじろぎ会宇治あじろぎ在宅クリニック	木幡南端 34-1 サニークレスト 203 号	34-2031	内・神内・脳神経内科					
いそべ医院	木幡南端 48-10	32-0708	皮					
※京都医療少年院医務課診療所	木幡平尾 4	31-8101	内・皮・精・外・整外・泌・眼・耳・産婦・歯					
秋岡クリニック	木幡北山畑 19-30	31-8866	内・皮					
※社会福祉法人不動園 天ヶ瀬苑医務室	白川東山 15	23-0030	内					
※社会福祉法人 第二天ヶ瀬学園 診療所	白川東山 15	24-2011	内					
※社会福祉法人 不動園天ヶ瀬寮 医務室	白川東山 15	22-2000	内・整外					
※社会福祉法人 不動園診療所	白川東山 15	28-4555	内・精・外・整外					
※一般財団法人日本老人福祉財団 京都ゆうゆうの里 診療所	白川鍋倉山 14-1	28-1895	内・精・整外	9			9	
※社会福祉法人 宇治明星園白川診療所	白川鍋倉山 22-10	21-6055	内・精					
やえクリニック	神明宮東 14-1 宇治神明ビル 1F	20-2900	内・糖内					
とだ循環器内科クリニック	神明宮北 32	66-5418	内・循内					
※社会福祉法人長安会桃花苑診療所	神明石塚 39-62	23-8839	内・外・脳外・整外					
社会医療法人　岡本病院（財団）おかもとクリニック	神明石塚 54-18	45-4110	内・透					
※社会福祉法人宇治明星園 宇治明星園診療所	菟道岡谷 16-3	23-6922	内・皮・心療・外・肛					
原田内科医院	菟道丸山 38-11	23-5839	内・胃					
吉川眼科医院	菟道荒槇 1-63	24-2286	眼					
大石三室戸医院	菟道荒槇 28-3	24-0306	内・皮・小・外・放・肛					
あべじゅん婦人科	菟道荒槇 1-50	46-8639	小外・婦					
医療法人社団紘仁会　土井内科	菟道荒槇 1-54	24-1885	循内・糖内					
医療法人　こうどう小児科	菟道西隼上り 4-23	33-8886	ア・小・小児内分泌内科					
いしだ医院	菟道田中 32-6	20-7711	循内・皮					
原田医院	菟道東隼上り 5-38	33-3411	内・小・胃					
医療法人弥生会 上田診療所	菟道平町 17	22-7586	内・皮・小					

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	病床数				備　考
				総数	精	結	一般	
社会福祉法人マイクロ福祉会特別養護老人ホームまごころ園医務室	菟道藪里 11-3	28-5737	内・精					
※社会福祉法人あじろぎ会笠取ふれあい福祉センター医務室	西笠取下荘川西 7-2	075-573-2002	内					
中村医院	羽拍子町 56-22	41-6500	内・外・整外・ﾘﾊ・胃					
医療法人　こいずみ医院	羽拍子町 82-1	48-1240	皮・泌					
田林耳鼻咽喉科	羽拍子町 84-1 ボーン宇治 1 号館	48-2411	耳					
医療法人かどさか内科クリニック	平尾台 4 丁目 3-2	31-1077	内・消					
小児科いしはらクリニック	平尾台 4 丁目 5-2	38-1617	小					
医療法人千照会第２千原眼科医院	開町 1-6	46-1888	眼					
かわもと整形外科クリニック	開町 1 北尾ビル 1 階	43-4533	ﾘｳ・整・ﾘﾊ					
医療法人徳岡医院	広野町寺山 17-20	43-8952	内・消内・小・循					
医療法人　才田小児科医院	広野町寺山台 1 丁目 9-2	48-3112	小					
一般財団法人　京都工場保健会宇治健診クリニック	広野町成田 1-7	48-1270	内					
みずはらクリニック	広野町西裏 1-16 サンマルシェ大久保内	48-3434	糖・心療・児童精神科					
はせがわ内科・内視鏡クリニック	広野町西浦 87 The Garden Commune D 棟 2 階区画 3	48-3301	内・消内					
しんたにクリニック	広野町西裏 87 ｻﾞｶﾞｰﾃﾞﾝｺﾐｭｰﾝ D 棟 2 階	45-0777	精・診療					
なかうち泌尿器科クリニック	広野町西裏 87 ｻﾞｶﾞｰﾃﾞﾝｺﾐｭｰﾝ D 棟 2 階 B 区画	45-5600	外・泌外					
はたなか眼科クリニック	広野町西裏87ｻﾞｶﾞｰﾃﾞﾝｺﾐｭｰﾝ B-2F	41-1266	眼					
かわむら内科クリニック	広野町西裏 99	41-6259	内・腎内					
医療法人村山医院	広野町尖山 23-4	41-2835	外・循内・血外					
医療法人今村医院	広野町茶屋裏 3-3	41-6300	耳					
あづま整形・形成外科クリニック	広野町東裏 108-3	43-5101	整外・形外・美外・ﾘﾊ					
あづま眼科クリニック	広野町東裏 108-2	66-4422	眼					

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	病床数				備　考
				総数	精	結	一般	
※陸上自衛隊大久保駐屯地医務室	広野町風呂垣外 1-1	44-0001	内・外・整外・歯	5			5	
医療法人社団　関医院	琵琶台 1 丁目 3-3	20-0012	内・放・胃					
※社会福祉法人一竹会特別養護老人ホーム宇治さわらび園医務室	槇島町郡 50-1	21-6603	内					
医療法人社団晴生会滝本整形外科	槇島町三十五 46-4 槇島ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ 1F	28-5625	ﾘｳ・整外・ﾘﾊ					
社会福祉法人京都愛心会特別養護老人ホーム宇治愛の郷医務室	槇島町石橋 151-1	21-0005	内					
医療法人徳洲会宇治徳洲会在宅クリニック	槇島町石橋 63	81-0220	内					
※京都文教大学京都文教短期大学健康管理センター	槇島町千足 80	25-2421	内・精・心療					
医療法人万和いわしげ内科クリニック	槇島町中川原 154-1	22-7883	内					
中山医院	槇島町南落合 38-3	23-8010	内・腎内					
山本医院	槇島町落合 43-18	34-3222	内・外					
いかだ医院	明星町 2 丁目 9-83	23-1736	内・小					
医療法人米田医院	六地蔵町並 11	33-4737	内・循					
くりばやし眼科医院	六地蔵街並 28	66-3361	眼					
医療法人小田部小児科内科医院	六地蔵町並 32	32-6205	内・小・循内					
医療法人社団　中村医院	六地蔵町並 38-22	31-5237	内・ア・耳・ﾘﾊ					
医療法人社団神野医院じんのクリニック	六地蔵町並 39	31-1122	呼内・循内・外					
たかはし医院	六地蔵奈良町 74-1 ﾊﾟﾃﾞｼｵﾝ六地蔵ﾐｯﾄﾞﾓｰﾙ 2F	38-5501	心療					
医療法人いしのこどもクリニック	六地蔵奈良町 74-1 ﾊﾟﾃﾞｼｵﾝ六地蔵ﾐｯﾄﾞﾓｰﾙ 2F	38-5200	小					
医療法人杉の下整形外科クリニック	六地蔵奈良町 74-1 ﾊﾟﾃﾞｼｵﾝ六地蔵ﾐｯﾄﾞﾓｰﾙ 2F	38-2900	整外・ﾘﾊ					
ほそだ内科クリニック	六地蔵奈良町 74-1 ﾊﾟﾃﾞｼｵﾝ六地蔵ﾐｯﾄﾞﾓｰﾙ 2F	38-2211	内・消内					

※　施設内診療所

（３）歯科診療所　　令和６年４月１日現在

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	備　考
榎川歯科医院	伊勢田町南山51-1	43-5346	歯	
かのうデンタルクリニック	伊勢田町北山1-5	28-6677	歯・矯歯・小歯	
井関歯科	伊勢田町名木1丁目1-221	46-3123	歯	
矢野歯科医院	伊勢田町名木3丁目1-4	44-7234	歯・小歯・口	
医療法人聖医会　中村歯科医院	宇治壱番17-1	22-2750	歯・小歯	
宇治市歯科サービスセンター	宇治下居13-2	39-9430	歯	
医療法人　谷歯科医院	宇治下居5　谷ビル1F	23-5553	歯・小歯・口	
くめ歯科クリニック	宇治若森29-7	34-0248	歯・矯歯・小歯	
水谷歯科大谷診療所	宇治大谷34-48	21-8241	歯・小歯	
医療法人友誠会 西垣歯科医院	宇治半白15-22	24-1102	歯・小歯・口	
西尾歯科医院	宇治妙楽171	21-2561	歯	
勝田医院矯正歯科	宇治里尻22-4	21-5432	歯・矯歯	
森居歯科医院	宇治蓮華41	22-2989	歯	
鈴木旦椋歯科医院	大久保町井ノ尻38 中川ﾋﾞﾙ2F208	44-0565	歯・小歯	
ながい歯科医院	大久保町北ノ山90-30	46-0118	歯	
水谷歯科医院	大久保町北ノ山90-34	41-6486	歯	
佐々木歯科医院	大久保町北ノ山24-1　ﾎｸﾕｰﾋﾞﾙ3F	45-1800	歯・小歯	
ごとう歯科クリニック	小倉町久保111-1 辻岩ビル新館5階	20-3531	歯・小歯	
医療法人社団　佐野歯科医院	小倉町山際1-21	20-2228	歯	
塩野歯科医院	小倉町山際47	28-0418	歯	
医療法人社団鴻正会 木村歯科医院	小倉町春日森58-1	24-5800	歯・矯歯・小歯・口	
医療法人悠歯会　ニシカワ歯科	小倉町神楽田18	24-4181	歯・矯歯・小歯	
医療法人圭真会　宇治おぐら駅前こにし歯科医院	小倉町神楽田35-1 MSKﾋﾞﾙ1F	21-0180	歯	
堀内歯科医院	小倉町西浦88-64	21-4016	歯・小歯	
中津デンタルクリニック	小倉町西浦88-29	20-3638	歯・小歯	
嶋村歯科医院	小倉町西畑26	24-9434	歯・小歯	
つまの歯科	小倉町堀池11-18	21-0303	歯・小歯	
医療法人志誠会　まつした歯科・矯正歯科クリニック	小倉町蓮池170-34	20-7788	歯・矯歯・小歯・口	
万木歯科医院	小倉町蓮池172-15	22-5544	歯・小歯	
医療法人保田歯科医院	小倉町老ノ木13-1 公栄ビル小倉ﾏﾝｼｮﾝ2F	20-0405	歯	

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	備　考
松尾歯科医院	五ケ庄折坂21-131	33-1414	歯・小歯	
医療法人礼理会中島歯科医院	五ケ庄平野35	32-8264	歯	
歯科新井医院	木幡熊小路19-132	32-6816	歯	
おだ歯科小児歯科クリニック	木幡御園1　長谷川ビル302	33-0648	歯・矯歯・小歯	
堀歯科医院	木幡御園53-1	31-5169	歯	
吉村歯科医院	木幡御蔵山39-730	32-9911	歯	
飯塚歯科医院	木幡西浦31-2	33-8011	歯・小歯	
わかばやし歯科クリニック	木幡西中14-7　静古苑ビル西館1F	31-6480	歯・矯歯・小歯・口	
武田歯科医院	木幡赤塚35-1	33-1567	歯・矯歯・小歯	
貴志歯科医院	木幡大瀬戸2-5	31-8846	歯	
とちむら歯科医院	木幡内畑34-11　ﾕﾆﾊｲｼｮｯﾌﾟ2F	33-1238	歯	
田村歯科医院	木幡南山54-30	32-0414	歯	
こやま歯科医院	木幡南山畑36-22	31-4488	歯・小歯	
能瀬歯科医院	木幡南端21-2	33-5751	歯	
新谷歯科医院	木幡北山畑2-6	31-6340	歯	
鈴木宏受歯科医院	神明宮東99-15	20-8677	歯・小歯	
野田歯科医院	神明宮北18-9	21-6056	歯	
医療法人社団橋本会　橋本矯正歯科・歯科診療所	神明宮北18-5	21-2742	歯・矯歯	夜間のみ診療
常盤歯科医院	菟道谷下り63-2	24-8711	歯・小歯	
にしむら歯科医院	菟道谷下り19-5	21-6448	歯・矯歯	
小原歯科医院	菟道東隼上り5-161	33-6455	歯	
医療法人優仁会内田歯科医院	菟道平町12-1	28-5489	歯・小歯	
高畑歯科	菟道平町89-19	38-1111	歯	
かまた歯科クリニック	南陵町2丁目1-25	22-2424	歯・小歯	
吉岡歯科クリニック	羽拍子町59-5	94-6937	歯・小歯	
医療法人やまば歯科医院	平尾台1丁目10-7	33-4694	歯・矯歯・小歯・口	
小林歯科医院	平尾台1丁目13-5	29-5115	歯・小歯	
宮地歯科医院	開町40	43-2011	歯・小歯	
竹中歯科診療所	広野町丸山82	44-5188	歯	
なかむら歯科医院	広野町宮谷218	41-3461	歯・小歯	
こすぎ歯科医院	広野町桐生谷3	44-7180	歯・小歯	
三光寺歯科医院	広野町新成田100-199	44-2288	歯・小歯	
久富歯科医院	広野町西裏100-66	43-4522	歯	
医療法人佳光会ひろ歯科クリニック	宇治市広野町西裏71-5 S.C.OKUB02F201号室	45-4618	歯・矯歯・小歯・口	主たる診療科目：歯科・歯科口腔外科

名　称	所　在　地	電　話	診療科目	備　考
やまもと歯科大久保院	広野町西裏87　The Garden Commune C棟3階	66-6266	歯・矯歯・小歯・口	
にしの歯科クリニック	広野町茶屋裏11-1	45-1107	歯・小歯・口・矯歯	
鈴木歯科医院	広野町茶屋裏37	43-7227	歯	
いなみ矯正歯科	広野町東裏62-1	44-3143	歯・矯歯・口	
横井歯科医院	広野町東裏65-4	41-1717	歯・小歯	
しらす歯科	広野町西裏1-16　大久保高架下貸建物Cブロック4-2号室	41-1400	歯・小歯	
あだち歯科医院	琵琶台1丁目5-5	24-2400	歯・矯歯・小歯	
医)桃李六然会 いほき歯科医院	槇島町三十五56-11	20-9898	歯	
ファミリア歯科クリニック	槇島町十八47	25-6000	歯・小歯	
医療法人昭峰会 安藤歯科医院	槇島町清水48 ベルファ宇治1階	24-0273	歯・小歯・矯歯・口	
つまのひまわり歯科	槇島町落合120-1	22-1100	歯・小歯・口	
栗林歯科医院	六地蔵町並33-35	38-2661	歯・小歯・口	
中野歯科医院	六地蔵奈良町35　北村ビル2F	33-8667	歯・小歯	
医療法人社団優高会　かわい歯科クリニック	六地蔵奈良町74番地1　パデシオン六地蔵ザ・ミッドモール1階	66-1181	歯・口・矯歯・小歯	

資料1－7 民間業者等との協定締結一覧

令和 8 年 3 月 31 日現在

１．宇治市が単独で締結

種別			締結年月日	機　関　名
(1)民間業者	応急工事等	1	平成17年4月14日	京都UC会
		2	平成17年8月24日	宇治建設業協会 宇治市造園協会 宇治管工事業協同組合 宇治市指定上下水道協同組合 宇治地区電気防災協議会
		3	平成19年3月27日	山城土木浚渫業協会
		4	平成23年5月10日	宇治地域災害防止組合
		5	平成21年6月8日	一同建設協同組合
		6	平成23年12月26日	特定非営利活動法人 善法雇用促進協議会
		7	平成24年6月15日	FPC京都
		8	平成25年2月15日	宇治災害時緊急支援の会
		9	平成28年4月27日	山城災害復旧協会
		10	平成29年4月27日	京都南部建設組合
	応急対策	11	平成24年3月26日	一般社団法人 京都府解体工事業協会
		12	平成25年8月26日	京都南廃棄物事業協同組合
		13	平成28年10月20日	日本下水道事業団
		14	平成29年3月8日	宇治建設コンサルタント業協会
		15	平成30年6月6日	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
		16	平成31年3月1日	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関西支部
		17	令和5年3月30日	関西電力送配電株式会社伏見配電営業所
		18	令和5年9月6日	公益社団法人　京都府隊友会宇治久御山支部
		19	令和7年12月22日	京都府板硝子商工業協同組合
	災害時放送	20	平成24年4月1日	エフエム宇治放送株式会社
	情報収集	21	平成30年5月2日	一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会
		22	平成30年5月2日	株式会社ｔｓｕｊｉ
	情報発信	23	平成25年10月7日	LINEヤフー株式会社
	物資の提供	24	平成26年1月29日	ドローン危機対策協会
		25	平成26年9月4日	株式会社ゼンリン　関西第二エリア統括部
		26	平成30年4月1日	イオンリテール株式会社西日本カンパニー
		27	令和4年1月10日	西尾レントオール株式会社
		28	令和6年2月19日	有限会社コバシ産業

(1)民間業者	物資の輸送	29	令和7年3月6日	佐川急便株式会社
	電源の確保	30	令和7年4月25日	京都日産自動車株式会社 ニチコン株式会社 日産自動車株式会社
	災害ボランティア活動の推進	31	平成27年1月14日	宇治市災害ボランティアセンター
	特設公衆電話の設置・利用	32	平成29年3月9日	NTT西日本株式会社京都支店
(2)公的機関	災害時における拠点の使用 （市が提供）	33	令和2年10月9日	大阪ガスネットワーク株式会社
	被災外国人の支援	34	令和3年10月26日	宇治市国際交流協会
	相互協力	35	平成15年7月17日	宇治郵便局、伏見東郵便局
	情報共有	36	平成17年3月31日	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長
	放流による 情報伝達	37	平成17年8月31日	国土交通省近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長
	安心メールの運用	38	平成17年9月30日	京都府
	防災情報システム	39	平成19年4月1日	京都府
	南部都市相互応援	40	平成22年4月1日	宇治市以下１０市町
	震度情報ネットワークシステム	41	平成23年4月1日	京都府
	連携協力	42	平成26年11月25日	京都大学宇治キャンパス
	災害相互応援	43	平成23年11月13日	福井県越前市
		44	平成23年11月13日	山口県宇部市
		45	平成24年2月22日	沖縄県那覇市
		46	平成26年6月25日	東京都小金井市
	災害時応援	47	平成26年7月7日	近畿地方整備局
	被災者生活再建支援システム	48	平成27年7月1日	京都府他

2.旧京都南部都市広域行政圏推進協議会で締結し、現在は各市町村連名で締結

（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）

種別		締結年月日	機　関　名
食料品・生活物資の提供	1	平成16年4月27日	株式会社平和堂
	2	平成16年4月27日	株式会社ユタカファーマシー
飲料の提供	3	平成19年3月27日	コカ・コーラ　ボトラーズジャパン株式会社　リテール京奈和支店
	4	平成19年3月27日	樋口鉱泉株式会社
その他	5	平成17年3月25日	京都中央葬祭業協同組合
	6	平成17年3月25日	全国霊柩自動車協会
	7	平成17年7月6日	社団法人 京都府エルピーガス協会　宇治支部
	8	平成20年3月13日	Ｆレンタリース株式会社

3.関西広域連携協議会で締結

種別		締結年月日	機　関　名
帰宅困難者に対する支援	1	平成17年2月17日	株式会社ﾛｰｿﾝ、株式会社ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ、株式会社ﾌｧﾐﾘｰﾏｰﾄ、株式会社ﾃﾞｲﾘｰﾔﾏｻﾞｷ、株式会社ﾐﾆｽﾄｯﾌﾟ、株式会社ﾎﾟﾌﾟﾗ、株式会社ﾁｺﾏｰﾄ、株式会社吉野家ﾃﾞｨｰ･ｱﾝﾄﾞ･ｼｰ

4.宇治市・城陽市・久御山町で締結

種別		締結年月日	機　関　名
災害医療救護活動	1	平成9年3月25日	宇治久世医師会
	2	平成27年8月14日	宇治久世歯科医師会
	3	平成27年8月14日	城南薬剤師会

5.宇治市が締結している避難者受入に関する協定

種別			締結年月日	機　関　名
空地のみ		1	平成15年4月1日	株式会社セレマ ・パルティール京都
		2	平成15年12月16日	学校法人立命館 ・蒐道グラウンド
		3	平成15年12月20日	株式会社平和堂　アルプラザ宇治東 ＊立体駐車場（水害時に限り使用）
		4	平成26年4月1日	京都府立久御山高等学校 ・城南の丘グラウンド
		5	平成27年5月23日	医療法人徳洲会　宇治徳洲会病院 ・第１駐車場
建築物の一部＋空地		6	平成24年4月1日	京都府立城南菱創高等学校
		7	平成15年2月17日	京都府立東宇治高等学校
		8	平成15年2月17日	京都府立蒐道高等学校
		9	平成15年3月19日	学校法人立命館 ・立命館宇治高等学校
		10	平成15年11月26日	学校法人明珠学園 ・京都翔英高等学校　第二体育館
		11	平成15年12月24日	学校法人京都文教学園 ・宇治キャンパス
		12	平成18年7月10日	南宇治地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市南宇治コミュニティセンター
		13	平成18年7月10日	西小倉地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市西小倉コミュニティセンター
		14	平成18年7月10日	槇島地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市槇島コミュニティセンター
		15	平成18年7月10日	東宇治地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市東宇治コミュニティセンター
		16	平成18年8月1日	学校法人京都黎明学院 ・京都芸術高等学校炭山体育館
		17	平成23年9月1日	京都府立宇治支援学校
防災拠点の一部	・広域避難場所 ・応援部隊のヘリコプター離着陸場所	18	平成23年3月14日	国立大学法人京都大学 ・京都大学宇治総合運動場

種別			締結年月日	機　関　名
福祉避難所	障害者福祉施設	1	平成24年1月27日	京都府立宇治支援学校
		2	平成24年1月27日	社会福祉法人　宇治東福祉会 ・ワークセンター宇治作業所
		3	平成24年1月27日	社会福祉法人　宇治東福祉会 ・デイセンター宇治作業所
		4	平成25年6月26日	社会福祉法人　宇治東福祉会 ・宇治作業所のびのび
		5	平成24年1月27日	社会福祉法人 同胞会 ・同胞の家
		6	令和5年3月27日	社会福祉法人 同胞会 ・クロス
		7	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ケ瀬学園　通所部
		8	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ケ瀬学園　入所部
		9	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ケ瀬寮
		10	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・宇治川福祉の園
		11	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・槇島福祉の園
		12	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・志津川福祉の園
	高齢者福祉施設	13	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ケ瀬苑特別養護老人ホーム
		14	平成24年12月17日	社会福祉法人　宇治明星園 ・宇治明星園特別養護老人ホーム
		15	平成24年12月17日	社会福祉法人　宇治明星園 ・宇治明星園白川特別養護老人ホーム
		16	平成26年3月20日	社会福祉法人　宇治明星園 ・伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム
		17	平成24年12月17日	社会福祉法人　一竹会 ・宇治さわらび園特別養護老人ホーム
		18	平成24年12月17日	社会福祉法人　宇治病院 ・笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム
		19	平成24年12月17日	社会福祉法人　悠仁福祉会 ・ヴィラ鳳凰特別養護老人ホーム
		20	平成26年3月20日	社会福祉法人　マイクロ福祉会 ・特別養護老人ホーム　まごころ園
		21	平成27年3月21日	社会福祉法人　京都愛心会 ・特別養護老人ホーム　宇治愛の郷

種別		締結年月日	機　関　名
帰宅困難者の一時滞在施設	1	平成27年3月23日	青少年文化研修道場
	2	平成27年3月23日	庚申曾龍神総宮社
	3	平成27年3月23日	生長の家宇治別格本山
	4	平成27年3月23日	天理教中背大教会

資料1－8 宇治市防災会議条例

（昭和 38 年７月６日　条例第 21 号）
改正　平成 27 年 12 月 28 日公布　平成 28 年４月１日施行

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、宇治市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）
第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1)　宇治市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　宇治市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
２　会長は、市長をもつて充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(2)　本市に所在する陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
(3)　京都府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
(4)　京都府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
(5)　副市長及び教育長
(6)　消防長及び消防団長
(7)　本市の職員（前２号に掲げる者を除く。）のうちから市長が任命する者
(8)　指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
(9)　自主防災組織を構成する者及び知識経験者のうちから市長が委嘱する者
(10)　前各号に掲げる者のほか、市長が防災に関し必要があると認めて委嘱する者
６　前項の委員の定数は、45 人以内とする。
７　第５項第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、本市の職員、関係指定公共機関　の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（幹事）

第５条　防災会議に、幹事若干名を置く。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料1－9 宇治市防災会議運営要綱

（昭和 56 年６月 19 日　告示第 66 号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、宇治市防災会議条例（昭和 39 年宇治市条例第 21 号）第６条の規定に基づき、宇治市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（代理出席）

第３条　委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

２　前項の代理者は、委員とみなす。

（専決処分）

第４条　会長において会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は議決すべき事項を処分することができる。

２　防災会議の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、会長において、これを専決処分にすることができる。

３　会長は、第１項の規定により処分したときは、次の会議においてその旨を防災会議に報告し、その承認を求めなければならない。

４　会長は、第２項の規定により専決処分したときは、次の会議においてその旨を防災会議に報告しなければならない。

（庶務）

第５条　防災会議の庶務は、防災主管課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか防災会議の運営等について必要な事項は、防災会議の議を経て会長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

資料１－10　宇治市防災会議委員・幹事名簿

○会長　宇治市長　　委員定数45名

	機関名	委員職名	幹事職名	備　考
1	近畿地方整備局淀川河川事務所	事務所長	統括地域防災調整官	(1)指定行政機関
2	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	事務所長	防災情報課長	
3	近畿農政局	地方参事官 (京都府担当)	総括農政推進官	
4	陸上自衛隊関西補給処	副処長	警備課長	(2)陸上自衛隊
5	陸上自衛隊第4施設団第102施設器材隊	隊長	運用訓練幹部	
6	京都府山城広域振興局	局長	地域連携･振興部総務防災課長	(3)京都府職員
7	京都府山城北土木事務所	所長	河川砂防課長	
8	京都府山城北保健所	所長	次長	
9	京都府宇治警察署	署長	警備課長	(4)京都府警察官
10	宇治市	副市長		(5)副市長など
11	宇治市	副市長		
12	宇治市教育委員会	教育長	教育部長	
13	宇治市消防本部	消防長	副消防長	(6)消防長など
14	宇治市消防団	団長	副団長	
15	宇治市	技監		(7)市の職員
16	宇治市	理事		
17	宇治市市長公室	市長公室長	副部長	
18	宇治市政策企画部	部長	副部長	
19	宇治市総務･市民協働部	部長	副部長	
20	宇治市建設部	部長	副部長	
21	日本郵便株式会社　宇治郵便局	郵便局長	総務部長	(8)指定公共機関など
22	NTT西日本株式会社　京都支店	設備部長	災害対策室次長	
23	関西電力送配電株式会社　京都本部	伏見配電営業所長	コミュニケーション副長	
24	大阪ガスネットワーク株式会社　京滋事業部	部長	導管計画チームマネジャー	
25	宇治久世医師会	会長		
26	宇治久世歯科医師会	副会長	理事(災害支援)	
27	城南薬剤師会	会長		
28	西日本旅客鉄道株式会社	宇治駅長		
29	京阪電気鉄道株式会社	安全推進部課長	安全推進部担当	
30	近畿日本鉄道株式会社	安全推進部課長	安全推進部主幹	
31	京都京阪バス株式会社	取締役社長	管理部次長	
32	京都市交通局高速鉄道部運輸課	安全交通管理官	運輸課担当	
33	宇治市議会	議長		(9)自主防災組織を構成する者及び知識経験者
34	宇治市議会総務常任委員会	委員長		
35	自主防災組織	槇島東地区防災対策会議　会長		
36	京都大学防災研究所	所長		
37	エフエム宇治放送株式会社	代表取締役社長	専務取締役兼局長	(10)必要と認める者
38	淀川･木津川水防事務組合議会	議長	事務局長	
39	宇治市消防団	女性消防団員		
40	宇治商工会議所	常務理事･事務局長	事務局長	
41	宇治市社会福祉協議会	常務理事	担当	
42	宇治市身体障害者福祉協議会	会長		
43	宇治･久御山防犯推進委員連絡協議会	会長		
44	宇治市女性の会連絡協議会	会長		

（事務局）　危機管理室

資料1－11 宇治市災害対策本部条例

（昭和 38 年 10 月 30 日　条例第 24 号）
改正　平成24年10月17日　条例第28号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第８項の規定に基づき、宇治市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（班）
第３条　災害対策本部に班を置く。
２　班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
３　班長は、班の事務を統括する。

（規則への委任）
第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

資料1－12 宇治市災害対策本部組織図

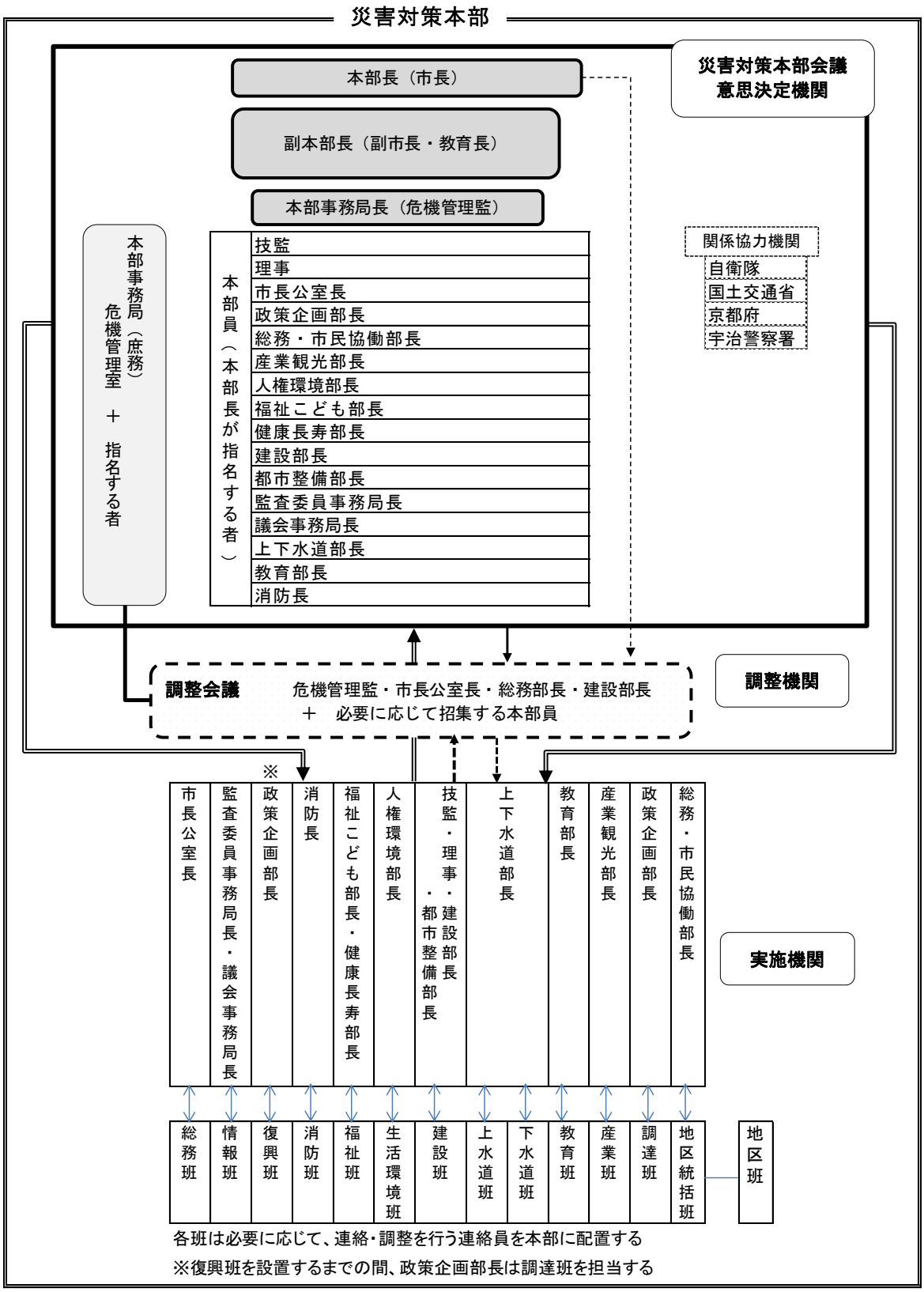

資料1－13 宇治市災害警戒本部設置規程

（昭和 50 年 11 月 5 日　訓令甲第 16 号）
最終改正　平成 25 年　訓令甲第４号

（目的）

第１条　この規程は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第１項の規定により本市に宇治市災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する前の体制として、台風、降雨等の異常気象時における災害の状況を把握し、災害に関する情報を収集し、水防活動等の初期の応急措置を行い、及び対策本部を設置する判断資料を得るために設置する宇治市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）について必要な事項を定める。

（設置及び閉鎖）

第２条　警戒本部の設置及び閉鎖は、副市長、危機管理監及び建設部長が協議して決定する。ただし、対策本部が設置されたときは警戒本部を閉鎖し、その業務を対策本部に引き継ぐものとする。

（配備体制）

第３条　警戒本部の配備体制は、別表に定めるところによる。

２　前項に規定する各班の編成及び業務分掌は、宇治市防災規則（昭和38年宇治市規則第24号）第7条第1項の規定を準用する。

３　第1項の規定にかかわらず、状況に応じて副市長、危機管理監及び建設部長は協議の上、市長公室、部、課及び室（局、所、署及び館を含む。）の長並びに職員に対して待機等を指示することができる。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

配備体制	動員数の基準							
	総務班	情報班	消防班	福祉班	建設班	教育班	産業班	地区統括班
１号配備	２人	２人	２人	０人	７人	０人	０人	０人
２号配備	９人	２人	６人	２人	14人	２人	２人	２人

資料1－14 宇治市災害対策本部及び災害警戒本部の体制基準に関する実施要項

（平成17年９月１日施行）

（警戒本部配備体制）

第１条　宇治市災害警戒本部設置規程（昭和 50 年第 24 号）の別表（第３条関係）に定める配備体制については次のとおり実施する。

体制の種類	状　　況
１号配備	１　大雨、雷雨、風雨等の注意報又は警報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき。 ２　市の区域において震度４の地震があったとき。
２号配備	１　浸水、内水等により、局地的に被害が発生するおそれのあるとき。 ２　大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。 ３　市の区域において震度５弱の地震があったとき。

（対策本部動員計画）

第２条　宇治市防災規則（昭和 38 年宇治市規則第 24 号）の別表第２（第９条関係）に定める動員計画については次のとおり実施する。

体制の種類	状　　況
第１号動員	１　大雨、洪水等の注意報又は警報が発表され、小規模な被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。 ２　市の区域において震度５弱の地震があったとき。
第２号動員	１　大雨、洪水等の警報が発表され、相当の被害が発生しているとき、又は、発生するおそれがあるとき。 ２　市の区域において震度５弱の地震があったとき。
第３号動員	１　局地的に相当規模の被害が発生し、被害がさらに広範囲に拡がるおそれがあるとき。 ２　災害救助法の適用があったとき。 （復興班を指名する） ３　特別警報が発表されたとき。 ４　市の区域において震度５弱の地震があったとき。
第４号動員	１　市の区域の２分の１を超える面積について被害が発生するおそれがあるとき。 ２　市の区域の２分の１を超える面積について被害が発生したとき。 ３　局地的に甚大な被害が発生したとき。 ４　市の区域において震度５強の地震があつたとき。
第５号動員	１　市の全域に被害のおそれがあるとき。 ２　市の全域に被害があるとき。 ３　市の区域において震度６弱以上の地震があつたとき。

資料1－15 宇治市防災規則

（昭和 38 年 11 月 20 日　規則第 24 号）
最終改正　令和 7 年 5 月 23 日　規則第 25 号

目次
第１章　総則(第１条・第２条)
第２章　防災に関する事務処理(第３条・第４条)
第３章　災害対策本部(第４条の２―第11条)
第４章　活動計画及び訓練(第12条・第13条)
第５章　雑則(第14条―第16条)
附則

(趣旨)
第１条　この規則は、宇治市災害対策本部条例(昭和38年宇治市条例第24号)第４条に基づき、宇治市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　災害　市内における暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により生ずる被害をいう。
(2)　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
(3)　災害の予防　災害の発生を未然に防止するために行うものをいう。
(4)　応急対策　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものをいう。

(服務の基準)
第３条　職員は、常に災害の予防及び災害の誘発防止に努めるとともに、災害が発生したとき又はそのおそれがある場合には、迅速かつ適切な応急対策を行うよう努めなければならない。

(防災関係事項の協議)
第４条　市長部局の各部課及び各関係執行機関は、災害に関連ある応急対策その他の業務を行おうとするとき又は法令及び通ちよう等に基づいて府及びその他の関係機関に報告をしようとするときは、危機管理監に協議若しくは連絡をしなければならない。

(対策本部の設置及び閉鎖)
第４条の２　市長は、市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定による宇治市地域防災計画の定めるところにより宇治市災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は予想される災害の危険が解消したと認めたときは、対策本部を閉鎖するものとする。
２　市長は、市の地域について大規模な災害が発生したときは、当該災害が発生したときから対策本部を設置するまでの間、当該災害の初動対応を担当する職員を指名することができる。

(本部長、副本部長及び本部員)
第５条　対策本部に災害対策本部長(以下「本部長」という。)、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び災害対策本部員(以下「本部員」という。)を置く。
２　本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を、本部員には技監、理事、危機管理監、市長公室長、部長、消防長、局長、室長(係長に相当する室長を除く。)、副部長、産業戦略参事、参事、会計管理者、技術参事、副消防長、署長及び課長の職にある者をもつて充てる。
３　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ市長が定める順位によりその職務を代行する。

（対策本部会議）

第６条　対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部長の指名する本部員で構成する。

２　対策本部会議は、本部長が招集し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定する。

３　本部長は、対策本部会議に、別表第3に定める関係協力機関の職員を出席させることができる。

（調整会議）

第６条の２　調整会議は、本部員のうち市長公室長、総務・市民協働部長、建設部長及び危機管理監の職にある者並びに第7条の2第1項の担当本部員のうちから危機管理監の職にある本部員の指名する者で構成する。

２　調整会議は、災害の状況に応じて前項の危機管理監の職にある本部員が招集し、第７条の２第３項の規定による報告（対策本部会議においてされた報告を除く。）を受け、対策本部会議において議題とすべき事項の調整をする。

（班）

第７条　対策本部に別表第1に定める班を置き、各班の編成及び業務分掌は、同表のとおりとする。

２　前項の各班に班長及び副班長並びにその班に属する職員を置く。

３　班長は本部員（第６条第１項に規定する本部員を除く。）のうちから市長が任命し、副班長は各執行機関の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

４　各班に属する職員は、別表第１に定める担当課の職員をもつて充てる。ただし、前項に定める職員を除くものとする。

５　班長は、次条第１項の担当本部員から本部長の指示を受け、班の業務を処理するとともに、当該担当本部員に業務の内容を報告する。

６　副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を行う。

７　班に属する職員は、班長の指揮命令を受けて職務を遂行する。

８　本部長は、災害の状況に応じ、別表第１に定める業務分掌にかかわらず、業務を指示することができる。

９　前各項に定めるもののほか、各班の運営に必要な事項は、当該班長が決める。

（担当本部員）

第７条の２　対策本部に担当本部員を置く。

２　担当本部員は、第６条第１項に規定する本部員のうちから本部長が指名する。

３　担当本部員は、本部長の指示を班長に伝達するとともに、前条第５項の内容を対策本部会議又は調整会議において報告する。

（地区班）

第８条　地区統括班に次の各号に掲げる地区班を置く。

（１）　菟道小地区班
（２）　菟道小白川地区班
（３）　菟道第二小地区班
（４）　神明小地区班
（５）　槇島小地区班
（６）　北槇島小地区班
（７）　小倉小地区班
（８）　大久保小地区班
（９）　大開小地区班
(10)　伊勢田小地区班
(11)　西小倉小地区班
(12)　北小倉小地区班
(13)　南小倉小地区班
(14)　西大久保小地区班
(15)　平盛小地区班
(16)　宇治小地区班
(17)　三室戸小地区班
(18)　三室戸小志津川地区班
(19)　南部小地区班

(20)　岡屋小地区班
(21)　木幡小地区班
(22)　御蔵山小地区班
(23)　笠取小地区班
(24)　笠取第二小地区班

2　地区統括班に中宇治地域担当地区班長、西宇治地域担当地区班長及び東宇治地域担当地区班長(以下「地域担当地区班長」と総称する。)を置く。

3　第1項の各地区班に班長(以下「地区班長」という。)及び副班長(以下「地区副班長」という。)並びにその班に属する職員を置く。

4　地域担当地区班長、地区班長、地区副班長及びその班に属する職員は、地区統括班に属する職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

5　次の各号に掲げる地域担当地区班長は、地区統括班長の指揮命令を受け、当該各号に定める地区班を支援する。

(1)　中宇治地域担当地区班長　第１項第１号から第９号までに掲げる地区班
(2)　西宇治地域担当地区班長　第１項第10号から第15号までに掲げる地区班
(3)　東宇治地域担当地区班長　第１項第16号から第24号までに掲げる地区班

6　地区班長は、地区統括班長の指揮命令を受け、地区班の業務を処理する。

7　地区副班長は、地区班長を補佐し、地区班長に事故があるときは、その職務を代行する。

8　地区班に属する職員は、地区班長の指揮命令を受けて職務を遂行する。

9　地区班の業務分掌は、次のとおりとする。

(1)　地区に必要な情報の収集及び地区統括班、他地区班との連絡
(2)　住民組織等との連絡
(3)　人及び住宅等の被害調査
(4)　調査等について地区統括班との連絡

(活動体制等)

第９条　対策本部要員(対策本部の各班に所属する職員をいう。)は別表第２に定める動員計画に基づき動員し、その適用については本部長がその都度指示する。ただし、同表に定める状況以外の災害の場合における動員その他の必要な事項は、その都度本部長が指示する。

2　担当本部員及び各班長は、前項の規定にかかわらず、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指揮によることなく必要な活動体制をとり、所属する職員を指揮監督して災害活動に当たるものとする。

3　前項の場合において、担当本部員及び各班長は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

第10条　各班長は、前条第１項に規定する本部長の指示があつた場合は、直ちに定められた人員を動員し、所定の部署に配置を指示するものとする。

2　各地区班長は、地区統括班長の指示があつた場合、直ちに定められた人員を動員し、所定の部署に配置を指示するものとする。

3　職員は、班長又は地区班長の指示する動員に応じ、直ちに指示された部署の配置につき、その業務を処理するものとする。

(関係協力機関に対する連絡及び要請)

第11条　本部長は、災害の状況に応じて別表第３に定める関係協力機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるように協力を要請するものとする。

(各班の活動計画)

第12条　各班長は、その所掌業務に係る活動計画を作成し、及び毎年２月末日までに活動計画に検討を加え、必要があるときは、修正して本部長に提出しなければならない。

(防災訓練)

第13条　災害時における応急対策を迅速かつ適確に実施するため、必要に応じて防災訓練を行うものとする。

（備蓄物資等の点検及び保管）
第14条　班長は、主管の備蓄物資及び防災資材等を常時点検し、善良な管理者の注意をもつて保管しなければならない。

（業務日誌の作成）
第15条　班長及び地区班長は、活動体制に入つたときは、別に定める業務日誌を作成しなければならない。

（庶務）
第16条　対策本部の庶務は、危機管理室の職員及び本部長が指名した職員が担当する。

附　則
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　宇治市災害対策規則(昭和37年宇治市規則第６号)は、廃止する。

別表第１(第７条関係)

災害対策本部各班の編成及び業務分掌一覧表

班名	業務分掌	担当部署等
総務班	(1)　要員の勤務及び配置に関すること。 (2)　公務災害補償に関すること。 (3)　庁舎の維持管理に関すること。 (4)　市民からの問合せ等の対応に関すること。 (5)　車両の運行及び管理に関すること。 (6)　他の班の応援に関すること。	秘書広報課車両係 人事課 政策戦略課 財政課 総務課 資産活用推進課 税務課 市民課 人権啓発課 男女共同参画課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局・公平委員会の事務部局・固定資産評価審査委員会の事務部局
情報班	(1)　広報活動に係る情報の収集に関すること。 (2)　市民への広報活動に関すること。 (3)　関係機関及び各班への情報の提供に関すること。 (4)　報道機関との連絡調整に関すること。 (5)　議会への情報の提供に関すること。	秘書広報課秘書係 秘書広報課広報係 デジタル政策課 市民協働推進課市民相談係 議会事務局
消防班	(1)　消防業務に関すること。 (2)　避難誘導に関すること。 (3)　緊急消防援助隊及び自衛隊等の応援の受入れに関すること。 (4)　危険地域の警戒に関すること。	消防本部 各消防署

福祉班	(1)　被災者のうち乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の保護に関すること。 (2)　日本赤十字社及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 (3)　社会福祉団体との連絡調整に関すること。 (4)　ボランティアの受入れに関すること。 (5)　炊き出しに関すること。 (6)　救援物資の配分に関すること。 (7)　応急医療救護及び助産に関すること。 (8)　被災者の健康対策に関すること。 (9)　保育所の児童の安全確保に関すること。 (10)　保育所施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (11)　育成学級の児童の安全確保に関すること。 (12)　育成学級に係る施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (13)　遺体の安置に関すること。 (14)　福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 (15)　感染症に関すること。 (16)　その他生活支援に関すること。	福祉こども部 健康長寿部
生活環境班	(1)　塵芥及びし尿の収集、運搬及び処理に関すること。 (2)　消毒作業に関すること。 (3)　仮設トイレの設営に関すること。 (4)　遺体の火葬及び埋葬に関すること。	環境企画課 まち美化推進課
建設班	(1) 道路、河川、市営住宅等の公共施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (2) 文化財の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (3)　土砂災害の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (4)　交通情報の調査及び収集に関すること。 (5)　市道の通行制限に関すること。 (6)　国及び京都府が管理する道路、河川等の被害の情報収集に関すること。 (7)　仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。	建設総括室 建設部 都市整備部
上水道班	(1)　上水道施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (2)　飲料水及び生活用水の供給及び確保に関すること。	上下水道総務課水道経営係 営業課 工務課 配水課 水管理センター
下水道班	下水道施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。	上下水道総務課総務係 下水道計画課 下水道施設保全課 水管理センター
教育班	(1)　教職員への災害対応の要請に関すること。 (2)　児童及び生徒の安全確保に関すること。 (3)　教育施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (4)　学校教育活動の再開に関すること。 (5)　炊き出しに関すること。 (6)　避難所の開設及び管理運営に関すること。	教育委員会事務局 学校その他の教育機関

産業班	(1)　家畜の被害調査、退避及び防疫に関すること。 (2)　農林に関する施設(林道を含む。)の被害の調査及び応急復旧に関すること。 (3)　産業及び観光に関する被害の調査及び応急復旧に関すること。 (4)　観光客に対する安全の確保に関すること。	文化スポーツ課 農林茶業課 観光振興課 産業振興課 農業委員会事務局
調達班	(1)　被災者に対する必要物資の調達に関すること。 (2)　動員された要員に対する必要物資の調達に関すること。 (3)　その他必要な物資、資材等の調達に関すること。 (4)　地区統括班業務の補佐に関すること。	職員厚生課 契約課 会計室 本部長が指名する者
地区統括班	(1)　地区班への指揮命令及び情報伝達に関すること。 (2)　地区班からの情報収集に関すること。 (3)　避難所の開設及び管理運営に関すること。 (4)　物資の輸送等に関すること。 (5)　調達班業務の補佐に関すること。	市長が指名する者
復興班	(1)　被害の調査の取りまとめに関すること。 (2)　応急危険度判定及び罹災証明に関すること。 (3)　復興計画の策定に関すること。 (4)　災害対策及び復興に係る財政措置に関すること。 (5)　被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の規定による支給に関すること。	本部長が指定する部署

(注)　この表に掲げる班の担当部署が併せて復興班に指定されたときは、復興班の業務を復興班の業務以外の業務に優先して行わなければならない。

別表第２(第９条関係)

災害対策本部要員動員計画表

種類	動員数の基準	備考
第１号動員	総務班　９人 情報班　２人 消防班　６人 福祉班　２人 建設班　14人 教育班　２人 産業班　２人 地区統括班　２人	他の班員及び施設管理者については、待機等必要な指示を行う。
第２号動員	総務班　10人 情報班　10人 消防班　50人 福祉班　５人 建設班　14人 教育班　２人 産業班　３人 地区統括班　２人	
第３号動員	各班の４分の１	
第４号動員	各班の４分の２	
第５号動員	各班の４分の３	

別表第３（第６条、第 11 条関係）

関係協力機関一覧表

関係協力機関			連絡及び要請をする事項
気象庁大阪管区気象台京都地方気象台			気象の予報及び警報
自衛隊			災害、災害救助法（昭和22年法律第118号）第２条第1項に規定する救助（以下「救助」という。）及び避難者等に関する情報並びに救助及び避難者等に関する調整
国土交通省近畿地方整備局	淀川河川事務所		淀川水系に関する情報
	淀川ダム統合管理事務所		
		天ケ瀬ダム管理支所	
	琵琶湖河川事務所		
	京都国道事務所		国道に関する情報
京都府災害対策支部	山城広域振興局		救助及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83号の規定による部隊等の派遣の要請並びに避難準備情報、避難勧告及び避難指示の報告並びに被害状況等の報告
	宇治警察署		犯罪予防、交通規制その他社会秩序の維持及び応急対策の支援
	山城北土木事務所		道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検
	山城北保健所		医療救護、防疫並びに飲用水及び汚物の対策
淀川・木津川水防事務組合			災害予防及び復旧資材の整備点検並びに水防活動
城南衛生管理組合			塵芥及びし尿の運搬及び処理
一般財団法人宇治廃棄物処理公社			廃棄物の処理
日本赤十字社京都府支部			日赤救護班の派遣、義えん金品の募集及び配分並びに奉仕活動
西日本高速道路株式会社			京滋バイパスに関する情報
日本放送協会京都放送局 株式会社京都放送 エフエム宇治放送株式会社			災害に関する情報及び救助状況の放送
関西電力株式会社			電気施設の復旧
大阪ガス株式会社			ガス施設の復旧
西日本電信電話株式会社			電気通信施設の復旧
西日本旅客鉄道株式会社			災害救助物資及び避難者の輸送、通信施設の確保並びに通信の協力
京阪電気鉄道株式会社			災害救助物資及び避難者の輸送協力
近畿日本鉄道株式会社			災害救助物資及び避難者の輸送協力
京都京阪バス株式会社 宇治運輸株式会社			災害救助物資及び避難者の輸送協力
その他の関係協力機関			その都度必要な事項

資料1－16 災害対策本部の標識等

災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事するときは次の腕章及び標識をつける。

１．標　識

（１） 緑地に白字、白章を配する。

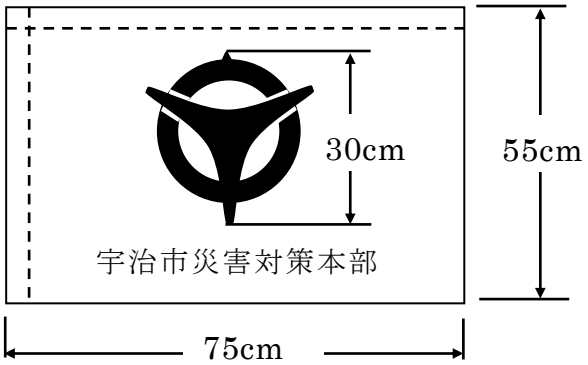

２．自動車用標識

（１） 赤地に白文字とする。

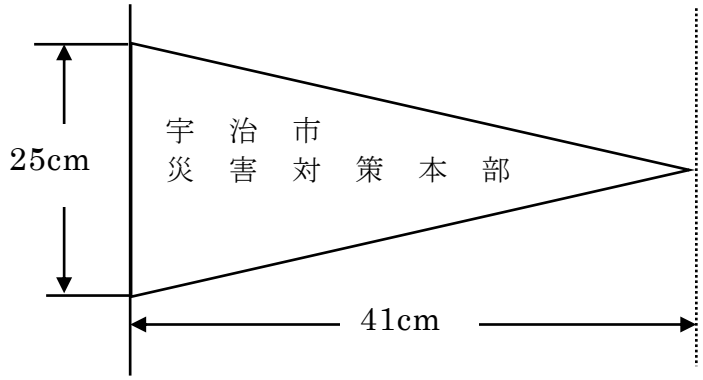

３．腕　章

（１） 本部長が着用する腕章

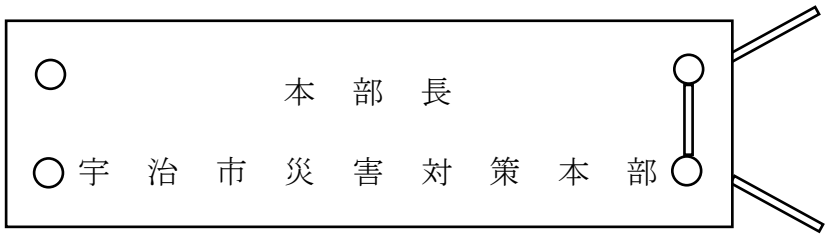

（２） 副本部長が着用する腕章

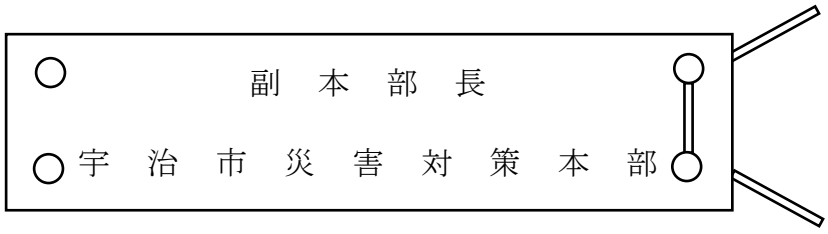

（３） 班長が着用する腕章

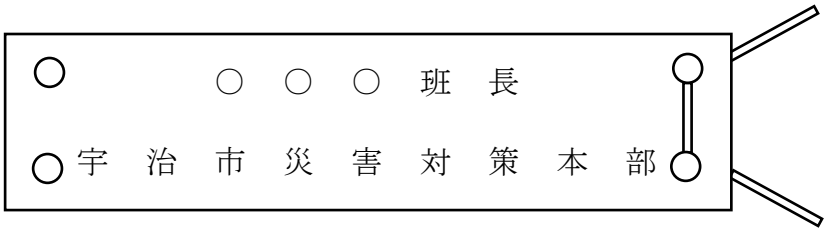

（４） 副班長が着用する腕章

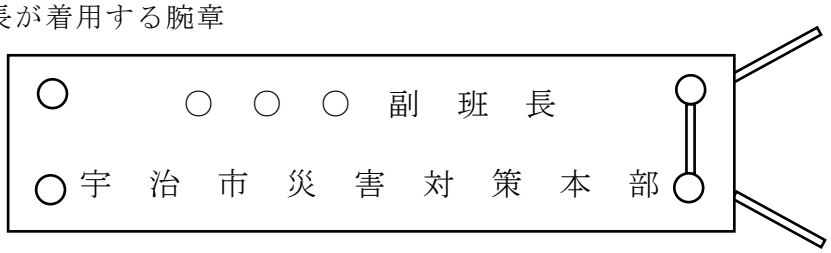

（５） 班員が着用する腕章

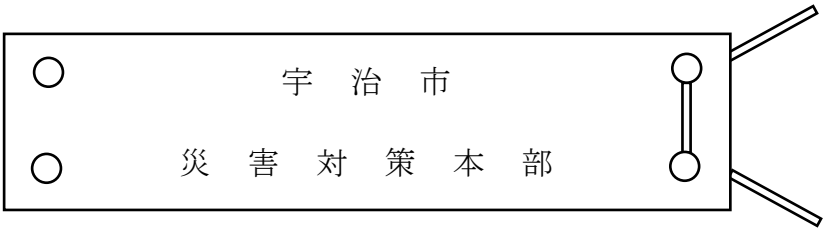

ア.腕章の大きさは長さ 37cm、幅９cm とする。

イ.黄地に黒文字とする。

なお、水防作業に従事する場合は一般対策編第３編第４章「水防上必要な活動」で別に定める。

資料1－17 応急対策要員数

1．各班別

令和7年4月1日

（災害対策本部会議）

本部長	1名	市長
副本部長	3名	第1副市長・第2副市長・教育長
本部事務局長	1名	危機管理監
本部員 （本部長に指名された者）	15名	技監・理事・市長公室長・部長・議会事務局長・消防長
本部事務局 （危機管理室）	6名	

（災害対策本部　各班）

班名	総務班	情報班	消防班	福祉班	生活環境班	建設班	上水道班	下水道班	教育班	産業班	調達班	地区統括班	合計
班長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
副班長	4	3	4	3	2	3	2	2	2	3	2	3	33
班員	164	36	204	354	97	173	58	42	146	45	19	10	1,348
合計	169	40	209	358	100	177	61	45	149	49	22	14	1,393

※外部施設職員は所管部局の所属する各班に含む。

※各班班員数には地区班職員190名（班長27名・副班長42名・班員121名）を含む。

２．課・室別　　令和７年４月１日現在

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
危機管理室	1		1	1	2	2	7
市長公室	1	1					2
秘書広報課			1	2	3	11	17
人事課			1	1	2	10	14
職員厚生課			1		2	2	5
小計	1	1	3	3	7	23	38
政策企画部	1	1					2
政策戦略課			1	1	1	3	6
デジタル政策課			1	1	1	10	13
財政課			1	1	1	10	13
小計	1	1	3	3	3	23	34
総務・市民協働部	1	2					3
総務課				1	2	9	12
資産活用推進課			1	1		10	12
契約課			1		1	4	6
市民協働推進課			1	2	2	6	11
市民課			1	1	2	26	30
税務課			4	2	7	56	69
小計	1	2	8	7	14	111	143
産業観光部	1	3					4
農林茶業課			1	1	1	11	14
産業振興課			1	1	1	7	10
観光振興課			1	2	2	4	9
文化スポーツ課			1	1	1	8	11
小計	1	3	4	5	5	30	48
人権環境部	1	2					3
人権啓発課			1	2	1	4	8
男女共同参画課			1	1			2
環境企画課			1	1	2	8	12
まち美化推進課			1	2	10	73	86
小計	1	2	4	6	13	85	111
所属区分	**部長級**	**副部長級**	**課長級**	**副課長級**	**係長級**	**係員**	**職員数**

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
福祉こども部	1	2					3
地域福祉課			1	1	1	4	7
生活支援課			1	1	5	26	33
障害福祉課			1	1	2	12	16
こども福祉課			1	3	3	9	16
保育支援課			1	1	3	12	17
宇治市立小倉双葉園保育所				1	1	27	29
宇治市立宇治保育所				1	1	22	24
宇治市立木幡保育所				1	1	25	27
宇治市立西小倉保育所				1	1	14	16
宇治市立大久保保育所				1	1	15	17
宇治市立北木幡保育所				1	1	15	17
宇治市立善法保育所				1	1	11	13
保健推進課			1	2	2	19	24
小計	1	2	6	16	23	211	259
健康長寿部	1	1					2
長寿生きがい課			1	3	2	12	18
健康づくり推進課			1	3	2	12	18
介護保険課			1	1	2	21	25
年金医療課			1	1	3	15	20
国民健康保険課			1	1	2	14	18
小計	1	1	5	9	11	74	101
技監	1						1
建設総括室	1			2	2	2	7
建設部	1	1					2
建設総務課			1	2	4	16	23
用地課			1		1	2	4
道路建設課			1	1	1	8	11
維持課			1	2	3	23	29
治水対策課			1	1	1	10	13
施設建築課			1	2	1	12	16
住宅課			1	2	1	7	11
小計	1	1	7	10	12	78	109
所属区分	**部長級**	**副部長級**	**課長級**	**副課長級**	**係長級**	**係員**	**職員数**

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
都市整備部	1	1					2
公園緑地課			1	1	2	9	13
都市計画課			1	1	2	6	10
歴史まちづくり推進課			1	1	2	6	10
開発指導課			1		1	6	8
建築指導課			1	2	2	7	12
交通政策課			1	1	2	5	9
小計	1	1	6	6	11	39	64
会計室		1		1	2	7	11
議会事務局		1	1	1	3	4	10
監査委員事務局	1			1		2	4
農業委員会事務局		1			1		2
上下水道部	1	2					3
上下水道総務課			2		2	9	13
営業課			1	1		6	8
工務課			1	1	1	7	10
配水課			1	1	2	20	24
水管理センター			1	1	1	9	12
下水道計画課			1	1	2	8	12
下水道施設保全課				1	1	12	14
小計	1	2	7	6	9	71	96
教育部	1	2					3
教育総務課			1	2	1	4	8
学校管理課			1	1	2	7	11
生涯学習課			1	1	1	8	11
博物館管理課			1	2	1	2	6
小計	1	2	4	6	5	21	39
学校教育課			1	4	1	9	15
教育支援課			1	1	2	4	8
学校改革推進課			1	2		2	5
小計			3	7	3	15	28
中央図書館			1	1	1	5	8
東宇治図書館				1		1	2
西宇治図書館				1		1	2
所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
善法青少年センター				1	1		2
河原青少年センター				1			1
小計			1	5	2	7	15
宇治市立菟道小学校						1	1
宇治市立菟道第二小学校						1	1
宇治市立神明小学校						5	5
宇治市立槇島小学校						5	5
宇治市立北槇島小学校						1	1
宇治市立小倉小学校						6	6
宇治市立伊勢田小学校						1	1
宇治市立西小倉小学校						1	1
宇治市立北小倉小学校						1	1
宇治市立南小倉小学校						4	4
宇治市立大久保小学校						1	1
宇治市立大開小学校						1	1
宇治市立西大久保小学校						4	4
宇治市立平盛小学校						1	1
宇治市立宇治小学校						1	1
宇治市立三室戸小学校						5	5
宇治市立南部小学校						1	1
宇治市立岡屋小学校						1	1
宇治市立木幡小学校						1	1
宇治市立御蔵山小学校						2	2
宇治市立笠取小学校						1	1
宇治市立笠取第二小学校						1	1
宇治市立宇治中学校						6	6
宇治市立北宇治中学校						1	1
宇治市立槇島中学校						1	1
宇治市立西小倉中学校						1	1
宇治市立西宇治中学校						1	1
宇治市立南宇治中学校						1	1
所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数

所属区分	部長級	副部長級	課長級	副課長級	係長級	係員	職員数
宇治市立広野中学校						2	2
宇治市立東宇治中学校						1	1
宇治市立木幡中学校						2	2
宇治市立黄檗中学校						1	1
宇治市立ひがしうじ幼稚園			1	1	1	7	10
小計			1	1	1	70	73
消防本部	1	1					2
消防総務課			1	1	3	11	16
予防課			1	1	1	4	7
警防救急課			2	2	2	4	10
指揮指令課			1	6	6	16	29
小計	1	1	5	10	12	31	64
中消防署		1					1
予防消防課			1	1	4	24	30
槇島消防分署			1		4	22	27
小計		1	2	1	8	46	58
西消防署		1					1
予防消防課			1	1	11	38	51
小計		1	1	1	11	38	52
東消防署		1					1
予防消防課			1	1	7	30	39
小計		1	1	1	7	30	40
合計	16	25	73	109	166	1025	1,414

資料１－18 有線途絶時の非常通信経路図

総合信頼度		非　常　通　信　経　路
宇治市	A	宇治市役所～～→→京都府(災害対策課)
	A	―――宇治警察署―――府警察本部～～～～京都府(災害対策課)
	B	＝＝＝＝(0.7km)JR 宇治駅～～～～JR 二条駅＝＝＝＝(2.2km)京都府(災害対策課)
	A	（宇治市消防本部）～～→→京都府(災害対策課)
	A	―――国土交通省天ヶ瀬ダム管理支所―――京都府(災害対策課)

凡例　――――――　無線区間　　～～～～～　有線区間
＝＝＝＝＝　使送区間　　～～～→→→　有線/衛星通信二重化区間

○通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

項目＼級別	Ａ級（高度信頼度）	Ｂ　級
全中継回数	３　以　下	４以上
新規連絡設定	無	有
停電時の運用	可　　能	不可能
通信担当者の配置	常時配置（又は非常の際３０分以内に配置）	左記以外
有線区間	無 （又は、あっても予備ルートがあるか地下ケーブル等強固な設計となっている。）	有

総合信頼度「Ａ級」とは経路全体を通じ、全基準項目についてＡ級基準に該当する。
総合信頼度「Ｂ級」とは経路中いずれかの基準項目についてＢ級基準のものが含まれる。

資料1-19 災害通信系統図

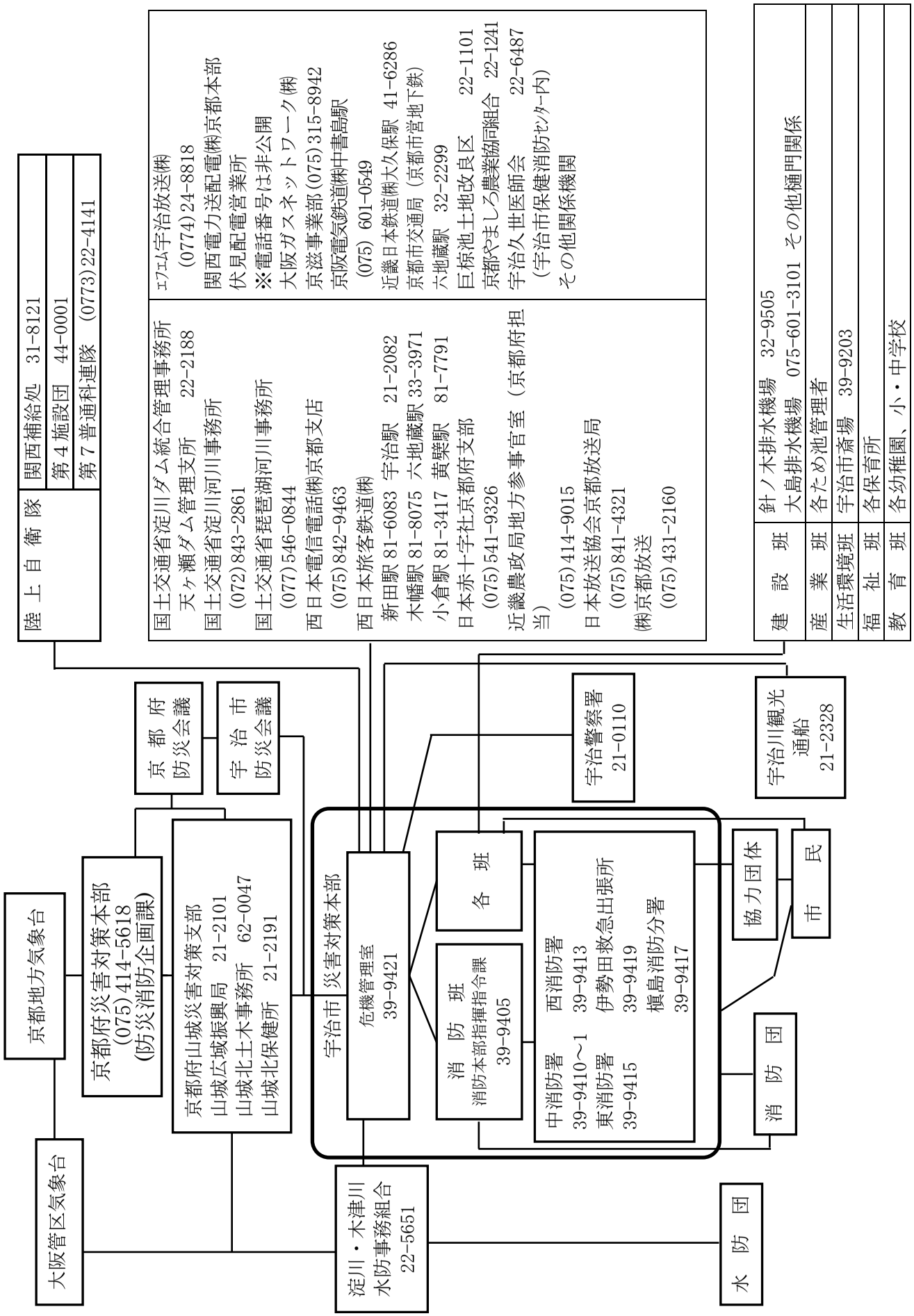

資料1－20 災害情報及び被害状況の収集･報告様式

様式第４号

<table>
<tr><td colspan="7">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="7">本部長　副本部長　総務班長　情報班長　所属班長　所属副班長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第　報</td><td rowspan="2">班</td><td rowspan="2">被害時
刻現在</td><td rowspan="2">月　日
時　分</td><td rowspan="2">発(受)信
時　刻</td><td rowspan="2">月　日
時　分</td><td>発信者</td></tr>
<tr><td>受信者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（報告内容）</td><td colspan="4">（供覧、要指示）</td></tr>
</table>

（注）報告は次の事項を内容とする。

1 災害の原因
2 被害地の地名、地区名
3 時期
4 被害の対象及びその数量
5 措置状況及びその効果
6 その他必要な事項等

様式第５号

<table>
<tr><td colspan="8">災　害　状　況　速　報</td></tr>
<tr><td colspan="8">本部長　副本部長　総務班長　情報班長　所属班長　所属副班長</td></tr>
<tr><td>第　報</td><td>班</td><td>被害時
刻現在</td><td>月　日
時　分</td><td>発(受)信
時　刻</td><td>月　日
時　分</td><td>発信者</td><td>受信者</td></tr>
<tr><td>地区名</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害</td><td colspan="2">死　者</td><td>①　人</td><td rowspan="11">（人的建物被害の参考情報）</td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>②　〃</td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷</td><td>重　傷</td><td>③　〃</td></tr>
<tr><td>軽　傷</td><td>④　〃</td></tr>
<tr><td colspan="2">全壊（焼）</td><td>⑤　棟</td></tr>
<tr><td rowspan="6">建物被害</td><td colspan="2">流　出</td><td>⑥　〃</td></tr>
<tr><td colspan="2">半壊（焼）</td><td>⑦　〃</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浸水</td><td>床　上</td><td>⑧　〃</td></tr>
<tr><td>床　下</td><td>⑨　〃</td></tr>
<tr><td colspan="2">一部損壊</td><td>⑩　〃</td></tr>
<tr><td colspan="2">非住家</td><td>⑪　〃</td></tr>
<tr><td>農林・土木等被害</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

様式第６号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿被害状況報告(1)

第　報	宇治市災害対策本部	月　日 時現在	発信 (受) 時　刻	月　日 時	発信者 受信者

項目			地区別	六地蔵 木　幡	五ケ庄	菟道 明星町	宇治	槇島町	神明	小倉町 南陵町	伊勢田町， 開町，羽拍子 町，安田町	広野町	大久保町	笠取地区	白　川 志津川	合計
		発生年月日														
		単位	符号													
人的被害	死　者	人	(1)													
	行方不明者	人	(2)													
	負傷者 重傷	人	(3)													
	負傷者 軽傷	人	(4)													
住家被害	全壊(焼)	棟	(5)													
		世帯	(6)													
		人	(7)													
	半壊(焼)	棟	(8)													
		世帯	(9)													
		人	(10)													
	一部破損	棟	(11)													
		世帯	(12)													
		人	(13)													
	浸水 床上	梗	(14)													
		世帯	(15)													
		人	(16)													
	浸水 床下	棟	(17)													
		世帯	(18)													
		人	(19)													

非住家	公共建物		棟	(20)												
	その他		棟	(21)												
その他の被害	田	流失・埋没	ha	(22)												
		冠水	ha	(23)												
	畑	流失・埋没	ha	(24)												
		冠水	ha	(25)												
	文教施設		箇所	(26)												
	病　院		箇所	(27)												
	道路	冠水	箇所	(28)												
		崩壊	箇所	(29)												
		その他	箇所	(30)												
	橋　梁		箇所	(31)												
	河　川		箇所	(32)												
	港　湾		箇所	(33)												
	砂　防		箇所	(34)												
	崖くずれ		箇所	(35)												
	地すべり		箇所	(36)												
	土石流		箇所	(37)												
	林地崩壊		箇所	(38)												
	清掃施設		箇所	(39)												
	鉄道不通		箇所	(40)												
	被害船舶		隻	(41)												
	水　道		戸	(42)												
	電　話		回線	(43)												
	電　気		戸	(44)												
	ガ　ス		戸	(45)												
	ブロック塀等		箇所	(46)												
	ビニールハウス等		棟	(47)												

	農　道	箇所	(48)													
	農林水産業施設	箇所	(49)													
	畦畔崩壊	箇所	(50)													
	農作物(　　)	ha	(51)													
火災発生	建　物	件	(52)													
	危険物	件	(53)													
	その他	件	(54)													
り災世帯数（全・半壊＋床上浸水）		世帯	(55)													
災者数 り災者数（全・半壊＋床上浸水）		人	(56)													

様式第７号

被害状況報告(1)

項目	地区別	単位	符号	六地蔵木　幡	五ケ庄	菟道明星町	宇治	槇島町	神明	小倉町南陵町	伊勢田町，開町，羽拍子町，安田町	広野町	大久保町	笠取地区	白　川志津川	合計
	発生年月日															
公立文教施設		千円	a													
農林水産業施設		千円	b													
公共土木施設		千円	c													
その他の公共施設		千円	d													
小　計		千円	e													
公共施設被害市町村			f													
その他	農産被害	千円	g													
	林産被害	千円	h													
	畜産被害	千円	i													
	水産被害	千円	j													
	商工被害	千円	k													
		千円														
		千円														
		千円														
	その他	千円	l													
	小　計	千円	m													
被害総額		千円	n													
災害対策本部	設置	日時	o													
	閉鎖	日時	p													
災害警戒本部	設置	日時	q													
	閉鎖	日時	r													

消防職員出動人員	人	s													
消防団員出動人員	人	t													
市職員出動人員	人	u													
その他出動人員	人	v													
出動人員合計	人	w													

資料1－21 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

分類	用　語	被害程度認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 （解釈）必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して一棟とする。なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 （解釈）同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。
	全壊（焼）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０%以上に達した程度のもの

分類	用語		被害程度認定基準
	半壊（焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	一部破損		半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度のもの
非住家被害	非住家		住家以外の建物で、全壊または半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 （解釈）社会通念上住家と称せられるものであっても、現実に人が居住していない場合は非住家とする。
	公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
その他の被害	田	流出・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	畑	流失・埋没	田に準ずる
		冠水	
	学校		学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋
	河川		河川法（昭和39 年法律第167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
	砂防		砂防法（明治30 年法律第29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸

分類	用語		被害程度認定基準
その他の被害	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
	船舶被害		櫓かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
	通信被害		災害により通話不能となった電話の回線数
被災世帯等	被災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯
	被災者		被災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設		公立の文教施設とする。
	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえばのり、魚具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械機具等とする。

資料1－22 相談内容聴取用紙

<table>
<tr><td colspan="4">臨時相談所等相談内容聴取用紙</td></tr>
<tr><td>臨時相談所等設置場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">平成　　年　　月　　日（午前・午後）　　時　　分</td><td>担当者</td><td></td></tr>
<tr><td>相談者氏名</td><td colspan="3">連絡先（住所又は臨時避難先、ＴＥＬ、避難所名称）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">対応状況（当日の相談者への対応）</td></tr>
<tr><td colspan="4">他機関への依頼
□　至急　－　有線・無線・ＦＡＸ等により本部へ報告
□　普通　－　内容をまとめて本部へ相談内容等報告書により報告</td></tr>
<tr><td colspan="4">その後の対応状況</td></tr>
</table>

注１．相談者の連絡先は、後日連絡がとれるように親類等の臨時避難先の電話番号や、避難所の教室や体育館などの場所を記入してください。

２．相談内容により、急を要すると判断される場合は、この用紙を直接本部に送付してください。

３．この用紙は、災害時の停電に備えて事前に必要と思われる部数をコピーしておいてください。

資料1－23 相談内容等報告書

相談内容等報告書

令和　　年　　月　　日

宇治市災害対策本部長　様

担当者名

平成　　年　　月　　日時点における相談所での相談内容及び処理内容は以下のとおりです。

相談内容	処理内容	件数

注１．相談内容の報告は、毎日定時にしてください。

２．この用紙は、災害時の停電に備えて事前に必要と思われる部数をコピーしておいてください。

資料１－24　救助の方法、程度、期間等早見表

令　和　５　年　度　災　害　救　助　基　準

令和５年６月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 6,775,000円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○ 賃貸型応急住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり　50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　4,800円 中学生生徒　5,100円 高等学校等生徒　5,600円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

「災害救助事務取扱要領令和5年6月」より

資料1－25 消防情勢の現況

1. 消防職員の配置状況

令和7年4月1日現在

階級／所属	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	人事交流	合計
消防本部	1	1	5	10	11	27		5	1	61
中消防署		1	1	1	4	19	1	4		31
槇島消防分署			1		4	19	1	2		27
西消防署		1	1	1	6	19	10	3		41
伊勢田救急出張所					4	2	1	3		10
東消防署		1	1	1	6	27	1	3		40
合　計	1	4	9	13	35	113	14	20	1	210

2. 消防車両等の状況

令和7年4月1日現在

種類／所属	消防ポンプ車				救助工作車	救急車	指令車	査察車	資機材搬送車	舟艇搬送車	舟艇	指揮指令車	人員搬送車	指令広報車	合計
	はしご車	水槽車	普通車	化学車											
消防本部							1	1				1	1		4
中消防署		1	1	2		1	1	1	1						8
槇島消防分署		1	1			1		1	1	1	2				8
西消防署	1	1			2	1	1	1	1						8
伊勢田救急出張所						2		1							3
東消防署	1	1	2			1	1		1					1	8
合　計	2	4	4	2	2	6	4	5	4	1	2	1	1	1	39

3. 消防団の状況

(1) 消防団の階級別配置状況

令和7年4月1日現在

階級別／分団別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
団本部	1	4						5
宇治分団			1	2	4	11	57	75
槇島分団			1	2	4	7	36	50
小倉分団			1	2	4	12	56	75
大久保分団			1	2	2	10	35	50
東宇治分団			1	3	8	20	71	103
あさぎり分団			1	1	3	4	26	35
合　計	1	4	6	12	25	64	281	393

(2) 消防団機械の配置状況

令和7年4月1日現在

機械 / 分団別	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ軽積載車	小型動力ポンプ	救命ボート
宇治分団		1	2	1
槇島分団		1	5	1
小倉分団		1	4	1
大久保分団		1	1	1
東宇治分団	2	1	8	2
合　　計	2	5	20	6

資料1－26 消防信号

災害時における信号区分は次のとおりである。

方法区分	種　別	サイレン信号
火災信号	近火信号（800m以内のとき）	約3秒 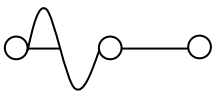 約2秒（短声連点）
	出場信号	約5秒　約5秒 約6秒　約6秒
	応援信号	同　　上
	鎮火信号	
火災警報信　　号	発令信号	約30秒 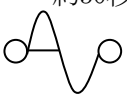 約6秒
	解除信号	約10秒 約1分 約3秒
山林火災信　　号	出場信号	約10秒 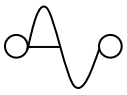 約2秒
	応援信号	同　　上
演習召集信　　号	演習召集信号	約15秒 約6秒

資料1－27 京都府広域消防相互応援協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、消防組織法(以下「法」という。)の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した揚合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合(以下「市町村等」という。)が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

（応援の要請）

第３条　応援の要請は、災害の発生した市町村等(以下「要請市町村等」という。)の長又は消防長(以下要請市町村等の長」という。)が、次に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所及び状況

(3)　必要とする人員、車両、回転翼航空機(以下「ヘリコプター」という。)及び資器材等の種別並びに数量

(4)　その他必要な事項

２　応援の要請を受けた市町村等(以下「応援市町村等」という。)の長又は消防長(以下「応援市町村等の長」という。)が要請を受託した揚合、要請市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

(1)　応援の場所及び集結場所

(2)　現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名

(3)　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第４条　応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

２　応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等(以下「応援隊」という。)を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

３　応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第５条　要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は、要請市町村等の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（報告）

第７条　要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

２　応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

（費用負担）

第８条　応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることができるものとする。

(1)　応援市町村等が負担する経費

ア　応援隊員の出動に係る諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費

イ　応援隊員の死傷による公務災害補償費

(2)　要請市町村等が負担する経費

ア　現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費

イ　応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3)　前２号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

（代表消防機関等）

第９条　この協定の円滑な運営を図るため、市町村等を別表に掲げるブロックに区分し、代表消防機関及び各ブロック幹事消防本部（以下「代表消防機関等」という。）を定めるものとする。

２　代表消防機関等は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

（代表消防機関等への通報）

第１０条　要請市町村等の長は、応援の要請を行ったときは速やかに当該要請市町村等が属するブロックのブロック幹事消防本部の消防長及び京都府へその旨を連絡するものとする。

２　前項により連絡を受けたブロック幹事消防本部の消防長は、遅滞なく代表消防機関の消防長へその旨を連絡するものとする。

（実施細目）

第１１条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（疑義）

第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

（改廃）

第１３条　この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

（協定書の保管）

第１４条　この協定を証するため、市町村等は、締結合意書に記名押印のうえ、この協定を締結した者（以下この条において「締結者」という。）の数と同数のこの協定書の正本を作成し、各締結者で各１通を保管するものとする。

附　則

１　この協定は、令和２年４月１日から施行する。

２　この協定の施行に伴い、平成１９年３月１２日に締結した「京都府広域消防相互応援協定書」は、廃止する。

令和２年３月３１日

京都市長　福知山市長　舞鶴市長　綾部市長　宇治市長　宮津市長　亀岡市長　城陽市長　向日市長　長岡京市長　八幡市長　京田辺市長　京丹後市長　南丹市長　木津川市長　大山崎町長　久御山町長　井出町長　宇治田原町長　笠置町長　和束町長　精華町長　南山城村長　京丹波町長　伊根町長　与謝野町長　京都中部広域消防組合管理者　宮津与謝消防組合管理者　乙訓消防組合管理者　相楽中部消防組合管理者

別表（第９条関係）

ブロック		市町村等
北部ブロック		・舞鶴市（○舞鶴市消防本部） ・福知山市（福地山市消防本部） ・綾部市（綾部市消防本部） ・宮津市、伊根町、与謝野町（宮津与謝消防組合消防本部） ・京丹後市（京丹後市消防本部）
南部ブロック		・京都市（◎京都市消防局）
	第１ブロック	・宇治市（○宇治市消防本部） ・城陽市（城陽市消防本部） ・八幡市（八幡市消防本部） ・京田辺市、井手町、宇治田原町（京田辺市消防本部） ・久御山町（久御山町消防本部）
	第２ブロック	・向日市、長岡京市、大山崎町（○乙訓消防組合消防本部） ・亀岡市、南丹市、京丹波町（京都中部広域消防組合消防本部） ・木津川市、笠置町、和束町、南山城村（相楽中部消防組合消防本部） ・精華町（精華町消防本部）

備考　◎は代表消防機関を、○はブロック幹事消防本部を表す。

資料1－28 京都南部都市災害時相互応援協定団体　連絡体制

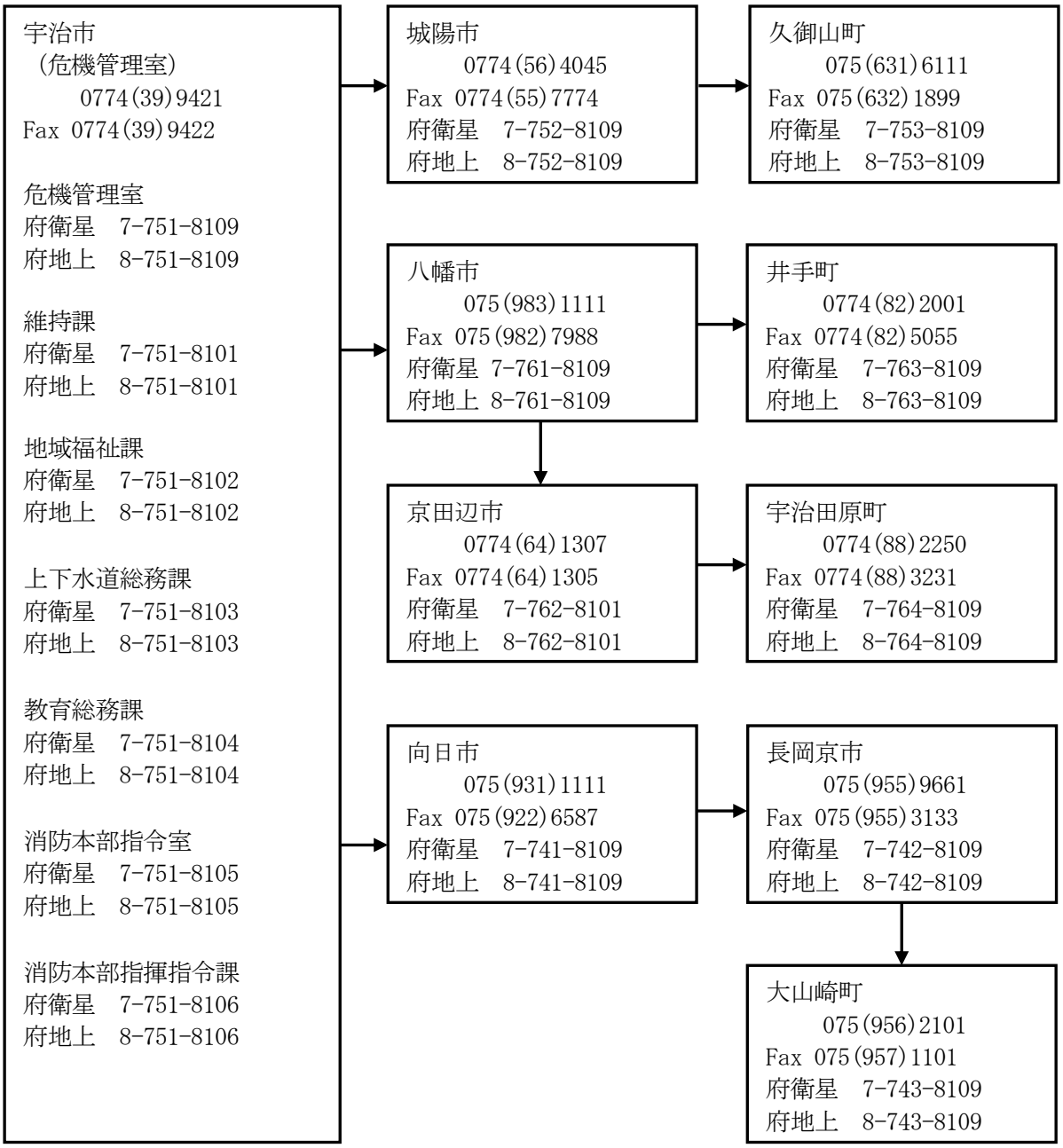

資料1－29 緊急消防援助隊連絡体制

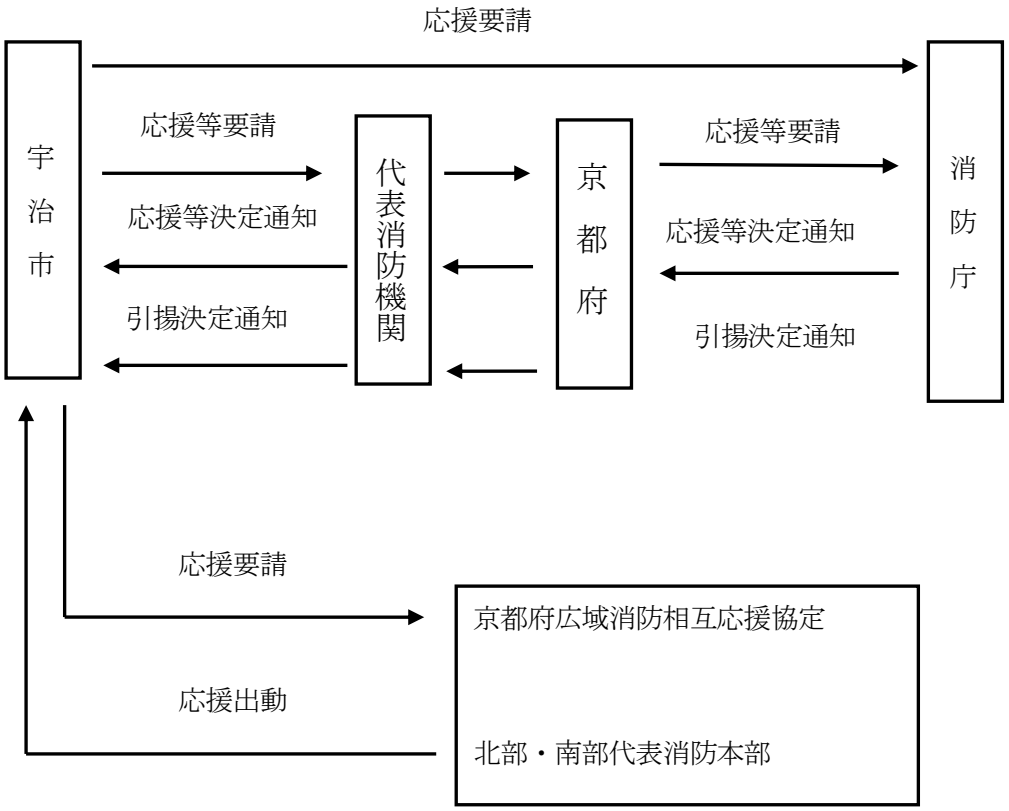

資料1－30 関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

関係協力機関		連絡及び要請する事項
京都南部都市災害時相互応援協定団体		広域防災の連絡調整、地域防災計画（広域編）及び広域防災に関し必要な事項
越前市・宇部市・那覇市・小金井市		
気象庁大阪管区気象台京都地方気象台		気象の予報及び警報
自衛隊		自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条の規定による部隊の派遣
国土交通省近畿地方整備局	淀川河川事務所	淀川水系に関する情報
	淀川ダム統合管理事務所	
	天ヶ瀬ダム管理支所	
	琵琶湖河川事務所	
	京都国道事務所	国道に関する情報
府災害対策支部	山城広域振興局	災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の規定による救助、自衛隊の派遣、避難勧告等の報告並びに被害状況等の報告
	宇治警察署	犯罪予防、交通規制その他社会秩序の維持及び応急対策への支援
	山城北土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検
	山城北保健所	医療救護、防疫並びに飲用水及び汚物の対策
淀川・木津川水防事務組合		災害予防及び復旧資材の整備点検並びに水防活動
城南衛生管理組合		塵芥及びし尿の運搬及び処理
一般財団法人宇治廃棄物処理公社（平成２５年４月１日に財団法人から一般財団法人へ移行）		廃棄物の処理
日本赤十字社京都府支部		日赤救護班の派遣、義えん金品の募集及び配分並びに奉仕活動
西日本高速道路㈱		京滋バイパスに関する情報
日本放送協会京都放送局 ㈱京都放送 エフエム宇治放送㈱		災害に関する情報及び救助状況の放送
関西電力㈱		ダム施設等の復旧
関西電力送配電㈱		電力供給施設の復旧
大阪ガスネットワーク㈱		ガス施設の復旧
西日本電信電話㈱		電気通信施設の復旧
西日本旅客鉄道㈱		災害救助物資及び避難者の輸送、通信施設の確保並びに通信の協力
京阪電気鉄道㈱		災害救助物資及び避難者の輸送協力
近畿日本鉄道㈱		
京都京阪バス㈱ 宇治運輸㈱		
その他の機関		その都度必要な事項

資料1－31　自衛隊派遣要請系統図

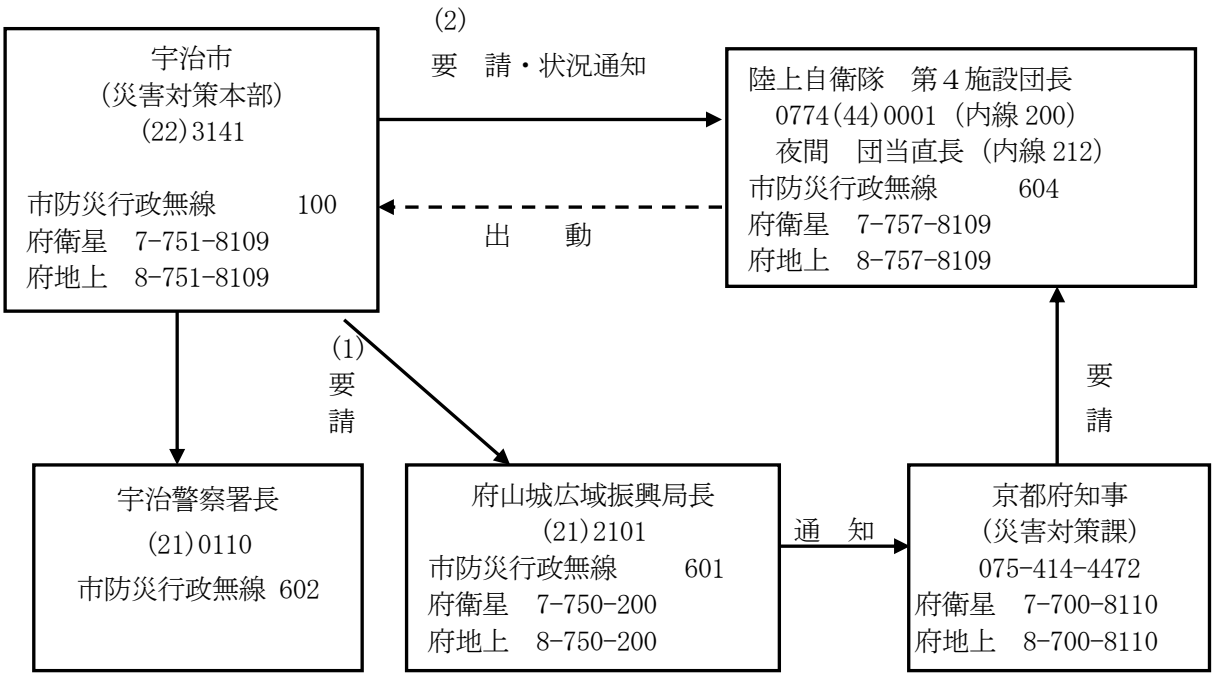

資料1－32 ヘリコプター離着陸予定地一覧

所　在　地	名　　称 （G：グランド）	座　標	面積 （㎡）	管理者	連絡先	担当署
宇治市広野町 八軒屋谷 山城総合 運動公園	球技場Ｂ	E135° 48`26`` N 34° 52`05``	10,500	京都府	0774- 24-1313	中消防署
	第２競技場	E135° 48`31`` N 34° 52`12``	10,000			
	陸上競技場	E135° 48`32`` N 34° 52`05``	10,000			
	野球場１	E135° 48`21`` N 34° 51`50``	12,000			
	野球場２	E135° 48`22`` N 34° 51`54``	5,500			
	野球場３・４	E135° 48`16`` N 34° 51`53``	11,000			
宇治市伊勢田町 西遊田 1-1	府南部総合地 方卸売市場Ｇ	E135° 46`08`` N 34° 53`13``	9,000	宇治市 公園公社	0774- 39-9251	西消防署
宇治市小倉町 蓮池 20-1	西宇治公園	E135° 46`47`` N 34° 53`51``	14,000	宇治市 公園公社	0774- 39-9251	西消防署
宇治市五ケ庄 三番割	京都大学 宇治総合運動場	E135° 48`45`` N 34° 54`28``	55,296	京都大学 （学生科）	075- 753-2504	東消防署
宇治市池尾 仙郷山	喜撰山ダム	E135° 51`16`` N 34° 53`21``	4,800	関西電力(株) 京都水力 センター	075- 200-0043	東消防署
宇治市西笠取 辻出川西	アクトパル宇治 桜の広場	E135° 46`47`` N 34° 53`51``	3,300	宇治市野外 活動センター	075- 575-3501	東消防署

資料1－33 市有応急給水用機器の種別、能力及び調達可能数

令和6年4月現在

種　　別	容　量・規　格	保有台数	所属
給　水　車	3,000リットル	1台	公営企業上下水道部
〃	2,000リットル	1台	〃
〃	1,400リットル	1台	〃
据置給水タンク（ポリエチレン製）	1,000リットル	4台	〃
〃	500リットル	4台	〃
〃　　（布製）	5,700リットル	1台	〃
〃	4,000リットル	1台	〃
仮設給水タンク（組立式）	1,000リットル	1台	〃
仮説給水栓（組立式）	6栓	6基	〃
〃	4栓	10基	〃
据置給水タンク運搬可能車	1トン　トラック	1台	〃

資料1－34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

令和８年２月１日現在

炊き出し所の名称	所在地	設備内容				炊き出し能力(炊飯量)(ﾘｯﾄﾙ)	炊き出し可能人員(人)
		釜(種別)(数量)ﾘｯﾄﾙ	数量	水源	火力源		
御蔵山小学校 TEL39-9156	木幡御蔵山	190 140	2 6	上水道 〃	都市ガス 〃	594	2,970
木幡小学校 TEL39-9154	木幡赤塚	190 140	1 5	〃 〃	〃 〃	433	2,165
岡屋小学校 TEL39-9152	五ケ庄寺界道	140	6	〃	〃	408	2,040
南部小学校 TEL39-9150	五ケ庄戸ノ内	140	6	〃	〃	408	2,040
宇治小学校 黄檗中学校 TEL39-9145	五ケ庄三番割	190 140 130	1 1 3	〃 〃 〃	〃 〃 〃	350	1,750
三室戸小学校 TEL39-9148	菟道岡谷	140 80 110	3 1 1	〃 〃 〃	〃 〃 〃	294	1,470
菟道小学校 TEL39-9110	宇治塔川	140 110	4 1	〃 〃	〃 〃	326	1,630
菟道第二小学校 TEL39-9112	宇治琵琶	140 110	4 2	〃 〃	〃 〃	380	1,900
槇島小学校 TEL39-9117	槇島町吹前	140 190	4 1	〃 〃	プロパンガス 〃	365	1,825
北槇島小学校 TEL39-9119	槇島町本屋敷	140 110	4 1	〃 〃	都市ガス 〃	326	1,630
神明小学校 TEL39-9114	神明石塚	140 190	4 1	〃 〃	〃 〃	365	1,825
小倉小学校 TEL39-9121	小倉町西畑	140 190	6 1	〃 〃	〃 〃	501	2,505
南小倉小学校 TEL39-9131	小倉町南浦	140 110	1 4	〃 〃	〃 〃	284	1,420
北小倉小学校 TEL39-9129	小倉町堀池	140 110	3 2	〃 〃	プロパンガス 〃	312	1,560
西小倉小学校 TEL39-9127	伊勢田町遊田	140 110	4 1	〃 〃	都市ガス 〃	326	1,630

炊き出し所の名称	所在地	設備内容				炊き出し能力(炊飯量)(ﾘｯﾄﾙ)	炊き出し可能人員(人)
		釜(種別)(数量)ﾘｯﾄﾙ	数量	水源	火力源		
伊勢田小学校 TEL39-9125	伊勢田町井尻	140	6	上水道	都市ガス	408	2,040
大開小学校 TEL39-9136	広野町大開	140	6	〃	〃	408	2,040
大久保小学校 TEL39-9134	広野町中島	190 140 80	2 2 1	〃 〃 〃	〃 〃 〃	222	1,110
平盛小学校 TEL39-9140	大久保町平盛	140 110	4 2	〃 〃	〃 〃	380	1,900
西大久保小学校 TEL39-9138	大久保町旦椋	140 110	3 2	〃 〃	〃 〃	312	1,560
お茶と宇治のまち歴史公園	菟道丸山	90	2	〃	〃	120	600

※なお、令和8年4月1日付で「宇治市学校給食センター」を追加するとともに、「南小倉小学校」、「北小倉小学校」、「西小倉小学校」を削除する予定。

資料1－35 応急仮設住宅建設候補地一覧

1．宇治市立施設

番号	施設名	建設戸数（戸）	優先順位	施設担当課
1	アクトパル宇治（三角広場）	20	1	生涯学習課
2	アクトパル宇治（第一駐車場）	14	1	生涯学習課
3	アクトパル宇治（第二駐車場）	25	1	生涯学習課
4	平尾台第４児童公園	17	1	公園緑地課
5	菟道公園	17	1	公園緑地課
6	黄檗ふれあい公園	27	1	公園緑地課
7	城南荘児童公園	24	1	公園緑地課
8	西宇治体育館（西宇治公園）	120	1	公園緑地課
9	北山公園	12	1	公園緑地課
10	笠取小学校	31	2	学校管理課
11	笠取第二小学校	30	2	学校管理課
12	木幡小学校	52	2	学校管理課
13	御蔵山小学校	85	2	学校管理課
14	木幡中学校	144	2	学校管理課
15	宇治小学校・黄檗中学校	84	2	学校管理課
16	岡屋小学校	64	2	学校管理課
17	東宇治中学校	124	2	学校管理課
18	南部小学校	80	2	学校管理課
19	三室戸小学校	63	2	学校管理課
20	菟道小学校	92	2	学校管理課
21	菟道第二小学校	100	2	学校管理課
22	大開小学校	65	2	学校管理課
23	広野中学校	163	2	学校管理課
24	大久保小学校	80	2	学校管理課
25	槇島小学校	137	2	学校管理課
26	北宇治中学校	143	2	学校管理課
27	北槇島小学校	77	2	学校管理課
28	槇島中学校	140	2	学校管理課
29	北小倉小学校	84	2	学校管理課
30	西小倉小学校　（※２）	97	2	学校管理課
31	西小倉中学校	133	2	学校管理課
32	南小倉小学校	74	2	学校管理課
33	西大久保小学校(※１）（※２）	70	3	学校管理課
34	平盛小学校	71	2	学校管理課
35	宇治中学校　　（※２）	113	3	学校管理課
36	神明小学校　　（※２）	64	3	学校管理課
37	小倉小学校　　（※２）	77	3	学校管理課
38	伊勢田小学校　（※１）（※２）	90	3	学校管理課
39	西宇治中学校　（※１）（※２）	192	3	学校管理課
40	南宇治中学校　（※２）	148	3	学校管理課
合　計		3,233		

(※１)雨水地下貯留施設のある施設

(※２)グラウンド貯留施設のある施設

２．京都府立施設

番号	施設名	建設戸数（戸）
1	山城総合運動公園	809
2	東宇治高等学校	239
3	菟道高等学校	130
4	城南菱創高等学校	99
5	京都府立学校共用運動場(城南の丘グラウンド)(※２)	174
6	宇治支援学校	41
合　計		1,492

資料1-36　緊急通行車両取扱様式

記号及び受理番号	京　事前第　号	受理年月日	年　月　日

災害
緊急事態応急対策用
地震防災
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

京都府公安委員会　殿

申請者　住所
電話
氏名　印

指定行政機関等	1　指定行政機関　2　指定地方行政機関　3　地方公共団体（執行機関を含む。）4　指定公共機関　5　指定地方公共機関　6　関係機関・団体　7　その他	
	名称	
番号標に表示されている番号		
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容	1　警報の発令等　2　消防、水防等応急措置　3　救難・救助・保護　4　児童・生徒の応急の教育　5　施設・設備の応急の復旧等　6　清掃、防疫等保健衛生　7　犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持　8　緊急輸送の確保　9　災害の発生の防御、拡大の防止　10　食糧、医薬品その他の物資の確保　11　放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去　12　輸送及び通信の措置　13　国民生活安定の措置　14　被害の復旧	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話
	氏名	
出発地		

京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無
		その他（　　）	

注　この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

京　事前第　号

災害
緊急事態応急対策用
地震防災
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　月　日

京都府公安委員会　印

注　1　災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。

2　この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。

3　届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。

(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。

(2) 廃車となったとき。

(3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。

第９号様式

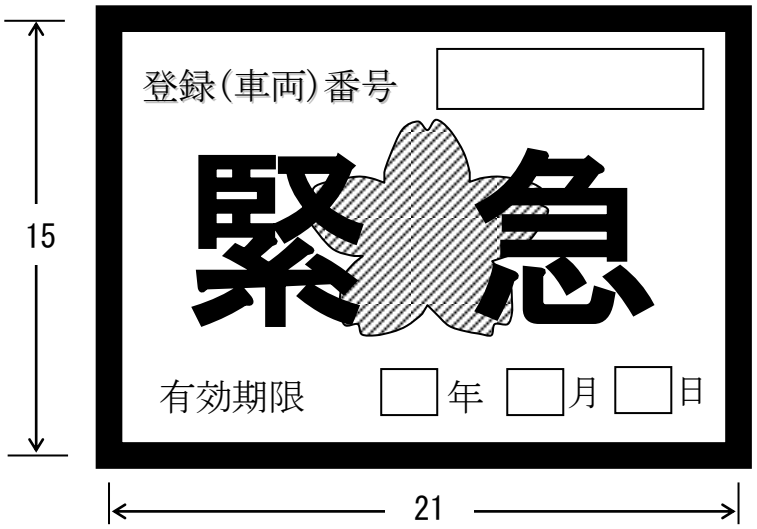

備考１．色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２． 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３．図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（裏　面）

１．注意事項

⑴ この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。

⑵ 確認された日時が過ぎたときは、はやく警察にかえすこと。

２．通行を確認する条件

⑴ 上記の注意事項を必ず守ること。

⑵ 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。

⑶ この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

第１０号様式

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号
年　　月　　日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書
知　　事　　㊞
公安委員会　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に標示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

資料1－37 公用自動車（市有車両）等一覧表

令和7年4月1日現在

種類	総務班	消防班	生活環境班	福祉班	建設班	上水道班	教育班	合計
乗用車	5							5
乗用車（ワゴン）	2						2	4
乗用車（ワゴン） ※広報車	3							3
普通乗合（バス）	2						1	3
小型貨物車（ダンプ）			3					3
小型貨物車（平ボデー）			4					4
塵芥車（プレス車2・4t含）			25					25
公共応急作業車					2	1		3
給水車						3		3
軽四貨物車（保冷車含） 軽四貨物車 ※広報車	106					17	1	124
軽トラック	11				3	2		16
軽ダンプ	2		5					7
梯子付消防自動車		2						2
化学消防ポンプ自動車		2						2
水槽付消防ポンプ自動車		4						4
消防ポンプ自動車		4						4
救助工作車（消防ポンプ救助車含）		2						2
資機材搬送車		1						1
救急自動車		6						6
指令車		4						4
指揮指令車		1						1
舟艇搬送車		1						1
水防資材搬送車		3						3
人員搬送車		1						1
広報車（査察車）		5						5
舟艇		2						2
小型動力ポンプ車積載車		7						7
指令広報車		1						1
バイク（50cc）	4	5		13				22
電気自動車	3							3
軽乗用車	12							12
電動機付自転車	5							5
無人航空機		2						
合計	**155**	**51**	**37**	**13**	**5**	**23**	**4**	**288**

資料1－38 処理施設等の現況

１．　ごみ処理施設

◎　城南衛生管理組合　クリーンパーク折居（竣工・・・平成 30 年 3 月）
　所在地　　・・・京都府宇治市宇治折居 18 番地
　処理対象　・・・可燃性一般廃棄物（市町収集）
　処理方式　・・・全連続燃焼式焼却炉
　処理能力　・・・57.5ｔ/24h×2 炉

◎　城南衛生管理組合　クリーン 21 長谷山（竣工・・・平成 18 年 8 月）
　所在地　　・・・京都府城陽市富野長谷山 1 の 270
　処理対象　・・・可燃性一般廃棄物（市町収集・自己搬入）
　処理方式　・・・全連続燃焼式焼却炉
　処理能力　・・・120t/24H×2 炉

◎　城南衛生管理組合　リサイクルセンター長谷山（竣工・・・平成 27 年 3 月）
　所在地　　・・・京都府城陽市富野長谷山 1 の 270
　処理対象　・・・不燃性一般廃棄物（市町収集・自己搬入・ｽﾌﾟﾚｰ缶）、ﾌﾟﾗﾏｰｸ（市町収集）
　処理方式　・・・二軸低速回転式＋竪型高速回転式
　処理能力　・・・60t／日（不燃性一般廃棄物）、17t／日（プラマーク）

◎　城南衛生管理組合　エコ・ポート長谷山（竣工・・・平成 11 年 1 月）
　所在地　　・・・京都府城陽市富野長谷山 1 の 270
　処理対象　・・・缶、びん、ペットボトル、紙パック
　処理能力　・・・46t／日

◎　城南衛生管理組合　グリーンヒル三郷山（竣工・・・平成 13 年 3 月）
　所在地　　・・・京都府久世郡久御山町佐古梶石 1-3
　処理方式　・・・サンドイッチ工法
　埋立地面積・・・59,000 ㎡
　埋立地容量・・・200,000 ㎥
　排水処理　・・・生物処理＋高度処理（100m３／日）

◎　一般財団法人宇治廃棄物処理公社（開設・・・昭和 53 年 6 月）
　所在地　　・・・京都府宇治市池尾仙郷山 6 番地 2
　処理対象　・・・一般廃棄物（不燃ごみ・粗大ごみ）、産業廃棄物（燃え殻・廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず・鉱さい・がれき類）
　処理方式　・・・コンパクターによる破砕・圧縮後・土砂とのサンドイッチ方式
　埋立地面積・・・第 1 期～第 3 期処分地　合計　123,459 ㎡
　埋立地容量・・・第 1 期～第 3 期処分地　合計　1,171,156 ㎥
　排水処理　・・・凝集沈殿＋急速ろ過＋活性炭吸着処理（530 ㎥／日）

２．　収集運搬用機材の現況

令和７年４月１日

用途区分	車　種	台　数	備考
もえるごみ・プラマーク収集 （一部缶、乾電池、死獣収集を含む）	2t 塵芥車	21	回転板・圧縮板式
	2t 塵芥車	1	圧縮板・コンテナ式
	0.85t ダンプ車	2	
もえないごみ収集（臨時ごみ）	4t 塵芥車	1	圧縮板式
	2t 塵芥車	1	圧縮板式
	2t ダンプ車	1	パワーゲート架装
拠点回収	2t トラック	1	平ボディー
	0.85t トラック	1	平ボディー
ふれあい収集	2t トラック	2	平ボディー
その他	0.35t 軽ダンプ車	5	
合　　計		36	

３．　し尿処理施設

◎　城南衛生管理組合　クリーンピア沢（竣工・・・平成９年２月）

所在地　・・・京都府八幡市八幡沢１番地

処理対象・・・し尿及び浄化槽汚泥

処理方式・・・前処理＋希釈＋公共下水道排水

資料1－39 防災備蓄倉庫

1. 所在地

地区班	施　設　名	所　在　地	連絡方法等
菟道小	菟道小学校	宇治塔川102	39-9110　防災無線　201
	京都翔英高校第二体育館	宇治東内40-8-2	23-2238
菟道第二小	菟道第二小学校	宇治琵琶63-3	39-9112　防災無線　202
	宇治中学校	宇治矢落64-1	39-9158　防災無線　231
神明小	神明小学校	神明石塚32	39-9114　防災無線　203
槇島小	槇島小学校	槇島町吹前35	39-9117　防災無線　204
	北宇治中学校	槇島町島前33	39-9160　防災無線　232
北槇島小	北槇島小学校	槇島町本屋敷40-2	39-9119　防災無線　205
	槇島中学校	槇島町本屋敷35-1	39-9162　防災無線　233
小倉小	小倉小学校	小倉町西畑1-4	39-9121　防災無線　206
伊勢田小	伊勢田小学校	伊勢田町井尻3	39-9125　防災無線　207
	西宇治中学校	伊勢田町南山21-1	39-9166　防災無線　235
西小倉小	西小倉小学校	伊勢田町遊田69	39-9127　防災無線　208
	西小倉中学校	伊勢田町遊田7-1	39-9164　防災無線　234
北小倉小	北小倉小学校	小倉町堀池72	39-9129　防災無線　209
	西宇治体育館	小倉町蓮池20-1	39-9251　防災無線　422
南小倉小	南小倉小学校	小倉町南浦40－1	39-9131　防災無線　210
大久保小	大久保小学校	広野町中島1-1	39-9134　防災無線　211
	宇治支援学校	広野町丸山10	41-3701　防災無線　616
大開小	大開小学校	広野町大開35	39-9136　防災無線　212
	広野中学校	広野町尖山3	39-9170　防災無線　237
西大久保小	西大久保小学校	大久保町旦椋25	39-9138　防災無線　213
平盛小	平盛小学校	大久保町平盛91-3	39-9140　防災無線　214
	南宇治中学校	大久保町平盛31-5	39-9168　防災無線　236
宇治小	宇治小学校 黄檗中学校	五ケ庄三番割27	39-9145 39-9143　防災無線　215
	黄檗体育館	五ケ庄三番割25-1	39-9429　防災無線　421
	東消防署	木幡南端5番地	39-9415　防災無線　504
三室戸小	三室戸小学校	菟道岡谷16－2	39-9148　防災無線　216
南部小	南部小学校	五ケ庄戸ノ内15-1	39-9150　防災無線　217
	お茶と宇治のまち 歴史公園	菟道丸山203-1	24-2700　防災無線　252
岡屋小	岡屋小学校	五ケ庄寺界道37-3	39-9152　防災無線　218
	東宇治中学校	五ケ庄池ノ浦36-1	39-9172　防災無線　238
木幡小	木幡小学校	木幡赤塚4	39-9154　防災無線　219
御蔵山小	御蔵山小学校	木幡御蔵山39-4	39-9156　防災無線　220
	木幡中学校	木幡内畑34	39-9174　防災無線　239
笠取小	笠取小学校	西笠取石原22	075-571-0018　防災無線　221
笠取第二小	笠取第二小学校	炭山直谷21	32-4238　防災無線　222
本部	宇治市役所	宇治琵琶33	39-9421　防災無線　100

2. 備蓄資材一覧

① 分散備蓄資材　　令和8年2月1日現在

地区班	施　設　名	簡易トイレ（組）	凝固剤（個）	ﾏﾝﾎｰﾙトイレ（台）	毛布（枚）	高齢者おむつ（枚）	乳幼児おむつ（枚）	生理用品（枚）	発電機（台）	簡易間仕切り（組）
菟道小	菟道小	40	1,600	1	500	204	748	600	3	20
	京都翔英				100					
菟道第二小	菟道第二小	30	1,600	1	120	420	1,124	600	3	20
	宇治中				50					
神明小	神明小	30	1,600	1	400	228	468	1,600	3	20
槇島小	槇島小	20	800		50	204	512	1,000	1	20
	北宇治中				50					
北槇島小	北槇島小	30	1,600	1	500	204	468	600	3	20
	槇島中				20					
小倉小	小倉小	20	1,200	1	50	192	504	600	2	
伊勢田小	伊勢田小	20	1,200	1	300	204	468	600	3	20
	西宇治中				50					
西小倉小	西小倉小	30	1,200	1	50	420	972	1,600	3	20
	西小倉中				50					
北小倉小	北小倉小	20	800	1	1,500	192	504	600	3	20
	西宇治体育館	10	800		1,000	228	468	1,200		20
南小倉小	南小倉小	95	4,000	4	1,000	912	1,512	1,200	3	20
大久保小	大久保小	20	1,200	1	400	228	936	1,600	3	20
	宇治支援学校	10	800		100	228	468	600		10
大開小	大開小	30	1,600	1	900	432	2,790	1,600	3	20
	広野中				50					
西大久保小	西大久保小	40	1,600	4	1,000	192	504	600	3	20
平盛小	平盛小	20	1,200		50	192	504	100	1	
	南宇治中	10	800		700				2	20
宇治小	宇治小 黄檗中 黄檗体育館 東消防署	20	1,200	2	1,400	192	468	600	3	20
三室戸小	三室戸小	40	1,600	6	670	576	504	1,200	3	20
南部小	南部小	30	1,600	1	400	204	468	1,600	3	20
	お茶と宇治のまち歴史公園			5						
岡屋小	岡屋小	30	1,600	1	30	192	504	600	3	20
	東宇治中				50					
木幡小	木幡小	20	1,200	1	900	192	982	800	3	20
御蔵山小	御蔵山小	20	800		50	408	1,936	1,000	1	20
	木幡中				50					
笠取小	笠取小	5	400		50	204	544	100	1	20
笠取第二小	笠取第二小	30	800	1	450	192	504	1,200	3	20
本部	宇治市役所	30	1,200	1	360	1,812	6,128	756	10	90
計		700	34,000	36	13,400	8,652	23,228	22,556	69	540

② 集中備蓄資材　　令和８年２月１日現在

品　目		南小倉小	大開小	西大久保小	三室戸小	南部小	木幡小	笠取小	笠取第二小	宇治市役所	計
乾パン	（缶）	2,000	1,000	2,000	2,000		1,000	1,000	1,000	1,104	11,104
アルファ化米（白粥・梅粥等含む）	（食）	6,000		6,000	6,000					7,400	25,400
液体ミルク	（本）									480	480
粉ミルク（缶）（スティック）	（缶）（箱）									28 350	28 350
コンパクトタオル	（枚）	900	300	1,200	300	300			300	600	3,900
緊急水袋	（枚）	4,500	100	600	300				200	3,000	8,700
救助器具セット	（台）	1		2	5					6	14
ワンタッチ担架	（本）	5		5	10						20
リヤカー	（台）	1		1	2						4
脚立	（脚）	1		1	2						4
鋸	（本）	3	1	2	7	1			1	7	22
ハンマー	（本）	3	1		3	1			1	3	12
ブルーシート	（枚）	10	1	10	14	6			1	5	47
バール	（本）	3	1	4	7	1			1	3	20
ボルトクリッパー	（本）	2	1	1	1	1			1	4	11
剣先スコップ	（本）	10	3	10	9	3			5	10	50
ロープ	（本）	5	1	5	2	1			1	3	18
バケツ	（個）	40	10	16	50	10			10	48	184
簡易浄水器	（台）	1			1					5	7
投光器セット	（台）	3		2	4					2	11
緊急用浄水器	（台）	1		1	2						4
災害時用煮炊釜セット	（台）	1		1	2						4
多人数型救急箱	（セット）	1		1	2					2	6
拡声器	（台）	5	1	1	4	2			1	6	20
石油ストーブ	（台）	10	5	10	5	2			2	6	40
テント	（張）				2					3	5
車椅子	（台）	5		5	6				2	2	20
体育館用間仕切り	（セット）	1		1	2						4

資料1－40 災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表

1. 協力店

（令和７年3月現在）

	小売店等名	所在地	電話番号
1	フレンドマートG宇治市役所前店	宇治市宇治下居 46 番地 1	0774-28-6850
2	木村畳店	宇治市宇治妙楽 13-17	0774-21-4665
3	シューズショップ ヤスケ	宇治市宇治妙楽 168	0774-21-2977
4	太田電機(株)	宇治市宇治妙楽 29	0774-21-2525
5	村田寝具(株)	宇治市大久保町西ノ端 1-21	0774-41-2868
6	雨堤商店	宇治市木幡正中 43	0774-31-8710
7	(株)平和堂フレンドマート御蔵山店	宇治市木幡平尾 27-1	0774-38-1820
8	宇治石油(株)	宇治市菟道荒槇 19-14	0774-22-3717
9	ホームセンターダイキ宇治東店	宇治市菟道平町 42-2	0774-38-0701
10	澤田清治	宇治市開町 28-10	0774-43-5111
11	(株)大久保薬局	宇治市広野町西裏 100	0774-41-6988
12	(株)アルペン 宇治店	宇治市槇島町大川原 16	0774-20-5531

2. 対象品目

品目群	主な品目
①被服・寝具	幼児服、雨衣、防寒衣、下着大人用、靴下、軍手、ジャージ上下、毛布 布団、タオルケット
②日用品等	石けん、歯ブラシ、歯磨(チューブ)、洗剤、シャンプー、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、濡れティッシュ、ごみ袋、バケツ、紙おむつ大人用、紙おむつ子供用、生理用品、マスク、ガムテープ、ポリタンク(20ﾘｯﾄﾙ)、ブルーシート、使い捨てカイロ、ゴム長靴、運動靴、かさ、スコップ
③食器等	茶わん、皿、はし、紙コップ、紙皿、鍋、包丁、まな板、ヤカン、 缶切り
④光熱材料	簡易ライター、マッチ、ローソク、灯油、乾電池、懐中電灯、 卓上ガスコンロ、カセットボンベ
⑤応急復旧資材	セメント、畳、釘、針金、トタン板、ベニヤ板、たる木、ロープ、 土のう袋

※調達可能な品目は協力店により異なる

京都府府民生活部消費生活安全センター

3. 調達フロー図

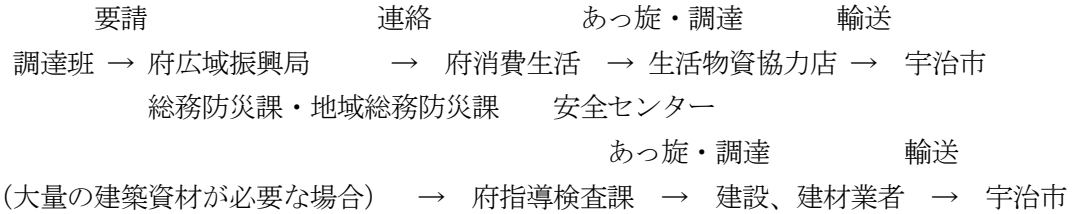

資料１－４１
大規模自然災害に係る宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱

（平成26年11月28日　告示第174号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、大規模自然災害により生活基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を行う者に対し、その経費の全部又は一部について、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　大規模自然災害　被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「支援法」という。)第２条第１号に規定する自然災害(以下「自然災害」という。)であつて、次のいずれかに該当するもの(大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第２条第９号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他市内で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であつて市長が定めるものを除く。)をいう。

ア　被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第１条各号に掲げる自然災害を生じさせた異常な自然現象により京都府内において住宅の被害(その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。)が発生した場合における当該自然現象により生じた自然災害(市内における住宅の被害に限る。)

イ　被災者生活再建支援法施行令第１条各号に掲げる自然災害を生じさせた異常な自然現象により京都府内において住宅の被害が発生した場合における当該自然現象により生じた自然災害及び当該自然災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害(市内における住宅の被害に限る。)が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であつて、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第１項に規定する災害応急対策及び同法第87条に規定する災害復旧の実施状況その他の事情を勘案して当該これらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおける当該異なる異常な自然現象により生じた自然災害

(2)　全壊　次のいずれかに該当する住宅の被害の程度をいう。

ア　住宅全部の倒壊又は流失

イ　補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができず、又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる次のいずれかに該当する住宅の被害の程度

（ア） 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該損壊又は流失に係る住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの

（イ） 災害の被害認定基準について(平成13年６月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に係る災害に係る住家の被害認定基準運用指針(以下「運用指針」という。)を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの

(3) 大規模半壊 次のいずれかに該当する住宅の被害の程度(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該被害に係る住宅に居住することが困難であると認められるものに限る。)であつて、全壊に該当しないものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該損壊又は流失に係る住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの

(4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができると認められる次のいずれかに該当する住宅の被害の程度であつて、全壊又は大規模半壊のいずれにも該当しないものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該損壊又は流失に係る住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が、住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの

(5) 一部損壊 半壊に達しない程度の住宅の被害の程度をいう。

(6) 床上浸水 住宅の床上以上に達した程度の浸水によつて土砂、竹木等が堆積した状態等であると認められる住宅の被害の程度をいう。

(7) 被災住宅 大規模自然災害により第２号から前号までに掲げる程度の被害を受けた市内に存する住宅で、当該大規模自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。

(8) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の新築、購入若しくは補修又は被災住宅の補修を行うことをいう。

(9) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅(全壊又は大規模半壊のいずれかに該当するものに限る。)に代わる住宅として居住するための住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第２条第２号に規定する公営住宅を除く。)を賃借することをいう。

(10) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。

(11) 支援対象者 被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主をいう。

(12) 支援金 支援法第３条第１項に規定する支援金で、大規模自然災害に関し支援対

象者が受けることができるものをいう。

(13)　新築・購入費　被災住宅に代わる住宅の新築工事費又は購入費(購入後直ちに行う補修工事費を含み、土地の取得費を除く。)をいう。

(14)　補修費　被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。

(15)　賃借費　被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。

(16)　解体費等　被災住宅の解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地に係る経費をいう。

(17)　住宅再建経費　支援対象者が支出する第13号から前号までに掲げる経費をいう。

(18)　住宅再建関連経費　被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関連する経費(住宅再建経費に該当する経費を除く。)として市長が必要があると認める経費であつて、支援対象者が支出するものをいう。

(19)　支援対象経費　前２号に掲げる経費であつて、大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要な期間として市長が定める期間内にその支払が完了するもの(賃借費にあつては、当該期間の末日の属する月の前月分までの住宅の賃借に係るものに限る。)をいう。

(補助対象事業等)

第３条　補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる事業とする。

２　補助金の額は、次の各号に掲げる支援対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　住宅再建経費　別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助金の額の欄に掲げる額

(2)　住宅再建関連経費　当該住宅再建関連経費の額。ただし、当該住宅再建関連経費が50,000円を超える場合は、50,000円を超える額については、補助の対象としない。

３　一の大規模自然災害に関し、住宅再建経費及び住宅再建関連経費のいずれの経費についても補助金を交付する場合において、補助金の額が別表の補助対象事業の欄に掲げる補助対象事業の内容及び同表の支援対象者の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の補助金の額の欄に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該超える額については、補助の対象としない。

４　補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。ただし、当該額が500,000円未満の場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書(別記様式第１号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が住民基本台帳の閲覧をすることについて同意する者に係る第２号に掲げる書類の添付は、

不要とする。

(1)　り災証明書の写し(補助金の交付を受けようとする者及びその世帯に属する者の氏名の記載のあるものに限る。)

(2)　補助金の交付を受けようとする者に係る住民票記載事項証明書

(3)　支援対象経費の額を確認できる書類

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第５条　市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等によりその適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定したときは、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第２号)により、前条の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

３　市長は、補助金の不交付を決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第６条　市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を決定するに当たり、条件を付することができる。

(事業内容の変更及び承認)

第７条　補助金の交付の決定を受けた者が補助対象事業に係る事業内容の変更をしようとするときは、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業内容変更承認申請書(別記様式第3号。以下「変更申請書」という。)により市長に申請しなければならない。ただし、当該変更に係る事項が次の各号のいずれか又は全てにのみ該当する場合にあつては、この限りでない。

(1)　住宅再建経費又は住宅再建関連経費の額(交付決定額の変更を伴わないものに限る。)

(2)　工事着手年月日又は工事完了(予定)年月日(工事完了(予定)年月日の年度の変更を伴わないものに限る。)

２　前項の場合において、同項の変更に係る事項が交付決定額の変更を伴うものであるときは、変更申請書に第４条第３号に掲げる書類を添えなければならない。

３　市長は、第１項の規定による申請を受けたときは、その内容等を検討し、当該変更を承認したときは、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業内容変更承認書(別記様式第４号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の終了報告)

第８条　補助金の交付の決定を受けた者及び補助金の変更の承認を受けた者は、補助対象

事業の完了後市長が定める期日までに、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書(別記様式第５号)に補助金の交付の対象となる経費を支払つたことを確認できる書類その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の確定通知）

第９条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助対象事業の内容が補助金の交付の目的及び補助金の交付の決定に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付確定通知書(別記様式第６号)により、当該報告をした者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条　前条の規定による補助金の確定の通知を受けた者は、宇治市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付請求書(別記様式第7号)により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求をした者に対し、補助金を交付する。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年８月８日以後に発生した災害について適用する。

資料１－42　緊急輸送道路一覧表

令和7年4月1日現在

緊急輸送道路一覧表（※1）

（単位:km）

区分（※2）	道路種別	路線名	区間	延長
1次	その他有料道路等	京滋バイパス	滋賀県境～京都市境	15.5
			京都市境～大山崎JCT	2.0
1次	一般国道（指定区間）	24号	京都市境～奈良県境	27.3
1次	主要地方道	京都宇治線	宇治東IC～ （主）宇治淀線交点	1.5
1次	主要地方道	宇治淀線	（主）京都宇治線交点 ～国道24号交点	5.0
2次	主要地方道	城陽宇治線	国道24号交点（新名神側）～ 国道24号交点（京滋バイパス側）	7.0
2次	一般府道	黄檗停車場線	陸上自衛隊宇治駐屯地～ 国道24号交点	0.9
2次	一般府道	山城総合運動公園城陽線	山城総合運動公園～国道２４号交差点	3.8
2次	市町村道	宇治市道　宇治白川線	（主）宇治淀線交点～ 山城総合運動公園	1.5

※1　宇治市に関わる道路のみ抜粋

※2　1次・・・第１次緊急輸送道路
・府庁と総合庁舎（宇治、亀岡、舞鶴、峰山）を連絡する道路
・他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）
・重要港湾舞鶴港を連絡する道路
2次・・・第2次緊急輸送道路
・第１次緊急輸送道路と市町村役場等、その他の防災拠点を連絡する道路

資料１－４３　重要な避難路一覧

国道	1号（京滋バイパス）
	24号
府道	宇治淀線
	京都宇治線
	向島宇治線
	八幡宇治線
	大津南郷宇治線
	二尾木幡線
	城陽宇治線
	大津宇治線
	宇治小倉停車場線
	黄檗停車場線
	山城総合運動公園城陽線
市道	南陵線
	下居大久保線
	大久保名木線
	川東京大線
	蛇塚南陵線
	明星線
	城陽宇治線
	木幡日野線
	黄檗山手線
	羽戸山1号線
	西田熊小路線
	十一外線
	矢落薗場線
	小倉安田線
	宇治白川線
	菟道志津川線
	宇治志津川線
	新開三番割線
	堀池南落合線
	春日森落合線
	宇治槇島線
	菟道槇島線
	槇島町１１号線
	槇島町７０号線
	槇島町１５９号線
	伊勢田町４１号線
	伊勢田町５８号線
	開町１７号線

資料１－４４　指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

資料１－４５　特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した落雷の下で発生することが多い、竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※　地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。
　地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

資料１－４６　キキクル等の種類と概要

種　類	概　要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から全員の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から全員の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

２．一般対策編資料

資料2－1 市内を流れる主な河川等

令和7年4月1日現在

種別		管理者		数	延長(km)
河川法の適用を受けるもの	一級河川（指定区間外）	国土交通大臣		4	9.65
	一級河川（指定区間）	京都府知事		9	28.15
	準用河川	宇治市長		1	1.61
下水道法の適用を受けるもの	公共下水道（雨水）	宇治市長		19	25.25
	都市下水路	宇治市界	城陽市長	1	1.09
その他	普通河川・その他水路	京都府知事 宇治市長 巨椋池土地改良区		184	113.97

（注）1　延長は宇治市域のみ、概数。

2　その他は流域面積0.05ｋ㎡以上のもの。

3　公共下水道は、主要な管渠のみ。

資料2－2 河川改修計画

令和７年４月１日現在

対象地区	河川名	全体計画			改修済延長(m)	備考
		箇所	延長(m)	主な構造		
広野	準用河川名木川	広野町中島～大谷川合流点	1,592	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ	1,342	
広野	三軒谷川	広野町丸山～名木川合流点	783	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄRC三面張	683	
木幡	観音寺川	木幡南山～堂ノ川合流点	1,250	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ	1,150	
東笠取	東笠取川	東笠取平出～東笠取中畑	1,400	RC三面張	66.0	
菟道	戦川	菟道只川～菟道中筋	336.5	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積石積	292.9	
菟道	菟道大谷川	菟道大谷～菟道河原	398.1	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積石積	382.0	

資料2－3 樋管･樋門及び排水機場操作管理体制一覧

設置箇所	施設名称	管　理　者 (受託管理者)
宇治川右岸	五ケ庄排水樋門	宇治市
	黄檗排水機場 (大八木島排水樋門)	宇治市
	針ノ木排水機場	国土交通省 (宇治市)
	車田排水樋門	宇治市
	車田排水樋管	宇治市
	丸山第一排水樋管	宇治市
	丸山第二排水樋管	宇治市
	乙方排水樋管	宇治市
宇治川左岸	井川排水機場	宇治市
	折居川排水樋門	宇治市
	塔ノ川排水樋管	宇治市
	塔ノ島第一排水機場	宇治市
	塔ノ島第二排水機場	宇治市
山科川左岸	大島排水機場	国土交通省 (京都府・宇治市)
	東宇治下水処理場排水樋門	宇治市

※宇治市での担当課：建設部維持課・治水対策課・水管理センター（２２－３１４１）

資料2－4 操作･管理手順概要

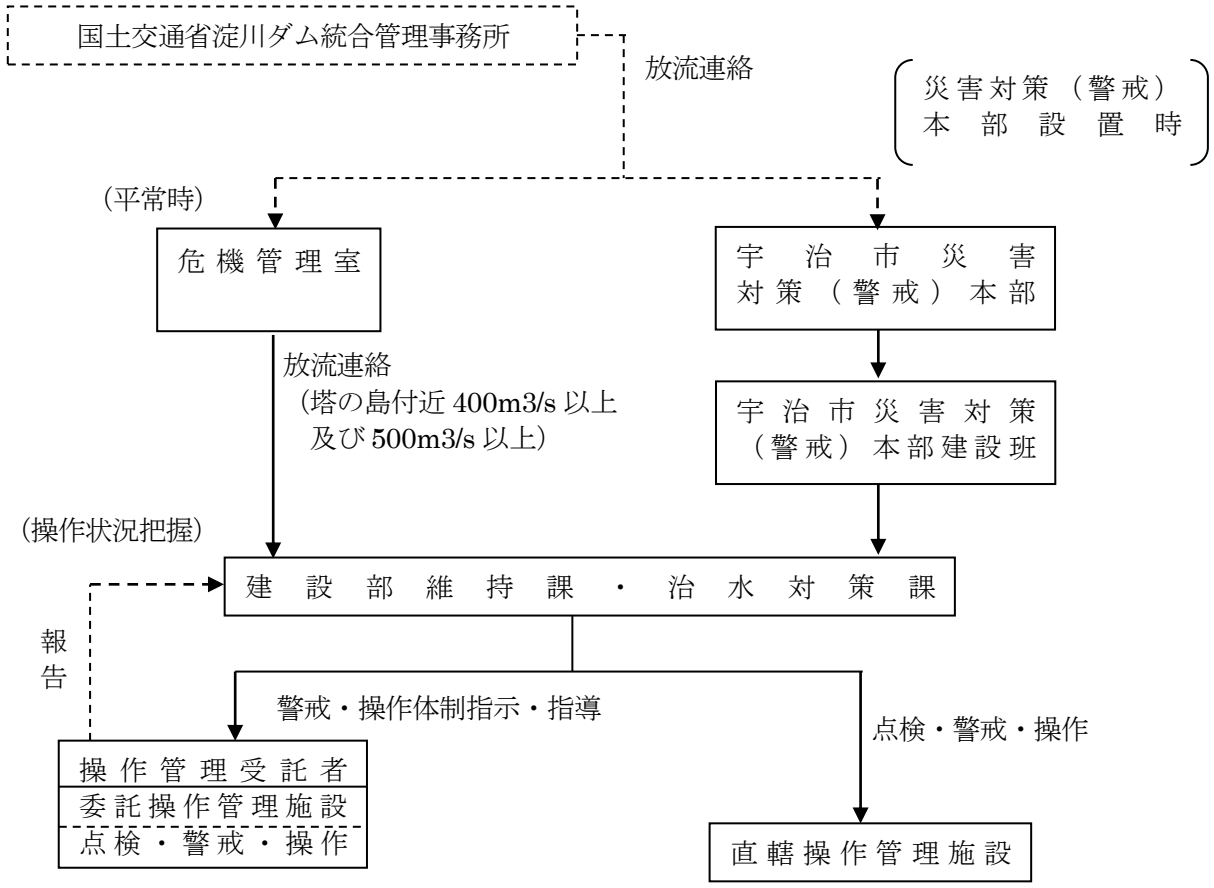

資料2－5 水位観測所

河川名	位　置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	既往最高水位	所　管
宇治川	槇尾山	m 2．00	m 3．00		国土交通省
〃	宇　治	m —	m —	昭和 28.9.25　3.23m	〃
弥陀次郎川	五ケ庄 北ノ庄	m 0．40	m 1．00		京都府
堂ノ川	木幡 熊小路				〃
戦川	菟道中筋				〃
志津川	志津川 東組				〃
井川	伊勢田町遊田				〃
〃	小倉町 老ノ木				〃
名木川	久御山町 林八幡講				〃
古川	久御山町 佐古外屋敷	m 1．80	m 2．20		〃
山科川	京都市 山科区 歓修寺 東寺町	m 1．20	m 2．20		〃

資料2－6 雨量観測所・河川防災カメラ

① 雨量観測所

観測所名	位　　置	既往最大日雨量	所　　管
	うじ安心館	昭和 61.7.21　233.0mm	宇治市
宇治	山城広域振興局　21－2101	昭和 34.8.13　250.2mm	京都府
笠取	西笠取石原		〃
天ケ瀬	天ヶ瀬ダム管理支所　22－2188	昭和 34.8.13　285.6mm	国土交通省
西笠取	西笠取辻出		〃
弥陀次郎川流域	菟道新池		京都府

② 河川防災カメラ

河川名	位置	所管
宇治川	針ノ木	淀川河川事務所
〃	五ヶ庄戸ノ内	〃
〃	宇治山王	〃
〃	槇島町清水	淀川ダム統合管理事務所
〃	槇島町宇治槇島	〃
〃	宇治橘橋	〃
〃	槇島町槇尾山（ダム下流）	〃
〃	宇治金井戸（ダム直下）	〃
〃	宇治金井戸（ダム上流）	〃
〃	槇島町槇尾山（ダム堤頂右岸）	〃
〃	槇島町槇尾山（ダム堤頂左岸）	〃
弥陀次郎川	五ケ庄北ノ庄	京都府
古川	久御山町佐古	〃
井川	宇治市小倉町老ノ木	〃
堂の川	宇治市木幡熊小路	〃
山科川	京都市山科区歓修寺	〃

資料2－7 洪水浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設一覧

①地下街等の地下施設　　令和7年4月1日現在

No.	施 設 名 称	所在地	電話	管理者	淀	山科
1	京都市営地下鉄　六地蔵駅	宇治市六地蔵奈良町		京都市	○	○

②要配慮者利用施設

施設区分	NO	施設名称	所在地	電話	管理者	淀	山科
高齢者福祉施設	1	デイケアじんの	六地蔵町並39	38−1616		○	○
	2	木幡地域福祉センター	木幡東中47-4	39−9225	宇治市	○	○
	3	あいらの杜 宇治五ヶ庄	五ケ庄戸ノ内19-1	66−6021		○	
	4	宇治病院（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）	五ケ庄芝ノ東54-2	33−5304		○	
	5	平成老人保健施設（介護老人保健施設）	五ケ庄芝ノ東54-2	33−5000		○	
	6	平成老人保健施設（短期入所療養介護）	五ケ庄芝ノ東54-2	33−5000		○	
	7	やよい館宇治	菟道平町16-1他	22−7586		○	
	8	デイサービスセンター菩提樹	菟道平町17	20−2312		○	
	9	みむろどデイサービス	莵道叡里41番地 コスモウイング宇治101号	21−1112		○	
	10	志津川五和の園老人保健施設	志津川南詰12	23−5070		○	
	11	宇治やすらぎの家（小規模多機能型居宅介護）	宇治戸ノ内22-6	20−6300		○	
	12	宇治やすらぎの家（認知症対応型共同生活介護）	宇治戸ノ内22-6	20−6300		○	
	13	デイサービスみやび	宇治戸ノ内56	25−5350		○	
	14	社会福祉法人悠仁福祉会　京都認知症総合センター	宇治里尻36-35	25−2577		○	
	15	デイサービスセンターヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25−2577		○	
	16	特別養護老人ホームヴィラ鳳凰（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）	宇治里尻36-35	25−2577		○	
	17	ケアハウスやまぶき	宇治里尻36-35	25−2577		○	
	18	特別養護老人ホームヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25−2577		○	
	19	グループホームヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25−1130		○	
	20	オレンジデイサービスセンターヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25−1120		○	
	21	あさくら診療所（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）	大久保町山ノ内19-1	46−5151		○	
	22	デイサービスセンターリエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29−9039		○	
	23	小規模多機能ホームリエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29−9022		○	
	24	グループホームリエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29−9023		○	
	25	平盛デイサービスセンター	大久保町平盛91-3	45−2940		○	
	26	平盛デイホーム	大久保町平盛91-3	45−2940		○	
	27	デイサービスセンターさわらび園	槇島町郡50-1	21−6603		○	
	28	ショートステイさわらび園	槇島町郡50-1	21−6603		○	
	29	特別養護老人ホーム宇治さわらび園	槇島町郡50-1	21−6603		○	
	30	ケアハウスさわらび園	槇島町郡50-1	21−6172		○	
	31	槇島地域福祉センター	槇島町石橋13	23−0114		○	
	32	宇治徳洲会介護センター　通所リハビリテーション	槇島町石橋145	25−2015		○	
	33	医療法人徳洲会 宇治徳洲苑	槇島町石橋145	25−7110		○	
	34	特別養護老人ホーム宇治愛の郷（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）	槇島町石橋151-1	21−0005		○	
	35	特別養護老人ホーム宇治愛の郷	槇島町石橋151-1	21−0005		○	
	36	複合型施設鳳凰槇島	槇島町大川原35-5	25−2050		○	
	37	グループホーム鳳凰槇島	槇島町大川原35-5	25−2050		○	
	38	みどり機能訓練デイサービスセンター	槇島町南落合56-1	26−2447		○	
	39	メイプルリーフ宇治	槇島町本屋敷10-1	20−6288		○	
	40	グループホームメイプルリーフ宇治	槇島町本屋敷10-1	28−6262		○	
	41	メイプルリーフ槇島	槇島町本屋敷10-2	26−2885		○	
	42	医療法人鉢嶺医院（通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）	小倉町山際1-3	20−0255		○	
	43	(一財)宇治市福祉サービス公社西小倉デイサービスセンター（通所介護・通所介護相当サービス）	小倉町山際63-1	22−3207		○	

②要配慮者利用施設

施設区分	NO	施設名称	所在地	電話	管理者	淀	山科
高齢者福祉施設	44	(一財)宇治市福祉サービス公社 西小倉デイサービスセンター(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)	小倉町山際63-1	22-3207		○	
	45	西小倉地域福祉センター	小倉町山際63-1	22-3084		○	
	46	ニチイケアセンター宇治春日の森	小倉町春日森45	28-5657		○	
	47	あすみるデイサービス小倉	小倉町蓮池175-23	21-2414		○	
	48	あすみる小規模多機能型居宅介護事業所	小倉町蓮池175-23	21-2020		○	
	49	デイサービス「コスモス苑」特定非営利活動法人南京都福祉センター	伊勢田町浮面28-8	43-8811		○	
	50	グループホームナイスライフいせだ	伊勢田町毛語27-1	48-3331		○	
	51	グループホームなごみの里伊勢田	伊勢田町毛語45	41-5355		○	
	52	デイサービス花咲里(かざり)	伊勢田町毛語76-1	48-1541		○	
	53	デイサービスまごころ大久保	広野町東裏108-4	41-2275		○	
障害者福祉施設	54	わいわいプラス宇治三室戸教室	莵道丸山37-8	66-6585		○	
	55	児童発達支援みんなのき しゅしゅ	莵道荒槇37	23-6559		○	
	56	放課後等デイサービス みんなのき とわ	莵道荒槇37	23-6559		○	
	57	子ども発達さぽーとセンターあゆみ園	槇島町薗場14-8	24-1233		○	
	58	支援センター五葉	槇島町吹前49-3	21-0128		○	
	59	宇治川福祉の園	槇島町石橋13	25-7091		○	
	60	槇島福祉の園	槇島町石橋13-6	20-8060		○	
	61	グループホームやましろ	槇島町大川原35-5 1棟	22-0677		○	
	62	ころぽっくる幼児期親子療育	槇島町大幡26	34-2382		○	
	63	はらっぱ学齢期子親療育	槇島町大幡26	34-2382		○	
	64	就労継続支援A, B型多機能事業所パララック京都宇治	槇島町清水48 ベルファー宇治2階	25-6666		○	
	65	特定非営利活動法人さくらんぼうの樹	小倉町神楽田1-3	20-1851		○	
	66	とうがらしハウス	小倉町西浦52-28	20-5409		○	
	67	EachOther	小倉町西浦99-35	66-4037		○	
	68	就労継続支援B型事業所 BEE！	小倉町西浦74-2 ステイシーIビル3階	23-2810		○	
	69	みっくすはあつ	小倉町老ノ木13-1宇治小倉マンション221号	23-7920		○	
	70	放課後等デイサービス セイシェル	小倉町蓮池145-37	34-1910		○	
	71	放課後等デイサービスのこのこ	小倉町蓮池174-37 蓮池ビル2階	66-6363		○	
	72	笑暖	伊勢田町砂田129-4	27-5843		○	
	73	笑空	伊勢田町砂田129-4	27-5843		○	
	74	社会福祉法人同胞会 イサク事業所どうほうの家	伊勢田町毛語149-4	21-0139		○	
	75	社会福祉法人同胞会 放課後等デイサービス心(COCO)	伊勢田町毛語149-4	21-5559		○	
	76	かおり之園 さん	伊勢田町ウトロ1-6	43-0547		○	
	77	かおり之園 じゅぴ	伊勢田町ウトロ1-6	43-0547		○	
	78	にじいろ名木	伊勢田町名木2丁目1-206	29-2229		○	
	79	生活介護事業所 ラソ	伊勢田町名木3丁目1-2	51-5448		○	
	80	ショートステイ巨椋	伊勢田町南遊田42-1	25-6360		○	
	81	短期入所事業所 宇治小倉	宇治蔭山9-11	23-0250		○	
	82	障害者就労移行支援事業所 さぴゅいえ	宇治蔭山9-11	23-0250		○	
	83	宇治小倉ホーム	宇治蔭山9-11	23-0250		○	
	84	放課後等デイサービスきゃんぱす	宇治小倉町南浦71-11	24-2140		○	
	85	ちゃうちゃう	宇治戸ノ内38-2 メゾンコヤマ102	66-2193		○	
	86	ちゃうちゃうぷらす	宇治戸ノ内38-2 メゾンコヤマ102	66-2193		○	
	87	放課後等デイサービス みんなのき ゆう	宇治乙方60-1	25-3715		○	
	88	グループホームあおば	宇治妙楽175-11	21-6678		○	
	89	放課後等デイサービスとことこ	五ケ庄雲雀島1-72	31-1005		○	
	90	放課後等デイサービスchilulu	大久保町旦椋10-5 梅・ビル102号	80-4011		○	
	91	放課後等デイサービスうさかめ	伊勢田町砂田144-2	23-3337		○	
	92	エデュワーク	宇治半白17-1	090-3360-6377		○	
	93	フォレストキッズべっぷ宇治教室	宇治半白34-2	25-1177		○	

②要配慮者利用施設

施設区分	NO	施設名称	所在地	電話	管理者	淀	山科
障害者福祉施設	94	放課後等デイサービス ちゅらくくる	宇治又振18	39-8220		○	
	95	放課後等デイサービス ピノッキオ	槇島町落合9番3、9番7	23-1811		○	
	96	放課後等デイサービス ピノッキオ ツー	槇島町落合9番3、9番7	23-1811		○	
	97	放課後等デイサービス すぷらうと	小倉町山際16	32-2024		○	
	98	cocoro宇治小倉教室	小倉町南堀池110－51	27-9214		○	
	99	つくりて工房	五ケ庄福角44－2	74-8115		○	
幼稚園	100	かおり幼稚園	五ヶ庄戸ノ内50-18	31-5355		○	
	101	こざくら幼稚園	宇治里尻60-14	21-3931		○	
	102	小倉幼稚園	小倉町南堀池105	22-1628		○	
	103	堀池幼稚園	小倉町南堀池22-2	23-4625		○	
	104	西小倉幼稚園	伊勢田町遊田5-1	23-2536		○	
保育所等	105	第2登りこども園	六地蔵奈良町74-1ﾊﾟﾃﾞｼｵﾝ六地蔵ｻﾞ･ﾐｯﾄﾞﾓｰﾙ3階	38-0113		○	○
	106	北木幡保育所	木幡陣ノ内1	39-9221	宇治市	○	○
	107	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄檗こども園(分園)	木幡西浦38-9	33-3303		○	○
	108	幼保連携型認定こども園 みんなのき三室戸こども園	莵道荒槇37	23-3224		○	
	109	みんなのきHana保育園	宇治里尻5-9ゆめりあうじ2階	21-8739		○	
	110	南浦くすのき幼保連携型認定こども園	宇治蔭山10-5	23-0600		○	
	111	大久保保育所	大久保町旦椋25	39-9302	宇治市	○	
	112	同胞こども園	大久保町旦椋72-2	44-3632		○	
	113	くりくま保育園	大久保町平盛42-3	44-4621		○	
	114	のぞみこども園	槇島町薗場14-8	24-1222		○	
	115	槇島ひいらぎこども園	槇島町大川原75-1	28-4780		○	
	116	幼保連携型認定こども園 いずみこども園	槇島町本屋敷167	20-0064		○	
	117	南浦幼保連携型認定こども園	小倉町南浦62-57	23-5882		○	
	118	こひつじこども園	小倉町堀池94-1	20-1295		○	
	119	伊勢田こども園	伊勢田町ウトロ1-6	43-5126		○	
	120	西小倉保育所	伊勢田町遊田69	39-9215	宇治市	○	
病児保育施設	121	宇治徳洲会病院ひまわりルーム	槇島町石橋145	25-5887		○	
	122	浅妻医院パピールーム	伊勢田町名木一丁目1-235	45-2876		○	
病院	123	医療法人和松会 六地蔵総合病院	六地蔵奈良町9	33-1717		○	○
	124	宇治病院	五ケ庄芝ノ東54-2	32-6000		○	
	125	宇治武田病院	宇治里尻36-26	25-2500		○	
	126	医療法人長安会 中村病院	大久保町平盛91-8	44-8111		○	
	127	医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院	槇島町石橋145	20-1111		○	
	128	医療法人仁心会 宇治川病院	小倉町老ノ木31	22-1335		○	
	129	医療法人せいふう会 宇治脳卒中リハビリテーション病院	大久保町井ノ尻43-1	48-2110		○	

資料２－８ 土砂災害防止法に基づく指定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

① 土砂災害防止法に基づく指定区域　　令和７年４月１日現在

土砂災害防止法に基づく指定区域	土　石　流	急傾斜地の崩壊	計
宇治市　東笠取地区（ひがしかさとり）	22(15)箇所	14(14)箇所	36(29)箇所
西笠取地区（にしかさとり）	28(20)箇所	25(24)箇所	53(44)箇所
池　尾地区（いけのお）	0(0)箇所	9(9)箇所	9(9)箇所
二　尾地区（にのお）	5(4)箇所	6(6)箇所	11(10)箇所
木　幡地区（こはた）	4(4)箇所	10(9)箇所	14(13)箇所
五ケ庄地区（ごかしょう）	1(0)箇所	4(3)箇所	5(3)箇所
菟道地区（とどう）	5(2)箇所	14(14)箇所	19(16)箇所
宇治地区（うじ）	4(3)箇所	21(20)箇所	25(23)箇所
折居台地区（おりいだい）	1(1)箇所	0(0)箇所	1(1)箇所
金井戸地区（かないど）	0(0)箇所	4(4)箇所	4(4)箇所
広野地区（ひろの）	1(0)箇所	6(3)箇所	7(3)箇所
志津川地区（しづかわ）	9(5)箇所	8(7)箇所	17(12)箇所
炭山地区（すみやま）	23(13)箇所	28(28)箇所	51(41)箇所
白川地区（しらかわ）	6(5)箇所	11(10)箇所	17(15)箇所
合　　計	109(72)箇所	160(151)箇所	269(223)箇所

（　）うち土砂災害特別警戒区域数

※西笠取地区については、京都市伏見区醍醐地区東部地域にまたがる箇所を含み、土砂災害特別警戒区域が京都市伏見区醍醐地区東部地域のみに有る場合は、土砂災害特別警戒区域数に含まないものとする。

※木幡地区については、京都市伏見区日野地区にまたがる箇所を含み、土砂災害特別警戒区域が京都市伏見区日野地区のみに有る場合は、土砂災害特別警戒区域数に含まないものとする。

② 土砂災害防止法に基づく指定箇所一覧表

地区	区域名	区域番号	所在地	自然現象	警戒区域(Y)	特別警戒区域(R)
東笠取	久世谷	新か2002	京都府宇治市東笠取	土石流	○	×
東笠取	久世谷Ⅱ	新か2002-2	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	稲出	新か1003	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	稲出Ⅱ	新か1003-2	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	中島	新か1002	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	中島Ⅱ	新か1002-2	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	中島Ⅲ	新か1002-3	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	奥出	新か1002-4	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	奥出Ⅱ	新か1002-5	京都府宇治市東笠取	土石流	○	×
東笠取	奥出Ⅲ	新か1002-6	京都府宇治市東笠取	土石流	○	×
東笠取	平出	新か1001	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	平出Ⅱ	新か1001-2	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	平出Ⅲ	新か1001-3	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	大平	か017	京都府宇治市東笠取	土石流	○	×
東笠取	梅谷	新か2003	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	四ノ谷	新か2004	京都府宇治市東笠取	土石流	○	×
東笠取	四ノ谷Ⅱ	新か2004-2	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	谷ノ奥	新か2005	京都府宇治市東笠取	土石流	○	×
東笠取	谷ノ奥Ⅱ	新か2005-2	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	別所出	新か1001-4	京都府宇治市東笠取	土石流	○	×
東笠取	別所出Ⅱ	新か1001-5	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	中畑	新か2006	京都府宇治市東笠取	土石流	○	○
東笠取	中島Ⅰ	か2021	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	中島Ⅰ２	か2021-2	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	中島Ⅰ３	か2021-3	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	稲出	か2021-4	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	中島Ⅱ	か2023	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	平出	か2022-5	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	平出Ⅱ	か2022-6	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	平出Ⅲ	か2022-7	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	平出Ⅳ	か2022-8	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	梅谷	か2022	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	谷ノ奥	か2022-2	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	谷ノ奥Ⅱ	か2022-3	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	谷ノ奥Ⅲ	か2022-4	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
東笠取	中畑	か2022-9	京都府宇治市東笠取	急傾斜	○	○
西笠取	相月谷川	新か2001	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	相月川西	か513	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	相月川東	か514	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	黒出谷	か515	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	黒出	か016	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	黒出Ⅱ	か016-2	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	黒出Ⅲ	か016-3	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	黒出原	か511	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	赤坂	新か2007	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	赤坂Ⅱ	か510	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	赤坂Ⅲ	新か2008	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	赤坂Ⅳ	新か2008-2	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	赤坂Ⅴ	新か2013	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	赤坂Ⅵ	新か2014	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	下荘川西	か509	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	下荘川西Ⅱ	か509-2	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	下荘川西Ⅲ	か509-3	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
西笠取	下荘川西Ⅳ	か509-4	京都府宇治市西笠取	土石流	○	×
西笠取	引坂	新か2015	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
醍醐一ノ切町	醍醐14	あ390	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
醍醐一ノ切町	醍醐15	あ391	京都府宇治市西笠取	土石流	○	×
醍醐一ノ切町	醍醐16	あ392	京都府宇治市西笠取	土石流	○	×
醍醐一ノ切町	醍醐17	あ393	京都府宇治市西笠取	土石流	○	×
醍醐二ノ切町	醍醐18	あ394	京都府宇治市西笠取	土石流	○	×
醍醐二ノ切町	醍醐19	あ395	京都府宇治市西笠取	土石流	○	×
醍醐一ノ切町	醍醐21	あ397	京都府宇治市西笠取	土石流	○	×
醍醐三ノ切町	醍醐22	あ398	京都府宇治市西笠取	土石流	○	×
醍醐三ノ切町	醍醐23	あ399	京都府宇治市西笠取	土石流	○	○
醍醐一ノ切町	醍醐R	あ466	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	×
醍醐一ノ切町	醍醐T	あ468-1	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
醍醐三ノ切	醍醐U	あ468-2	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○

地区	区域名	区域番号	所在地	自然現象	警戒区域(Y)	特別警戒区域(R)
醍醐三ノ切	醍醐V	あ468-3	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
醍醐三ノ切	醍醐W	あ468-4	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	相月川東	か2019	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	相月川東Ⅱ	か2019-2	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	相月川西	か2018	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	相月川西Ⅱ	か2018-2	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	屋シ谷	か2018-3	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	屋シ谷Ⅱ	か2018-4	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	中島	か3004	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	黒出	か2020	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	黒出Ⅱ	か2020－2	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	黒出Ⅲ	か2020－3	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	黒出Ⅳ	か2020－4	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	石原	か2020－5	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	黒出原	か2020－6	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	黒出原Ⅱ	か2020－7	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	辻出川東Ⅰ	か2024	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	辻出川東Ⅱ	か2025	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	下荘	か3005	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	下荘川東	か3005-2	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	下荘川西	か2026	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
西笠取	引坂	か2026-2	京都府宇治市西笠取	急傾斜	○	○
池尾	北組	か2037	京都府宇治市池尾	急傾斜	○	○
池尾	北組Ⅱ	か2038	京都府宇治市池尾	急傾斜	○	○
池尾	西組	か2039	京都府宇治市池尾	急傾斜	○	○
池尾	東組	か2040	京都府宇治市池尾	急傾斜	○	○
池尾	南組	か2041	京都府宇治市池尾	急傾斜	○	○
池尾	南組Ⅱ	か2042	京都府宇治市池尾	急傾斜	○	○
池尾	南組Ⅲ	か2043	京都府宇治市池尾	急傾斜	○	○
池尾	南組Ⅳ	か2044	京都府宇治市池尾	急傾斜	○	○
池尾	南組Ⅴ	か3006	京都府宇治市池尾	急傾斜	○	○
二尾	二尾谷	か015	京都府宇治市二尾	土石流	○	○
二尾	尼ヶ谷	か015-2	京都府宇治市二尾	土石流	○	○
二尾	尼ヶ谷Ⅱ	か015-3	京都府宇治市二尾	土石流	○	○
二尾	宇川	新か1009	京都府宇治市二尾	土石流	○	○
二尾	尾丈地	新か1010	京都府宇治市二尾	土石流	○	×
二尾	宇川	か1005	京都府宇治市二尾	急傾斜	○	○
二尾	西縄手	か2003	京都府宇治市二尾	急傾斜	○	○
二尾	西縄手Ⅱ	か2003-2	京都府宇治市二尾	急傾斜	○	○
二尾	西縄手Ⅲ	か2003-3	京都府宇治市二尾	急傾斜	○	○
二尾	東縄手	か2004	京都府宇治市二尾	急傾斜	○	○
二尾	東縄手Ⅱ	か2004-2	京都府宇治市二尾	急傾斜	○	○
木幡	木幡4	新か2016	京都府宇治市木幡	土石流	○	○
木幡	日野7	あ406	京都市伏見区日野谷田町(京都府宇治市木幡)	土石流	○	○
木幡	木幡2	か001-2	京都府宇治市木幡	土石流	○	○
木幡	木幡B	か1018	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	○
木幡	木幡C	か1018-2	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	○
木幡	木幡D	か1057	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	○
木幡	木幡G	か1060-3	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	○
木幡	木幡H	か1060-4	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	○
木幡	木幡I	か2013	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	○
木幡	日野F	あ473	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	×
木幡	木幡A	か1017	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	○
木幡	木幡E	か1060	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	○
木幡	木幡F	か1060-2	京都府宇治市木幡	急傾斜	○	○
五ケ庄	木幡3	か001-3	京都府宇治市木幡	土石流	○	○
五ケ庄五霊峰(五ケ庄)	五ケ庄	か002	京都府宇治市五ケ庄	土石流	○	×
五ケ庄	五ケ庄A	か1001	京都府宇治市五ケ庄	急傾斜	○	○
五ケ庄	五ケ庄B	か1002	京都府宇治市五ケ庄	急傾斜	○	×
五ケ庄	五ケ庄C	か1021	京都府宇治市五ケ庄	急傾斜	○	○
五ケ庄	五ケ庄D	か1021-2	京都府宇治市五ケ庄	急傾斜	○	○
菟道	大谷川	か003	京都府宇治市菟道	土石流	○	×
菟道	只川	新か1013	京都府宇治市菟道	土石流	○	○
菟道	奥ノ池谷	新か1014	京都府宇治市菟道	土石流	○	○
菟道	大鳳寺川	新か1012-2	京都府宇治市菟道	土石流	○	×
菟道	寒谷川	新か1012	京都府宇治市菟道	土石流	○	×
菟道	妙見	か1006	京都府宇治市菟道	急傾斜地の崩壊	○	○
菟道	奥ノ池	か1029	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	大谷A	か1029-2	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○

地区	区域名	区域番号	所在地	自然現象	警戒区域(Y)	特別警戒区域(R)
菟道	東中A	か1029-3	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	東中B	か1029-4	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	河原	か1029-5	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	滋賀谷A	か1029-6	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	滋賀谷B	か1029-7A	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	滋賀谷D	か1029-8	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
宇治	岡谷A	か-2005	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	池山	か-2005-2	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	岡谷B	か-2005-3	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	新池A	か3001	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
菟道	新池B	か3001-2	京都府宇治市菟道	急傾斜	○	○
志津川	南詰1	か005	京都府宇治市志津川	土石流	○	×
志津川	南詰2	か005-2	京都府宇治市志津川	土石流	○	○
志津川	西組1	か006	京都府宇治市志津川	土石流	○	○
志津川	西組2	か006-2	京都府宇治市志津川	土石流	○	×
志津川	東詰	か007	京都府宇治市志津川	土石流	○	○
志津川	仙郷谷	か014	京都府宇治市志津川	土石流	○	○
志津川	西組3	新か1015	京都府宇治市志津川	土石流	○	○
志津川	鷺尻	新か2020	京都府宇治市志津川	土石流	○	×
志津川	西組4	新か2021	京都府宇治市志津川	土石流	○	×
志津川	北組A	か1010	京都府宇治市志津川	急傾斜	○	○
志津川	北組B	か1010-2	京都府宇治市志津川	急傾斜	○	○
志津川	鷺尻	か1010-3	京都府宇治市志津川	急傾斜	○	○
志津川	西組A	か1010-4	京都府宇治市志津川	急傾斜	○	○
志津川	向山	か2006	京都府宇治市志津川	急傾斜	○	○
志津川	宅尾	か2006-2	京都府宇治市志津川	急傾斜	○	○
志津川	北組C	か2027	京都府宇治市志津川	急傾斜	○	○
志津川	北組D	か2027-2	京都府宇治市志津川	急傾斜	○	－
白川	川上り谷1	新か1018	京都府宇治市白川川上り谷	土石流	○	○
白川	川上り谷2	新か1018-2	京都府宇治市白川川上り谷	土石流	○	○
白川	川上り谷3	新か1018-3	京都府宇治市白川川上り谷	土石流	○	○
白川	鍋倉山1	新か1020	京都府宇治市白川鍋倉山	土石流	○	×
白川	鍋倉山2	新か2022	京都府宇治市白川鍋倉山	土石流	○	○
白川	川上り谷4	新か2022-2	京都府宇治市白川川上り谷	土石流	○	○
白川	川下A	か1014	京都府宇治市白川川下	急傾斜	○	○
白川	川下B	か1014-2	京都府宇治市白川川下	急傾斜	○	○
白川	山王ヶ谷	か1014-3	京都府宇治市白川山王ケ谷	急傾斜	○	○
白川	東山A	か1014-4	京都府宇治市白川東山	急傾斜	○	○
白川	東山B	か1014-5	京都府宇治市白川東山	急傾斜	○	×
白川	川上り谷A	か1015	京都府宇治市白川川上り谷	急傾斜	○	○
白川	娑婆山	か1016	京都府宇治市白川娑婆山	急傾斜	○	○
白川	川上り谷B	か2008	京都府宇治市白川川上り谷	急傾斜	○	○
白川	川上り谷C	か2009	京都府宇治市白川川上り谷	急傾斜	○	○
白川	川上り谷D	か2010	京都府宇治市白川川上り谷	急傾斜	○	○
白川	山本	か2011	京都府宇治市白川山本	急傾斜	○	○
炭山	炭山谷1	か009	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	炭山谷2	か010	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	大西	新か1005	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	谷山	新か1007	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	堂ノ元	新か1008	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	乾谷2	か011	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	谷山3	か012	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	乾谷	か013	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	上炭山谷	か508	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	西ノ谷	新か1006	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	底広	新か2009	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	谷山2	新か2010	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	谷山4	か012-2	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	大西2	新か1005-2	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	養老	新か1008-2	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	直谷	新か1008-3	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	直谷2	新か1008-4	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	直谷3	新か1008-5	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	直谷4	新か1008-6	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	直谷5	新か1008-7	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	吹越	新か1008-8	京都府宇治市炭山	土石流	○	○
炭山	吹越2	新か1008-9	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	吹越3	新か1008-10	京都府宇治市炭山	土石流	○	×
炭山	養老	か1003	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○

地区	区域名	区域番号	所在地	自然現象	警戒区域(Y)	特別警戒区域(R)
炭山	久田Ⅰ	か1004	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	久田Ⅱ	か2001	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	別所Ⅱ	か1020	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	別所Ⅰ	か2014	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	直谷	か1034	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	滝ノ元	か2002	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	西ノ谷	か2015	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	大西	か2016	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	堂ノ元	か2017	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	谷山	か3002	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	別所Ⅰ4	か2014-4	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	別所Ⅰ2	か2014-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	別所Ⅰ3	か2014-3	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	西ノ谷Ⅱ	か2015-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	西ノ谷Ⅲ	か2015-3	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	岩井谷	か1020-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	岩井谷Ⅱ	か1020-3	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	土井谷	か3002-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	土井谷Ⅱ	か3002-3	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	大西Ⅱ	か2016-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	堂ノ元Ⅱ	か2017-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	久田Ⅰ2	か1004-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	養老Ⅱ	か1003-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	養老Ⅲ	か1003-3	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	久田Ⅱ2	か2001-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	直谷Ⅲ	か1034-3	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
炭山	直谷Ⅱ	か1034-2	京都府宇治市炭山	急傾斜	○	○
宇治	東内谷	か501	京都府宇治市宇治	土石流	○	○
宇治	紅斉谷	か501-2	京都府宇治市宇治	土石流	○	○
宇治	塔川谷	新か1016	京都府宇治市宇治	土石流	○	○
宇治	山王谷	新か1017	京都府宇治市宇治	土石流	○	×
宇治	山本	か1007	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	紅斉	か1008	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	山田A	か1009	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	下居A	か1011	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	壱番	か1012	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	善法A	か1036	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	塔川C	か1038	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	山王	か1038-2	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	塔川D	か1038-3	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	善法B	か1039	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	下居B	か1042	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	善法C	か1042-2	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	東山	か1042-3	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	大谷B	か1042-4	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	折居A	か1042-5	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	折居B	か1042-6	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	折居C	か1042-7	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	折居D	か1042-8	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	折居E	か1042-9	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	塔川A	か2007	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	○
宇治	塔川B	か2007-2	京都府宇治市宇治	急傾斜	○	×
折居台	折居谷	新か1019	京都府宇治市折居台	土石流	○	○
宇治金井戸	金井戸	か1038-4	京都府宇治市宇治金井戸	急傾斜	○	○
宇治金井戸	金井戸	か1038-5	京都府宇治市宇治金井戸	急傾斜	○	○
宇治金井戸	金井戸	か1038-6	京都府宇治市宇治金井戸	急傾斜	○	○
宇治金井戸	金井戸	か1038-7	京都府宇治市宇治金井戸	急傾斜	○	○
広野町	広野町1	新か1021	京都府宇治市広野町	土石流	○	×
広野町	小根尾	か1049	京都府宇治市広野町	急傾斜	○	×
広野町	小根尾	か1046	京都府宇治市広野町	急傾斜	○	○
広野町	丸山	か1049-1	京都府宇治市広野町	急傾斜	○	×
広野町	大開	か1046-1	京都府宇治市広野町	急傾斜	○	○
広野町	宮谷	か1050	京都府宇治市広野町	急傾斜	○	○
広野町	尖山	か1046-2	京都府宇治市広野町	急傾斜	○	×
					269箇所	223箇所

③　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

令和７年４月１日現在

NO	施設区分	施設名称	所在地	電話番号	区域番号	指定
1	高齢者福祉施設	宇治おうばく病院（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）	五ケ庄三番割32-1	0774-32-8111	か1002	土砂災害警戒区域
2		宇治おうばく病院（介護医療院）	五ケ庄三番割32-1	0774-32-8111	か1002	土砂災害警戒区域
3		特別養護老人ホームまごころ園　ショートステイ	菟道藪里11-3	0774-28-5751	新か1012-2	土砂災害警戒区域
4		特別養護老人ホームまごころ園	菟道藪里11-3	0774-28-5737	新か1012-2	土砂災害警戒区域
5		ニチイケアセンター三室戸（小規模多機能型居宅介護）	菟道藪里37	0774-25-5752	か003	土砂災害警戒区域
6		ニチイケアセンター三室戸（認知症対応型共同生活介護）	菟道藪里37	0774-25-5754	か003	土砂災害警戒区域
7		志津川五和の園老人保健施設	志津川南詰12	0774-23-5070	か005	土砂災害警戒区域
8		志津川五和の園老人保健施設（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）	志津川南詰12	0774-23-5070	か005	土砂災害警戒区域
9		志津川五和の園老人保健施設（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）	志津川南詰12	0774-23-5070	か005	土砂災害警戒区域
10		小規模多機能ホームまごころ大久保	広野町宮谷69-1	0774-41-2657	か1050	土砂災害警戒区域
11		グループホームまごころ大久保	広野町宮谷69-1	0774-41-2224	か1050	土砂災害警戒区域
12		笠取ふれあいセンター　ケアハウス	西笠取下荘川西7-2	075-573-2002	か509-3	土砂災害特別警戒区域
13		笠取ふれあい福祉センター　ショートステイ	西笠取下荘川西7-2	075-573-2002	か509-3	土砂災害特別警戒区域
14		笠取ふれあい福祉センターデイサービスセンター	西笠取下荘川西7-2	075-573-2002	か509-3	土砂災害特別警戒区域
15		笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム	西笠取下荘川西7-2	075-573-2002	か509-3	土砂災害特別警戒区域
16	障害者福祉施設	ショートステイ宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	0774-32-2024	か002	土砂災害警戒区域
17		ワークセンター宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	0774-32-2024	か002	土砂災害警戒区域
18		宇治市障害者生活支援センター	五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441	か002	土砂災害警戒区域
19		宇治市聴覚障害者生活支援センター	五ヶ庄二番割5-2	0774-32-8441	か002	土砂災害警戒区域
20		デイセンター宇治作業所	五ケ庄二番割5-2	0774-32-2024	か002	土砂災害警戒区域
21		日中一時支援　宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	0774-32-2024	か002	土砂災害警戒区域
22		あい工房	西笠取下荘川西25	075-585-7839	か509-4	土砂災害警戒区域
23		障害者ケアホームかさとり	西笠取辻出川東67-1	075-644-5082	新か2008-2	土砂災害警戒区域
24	幼稚園	大谷幼稚園	木幡御蔵山39-727	0774-31-8867	か1060	土砂災害警戒区域
25	保育所等	なかよし保育園（分園）	五ケ庄二番割5-5	0774-32-5580	か002	土砂災害警戒区域
26	病院	宇治おうばく病院	五ヶ庄三番割32-1	0774-32-8111	か1002	土砂災害警戒区域

資料2－9 地域防災対策事業（避難対策施設整備）の採択基準（9砂第 144 号）

第１　避難所保全対策

１　今後の豪雨等により多量の土砂を流下させるおそれのある渓流で、砂防法第５条により施行する砂防工事のうち、次の各号に該当するもの。

(1)　市町村地域防災計画に位置づけられている、若しくは、位置づけられることが確実な避難所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

ただし、当該避難所の近隣に他に防災上安全な避難所若しくは避難できる施設がなく、かつ当該避難所に移転適地がないものに限る。

(2)　概ね 10 戸未満の人家（避難所含む）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

２　急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律第 12 条により施行する急傾斜地崩壊防止工事のうち、次の各号に該当するもの。

(1)　市町村地域防災計画に位置づけられている、若しくは、位置づけられることが確実な避難所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

ただし、当該避難所の近隣に他に防災上安全な避難所若しくは避難できる施設がなく、かつ当該避難所に移転適地がないものに限る。

(2)　急傾斜地の高さが５ｍ以上であること。

(3)　概ね 10 戸未満の人家（避難所含む）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

第２　避難路保全対策

１　今後の豪雨等により多量の土砂を流下させるおそれのある渓流で、砂防法第５条により施行する砂防工事のうち、次の各号に該当するもの。

(1)　市町村地域防災計画に位置づけられている避難路、またはこれに準ずる避難路で人家の倒壊等により通行できなくなるおそれのあるもの。

ただし、他に防災上安全な迂回路がないものに限る。

(2)　５戸以上、かつ概ね 10 戸未満の人家に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

２　急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律第 12 条により施行する急傾斜地崩壊防止工事のうち、次の各号に該当するもの。

(1)　市町村地域防災計画に位置づけられている避難路、またはこれに準ずる避難路が人家の倒壊等により通行できなくなるおそれのあるもの。

(2)　急傾斜地の高さが５ｍ以上であること。

(3)　５戸以上、かつ概ね 10 戸未満の人家に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

第３　防災拠点機能確保対策

１　今後の豪雨等により多量の土砂を流下させるおそれのある渓流で、砂防法第５条により施行する砂防工事のうち、次の各号に該当するもの。

(1)　市町村地域防災計画に災害対策本部を設置することが規定されている施設、またはこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設（以下「防災拠点」という。）を孤立化させることに起因するおそれのあるもの。

(2)　５戸以上、かつ概ね 10 戸未満の人家に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

２　急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律第 12 条により施行する急傾斜地崩壊防止工事のうち、次の各号に該当するもの。

(1)　防災拠点を孤立化させることに起因するおそれのあるもの。

(2)　急傾斜地の高さが５ｍ以上であること。

(3)　５戸以上、かつ概ね 10 戸未満の人家に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

資料2－10 地域防災対策事業（避難対策施設整備）の採択基準の運用事項（９砂第145号）

１　「第１　避難所保全対策」関係

・「位置づけられることが確実」とは、事業が完了するまでに、市町村地域防災計画に避難所として位置づけられる場合をいう。

・「近隣」とは、当該避難所から概ね２㎞の範囲をいう。

・「防災上安全」とは、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所、河川洪水浸水区域に該当しない場合をいい、建築物が耐震基準に満たない場合は該当しない。

・「避難できる施設」とは、避難所として代替できる公共施設のみではなく、一時避難所として避難者を収用可能な民間施設等も該当する。

２　「第２　避難路保全対策」関係

・「準ずる避難路」とは、市町村地域防災計画に位置づけられていないが、避難所へ通じ、実質的に大多数の避難者が使用する道路をいう。

３　「第３　防災拠点機能確保対策」関係

・「孤立化させる」とは、防災拠点に通じる道路で土砂災害が防災拠点を挟んで発生することにより、当該防災拠点から救援、物資の輸送等ができなくなることをいう。

資料 2-11 砂防指定地一覧表

府山城北土木事務所

番号	渓流名	水系	告示年月日	面指定	線指定	指定地面積（ｈａ）	指定地延長（ｍ）
1	面指定	面指定	T8.10.21	地番		1,067.63	
2	白川	淀川	S12.7.13	字、地番	河川敷	4.75	750
3	弥陀次郎川	淀川	S23.6.30	地番	河川敷他	8.80	2,400
4	新田川	淀川	S25.4.14		河川敷	0.28	180
5	相月谷川	淀川	S31.10.6	地番	官民界 L30m、河川敷	4.90	800
6	澱川	淀川	S31.11.20	地番		5.00	
7	下庄谷川	淀川	S31.11.20		官民界各 L20m、河川敷	1.12	340
8	大谷川	淀川	S32.3.23		河川敷	0.43	580
9	名木川	淀川	S32.3.23		官民界 L40R30m、河川敷	1.55	1390
10	中島川	淀川	S32.12.16		官民界 L30R20m、河川敷	1.56	780
11	大鳳寺川	淀川	S33.11.11		官民界 L10R40m、河川敷	1.54	720
12	池ノ尾川	淀川	S36.3.3		河川敷	6.66	2,220
13	小弥陀次郎川	淀川	S41.9.9		各 5m	0.82	820
14	堂の川	淀川	S41.10.18		各 30m、各 5m	1.76	1,650
15	新田川	淀川	S43.7.30		河川敷	3.29	1,100
16	追手川	淀川	S47.4.14		各 5m	1.40	1,400
17	大鳳寺川	淀川	S56.9.17		L5m、R8m	0.24	210
18	名木川	淀川	S62.3.16		標柱	0.06	40
19	寒谷川	淀川	S62.3.27		標柱	0.38	120
20	大平谷川	淀川	S63.3.18		標柱	0.51	160
21	大谷川	淀川	H3.2.19	地番		2.41	
22	下庄谷川	淀川	H25.8.6		標柱	33.33	960
23	炭山谷川	淀川	H29.10.19	地番	標柱	4.27	350
24	養老谷川	淀川	H30.8.17	地番		0.91	300
25	志津川	淀川	R3.5.12	地番、標柱	標柱	0.98	340

合計	**1,154.58**	**17,610**

資料２－１２　　削除

資料2－13 ため池箇所一覧表

名称	位置	満水面積	総貯水量	かんがい面積	堤高	管理者	予想される被害（公共施設）	備考
白川奥の池	白川	0.004	11,000	5.0	9.3	白川水利組合	道路1,500m 河川1,500m 橋梁3箇所	昭和63年改修済
白川新池	白川	0.0020	4,000	2.0	8.0	白川水利組合	道路300m 河川300m 橋梁2箇所	平成７年改修済

資料2－14 林道の現況

路　線　名	延　長(m)	路　線　名	延　長(m)
相　月　線	258.5	仙郷山　線	3,995.0
谷　山　線	5,000.0	仙郷山２号線	3,120.0
仁南郷　線	1,100.0	六石山　線	1,493.0
炭　山　線	3,011.0	槇尾山　線	1,150.0
		白　川　線	2,130.0

資料2－15 災害危険箇所調査表記入要領(様式)

(1)No. － 通し番号の番号を記入する（危険箇所地図に標示する番号と同一とする)。

(2)危険度 － 危険度は次により区分する。

Ａランク － 人命、住家等に多大なる被害を与えることが予想される著しく危険な箇所

Ｂランク － 人命、住家又は公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所

Ｃランク － 急迫の被害は予想されないが、現状のまま放置しておけば人命、住家又は公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所

Ｄランク － 急迫の被害は予想されないが、現状のまま放置しておけば人命、住家には影響がなくとも、公共施設又は田畑・山林等に被害を与えることが予想される危険な箇所

(3)災害の種別

河　　川 －　(記入例－○○川溢水による床上床下浸水、○○川堤防決壊による等)

た め 池 －　(記入例－○○池決壊による、○○池漏水による・・・等)

道　　路 －　(記入例－○○山崩土、落石による○○道不通、○○道路冠水による不通・・・等)

危険宅地・造成地 －　(記入例－擁壁亀裂、裏山崩壊・・・等)

採石、山砂利採取場 －　(記入例－山腹崩壊、土砂流出、道路河川への影響・・・等)

地すべり －　(記入例－隆起、滑動・・・等)

急傾斜地 －　(記入例－亀裂、崖面崩壊・・・等)

低地浸水 －　(記入例－床上、床下浸水・・・等)

そ の 他

(4) 過去の被災－過去３ケ年程度の主要災害を記入

(5) 現況及び対策その他－おおむね次のとおり区分される。

応急措置 － 災害期を前に実施する応急措置を記入
当面の措置－応急措置とともに住民の生命と財産を守るため、事前に連絡体制、避難計画、活動体制等の計画を記入

恒久対策 － 防災工事、河川改修事業等長期対策の記入

問 題 点 － 措置不能等の理由を記入

そ の 他 － 業者に対する指示・指導の方法・内容等を記入

様　　式

令和　　年度災害危険箇所調査票

令和　　年　　月　　日調査

No.	危険度	災害種別	所在地	被災予想		過去の被災（３カ年程度）	避難所等	現況及び対策その他
				世帯	人口			

宇治市災害対策本部

資料2－16 宇治市内に設置の水防倉庫

宇治市水防倉庫

宇治市役所	宇治琵琶 33
宇治市中消防署	〃　下居 13-2

京都府水防倉庫

宇治総合庁舎	宇治若森 7-6

淀川・木津川水防事務組合水防倉庫

淀川第9号大曲	槇島町吹前
淀川第10号槇島	〃　外1-21

資料2－17 消防団水防中隊の河川等担当区域一覧表

水系名	河川名	区　　域	担当中隊名	摘　　要
淀　川	宇治川左岸	宇治区域内	宇治中隊	
〃	〃	槇島区域内	槇島中隊	
〃	宇治川右岸	宇治区域内	宇治中隊	
〃	〃	菟道・五ケ庄区域内	東宇治中隊	
〃	戦　川	菟道区域内	〃	
〃	弥陀次郎川	五ケ庄・木幡区域	〃	
戦　川	新田川	五ケ庄区域内	〃	
〃	大鳳寺川	菟道区域内	〃	
淀　川	東笠取川	笠取区域内	〃	笠取小隊で巡視する
〃	西笠取川	〃	〃	〃
〃	焼毛川	〃	〃	〃
〃	長取川	〃	〃	〃
〃	中の庄川	〃	〃	〃
〃	辻出川	〃	〃	〃
〃	黒出川	〃	〃	〃
〃	相月川	〃	〃	〃
〃	池尾川	〃	〃	〃
〃	炭山川	〃	〃	〃
〃	志津川	志津川区域内	〃	
山科川	山科川	六地蔵区域内	〃	
〃	堂ノ川	木幡区域内	〃	
淀　川	白川	白川区域内	宇治中隊	
〃	寺川	〃	〃	
古　川	井川	小倉区域内	小倉中隊	
〃	折居川	宇治区域内	宇治中隊	
〃	追手川	〃	〃	
〃	伊勢田川	伊勢田区域内	小倉中隊	
〃	名木川	大久保区域内	大久保中隊	
〃	大谷川	〃	〃	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書（令和7年　4月）

事務所名：　淀　川　河　川　事　務　所

① 図面対象番号	② 河川名	③ 左右岸の別	④ 種別	⑤ 重要度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑨ 対象とする流量 (m3/s)	⑩ 対象とする流量を現況河道に流した時の水位 (T.P.m)	⑪ 現堤防高 (T.P. m)	⑫ 計画堤防余裕高 (m)	⑬ 担当出張所	⑭ 備考
2102	宇治川	左	越水・溢水	B	宇治市宇治塔川	51.1　～　51.7	600	1500　(51.4k)	18.04	18.78	1.50	伏見	
2109	宇治川	右	越水・溢水	B	宇治市五ヶ庄	47.5　～　47.7	200	1500　(47.6k)	16.40	17.87	1.50	伏見	
2110	宇治川	右	越水・溢水	B	宇治市五ヶ庄	48.7　～　49.1	400	1500　(48.8k)	16.56	18.04	1.50	伏見	
2111	宇治川	右	越水・溢水	B	宇治市五ヶ庄	49.5　～　49.7	200	1500　(49.6k)	16.61	16.71	1.50	高槻	
2112	宇治川	右	越水・溢水	B	宇治市莵道	49.9　～　51.5	1600	1500　(50.6k)	17.12	18.43	1.50	桂川	
2505	宇治川	左	工作物	A	宇治市宇治	51.2　+　160		1500　(51.2k)	17.568	17.796	1.500	伏見	喜撰橋
2506	宇治川	左	工作物	B	宇治市宇治	52.2　+　15		1500　(52.2k)	19.457	20.475	1.500	伏見	松嵐橋
2507	宇治川	左	工作物	B	宇治市宇治	52.6　+　85		1500　(52.6k)	21.027	22.414	1.500	伏見	天ヶ瀬吊り橋
2513	宇治川	右	工作物	B	宇治市宇治	51.0　+　156		1500　(51.0k)	17.353	18.915	1.500	伏見	朝霧橋
2514	宇治川	右	工作物	B	宇治市宇治	51.2　+　183		1500　(51.2k)	17.568	18.818	1.500	伏見	観流橋
2515	宇治川	右	工作物	B	宇治市宇治	52.6　+　64		1500　(52.6k)	21.027	22.414	1.500	伏見	天ヶ瀬吊り橋
2603	宇治川	左	破堤跡	要	宇治市槇島町	49.5　～　49.7	200	1500　(49.6k)	16.61	19.85	1.50	伏見	破堤跡（M18.7）
2604	宇治川	左	破堤跡	要	宇治市槇島町	50.5　～　50.7	200	1500　(50.6k)	17.12	20.40	1.50	伏見	破堤跡（M1.5）
2703	宇治川	左	旧川跡	要	宇治市槇島町	50.5　～　50.7	200	1500　(50.6k)	17.12	20.40	1.50	伏見	旧川跡
2704	宇治川	左	旧川跡	要	宇治市宇治	51.5　～　51.7	200	1500　(51.6k)	18.38	19.19	1.50	伏見	旧川跡
2708	宇治川	右	旧川跡	要	宇治市五ヶ庄	48.3　～　48.7	400	1500　(48.4k)	16.55	18.27	1.50	伏見	旧川跡
2709	宇治川	右	旧川跡	要	宇治市莵道	50.3　～　50.9	600	1500　(50.4k)	16.95	18.31	1.50	伏見	旧川跡

資料２－19　京都府重要水防箇所別調書

府山城北土木事務所管内（宇治市分）

図面対象番号	水系名	河川名	（うち、特に重要な区域）重要水防区域		延長 m	予想被害原因及び予想水防工法	備考
			左右岸別	区間			
1	淀川	弥陀次郎川	左右	府道京都宇治線～宇治市寺界道熊小路線　下流１００m	各　480		水防警報
2	〃	戦川	左右	菟道中筋門の前橋～JR 奈良線	各　600		
3	〃	新田川	左右	第２新田橋～戦川合流点	各　300		
4	〃	井川	（右）右	（蔭山地区及び山際地区の一部）折居川合流点～古川合流点	770 3,300	溢水：積土俵	

凡　例

土木事務所等	●
重要水防区域	―
特に重要箇所	▮▮▮▮▮
府雨量観測所	●
府水位観測所	▲

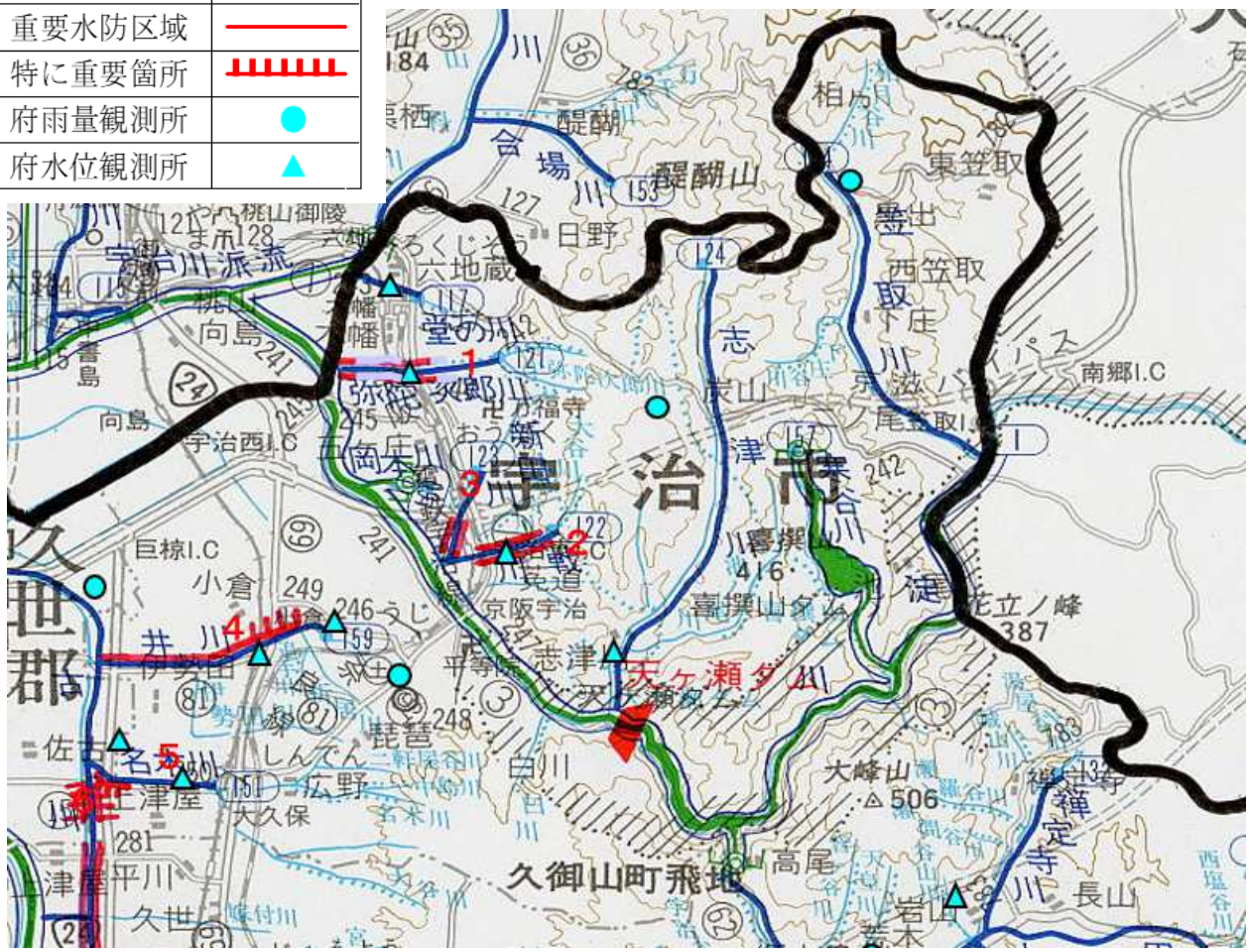

出典　京都府水防計画　資料　京都府重要水防区域調書から抜粋

資料２－20　京都府河川重点警戒箇所

府山城北土木事務所管内（宇治市分）

図面対象番号	水系名	河川名	河川重点警戒箇所		延長 m	重要水防区域との重複	備考
			左右岸別	区　間			
9	淀　川	弥陀次郎川	左　右	宇治市寺界道熊小路線下流～下流100mまで	各　100	全区間	
10	〃	戦川	左	一級起点より100m下流～200m下流	100		

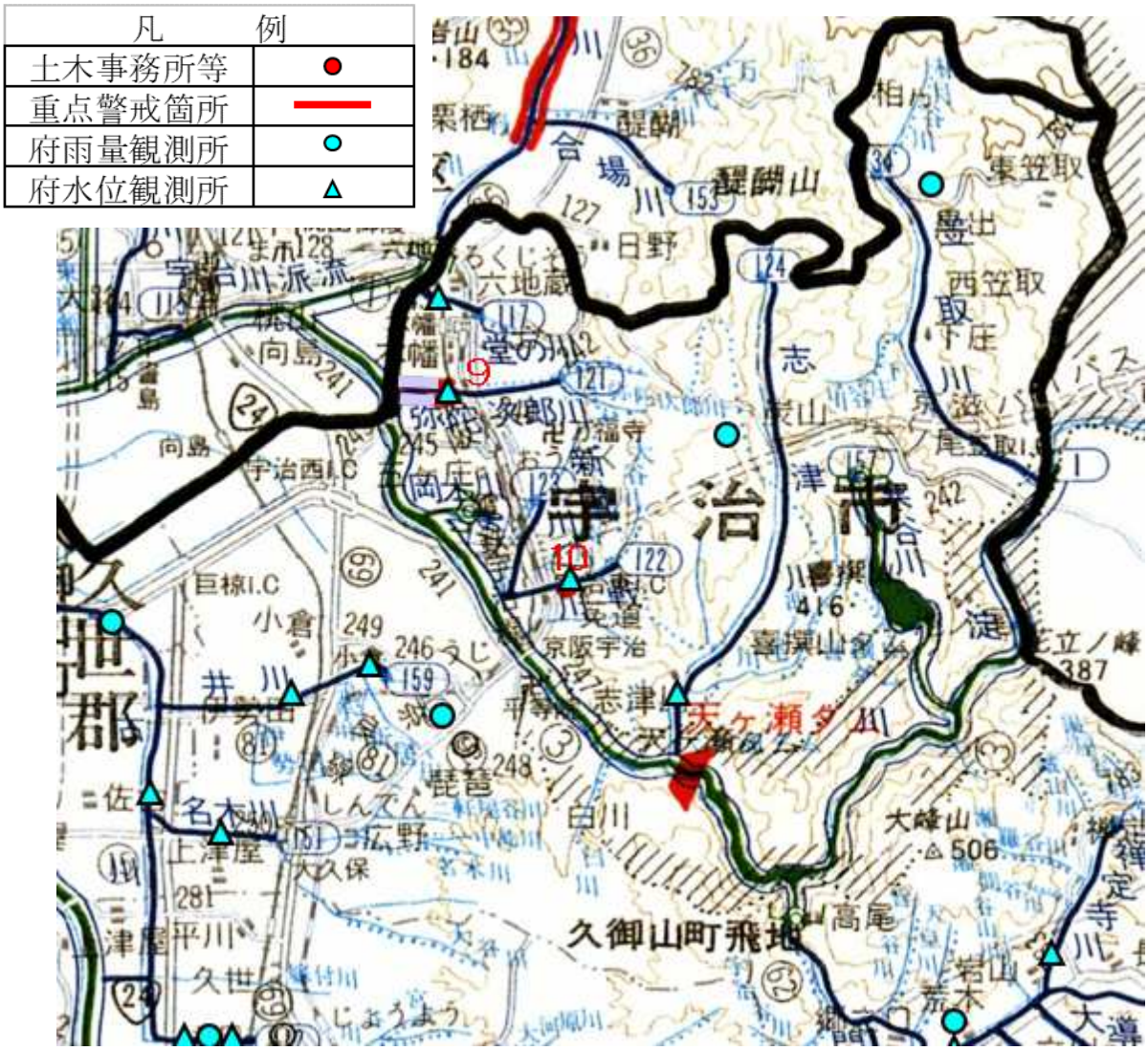

出典　京都府水防計画　資料　京都府河川重点警戒箇所調書から抜粋

資料２－２１　宇治川洪水予報発表例

発表者	→	第１受報者	→	第２受報者	→	第３受報者
国土交通省　淀川ダム統合管理事務所 気象庁　大阪管区気象台		機関名		機関名		機関名

正規

宇治川氾濫注意情報

宇治川洪水予報第○号
洪水注意報（発表）
令和○年○月○日○時○分
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報[洪水]】宇治川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】宇治川の槇尾山水位観測所（宇治市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで1時間に○ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
宇治川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

宇治川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
槇尾山水位観測所（宇治市）	00日00時00分の状況	3.00	－				
	00日01時00分の予測	3.20	－				
	00日02時00分の予測	3.30	－				
	00日03時00分の予測	3.20	－				
	00日04時00分の予測	3.20	－				
	00日05時00分の予測	3.30	－				
	00日06時00分の予測	3.45	－				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

（単位:水位(m)）

観測所名	槇尾山 水位観測所 宇治市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	3.60		
レベル３水位 避難判断水位※	3.50		
レベル２水位 氾濫注意水位	3.00		
レベル１水位 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	宇治川 左岸　京都府宇治市宇治塔川36番の2地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで 右岸　京都府宇治市宇治紅斉25番の8地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	京都府京都市伏見区 京都府宇治市 京都府八幡市長町地区、樋ノ口地区、川口高原地区 京都府久世郡久御山町 京都府城陽市上津屋地区、平川地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　淀川ダム統合管理事務所　防災情報課　電話：072-856-3131（内線）281
気象関係：気象庁　大阪管区気象台　気象防災部　電話：06-6949-6303

資料２－２２　木津川下流洪水予報発表例

発表者	→	第１受報者	→	第２受報者	→	第３受報者
国土交通省　淀川ダム統合管理事務所 気象庁　大阪管区気象台		機関名		機関名		機関名

正規

木津川下流氾濫警戒情報

木津下流洪水予報第○号
洪水警報（発表）
令和○年○月○日○時○分
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル３相当情報[洪水]】木津川下流では、今後氾濫危険水位に到達する見込み

（主　文）

【警戒レベル３相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。木津川の加茂水位観測所（木津川市）では、○日○時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル４相当となる可能性があります。木津川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡精華町、久世郡久御山町、相楽郡和束町、綴喜郡井手町、相楽郡笠置町、枚方市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（雨量）

多いところで1時間に○ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
木津川下流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

木津川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
加茂 水位観測所 （木津川市）	14日08時50分の状況	4.50	－				
	14日09時50分の予測	5.00	－				
	14日10時50分の予測	5.17	－				
	14日11時50分の予測	5.80	－				
	14日12時50分の予測	5.90	－				
	14日13時50分の予測	6.04	－				
	14日14時50分の予測	6.89	－				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

（単位:水位(m)）

観測所名	加茂 水位観測所		
	木津川市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	6.00		
レベル３水位 避難判断水位※	5.90		
レベル２水位 氾濫注意水位	4.50		
レベル１水位 水防団待機水位	2.50		
受け持ち区間	木津川 左岸　京都府木津川市加茂町山田野田3から淀川への合流点まで 右岸　京都府相楽郡和束町大字木屋桶渕22-2 から淀川への合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	京都府京都市 伏見区 京都府宇治市 京都府城陽市 市辺地区、観音堂地区、久世地区、上津屋地区、寺田地区、富野地区、中地区、長池地区、奈島地区、平川地区、枇杷庄地区、水主地区 京都府八幡市 京都府京田辺市 松井区、西八区、東林区、健康村自治会、岡村区、三野区、薪区、新田辺東住宅自治会、新田辺西住宅自治会、田辺団地、浜新田、田辺区、河原区、東区、草内区、新興戸自治会、山本区、二又区、出垣内区、江津区 京都府木津川市 山城町上狛、山城町綺田、山城町平尾、山城町北河原、山城町椿井、吐師、相楽、木津町、木津、鹿背山、加茂町大野、加茂町里、加茂町駅西、加茂町駅東、加茂町北、加茂町兎並 京都府相楽郡精華町 京都府久世郡久御山町 京都府相楽郡和束町 京都府綴喜郡井手町 玉水区、高月区、水無区、上井手区、西部区、石垣区、東部区、南区、南部区、北区、北部区 京都府相楽郡笠置町 大阪府枚方市		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　淀川ダム統合管理事務所　防災情報課　電話：072-856-3131（内線）281
気象関係：気象庁　大阪管区気象台　気象防災部　電話：06-6949-6303

資料２－23 淀川水系洪水予報の通報系統図(宇治市関係)

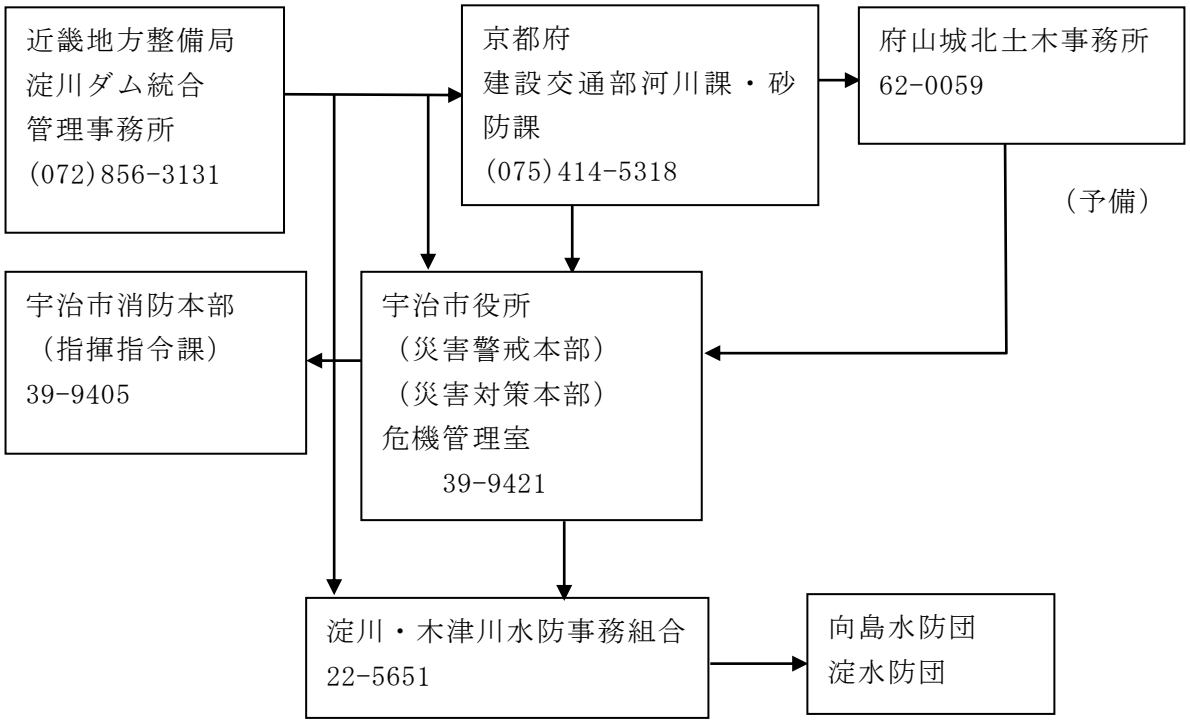

資料2－24　淀川河川事務所水防警報･情報用紙

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
木津川	加茂水位観測所	第１号

平成 25 年 09 月 16 日 02 時 00 分　　国土交通省　淀川河川事務所発表

【現　況】
木津川の加茂水位観測所（木津川市)の水位は、16 日 02 時 00 分
現在 2.54m です。

【発　表】
水防機関は待機してください。

淀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
加茂	○			
桂			○	
枚方				
向島				

(参考)
木津川　加茂水位観測所（木津川市）
（受け持ち区間は　木津川左岸：京都府相楽郡笠置町大字笠置小字浜 38 から幹川合流点、右岸：京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 74 の 1 から幹川合流点）

問い合わせ先
国土交通省 淀川河川事務所 電話：072-843-2861 (内線) 500

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
桂川	桂水位観測所	第１号

平成 27 年 07 月 17 日 18 時 30 分　　国土交通省　淀川河川事務所発表

【現　況】

桂川の桂水位観測所（京都市)の水位は、17 日 18 時 20 分現在 3.16m です。

桂川の桂水位観測所（京都市)の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

【発　表】

水防機関は待機してください。

淀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
加茂				
桂	○			
枚方				
向島				

(参考)

桂川　桂水位観測所（京都市）

（受け持ち区間は　桂川左岸：京都市右京区嵯峨亀の尾町から幹川合流点、右岸：京都市左京区嵐山元録町国有林 38 林ル小班地先から合流点）

問い合わせ先
国土交通省 淀川河川事務所 電話：072-843-2861 (内線) 500

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
宇治川	向島水位観測所	第１号

平成 25 年 09 月 16 日 03 時 50 分　　国土交通省　淀川河川事務所発表

【現　況】

宇治川の向島水位観測所（京都市)の水位は、16 日 03 時 50 分現在 1.38m です。

【発　表】

水防機関は待機してください。

淀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
加茂	○			
桂			○	
枚方				
向島	○			

(参考)

宇治川　向島水位観測所（京都市）

（受け持ち区間は　宇治川左岸：京都府宇治市宇治金井戸地先（関西電力天ヶ瀬発電所放水口下流端）から大阪府界まで、右岸：京都府宇治市槇島町尾山地先（関西電力天ヶ瀬発電所放水口下流端）から大阪府界まで）

問い合わせ先
国土交通省 淀川河川事務所 電話：072-843-2861 (内線) 500

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
淀川	枚方水位観測所	第１号

平成 25 年 09 月 16 日 06 時 50 分　　国土交通省　淀川河川事務所発表

【現　況】

淀川の枚方水位観測所（枚方市)の水位は、16 日 06 時 50 分現在 2.77m です。

【発　表】

水防機関は待機してください。

淀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
加茂			○	
桂			○	
枚方	○			
向島			○	

(参考)

淀川　枚方水位観測所（枚方市）

（受け持ち区間は　淀川左岸：京都府界から海まで、右岸：京都府界から海まで）

問い合わせ先
国土交通省 淀川河川事務所 電話：072-843-2861 (内線) 500

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

資料2－25　淀川水系水防警報の通報系統図（宇治市関係）

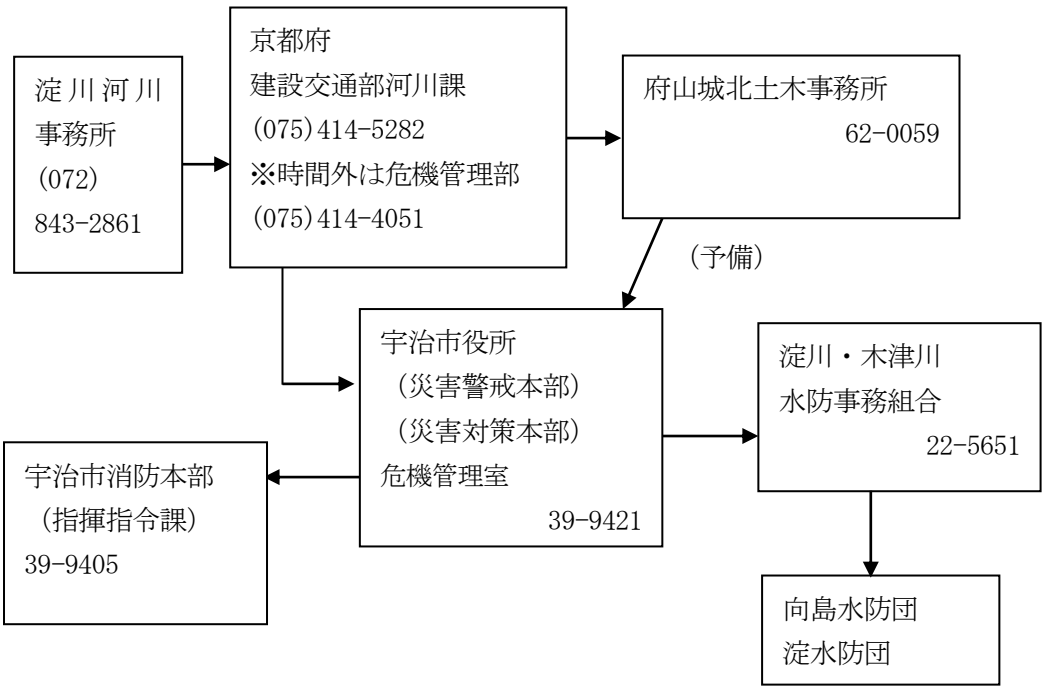

資料2－26 山科川･古川･弥陀次郎川水防警報 連絡用紙

○○川　水防警報　　第　　号（　準備・出動・解除　）

平成　　年　　月　　日　　時　　分
京都府　　土木事務所　　発表

（本文）

川　　地点の水位は、　　月　　日　　時　　分現在、　　ｃｍで、

1　水防団待機水位（指定水位）に達しましたので、

2　はん濫注意水位（警戒水位）に達しましたので、

3　はん濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後、水位上昇の見込みがありませんので、

4　今後、はん濫注意水位（警戒水位）に達する見込みがありませんので、

1（準備）　：　関係水防機関は、出動の準備をしてください。

2（出動）　：　関係水防機関は、出動し厳重な警戒をしてください。

3（解除）　：　水防警報を解除します。

（参考）

○○水位観測所　　水防団待機水位（指定水位）　　m
はん濫注意水位（警戒水位）　　m

連絡先	時刻	送信者	受信者	備　考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

資料2－27 山科川 避難判断水位情報 連絡用紙

山科川　避難判断水位情報　　（高齢者等避難の目安）
（勧修寺水位観測所）

令和　　年　　月　　日　　時　　分
京都府　京都土木事務所　　発表

□	山科川　　地点の水位は、　　月　　日　　時　　分現在、　　.　　mで、 避難判断水位に達しました。（高齢者等避難の目安）
□	【フリーワード】

（参考）

勧修寺水位観測所	計 画 高 水 位	5.28m
	はん濫危険水位（特別警戒水位）	2.40m
	避 難 判 断 水 位	2.20m
	はん濫注意水位（警 戒 水 位）	2.20m
	水防団待機水位（指 定 水 位）	1.20m
京都府河川防災情報	http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/	

連絡先	時刻	送信者	受信者	備　考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

山科川はん濫危険水位情報（特別警戒水位） 連絡用紙

山科川氾濫危険水位情報（特別警戒水位）第　　号（避難指示の目安）
（勧修寺水位観測所）

令和　　年　　月　　日　　時　　分
京都府京都土木事務所　　発　表

□ 山科川勧修寺水位観測所の水位は、　　月　　日　　時　　分現在、　　．　　ｍで、

○　氾濫危険水位（特別警戒水位）に達しました。

○　氾濫危険水位（特別警戒水位）を下回り、
今後、水位上昇の見込みがありません。

□ 【フリーワード】

（参 考）

勧修寺水位観測所	氾濫危険水位　（特別警戒水位）	２．４０ｍ
	避難判断水位	２．２０ｍ
	氾濫注意水位　（警戒水位）	２．２０ｍ
	水防団待機水位（指定水位）	１．２０ｍ

京都府河川防災情報　http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/

連絡先	時　刻	送　信　者	受　信　者	備　考
京都市行財政局 防災危機管理室 （平日昼間）	:			TEL 212-6792 FAX 212-6790
京都市消防局 指令センター （日・平日夜間）	:			TEL 212-6750 FAX 252-1190
京都府砂防課 （防災担当）	:			TEL 7or8-700-5315 FAX 432-6312
NHK 京都放送局	:			TEL 251-1641 FAX 251-1543
KBS 京都	:			TEL 431-7360 FAX 441-0360
京都地方気象台	:			TEL 841-3006 FAX 823-4301

※発信機関名（京都土木事務所　TEL　075-701-0103）

資料２－28　山科川水防警報・水位情報及び古川・弥陀次郎川水防警報の通報組織図（宇治市関係）

山科川水防警報・水位情報の通報組織図（宇治市関係）

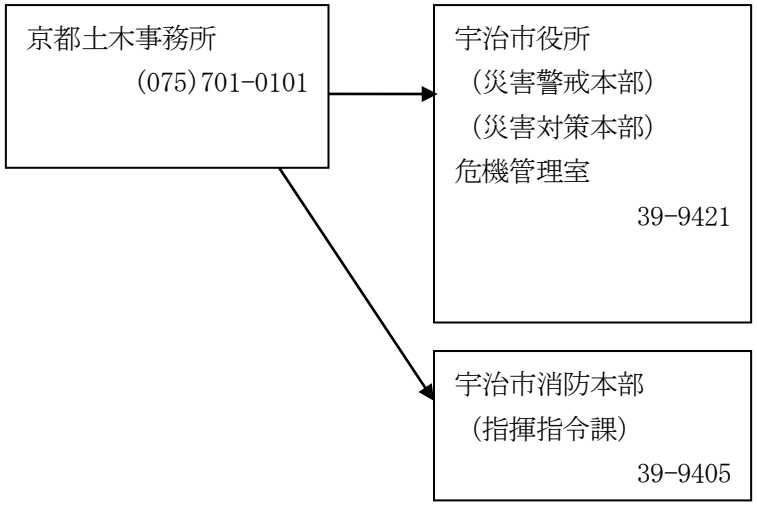

古川・弥陀次郎川水防警報の通報組織図（宇治市関係）

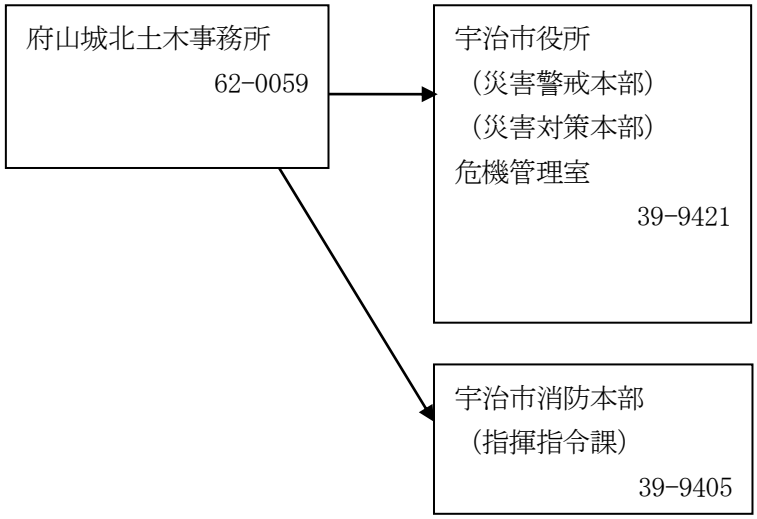

資料２－29　天ヶ瀬ダム放流連絡用紙

天ヶ瀬ダム放流連絡

○受信確認が必要です○　①

放 流 量 変 更 の 通 知

令和　●年　●月　●●日　●●時　●●分　発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統　第　●　号

河川水位の上昇や変動に注意！

こちらは　淀川ダム統合管理事務所　です。現在の放流量は　約　●●m3/s　です。
天ヶ瀬ダムでは　瀬田川洗堰放流量の変更　のため
●月　●日　●時　●分　から　約　●●m3/sに　放流量を　増やします。
このため槇尾山地点の水位は　約　●●m　になり
約●●m　上がる　見込みで、
宇治橋付近の流量は　約●●m3／s（水位は約●●m）　になる見込みです。
下流河川水位の　上昇　に注意して下さい。

1．放流開始の目的

瀬田川洗堰放流量の変更	琵琶湖水位低下のための瀬田川洗堰操作による放流量の変更に伴い、制限水位（又は常時満水位）を維持するため、放流量を変更する。

2．河川水位状況　（●●日　●●時　●●分現在）　（数字は速報値）

宇治川槇尾山地点

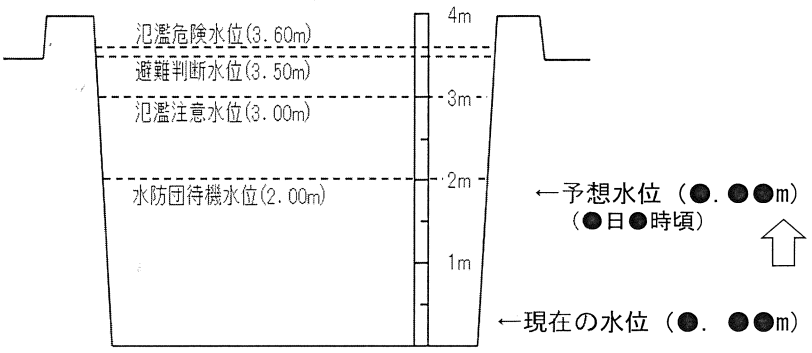

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）

※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）

※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

警報措置	第1～第7ブロック（全　域）

連絡先	発信者	受信者	時刻	連絡先	発信者	受信者	時刻
			:				:
			:				:
			:				:
			:				:

備考

※ダムのリアルタイム情報のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ：http://www.river.go.jp/

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和4年6月改訂）　〔関西電力天ヶ瀬発電所 TEL:0774-21-3216，淀川ダム統合管理事務所 TEL:072-856-3131〕

天ヶ瀬ダム放流連絡 ○受信確認が必要です○ ②

放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和____年____月____日____時____分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第____号

ダムからの放流量を増加！
河川水位の上昇に注意！

現在、天ヶ瀬ダムでは　_____ m3/s　の放流をおこなっていますが、
今後、急激放流をおこない、最大 _____ m3/s の放流となる見込みです。
下流河川の急激な水位上昇に注意してください。
また、河川内へ立ち入らないように注意してください。

※ 急激放流とは操作規則に定められた放流量の増加割合を超える放流を言います。

1．放流量を増加する目的

予備放流	貯水位を OP＋58．0m に低下させ、洪水調節に活用する空容量を確保する。
貯水位維持	流入量の増加に伴い流入量と等しい水量を放流して、貯水位 OP＋58．0m を維持し、洪水調節に活用する空容量を確保する。
その他	（　　）

2．ダム状況（____日____時____分現在）
（数字は速報値）

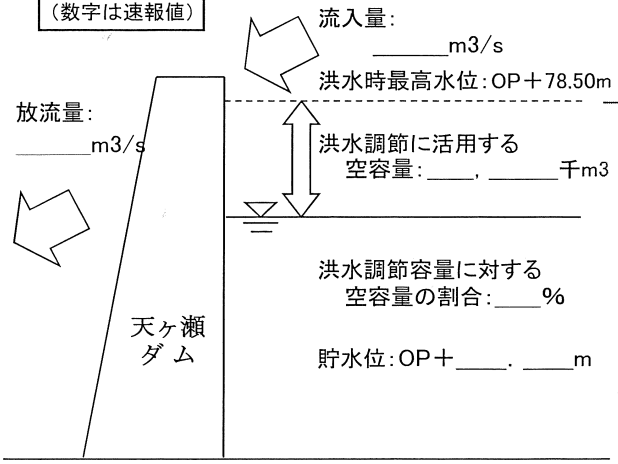

3．河川水位状況（____日____時____分現在）
宇治川槇尾山地点
（数字は速報値）

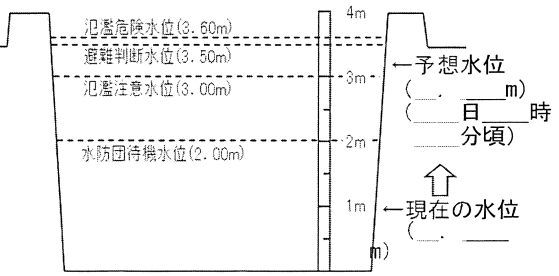

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）

※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）

※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

警報措置	第1～第7ブロック　（全 域）				
発信者名		受信者名		受信　時　分	

備考

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和4年6月改訂）　〔淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131〕

天ヶ瀬ダム放流連絡　　○受信確認は不要です○　③

防災操作（洪水調節）開始の情報

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　　淀統 第＿＿号

河川の水量が増加しています。
河川内やその周辺には立ち入らないで下さい。

天ヶ瀬ダムでは、ダムへの流入量が洪水量（1，140m3/s）に達したため、
＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分 に **防災操作（洪水調節）を開始** しました。
今後、防災操作（洪水調節）終了まで現在の放流量を継続し、
放流量を上回る流入量は、すべてダムに貯留します。

1．ダム状況　（　　日　　時　　分現在）　　（数字は速報値）

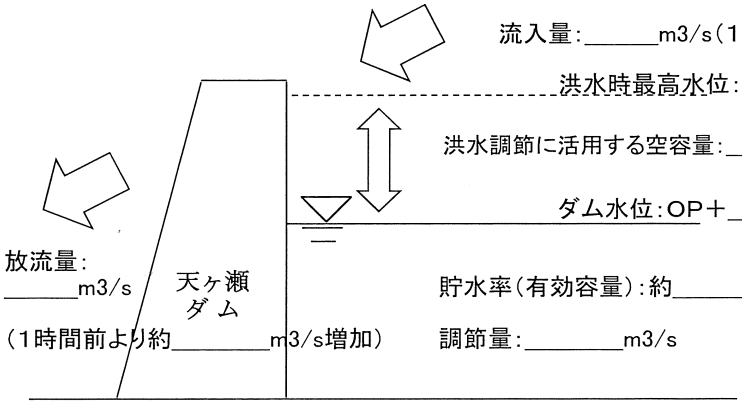

2．雨量状況・河川水位状況　　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿ mm／時 （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿ mm （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿＿＿ m （＿＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

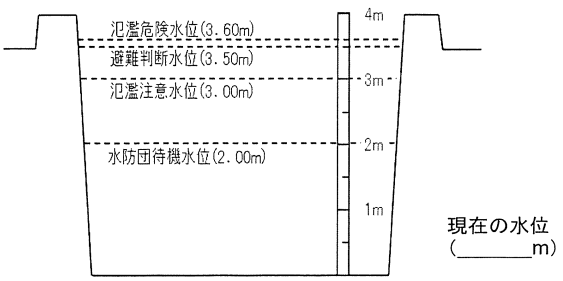

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

備考

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和4年6月改訂）　　〔淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131〕

天ヶ瀬ダム放流連絡　　○受信確認は不要です○　④

防災操作（洪水調節）終了の情報

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第＿＿号

天ヶ瀬ダムでは、ダムへの流入量が洪水量（1，140m3/s）を下回ったため

＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分 に 防災操作（洪水調節）を終了 しました。

今後、ダム水位を低下させるため、現在の放流量を上限として放流を継続させます。

防災操作（洪水調節）は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。

1．放流の目的

防災操作（洪水調節）後のダム位の低下	今回の防災操作（洪水調節）で上昇したダム水位をOP＋＿＿＿＿mに低下させ、次の洪水調節に備える。

2．ダム状況　（＿＿日＿＿時＿＿分現在）　（数字は速報値）

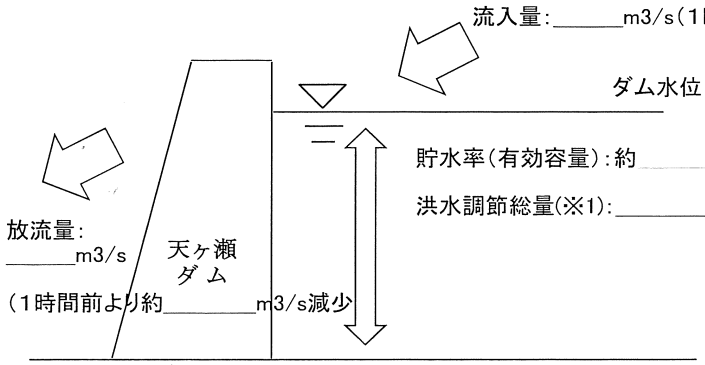

（※1）
洪水調節総量は、今回の出水で、ダムが下流の川に流れる水の量を減少させた（調節した）分の水の総量です。

2．雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿＿ mm／時 （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿＿ mm （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿＿＿＿ m （＿＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

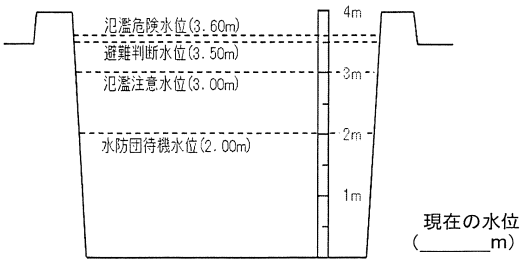

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

備考

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和4年6月改訂）　〔淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131〕

緊　　急　　# 天ヶ瀬ダム放流連絡　　○受信確認が必要です○　⑤

【重要情報】緊急放流　＿時間前の情報

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第＿＿号

警戒レベル4相当：＿時間後に緊急放流を実施する可能性あり

※特に氾濫危険性が高まる地域
左岸：京都府宇治市～京都府八幡市
右岸：京都府宇治市～京都府乙訓郡大山崎町

天ヶ瀬ダムでは現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
予測では今後、計画規模を超える洪水となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、
＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃から、ダム流入量を放流し下流に流れる水量が増える
緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する可能性があります。

この操作に移行する場合は、概ね3時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意下さい。

※河川水位については、今後出される洪水予報等に注意してください。

1．ダム状況　（＿＿日＿＿時＿＿分現在）

（数字は速報値）

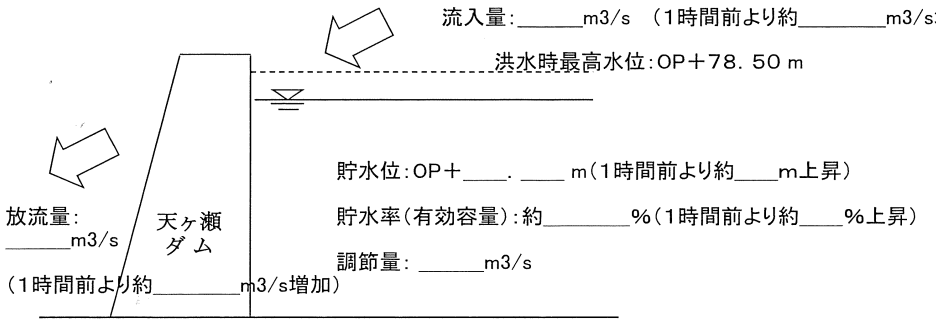

2．雨量状況・河川水位状況

（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿ mm／時 （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿ mm （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿＿＿ m （＿＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

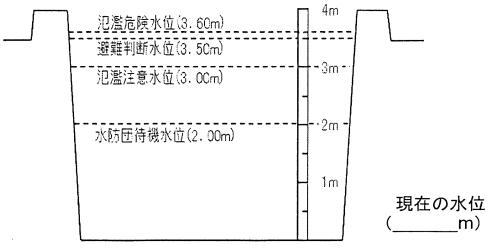

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

備考
■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和4年6月改訂）　〔淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131〕

緊　　急　　**天ヶ瀬ダム放流連絡**　　○受信確認が必要です○　⑥

【重要通知】緊急放流　3時間前の通知

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第＿＿号

警戒レベル4相当：＿時間後に緊急放流を実施する可能性あり

※特に氾濫危険性が高まる地域
左岸：京都府宇治市～京都府八幡市
右岸：京都府宇治市～京都府乙訓郡大山崎町

天ヶ瀬ダムでは現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
予測では今後、計画規模を超える洪水となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、
＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃から、ダム流入量を放流し下流に流れる水量が増える
緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。　そのため、洪水氾濫のおそれがあります。
この操作に移行する場合は、概ね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意下さい。
※河川水位については、今後出される洪水予報等に注意してください。

1．ダム状況　（＿＿日＿＿時＿＿分現在）　（数字は速報値）

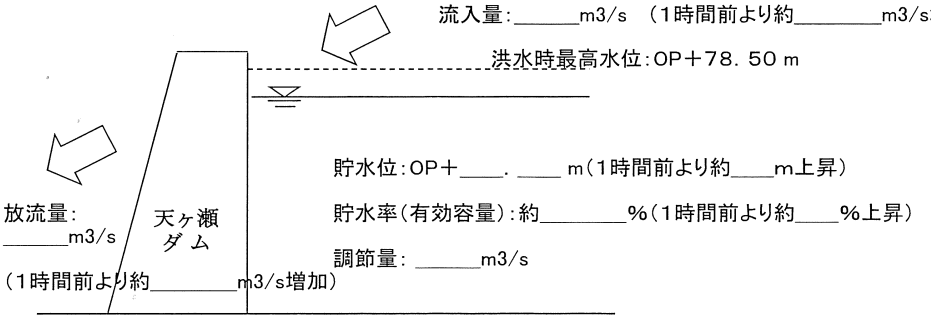

2．雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿ mm／時 （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿ mm （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿＿ m （＿＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

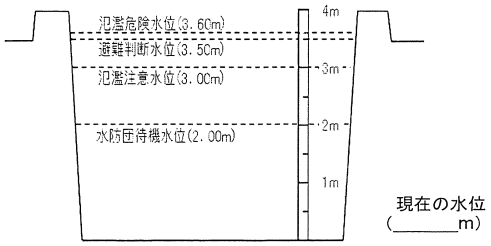

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

備考
■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和4年6月改訂）　［淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131］

緊　　急　　**天ヶ瀬ダム放流連絡**　　○受信確認が必要です○　⑦

【重要通知】緊急放流　1時間前の通知

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第＿＿号

警戒レベル4相当：ダム下流河川で水量が増加し、氾濫のおそれあり。

※特に氾濫危険性が高まる地域
左岸：京都府宇治市～京都府八幡市
右岸：京都府宇治市～京都府乙訓郡大山崎町

天ヶ瀬ダムでは現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、ダムの空き容量が減少しています。
今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、

＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃から、下流に流れる水量が増える

緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。　そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

この操作に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意下さい。
※河川水位については、今後出される洪水予報等に注意してください。

1．ダム状況　（＿＿日＿＿時＿＿分現在）　（数字は速報値）

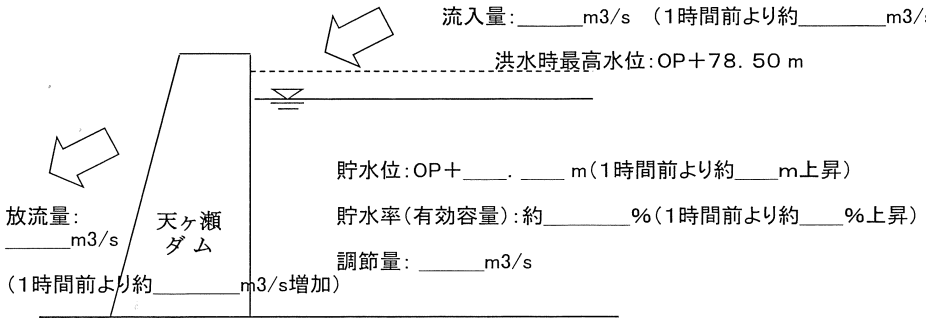

2．雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿ mm／時 （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿ mm （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿＿＿ m （＿＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

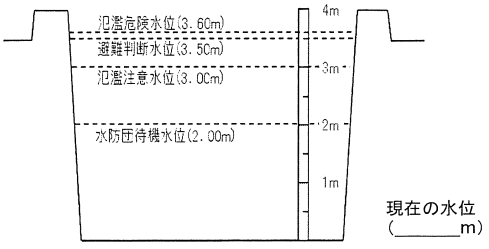

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

備考
■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和4年6月改訂）　〔淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131〕

緊　　急　　**天ヶ瀬ダム放流連絡**　　○受信確認が必要です○　⑧

【重要通知】緊急放流　開始の通知

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第＿＿号

警戒レベル4相当：ダム下流河川で水量が増加し、氾濫のおそれあり。

※特に氾濫危険性が高まる地域
左岸：京都府宇治市～京都府八幡市
右岸：京都府宇治市～京都府乙訓郡大山崎町

天ヶ瀬ダムでは、計画規模を超える洪水のため、

＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に、緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。

今後、宇治川の水位は急激に上昇し、越水・洪水氾濫のおそれがあります。

早急に避難指示（緊急）等の措置が必要です。

※河川水位については、今後出される洪水予報等に注意してください。

1．ダム状況　（＿＿日＿＿時＿＿分現在）　（数字は速報値）

ダムの空容量が減少したため、ダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。

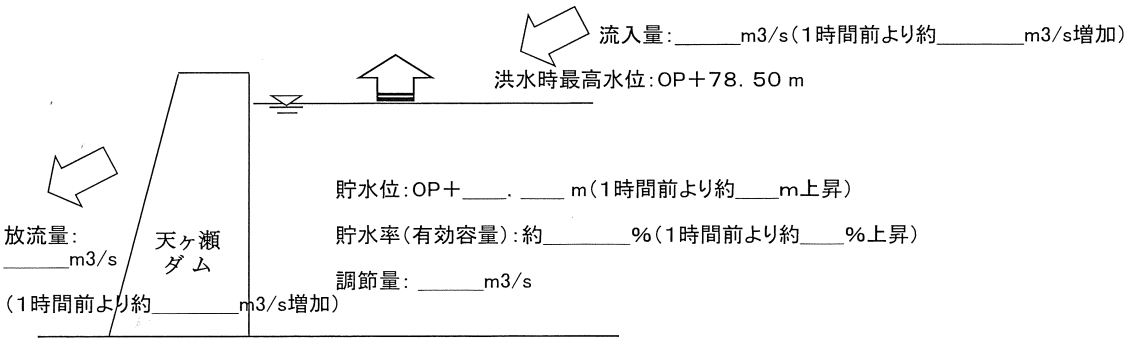

2．雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿ mm／時 （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿ mm （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿＿ m （＿＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

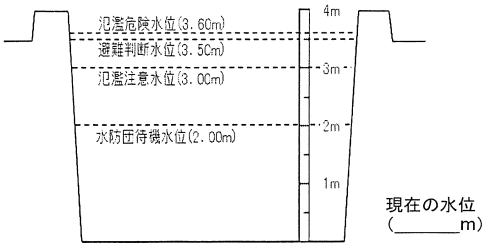

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

備考

■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和4年6月改訂）　［淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131］

天ヶ瀬ダム放流連絡　　○受信確認は不要です○　⑨

緊　急　放　流　終　了　の　情　報

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　　淀統 第＿＿号

天ヶ瀬ダムでは、流入量が計画最大流量（1，140m3/s）を下回ったため、

＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分に、緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。

今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、

河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意して下さい。

1．ダム状況　（＿＿日＿＿時＿＿分現在）　　（数字は速報値）

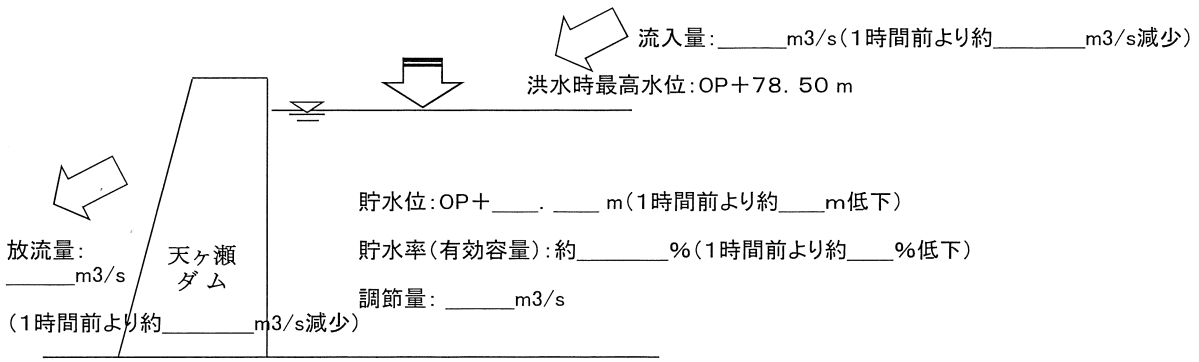

2．雨量状況・河川水位状況　　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿ mm／時 （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿ mm （＿＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿＿＿ m （＿＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

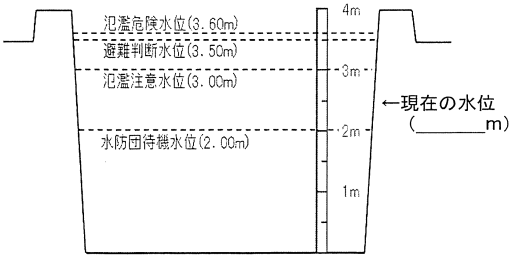

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

備考

■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和4年6月改訂）　　〔淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131〕

資料2－30 天ケ瀬ダム放流連絡系統図

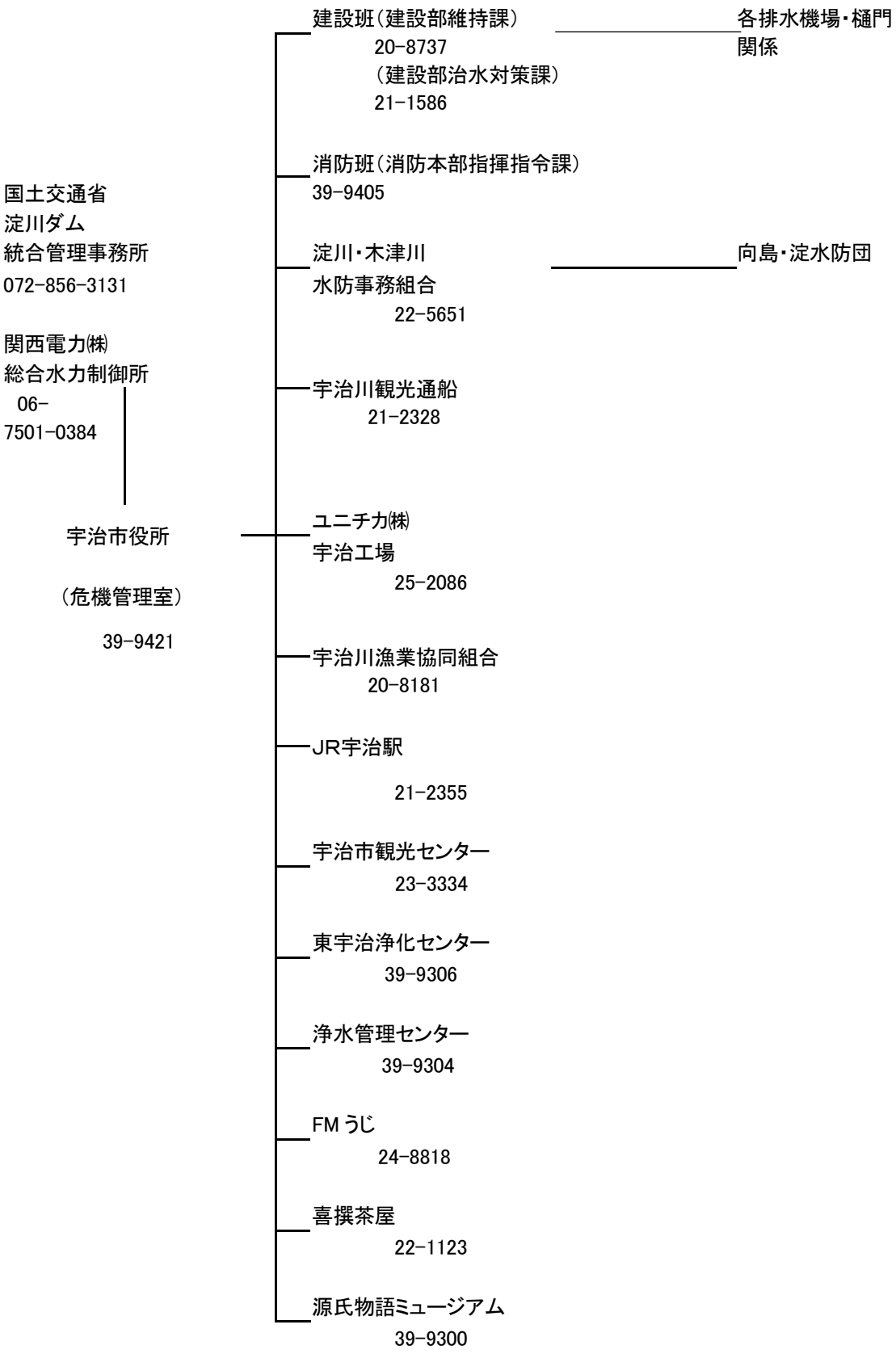

資料2－31　高山ダム放流連絡系統図（宇治市関係）

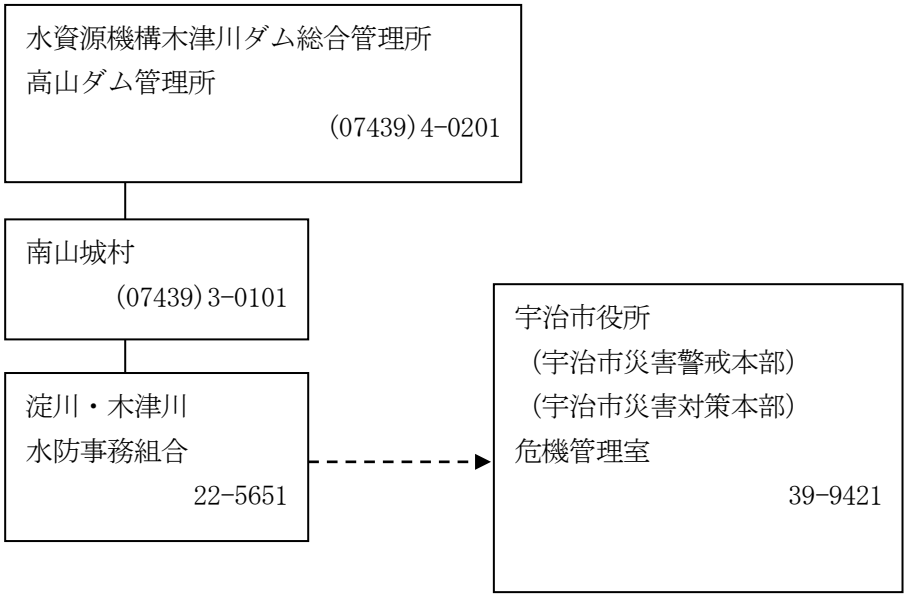

資料２－32　高山ダム放流連絡・受発紙

ダム連絡

高山ダム

文書番号　高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

高山ダム放流開始の通知

令　和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構　木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）　では　　日　　時　　分から防災操作（ゲート放流）を開始します。

ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）を

日　　時　頃には　最大毎秒　　m^3まで増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

放流開始の目的	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

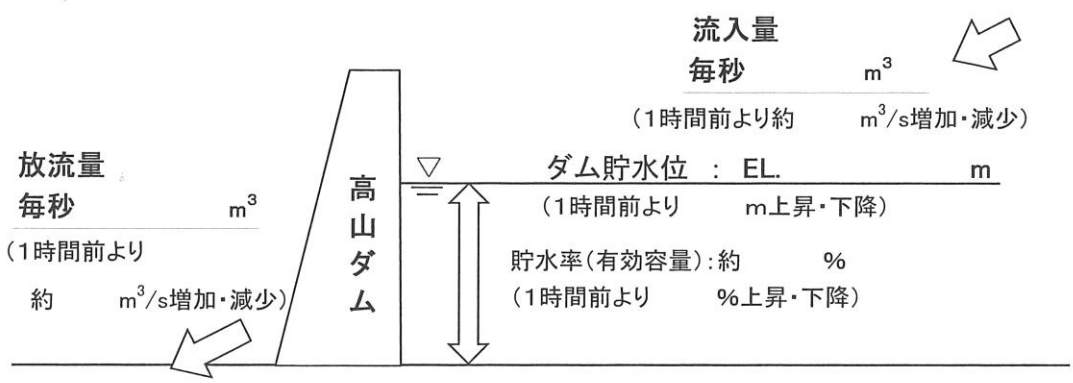

（河川水位）　島ヶ原地点　水位　　m
有市地点　水位　　m
加茂地点　水位　　m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	警　報

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　　TEL：0743-94-0201　　FAX：0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

高山ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川 高山ダム（京都府相楽郡南山城村） では、ダム流下量（放流量）を

日　　時　　分から毎秒約　　m^3から毎秒約　　m^3に増加させる予定です。

ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内やその周辺には立ち入らないように注意してください。

放流量増加の目的	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。河川内に立ち入らないように注意してください。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

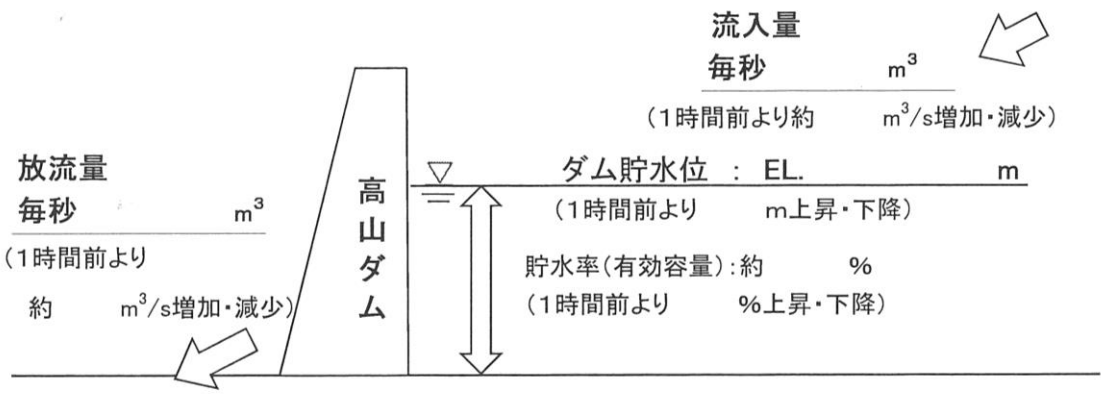

（河川水位）　島ヶ原地点　水位　　m
有市地点　水位　　m
加茂地点　水位　　m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	警　報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

情報（受信確認が必要です）

高山ダム放流量に関する重要情報
《1,000m^3／s放流1時間前の通知》

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する情報＞

淀川水系名張川高山ダム（京都府相楽郡南山城村） では、約1時間後（　　日　　時　　分）、ダムから下流へ流す水の量が毎秒1,000m3になる見込みです。

ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内やその周辺には立ち入らないでください。

放流開始の目的	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。河川内に立ち入らないように注意してください。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

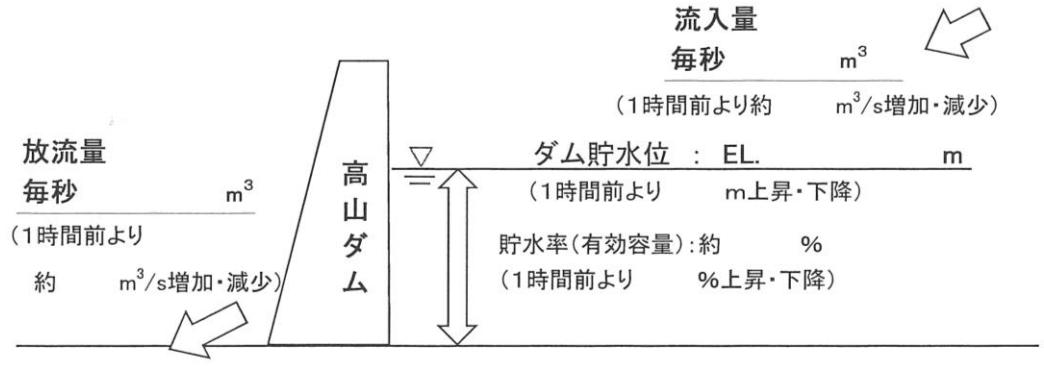

（河川水位）　島ヶ原地点　水位＿＿＿＿m
有市地点　水位＿＿＿＿m
加茂地点　水位＿＿＿＿m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL:0743-94-0201　FAX:0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

高山ダム防災操作（洪水調節）開始《1時間前》の通知

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川 高山ダム（京都府相楽郡南山城村） では、約1時間後（　　日　　時　　分）、ダムに流れ込む水の量が洪水量（毎秒1,300m^3）に達し、洪水調節を開始する見込みです。

洪水調節を開始した後は、ダムに流れ込む水の量が洪水量（毎秒1,300m^3）以下になるまで、ダムから下流へ流す水の量を最大毎秒1,800m^3として、これを超える水量はすべてダムに貯留します。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

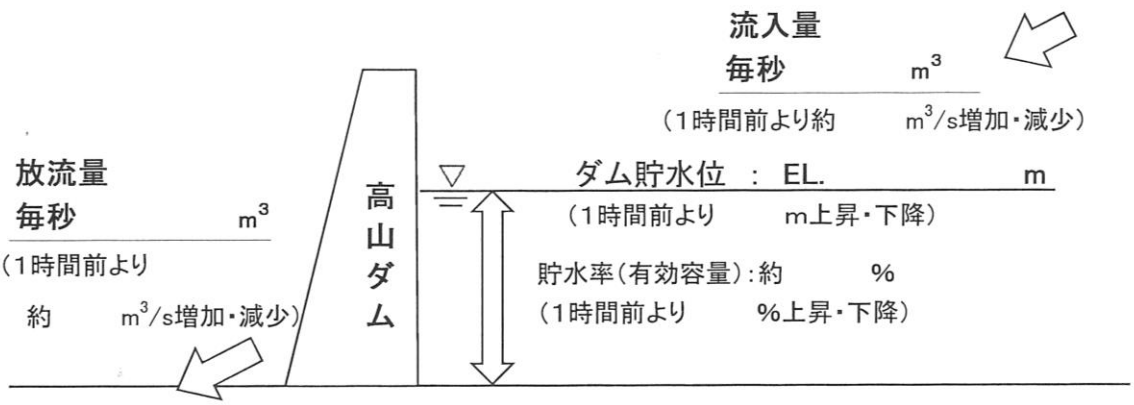

（河川水位）　島ヶ原地点　水位 ＿＿＿＿ m
有市地点　水位 ＿＿＿＿ m
加茂地点　水位 ＿＿＿＿ m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

緊急

文書番号 高管発第　　号

重要通知（受信確認が必要です）

【重要通知 緊急放流 3時間前】

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川 高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、
月　日　時　分頃から下流に流れる水量が増える**緊急放流(異常洪水時防災操作)**を実施します。
そのため、洪水氾濫のおそれがあります。
移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知しますので、ダムからの連絡等に注意してください。
※今後の降雨状況により、時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当	・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。 ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

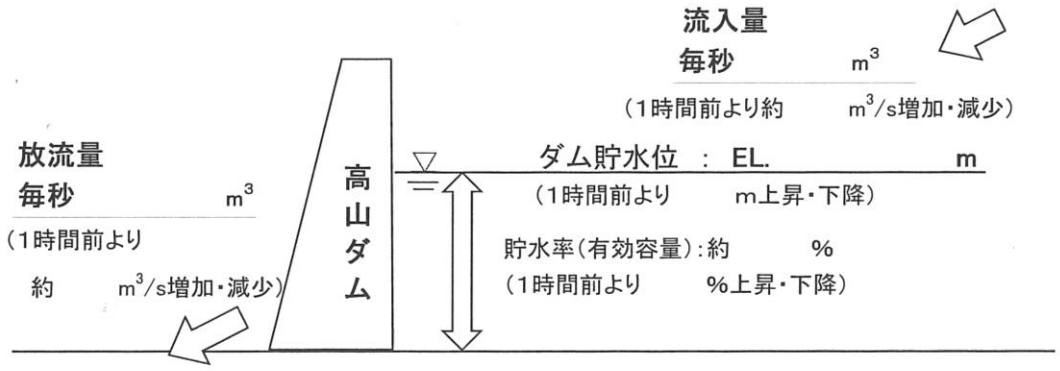

（河川水位）　島ヶ原地点　水位＿＿＿＿m
有市地点　水位＿＿＿＿m
加茂地点　水位＿＿＿＿m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	警　報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL:0743-94-0201　FAX:0743-94-0531

■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

ダム連絡

高山ダム

緊急

文書番号 高管発第　　号

重要通知（受信確認が必要です）

【重要通知　緊急放流　1時間前】

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、

月　日　時　分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により、時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当	・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。 ・避難指示（緊急）等の措置が必要。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

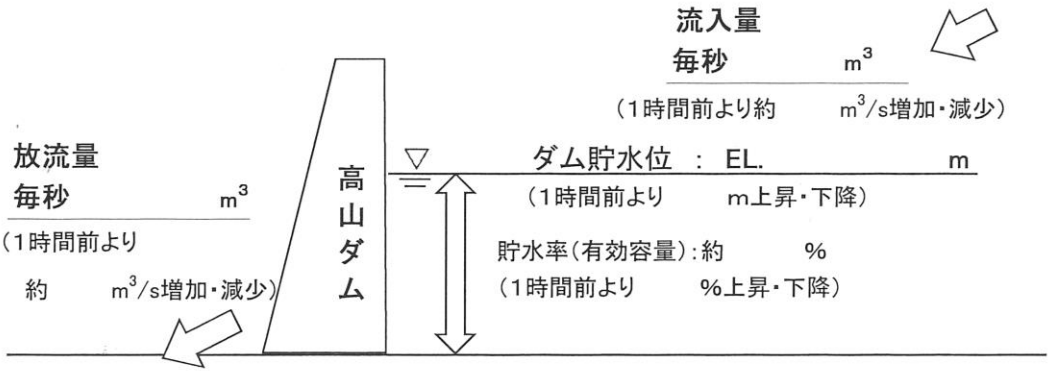

（河川水位）　島ヶ原地点　水位　＿＿＿＿　m
有市地点　水位　＿＿＿＿　m
加茂地点　水位　＿＿＿＿　m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	警　報

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

ダム連絡

高山ダム

緊急

文書番号 高管発第　　号

重要通知（受信確認が必要です）

【重要通知　緊急放流　開始】

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構　木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、計画規模を超える洪水のため、
月　日　時　分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。

警戒レベル4相当	・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。 ・避難指示（緊急）等の措置が必要。

【ダム情報】　（開始時点：　　日　　時　　分）

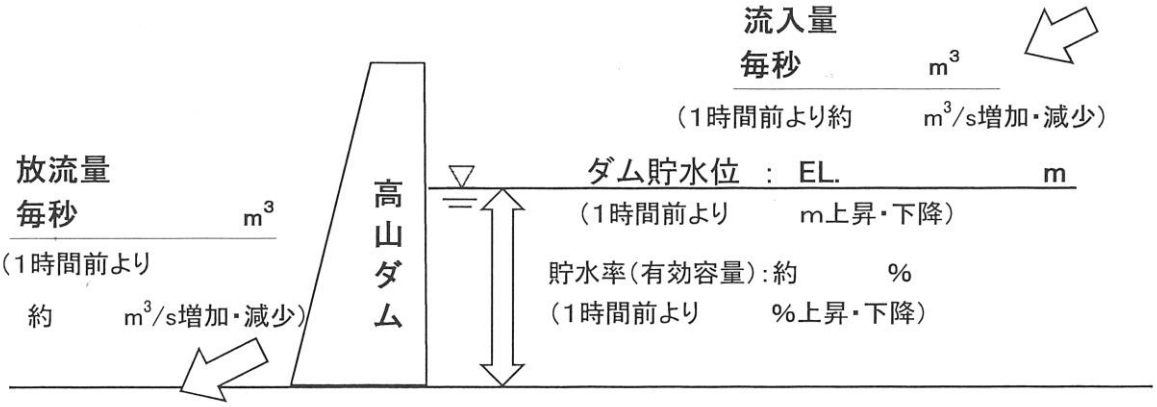

（河川水位）　島ヶ原地点　水位＿＿＿＿m
有市地点　水位＿＿＿＿m
加茂地点　水位＿＿＿＿m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　　TEL：0743-94-0201　　FAX：0743-94-0531

■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

高山ダム　緊急放流　終了の情報

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量：1,800㎥/s）を下回ったため、　月　日　時　分に
緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。

今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

【ダム情報】　（終了時点：　日　時　分）

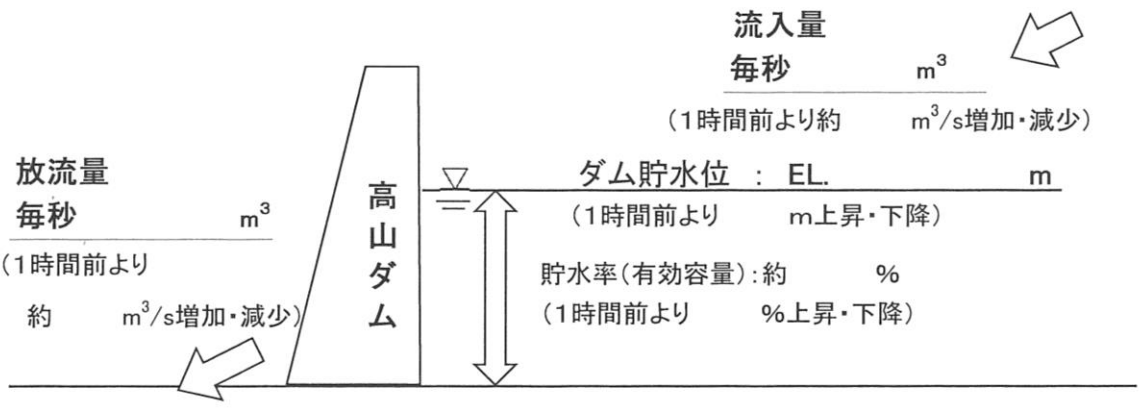

（河川水位）　島ヶ原地点　水位　＿＿＿＿　m
有市地点　水位　＿＿＿＿　m
加茂地点　水位　＿＿＿＿　m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

情報（受信確認が必要です）

高山ダム流下量（放流量）の予測値更新情報

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する情報＞

淀川水系名張川 高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、ダム流下量（放流量）を毎秒約　　m^3から　　日　　時頃には、最大毎秒約　　m^3まで増加させる予定です。

ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内やその周辺には立ち入らないでください。

放流量増加の目的	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

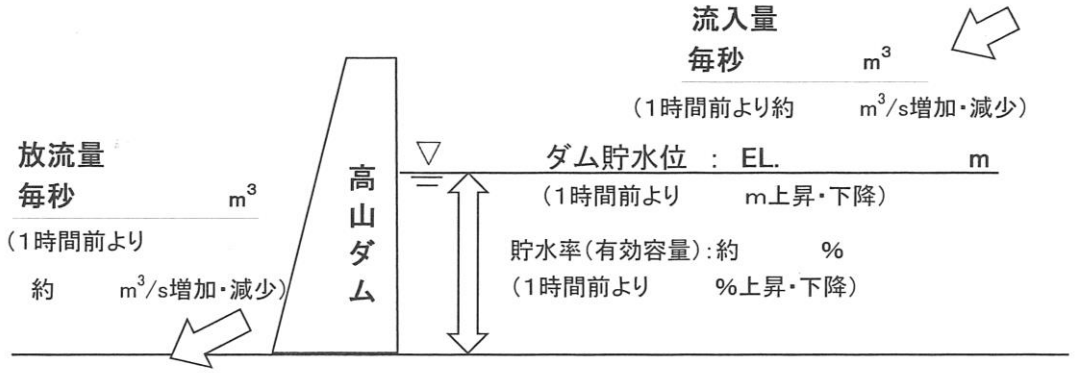

（河川水位）　島ヶ原地点　水位 _____ m
有市地点　水位 _____ m
加茂地点　水位 _____ m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

貯水位低下のための放流量増加操作開始の通知

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川 高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、今回の出水により、ダム下流の河川水位を低減させるため、洪水調節容量に洪水を貯留しました。
次の大雨に備えて必要なダムの洪水貯留容量を確保するため、
　日　　時　　分より、高山ダムから流す水の量を
毎秒約　　m^3 から 毎秒約　　m^3 に増加させ、
ダムの貯水入り洪水貯留準備水位　EL.117.00m まで速やかに低下させます。
ダム下流河川の水位変動に注意してください。
また、河川内やその周辺には立ち入らないでください。

【ダム情報】（　　日　　時　　分時点）

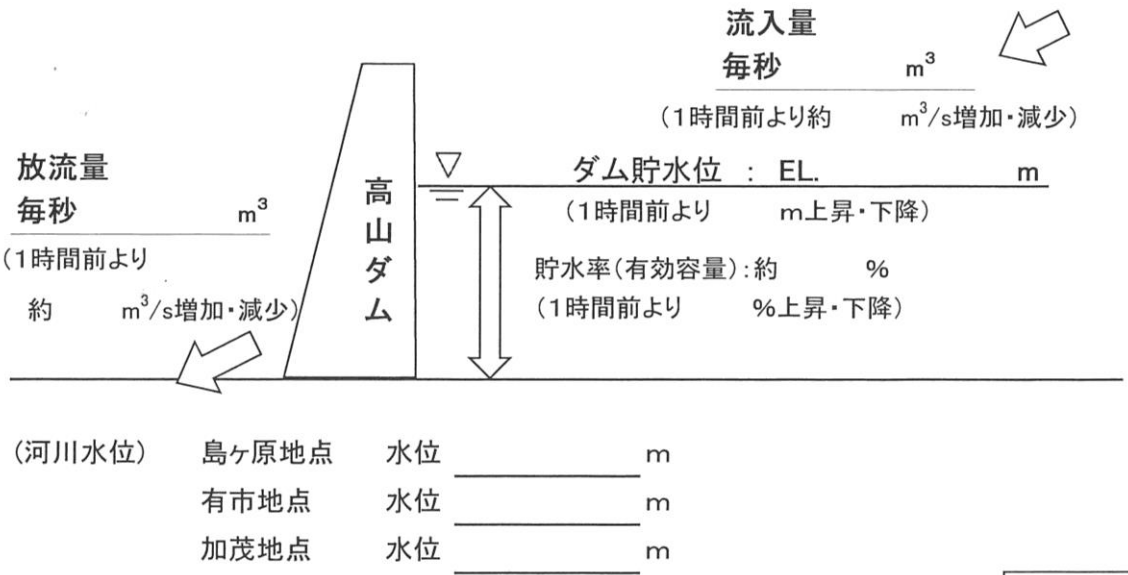

（河川水位）　島ヶ原地点　水位 ＿＿＿＿ m
　　有市地点　水位 ＿＿＿＿ m
　　加茂地点　水位 ＿＿＿＿ m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

資料２－33　木津川水防警報受報用紙　　様式―水防警報（岩倉）

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
木津川	岩倉水位観測所	第__号

令和　年　月　日　　時　分　　国土交通省　木津川上流河川事務所発表

【現　況】

木津川の岩倉水位観測所（伊賀市）の水位は、　日　時　分現在

　　mです。

【発　表】

水防機関は出動してください。

木津川上流河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
岩倉			○	
名張				
安部田				

(参考)

木津川　岩倉水位観測所（伊賀市）

（受け持ち区間は　木津川左岸：三重県伊賀市大内字川原から笠置大橋まで、右岸：三重県伊賀市守田町字荒内大内橋から笠置大橋まで
服部川左岸：三重県伊賀市服部町字中川原2145番地の１地先から木津川合流点まで、右岸：三重県伊賀市服部町字上川原1354番地の１地先から木津川合流点まで
柘植川左岸：三重県伊賀市大字山神字竹ノ下272番地先から木津川合流点'まで、右岸：三重県伊賀市大字山神字谷尻404番地先から木津川合流点まで）

問い合わせ先

国土交通省　木津川上流河川事務所調査課　電話：0595-63-1611（内線）791351

(参考)

岩倉【三重県伊賀市】

計画高水位	：	10.50m
はん濫危険水位	：	7.70m
避難判断水位	：	6.70m
はん濫注意水位	：	6.00m
水防団待機水位	：	4.50m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

資料2－34　木津川水防警報の宇治市における連絡系統図

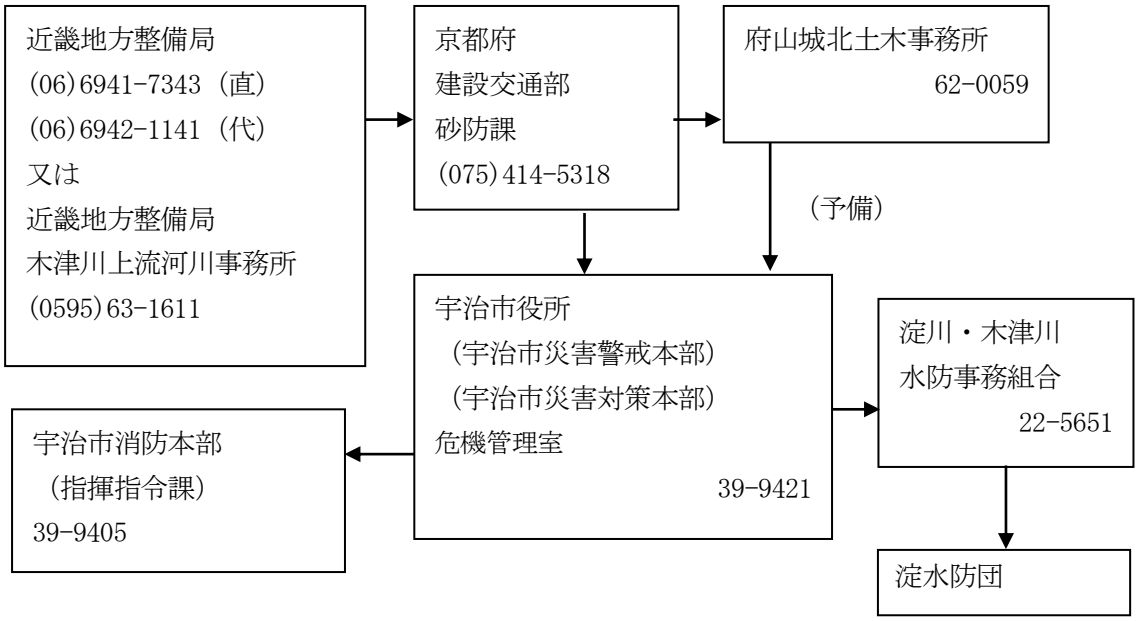

資料2－35 公用負担命令書様式

様式1

第　　号

公　用　負　担　命　令　書

目 的 物（　　）　種　　類（　　）　員　　数（　　）
負担内容（使　用・収　用・処　分）

水防のため緊急に必要であるので水防法第28条により上記のとおり命じます。

令和　　年　　月　　日　　時

水防管理者宇治市長　　印
（又は宇治市消防機関の長）
事務取扱者（受任者）　　印

殿

様式2

第　　号

公用負担命令権限証

所　属
階　級　　氏　　名

上記の者は　　の区域における水防のため、水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

令和　　年　　月　　日　　時

水防管理者宇治市長　　印
（又は宇治市消防機関の長）

資料2－36 優先通行標識

標旗（昼間）

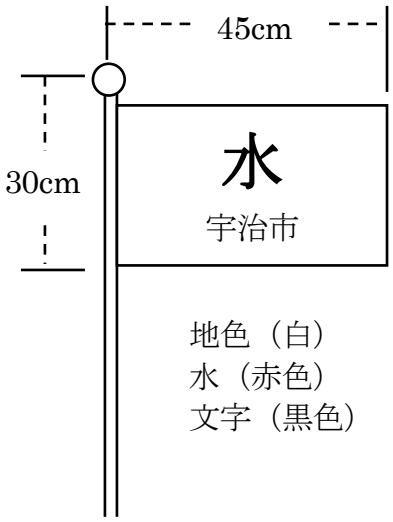

資料2－37　水防作業に従事するときの腕章

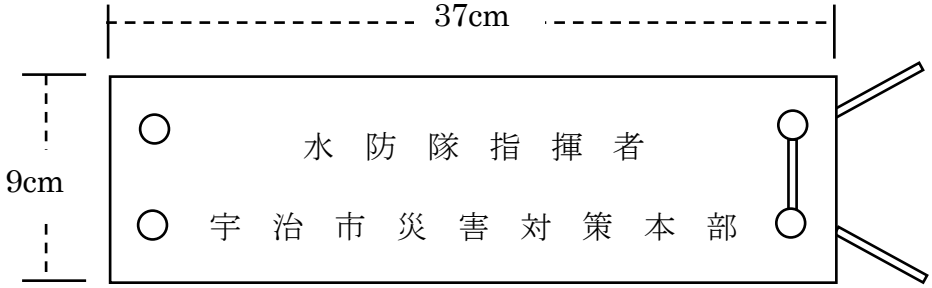

布地　赤色の布又はビニール
字色　黒

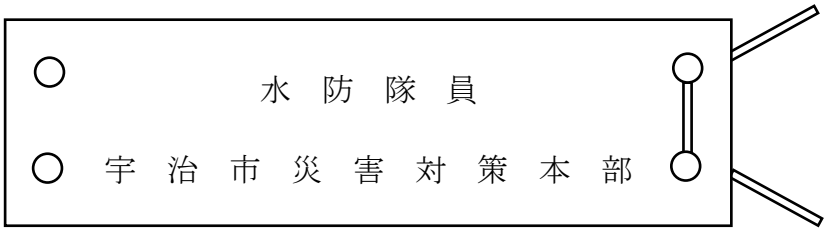

布地　赤色の布又はビニール
字色　黒

資料2－38 水防時における信号区分

方法／区分	サイレン信号	摘　　要
第1信号	○　－　休止　○　－　休止　○　－ 約5秒　15秒　約5秒　15秒　約5秒	はん濫注意水位に達したことを一般に知らせる。
第2信号	○　－　休止　○　－　休止　○　－ 約5秒　6秒　約5秒　6秒　約5秒	消防機関全員の出動を知らせる。
第3信号	○　－　休止　○　－　休止　○　－ 約10秒　5秒　約10秒　5秒　約10秒	区域内の居住者で壮健者の出動を知らせる。
第4信号	○　－　休止　○　－休止　○　－ 約1分間　5秒　約1分間　5秒　約1分間	必要と認める区域の居住者全員の避難すべきを知らせる。
備考　1　信号は、適宜の時間縦続する。 2　危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。		

様式第17号

水　防　活　動　実　施　報　告　書

令和　　年　　月　　日

実施日時	平成　　年　　月　　日 ――――― 平成　　年　　月　　日まで								
増水の状況	河川名	川	最高水位	m　　cm（はん濫注意水位 m　　cm）			雨量	mm	
災害原因		河川種別	左岸　1級 2級 右岸　普通	実施箇所数		水防活動延人員	人	水防団員（消防団員） 人	その他 人

河川名	水防実施箇所	水工防法	水施防延実長	水防使用資材									計	備考
				品目	単位	主要資材			その他資材					
						数量	単価	金額	数量	単価	金額			
	府市　町 地先 郡区													
				計										

主要資材	俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、じゃかご及び置石

水　防　活　動　費

使用資材費			機械等借料	食糧費	出勤手当等	その他	計
主要資材費	その他資材費	小　計					
円	円	円	円	円	円	円	円

備考（水防状況等）	

（注）　水防活動を実施した河川ごとに作成すること

資料2－40　京都地方気象台が発表する注意報及び警報の種類と基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署　京都地方気象台

宇治市	府県予報区	京都府	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	山城中部	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	15
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	126
	洪水	流域雨量指数基準	宇治川流域=63.9，井川流域=6.3，名木川流域=8.3，山科川流域=16.5，志津川流域=9.5，笠取川流域=6.9，弥陀次郎川流域=2.7
		複合基準*1	宇治川流域=(10，38)，井川流域=(8，6.3)，名木川流域=(6，7.4)，志津川流域=(6，8.5)，笠取川流域=(6，6.2)，弥陀次郎川流域=(6，2.2)
		指定河川洪水予報による基準	宇治川[槇尾山]，木津川下流[加茂]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	98
	洪水	流域雨量指数基準	宇治川流域=51.1，井川流域=4.9，名木川流域=6.6，山科川流域=13.2，志津川流域=7.6，笠取川流域=5.5，弥陀次郎川流域=2.1
		複合基準*1	宇治川流域=(7，34.2)，井川流域=(5，4.5)，名木川流域=(5，6.6)，山科川流域=(6，10.6)，志津川流域=(5，7.6)，笠取川流域=(6，4.4)，弥陀次郎川流域=(5，2)
		指定河川洪水予報による基準	宇治川[槇尾山]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ	①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨*2	
	低温	最低気温−4℃以下*3	
	霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ：30cm以上 気温：−2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2　気温は京都地方気象台の値。

*3　気温は京都地方気象台の値。

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

土壌雨量指数基準値は、約 1km 四方ごとに設定しているが、欄中の基準値は宇治市内における基準値の最低値である。

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

洪水の欄中、「宇治川流域=63.9」は、「宇治川流域の流域雨量指数 63.9 以上」を意味する。

資料2－41 通報連絡系統

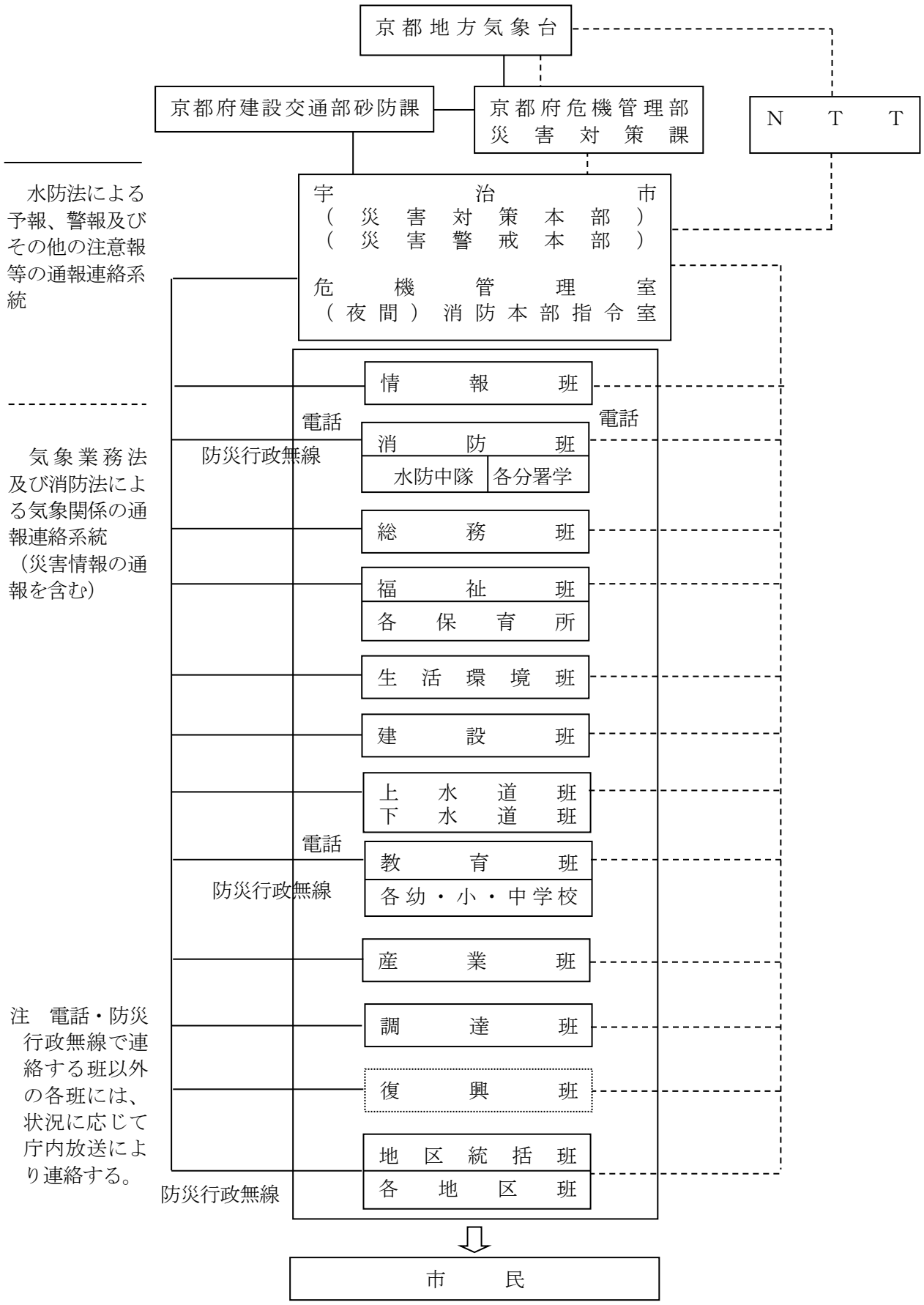

資料２－４２　気象台が発表する気象情報等発表例

●台風情報発表例（例文１）

令和○○年　台風第○○号に関する京都府気象情報　第○号
令和○○年○月○日○○時○○分　京都地方気象台発表

（見出し）
非常に強い台風第○○号は、西日本の南海上を○○に進み、○○日△△に京都府に最も接近する見込みです。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、暴風、高波に警戒してください。

（本文）
非常に強い台風第○○号は、○○日□□時には○○市の南西約○○○キロにあって、１時間におよそ○○キロの速さで○○へ進んでいます。中心の気圧は○○○ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は○○メートル、最大瞬間風速は○○メートルで、中心の南東側○○○キロ以内と北西側○○○キロ以内では、風速２５メートル以上の暴風となっています。
台風は、今後次第に勢力を強め、○○日にかけて日本の南海上を北上するでしょう。その後、次第に進路を北東に変えて、○○日△△に京都府に最も接近する見込みです。

［雨の予想］
台風の北上に伴い暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となり、○○日△△から○○日△△にかけて大雨となるおそれがあります。特に○○日□□から○○日□□にかけては、局地的に雷を伴い非常に激しい雨の降る所がある見込みです。
○○日に予想される１時間降水量は、いずれも多い所で、
北部　　○○ミリ
南部　　○○ミリ
○○日○○時から○○日□□時までに予想される２４時間降水量は、いずれも多い所で、
北部　○○○ミリ
南部　○○○ミリ
その後、○○日◇◇にかけて雨は続くため、総降水量は更に増える見込みです。

［風の予想］
○○日□□にかけて南よりの風が強く、特に○○日□□から△△日□□は海上を中心に南のち北西の風が非常に強く吹く見込みです。
○○日に予想される最大風速（最大瞬間風速）
北部陸上　○○メートル（○○メートル）
北部海上　○○メートル（○○メートル）
南部陸上　○○メートル（○○メートル）
△△日に予想される最大風速（最大瞬間風速）
北部陸上　○○メートル（○○メートル）
北部海上　○○メートル（○○メートル）
南部陸上　○○メートル（○○メートル）

［波の予想］
北部の海上では、△△日□□にかけて大しけとなる見込みです。
○○日から△△日にかけて予想される波の高さ
北部　　○メートル

［高潮の予想］
北部の海岸や河口付近の低地では、台風の接近に伴い、○○日は高潮のおそれがあります。
○○日に予想される最高潮位
北部　標高　○．○メートル

［防災事項］
土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、暴風、高波に警戒してください。
高潮、竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。
　発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

［補足事項］
最新の台風情報や今後発表する防災気象情報に留意してください。
次の「令和○年　台風第○○号に関する京都府気象情報」は、○○日□□時頃に発表する予定です。

●大雨（雪）に関する京都府気象情報発表例（例文２）

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報　第○号
令和○○年○月○日○○時○○分　京都地方気象台発表

（見出し）
京都府では、○○日△△にかけて、局地的に雷を伴った激しい雨の降るおそれがあります。低い土地の浸水、河川の増水、土砂災害、竜巻などの激しい突風、落雷に注意してください。

（本文）
　梅雨前線が○○日にかけて山陰沖に停滞する見込みです。京都府では、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んでいる影響で、大気の状態が非常に不安定となっています。

［雨の実況］
　○○日□□時◇◇分現在の気象レーダー観測によると、若狭湾の沿岸から中国地方にかけて発達した雨雲があって○○に進んでいます。解析雨量では、○○市付近で○○時までの１時間に約○○ミリの激しい雨となっています。
　降り始め（○○日□□時△△分）から○○日□□時△△分までの降水量（アメダスによる速報値）
　　南丹市美山　　○○．○ミリ
　　京都市京北　　○○．○ミリ
　　京都市中京区　○○．○ミリ
　　長岡京　　○○．○ミリ
　　京田辺　　○○．○ミリ

［雨の予想］
　○○日に予想される１時間降水量は、いずれも多い所で、
　　北部　　○○ミリ
　　南部　　○○ミリ
　○○日△△時から○○日△△時までに予想される２４時間降水量は、いずれも多い所で、
　　北部　○○○ミリ
　　南部　○○○ミリ

［防災事項］
　低い土地の浸水、河川の増水、土砂災害、竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。
　発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、建物内に移動するなど安全確保に努めてください。

［補足事項］
　今後発表する防災気象情報に留意してください。
　次の「大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報」は、○○日□□時頃に発表する予定です。

●記録的短時間大雨情報発表例（例文３）

京都府記録的短時間大雨情報　第○号
令和○○年○○月○○日○○時○○分　気象庁発表

　○○時○○分京都府で記録的短時間大雨
　舞鶴市西部付近で１２０ミリ以上
　上京区付近で約１００ミリ
　宇治市付近で約９０ミリ

●資料２－４２　土砂災害警戒情報発表例（例文４）

京都府土砂災害警戒情報　第×号

令和△△年□□月□□日　□時□分
京都府　京都地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】
京都市伏見区 京都市山科区 京都市西京区 福知山市旧福知山市域* 福知山市夜久野町*
宇治市 亀岡市 南丹市八木町

【警戒解除地域】
京都市北区 京都市左京区 京都市右京区 南丹市美山町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
＜概況＞
大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】。土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】
危険度が高まっている区域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。
京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」
気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

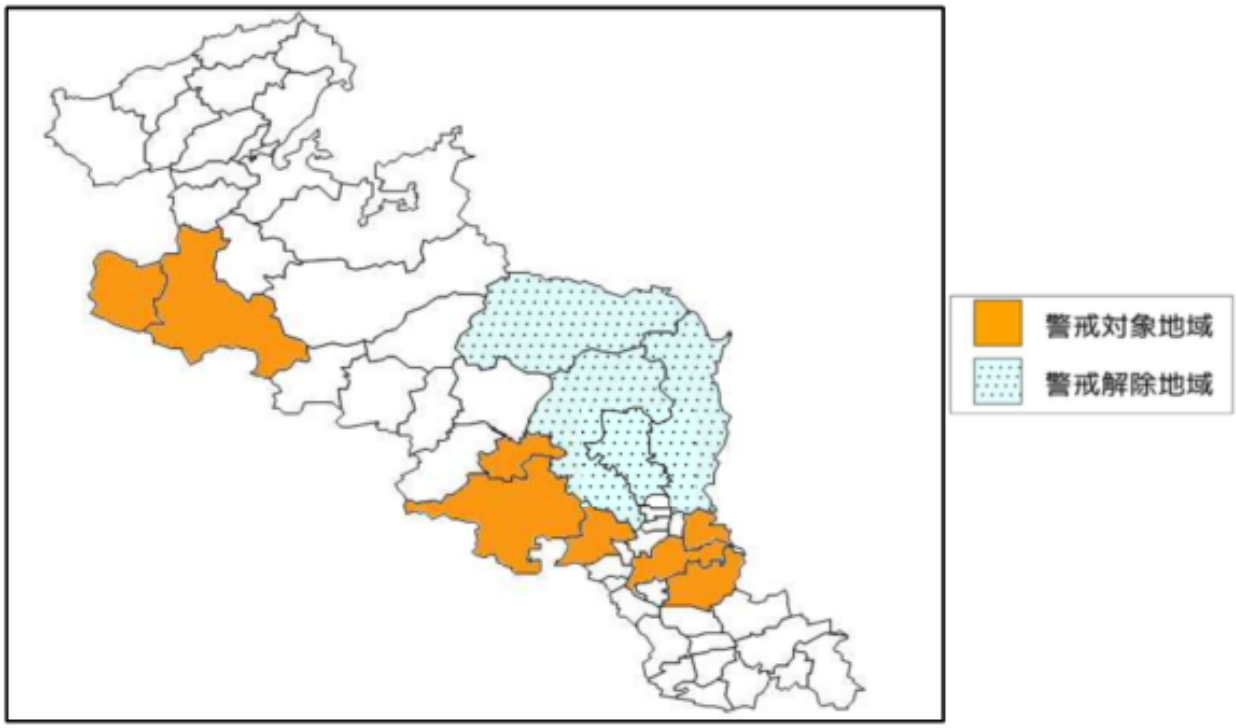

問い合わせ先
075-414-5318（京都府建設交通部砂防課）
075-841-3008（京都地方気象台）

●竜巻注意情報発表例（例文５）

【目撃情報を含まない場合】

京都府竜巻注意情報　第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分　気象庁発表

京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

【目撃情報を含む場合】

京都府竜巻注意情報　第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分　気象庁発表

【目撃情報あり】京都府南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生する恐れが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

資料２－４３　観測所所在地

◆京都地方気象台管理地域気象観測所（アメダス）一覧表（令和５（2023）年５月17日現在）

京都府(61)

観測所名	観測所番号	観測種目						所在地	緯度	経度	標高
		気温	湿度	降水量	風向・風速	日照時間	積雪の深さ				
間人	001	○	○	○	○	▲		京丹後市丹後町間人小字新ヶ皿	35° 44.2′	135° 05.2′	42m
峰山	031			○			○	京丹後市峰山町荒山	35° 37.1′	135° 04.3′	23m
宮津	076	○	○	○	○	▲		宮津市字上司	35° 33.0′	135° 14.1′	2m
坂浦	096			○				福知山市下野条	35° 25.1′	135° 05.2′	223m
舞鶴	111	○	○	○	○	○	○	舞鶴市字下福井 舞鶴特別地域気象観測所	35° 27.0′	135° 19.0′	2m
睦寄	151			○				綾部市睦寄町狸岩	35° 22.9′	135° 27.2′	175m
福知山	187	○	○	○	○	▲		福知山市字荒河	35° 18.7′	135° 06.8′	17m
三和	192			○				福知山市三和町千束	35° 13.0′	135° 13.9′	105m
綾部山家	196			○				綾部市東山町山家	35° 17.8′	135° 18.9′	87m
本庄	201			○				船井郡京丹波町本庄西畑	35° 15.6′	135° 23.7′	95m
美山	206	○	○	○	○	▲	○	南丹市美山町静原桧野	35° 16.5′	135° 33.0′	200m
須知	241			○				船井郡京丹波町富田蒲生野	35° 10.6′	135° 25.2′	150m
園部	242	○	○	○	○	▲		南丹市園部町黒田	35° 06.5′	135° 27.3′	134m
京北	251			○				京都市右京区京北比賀江町院谷	35° 10.9′	135° 39.7′	260m
京都	286	○	○	○		○	○	京都市中京区西ノ京笠殿町 京都地方気象台	35° 00.8′	135° 43.9′	41m
					○			京都市中京区西ノ京船塚町	35° 00.7′	135° 44.1′	36m
長岡京	306			○				長岡京市光風台	34° 55.8′	135° 40.7′	71m
京田辺	326	○	○	○	○	▲		京田辺市薪西浜	34° 49.8′	135° 45.6′	20m

観測種目の記号説明

○	気象観測測器による観測値
▲	気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値

資料２－４４　観測所配置図

観測所配置図

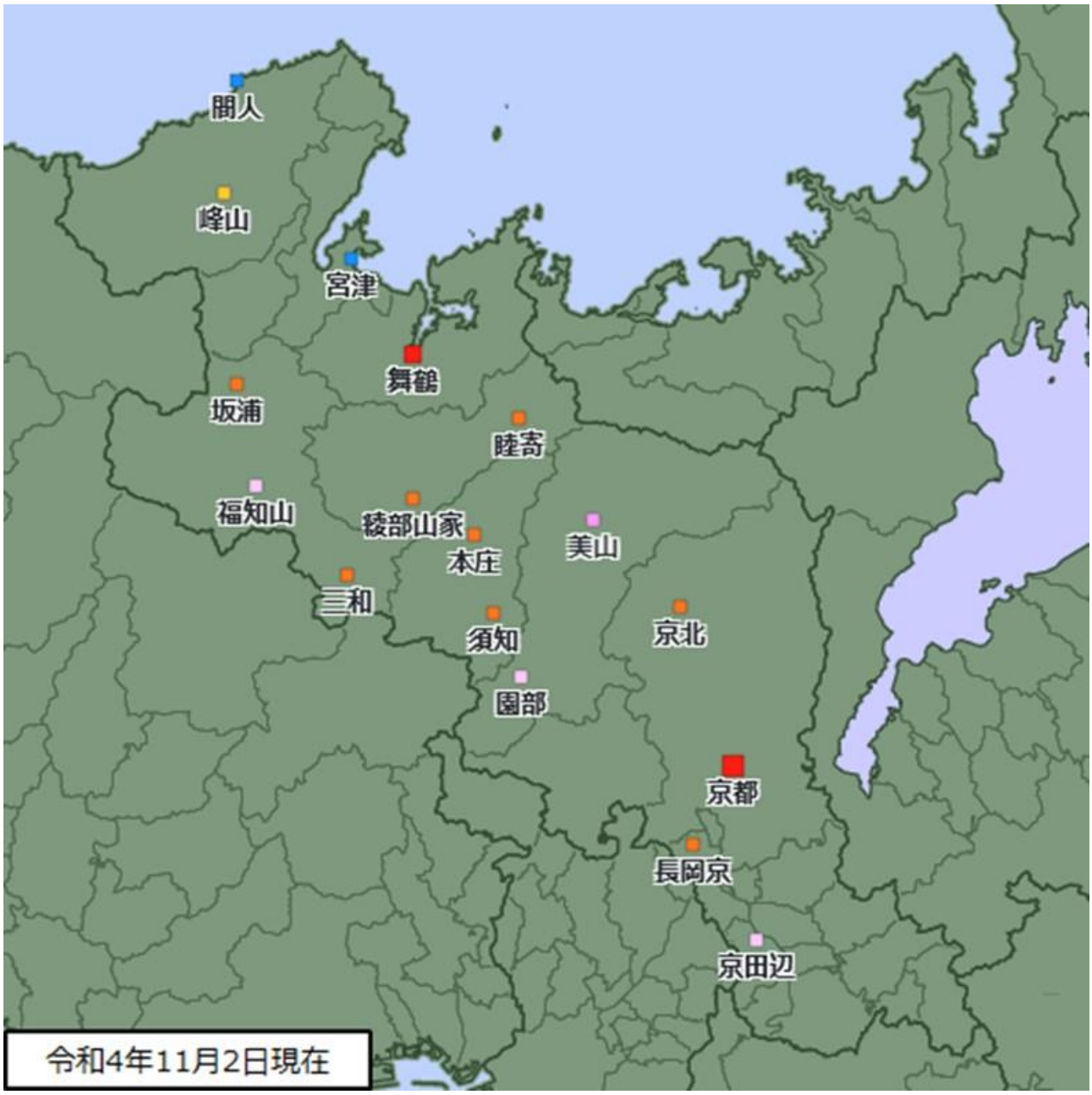

シンボル	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	地域気象観測所（アメダス）	降水量
■	地域気象観測所（アメダス）	降水量・積雪深
■	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）
■	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・湿度
■	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・積雪深・湿度

資料2－45 異常気象通報連絡系統

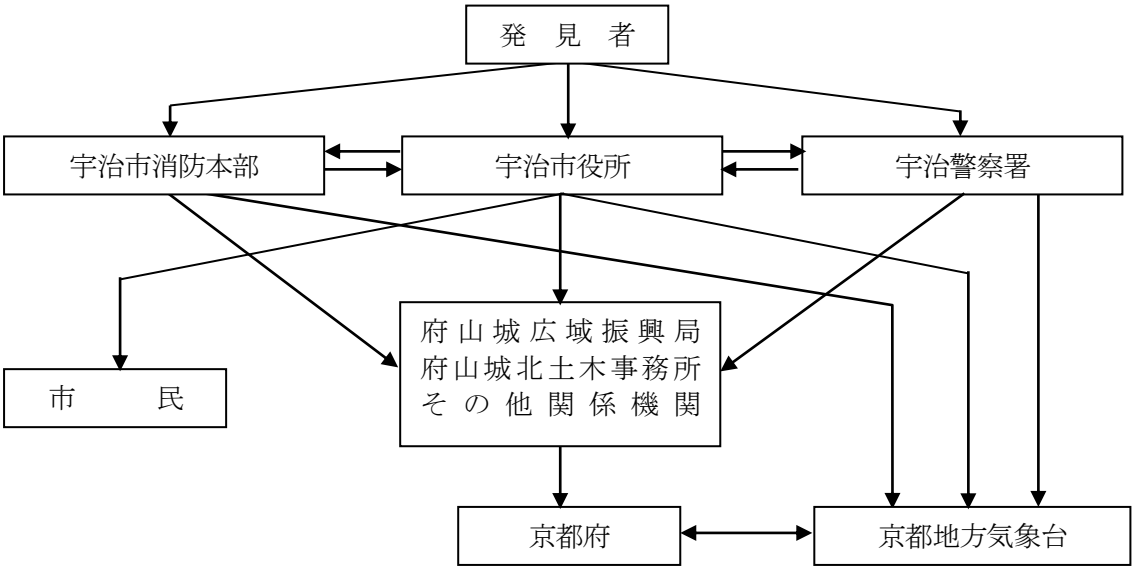

資料2－46　災害時の気象通報伝達系統図

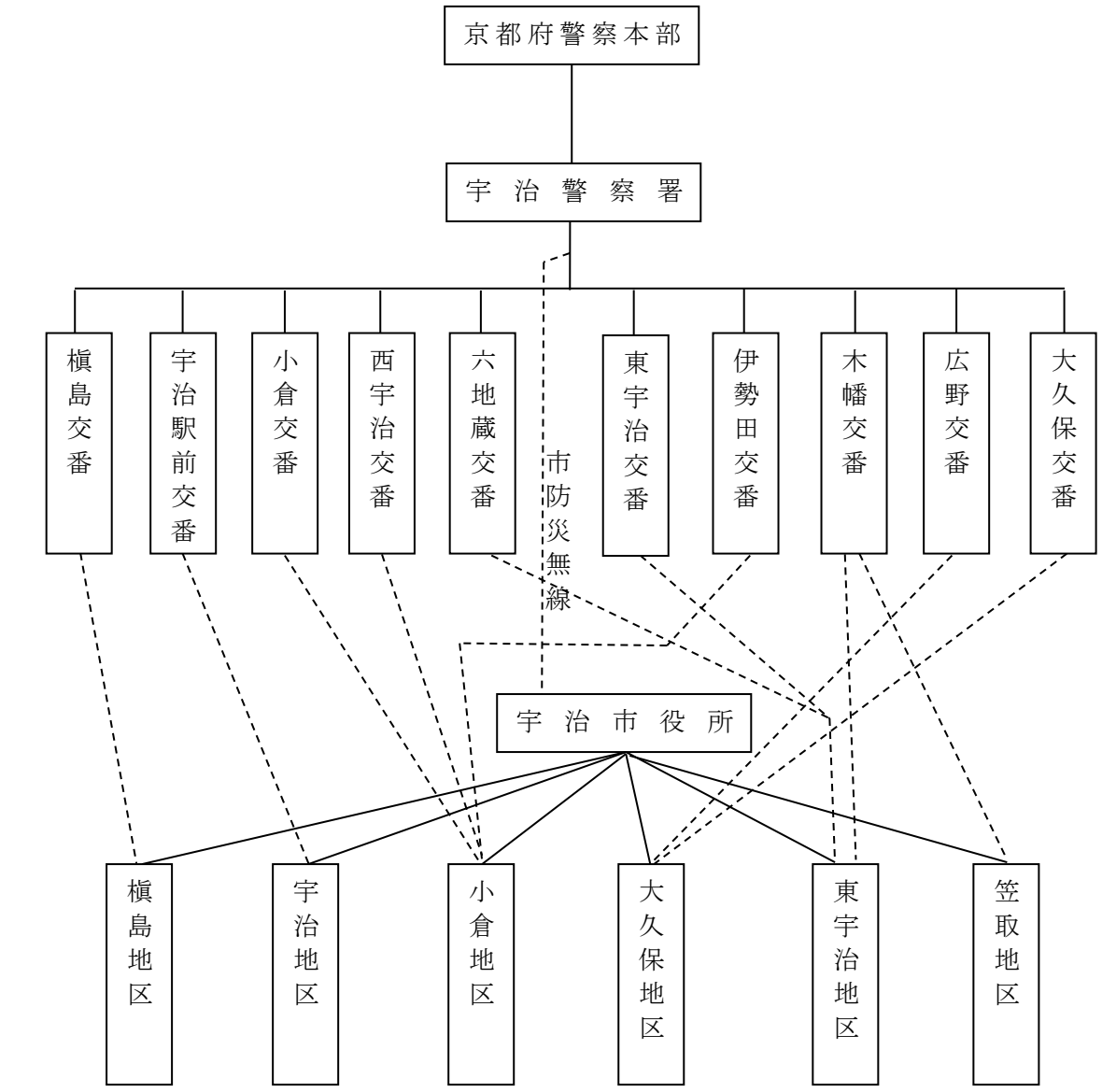

資料2-47　一般的事象における避難情報の発令の判断基準（河川の氾濫）

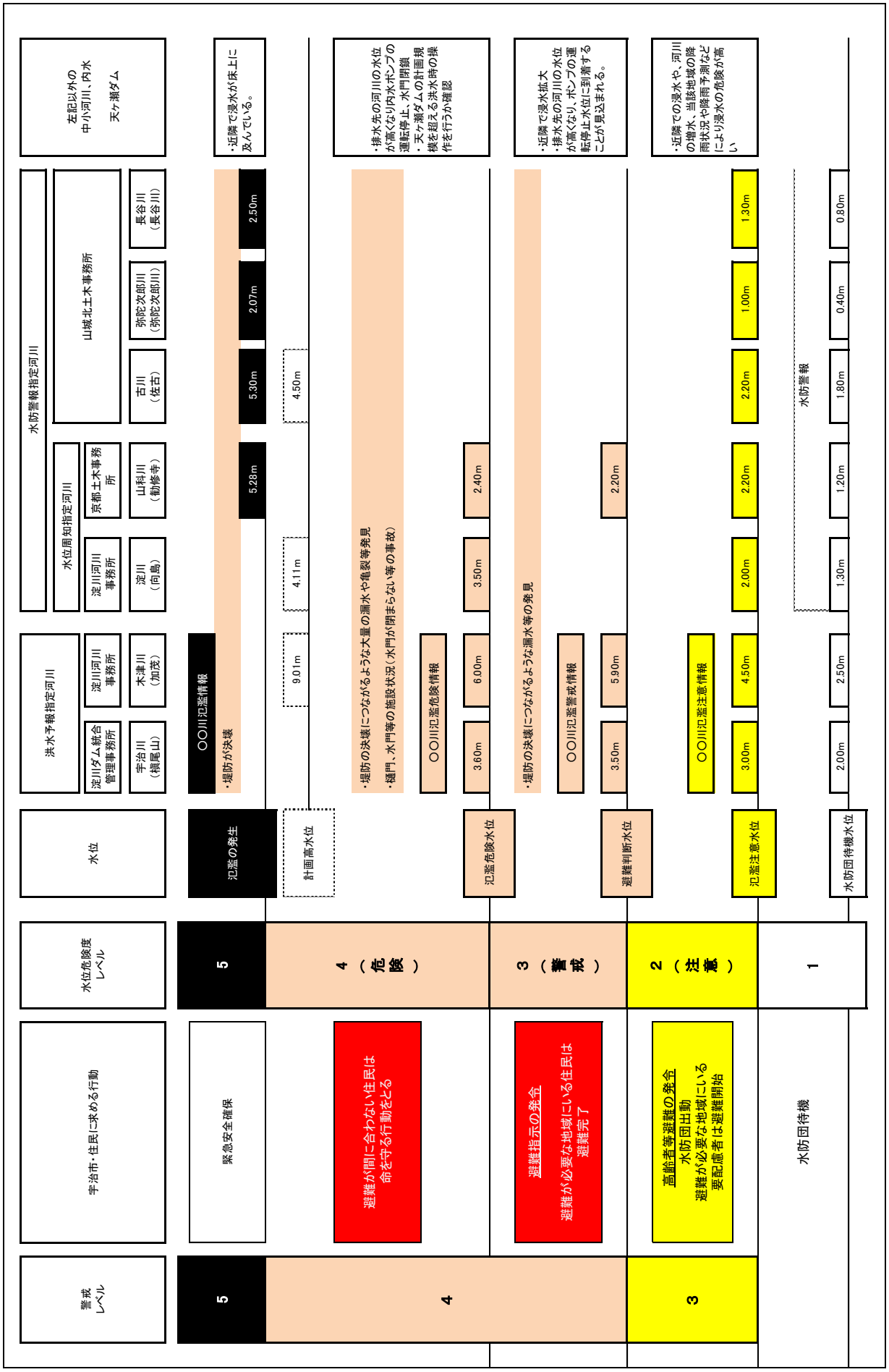

資料2-48　土砂災害警戒区域における避難情報の発令の判断基準

警戒レベル	避難情報	気象情報	京都府土砂災害警戒情報システム	近隣での前兆現象
5	緊急安全確保			土砂災害が発生
4	避難指示	土砂災害警戒情報	実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過	
		土砂災害警戒情報	予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過	前兆現象の発見（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、渓流の水量変化等）
3	高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）	実況または予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過	

京都府土砂災害警戒情報システム
土壌雨量指数 確認　https://d-keikai.pref.kyoto.jp/MapForm.aspx?m=3

土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報とは、大雨で土砂災害のおそれがある時、大雨警報発表後に、京都府と京都地方気象台が共同して、市町村ごとに発表する防災気象情報です。土砂災害のおそれがある時の早めの避難にお役立て下さい。

No.	項目	詳細
1	発表時期	大雨警報発表後、土砂災害発生の危険性が高まった時
2	発表目的	市町村長による避難情報の発令判断と府民の避難等の判断の参考情報のため
3	発表単位	市町村単位
4	発表者	京都府と京都地方気象台

土砂災害警戒情報発表の目安

京都府と京都地方気象台は、土砂災害警戒情報発表の目安として「土砂災害警戒避難基準雨量」を設定し、共同で監視しています。2時間先までのスネークラインが、土砂災害発生危険基準線(CL)を超過し、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表します。

<出典>京都府土砂災害情報 解説　https://d-keikai.pref.kyoto.jp/help/index.html

資料2－49 災害廃棄物等の収集体制

区　分	ごみ等（生活環境班関係）	し尿（城南衛生管理組合関係）
調査連絡	災害地の状況を調査のうえ、ごみ等の量、必要機材、人員等を把握するとともに、運搬及び処分等の方策については、城南衛生管理組合（クリーン21長谷山、クリーンパーク折居、リサイクルセンター長谷山等）、一般財団法人宇治廃棄物処理公社と連絡調整のうえ決定する。	被災市民からのくみ取り要請及び災害対策本部のくみ取り必要区域の把握内容に基づき、現地調査（必要に応じて生活環境班、城南衛生管理組合が共同して行う）を行い、くみ取り必要箇所、件数等について、城南衛生管理組合に連絡する。
作業方針	作業の原則として、宇治市災害廃棄物処理計画および宇治市地域防災計画の各号体制に従い実施するが、災害の状況に応じて必要機材、人員を増減する。 ただし、本市の保有機材、人員のすべてを動員してもなお、不足を生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあっせん要請等の措置を講じ実施する。	城南衛生管理組合の作業方針によるものとするが、状況に応じて応援・協力を行う。

資料2－50 通行不能となる恐れのある避難路

代替ルートの確保が困難な路線で土砂災害の発生等により通行できなくなるおそれのある路線は、以下のとおりである。

No	地区名	区分	路線名	地区内の広域避難所	対象となる自治会	土砂災害警戒区域指定の有無
1	炭　山	市道	久田底広線	笠取第二小学校	炭 山 区	有
2	西笠取	市道	滝ヶ谷森線	笠取小学校	西笠取区	有
3	東笠取	市道	平出中畑線 梅谷大平線	笠取小学校	東笠取区	有
4	二　尾	市道	勢ノ谷尼ヶ谷線 二尾 37 号線 二尾 38 号線	笠取第二小学校	二 尾 区	有
5	池　尾	市道	吹越多田線 志津川池ノ尾線 池尾 33 号線	笠取第二小学校	池 尾 区	有

資料2－51 気象等に関する特別警報の発表基準

○気象等に関する特別警報の発表基準

<table>
<tr><td>現象の種類</td><td colspan="2">基　　準</td></tr>
<tr><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同規模の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

（注）発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

○指数を用いた大雨特別警報（土砂災害）の基準値：

宇治市　土壌雨量指数基準 296　（令和 2 年 7 月 30 日現在）

（注）大雨特別警報（土砂災害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる１㎞格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。

○確率値を用いた大雨特別警報（浸水害）の 50 年に一度の値：

宇治市　48 時間降水量 388㎜、3 時間降水量 136㎜、土壌雨量指数 232（令和 3 年 3 月 25 日現在）

（注１）50 年に一度の値は、各市町村にかかる５㎞格子の値の平均値をとったものである。

（注２）50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

（注３）50 年に一度の値を用いた大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となる５㎞格子がまとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害がすでに発生しているおそれが高い市町村に発表される。個々の市町村で 50 年に一度の値以上となる５㎞ 格子が出現することのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

○台風等を要因とする指標：

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が、来襲する場合。

（注１）台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

（注２）温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○大雪特別警報の 50 年に一度の積雪深の値：

舞鶴 82cm、京都 18cm*、峰山 127cm、美山 77cm　（令和 3 年 10 月 28 日現在）

（注１）50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

（注２）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

（注３）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基　　準
津　波	高い所で３メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住区域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住区域）＊を特別警報に位置づける）
地　震 （地震動）	震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置づける）

（＊）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル４または５）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

資料2－52 水防体制指標

レベル	指標の意味	市体制基準の目安	基準値
0	－	－	－
1	自宅待機レベル	－	大雨・洪水注意報が発表されたが、雨の影響が少ない時 時間 10㎜ 未満の予測 累積雨量 60㎜ の実況又は 80㎜ の予測
2	自宅待機レベル	－	時間 10㎜ の予測または実況
3	小規模出動レベル	災害警戒本部 1 号配備	下記のいずれか 1 つに該当するとき ① 時間 20㎜ の予測または実況 ② 周辺アメダスで 10 分 10㎜ を観測し、市内に影響するとき
4	出動レベル	災害警戒本部 2 号配備 災害対策本部 第 1 号動員	下記のいずれか 1 つに該当するとき ① 時間 40㎜ の予測または実況 ② 積算雨量 150㎜ の予測または実況
5	大規模災害レベル	災害対策本部 第 2 ～第 5 号動員	下記のいずれか 1 つに該当するとき ① 時間 70㎜ の予測または実況 ② 24 時間積算雨量 300㎜ の予測または実況

資料2－53　警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保（必ず発令されるものではない）
	＜警戒レベル４までに必ず避難！＞		
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（令和３年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）	高潮に関する情報
	水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1）	水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報		
5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒（氾濫している可能性）	大雨特別警報（浸水害）※2		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報※3
4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫（氾濫危険水位超過相当）	危険度分布:うす紫（非常に危険）※4	内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	土砂災害警戒情報 危険度分布:うす紫（非常に危険）※4	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤（避難判断水位超過相当）	洪水警報 危険度分布:赤（警戒）		大雨警報（土砂災害） 危険度分布:赤（警戒）	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄（氾濫注意水位超過）	危険度分布：黄（注意）		危険度分布：黄（注意）	
1相当					

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1）HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
※3）水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4）「大雨警報（土砂災害）・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
※5）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注）本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

３．震災対策編資料

資料3－1　生駒断層帯地震･宇治川断層帯地震・黄檗断層地震震度分布図

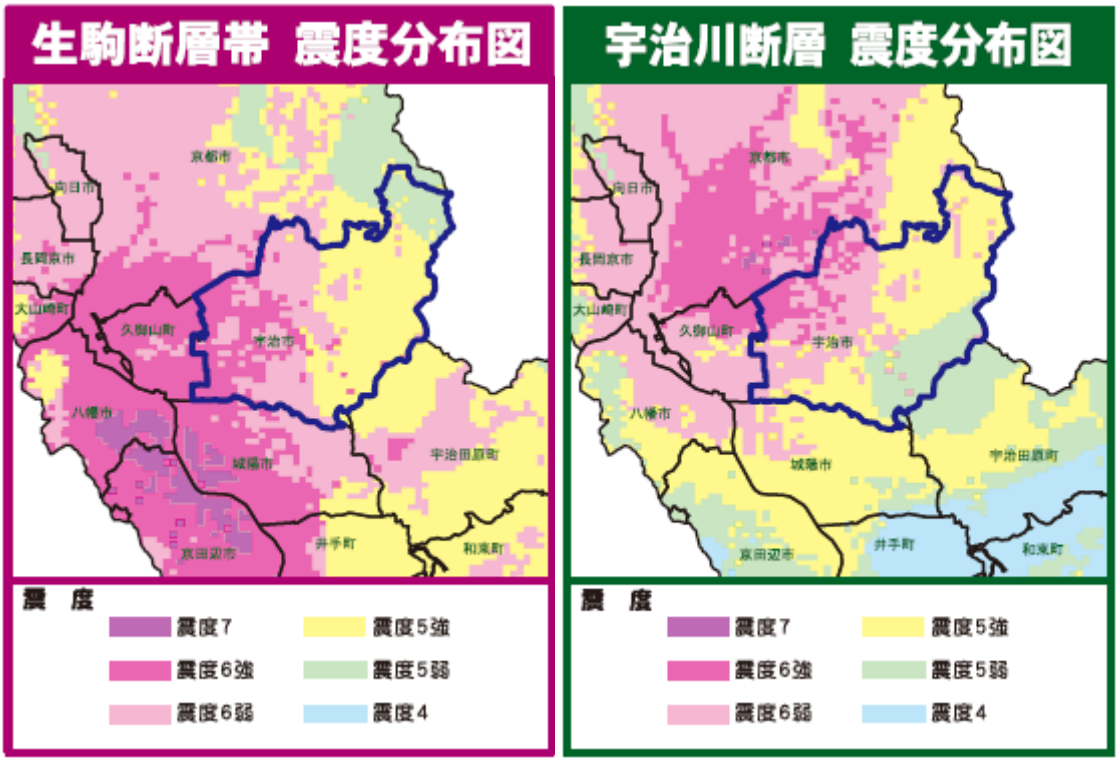

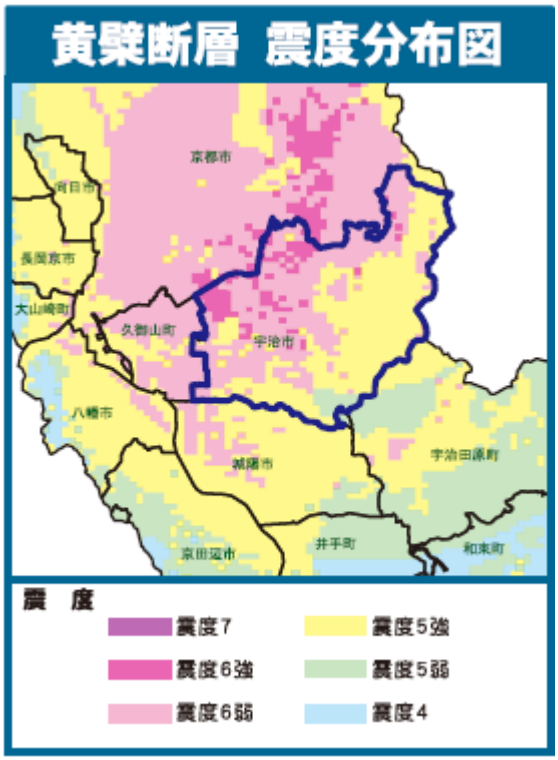

資料3－2 ダム諸元一覧

		天ヶ瀬ダム	喜撰山ダム
管　理　者		国土交通省	関西電力
目　　的		多目的	発電
工　　期		自　昭和32年4月 至　昭和40年3月	自　昭和42年 3月 至　昭和44年12月
形　　式		ドーム型 アーチ式コンクリートダム	中央土質しゃ水壁型 ロックフィルダム
工　　費		6,660,000　千円	17,900,000　千円
水　位	最　高	0．P．＋78.50m	296.00m
	最　低	0．P．＋58.00m	270.00m
貯水地	全容量	26,280,000m^3	7,227,000m^3
	有効容量	20,000,000m^3	5,326,000m^3
堰　堤	ダムの高さ	73.0m	91.0m
	ダムの長さ	254.0m	255.0m
	水　門クレストゲート	ラジアルゲート　4門	スライドゲート1門
	放水管コンジットゲート	高圧ローラーゲート　3門	
	トンネル洪水吐ゲート	ラジアルゲート　2門	
計画高水量		2,080m^3／s	－
取水口門扉（発電）		ローラーゲート　2門	取水口2（門扉なし）
発電所	最大使用水量	186.14m^3／s	（発電）　（揚水） 248.0m^3／s（220.0m^3／s）
	最大出力	92,000KW	466,000KW（490,000KW）
年間発生電力量		約3億3000万　KWH	513,920,000 MWH
ダムの所在地		左岸　宇治市槇島町六石 右岸　宇治市槇島町槇尾山	宇治市池尾

資料3－3 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

資料3－4　宇治市防災会議地震対策委員会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宇治市防災会議条例第6条の規定に基づき、宇治市防災会議地震対策委員会（以下「委員会」という。）の議事その他委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　委員会は、市の地域における地震災害に対する応急対策及び安全対策を審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長、副委員長及び委員は、宇治市防災会議の委員及び専門委員のうちから宇治市防災会議会長が任命する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（委員長の任期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、宇治市防災会議会長が定める。

（会議の招集）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

（報告）

第７条　委員長は、委員会における審議の結果を宇治市防災会議に報告する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成７年６月１日から施行する。

資料3－5 救援物資等集積場所一覧

施設名	所在地	集積場所（㎡）	総面積（㎡）
黄檗公園黄檗体育館	宇治市五ヶ庄三番割	野球場横駐車場（2,800） 体育館前駐車場（550） コミュニティアリーナ（半面）（310）	3,660
西宇治公園西宇治体育館	宇治市小倉町蓮池20-1	駐車場（2,500） コミュニティアリーナ（700）	3,200

資料3－6 ライフライン被害想定

上水道											
断層	管路			直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
	延長	被害箇所	被害率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
	km	箇所	%	人	%	人	%	人	%	人	%
生駒断層帯	677	123	0.18	105,954	57.6	56,492	30.7	36,699	20.0	4,484	2.4
有馬-高槻断層帯	677	129	0.19	109,210	59.4	58,588	31.9	38,012	20.7	4,639	2.5
花折断層帯	677	118	0.17	102,806	55.9	54,528	29.7	35,387	19.2	4,320	2.3

（出典：2024年及び2025年京都府地震被害想定調査結果）

下水道											
断層	管路			直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
	延長	被害延長	被害率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率
	km	km	%	人	%	人	%	人	%	人	%
生駒断層帯	557	38	6.7	11,980	6.7	11,176	6.3	6,827	3.8	0	0.0
有馬-高槻断層帯	557	35	6.3	11,102	6.3	10,327	5.8	6,255	3.5	0	0.0
花折断層帯	557	35	6.4	11,297	6.4	9,333	5.3	3,556	2.0	0	0.0

（出典：2024年及び2025年京都府地震被害想定調査結果）

電力被害（冬18時）										
断層	電灯軒数	発災直後		電灯軒数（焼失分除く）	1日後		4日後		7日後	
		停電軒数	停電率		停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
	軒	軒	%	軒	軒	%	軒	%	軒	%
生駒断層帯	90,813	1,916	2.1	89,626	885	1.0	109	0.1	13	0.0
有馬-高槻断層帯	90,813	1,571	1.7	89,903	728	0.8	89	0.1	10	0.0
花折断層帯	90,813	1,541	1.7	89,936	743	0.8	93	0.1	11	0.0

（出典：2024年及び2025年京都府地震被害想定調査結果）

通信被害（冬18時）										
断層	回線数	発災直後		回線数（焼失分除く）	1日後		4日後		7日後	
		不通回線数	不通率		不通回線数	不通率	不通回線数	不通率	不通回線数	不通率
	回線	回線	%	回線	回線	%	回線	%	回線	%
生駒断層帯	55,971	2,315	4.1	55,239	395	0.7	10	0.0	0	0.0
有馬-高槻断層帯	55,971	1,903	3.4	55,410	325	0.6	8	0.0	0	0.0
花折断層帯	55,971	1,867	3.3	55,431	318	0.6	8	0.0	0	0.0

（出典：2024年及び2025年京都府地震被害想定調査結果）

携帯電話被害												
断層	停波基地局率											
	冬5時				夏12時				冬18時			
	発災直後	1日後	4日後	7日後	発災直後	1日後	4日後	7日後	発災直後	1日後	4日後	7日後
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
生駒断層帯	3.0	0.8	0.1	0.0	3.2	0.9	0.1	0.0	6.2	1.7	0.1	0.0
有馬-高槻断層帯	2.6	0.7	0.1	0.0	2.8	0.7	0.1	0.0	5.1	1.4	0.1	0.0
花折断層帯	2.2	0.6	0.1	0.0	2.3	0.6	0.1	0.0	5.0	1.4	0.1	0.0

（出典：2024年及び2025年京都府地震被害想定調査結果）

都市ガスの被害			
断層	供給戸数	供給停止	供給停止率
	戸	戸	%
生駒断層帯	1,086,000	163,000	15.0
有馬-高槻断層帯	1,086,000	402,000	37.0
花折断層帯	1,086,000	707,000	65.1

（出典：2024年及び2025年京都府地震被害想定調査結果）

道路橋の被害						
断層	道路橋					
	橋梁数	震度6強以上の橋梁数	新耐震に準拠	旧耐震に準拠	大被害箇所数	中・小被害箇所数
生駒断層帯	414	178	115	63	5	40
有馬-高槻断層帯	414	187	111	76	6	44
花折断層帯	414	184	105	79	6	44

（出典：2024年及び2025年京都府地震被害想定調査結果）

鉄道の被害				
断層	鉄道			
	新幹線		その他	
	延長（m）	被害箇所数	延長（m）	被害箇所数
生駒断層帯	0	0	19,490	47
有馬-高槻断層帯	0	0	19,490	46
花折断層帯	0	0	19,490	45

（出典：2024年及び2025年京都府地震被害想定調査結果）

４．事故対策編資料

資料4－1 宇治市内危険物施設数

令和7年4月1日現在

区分＼地区別		1 六地蔵・木幡・平尾台	2 五ケ庄	3 菟道・明星町・羽戸山	4 折居台・天神台・宇治・琵琶台	5 槇島町	6 神明	7 小倉町・南陵町	8 羽拍子町・開町・伊勢田町・安田町	9 広野町・寺山台	10 大久保町	11 笠取地区	12 白川・志津川	計
合計		9	36	10	37 (1)	87 (1)	2 (1)	3	20 (1)	13	6 (1)	3	5	231 (5)
製造所									1					1
貯蔵所	屋内	3	6	1	12	13			2	3	3	1		44
	屋外タンク		5		2	5				1				13
	屋内タンク								1				1	2
	地下タンク	4	9	2	7	8		2	12	5		1	4	54
	簡易タンク													
	移動タンク		4	1		17	1							23
	屋外		1			24				1				26
	小計	7	25	4	21	67	1	2	15	10	3	2	5	162
取扱所	給油		1	1	2 (1)	4 (1)	1 (1)	1	1 (1)		1 (1)			12 (5)
	給油(自家用)		3	3		10				1	2			19
	一般	1	5		10	3			1	1		1		22
	一般特例省令	1	2	2	4	3			2	1				15
	小計	2	11	6	16 (1)	20 (1)	1 (1)	1	4 (1)	3	3 (1)	1		68 (5)

（ ）書きは内数、屋内給油取扱所を示す。

資料4－2 災害時給水場所一覧

字名	No.	施設名
六地蔵 木　幡	1	木幡小学校
	2	御蔵山小学校
	3	木幡中学校
	4	北木幡保育所
	5	旧木幡幼稚園
	6	東消防署
	7	御蔵山児童公園
	8	金草原第2児童遊園
	9	南山公園
	10	南山第3児童遊園
平尾台	11	平尾台第1児童公園
五ヶ庄	12	宇治小学校・黄檗中学校
	13	岡屋小学校
	14	黄檗プール（黄檗公園）
	15	宇治浄水場
	16	西川原児童公園
	17	広岡谷第2児童遊園
	18	日皆田児童公園
羽戸山	19	羽戸山第2児童公園
明星町	20	明星第2児童公園
菟　道	21	藪里第2児童遊園
	22	車田児童遊園
	23	みむろど第1児童公園
	24	門ノ前児童遊園
志津川	25	志津川児童遊園
炭　山	26	炭山消防器具庫前
二　尾	27	二尾消防器具庫前
池　尾	28	池尾消防器具庫前
東笠取	29	東笠取消防器具庫前
西笠取	30	笠取小学校
宇　治 天神台 琵琶台	31	菟道第二小学校
	32	宇治中学校
	33	善法保育所
	34	菟道ふれあいセンター
	35	コミュニティワークうじ館
	36	源氏物語ミュージアム
	37	半白第1児童遊園
	38	野神児童公園
	39	宇治大谷児童遊園
折居台	40	文化センター
白　川	41	白川集会所
神　明	42	神明小学校
	43	開浄水場（休止）

字名	No.	施設名
神　明	44	宮西第2児童遊園
	45	神明浄水場
羽拍子町	46	東羽拍子児童遊園
南 陵 町	47	南陵第1児童公園
小 倉 町	48	南小倉小学校
	49	西小倉コミュニティセンター
	50	春日森東児童遊園
	51	天王児童遊園
	52	中畑第2児童遊園
	53	なかよし児童遊園
開　町	54	開地域福祉センター
	55	開第1児童公園
槇 島 町	56	槇島小学校
	57	槇島コミュニティセンター
	58	槇島浄水場（休止）
	59	南落合第2児童遊園
伊勢田町 安 田 町	60	伊勢田小学校
	61	西宇治中学校
	62	西小倉浄水場
	63	砂田第2児童公園
	64	名木第2児童公園
	65	伊勢田救急出張所
寺 山 台	66	尖山児童公園
広 野 町	67	大久保小学校
	68	大開小学校
	69	奥広野取水場
	70	緑ヶ原児童公園
	71	桐生谷西児童遊園
	72	東裏第3遊園
	73	桐生谷児童公園
	74	広野丸山南児童遊園
	75	宮谷児童公園
	76	宮谷第2公園
	77	源氏ヶ丘児童遊園
	78	とんがり山南公園
大久保町	79	西大久保小学校
	80	大久保青少年センター
	81	南宇治コミュニティセンター

（注1）この給水場所は、全市的な災害時に適用するもので、局地的な断水については一覧表の給水場所にかかわらず別途お知らせします。

資料4－3 航空事故発生時情報連絡系統図

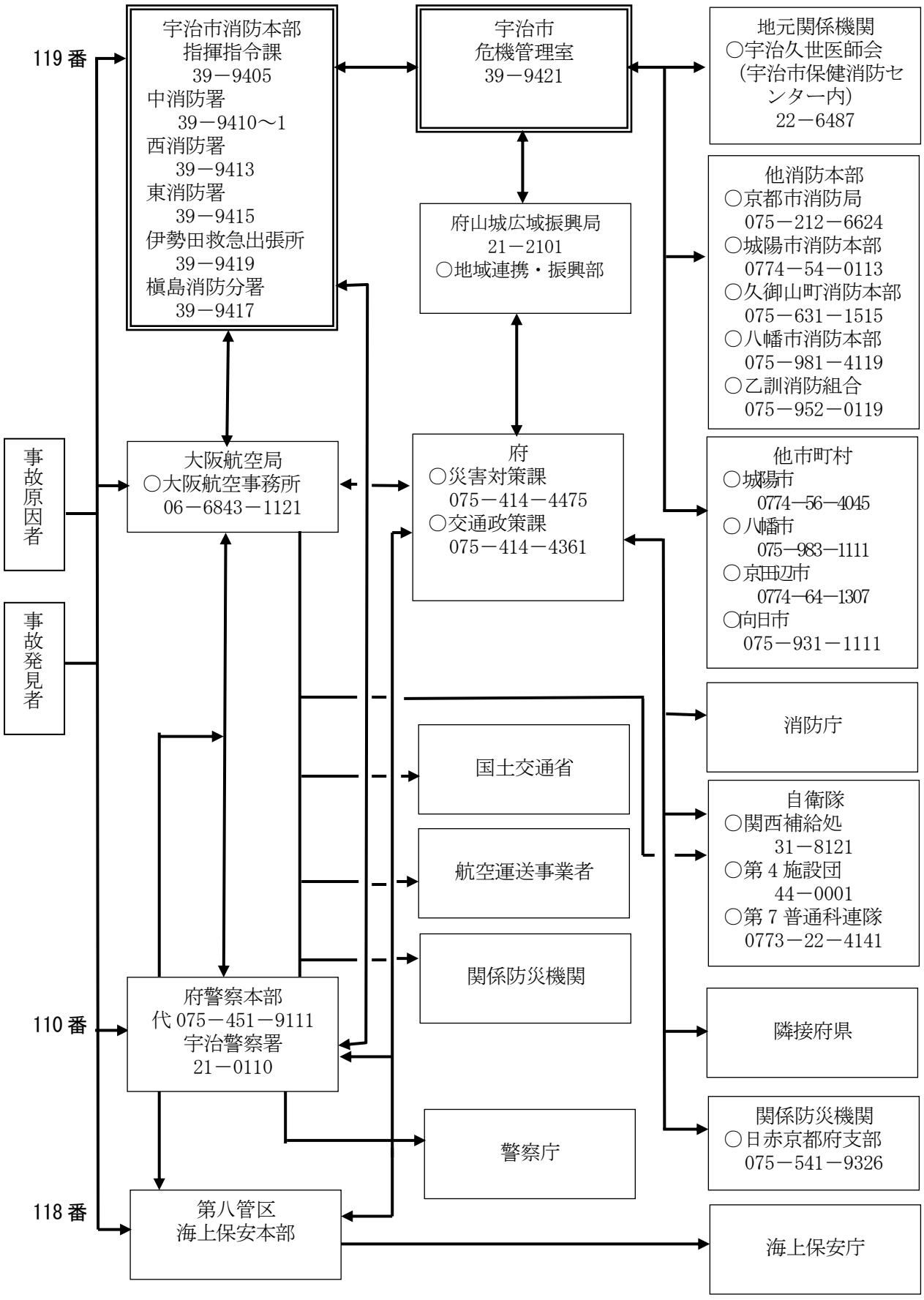

資料4－4 鉄道事故発生時情報連絡系統図

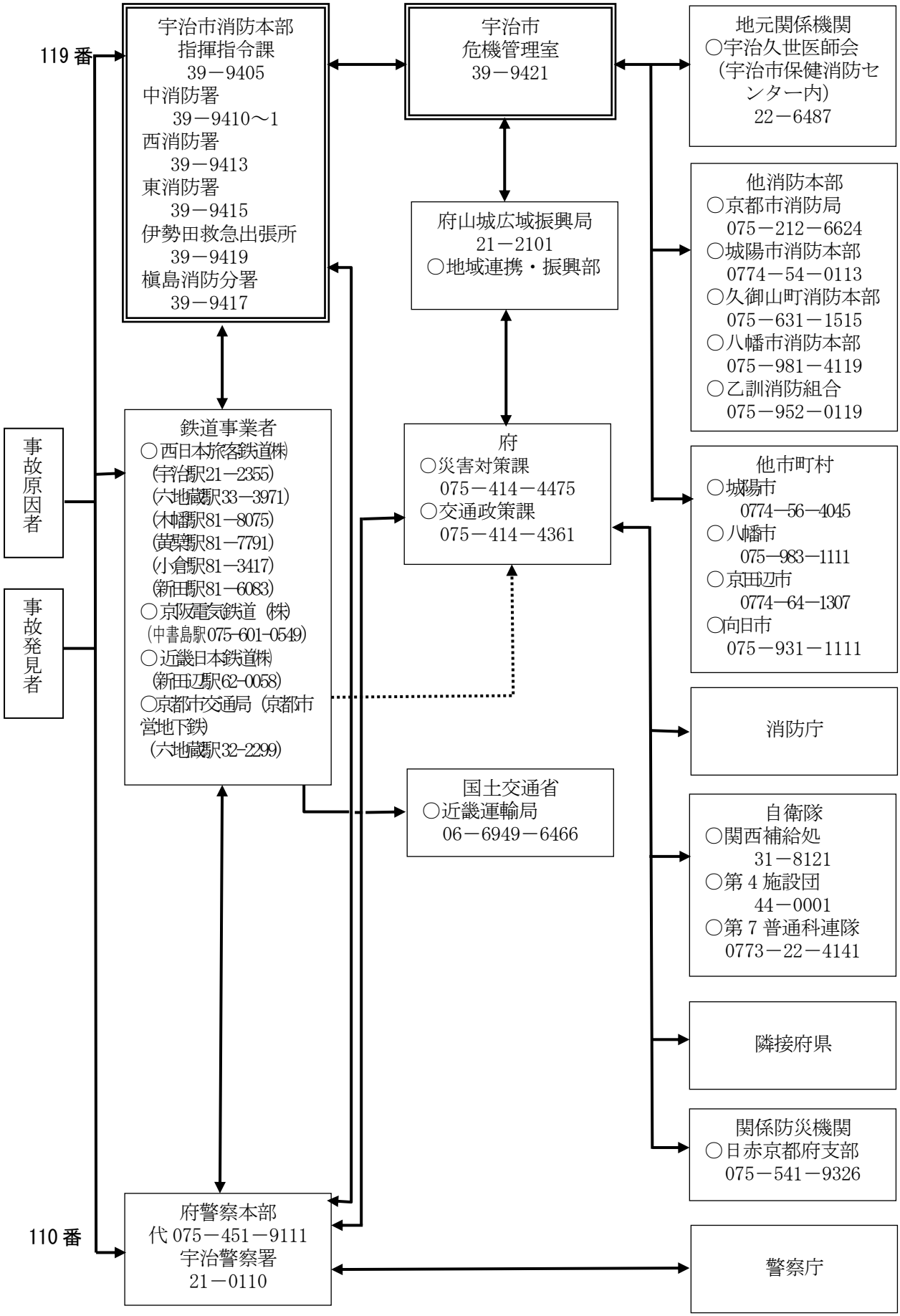

資料4－5 道路事故発生時情報連絡系統図

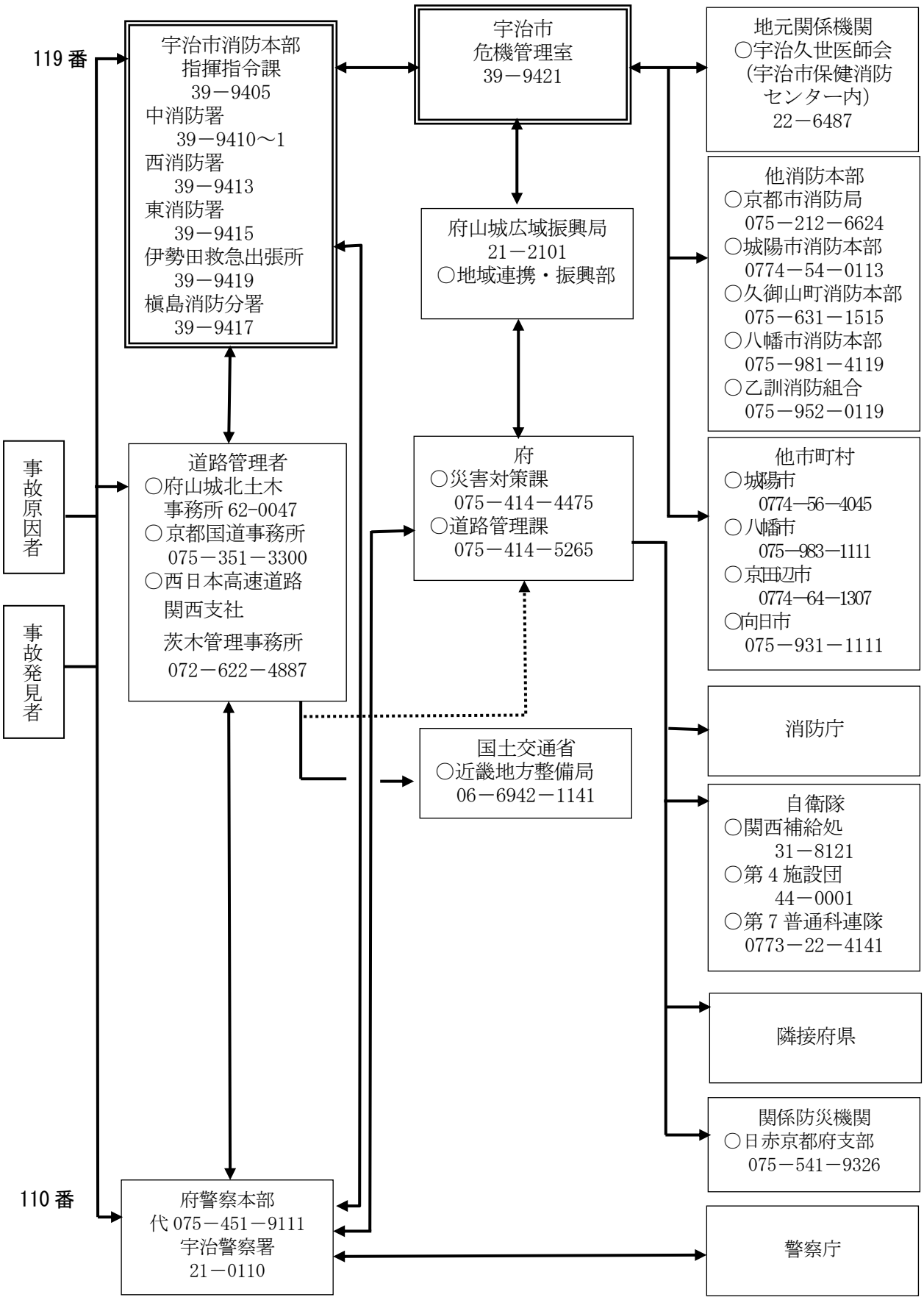

資料4－6 危険物事故発生時情報連絡系統図

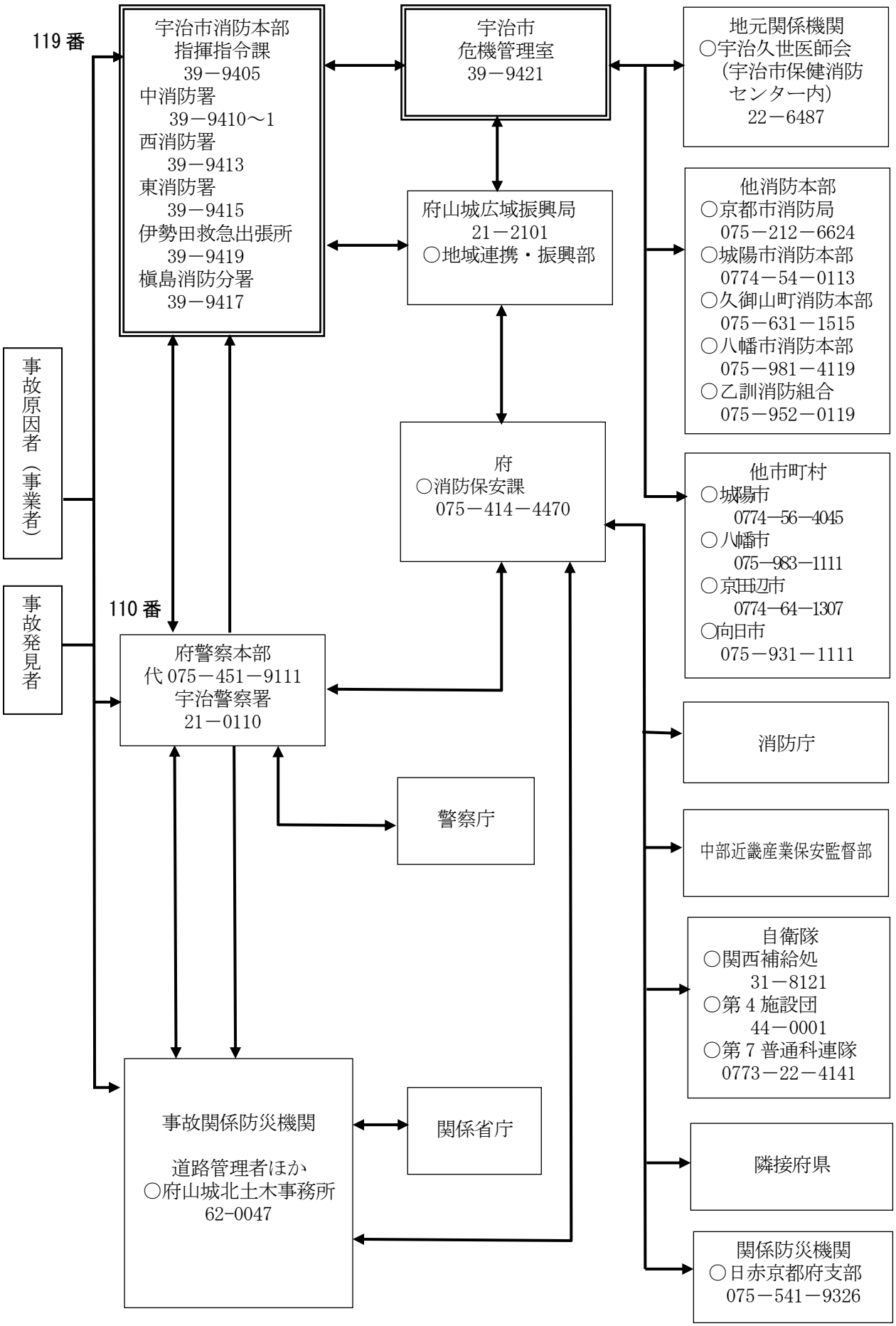

資料4－7　火薬類事故発生時情報連絡系統図

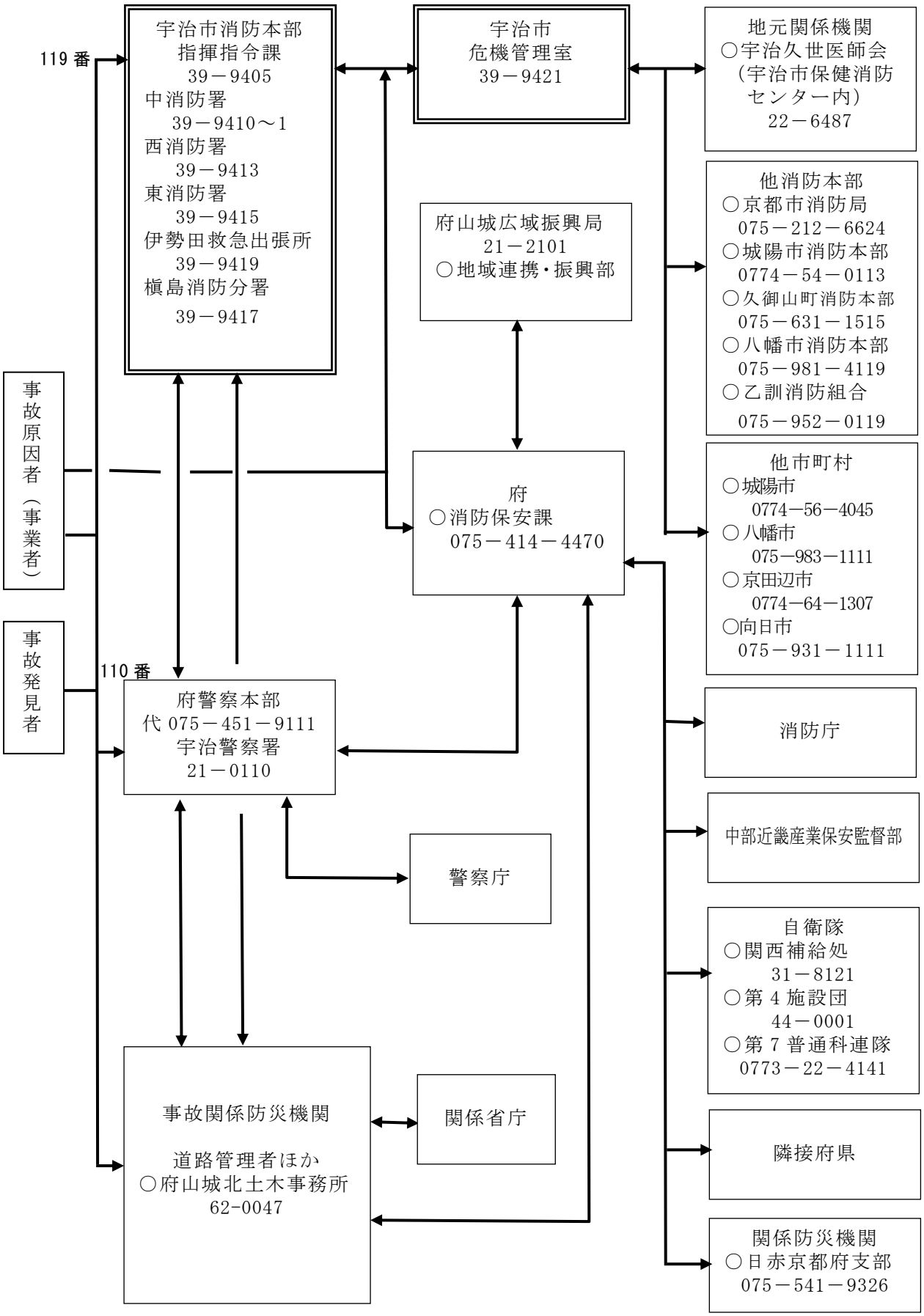

資料４－８ 高圧ガス事故発生時情報連絡系統図

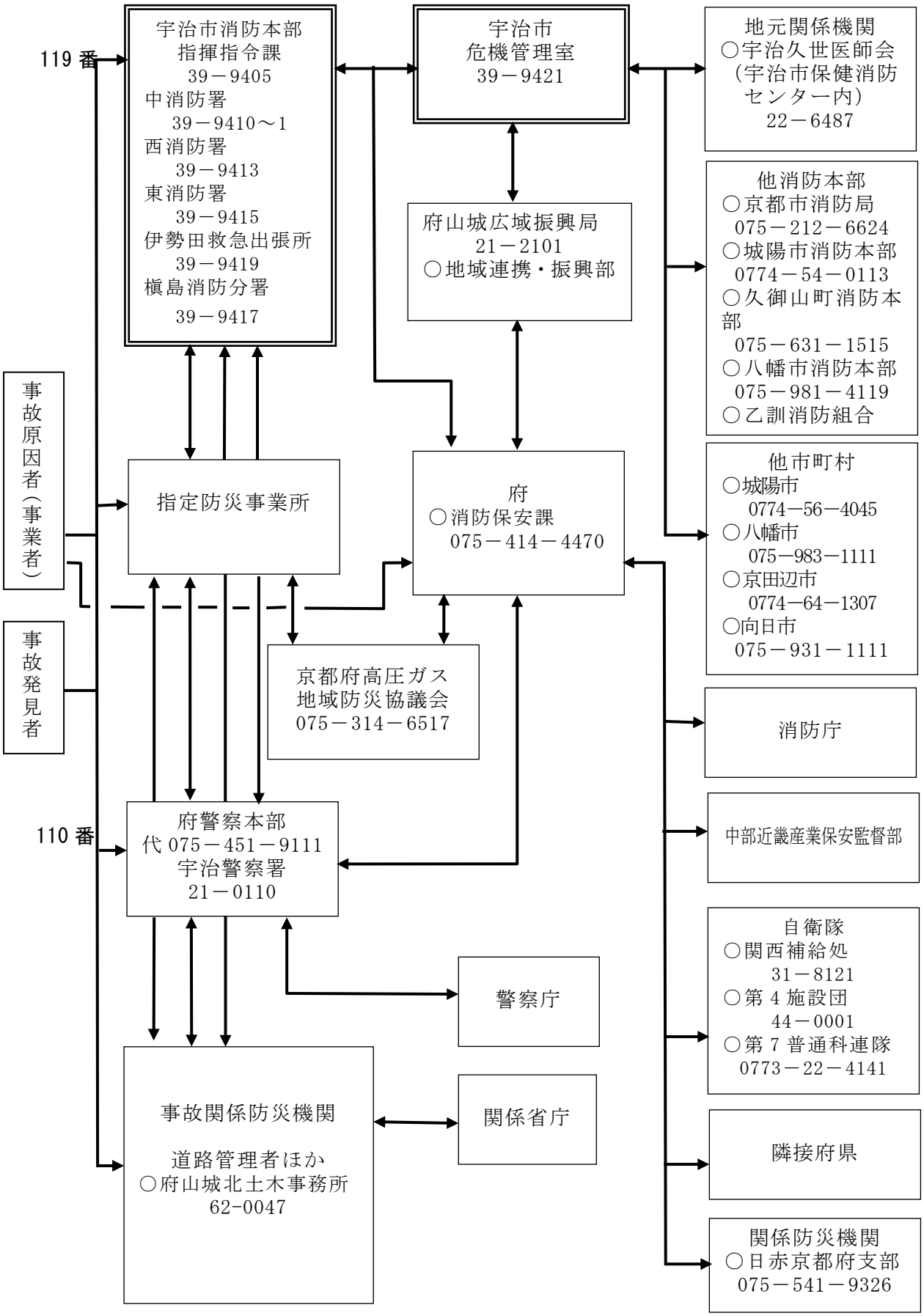

資料４－９ 都市ガス等事故発生時情報連絡系統図

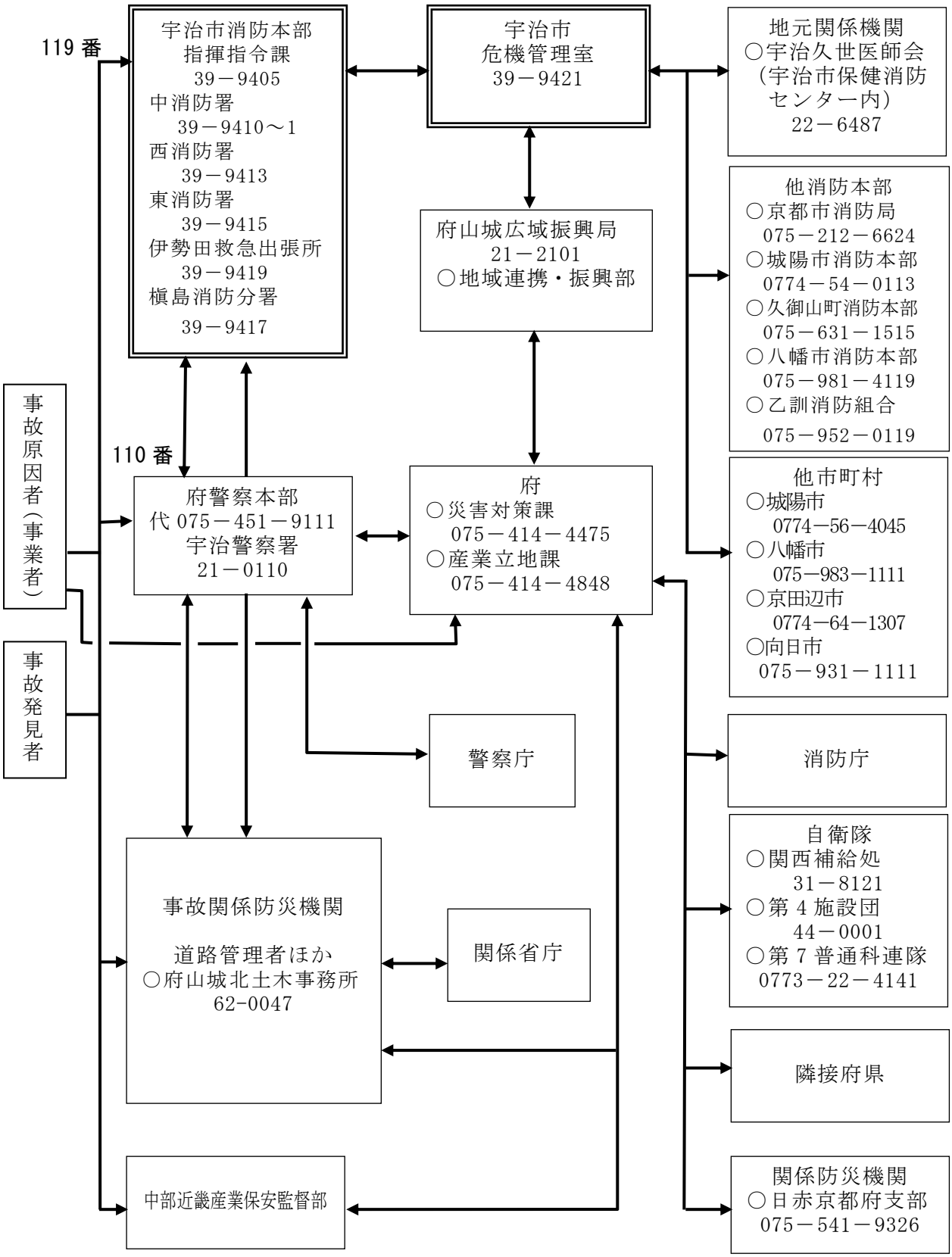

資料4－10 毒物･劇物事故発生時情報連絡系統図

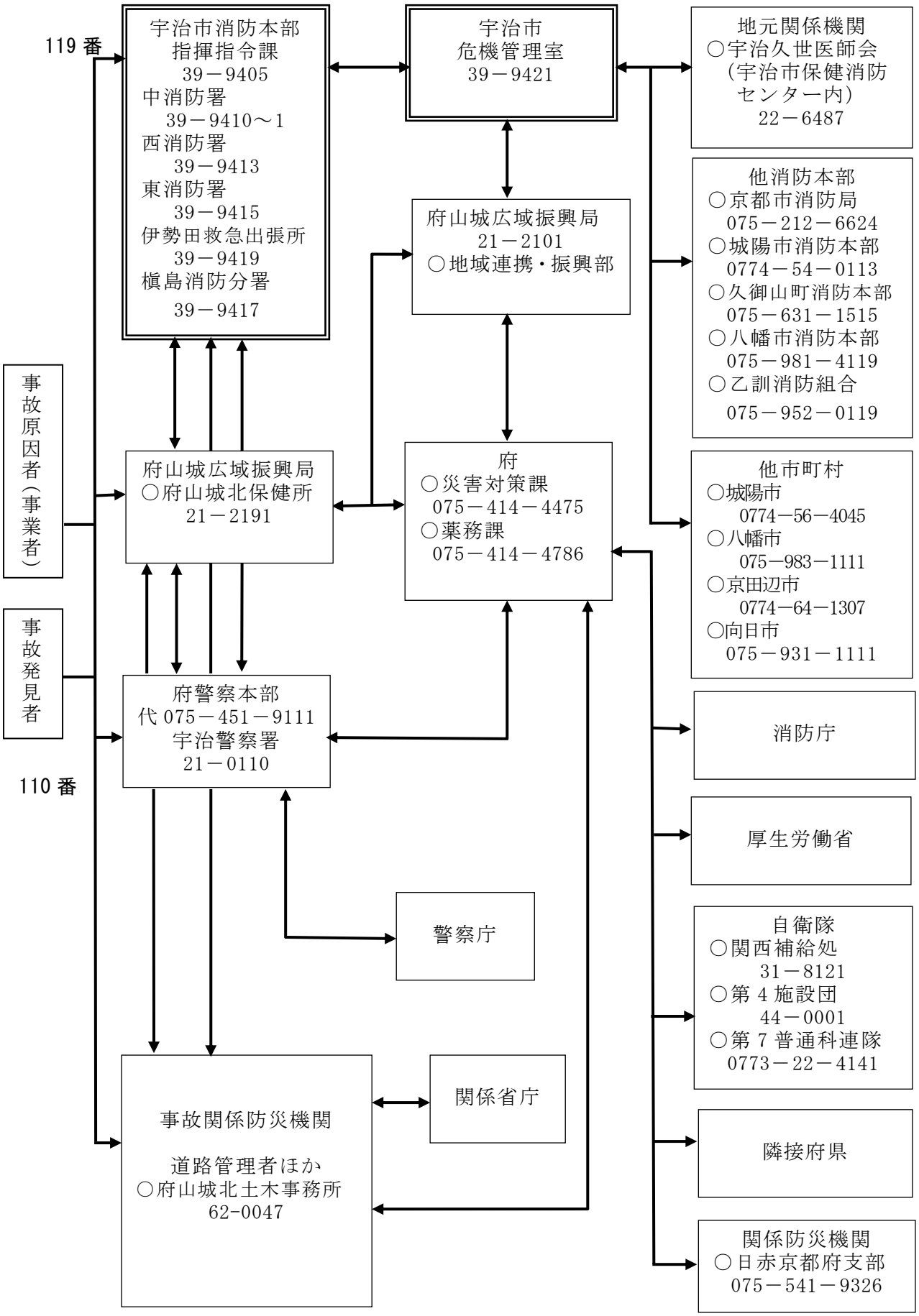

資料4－11　原子力発電施設以外の放射線障害発生時情報連絡系統図

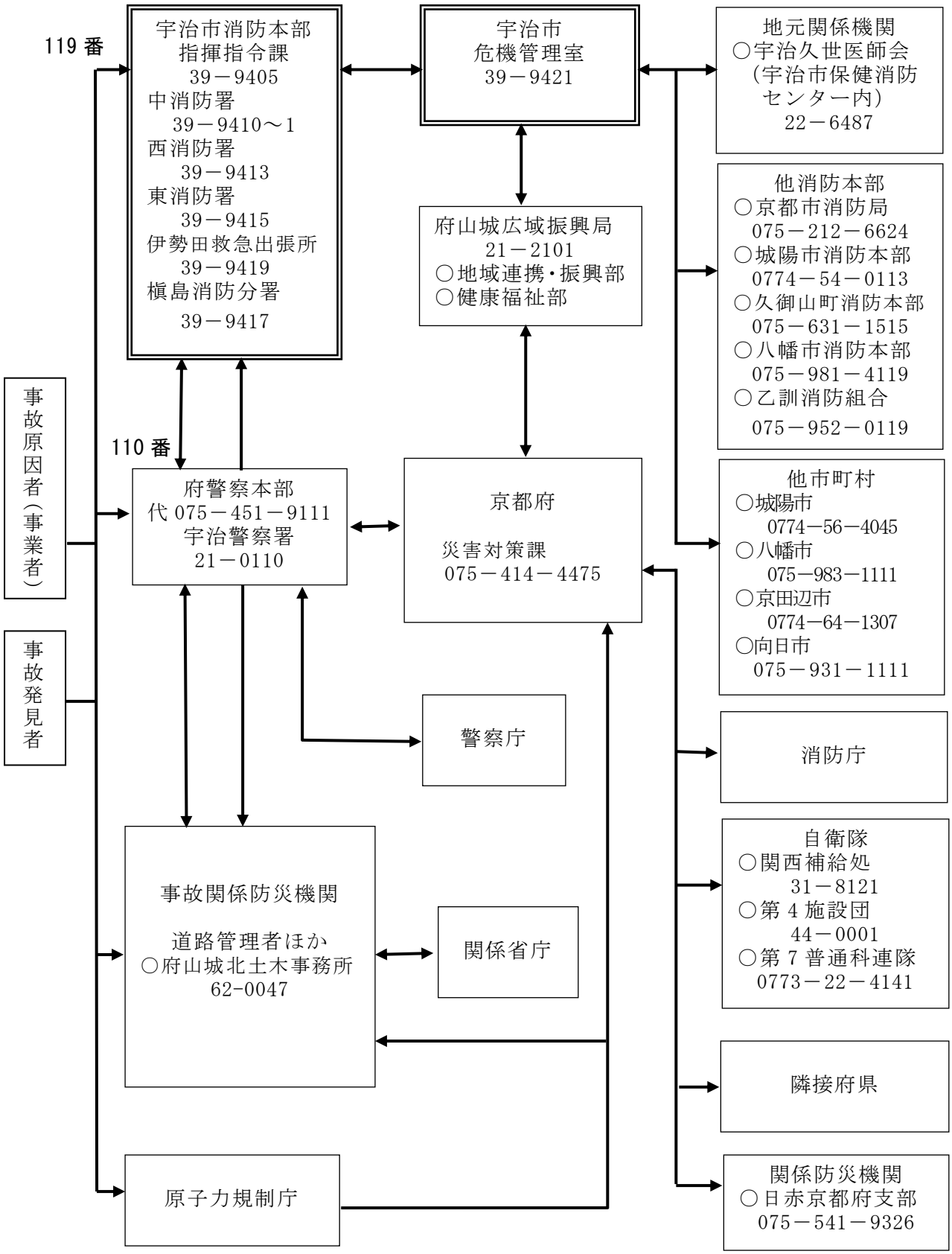

資料4－12 大規模火災発生時情報連絡系統図

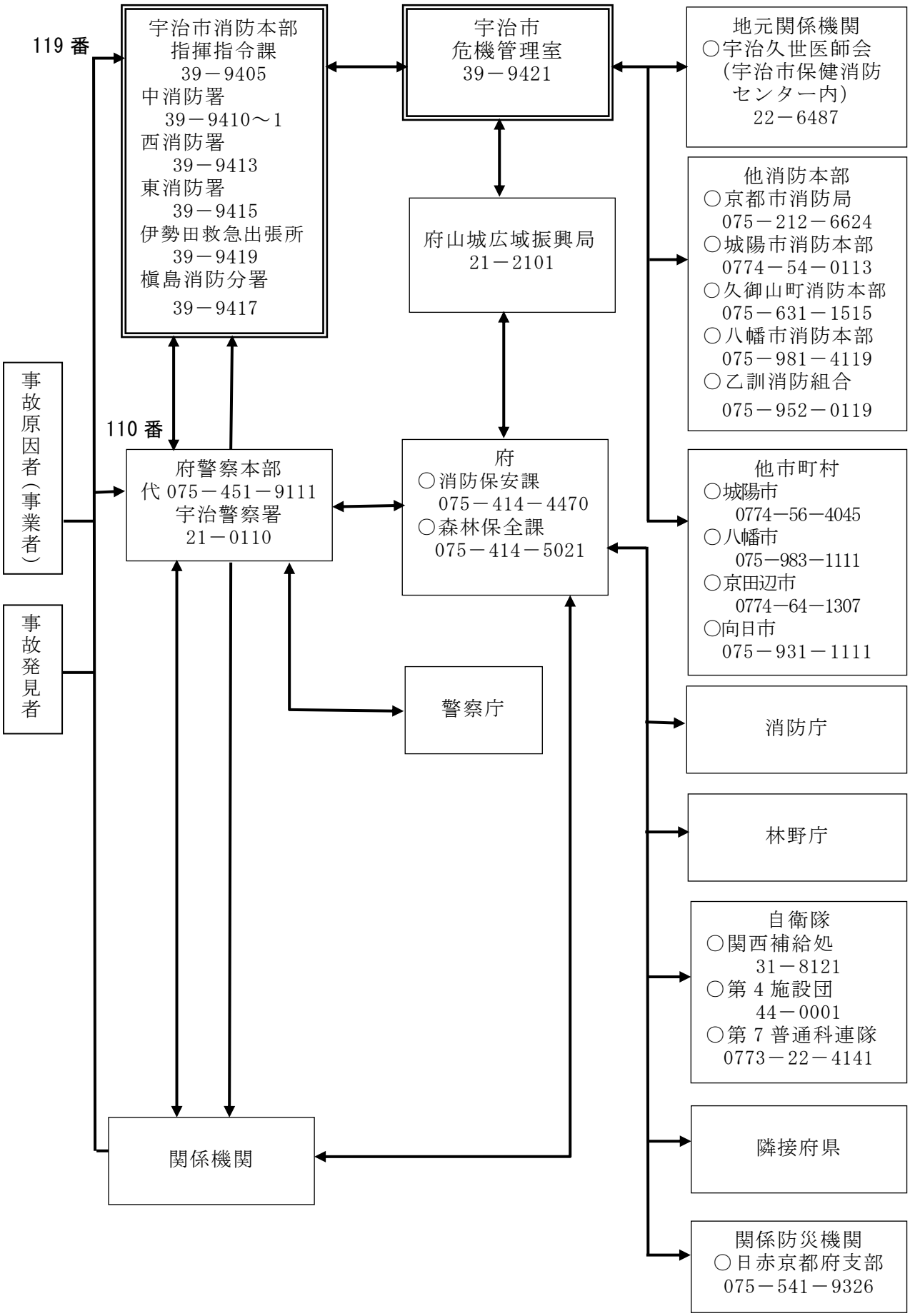

資料4－13 広域停電事故発生時情報連絡系統図